

目 次

第1部 総則

● 大阪府で震度4以上を観測した地震	1-1
● 大阪府域に被害をもたらしたと考えられる主要な歴史地震	1-2
● 大阪府に被害をもたらした主な台風・豪雨の状況及び被害	1-7
● 大阪府内における主な火災	1-8
● 大阪府内における主な事故	1-8
● 大阪府防災会議条例	1-9
● 大阪府防災会議運営要綱	1-11
● 大阪府防災会議委員名簿	1-13
● 大阪府防災会議開催状況一覧表	1-15
● 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	1-16
● 地震防災対策特別措置法	1-17
● 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	1-28

第2部 災害予防計画

第1 災害に強い『都市空間づくり』

● 大阪府民間老朽住宅建替支援事業の概要	2-1-1
● 特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地	2-1-2
● 生野区南部地区整備事業概要図	2-1-3
● 市街地再開発事業・土地区画整理事業 実施地区位置図	2-1-4
● 市街地再開発事業一覧	2-1-5
● 土地区画整理事業一覧	2-1-6
● 大規模住宅地の整備 実施地区位置図	2-1-7
● 地区計画一覧	2-1-8
● 地区計画（再開発促進区を定めるもの）一覧	2-1-10
● 防火地域及び準防火地域指定図	2-1-11
● 港湾緑地の整備計画図	2-1-12
● 広域避難場所及び避難路の整備図	2-1-13
● 仮設トイレ汚水受け入れ施設の設置に関する協定書	2-1-14
● 広域避難場所仮設トイレ汚水受け入れ施設イメージ	2-1-18
● 仮設トイレ汚水受け入れ施設整備箇所	2-1-19
● 飲料用耐震性貯水槽設置一覧表	2-1-20
● 輸送基地及び災害時用ヘリポートの整備計画一覧表	2-1-21
● 緊急交通路、輸送基地及び災害時用ヘリポートの整備計画図	2-1-22
● 災害時用ヘリポートの位置図	2-1-23
● 防災船着場位置図	2-1-46

第2 災害に強い『都市施設づくり』

● 土木構造物の耐震性向上の指針（概要）	2-2-1
● 高規格堤防整備事業（スーパー堤防）	2-2-8
● 寝屋川流域総合治水対策	2-2-9
● 河川高潮対策事業図	2-2-10
● 港湾地帯防災事業	2-2-11
● 給・配水拠点ネットワークの整備計画図	2-2-12

●	配水系統幹線ネットワーク構想図	-----	2-2-13
●	主要浸水対策事業路線図	-----	2-2-14
●	避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地	-----	2-2-15
●	大阪市内の累積沈下等量線推定図	-----	2-2-22
●	建築物の耐震性向上の指針（概要）	-----	2-2-23
第3 災害に強い『人と組織づくり』			
●	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	-----	2-3-1
●	災害時におけるボランティア活動支援要綱	-----	2-3-4
●	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定締結団体	-----	2-3-7
●	大阪市退職者による災害者ボランティア制度設置要綱	-----	2-3-8
第4 地震被害軽減のための『防災体制づくり』			
●	下水の高度処理水の利用による防火・生活雑用水供給設備の整備（震災時）	--	2-4-1
●	地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	-----	2-4-2
●	地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定の解釈運用基準	--	2-4-4
●	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	-----	2-4-7
第3部 災害応急対策計画			
1 組織計画			
●	大阪市災害対策本部条例	-----	3-1-1
●	臨時電話架設場所一覧表	-----	3-1-2
●	市域が震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応	-----	3-1-3
2 動員計画			
●	動員報告書	-----	3-2-1
3 応援要請計画			
●	20大都市災害時相互応援に関する協定	-----	3-3-1
●	20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	-----	3-3-3
●	大阪市、八尾市消防相互応援協定	-----	3-3-6
●	大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、 松原市、大東市、豊中市、尼崎市、摂津市消防相互応援協定	-----	3-3-8
●	大阪府下広域消防相互応援協定	-----	3-3-10
●	四都市消防相互応援協定	-----	3-3-13
●	船舶火災の消火に関する業務協定	-----	3-3-15
●	大阪湾消防艇相互応援協定	-----	3-3-17
●	大阪湾消防艇相互応援協定に基づく覚書	-----	3-3-19
●	大阪市・〇〇市（町村消防組合）航空消防応援協定	-----	3-3-21
●	東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定	-----	3-3-23
●	大阪市と伊丹市、池田市との消防相互応援協定	-----	3-3-25
●	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	-----	3-3-26
●	関西国際空港消防相互応援協定	-----	3-3-28
●	18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	-----	3-3-31
●	18大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目	-----	3-3-35
●	大阪府水道と大阪市水道の災害相互応援に関する協定	-----	3-3-40

● 大阪府水道と大阪市水道の相互援助の実施に関する覚書	-----	3-3-41
● 大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定	-----	3-3-43
● 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	--	3-3-44
● 近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	-----	3-3-49
● 大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定	-----	3-3-52
● 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定	-----	3-3-53
● 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施細目	-----	3-3-55
● 羽曳野市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定	-----	3-3-58
● 災害時における医療救護についての協定書	-----	3-3-60
● 災害時用医薬品等の供給に関する協定書	-----	3-3-62
● 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書	-----	3-3-66
● 自衛隊の災害派遣要請の様式	-----	3-3-68
● 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請の様式	-----	3-3-68
4 消防活動計画		
● 警防機械配置一覧表	-----	3-4-1
● 可搬式ポンプ設置状況一覧表	-----	3-4-2
● 防火水槽設置場所一覧表	-----	3-4-18
● 指定消防水利<プール>設置場所	-----	3-4-57
6 応急避難計画		
● 広域避難場所一覧表	-----	3-6-1
● 避難路一覧表	-----	3-6-2
● 収容避難所・一時避難所総括表	-----	3-6-4
● 区別収容避難所・一時避難所一覧表	-----	3-6-5
● 収容避難所の福祉的整備	-----	3-6-45
● 警戒区域の設定権限者一覧表	-----	3-6-45
● 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書	-----	3-6-46
● 避難勧告等伝達系統図	-----	3-6-48
7 災害情報収集・伝達計画		
● 災害情報連絡主任設置規程	-----	3-7-1
● 気象予報・警報等の種類及び基準一覧表	-----	3-7-3
● 気象予報・警報等の伝達系統総括図	-----	3-7-7
● 気象予報・警報等の伝達系統具体図	-----	3-7-8
● 津波予報等の伝達系統総括図	-----	3-7-9
● 津波予報等の伝達系統具体図	-----	3-7-10
● 水防警報の伝達系統図	-----	3-7-11
● 淀川洪水予報・警報等の伝達系統図	-----	3-7-12
● 大和川洪水予報・警報等の伝達系統図	-----	3-7-13
● 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図	-----	3-7-14
● 神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図	-----	3-7-15
● 各種警報等の伝達系統図	-----	3-7-16
● 異常現象発見時の伝達系統図	-----	3-7-16
● 大阪府震度計配置図	-----	3-7-17
● 気象庁震度階級関連解説表	-----	3-7-19

●	被害状況報告書（概況・変動・最終）	-----	3-7-24	
●	被害状況報告書（詳報）	-----	3-7-25	
●	被害の認定基準表	-----	3-7-28	
●	被害状況等報告基準表	-----	3-7-31	
●	災害概況即報（大阪府）	-----	3-7-34	
●	災害状況即報（大阪府）	-----	3-7-35	
●	災害確定報告（大阪府）	-----	3-7-36	
8	通信運用計画			
●	大阪市防災行政無線地域防災無線協議会会員名簿	-----	3-8-1	
●	大阪市防災行政無線回線構成図	-----	3-8-2	
●	無線局の種別・呼出名称・設置場所等一覧表	-----	3-8-3	
●	港湾無線現況表	-----	3-8-43	
●	港湾基地局無線通信系統図	-----	3-8-43	
●	港湾局無線通信系統図	-----	3-8-44	
●	水道業務用無線回線構成図	-----	3-8-45	
●	水道業務用無線	-----	3-8-46	
●	交通無線現況表	-----	3-8-50	
●	交通局無線通信系統図	-----	3-8-50	
●	消防無線現況表	-----	3-8-51	
●	消防無線配置一覧表	-----	3-8-51	
●	消防局無線系統図	-----	3-8-52	
●	消防情報システム構成図	-----	3-8-53	
●	主要庁舎非常用自家発電設備現況表	-----	3-8-54	
9	広報活動計画			
●	災害時における放送要請に関する協定書（日本放送協会 大阪放送局）	-----	3-9-1	
●	〃	（民間放送各社）	-----	3-9-2
●	災害時における放送要請に関する覚書（日本放送協会 大阪放送局）	-----	3-9-3	
●	〃	（民間放送各社）	-----	3-9-4
●	緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会 大阪放送局）	-----	3-9-5	
●	緊急警報放送の放送要請に関する覚書（民間放送各社）	-----	3-9-6	
●	各放送機関に対する放送要請に係る連絡体制フロー	-----	3-9-8	
●	様式1 放送要請書	-----	3-9-9	
●	別表	-----	3-9-10	
11	危険物災害応急対策計画			
●	消火薬剤等保有量一覧表	-----	3-11-1	
●	海上排出油事故対策用資器材保有状況	-----	3-11-2	
●	海上排出油事故発生時における情報連絡系統図	-----	3-11-2	
12	輸送計画			
●	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書	-----	3-12-1	
●	市有船艇現況一覧表	-----	3-12-3	
●	浮体式防災基地の概要	-----	3-12-4	
●	緊急交通路一覧表	-----	3-12-5	

● 交通規制権限者一覧表	-----	3-12-6
● スーパー中樞港湾阪神港における大規模災害時の港湾施設の相互利用に関する協定	-----	3-12-7
● 広域連携による大規模災害時の国際コンテナ物流機能の確保に関する基本合意事項	-----	3-12-9
15 飲料水、食糧、生活関連物資の供給計画		
● 応急給水の水源となる浄・配水池一覧表	-----	3-15-1
● 給水車への注水設備設置状況一覧表	-----	3-15-2
● 応急給水用資器材保有量一覧表	-----	3-15-2
● 大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書	-----	3-15-3
● 大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書実施細目	-----	3-15-4
● 緊急時における水道使用者への情報提供に関する協力協定	-----	3-15-6
● 大阪市水道施設に係る非常災害時等における応急措置の協力に関する覚書	---	3-15-8
● 緊急輸送に関する覚書	-----	3-15-9
● 備蓄食糧の現況表	-----	3-15-10
● 炊き出し用米穀の調達図	-----	3-15-11
● 府知事と連絡がとれる場合の米穀（精米）の調達図	-----	3-15-12
● 府知事と連絡がとれる場合の乾パンの調達図	-----	3-15-13
● 府知事と連絡がとれない場合の米穀（玄米）の調達図	-----	3-15-14
● その他の食糧品の調達図（その1）	-----	3-15-15
● その他の食糧品の調達図（その2）	-----	3-15-16
● 災害対策従事者の副食等の調達図	-----	3-15-17
● 炊出給食の相互応援図	-----	3-15-18
● 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定	-----	3-15-19
● 非常災害時における相互協力の覚書	-----	3-15-21
● 災害時における物資の供給等の協力に関する協定	-----	3-15-22
● 備蓄物資の現況表	-----	3-15-25
● 災害時における飲料の提供協力に関する協定書	-----	3-15-26
16 医療・救護計画		
● 大阪府域災害拠点病院	-----	3-16-1
18 清掃計画		
● 埋立処分地現況一覧表	-----	3-18-1
● 収集車両等現況一覧表	-----	3-18-1
● し尿処理施設現況一覧表	-----	3-18-2
● し尿収集業者名簿	-----	3-18-2
● 清掃作業車両保有業者名簿	-----	3-18-2
19 行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬計画		
● 市立火葬場現況一覧表	-----	3-19-1
● 災害時の葬祭業務の委託に関する協定書	-----	3-19-2
20 ライフライン施設の応急対応計画		
● 大阪市水道配水設備図	-----	3-20-1
● 降雨情報システム概要図	-----	3-20-2
● 下水道施設現況一覧表	-----	3-20-3

● 下水処理場一覧表	-----	3-20-4
● ポンプ場別排水能力一覧表	-----	3-20-5
● 下水処理区図と下水処理場	-----	3-20-7
● 電力施設の現況	-----	3-20-8
● ガス施設の現況	-----	3-20-9
● 電気通信施設の現況	-----	3-20-9
● 放送施設の現況	-----	3-20-10
22 建築物、住宅応急対策計画		
● 大阪市地下街一覧表	-----	3-22-1
● 11階以上の建築物数	-----	3-22-2
● 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	-----	3-22-3
● 大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要となる資機材等の提供協力等に関する協定書	-----	3-22-4
23 公共施設の応急対策計画		
● 大阪市内道路現況	-----	3-23-1
● 大阪港咲洲トンネルの概要	-----	3-23-2
● 大阪市内河川管理区分図	-----	3-23-3
● 港湾施設一覧表	-----	3-23-4
● 防潮扉・水門一覧表	-----	3-23-5
● 防潮扉、水門位置図	-----	3-23-17
● 港湾地域の防潮堤天端高図	-----	3-23-25
● 港湾地域の水門及び排水ポンプ場位置図	-----	3-23-26
● 交通規制基準（阪神高速道路株式会社）	-----	3-23-27
● 防災体制の発令基準	-----	3-23-28
● 道路通行規制基準等	-----	3-23-29
● 異常降雨関係道路通行規制基準等	-----	3-23-30
● 地下鉄及びニュートラム施設の種類及び現況表	-----	3-23-32
● 工事中における交通局工事事務所緊急時人員編成表	-----	3-23-33
● 交通局緊急連絡体制系統図	-----	3-23-34
● 鉄軌道事業の概要	-----	3-23-36
● 舞洲ヘリポート概況図	-----	3-23-37
● 舞洲ヘリポート緊急連絡体制	-----	3-23-38
24 災害対策要員確保計画		
● 赤十字奉仕団現況表	-----	3-24-1

第1部 総則

大阪市で震度4以上を観測した地震

(資料：大阪管区気象台)

地震発生				震度	震央地名(地震名)	北緯	東経	深さ km	規模 M
年	月	日	時分						
明治24(1891)	10	28	6:38	4	岐阜県南西部(濃尾地震)	35度36分	136度36分	10	8.0
明治25(1892)	1	3	16:21	4	岐阜県南東部(濃尾地震余震)	35度18分	137度06分	10	5.5
明治27(1894)	1	10	18:45	4	岐阜県南西部(濃尾地震余震)	35度24分	136度42分	10	6.3
明治32(1899)	3	7	9:55	4	三重県南部	34度06分	136度06分	60	7.0
明治42(1909)	8	14	15:31	4	滋賀県北東部(姉川地震)	35度24分	136度18分	10	6.8
大正 5(1916)	11	26	14:08	4	淡路島	34度36分	135度00分	10	6.1
大正14(1925)	5	23	11:09	4	兵庫県北部(北但馬地震)	35度34分	134度50分	0	6.8
昭和 2(1927)	3	7	18:27	4	京都府北部(北丹後地震)	35度38分	134度56分	18	7.3
昭和11(1936)	2	21	10:07	5	奈良県(河内大和地震)	34度31分	135度42分	18	6.4
昭和18(1943)	9	10	17:36	4	鳥取県東部(鳥取地震)	35度28分	134度11分	0	7.2
昭和19(1944)	12	7	13:35	4	三重県南東沖(東南海地震)	33度34分	136度11分	40	7.9
昭和21(1946)	12	21	4:19	4	和歌山県南方沖(南海地震)	32度56分	135度51分	24	8.0
昭和23(1948)	6	15	20:44	4	紀伊水道(日高川地震)	33度43分	135度17分	0	6.7
昭和27(1952)	7	18	1:09	4	奈良県(吉野地震)	34度27分	135度46分	61	6.7
昭和38(1963)	3	27	6:34	4	若狭湾(越前岬沖地震)	35度49分	135度48分	14	6.9
昭和44(1969)	9	9	14:15	4	岐阜県美濃中西部	35度47分	137度04分	0	6.6
昭和60(1985)	1	6	0:45	4	和歌山県北部	34度11.0分	135度32.9分	70	5.8
平成 7(1995)	1	17	5:46	4	大阪湾(兵庫県南部地震)	34度35.9分	135度02.1分	16	7.3
平成 7(1995)	1	25	23:15	4	兵庫県南東部	34度47.6分	135度18.3分	15	5.1
平成12(2000)	10	6	13:30	4	鳥取県西部(鳥取県西部地震)	35度16.5分	133度20.9分	9	7.3
平成16(2004)	9	5	19:07	4	三重県南東沖	33度02.0分	136度47.9分	38	7.1
平成16(2004)	9	5	23:57	4	三重県南東沖	33度08.3分	137度08.5分	44	7.4

大阪市域に被害をもたらしたと考えられる主要な歴史地震

西暦年月日	和暦年月日	M	発生地/地震名	津波	地震に関する記述	資料
684年 11月29日	天武13年 10月14日	8.3	土佐その他南海・東海・西海地方	10~20m程度	山崩れ、河湧き、家屋社寺の倒潰、人、家畜の死傷多く、津波来襲して土佐の船多数沈没。土佐で田苑50余万頃(約12km ²)沈下して海となった。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	理科年表
734年 5月18日	天平6年 4月7日		西日本太平洋側	大津波	山崩れ、河湧き、諸国の郡官舎・百姓倉・寺塔・神社の壊多く、人畜の死傷多し。津波来襲し、土佐の運調船多数沈没。土佐で田苑50余万頃(約12km ²)沈下して海となる。伊予の温泉湧出止まる。南海トラフ内側のM8級の巨大地震と思われる。	地震の事典
887年 8月26日	仁和3年 7月30日	8.0~ 8.5	畿内・七道諸国	10~20m程度	民家倒潰し圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れが無数に発生した。	理科年表
1099年 2月22日	康和1年 1月24日	8.0~ 8.3	五畿・七道 諸国(主として西日本太平洋側)	大津波	京都で民家・官舎の倒潰多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い溺死多数、特に摂津での津波の被害が大きかった。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	理科年表
1299年 6月4日	正安1年 4月25日		南海道・畿内	津波	京都で諸司官舎および東西両京の民家の倒潰あり、圧死多数。五畿七道諸国で官舎破壊多し。津波あり、溺死者多数。摂津の国で被害が最もひどかった。余震8月末まで続く。南海トラフ内側のM8級の巨大地震と思われる。	地震の事典
1360年 11月22日	正平15年 10月5日	7.5~ 8.0	近畿・四国 南海道・畿内	津波	興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があつたらしい。	理科年表
1361年 8月3日	正平15年 6月24日	8.2~ 8.5	近畿中部南部・四国	大津波	興福寺大門、回廊転倒、塔破壊、西金堂小破。摂津天王寺被害。土佐田千余町海に沈む。南海道沖のM8級の巨大地震とみられる。	地震の事典
1299年 6月4日	正安1年 4月25日		大阪・畿内		興福寺西金堂・塔小破。大門と回廊が倒れた。摂津天王寺回廊倒れる。土佐で田千余町(約1000ha)みな海に沈む。『近衛家文書』によると木曾川下流の鹿取・野代の地が「空襲海塵」の状態となったが数十年後にしばらく陸地となり開作可能となった。津波記事未発見。津波ありしこと疑いなし。	新編日本被害史料第1巻
1360年 11月22日	正平15年 10月5日	7.5~ 8.0	紀伊・摂津 紀伊半島 大阪湾	4~6m程度 津波?	近江勢多橋が落ちた。	新収日本地震史料第1巻
1361年 8月3日	正平15年 6月24日	8.2~ 8.5	畿内・土佐・阿波	10~20m程度	『本朝年代記』によると天王寺金堂倒れる。京都南禅寺堂社も倒れ、畿内で1万人余というも、他の文献なし。再考を要す。	新編日本被害地震総覧
			紀伊半島	津波?	4日に大震、5日に再震、6日の六つ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲し、人馬牛の死が多かった。	理科年表
			大阪湾	津波?	6日朝津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛死多し。	地震の事典
			畿内・土佐・阿波	10~20m程度	摂津四天王寺の金堂転倒し、圧死5。その他、諸寺諸堂に被害が多かった。津波で摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波の雪(由岐)湊で流失1700戸、流死60余。余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	理科年表
			近畿中部南部・四国	大津波	摂津四天王寺の金堂転倒、5人圧死。奈良招提寺・薬師寺・山城東寺などの、諸寺の堂塔倒れ、傾き、或いは破損。紀伊熊野神社の社頭並びに仮殿その他ことごとく破損。熊野山の山路並びに山河の破損多く、湯の峰温泉の湧出が止まった。余震が多かった。	地震の事典
					津波により摂津・阿波・土佐で被害。阿波雪(由岐)湊全滅、家屋流失1700、死60(以上)。難波浦では数百町潮が干いて、約1時間後に津波来襲、漁師数百人溺死。〔阿波(周防)鳴門で潮がかれた。〕南海道沖のM8級の巨大地震とみられる。	

西暦年月日	和暦年月日	M	発生地/地震名	津波	地震に関する記述	資料
1498年 9月20日	明応7年 8月25日	8.2~ 8.4	東海道全般	10~20m程 度	死者41,000名、紀伊から房総にかけての海岸にかけての房総に大津波が襲ったが、被害はそれほどでもない。津波が紀伊から房総の海岸を襲い、紀伊大湊で家屋流失1千戸、溺死5千、伊勢・志摩で溺死1万、静岡県志太郡で溺死2万6千など。南海トラフ沿いの巨大地震とみられる。	理科年表 地震の事典
			【明応地震】	大津波	死者41,200。紀伊から房総にかけての沿岸地方で甲斐で振動大きく、熊野本宮の社殿倒れ、那智の坊舎が崩れ、遠江では山崩れ、地裂けた。湯ノ峰温泉は10月8日まで湧出が止まった。京都では余震が10月まで続いた。 津波は紀伊から房総までの海岸を襲い、被害が大きかった。伊勢大湊で家屋流失1千、溺死5千、大湊領塩屋村では180戸ほとんど全滅して生き残った者わずか4~5人。伊勢・志摩で波高6~10m程度、溺死1万。遠州灘・駿河湾沿岸で被害が大きかった。 波高は駿河湾内江梨(沼津市)・小川(焼津市)で8m「水死2万6千」。西伊豆仁科郷では津波は海岸から18~19町の内陸に達した。鎌倉では波が八幡宮参道に達し、流失200。安房小湊誕生、寺流没。 浜名湖岸が切れて海に通じるようになった。今切という。(明応8年6月10日暴風雨・永正7年8月8日・7年8月27日風津波によられるが、明応年間に和歌山県紀ノ川河口に大津波があったという史料があり、この地震によるものとすれば震源域はさらに西へ延びていたことになる。	理科年表 地震の事典
1510年 9月21日	永正7年 8月8日	6.5~ 7.0	摂津・河内		摂津・河内の諸寺で被害。大阪で潰死者があった。余震が70日余続く。	理科年表
1579年 2月25日	天正7年 1月20日	6.0	大阪府・ (駿河湾)	津波	河内の藤井寺・常光寺・副麻寺潰れ、摂津四天王寺の石の高居・金堂本尊大破、大阪で潰死者あり。(浦々高潮充滿、流失家屋があった。駿河湾西岸で大地震・大津波)	地震の事典
1596年 9月5日	慶長1年 7月13日 間	7.5	畿内		四天王寺の鳥居崩れ、余震3日間にわたる。	理科年表
			近畿中部		京都では三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城の天主大破、石垣崩れて圧死500。諸寺・民家の倒壊も多く、死者多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が昨年4月まで続いた。	理科年表
1605年 2月3日	慶長9年 12月16日	7.9	東海・南海・西海 諸道『慶長地震』	10~20m程 度	高野山では大塔の九輪の四方の鎖が切れた。瓦葺きの建物が倒れたので、伏見城も瓦葺きを禁止するというお触れがでたという。余震は翌年4月まで続いた。 死者2,357。ほぼ同時に2つの地震が発生した可能性がある。地震の被害としては、淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に襲撃して、八丈島で死者57、浜名湖近くの橋本で100戸中80戸が流され、死者多数。 紀伊西岸広村で1700戸中700戸流失、安房宍喰で波高2丈、死者1500余、土佐甲子浦で死350余、崎浜で死者50余、室戸岬付近で死者400余など。ほぼ同時に2つの地震が発生したとする考えと、東海沖の1つの地震とする考えがある。	理科年表 地震の事典
			【慶長地震】	大津波	死者5,028。震害の記録は淡路島安坂村千光寺諸堂倒れ、仏像が堂前に飛散したというもののみ。津波は犬吠崎から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。八丈島で谷ヶ里の家残らず流失、死者57、推定波高10m以上。 房総東岸では潮が干いて30余町干涸となり、ついで津波来襲、波高5~7m、かなりの被害があったらしい。伊豆仁科郷では海岸から12~13町まで波が来襲。浜名湖近くの橋本では戸数100の内、80が流され、死者多く、船が山際まで打ち上げられた。	地震の事典

西暦年月日	和暦年月日	M	発生地／地震名	津波	地震に関する記述	資料
1662年 6月16日	寛文2年 5月1日	7.2~ 7.6	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狹・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃		死者830。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し、家屋倒壊1,570。大溝で家屋倒壊1,020余、死者31。彦根で家屋倒壊1千、死者30余。榎村で死者300、戸川村で死者260余。京都で家屋倒壊1千、死者200余など。諸所の城破壊。大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。	理科年表
					死者827。琵琶湖の西側で被害が大きかった安曇川上流朽木谷・葛川谷で山崩れ、村落埋没、川塞ぎ後決壊。倒壊家屋唐崎で1,570戸、大溝・彦根でそれぞれ約1千など、死者大溝37、彦根30余、倉川榎村300余、町居村で260余。	地震の事典
					京都では二条城破壊、家屋倒壊は、上京の町屋36軒から洛中86軒、1千余軒と諸説ある。死者200余。五峯石橋落橋。六地蔵・鞍馬で山崩れ。畿内各地の城破壊。小浜で城、家屋破壊多し。琵琶湖西岸約200町歩（延長5km、幅50m）湖水に没す。	
					三方五湖付近で地盤の隆起があった。江戸、長崎で有感。余震12月頃まで続く、大規模な地震でM7.5あるいはそれ以上か。比良断層系、または花折れ断層から発生したという見方がある。	
1707年 10月28日	宝永4年 10月4日	8.4	五畿・七道 『宝永地震』 中部・近畿・四国・中国・九州	最大30m 以上 大津波	死者20,000。わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万、家屋倒壊6万、流失家屋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で1~2m隆起し、高知市西部の地約20km ² が最大2m沈下した。遠州灘沖および紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。	理科年表
					死者26,151。震害・被害ともにきわめて大きかった。倒壊家は東海、近畿中部・南部、四国のほか、信濃・甲斐でも多く、北陸・山陽・山陰・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲ったほか、瀬戸内海に入り、また八丈島にも上った。その被害は高知県沿岸できわめて大きく、紀伊半島~伊豆西岸で大きかった。太平洋岸の地方では、震害と浪害がはつきりと区別できない資料が少なくない。	地震の事典
			中部・近畿・四国・中国・九州 【宝永地震】	大津波	紀伊半島西岸では、推定波高4~6m、広で850戸中、150戸倒壊、700流失、死者292、湯浅組750余戸の内、流失367、死者65、田辺倒壊274、流失269、流死24、死周参見134、広川192。近畿地方内陸部でも被害は大きく、家屋倒壊大和郡山で468、柳本690、奈良65。大坂では津波による橋や船の被害も多かった。家屋倒壊500余~約1800（約8千~1万6千世帯）、死者500余、橋落30~50。	
					徳島県下では波高5~7m、牟岐死者110余、浅川140余。高知県沿岸では推定波高5~8（25）m、家屋倒壊5千、流失家屋1万2千、死者行方不明併せて約2,800。種崎では一木一草も残らず、死者700余、宇佐死者400、須崎死者300、九礼死者100余。	
					瀬戸内海では、高松領内で家屋倒壊約950、円亀領内で413、福山60など。山陰では杵築（大社町）の倒壊家屋130が目立つが、ここは1946年南海地震の際も被害が目立った。九州佐伯家屋倒壊約100、推定津波波高約3m、流失約400、死者22。日向天領で家屋倒壊440、死者1。	
					道後温泉約1145日止まり、湯ノ峰・山地・龍神・瀬戸・船山の湯が止まった。室戸岬1.5m隆起し、津呂・室津では大型船入津が不可能になった。高知市の西隣では約20km ² が最大2m沈下、船で往来したという。串本1.2m、御前崎1~2m隆起。	
					この地震の激震地域、津波来襲地域は、安政元年11月4日東海地震と、11月5日南海地震を併せたものによく似ている。M8級の二つの巨大地震がほぼ同時に起こったのかもしれない。	

西暦年月日	和暦年月日	M	発生地/地震名	津波	地震に関する記述	資料
1854年 7月9日	安政1年 6月15日	7.3	伊賀・伊勢・大和 および隣国 近畿中部・長野県 【伊賀上野断層】		死者1,500。12日頃から前震があった。上野付近で家屋倒壊2千余、死者約600、奈良で家屋倒壊400以上、死者300余など、全体で死者は1,500を越える。上野の北方で西南西―東北東方向の断層を生じ、南側の1kmの地域が最大1.5m相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。死者1,160。6月12日頃から前震があった。15日0～2時頃本震、6～8時頃最大余震があったようだが、地域によっては、ほぼ同じように感じ、四日市付近などでは後者を強く感じたようである。伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で被害が著しく、伊賀上野町方で全壊460余、死者300余など、郷方で全壊1,400～1,800、死者70～80、焼死約60。木曾川、町屋川、朝明川、鈴鹿川などの土手に亀裂ができたり、沈下したところが多かった。紀伊半島沿岸の住民は津波を心配したという。木曾馬籠付付近で往還を損じた。宮津でかなりゆれ、広島有感。上野の北方で西南西―東北東の方向に断層を生じ、南側の長さ約1.0km、幅約200mの地域が最大1.5m沈下したという。木津川断層系から発生した地震と考えられる。	理科年表 地震の事典
1854年 12月24日	安政1年 11月5日	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道 『安政南海地震』 近畿中部南部・四国	最大30m 以上 大津波	東海地域の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど。地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千、室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約11m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。死者8,236。近畿周辺では地震・津波の状況や、被害を1854年12月23日の安政東海地震と区別することが難しい。潮ノ岬以西の津波の被害はおもむね地震によるものようである。被害も大きかったが、紀伊半島・四国の沿岸では震害と津波の区別がつきにくい。土佐領で家屋倒壊3千余、流失約3,200余、焼死2,500、死者372、推定波高5～8(28)m。須崎、流失約140、家屋倒壊20、死者30余、宇佐流失770、死者21。阿波では推定波高3～7m、木岐203戸中190流失、牟岐死者20、家屋約650のうち、560余流失。中央271戸中流失141、家屋倒壊15、1千余人中死者8。大坂湾北部で推定波高約2.5m、大阪で津波が木津川・安治川を逆流し、停泊中の船多数(8千とも)破損し、橋々を壊し、死者700余(約400、2千、3千、7千などの説もあり)。紀州沿岸熊野以西大半流失。紀州領(勢州領分含む)家屋全半壊1万8千余、流失約8,500、水死約700。広・湯浅推定波高4～5m、併せて家屋全壊約20、流失家屋300余、死者約60。紀伊田辺領家屋倒壊250余、流失530余、死者24。袋港で約7m。津波は北米沿岸にまで達した。松山領で全半壊約1,500、丸亀で家屋倒壊50。加古川で家屋倒壊約80、広島で家屋倒壊22、岡山で全半壊89、死者1。出雲杵築(大社)付近で家屋倒壊150、この地区は1707年宝永地震、1946年南海地震などでも被害が大きかった。高知市付近は約1m沈下し浸水、上ノ江付近で約1.5m、甲ノ浦で1.2m沈下、室戸岬で1.2m隆起。(和歌山県)加太で1m沈下、串本で約1m隆起。湯ノ峰温泉、道後温泉止まり、翌年2～3月ころから出始める。紀伊鉛山湾の温泉も止まり、翌年5月頃から冷水が始め、翌々年4月頃に回復した。紀伊有田郡横浜村では10月中旬から潮の干満が常ならなかった。また、10月下旬から小地震を感じた。南海道沖を震源域とするM8級の巨大地震。	理科年表 地震の事典

西暦年月日	和暦年月日	M	発生地/地震名	津波	地震に関する記述	資料
1927年 3月7日	昭和2年	7.3	京都府西北部 『北丹後地震』	50cm以下 (無被害)	死者2,925。被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大坂に及ぶ。全体で死者2,925、家屋全壊12,584。 郷村断層(長さ18km、水平ずれ最大2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ7km)を生じた。測量により、地震伴った地殻の変形が明らかになった。 京都、奈良で震度5の揺れがあった。	理科年表 気象庁
1936年 2月21日	昭和11年	6.4	大阪・奈良 『河内・大和地震』 奈良県西北部 『河内・大和地震』		死者9、家屋全半壊148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。 主として、大阪一奈良県境山地を挟んで、奈良盆地と大阪府南河内郡東部に瓦の落下、壁の破損、土塙・築地塙の崩壊、道路・堤防の亀裂、墓石転倒などの被害を生じた。	理科年表 地震の事典
1946年 12月21日	昭和21年	8.0	南海道沖 『南海地震』	10~20m 程度	京都、大阪、奈良で震度5の揺れがあった。 死者1,330。全壊23,487。被害は中部以西の日本の日本各地にわたる。津波が静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知・三重・徳島沿岸で4~6mに達した。 室戸・紀伊半島では南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬0.7m上昇、須崎・甲浦で約1m沈下。高知付近で田園15km ² が海面に没した。	理科年表 気象庁
1995年 1月17日	平成7年	7.3	兵庫県南部 『平成7年兵庫県南部地震』、『阪神・淡路大震災』		活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度6だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市にかけて震度7の地域があることが明らかになった。多くの木造家屋、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害(平成17年12月22日現在)は死者6434名、不明3、負傷者4万以上、住家全半壊24万以上、住家全半壊6千以上。早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災によるもの。 【大阪市の被害】 死者18名、重傷4名、軽傷353名、全壊194棟(248世帯)、半壊2,148棟(3,120世帯)、一部破損17,089棟(21,654世帯)、火災16件(20棟、51世帯、負傷8名) ライフライン被害 水道施設：給水管で約5,300箇所被害、配水管の漏水285箇所 下水道施設：西淀川、淀川、此花など臨海部7行政区において、下水管、マンホール、公共ますなどの破損等 電力施設：約100,000戸において一時停電 ガス施設：大正、西淀川、此花、淀川ほかで約6,000戸の供給停止。 道路・橋梁：561箇所陥没、隆起 公園施設：地割れ等の発生 港湾施設：南港においてヤードの一部に沈下やクワックの発生 河川：淀川下流部左岸西島地区(此花区)において、堤防直下の砂層の液状化により、堤防が延長2kmにわたり被害を受けた(最大3m沈下)。	理科年表(平成14年版) p759の記述を修正 阪神・淡路大震災の記録など

大阪に被害をもたらした主な台風・豪雨の状況及び被害

発生年月日 (災害)	気象状況				被害状況				備考				
	最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	雨量 (mm)	人的被害		家屋被害						
					死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	全壊 (世帯)		半壊 (世帯)	流失 (世帯)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)
昭4.8.15 (暴風雨)	987.9	14.5		28.4							約2,000		
昭7.7.1~2,7~9(大雨)				166.9							約23,000		
昭8.9.4~5 (強風・高潮)	986.1										約27,000		
昭9.9.21 (室戸台風:暴風雨・高潮)	954.1	42.0	60	19.5	949	41	3,966	462	6,181	124,124	24,357		
昭10.8.11 (風雨)	995.3	42.0		182.7							約30,000		
昭10.8.28~29 (風雨)	985.0	13.8	21.6	74.4						(1,304)	(12,994)		
昭10.8.31~9.2(大雨)											約35,000		
昭15.7.9~10(雷雨)				141.7							1,929	92,518	
				1時間降水量: 63.8									
昭19.9.17 (風雨)	986.0	18.6	21.8	53.3							(8,591)	(7,266)	
昭20.9.18 (枕崎台風:風雨)	981.1	19.0	22.5	2.8							44,994	10,490	
昭25.9.3(ジェーン台風:暴風雨・高潮)	970.0	28.1	44.7	64.7	211		18,573	731	40,557	5,120	41,035	26,899	災害救助法適用
昭27.7.10 (大雨)				388.7	(41)		(454)			(187)		(192,238)	災害救助法適用
昭28.9.25(台風13号:暴風雨)	977.4	22.0	28.9	176.1	1		8	34	852	42	7,087	91,136	
昭32.6.27(台風5号:風雨・高潮)	998.5	14.4	22.8	293.0					2	4	37,870	86,536	災害救助法適用
昭36.9.16(第2室戸台風:暴風雨・高潮)	937.0	33.3	50.6	44.2	6		637	31	1,429	297	51,491	54,027	災害救助法適用
昭39.9.25(台風20号:風雨・高潮)	987.4	19.0	31.7	41.4			(17)		(15)	(104)		(10,563)	
昭40.9.13~16(台風24号及び前線:大雨)	978.6	14.7	29.5	250.5	(3)	(1)	(16)	(1)	(34)	(13)		(12,445)	
昭47.7.12 (大雨)				300.0							1,060	7,199	
昭47.9.16(台風20号:暴風雨)	971.5	23.2	30.8	117.5		1					3,772	13,537	
昭50.7.4(大雨)											668	7,053	
昭54.6.9(大雨)				497.0							699	6,047	
昭54.9.30(台風16号:風雨)	972.2	17.6	33.2	142.0							4,378	20,766	
昭57.8.1~3(台風10号:風雨)	985.2	13.4	24.7	122.0							5,294	24,572	
平11.8.11(大雨)											209	2,534	
平11.9.17(大雨)											115	4,662	

注:()内は大阪府内の被害を示す。

大阪市内における主な火災

発生年月日	発生場所	死者 (人)	負傷者 (人)	焼損面積 (m ²)	備考
昭 37. 2.21	北区小松原町 (千成パチンコ店)	1	3	9,145	
昭 41.10.21	住吉区北加賀屋町 (KK松崎木工)	6	4	7,463	
昭 45. 4. 8	大淀区国分寺町 (ガス爆発事故)	79	406	1,707	
昭 47. 5.13	南区難波新地 (千日デパート)	118	81	8,763	
昭 48. 1.20	此花区高見町 (東亜ペイントKK)	0	101	1,766	
昭 63. 5.18	港区海岸通 (プリアムーリエ号)	11	35	—	船舶火災
平成元年以降の大阪市内主な火災					
平 3.5.25	平野区加美南 (シャープ(株))	—	3	1,590	
平 5.3.24	大正区千島 (公団千島団地)	—	20	12	
平 8.3.25	西区本田 (九条ランドリー)	—	8	1,827	
平 9.9.4	西成区山王 (住宅)	3	12	837	
平 11.3.8	大正区三軒家東 (七福荘)	3	11	54	
平 12.12.27	西成区天下茶屋 (パールマンション)	1	9	43	
平 14.9.9	中央区道頓堀 (旧中座)	—	5	1,762	
平 16.11.28	平野区加美正覚寺 (作業場)	—	1	1,732	
平 17.9.26	北区西天満 (事務所)	—	26	25	エレベーター
平 20.10.1	浪速区難波中 (キャッツなんば店)	15	10	30	
平 21.7.5	此花区四貫島 (パチンコ店)	4	20	313	
平 21.7.19	西成区花園北 (共同住宅)		30	24	
焼損面積1500m ² 以上、負傷者等の合計が10名以上、その他特異な災害					

大阪市内における主な事故

発生年月日	発生場所	死者 (人)	負傷者 (人)	備考
平5.10.5	住之江区ニュートラム住之江公園駅 (ニュートラム事故)	0	215	

発生年月日	発生場所	影響戸数	備考
平9.6.10	住之江区南港東 (断水及びにごり事故)	約15,000戸	

防災会議条例

制 定 昭38. 3. 28 条例12

最近改正 平22. 10. 1 条例56

大阪市防災会議条例を公布する。

大阪市防災会議条例

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大阪市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号の指定地方行政機関をいう。）の職員
 - (2) 市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 市の職員
 - (6) 市の区域において業務を行なう指定公共機関（法第2条第5号の指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条第5項第5号に掲げるものを除き、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員の中から、市長が委嘱し又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第6条 防災会議に幹事を若干名置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員の中から、市長が委嘱し又は任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 (昭和39.6.4施行、告示 165)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則 (平12.4.1施行、条例18)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平22.10.1施行、条例56)

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市防災会議運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大阪市防災会議（以下防災会議という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代 理)

第3条 委員はやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専 決)

第4条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認められるとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議の処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

(ア) 市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること

(イ) 市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること

(ウ) 防災会議の所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき、関係機関の長その他の関係者に対し、資料若しくは情報の提供又は意見の開陳その他必要な協力をもとめること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

2 前項の規定によるのほか会長は、軽易な事項について専決処分することができる。

3 一部の機関のみに関係ある事項については、会長は、当該機関に属する委員と協議して処分することができる。

4 会長は、第1項の規定により専決処分したとき又は前項の規定により処分したときは、次の会議において報告し承認をもとめなければならない。

(幹事会)

第5条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長又は会長の指名する委員若しくは幹事が招集する。

3 幹事会は必要に応じ防災会議に附議すべき議案を審議するほか、各機関相互間の連絡にあたる。

(専門部会)

第6条 防災会議に、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 専門部会は、会長の指定する災害原因別の対策を審議する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、大阪市危機管理室が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和39年6月22日から施行する。

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

大阪市防災会議委員名簿

機 関 名	委 員
近畿財務局	局長
近畿農政局大阪農政事務所	所長
近畿経済産業局	局長
中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長
近畿運輸局	局長
大阪海上保安監部	監部長
大阪管区气象台	台長
近畿地方整備局	局長
近畿総合通信局	局長
陸上自衛隊第36普通科連隊	連隊長
大阪府	危機管理監
大阪府警察	大阪市警察部長
西日本電信電話株式会社	取締役大阪支店長
日本赤十字社大阪府支部	事務局長
日本放送協会大阪放送局	局長
阪神高速道路株式会社	常務取締役
西日本旅客鉄道株式会社大阪支社	執行役員 大阪支社長
大阪ガス株式会社	大阪導管部長
日本通運株式会社大阪支店	部長
関西電力株式会社	電力流通事業本部副事業本部長
関西鉄道協会	技術委員会委員長
社団法人大阪府医師会	会長
大阪市自衛消防連合協議会	会長
大阪市地域振興会	此花区地域振興会会長
社団法人大阪府看護協会	会長
近畿百貨店協会	株式会社大丸松坂屋百貨店業務本部コスト構造改革推進部施設保安担当 部長
女性防火クラブ	副会長
淀川左岸水防事務組合 ^{※1)}	[幹事]事務局長
淀川右岸水防事務組合 ^{※1)}	[幹事]事務局長
大和川右岸水防事務組合 ^{※1)}	[幹事]事務局長

機 関 名	委 員
大 阪 市	副市長
〃	副市長
〃	政策企画室長
〃 ※1)	[幹事]情報公開室市民情報部長
〃 ※1)	[幹事]市政改革室改革推進担当部長
〃	危機管理監
〃	総務局長
〃	市民局長
〃	財政局長
〃 ※1)	[幹事]契約管財局契約部長
〃	計画調整局長
〃	健康福祉局長
〃	こども青少年局長
〃	ゆとりとみどり振興局長
〃 ※1)	[幹事]経済局総務部長
〃	中央卸売市場長
〃	環境局長
〃	都市整備局長
〃	建設局長
〃	港湾局長
〃 ※1)	[幹事]会計室会計企画担当部長
〃	消防局長
〃	交通局長
〃	水道局長
〃	病院局長
〃	教育長
〃	〇〇区長※2)

※1) 幹事のみ

※2) 年度毎に担当区長が決められる

大阪市防災会議開催状況一覧表

開催日	議 題
昭和40年 6月25日	大阪市地域防災計画の策定について
昭和41年 7月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和43年 7月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和44年 7月28日	大阪市地域防災計画の修正について ガス爆発事故の概要及び事故防止対策について
昭和46年 8月30日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和47年 8月26日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和48年11月 2日	大阪市地域防災計画の修正について 大都市震災対策推進要綱について
昭和49年12月 5日	大阪市地域防災計画の修正について 大震火災時の初期活動体制について
昭和51年 2月24日	大阪市地域防災計画の修正について 大震火災時の初期活動体制について
昭和52年 8月11日	大阪市地域防災計画の修正について 防災対策緊急事業計画の策定について
昭和54年10月23日	大阪市地域防災計画の修正について 防災対策緊急事業計画について 大震火災時における広域避難計画について
昭和56年12月 7日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和59年 2月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和62年 1月30日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 2年 1月26日	大阪市地域防災計画の修正について 警戒宣言発令時における対応計画について
平成 5年 2月 5日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 7年 5月11日	大阪市地域防災計画の修正について 直下型地震による計画の見直しについて 策定委員会の設置について
平成 8年 6月24日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 9年 7月18日	大阪市地域防災計画の修正について 震災対策編の策定について
平成10年 7月21日	大阪市地域防災計画の修正について 風水害等対策編の策定について
平成14年 3月22日	大阪市地域防災計画の修正について
平成16年 3月22日	大阪市地域防災計画の修正について
平成17年 3月23日	大阪市地域防災計画の修正について
平成18年 3月23日	大阪市地域防災計画の修正について
平成20年 3月27日	大阪市地域防災計画の修正について
平成23年 1月31日	大阪市地域防災計画の修正について 「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困難者対策」の報告

地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、事業の推進を図るものとする。

1 計画年度

第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）

第2次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）

第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8の2) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害が発生した時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

地震防災対策特別措置法

(平成七年六月十六日法律第百十一号)

最終改正：平成二十二年十二月十日法律第七十一号

(目的)

第一条

この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第一条の二

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災会議の協議会（地震災害（地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。）の軽減を図るため設置されているものに限る。）は、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画（第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。）において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標（第三条第二項において「実施目標」という。）を定めるよう努めるものとする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条

都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成することができる。

- 2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条

地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- 一 避難地
- 二 避難路
- 三 消防用施設
- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）
- 六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

- 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条 に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八の二 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 九 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項 に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項 に規定する河川管理施設
- 十三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条 に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条 に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項 に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項 に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号 に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 十四 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの
- 2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
- 3 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条 に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第四条

地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

- 2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 国は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(地方債についての配慮)

第五条

地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第六条

国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(公立の小中学校等についての耐震診断の実施等)

第六条の二

地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舍のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断（文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、耐震診断を行う必要がないものとして文部科学大臣の定めるものについては、この限りでない。

- 2 地方公共団体は、前項の耐震診断を行った建築物ごとに、同項の耐震診断の結果を公表しなければならない。

(私立の小中学校等についての配慮)

第六条の三

国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舍について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務)

第七条

文部科学省に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。
 - 二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。
 - 三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。
 - 四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。
 - 五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務
- 3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。
- 4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

(本部の組織)

第八条

本部の長は、地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）とし、文部科学大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括する。

- 3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。
- 4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第九条

本部に、第七条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

- 2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第十条

本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

- 2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。
- 3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、文部科学大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第十一条

本部長は、気象庁長官に対し、第七条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

- 2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。
- 3 気象庁及び管区气象台（沖縄气象台を含む。）は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第十二条

本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第十三条

国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

- 2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。
- 3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(想定される地震災害等の周知)

第十四条

都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

- 2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効)

- 2 第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。）の規定は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 （平成九年六月一日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条

施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条

この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十一日法律第二〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年六月二九日法律第九二号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二三号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三一条、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四十四条並びに第一百五十一条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十一条、第一百八条、第一百条、第一百十二条、第一百三一条及び第一百五十一条の規定 平成十八年十月一日

（地震防災対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条

附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限

る。)又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)に限る。)は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策特別措置法第四条の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十一条

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第一六号)

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一(公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋内運動場の補強に係る部分に限る。)の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七二号)

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一(公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で地震による倒壊の危険性が高いものの改築及び補強に係る部分に限る。)の規定は、平成二十年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助又は交付金の交付で平成二十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条

地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、この法律の施行の際現

に地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、この法律の施行前に行われた耐震診断（文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。）については、この法律による改正後の地震防災対策特別措置法第六条の二第一項の規定により行われた耐震診断とみなして、同条第二項の規定を適用する。

附 則 （平成二二年一二月一〇日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条及び第七十条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

別表第一 (第四条関係)

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築	二分の一
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	三分の二
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築	二分の一
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）	二分の一
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	三分の二
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の一

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成十四年七月二十六日法律第九十二号)

最終改正年月日：平成一九年六月二二日法律第九三号

(目 的)

第一条

この法律は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第二条

この法律において「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等)

第三条

内閣総理大臣は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)

第四条

内閣総理大臣は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに東南海・南海地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第一項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定による東南海・南海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったときは、当該地域について前条第一項の規定による推進地域の指定の解除をするものとする。この場合においては、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前項」とする。

(基本計画)

第五条

中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、東南海・南

海地震防災対策推進計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び東南海・南海地震防災対策計画（第七条第一項又は第二項に規定する者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

（推進計画）

第六条

第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

一 避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

二 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

（対策計画）

第七条

推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

4 対策計画は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅

滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第八条

前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「東南海・南海地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程

三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十条第一項（同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）に規定する保安規程

五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 東南海・南海地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その東南海・南海地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。東南海・南海地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(地震観測施設等の整備)

第九条

国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第十条

国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

(財政上の配慮等)

第十一条

国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(政令への委任)

第十二条

この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一五年六月一八日法律第九二号） 抄
（施行期日）

第一条

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則 （平成一九年六月二二日法律第九三号） 抄
（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

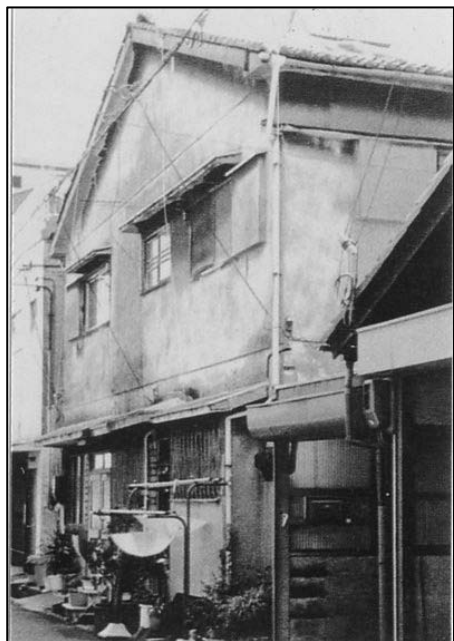
第2部 災害予防計画

大阪市民間老朽住宅建替支援事業の概要

大阪市では、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、建替相談サービス、共同建替に対する専門家（ハウジングアドバイザー）の派遣、さらには建替えをより一層促進するための建替建設費補助、従前居住者が仮移転し、建替後の賃貸住宅へ再入居する場合や、市内の他の民間賃貸住宅へ転出する場合に建替従前居住者家賃補助（仮移転入居者家賃補助・再入居者家賃補助・転出入居者家賃補助）を市内全域を対象に実施しています。

また、JR 大阪環状線外周部を中心に、老朽住宅が密集した地域が広く分布し、密集住宅市街地が形成されています。近年、大地震の発生が危惧されるなか、こうした市街地の早急な整備改善が求められていることから、平成 11 年度に「大阪市防災まちづくり計画」で定められた「防災性向上重点地区（約 3,800ha）」を緊急性の高い地域としてアクションエリアと指定し、さらに優先度の高い地域を平成 15 年 2 月に「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約 1,300ha）」として、補助内容を優遇するなど、老朽住宅の建替えの一層の促進を図っています。

建 替 事 例




従 前

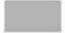


従 後

特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地



 防災性向上重点地区（約 3,800ha）（アクションエリア）

 特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約 1,300ha）

生野区南部地区整備事業概要図

地区整備の目標

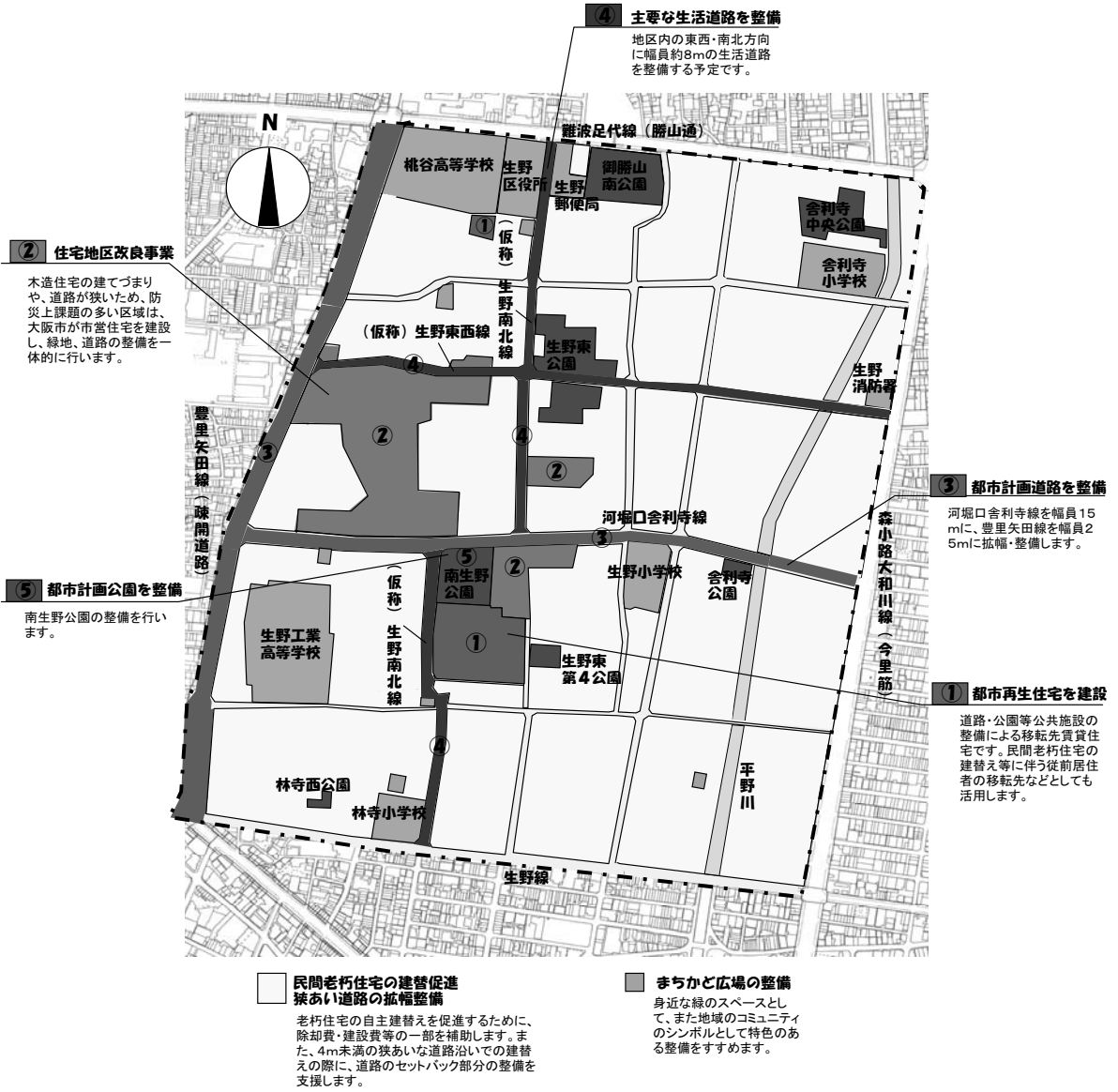
古くからのコミュニティも生かしながら、
居住環境と生活利便性の向上を図り、
活気あるまちに再生します。

多様な人々が
いきいきと暮らせるまち

地域文化を受け継ぎ
発展させるまち

利便性が高く
安心して暮らせるまち

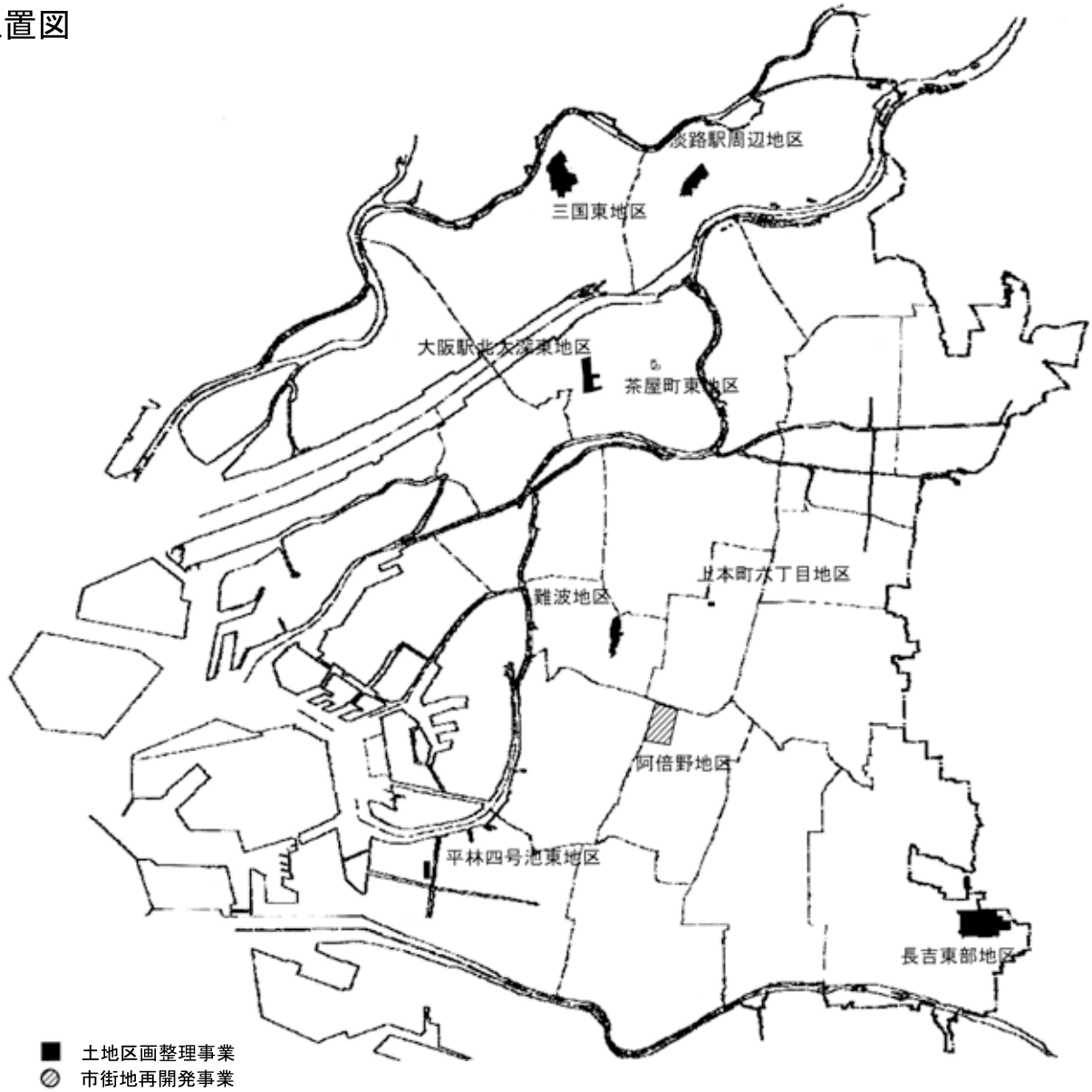
事業概要図



市街地再開発事業・土地区画整理事業 実施地区位置図

(平成 22 年 10 月 31 日現在)

位置図



市街地再開発事業一覧

(平成22年10月31日現在)

施行者	進捗状況	地区名	施行地区面積 (ha)	事業期間(注)
公共団体施行	完了	大阪駅前	6.0	S37 ~ S57
		谷町	1.5	S42 ~ S44
	事業中	阿倍野	28.0	S53 ~ H25
民間施行	完了	上六	1.2	S51 ~ S55
		天神橋七丁目第一地区	0.2	S62 ~ H2
		菅原町	0.8	H10 ~ H14
		池田町	0.7	H12 ~ H16
		茶屋町西	0.6	H12 ~ H17
		放出駅前	0.2	H14 ~ H16
		出戸駅前	1.8	S60 ~ S62
		天神橋七丁目第二地区	0.1	H3 ~ H5
		菅原5丁目	0.1	H15 ~ H17
		淀屋橋	0.8	H17 ~ H19
		事業中	茶屋町東	0.7

(注)事業期間は事業計画決定から工事完了公告までを表す。

土地区画整理事業一覧

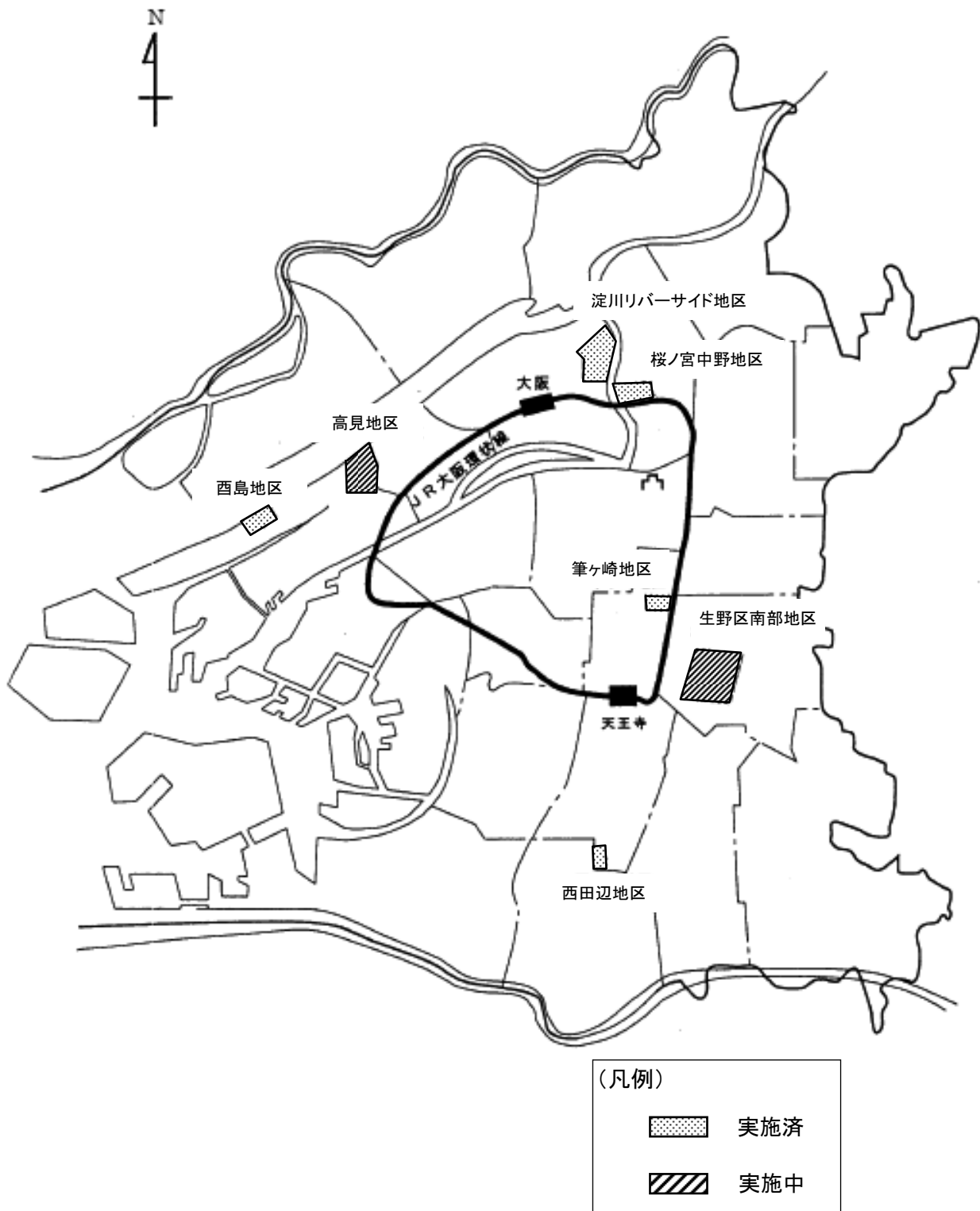
(平成22年10月31日現在)

施行者	進捗状況	地区名	施行地区 面積(ha)	事業期間
公 共 団 体	完 了	大阪駅前	5	S10.4 ~ S15.3
		戦災復興(十三工区等46工区)	2,202	S22.2 ~ H8.11
		宅地造成(豊里等4地区)	201	S34.8 ~ S61.9
		第2阪神国道西淀川	54	S37.1 ~ S62.7
		北島	88	S44.3 ~ H1.2
		新大阪駅周辺	288	S37.9 ~ H1.5
		港湾地帯(港、大正地区)	1,327	S22.2 ~ H6.1
		茨田北	20	S61.12 ~ H7.2
		加島	10	H3.11 ~ H13.5
		長吉瓜破	140	S52.8 ~ H14.6
		東淀川東部第1	27	S55.10 ~ H16.8
		此花西部臨海	156	H7.8 ~ H19.3
		放出駅周辺	10	H7.3 ~ H20.3
		三国駅周辺	6	S62.3 ~ H21.5
	計		4,534	
	事業中	長吉東部	45	H5.12 ~ H25.3
		淡路駅周辺	9	H8.5 ~ H33.3
		三国東	39	H13.3 ~ H33.3
		計		93
組 合 等	完 了	耕地整理(今宮村第1等27地区)	2,280	M43.2 ~ S43.10
		旧組合(阪南等75地区)	4,085	T13.1 ~ S53.6
		庭井	6	S49.12 ~ H1.7
		大阪ビジネスパーク	26	S51.12 ~ S61.12
		大阪フラワーパーク	5	H4.2 ~ H7.1
		西梅田	9	S60.6 ~ H8.12
		岩崎橋	19	H5.5 ~ H10.1
		湊町	12	H6.6 ~ H12.10
		今宮駅前	5	H5.1 ~ H13.11
		梅田2丁目	2	H12.11 ~ H16.10
		梅田新道	0.2	H17.10 ~ H19.11
		中之島四丁目北	2	H18.3 ~ H19.3
		東野田町1丁目	0.3	H19.12 ~ H21.2
		計		6,451.5
	事業中	難波	15	H7.11 ~ H24.3
		大阪駅北大深東	9	H17.6 ~ H28.3
		上本町六丁目	1	H20.3 ~ H23.3
		平林四号池東	3	H22.7 ~ H26.3
	計		28	
合 計			11,106.5	

注1 事業完了地区の事業期間の最終年月は換地処分の年月を表す。

注2 事業中地区の事業期間の最終年月は予定年月を表す。

大規模住宅地の整備 実施地区位置図



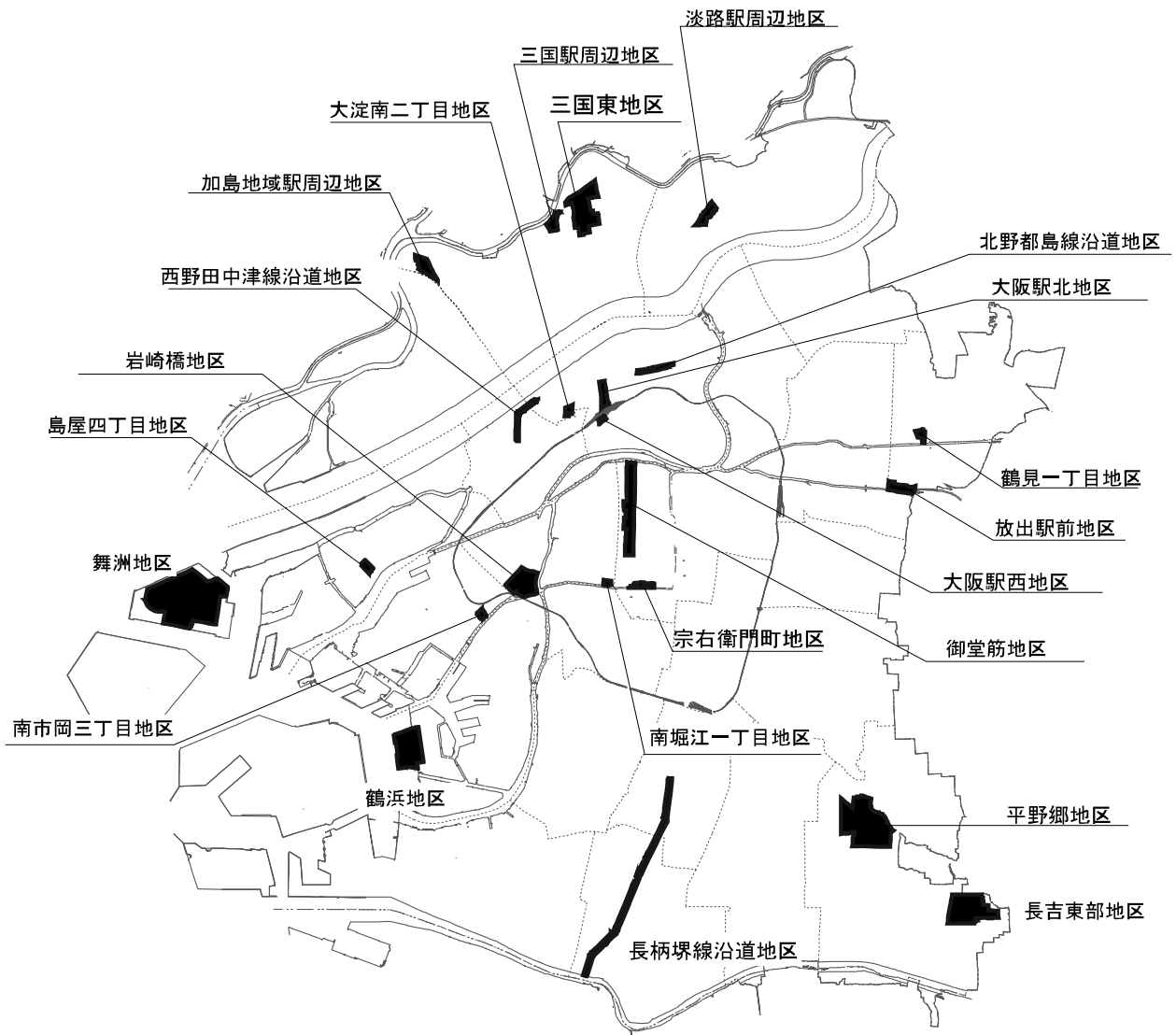
地区計画一覧

平成 22 年 12 月 31 日現在

名 称	面 積	摘 要		
		用容建敷建高壁意か制 途積い地積さ面匠き限 例	当初決定	最新変更
大阪都市計画 地区計画	約 349.2ha (346.1)			
三国駅周辺地区	約 6.1ha (6.1)	○ - ○ - - ○ ○ ○ ○ ○	平 5. 1.13	平 11. 8.13
岩崎橋地区	約 27.1ha (27.1)	○ ○ ○ ○ - - ○ ○ ○ ○	5. 9.17	〃
長柄塚線沿道地区	約 41.9ha (41.9)	- ○ ○ - - - - - ○	7. 2. 1	平 16. 5.14 (16. 6.1 適用)
西野田中津線沿道地区	約 8.0ha (8.0)	- ○ ○ - - - - - ○	7. 2. 1	〃
加島地域駅周辺地区	約 9.7ha (9.7)	○ - ○ - - - ○ ○ ○ ○	7.12.27	
放出駅周辺地区	約 8.9ha (8.9)	○ - ○ - - - ○ ○ ○ ○	8. 8. 9	平 16.12.17
長吉東部地区	約 46.1ha (46.1)	○ ○ - - - - ○ ○ ○ ○	9. 8.11	
舞洲地区	約 141.3ha (141.3)	○ - ○ ○ - - ○ ○ ○ ○	10. 1.28	平 17. 9.16 (17.10.25 適用)
北野都島線沿道地区	約 5.5ha (5.5)	- ○ - - - - - - ○	11. 2.17	
御堂筋地区	約 36.0ha (36.0)	○ - - ○ - - ○ - - ○	13. 8.21	平 19. 2.23
南市岡三丁目地区	約 2.4ha (2.4)	○ - - - - - ○ ○ ○ ○	14.11.22 (14.12.20 適用)	
淡路駅周辺地区	約 8.4ha (8.4)	○ ○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○	15. 2.14	平 21. 4.10
鶴見一丁目地区	約 3.6ha (3.6)	○ - - ○ - - ○ ○ ○ ○	15. 2.14	
大淀南二丁目地区	約 2.6ha (0.0)	○ - - ○ - - ○ ○ ○ ○	16. 5.28	平 18. 12.22
南堀江一丁目地区	約 1.6ha (1.1)	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○	16.11. 5	
島町四丁目地区	約 3.9ha (3.9)	○ ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○	17.19.16	
大阪駅北地区	約 6.8ha (6.8)	○ - - ○ - - ○ ○ ○ ○	18.02.17	平 20. 2.22
鶴浜地区	約 40.1ha (40.1)	○ - - ○ - - ○ ○ ○ ○	18.12.22	
平野郷地区	約 81.9ha (81.9)	○ - - - - ○ - - - ○	19. 2. 9	
大阪駅西地区	約 1.4ha (1.4)	○ - - ○ - - ○ ○ ○ ○	20.12.26	
三国東地区	約 41.2ha (41.2)	○ - - - - - ○ ○ ○ ○	21. 4.10	
宗右衛門町地区	約 4.5ha (4.5)	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○	22. 4.23	

面積 上段 : 地区計画区域
(下段) : 地区整備計画区域

平成 22 年 12 月 31 日現在

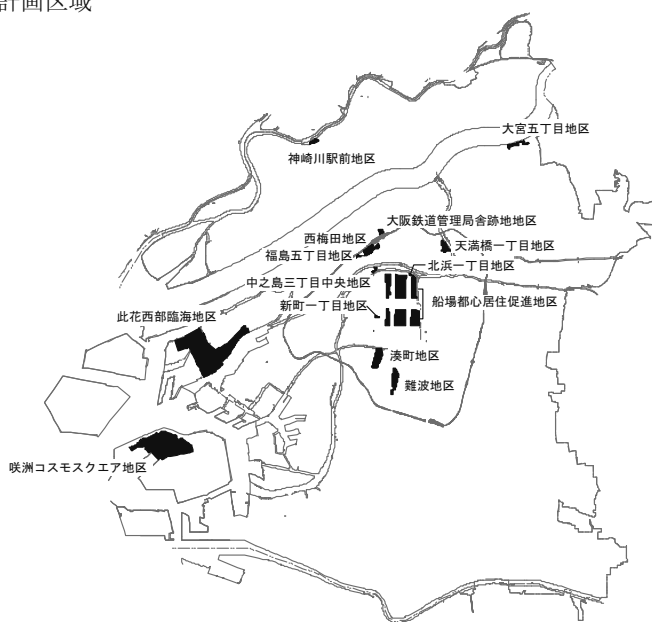


地区計画（再開発等促進区を定めるもの）一覧

平成22年12月31日現在

名称	面積	最高容積率 (用途地域)	摘要				当初決定	最新変更
			用途	建ぺい率	高さ	壁面		
大阪都市計画地区 (再開発等促進区を定めるもの)	約418.6ha (351.5)	(%)						
天満橋一丁目地区	約7.1ha (6.7)	400 600	住商業 準工業	300 600 300 200	○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○		平元.12.21	平14.11.22
船場都心居住促進地区	約92.8ha (92.8)	800	商業	600	* ○ * * * - * - -		〃	〃
咲洲コスモスクエア地区	約110.2ha (110.2)	200 ~800	準工業	200 300	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		〃	16.2.27
西梅田地区	約10.2ha (10.2)	800 ~1100	商業	800 1000	○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○		2.3.29	20.12.26
湊町地区	約14.3ha (13.5)	200 ~1000	商業	600	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		4.1.23	15.2.7
福島五丁目地区	約1.0ha (0.9)	700	商業	400 600	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		6.7.22	14.11.22
此花西部臨海地区	約156.2ha (90.4)	200 ~600	商業 準工業 専業	400 200 300 200	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		7.3.29	18.9.22
難波地区	約12.7ha (12.7)	800	商業	400 600	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		8.8.9	15.11.21
大阪鉄道管理局舎跡地地区	約2.2ha (2.2)	1000	商業	600	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		8.12.11	14.11.22
大宮五丁目地区	約5.8ha (5.8)	300	一住 二中	200 200	○ ○ ○ - - ○ ○ ○ ○ ○		10.1.22	〃
中之島三丁目中央地区	約1.4ha (1.4)	100 ~1450	商業	600 1000	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		11.2.17	21.4.10
北浜一丁目地区	約0.9ha (0.9)	300 ~1200	商業	800	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		13.11.16	14.11.22
神崎川駅前地区	約2.8ha (2.8)	300 1400	近商業 工業	300 200	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		18.12.24	
新町一丁目地区	約1.0ha (1.0)	300 ~1700	商業	600	○ ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○		21.6.29	22.11.12

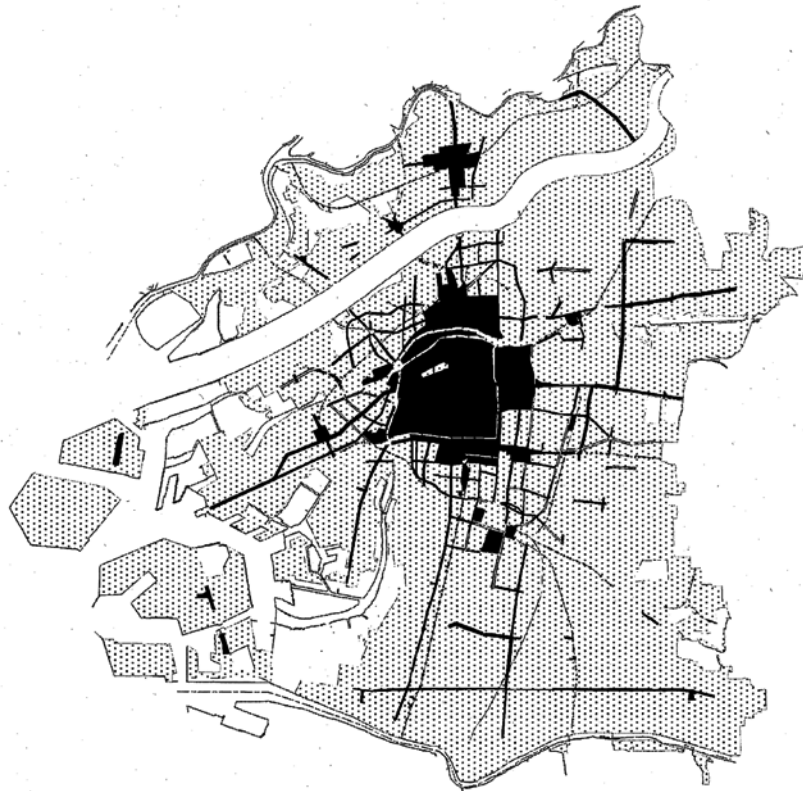
面積 上段 : 地区計画区域及び再開発等促進区 (注) *印は容積率の緩和をうける場合のみ適用
 (下段) : 地区整備計画区域






防火地域及び準防火地域指定図

平成 22 年 12 月 31 日現在

種 類	面 積	〔市街化区域〕 に対する割合	摘 要
大阪都市計画防火 地域及び準防火地域	約 18,278 ha	86.4 %	
防 火 地 域	約 2,235 ha	10.5 %	「建築基準法」により規制
準 防 火 地 域	約 16,043 ha	75.9 %	



防火・準防火地域

-  防火地域
-  高架工作物内防火地域
-  準防火地域



港湾緑地の整備計画図
 (耐震強化岸壁に対応したオープンスペース)



耐震岸壁に対応したオープンスペース

地区	オープンスペース		対応する耐震岸壁
	名称	面積(ha)	
此花地区	① 此花西部臨港緑地	4.3	(1) 北港岸壁
港地区	② 築港緑地	7.4	(2) 安治川第1号岸壁
大正地区	③ 鶴浜緑地	4.2	(3) 鶴浜岸壁
南港地区	④ 南港北緑地	13.0	(4) R1・2岸壁
	⑤ フェリー前臨港緑地等	1.5	(5) A、F7岸壁
合計		30.4	

広域避難場所及び避難路の整備図

凡	例
広域避難場所	
避難路	



仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、社団法人日本土木工業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震発生により、被災地のトイレの使用が困難になった場合、「大阪市地域防災計画」で指定している広域避難場所や町会単位に設置している「仮設トイレ汚水受入れ施設」（以下「受入れ施設」という。）を市民が速やかに利用できるよう、その整備を緊急に行う必要が生じた場合について、整備手順、作業分担、費用負担、その他必要事項について定めることを目的とする。

（施設整備の手順及び作業分担）

第2条 甲及び乙は、次の手順に従い、「受入れ施設」の整備を行うものとする。

- （1） 甲は、地震発生直後に実施する下水道施設の「緊急調査」の際、施設の調査と併せて被災地のトイレの被災状況を調査した結果に基づき、乙に「受入れ施設」の「仮囲い」の設置要請を行う。
- （2） 甲は、乙の事務担当会社に、「仮囲い」の設置に必要な人員の確保、道路状況等による資機材の搬入見通しを確認し、整備手順、整備順位、作業方法を調整する。
- （3） 「受入れ施設用親子蓋」（以下「親子蓋」という。）の掘り出し及び開閉作業は、甲が行う。「仮囲い」の設置及び撤去作業は、甲の要請により、乙が行う。ただし、作業の指示及び監督は、甲が行う。
- （4） 前項の作業は、甲、乙同時進行を基本とするが、乙の「仮囲い」設置作業が遅れる場合は、甲は「親子蓋」の掘り出し及び開放作業を先行して実施し、「仮囲い」設置までの間、必要な防護措置を講じる。
- （5） 甲及び乙が行う「受入れ施設」整備のフローは、別紙①のとおりとする。

（「仮囲い」の設置期間）

第3条 「仮囲い」の設置期間は、「大阪市地域防災計画」に定められている「災害時のトイレの対応」に基づく「仮設トイレ」の設置までの間とする。

（費用の算定方法）

第4条 「仮囲い」の設置及び撤去作業に要する費用は、甲の積算基準により算定するものとする。

（費用負担）

第5条 前条で算定した工事費については、甲が負担するものとし、乙の請求により、甲が支払う。

（損害の負担）

第6条 「仮囲い」の設置及び撤去作業の施工に直接起因する損害（第三者損害を含む。）で、かつ乙の善良な管理の下に生じた損害については、甲乙協議のうえ処理する。

（維持管理）

第7条 「仮囲い」設置期間中の施設の点検は、甲が行うものとし、点検結果に基づく補修については、甲の指示により乙が行う。

（補修に伴う費用負担）

第8条 前条の補修に伴う費用の負担は、その都度甲乙協議のうえ定める。

(行政上の手続き等)

第9条 「仮囲い」設置作業の実施に伴い必要となる行政上の手続き等に係る協議については、甲が行う。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成14年3月31日までとする。

なお、本協定有効期間満了の際、大幅な事情の変更がない場合は、甲乙これを確認の上、本協定の主旨は更に3年間継続されるものとし、以後期間満了ごとに同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年2月25日

(甲) 大阪市
下水道局長 柳 迫 早 司

(乙) 社団法人日本土木工業協会
関西支部長 滝 井 健 司

仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書（一部変更）

大阪市（以下「甲」という。）と、社団法人日本土木工業協会（以下「乙」という。）は、平成12年2年25日付けで締結した仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書の一部を次のとおり変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、地震発生により、被災地のトイレの使用が困難になった場合、「大阪市地域防災計画」で指定している広域避難場所や町会単位に設置している「仮設トイレ汚水受入れ施設」（以下「受入れ施設」という。）に「仮設トイレ又は仮囲い」を設置し、を市民が速やかに利用できるよう、その整備を緊急に行う必要が生じた場合について、整備手順、作業分担、費用負担、その他必要事項について定めることを目的とする。

第2条中「仮囲い」を「仮設トイレ又は仮囲い」に改める。また、元協定書の別紙①を本協定書の別紙①に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 「仮設トイレ又は仮囲い」の設置期間は、周辺の復旧状況をみて、甲乙協議の上、決定するものとする。

第4条中「仮囲い」を「仮設トイレ又は仮囲い」に改める。

第6条中「仮囲い」を「仮設トイレ又は仮囲い」に改める。

第7条中「仮囲い」を「仮設トイレ又は仮囲い」に改める。

第9条中「仮囲い」を「仮設トイレ又は仮囲い」に改める。

第10条中「平成14年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

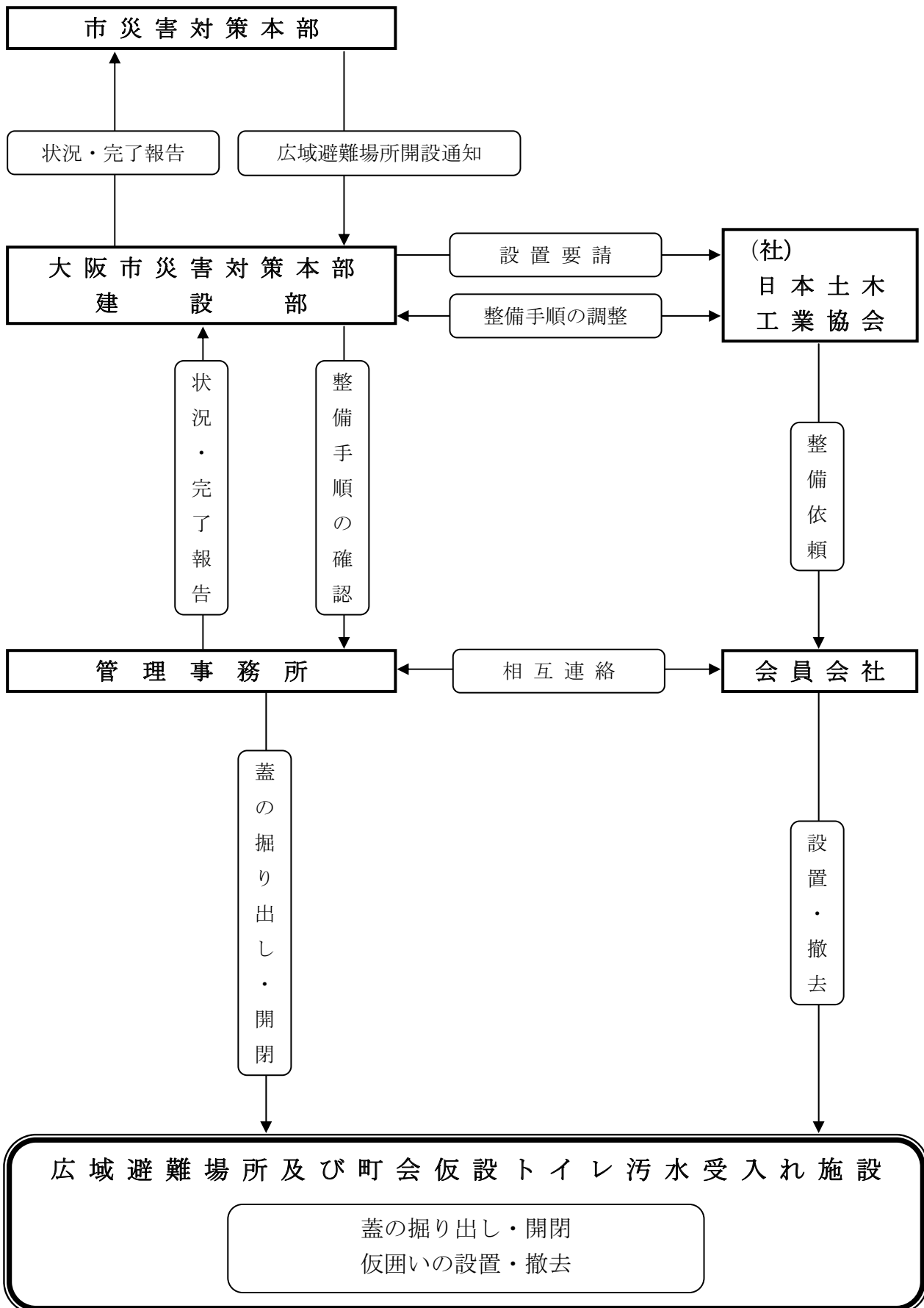
この変更協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年11月7日

(甲) 大阪市都市環境局長 高柳枝直

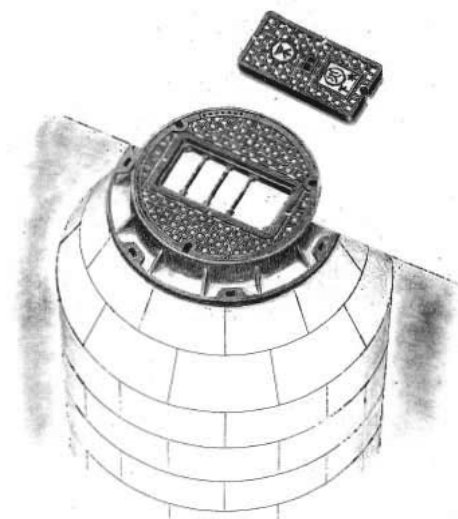
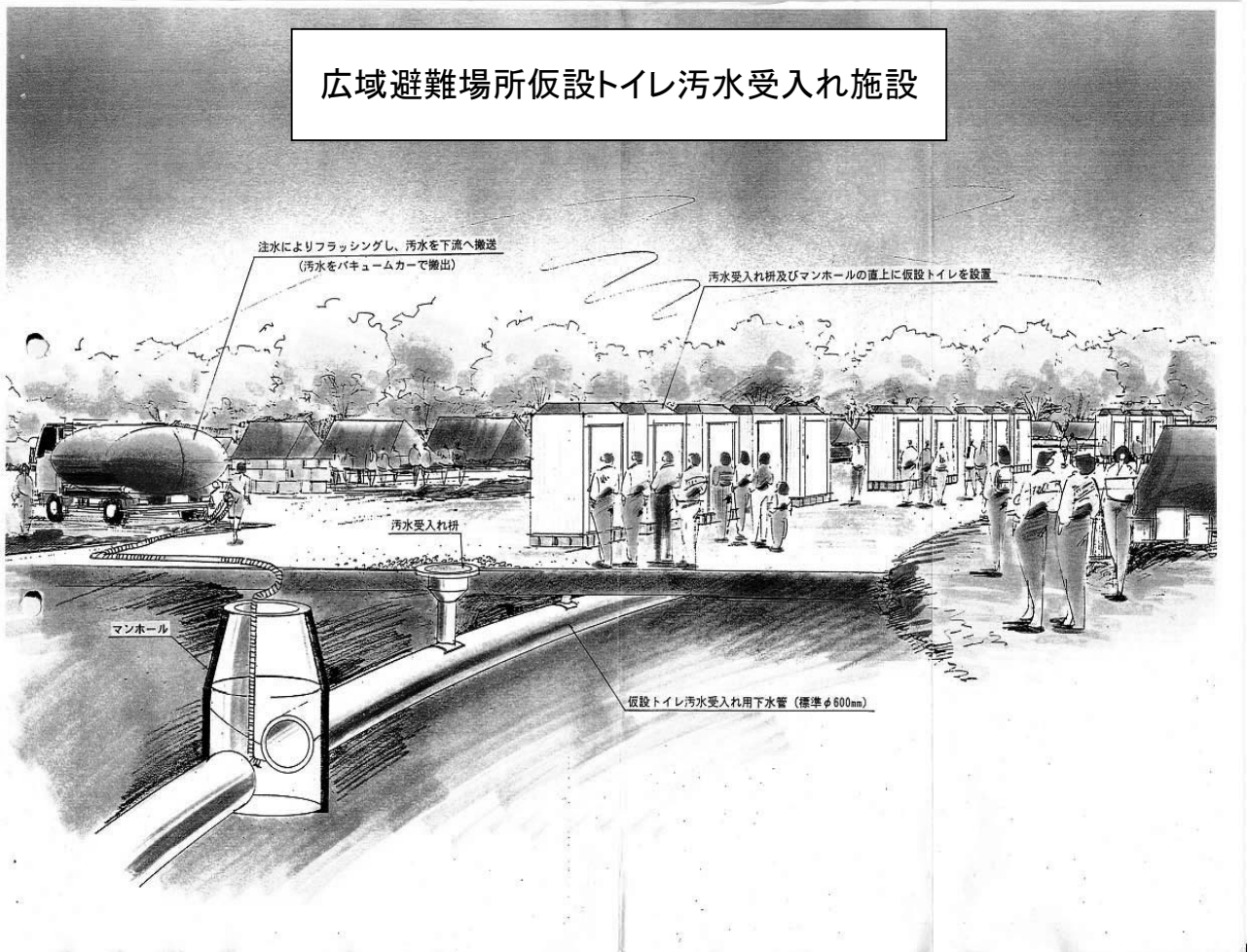
(乙) 社団法人日本土木工業協会
関西支部長 國井義彦

仮設トイレ汚水受け入れ施設整備フロー

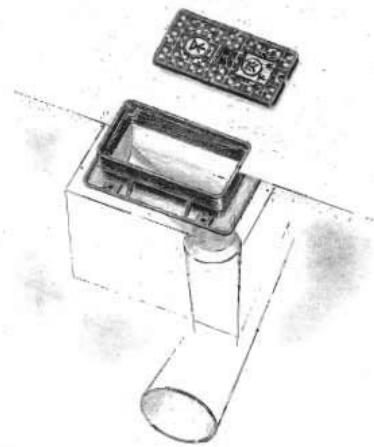


広域避難場所仮設トイレ汚水受け入れ施設イメージ

広域避難場所仮設トイレ汚水受け入れ施設



親子蓋設置姿図



汚水受け入れ桧設置姿図

仮設トイレ汚水受け入れ施設整備箇所

平成22年3月31日現在

設置場所	汚水受け入れ施設設置数 (箇所)	完成年度	備考
大阪城公園	57	平成8年度	
中島公園	113	平成8年度	
長居公園	88	平成8年度	
西成公園	39	平成9年度	
鶴見緑地	133	平成8年度	
天王寺公園	27	平成9年度	
瓜破霊園	54	平成9年度	
千島公園	41	平成9年度	
浪速公園	65	平成11年度	
下福島公園	20	平成11年度	
城北公園	50	平成11年度	
旭公園	54	平成11年度	
沢之町公園	117	平成11年度	
南港中央公園	82	平成11年度	
靱公園	35	平成12年度	
八幡屋公園	51	平成12年度	
太子橋中公園	42	平成13年度	
毛馬北公園	21	平成13年度	
住之江公園	49	平成14年度	
今林公園（百済貨物駅）	8	平成14年度	
出来島西公園	22	平成15年度	
新佃公園	24	平成15年度	
高見公園	23	平成18年度	
合計	1,215		

飲料用耐震性貯水槽設置一覧表

設置場所	運用開始年度
城北公園	平成7年度
西成公園	平成9年度
長柄東公園	平成9年度
天王寺公園	平成11年度
浪速公園	平成12年度
八幡屋公園	平成13年度
下福島公園	平成14年度
鞠公園	平成17年度
沢之町公園	平成19年度

※1箇所あたりの貯水量:400m³

輸送基地及び災害時用ヘリポートの整備計画一覧表

○輸送基地

No.	施設名称
1	大阪城公園(東部地区)
2	鶴見緑地
3	住之江公園
4	長居公園
5	中央卸売市場
6	東部市場
7	南港地区(R1～2岸壁)
8	南港地区(A1～3岸壁)
9	南港地区(F7岸壁)
10	此花地区(北港岸壁)
11	港地区(安治川1号岸壁)
12	大正地区(鶴浜岸壁)
13	夢洲地区(C10～12岸壁)
14	大阪湾浮体式防災基地(移動式)
15	大阪国際空港(市外)
16	大阪八尾空港(市外)
計 画 地	
1	新島地区

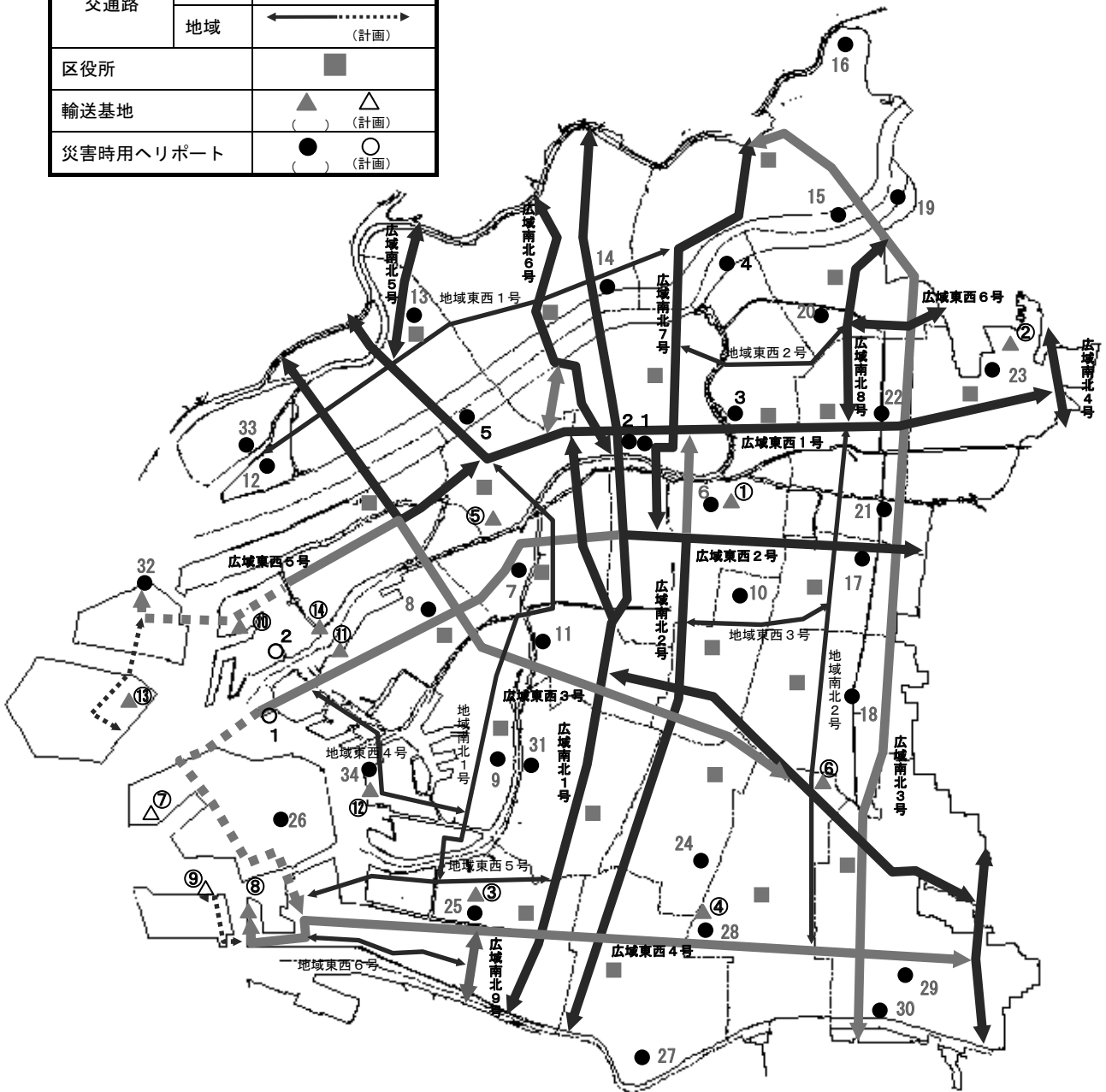
○災害時用ヘリポート

No.	施設名称	所在地(区)
1	中之島公園	北
2	大阪市役所(屋上)	北
3	毛馬桜宮公園	都島
4	淀川河川敷毛馬	都島
5	淀川河川敷海老江	福島
6	大阪城公園西の丸庭園	中央
7	松島公園	西
8	磯路中央公園	港
9	千島公園	大正
10	真田山公園	天王寺
11	芦原公園	浪速
12	西島空地	西淀川
13	歌島公園	西淀川
14	淀川河川敷十三	淀川
15	淀川河川敷豊里	東淀川
16	井高野公園	東淀川
17	神路公園	東成
18	巽公園	生野
19	淀川河川敷太子橋	旭
20	旭公園野球場	旭
21	左専道公園	城東
22	鯉江公園	城東
23	鶴見緑地	鶴見
24	長池グラウンド	阿倍野
25	住之江公園球技場	住之江
26	南港中央公園	住之江
27	大阪市立大学グラウンド	住吉
28	長居公園	東住吉
29	瓜破霊園	平野
30	大和川右岸河川敷	平野
31	西成公園	西成
32	舞洲ヘリポート	此花
33	中島公園(グラウンド、野球場)	西淀川
34	鶴浜緑地(仮称)	大正

計 画 地		
1	築港緑地	港
2	此花西部臨港緑地	此花

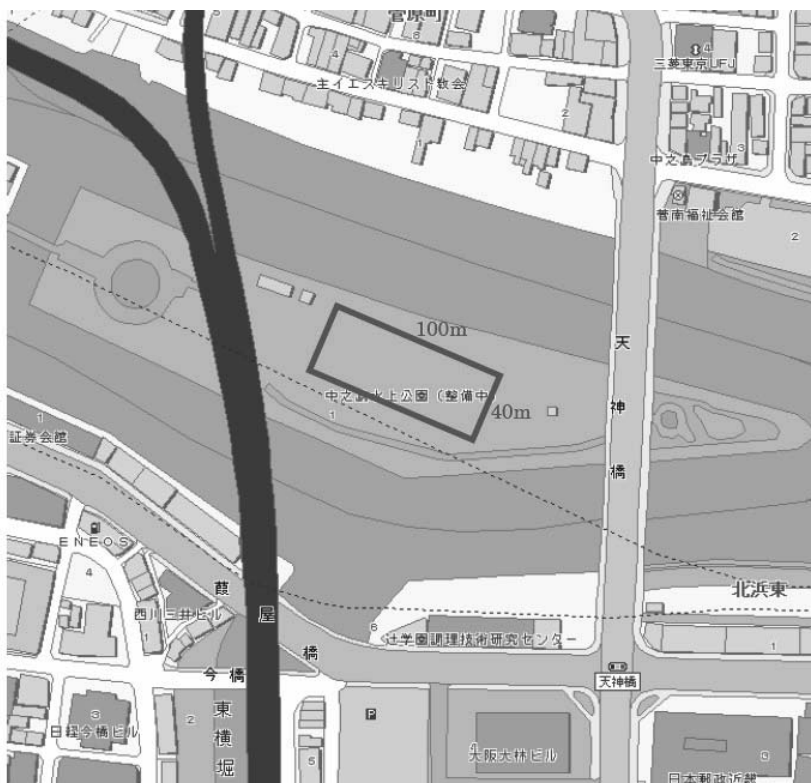
緊急交通路、輸送基地及び災害時用ヘリポートの整備計画図

凡 例		
緊急 交通路	広域	(重点) (計画)
	地域	(計画)
区役所		
輸送基地		
		(計画)
災害時用ヘリポート		
		(計画)

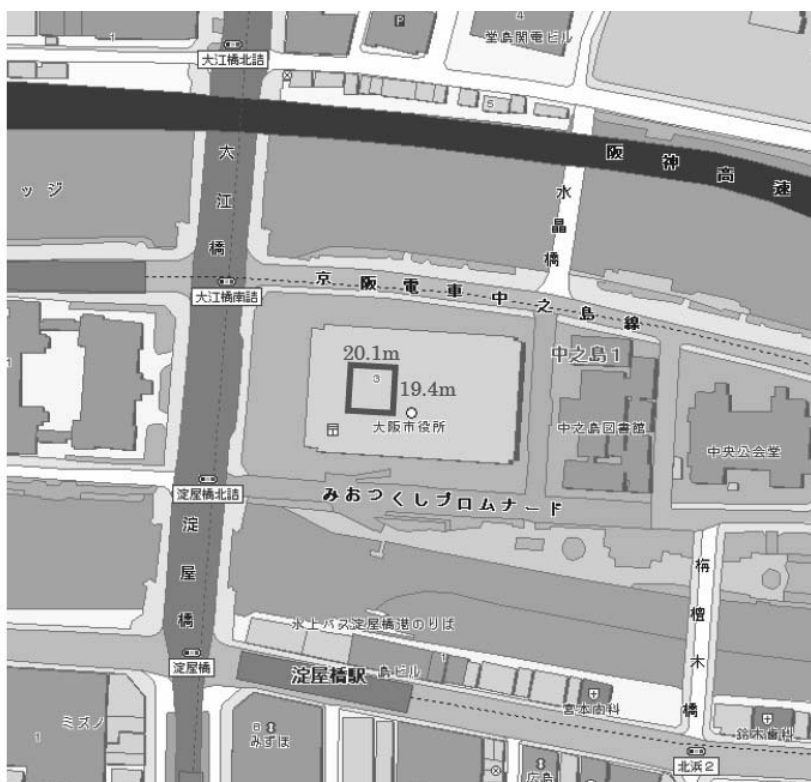


災害時用ヘリポート位置図

番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
1	中之島公園	大阪市北区中之島1	100	40	土



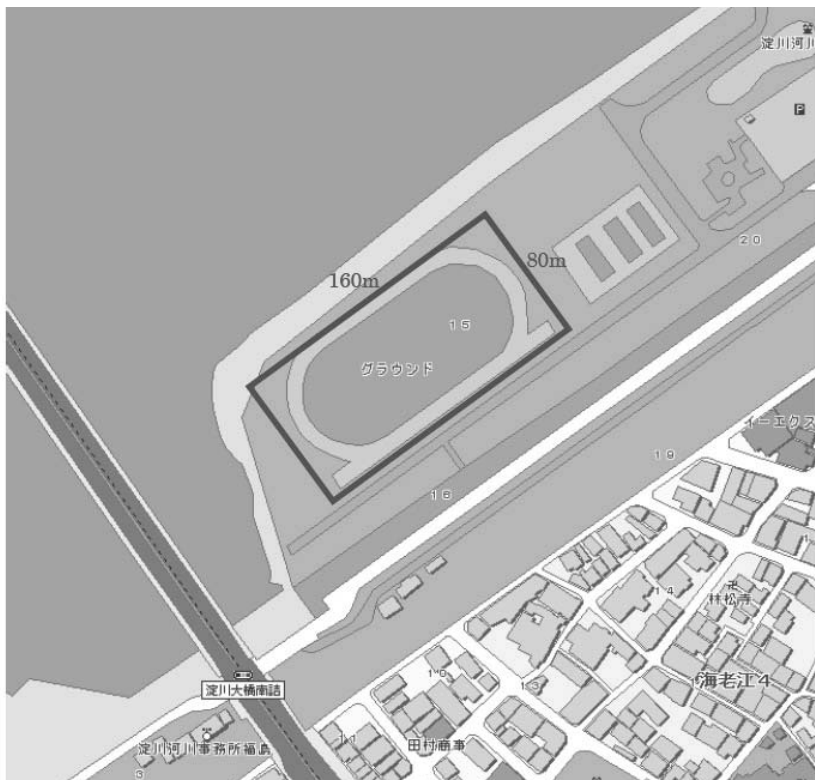
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
2	大阪市役所(本庁舎)	大阪市北区中之島1-3-20	19.4	20.1	コンクリート



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
3	毛馬桜之宮公園	大阪市都島区中野 1	70	70	土



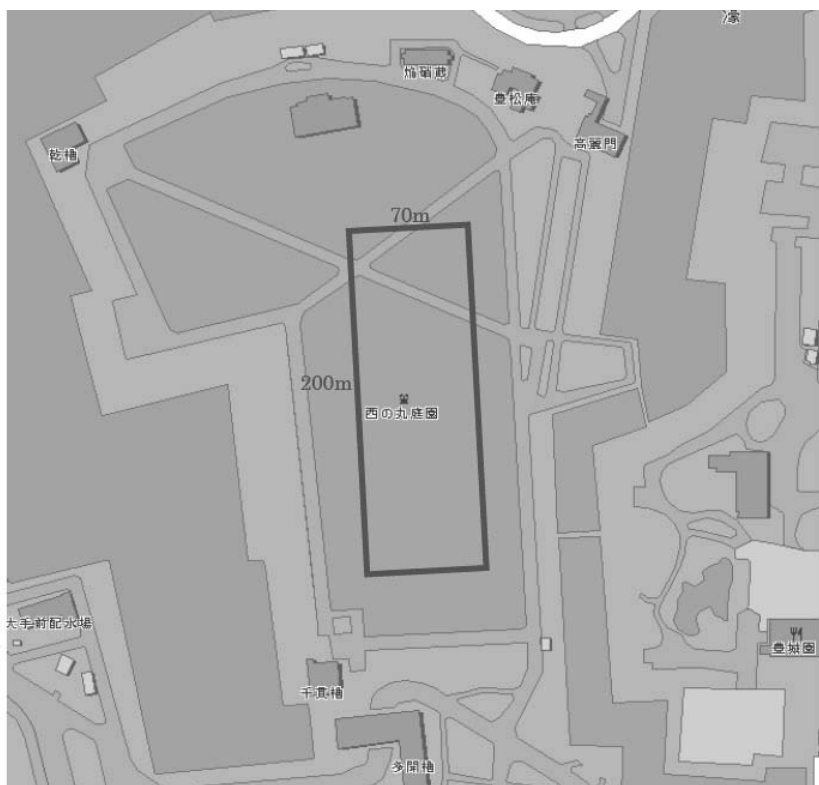
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
4	淀川河川敷毛馬	大阪市都島区毛馬町	80	160	土・芝



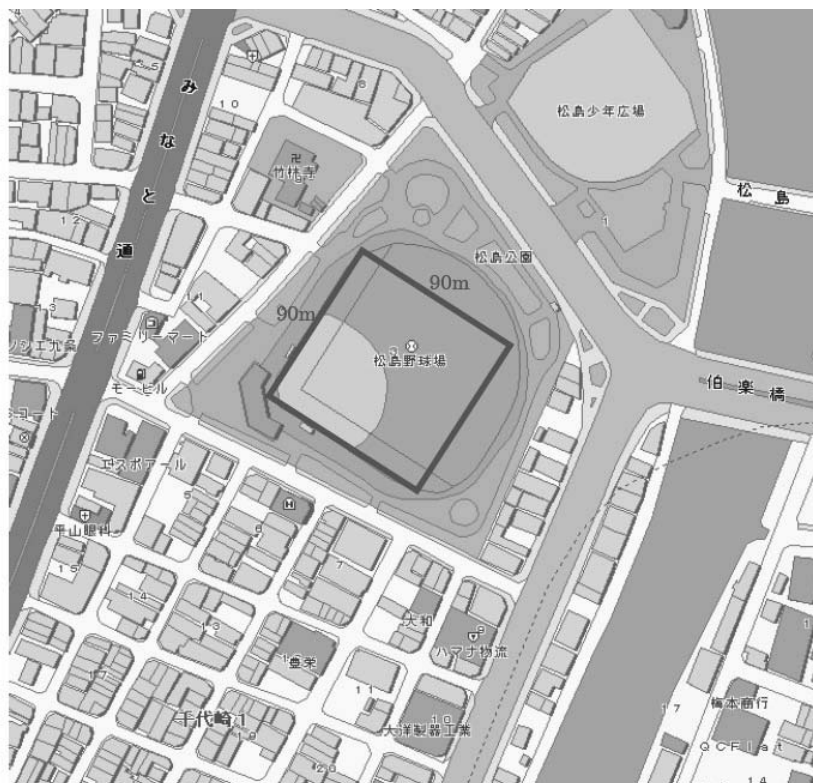
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
5	淀川河川敷海老江	大阪市福島区海老江 3	110	60	土



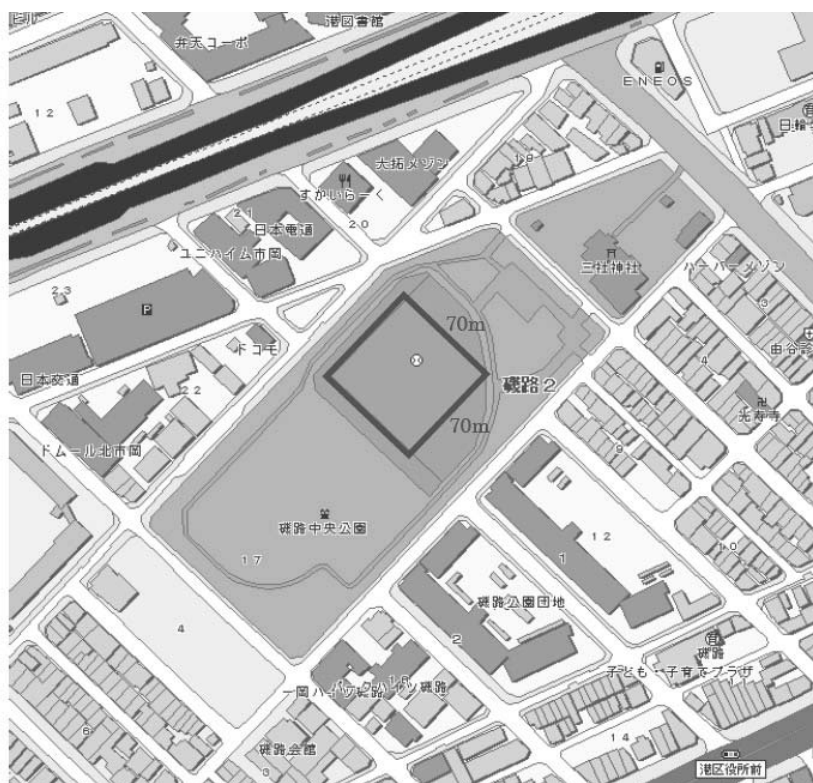
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
7	大阪城西の丸庭園	大阪市中心区大阪城	70	200	芝



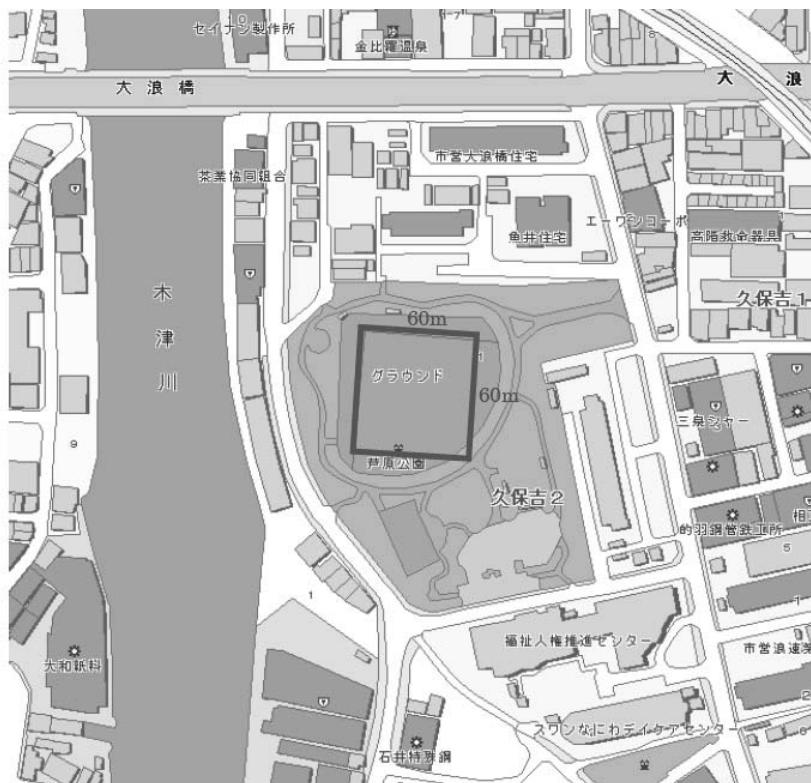
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
9	松島公園	大阪市西区千代崎 1	90	90	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
10	磯路中央公園	大阪市港区磯路 2-17	70	70	土



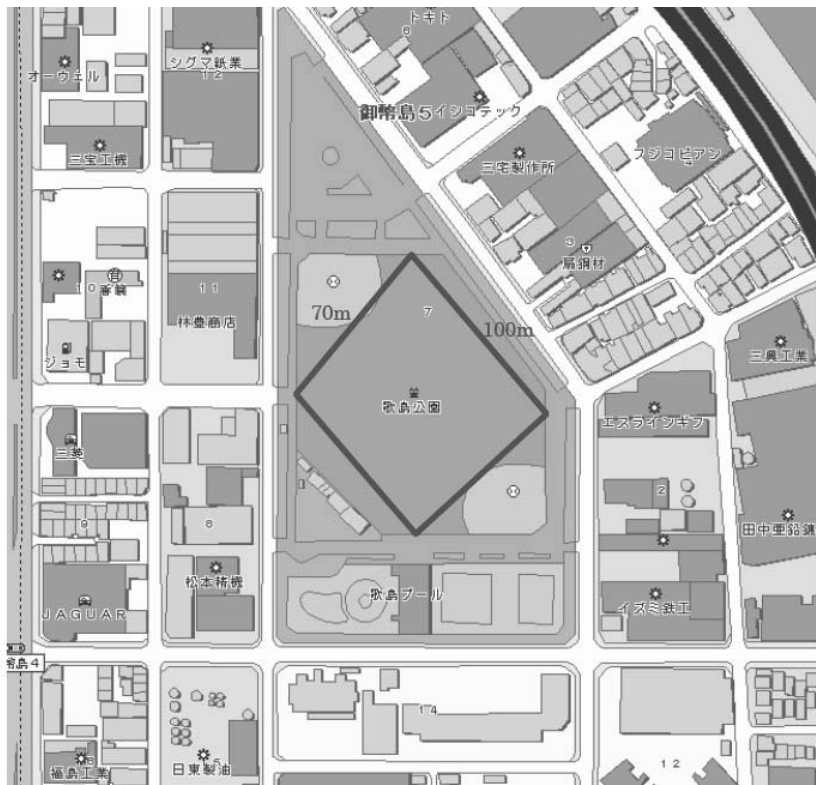
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
13	芦原公園	大阪市浪速区久保吉田 2	60	60	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
14	西島空地	大阪市西淀川区西島 2	80	200	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
15	歌島公園	大阪市西淀川区御幣島 5	100	70	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
16-1	淀川河川敷十三 (西)	大阪市淀川区西中島 1	90	120	土



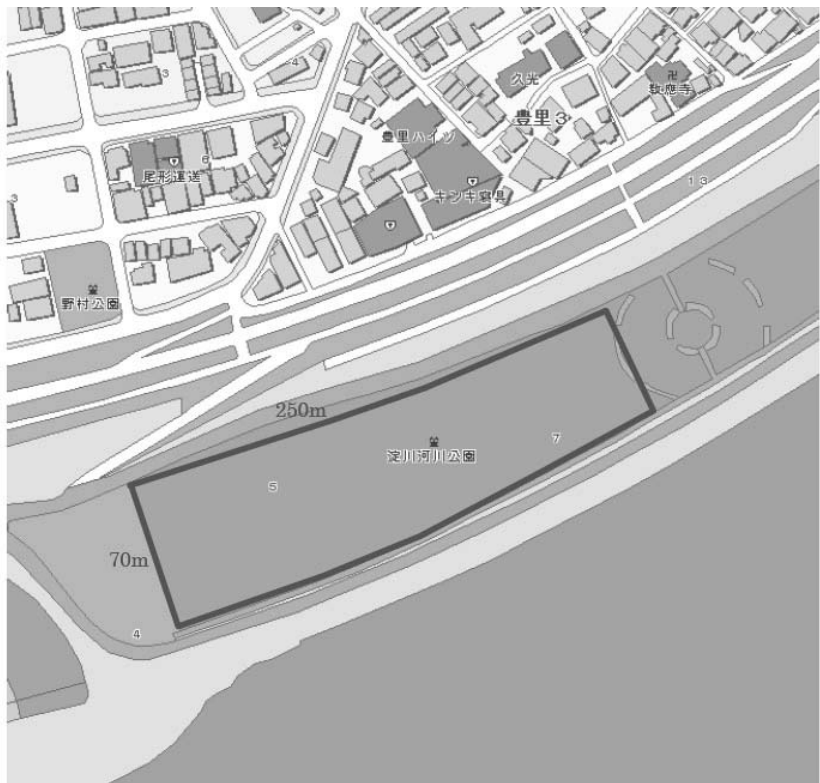
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
16-2	淀川河川敷十三(東)	大阪市東淀川区柴島1	80	100	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
17	井高野公園	大阪市東淀川区井高野3	80	60	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
18	淀川河川敷豊里	大阪市東淀川区豊里 3、大道南 1	70	250	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
19	神路公園	大阪市東成区東中本 2	60	60	土



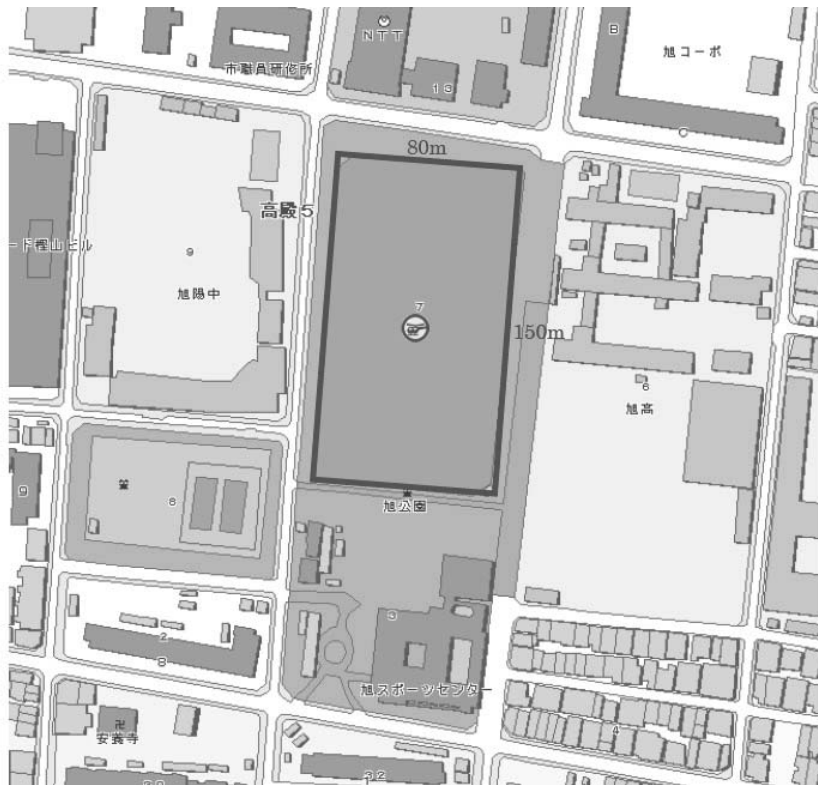
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
20	巽公園	大阪市生野区巽西 4	80	60	土



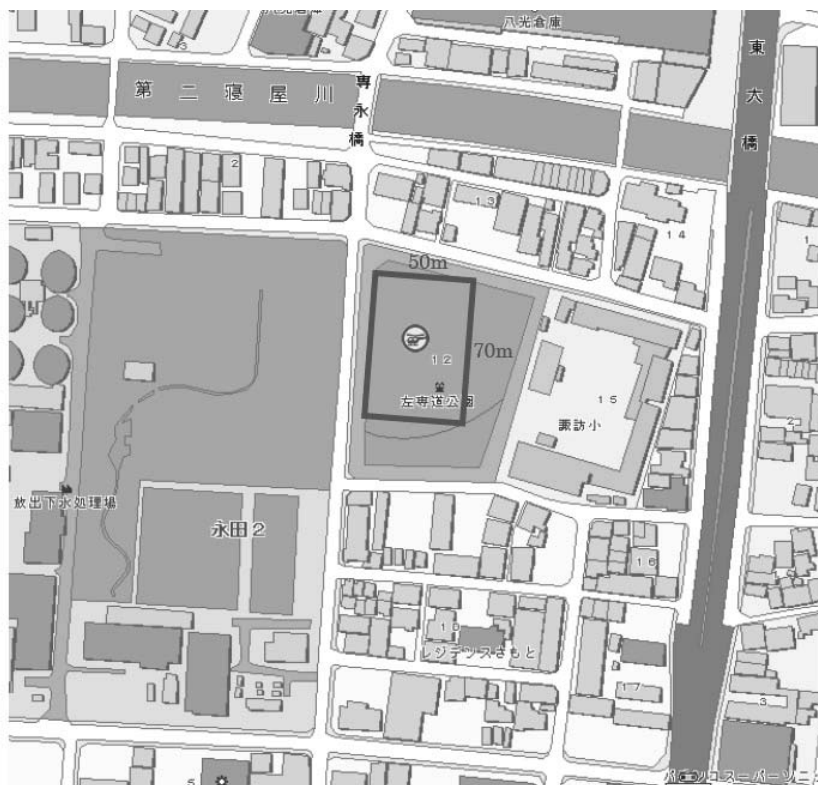
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
21	淀川河川敷太子橋	大阪市旭区太子橋 3	80	350	土



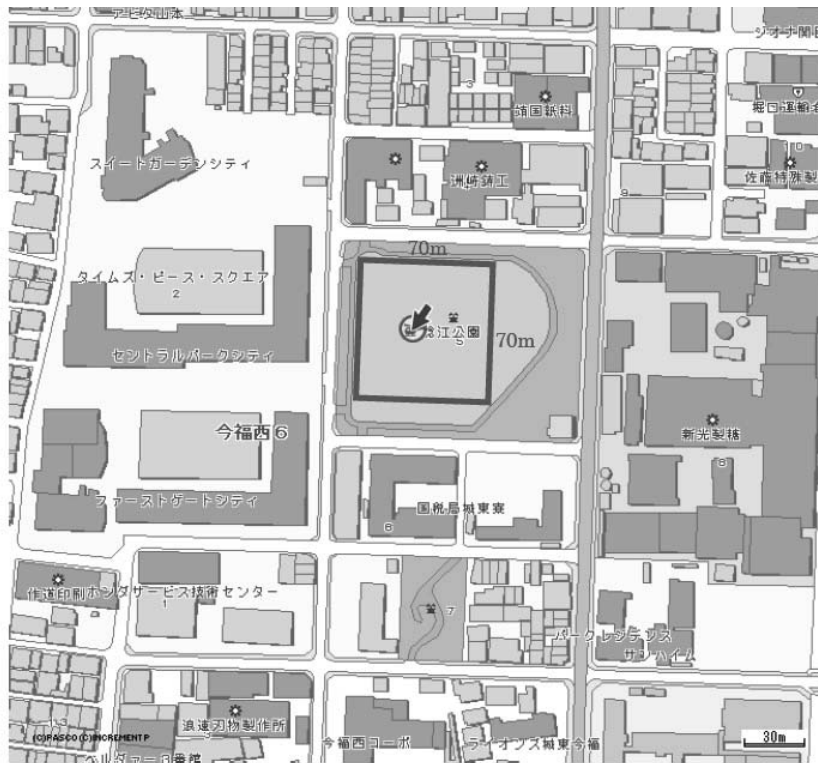
番号	へりポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
22	旭公園野球場	大阪市旭区高殿 5	150	80	土



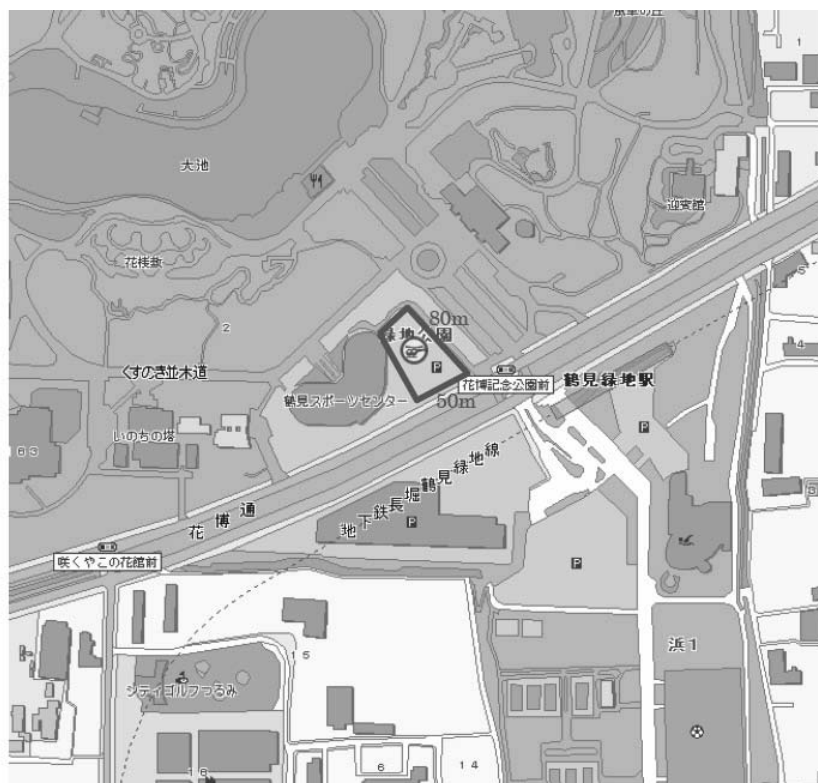
番号	へりポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
23	左専道公園	大阪市城東区永田 2	70	50	土



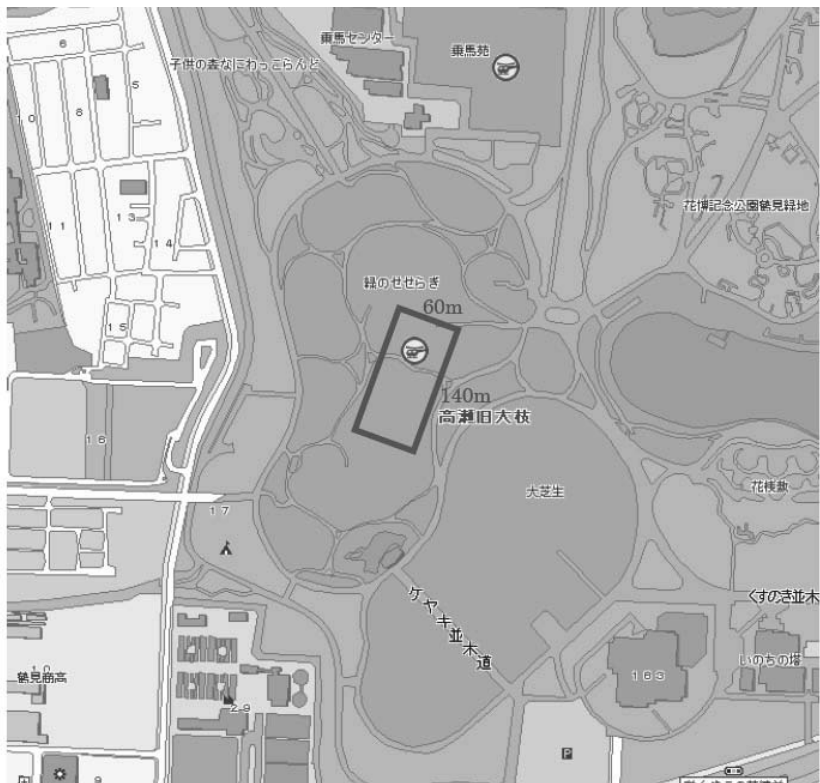
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
24	鯉江公園	大阪市城東区今福西 6	70	70	土



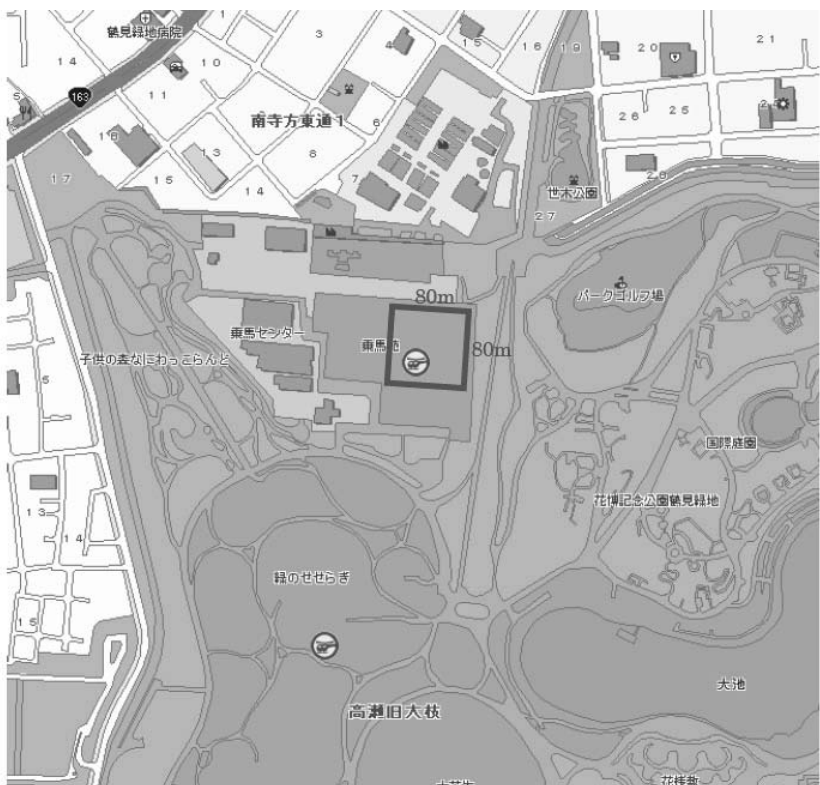
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
25-1	鶴見緑地（展示場）	大阪市鶴見区緑地公園	80	50	アスファルト



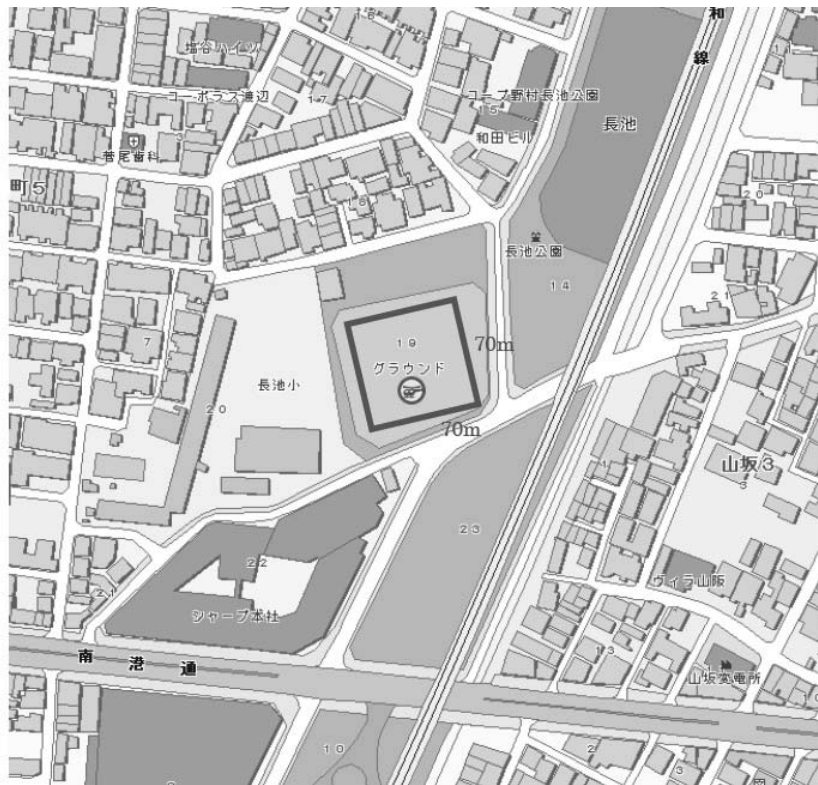
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
25-2	鶴見緑地（大芝生）	大阪市鶴見区緑地公園	60	140	土



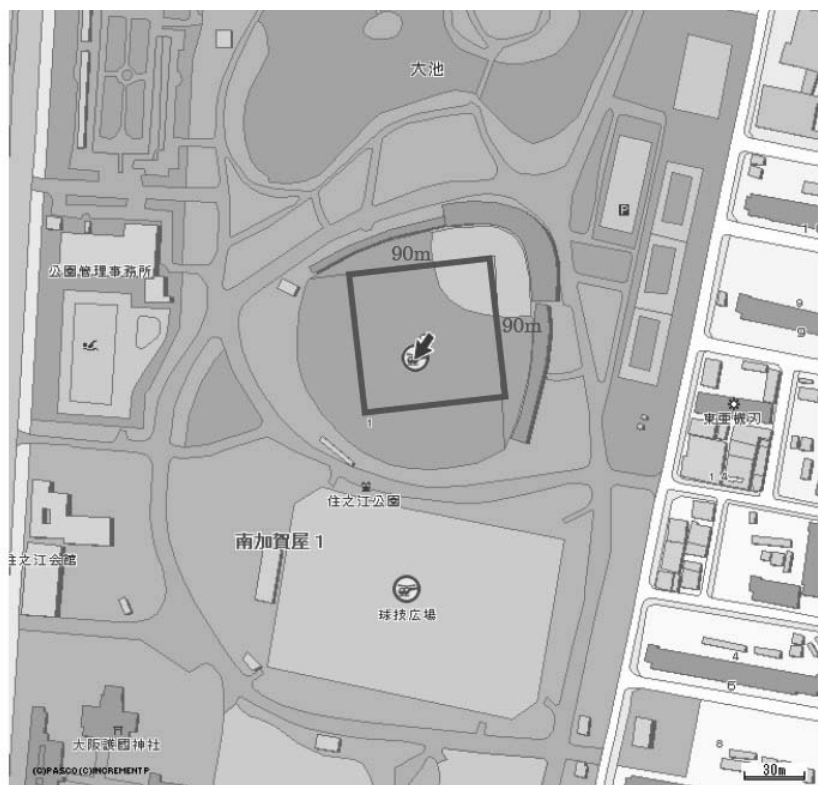
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
25-3	鶴見緑地（乗馬苑）	大阪市鶴見区緑地公園	80	80	土



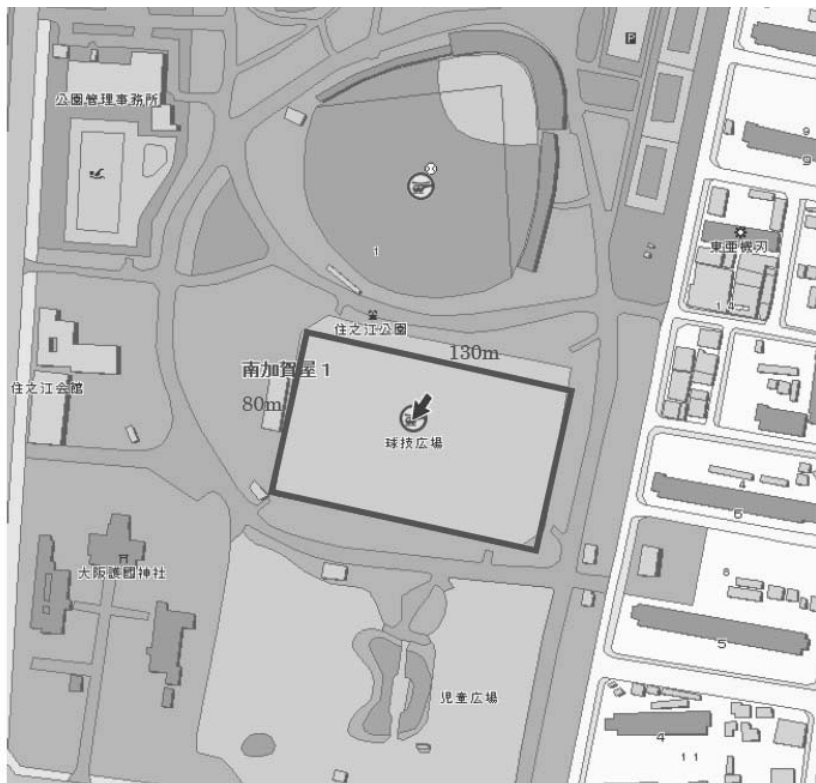
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
26	長池公園	大阪市阿倍野区长池町 19	70	70	土



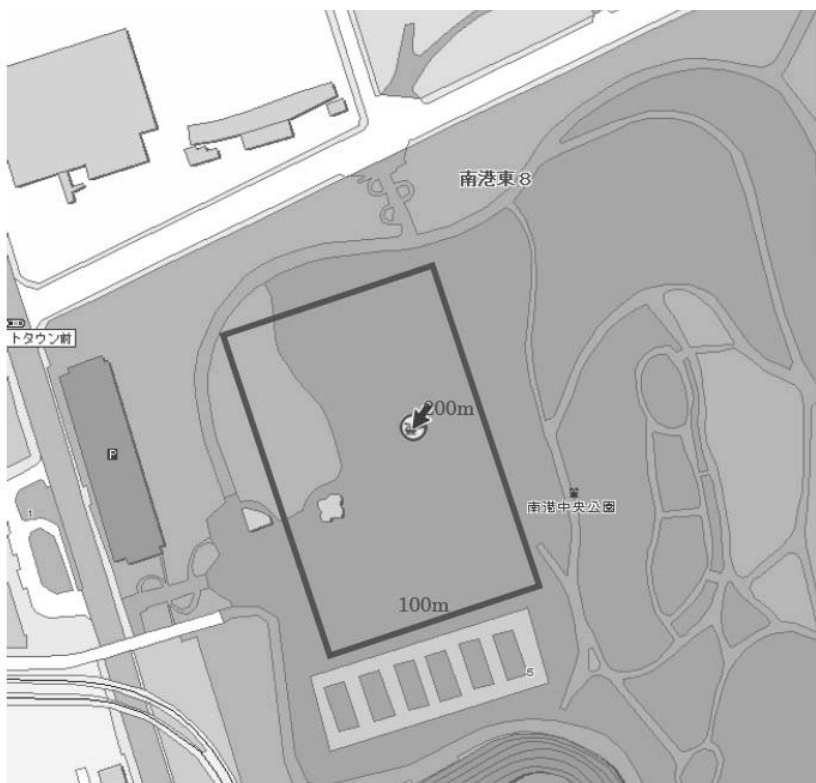
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
27-1	住之江公園球技広場（北）	大阪市住之江区南加賀屋 1	90	90	土



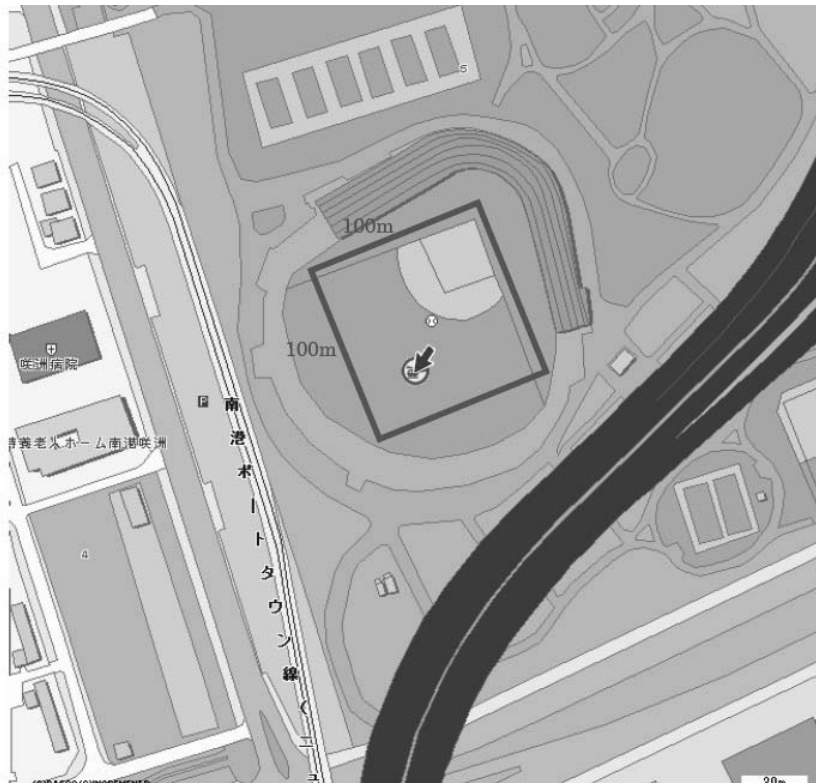
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
27-2	住之江公園球技広場（南）	大阪市住之江区南加賀屋 1	80	130	土



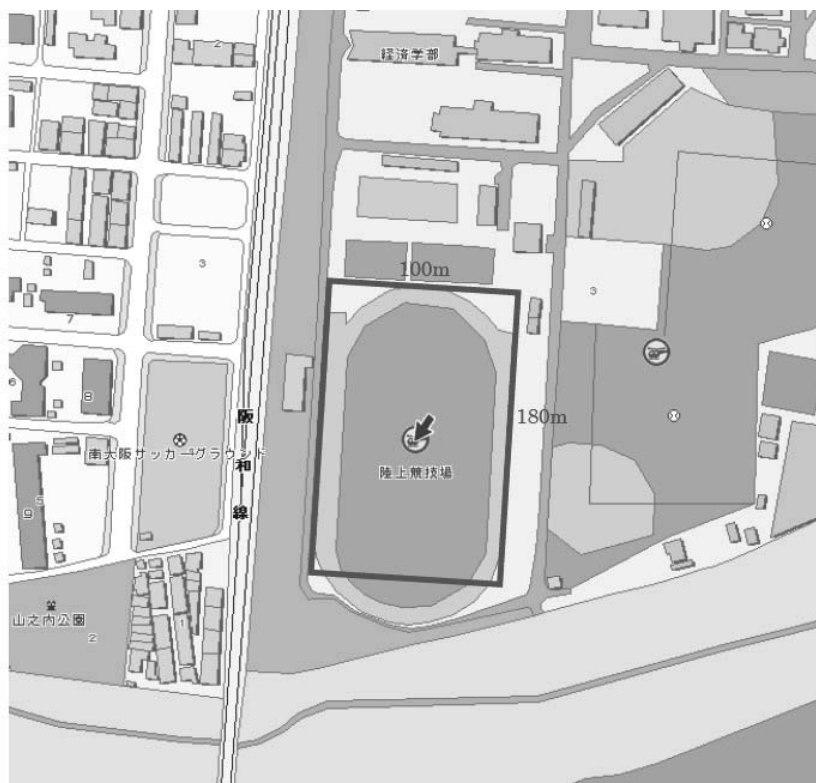
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
28-1	南港中央公園（北）	大阪市住之江区南港東 8	100	200	土



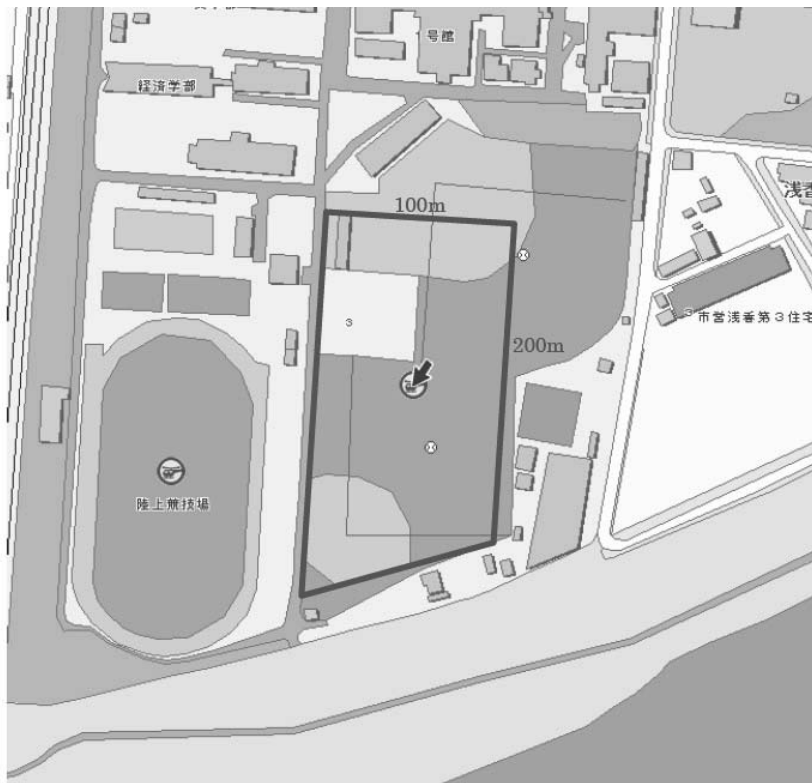
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
28-2	南港中央公園（南）	大阪市住之江区南港東 8	100	100	土



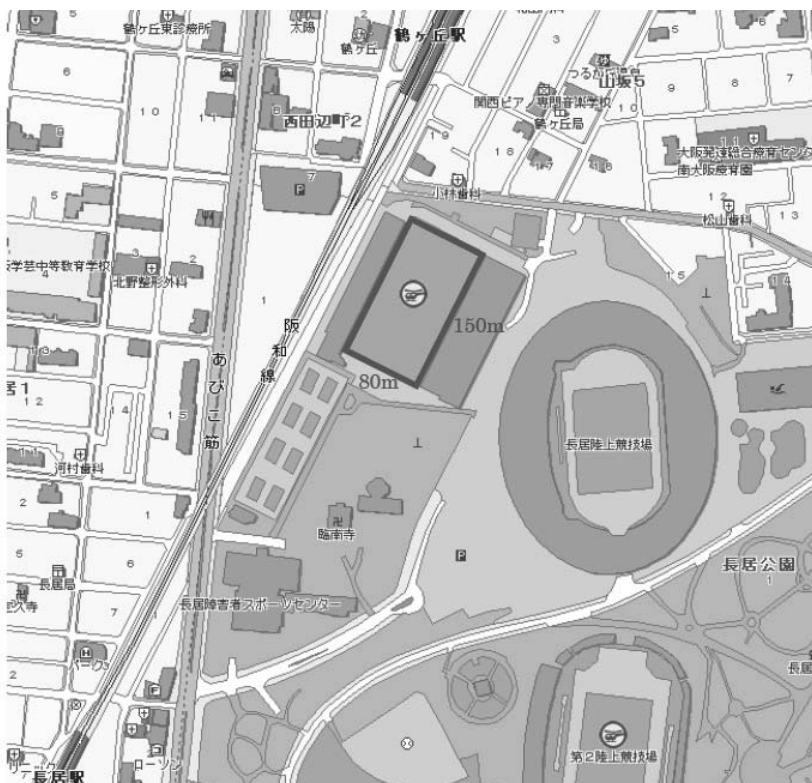
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
29-1	大阪市立大学グラウンド（西）	大阪市住吉区杉本 3	180	100	土



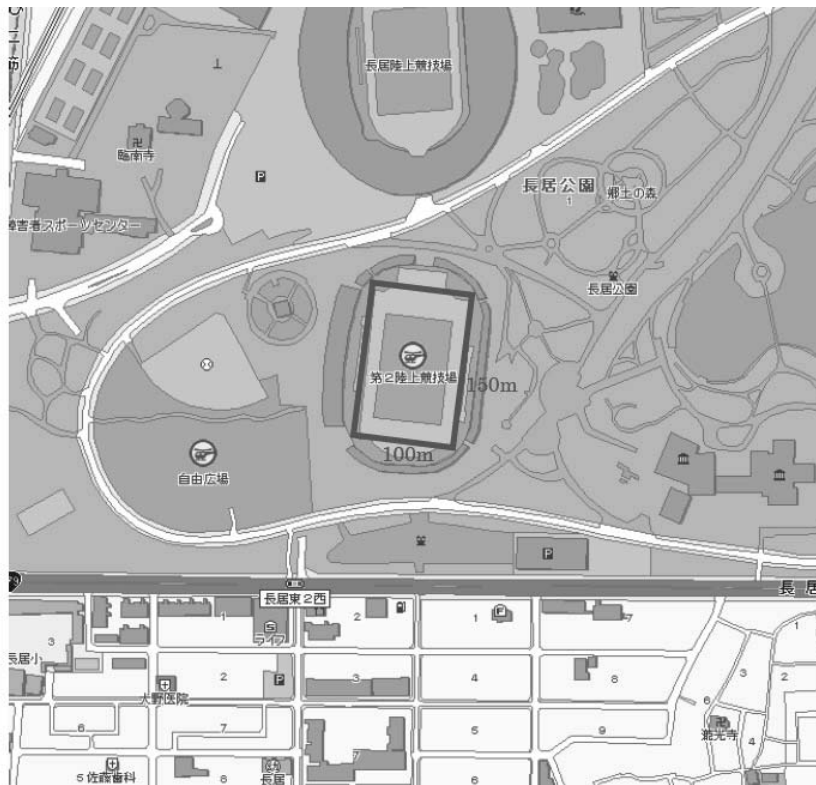
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
29-2	大阪市立大学グラウンド（東）	大阪市住吉区杉本3	100	200	土



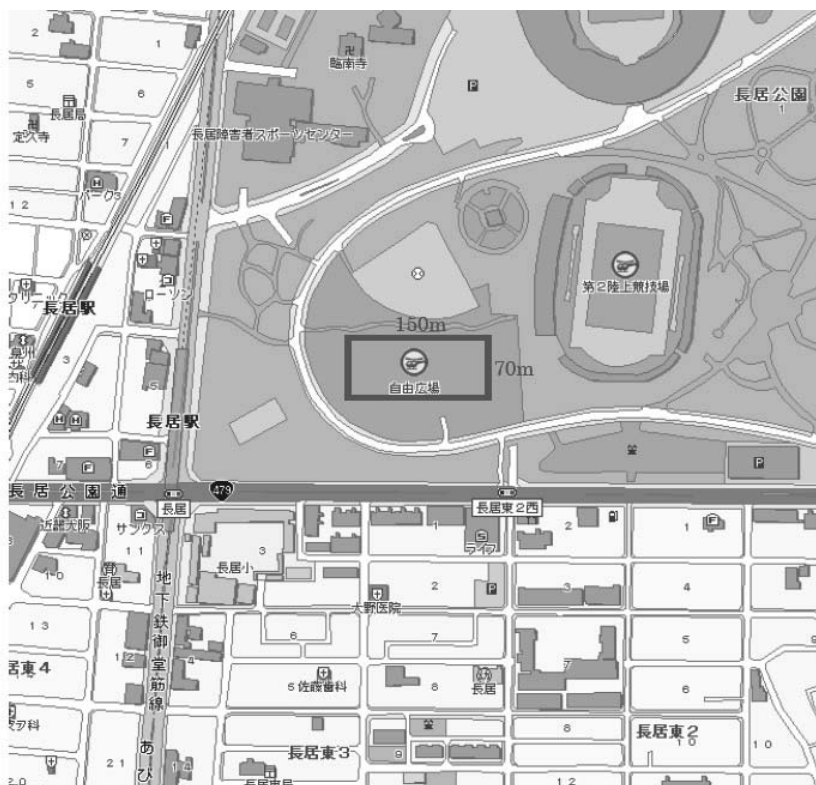
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
30-1	長居公園（球戯場）	大阪市東住吉区长居公園	150	80	人工芝



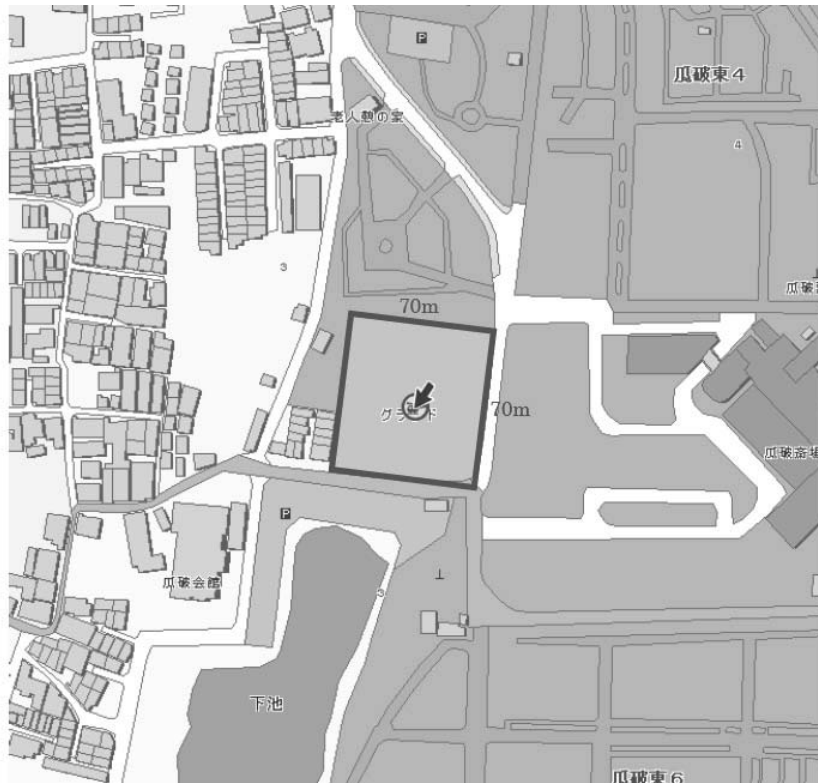
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
30-2	長居公園（第二陸上競技場）	大阪市東住吉区长居公園	150	100	人工芝



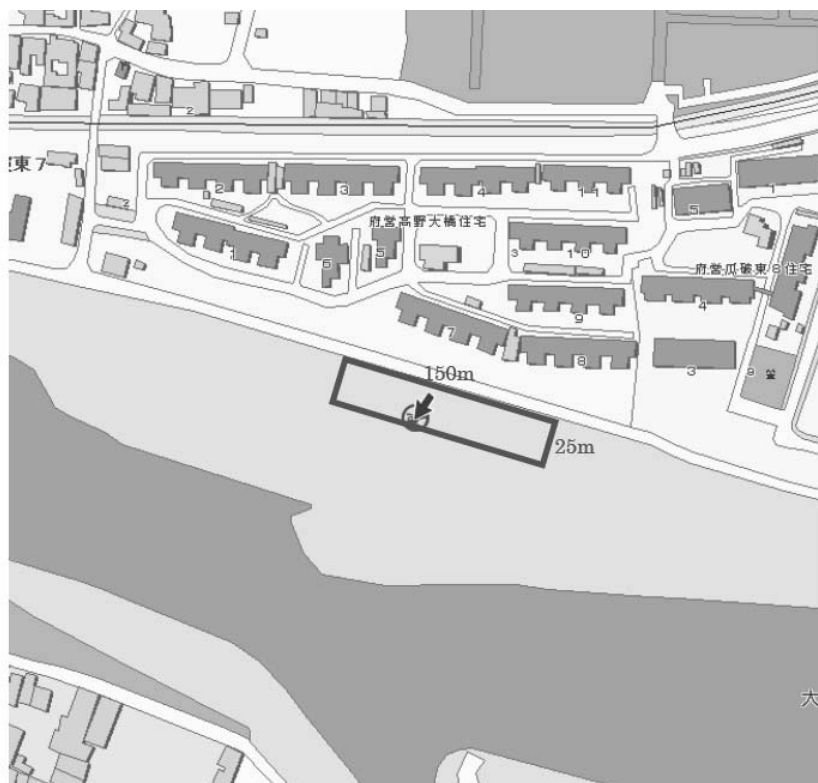
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
30-3	長居公園（自由広場）	大阪市東住吉区长居公園	150	70	土



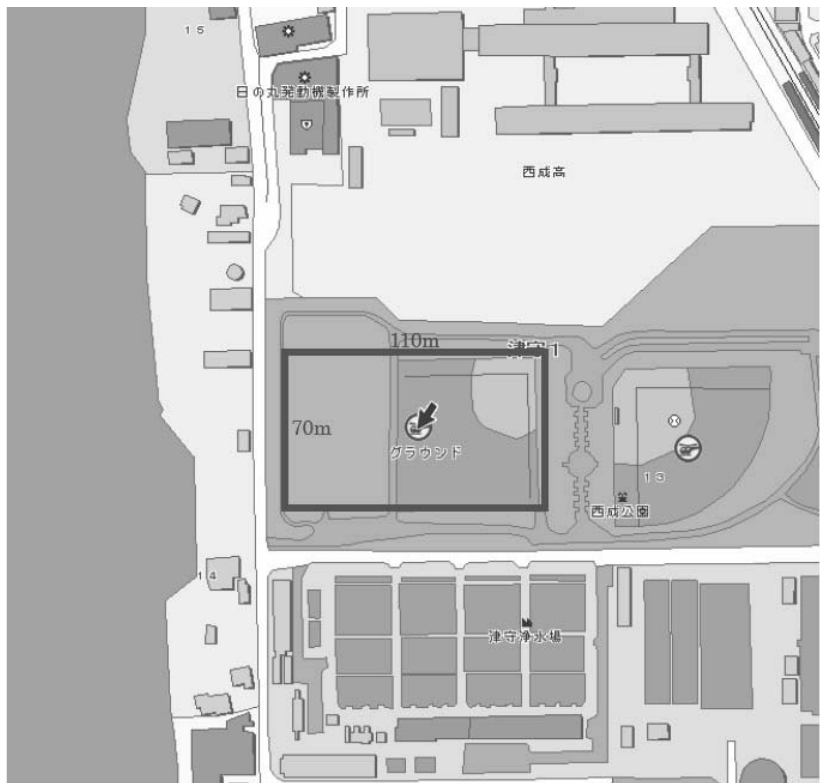
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
31	瓜破霊園	大阪市平野区瓜破東 4-4-164	70	70	土



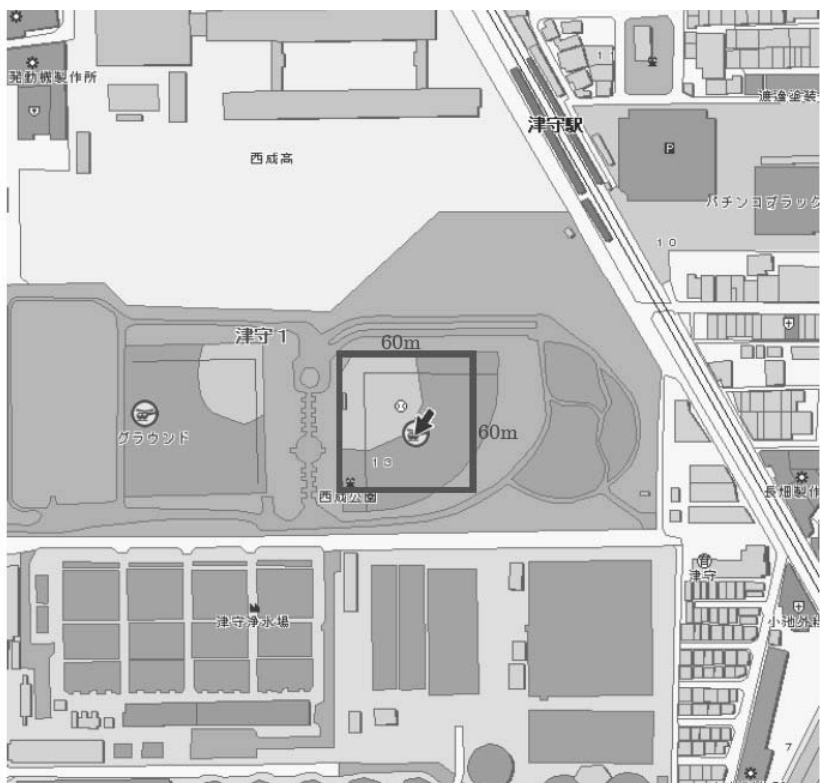
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
32	大和川右岸河川敷	大阪市平野区瓜破東 7	25	150	草地



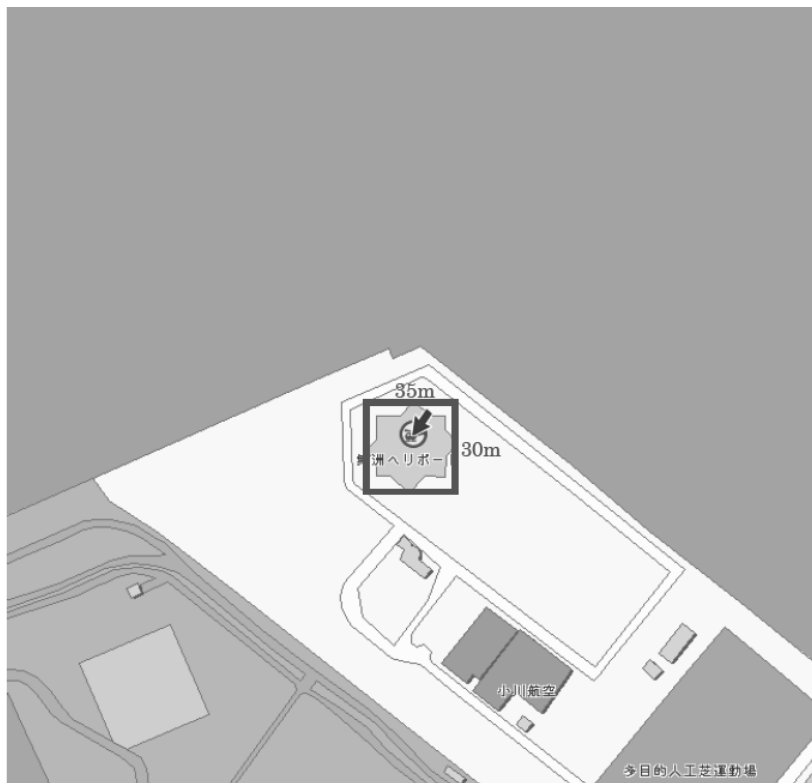
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
33-1	西成公園（西）	大阪市西成区津守 1	70	110	土



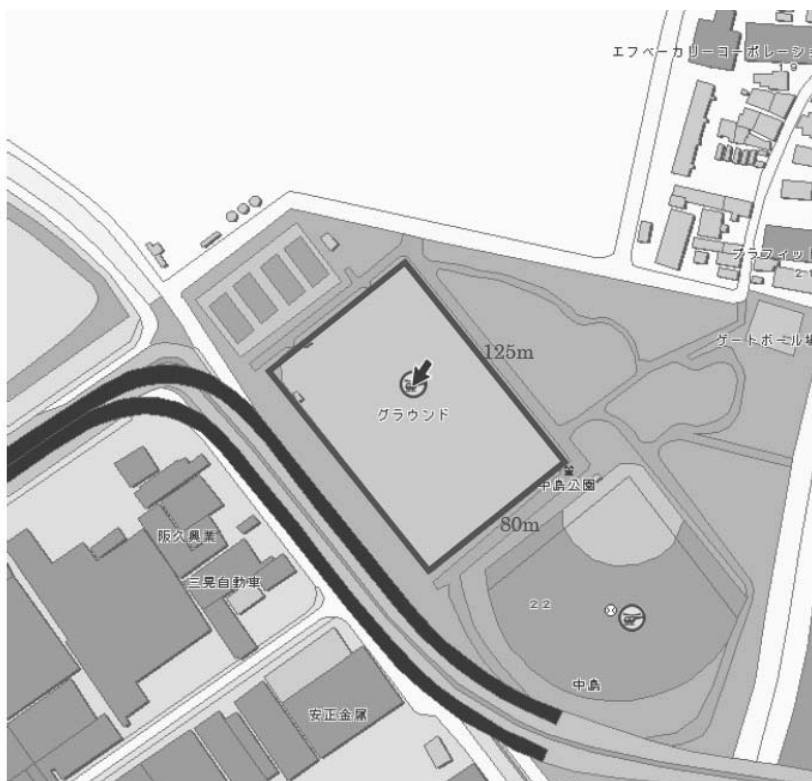
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
33-2	西成公園（東）	大阪市西成区津守 1	60	60	土



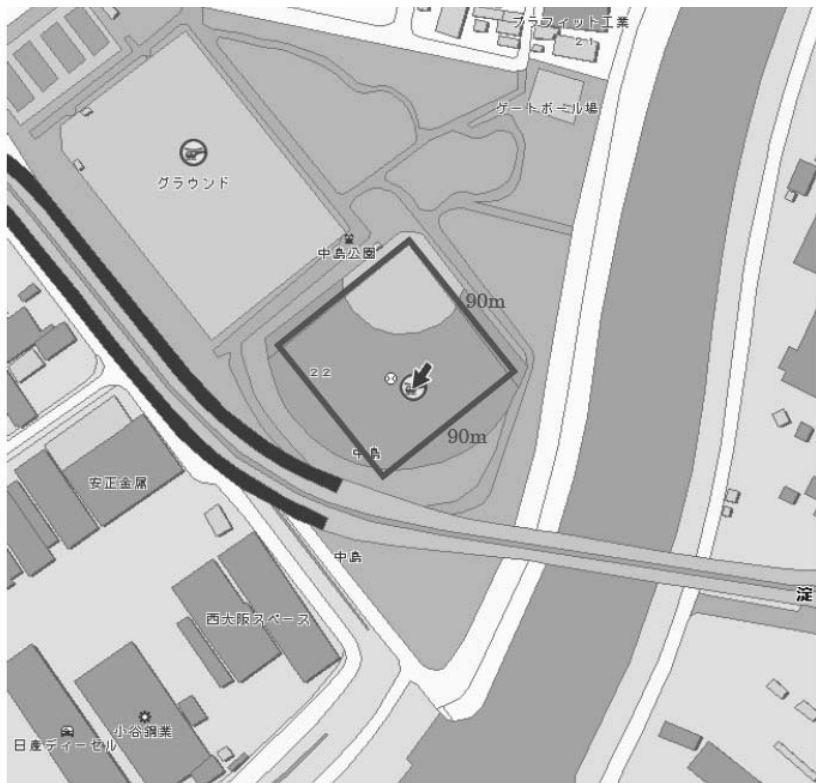
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
34	舞洲ヘリポート	大阪市此花区北港緑地 2-1-1	35	30	アスファルト



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
35-1	中島公園 (グラウンド)	大阪市西淀川区中島 1	125	80	土



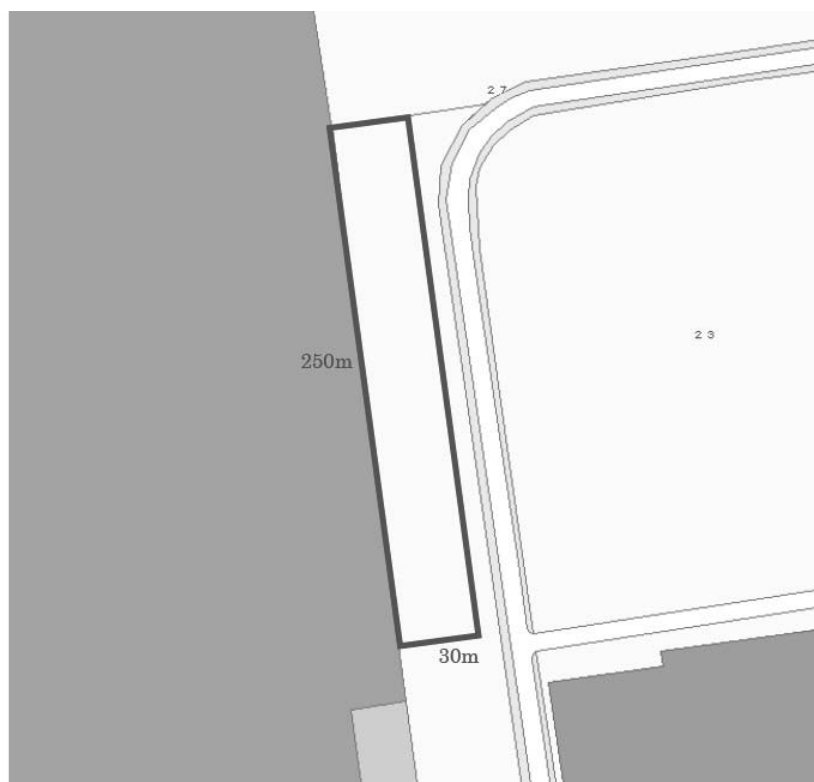
番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
35-2	中島公園（野球場）	大阪市西淀川区中島 1	90	90	土



番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
36-1	鶴浜緑地（仮称）（グラウンド）	大阪市大正区鶴町 3-27	100	100	土

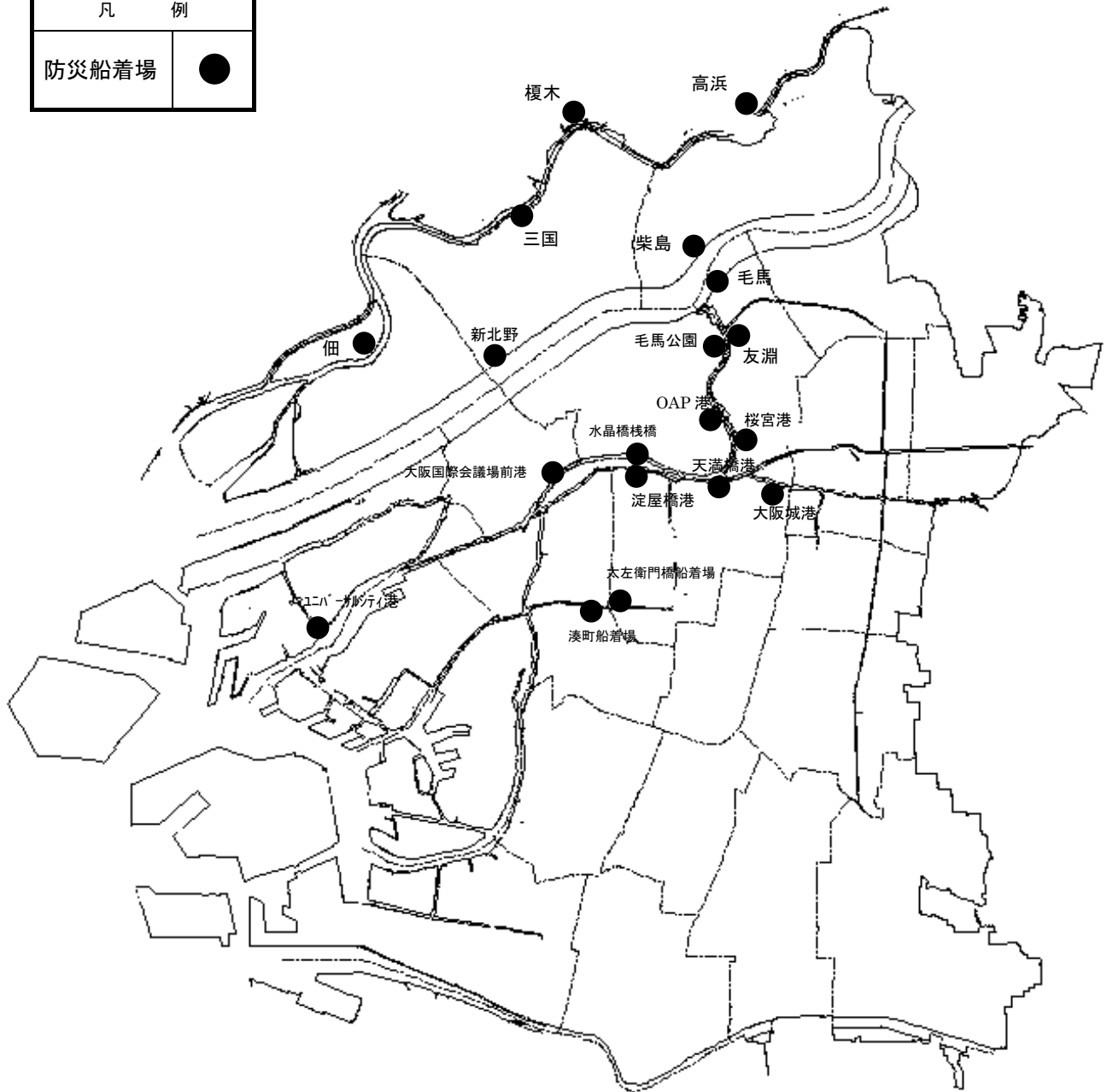


番号	ヘリポート名称	所在地	形状		
			縦(m)	横(m)	表面
36-2	鶴浜緑地（仮称）（岸壁）	大阪市大正区鶴町 3-25	250	30	コンクリート



防災船着場位置図（平成22年3月現在）

凡 例	
防災船着場	●



土木構造物の耐震性向上の指針（概要）

(1) 目的

本指針は、大阪市域の地震動特性や地盤特性などの地域固有の特性を考慮し、国等の定める耐震設計基準に付加すべき事項を定めるものであり、土木構造物が目標とする耐震性能を保有するように設計するとともに、既設の構造物において所定の耐震性能を有しないものについては適切な補強を施すことを定めるものである。

(2) 耐震設計の基本方針

①土木構造物の耐震性照査に適用する地震動レベル（表－1に示す）は、レベル1地震動とレベル2地震動の2種類とし、レベル1地震動に対しては全ての構造物が所定の耐震性を確保するものとし、レベル2地震動に対してはそれぞれの構造物が目標とする水準に応じた耐震性を確保することを原則とする。

②既設の土木構造物の耐震性照査に適用する地震動レベルについても、原則として①と同様とする。

なお、大阪市の地盤特性を反映させた耐震検討に用いる標準想定地震動を図－1に示す。

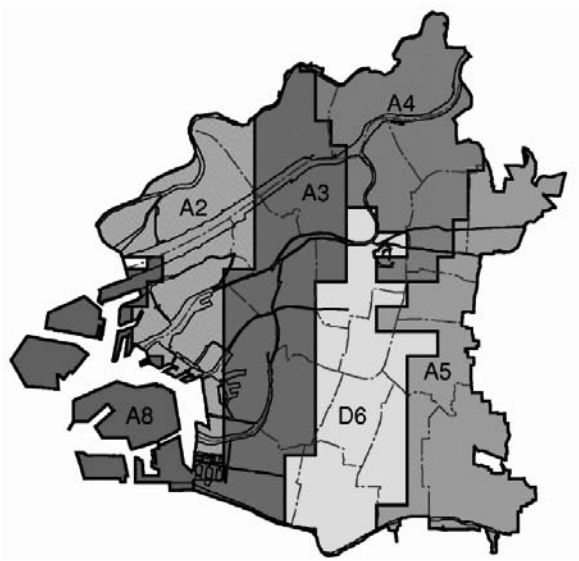
表－1 耐震設計用地震動

	レベル1地震動	レベル2地震動
地震動発生頻度	構造物の供用機関に1～2度発生する確率を有する。	供用期間中に発生する確率は極めて低い。
地震動に対して保有すべき耐震性	構造物に被害を発生してはならない。	損傷過程まで立ち入って、構造物の耐震性能を照査する水準を示す。
地震動の強さ	土木構造物に対して従来から設定されていた設計入力地震動に相当し、水平応答加速度が0.2g程度となる。	構造物に甚大な損傷を与える大規模なプレート境界地震や兵庫県南部地震のような直下型地震による地震動、大阪市想定地震動

(3) 土木構造物が保有すべき耐震性能

レベル2地震動に対して、構造物の耐震性能を次の方針で設定する。

- ・レベル2地震動に対して土木構造物が損傷を受けて機能が低下することを前提とする。
- ・構造物に期待される機能はその用途によって異なっており、その損傷過程にまで立ち入り、構造物の用途に応じて許容できる機能低下の程度を、「耐震性能の目標水準」として定める。
- ・「耐震性能の目標水準」をもとに、重要度・代替施設の有無・補強工事の難易度などに応じて「保有すべき耐震性能」を定める。



内陸直下型地震に適用するゾーン分割
 D：洪積地盤 A：沖積地盤

(凡例)

- 道路橋示方書(該当地盤種)
- 選択波形(NS)
- 選択波形(EW)

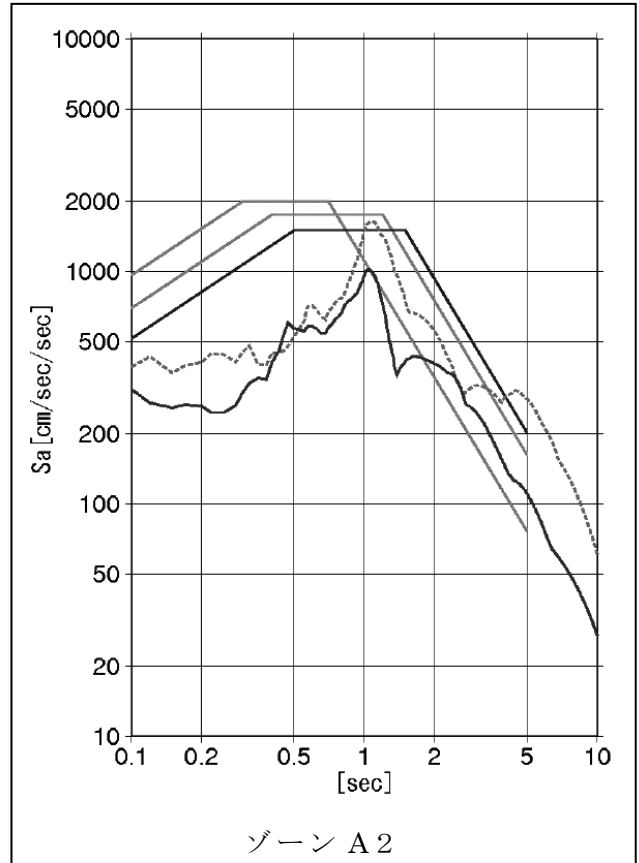
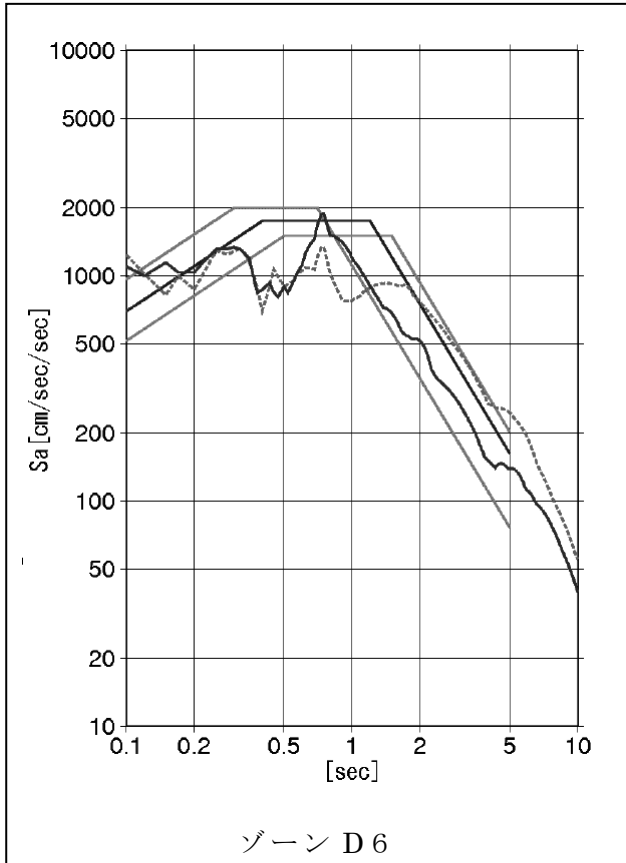


図-1 標準想定地震動の加速度応答スペクトル (地表面)

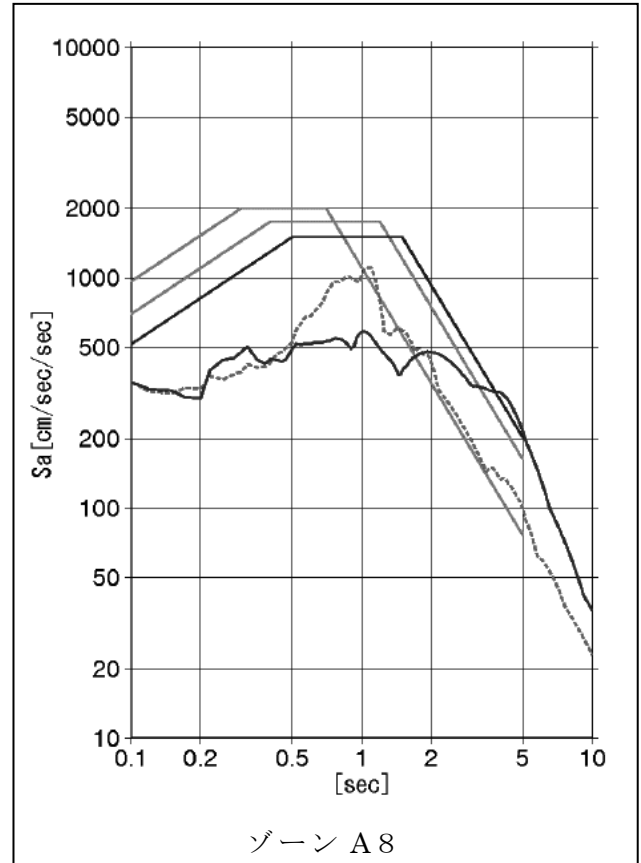
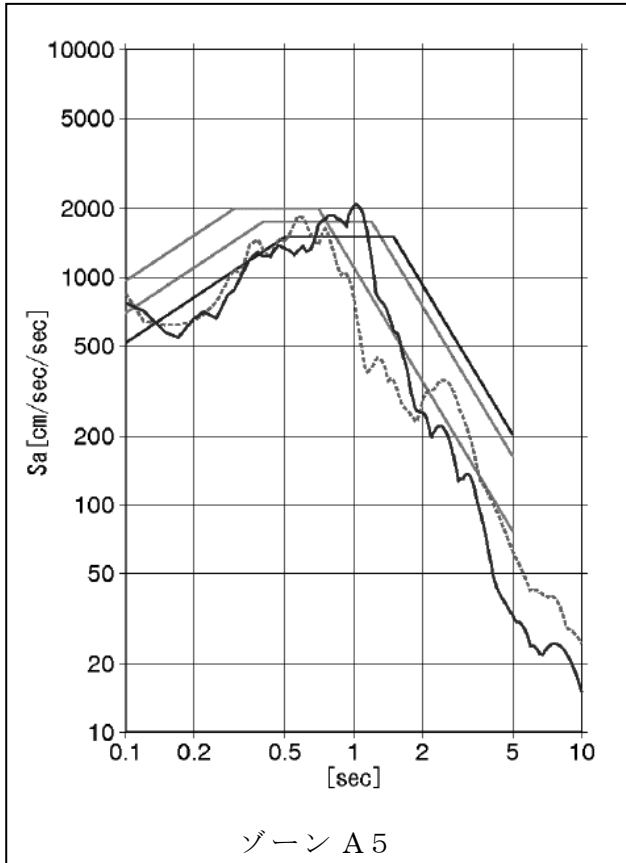
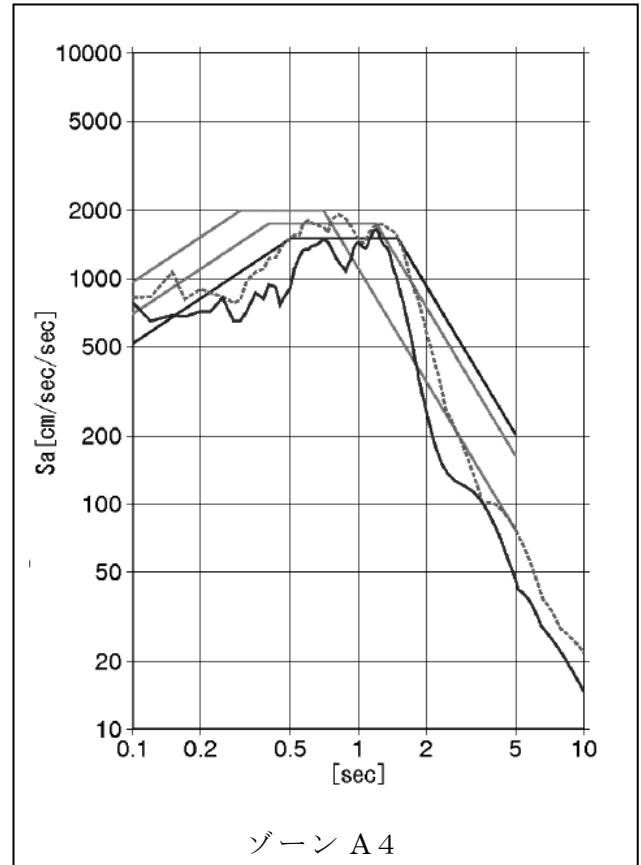
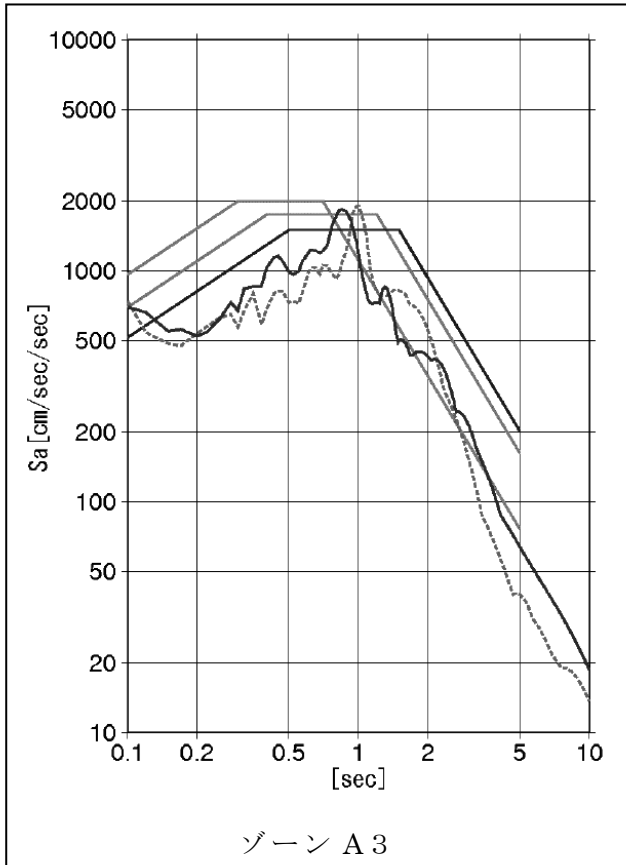
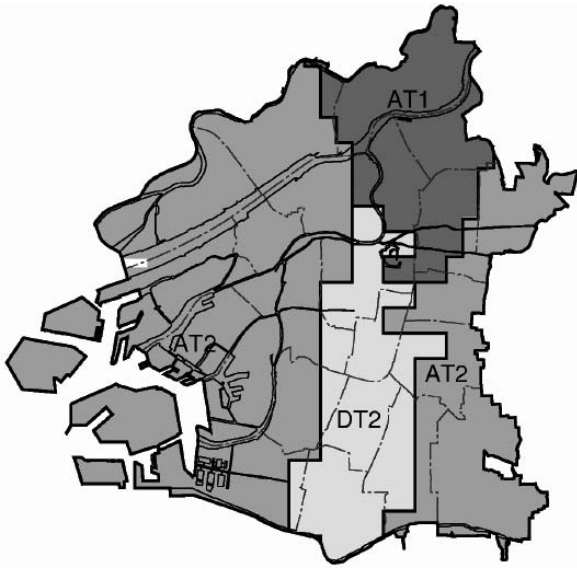


図-1 標準想定地震動の加速度応答スペクトル（地表面）



海溝型地震に適用するゾーン分割

D：洪積地盤 A：沖積地盤

(凡例)

- 道路橋示方書(該当地盤種)
- 選択波形(NS)
- 選択波形(EW)

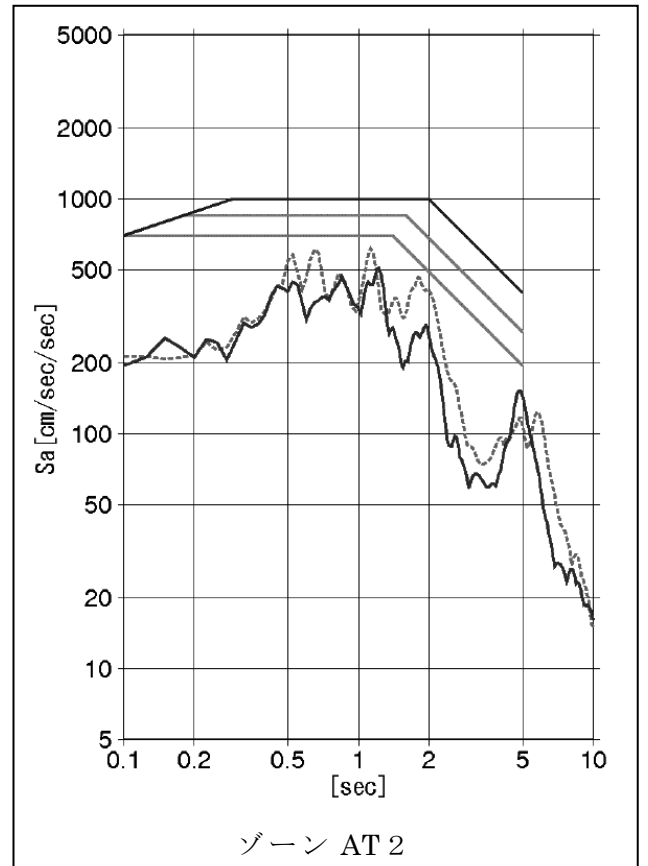
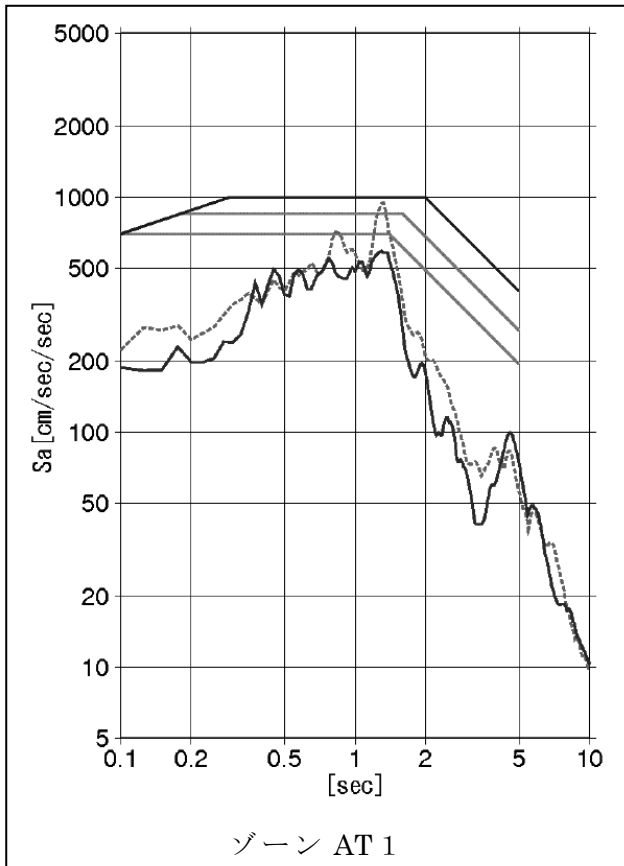
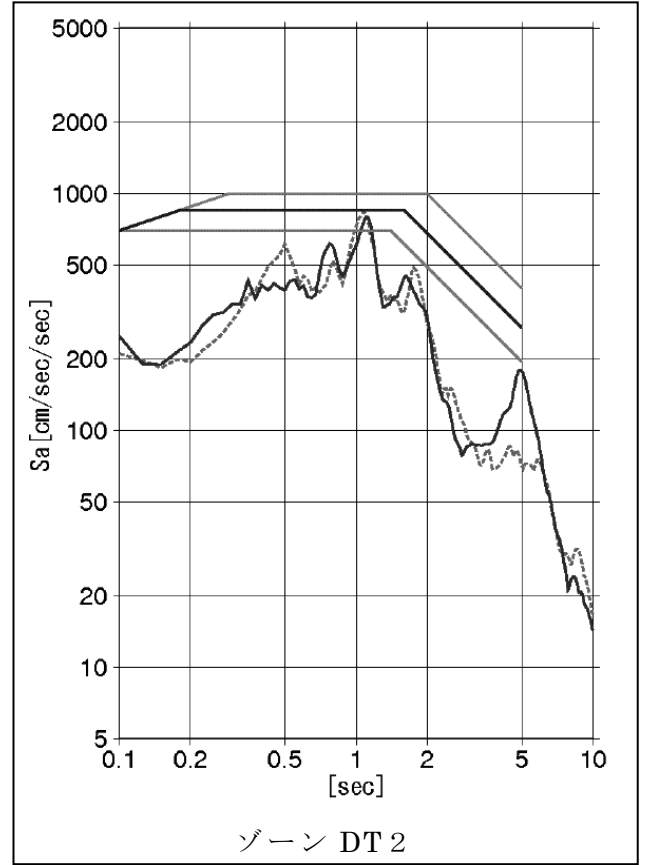


図-1 標準想定地震動の加速度応答スペクトル (地表面)

①レベル2地震動による被害を軽減する観点から、軽減すべき主な影響として、次の4種類をとりあげる。

影響1：人命の保護と生存の確保への影響

影響2：避難、救援、救急活動の確保への影響

影響3：2次災害の防止への影響

影響4：地域の生活機能、都市機能の早期復旧と経済活動の確保への影響

②土木構造物が損傷を受けたときの主な影響を4区分としたが、影響1の人命の保護と生存の確保に影響を及ぼすような損傷は別格であり、少なくともそのような損傷を発生させないことを基本とする。

また、震災後の時間経過とともに土木構造物に求められるニーズも変化することから、許容できる機能低下を精査し、防災活動やその後の復旧・復興活動に大きな支障を生じさせないよう「耐震性能の目標水準」を次のように設定する。

耐震性能の目標水準

- ・地震後から、所期の機能を発揮できる (A)
- ・地震後には一旦機能を失っても、復旧により本来の機能を回復できる (B)
- ・地震後に機能を損なっても、土木構造物全体系の崩壊を防ぐ (C)

また、土木構造物の目標とする耐震性能の設定の考え方を表-2に示す。

表－２ 主要な各種土木構造物の保有すべき耐震性能

	施設名称例	目標水準	耐震性能	
			指標	指針値設定の考え方
高架構造物	緊急交通路	A	残留変形（水平・鉛直）	点検・補修により緊急・救急車両が通行可能
	避難路	A	残留変形（水平・鉛直）	点検・補修により避難住民が安全に通行可能
	上記以外の幹線道路	B	残留変形（水平・鉛直）	復旧により一般車両の通行可能
	緊急交通路や避難路と交差する施設	C	落橋の防止	緊急交通路、避難路の通行確保（落橋させない）
	高架鉄道	B	残留変形（水平・鉛直）	復旧により車両の通行可能
地中構造物	地下鉄	B	断面破壊と変形性能	復旧により車両の通行可能
	幹線共同溝	B	断面破壊と変形性能	収容施設の機能確保
	地下鉄、地下道路、地下駐車場	C	断面破壊と構造系全体としての安定	緊急・救急車両が直上道路を通行可能
	地下河川	B	断面破壊と変形性能	復旧により内水排除可能
	取水場・浄水場・配水場	A	ひび割れ	貯留水の漏洩防止
	主要なポンプ場施設 簡易処理に必要な下水処理場施設	A	ひび割れ	内水排除能力の確保 下水の簡易処理機能の確保 防災設備の機能確保
	重要な下水道幹線等 簡易処理以外の下水処理場施設	B	断面破壊と変形性能	復旧により流下機能確保および下水処理機能の確保
	上水道の幹線系施設 防災活動拠点に繋がる供給施設	B	地盤ひずみと管路の変位	復旧により供給可能
水際構造物	緊急輸送拠点となる岸壁および荷捌地	A	残留変形（水平・鉛直・傾斜）	係留・荷役機能確保
	防潮堤（防潮扉含む） 防潮水門	A	残留変形（水平・鉛直・傾斜）	止水機能の確保
	埋立護岸、防波堤 公共岸壁、公共物揚場 水門、河川護岸	B	残留変形（水平・鉛直）	背後施設の二次崩壊の防止

（備考） A；地震後から、所期の機能を発揮できる

B；地震後には一旦機能を失っても、復旧により本来の機能を回復できる

C；地震後には機能を損なっても、土木構造物全体系の崩壊を防ぐ

(4) 構造物の耐震検討手法

① 検討方針

- ア. 構造物の耐震設計にあたっては、構造物の耐力、塑性率、残留変位またはこれらの組み合わせによって行うものとする。
- イ. 構造物のうち、構造系および地震時の挙動が複雑なものについては動的解析により耐震性を照査するものとする。
- ウ. 地盤の液状化に伴う地盤流動が予測される箇所においては、構造物に対する影響を検討し、適切な対策を施すものとする。
- エ. 既設構造物の耐震設計は、新設構造物と同様に耐震性の照査を行うものとする。
- オ. 本指針に定めない事項については、各施設毎に関連する設計基準類によることとする。

② 適用構造物

耐震・補強設計指針は、構造種別ごとに求められる耐震性能や耐震検討手法が異なることから、次の構造種別ごとに作成している。

- ア. 高架構造物
- イ. 地中構造物
- ウ. 土構造物
- エ. 水際構造物

(5) 土木構造物の耐震性向上方策

土木構造物は、市民生活・社会経済活動を支える都市基盤施設として機能している。

また、災害時においても救援・救急活動や2次災害防止に重要な役割を果たす必要性があり、基本的にはその機能が維持されなければならない。

しかし、レベル2地震動に対して、限られた財源の中で全ての土木構造物を壊れないようにすることは容易でない。このため、「土木構造物の耐震・補強設計指針」に基づき都市基盤施設の耐震性向上を図るとともに、都市全体の防災性・耐震性の向上を視野に入れて、次のような総合的な観点から土木構造物の耐震性向上方策を策定し、施設整備を進めていくこととする。

- ・施設の重要性、防災面での優先度などを考慮し、目標水準に対応する耐震性能を計画的に確保する。
- ・耐震補強すべき土木構造物に対して老朽度、補強工事の緊急度・難易度、代替施設の有無、さらに市街地特性を十分踏まえ、総合的に補強する。
- ・都市づくりの観点から、都市基盤施設のネットワークの多重性や、応急対応の備えなどのバックアップシステムの構築など、発生する災害をできるかぎり軽減する。

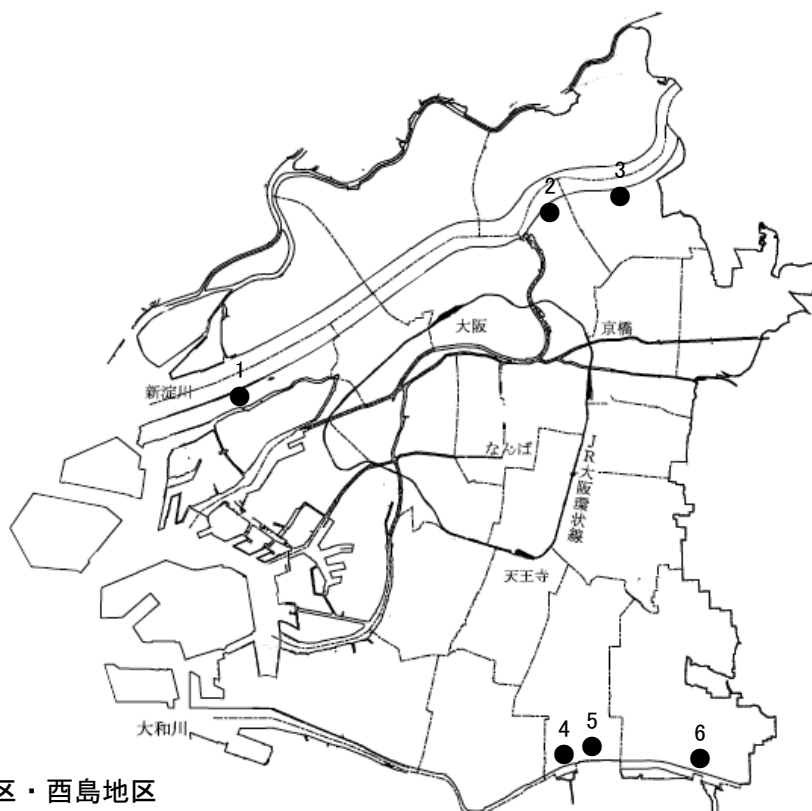
高規格堤防整備事業（スーパー堤防）

スーパー堤防の整備では、堤防の市街地側の土地のうち、堤防の高さの約30倍の土地を嵩上げし、ゆるやかな台地のような地形にします。

【スーパー堤防整備前】



【スーパー堤防整備後】



- 1 此花区・西島地区
- 2 都島区・大東地区
- 3 旭区・城北地区
- 4 東住吉区・矢田地区、矢田②地区
- 5 東住吉区・住道矢田地区
- 6 平野区・長吉瓜破地区

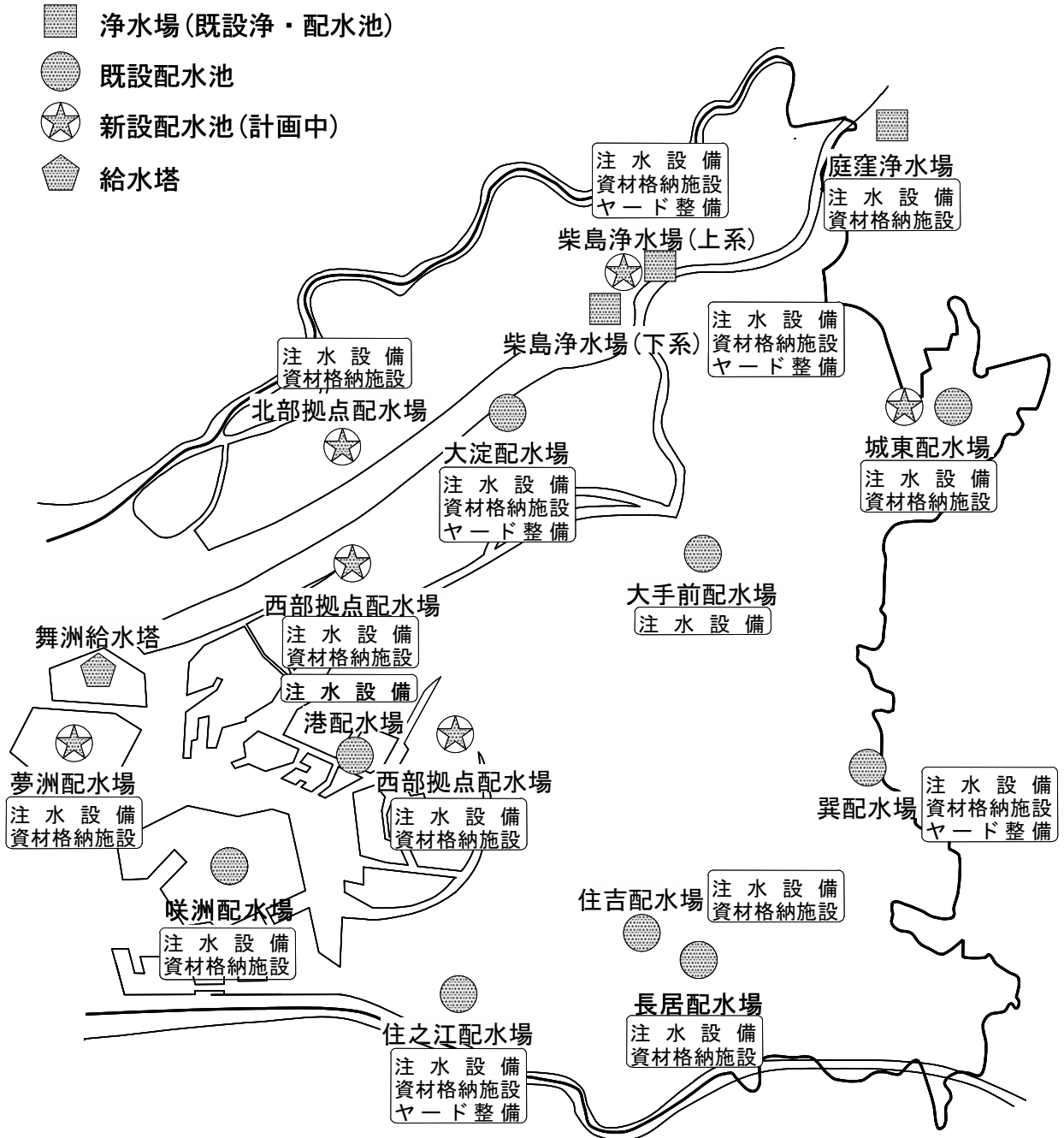
河川高潮 対策事業図



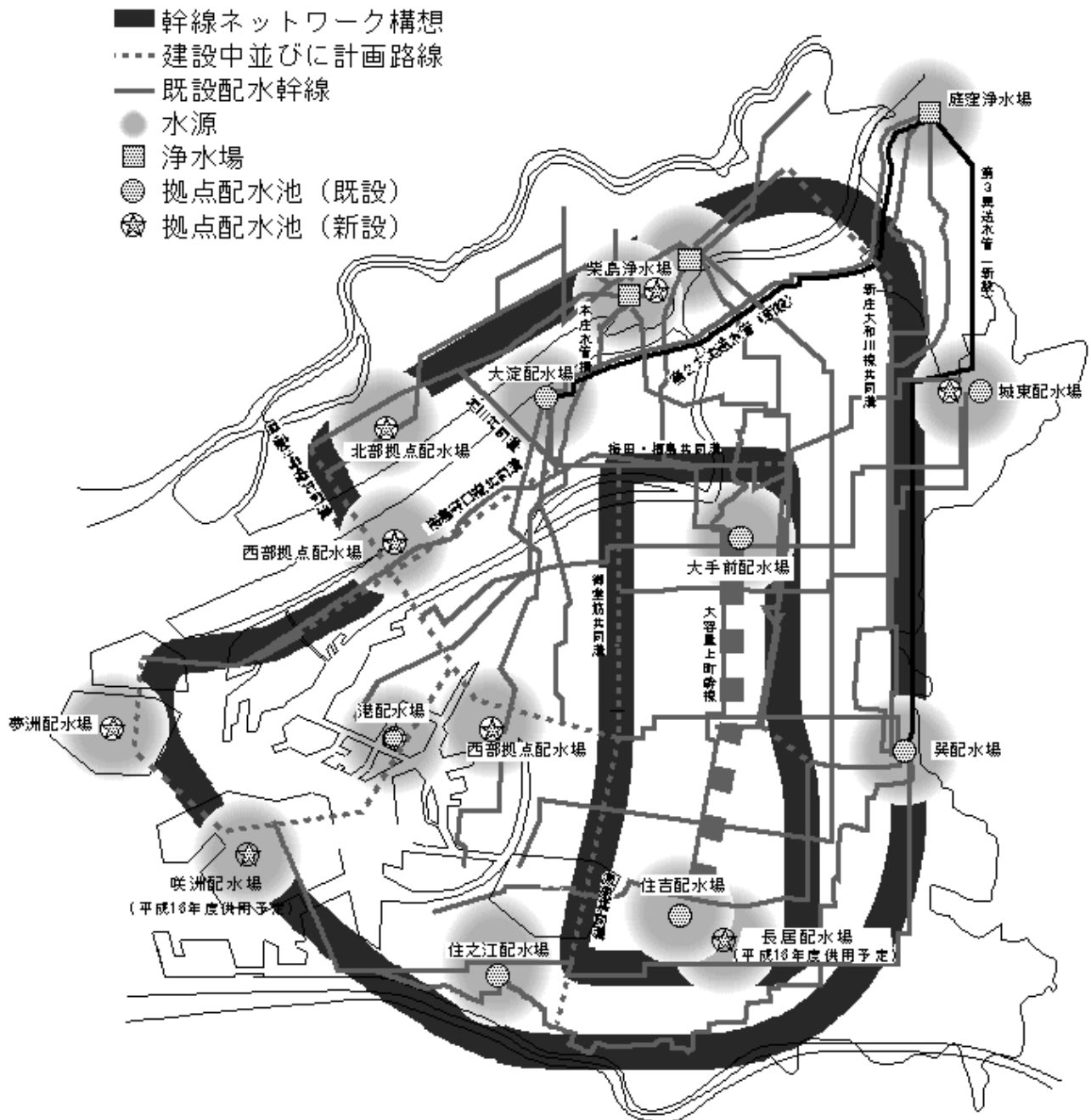
港湾地帯防災事業

事業名	事業の概要
大阪港復港計画（高潮対策事業） （昭22～25）	盛土、貯水池の設置、築堤、浚渫 浚渫計画数量 26,440千m ³ 盛り土計画数量 11,400千m ³
大阪港防災事業 （昭25～37）	盛土 14,484千m ³ 水門7基 防潮堤 23,309m 排水施設 3箇所 防波堤 2,360m
大阪港特別高潮対策事業 （昭34～36）	地盤沈下対策事業（昭34～35）含む 防潮堤 7.7km他
大阪港緊急3ヶ年計画 （昭36～39）	防潮堤43.2km 水門 4基 橋梁7箇所 防波堤 3.2km他
大阪港高潮対策事業 （昭40～44）	防潮堤21.1km 排水施設4箇所 防波堤3.1km 水門2基 補足6ヶ年計画（昭40～42）含む
大阪港第1次海岸（高潮）事業5ヶ年計画 （昭45～49）	防潮堤 26.7km 水門 4.1基 防波堤嵩上げ 0.4km
単年度事業（昭50）	防波堤4.1km 水門 1.9基
大阪港第2次海岸（高潮）事業5ヶ年計画 （昭51～55）	防潮堤 20.7km 水門 2.9基 集中監視装置1式
大阪港第3次海岸（高潮）事業5ヶ年計画 （昭56～60）	防潮堤 3.2km 水門 0.1基
大阪港第4次海岸（高潮）事業5ヶ年計画 （昭61～平2）	防潮堤 4.4km 鉄扉電動化1式
大阪港第5次海岸（高潮）事業5ヶ年計画 （平3～平7）	防潮堤 2.9km 排水施設1式 鉄扉電動化1式 集中監視装置改良1式
大阪港第6次海岸（高潮）事業7ヶ年計画 （平8～平14）	計画防潮堤耐震化延長 2.9km 水門耐震・遠隔化2.8基
社会資本整備重点計画 （平15～平19）	計画防潮堤耐震化延長 1.7km 水門耐震・遠隔化0.2基
社会資本重点整備計画 （平20～平24）	計画防潮堤耐震化延長 3.1km

給・配水拠点ネットワークの整備計画図

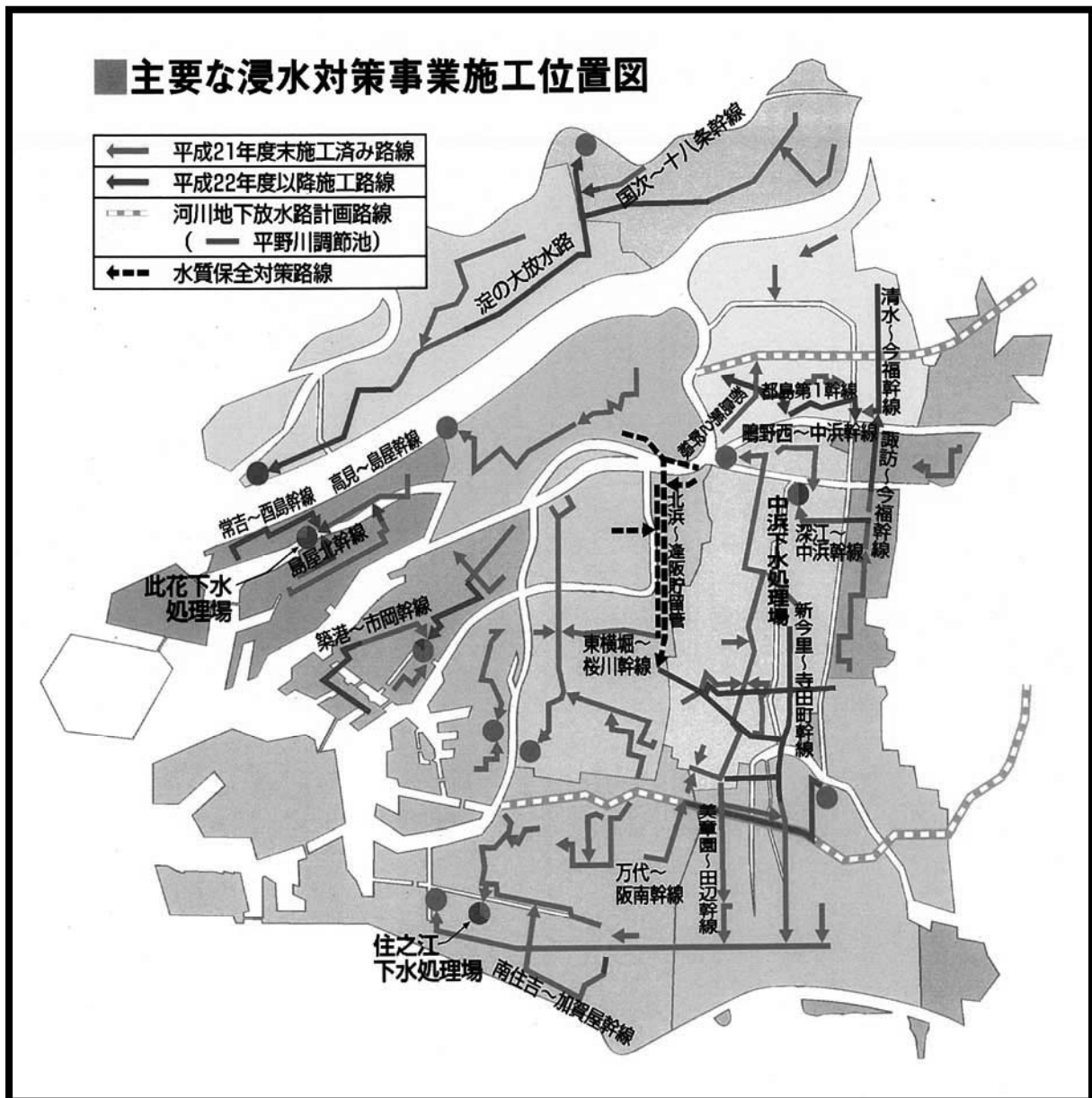


配水系統幹線ネットワーク構想図



配水系統間の相互融通性向上
 - 幹線ネットワークの強化 -

主要浸水対策事業路線図



避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：淀川)

■ 地下街・地下道

施設名称		所在地
ホワイトィうめだ	(1期)	北区角田町、小松原町、曽根崎2丁目
	(2期)	北区小松原町、堂山町
	(プチシャン)	北区茶屋町
堂島地下街		北区堂島1丁目
中之島地下街(2013年春(予定)まで閉鎖)		北区中之島2-3-18
ディアモール大阪		北区梅田1丁目
大阪駅前地下道		北区梅田1丁目
西梅田地下道		北区梅田2丁目~3丁目

■ 地下街・地下道等への接続ビル

接続先	施設名称	所在地
ホワイトィうめだ等	AIG梅田ビル	北区茶屋町1-27
	阪急ターミナルビル	北区芝田1-1-4
	新阪急ホテル	北区芝田1-1-35
	ヘップファイブ	北区角田町5-15
	ヘップナビオ	北区角田町7-10
	阪急グランドビル	北区角田町8-47
	阪急百貨店	北区角田町8-7
	OSビル	北区小松原町3-3
	大阪富国生命ビル	北区小松原町2-4
	パインラーク梅田ビル	北区小松原町1-7-72
	曽根崎警察署	北区曽根崎2-16-14
	多幸梅ビル	北区曽根崎2-16-20
	曽根崎ビル	北区曽根崎2-15-24
	ADビル梅田	北区曽根崎2-15-29
	梅田第一ビル	北区曽根崎2-12-7
	エス・パイ・エル梅田ビル	北区曽根崎2-12-1
	梅田セントラルビル	北区曽根崎2-11-16
	大阪日興ビル	北区曽根崎2-11-8
	阪急三番街	北区芝田1-1-3
	りそな梅田ビル	北区曽根崎2-16-19
ヨドバシ梅田	北区大深町1-1	
堂島地下街	紀陽ビル	北区堂島2-1-43
	近鉄堂島ビル	北区堂島2-2-2
	堂島アバンザ	北区堂島1-6-20
	桜橋東洋ビル	北区曽根崎新地2-2-16
	堂島グランドビル	北区堂島1-5-7

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：淀川)

■ 地下街等への接続ビル

接続先	施設名称	所在地
中之島地下街 〔2013年春(予定) まで閉鎖〕	中之島フェスティバルタワー(工事中)	北区中之島2-3-18
	朝日新聞ビル	北区中之島3-2-4
	朝日ビル	北区中之島3-2-4
ディアモール大阪	大阪第一生命ビル	北区梅田1-8-17
	ヒルトンプラザイースト(吉本ビル)	北区梅田1-8-16
	大阪マルビル	北区梅田1-9-20
	梅田第一生命ビル	北区梅田1-8-17
	梅田イーマビル	北区梅田1-2-16
	新阪急ビル	北区梅田1-12-39
	梅田DTタワー	北区梅田1-10-1
	大阪駅前第4ビル	北区梅田1-11-4
	大阪駅前第3ビル	北区梅田1-1-3
	大阪駅前第2ビル	北区梅田1-2-2
	大阪駅前第1ビル	北区梅田1-3-1
	大阪国道事務所(みちまちプラザ)	北区梅田1-1-7
	桜橋駐車場	北区梅田1-1-7
	大阪駅前駐車場	北区梅田1
大阪駅前地下道	アクティ大阪	北区梅田3-1-1
	阪神百貨店	北区梅田1-13-13
西梅田地下道	大阪モード学園	北区梅田3-3-2
	大和ハウス大阪ビル	北区梅田3-3-5
	梅田ダイビル	北区梅田3-3-20
	マルイト西梅田ビル	北区梅田3-3-45
	大阪中央病院	北区梅田3-3-30
	安田生命大阪ビル	北区梅田3-3-20
	毎日新聞オーバルホール	北区梅田3-4-5
	スノークリスタル	北区梅田2-6-20
	ハービス大阪1期(オフィスタワー)	北区梅田2-5-25
	ハービス大阪2期(ハービスエント)	北区梅田2-2-22
	ヒルトンプラザウエスト(第2吉本ビル)	北区梅田2-2-2

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：淀川)

■ 鉄道駅

施設名称(路線名・駅名)		所在地
地下鉄御堂筋線	中津	北区中津 1-13-19
	梅田	北区角田町 8-6
	淀屋橋	中央区北浜 3-6-14
	本町	中央区本町 4-1-15
地下鉄谷町線	太子橋今市	旭区太子橋 1-4 地先
	千林大宮	旭区森小路 2-6 地先
	関目高殿	旭区高殿 4-22 地先
	野江内代	都島区内代町 1-8 地先
	都島	都島区都島本通 3-3 地先
	天神橋筋六丁目	北区浪花町 14-28
	中崎町	北区中崎町 1-6-16
	東梅田	北区曾根崎 2-11-11
地下鉄四つ橋線	西梅田	北区梅田 2-2-25
	肥後橋	西区江戸堀 1-13-18
	本町	西区西本町 1-4-10
地下鉄中央線	阿波座	西区西本町 3-1-23
	本町	中央区船場中央 4-1-6
地下鉄千日前線	野田阪神	福島区大開 1-14-18
	玉川	福島区吉野 3-1-5
	阿波座	西区西本町 3-1-23
	西長堀	西区北堀江 3-12-20
	桜川	浪速区幸町 2-3-7
地下鉄堺筋線	天神橋筋六丁目	北区浪花町 14-28
	扇町	北区天神橋 4-8-3
地下鉄長堀鶴見緑地線	西長堀	西区新町 4-4-7
	西大橋	西区新町 1-28-11
	京橋	都島区東野田町 2-6-18
	蒲生四丁目	城東区今福西 3-1-35
	今福鶴見	城東区今福東 2-14-15
	横堤	鶴見区横堤 5-3-31
	井高野	東淀川区北江口 4-20-3
地下鉄今里筋線	瑞光四丁目	東淀川区瑞光 4-9-4
	だいどう豊里	東淀川区大桐 1-1-7
	太子橋今市	守口市京阪本通り 1-3-B-1
	清水	旭区清水 4-8-2
	新森古市	旭区新森 4-2-27
	関目成育	城東区関目 5-1-5
	蒲生四丁目	城東区今福西 3-1-11
	鳴野	城東区鳴野東 1-13-12

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：淀川)

■ 鉄道駅

施設名称(路線名・駅名)		所在地
阪神本線	阪神梅田	北区梅田3 (大阪駅前地下街6号)
	福島	福島区福島5-8-10
阪神なんば線	桜川	大阪市浪速区桜川3-8-3
京阪本線	淀屋橋	中央区北浜3-1-25
京阪中之島線	なにわ橋	北区中之島1-1-1
	大江橋	北区中之島2-1-40
	渡辺橋	北区中之島3-2-30
	中之島駅	北区中之島5-3-50
JR東西線	大阪城北詰	中央区網島町7
	北新地	北区梅田1-3地先
	新福島	福島区福島5-9地先
	海老江	福島区海老江5-2地先
	御幣島	西淀川区御幣島1-8地先
	加島	淀川区加島3-10
JR関西本線	JR難波	浪速区湊町1-4-1

■ 地下鉄道駅に接続する施設

施設名称(路線名・駅名)		施設の名称	所在地
地下鉄御堂筋線	梅田	ヨドバシ梅田	北区大深町1-1
	中津	富国ビル	北区中津1-6-28
	淀屋橋	日本生命本館ビル	中央区今橋3-5-12
		大阪富士ビル	中央区今橋4-2-34
		朝日生命	中央区高麗橋4-2-16
		ランドアクシスタワー	中央区伏見町4-1-1
	本町	第2有楽ビル	中央区本町4-1-7
		御堂筋本町ビル	中央区安土町3-6-13
		本町コアビル	中央区本町3-6-2
		淀鋼ビル	中央区南本町4-1-1
イトウビル		中央区南本町3-6-14	
船場センタービル		中央区船場中央3	
地下鉄谷町線	天神橋筋六丁目	住まいの情報センター	北区天神橋6-4-12
地下鉄四つ橋線	肥後橋	ワキタ本社ビル	西区江戸堀1-3-33
		新石原ビル	西区江戸堀1-3-15
		帝人殖産ビル	西区江戸堀1-10-8
		日本火災大阪ビル	西区江戸堀1-11-4
		安田生命大阪ビル	西区江戸堀1-3-8

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：淀川)

■ 地下鉄道駅に接続する施設

施設名称(路線名・駅名)		施設の名称	所在地
地下鉄中央線	本町	船場センタービル	中央区船場4
		伊藤忠ビル	中央区久太郎町4-1-3
		大阪府商工会館	中央区南本町4-3-6
		永和ビル	中央区南本町4-2-10
地下鉄 長堀鶴見緑地線	横堤	横堤駅自転車駐輪場	鶴見区横堤5-3-31
		大阪市鶴見区民センター	鶴見区横堤5-3-15
阪神本線	福島	阪神福島駅ビル	福島区福島5-1-12
京阪本線	淀屋橋	日本生命保険相互会社本店本館	中央区今橋3-5-12
		東京建物大阪ビル	中央区北浜3-7-12
		日土地淀屋橋ビル	中央区北浜3-6-13
		児島ビル	中央区北浜3-1-20
		島ビル	中央区北浜3-1-18
		日本生命淀屋橋ビル	中央区北浜3-5-29
		大阪信愛ビル	中央区北浜3-2-23
		京阪淀屋橋ビル	中央区北浜3-2-25
		資生堂大阪ビル	中央区北浜3-2-28
		淀屋橋スクエア	中央区北浜2-6-18
		大阪グリーンビル北館	中央区北浜2-6-26
		大阪市信用金庫本店	中央区北浜2-5-4
		エスリード北浜	中央区北浜2-1-9
		大阪証券会館(別館)	中央区北浜2-1-5
		中央三井信託ビル	中央区北浜2-2-21
		北浜中央ビル	中央区北浜2-2-22
		大阪証券取引所	中央区北浜1-8-16
		大阪証券会館	中央区北浜1-1-16
		野村殖産(株)北浜野村ビル	中央区北浜1-6-10
京阪中之島線	渡辺橋	中之島ダイビル	北区中之島3-3-23
		中之島三井ビルディング	北区中之島3-3-3
	中之島	大阪国際会議場	北区中之島5-3-51
		リーガロイヤルホテル	北区中之島5-3-68

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：大和川)

■ 鉄道駅

施設名称(路線名・駅名)	所在地	
地下鉄御堂筋線	なんば	中央区難波 1-9-7
	大国町	浪速区敷津東 3-11-10
	あびこ	住吉区苅田 7-12-21
地下鉄谷町線	駒川中野	東住吉区針中野 1-1-1
	平野	平野区平野西 5-2 地先
	喜連瓜破	平野区喜連 2-5 地先
	出戸	平野区長吉長原西 1-1-10
	長原	平野区長吉長原東 2-2-33
地下鉄四つ橋線	なんば	浪速区元町 1-1-17
	大国町	浪速区敷津東 3-11-10
	花園町	西成区旭 1-5-2
	岸里	西成区岸里 1-5-15
	玉出	住之江区粉浜西 1-1-1
	北加賀屋	住之江区北加賀屋 2-11-2
	住之江公園	住之江区泉 1-1-52
地下鉄中央線	森之宮	中央区森之宮中央 1-1-43
	緑橋	東成区東中本 1-14-17
	深江橋	東成区深江北 1-1-21
地下鉄千日前線	桜川	浪速区幸町 2-3-7
	なんば	中央区難波 1-9-7
	鶴橋	天王寺区下味原町 1-24
	今里	東成区大今里 3-15-18
	新深江	東成区神路 4-12-16
	小路	生野区小路東 2-11-14
	北翼	生野区翼東 1-1-39
	南翼	生野区翼東 2-19-27
地下鉄堺筋線	天下茶屋	西成区岸里 1-1-10
地下鉄長堀鶴見緑地線	玉造	天王寺区玉造本町 1-2
	森之宮	中央区森之宮中央 1-1-43
地下鉄今里筋線	緑橋	東成区東中本 1-14-17
	今里	東成区大今里 3-15-18
J R関西本線	J R難波	浪速区湊町 1-4-1
阪神なんば線	桜川	大阪市浪速区桜川 3-8-3
近鉄奈良線	大阪難波	中央区難波 4-1-17

避難確保計画を策定すべき施設の名称、所在地

(浸水想定区域：大和川)

■ 地下鉄道駅に接続する施設

施設名称(路線名・駅名)		施設の名称	所在地
地下鉄谷町線	出戸	ダイエー	平野区長吉長原1-1-10
地下鉄四つ橋線	岸里	岸里駅自転車駐輪場(建設局)	西成区岸里1-1-9
	北加賀屋	千島ビル	住之江区北加賀屋2-11-8
地下鉄中央線	緑橋	ダイヤ蝶ビル	東成区中本1-11-14
地下鉄千日前線	新深江	コクヨビル	東成区大今里南6-1-18

(浸水想定区域：神崎川・安威川)

■ 鉄道駅

施設名称(路線名・駅名)		所在地
JR東西線	御幣島	西淀川区御幣島1-8地先
	加島	淀川区加島3-10

■ 地下鉄道駅に接続する施設

施設名称(路線名・駅名)		施設の名称	所在地
JR東西線	御幣島	御幣島駅駐輪場(建設局)	西淀川区御幣島1-2地先
		西淀川区役所	西淀川区御幣島1-2-10
		歌島橋地下横断歩道(大阪国道事務所)	西淀川区御幣島1-2地先

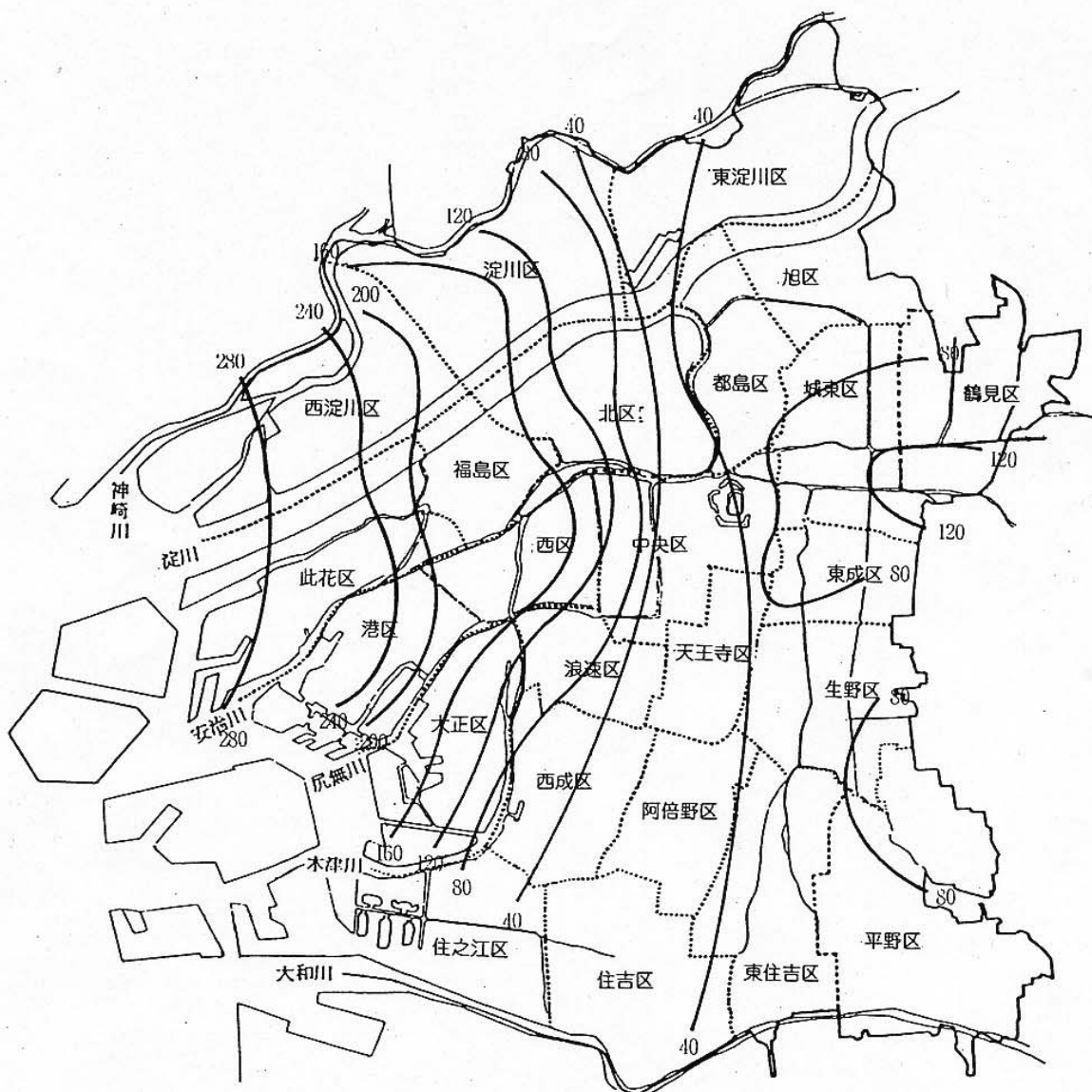
(浸水想定区域：寝屋川流域)

■ 鉄道駅

施設名称(路線名・駅名)		所在地
地下鉄中央線	深江橋	東成区深江北1-1-21
地下鉄千日前線	南巽	生野区巽東2-19-27

大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成19年度累計、単位：cm)



建築物の耐震性向上の指針（概要）

1 耐震設計指針

(1) 耐震設計指針の策定方針

1) 想定地震動

建築基準法では、建築物の耐用年限中に数度遭遇するかもしれない程度の中地震に対して、建築物は損傷せず機能を保持すること（一次設計）、一度遭遇するかもしれない程度の大地震に対しては、崩壊はもとより崩壊に極めて近い著しい被害を防ぎ、人命の保護を図ること（二次設計）としている。本指針では、これに加えて大阪市域に最も大きな影響を与える市域直下の上町断層系による地震動を想定する。

2) 用途と耐震性能

想定した地震動に対して、建築物は最低崩壊しないことを目標とする。さらに用途に応じて耐震性能の目標を A、B、C の3段階に設定し（表 1）、目標とする耐震性能を実現するための設計手法を、現行耐震設計法等に付加する形で検討し、提案する。

表 1 地震動の大きさと構造体の耐震性能目標（案）

地震動の大きさ		上町断層系地震					
		小 (1次設計)	中	大 (2次設計)	Co=1.0		
構造体の耐震性能目標	A種	無被害	無被害	無被害	補修をほとんどすることなく、継続使用可	同左	——
	B種	無被害	無被害	補修をほとんどすることなく、継続使用可	直ちに大きな補修をすることなく使用可	同左	——
	C種	無被害	補修をほとんどすることなく、継続使用可	直ちに大きな補修をすることなく使用可	非崩壊	同左	——

注) Co: 標準せん断力係数

本指針で対象とする地震動の大きさと耐震性能目標

(2) 設計用地震荷重の設定

1) 設計用地震荷重の地域区分

上町断層系の想定地震動は、断層周辺や東部地域において、建築基準法の想定する地震動に比べて大きな値を示し、1秒前後の固有周期をもつ建築物にあたえる影響が大きい。想定地震動の大きさやスペクトル特性、地盤種別、断層との位置関係などを考慮して、大阪市域を上町断層から東側と西側の2つのゾーンに区分し、その境界に中間の区域を設定する（図1）。

2) 設計用地震荷重

ゾーン毎の二次設計用地震荷重として、地震動特性を反映した加速度応答スペクトルを設定する。東側ゾーンでは建築物の固有周期に応じて、建築基準法の想定に対して最大2割程度の割増とし、西側ゾーンについては、建築基準法と同程度とする（図2）。動的解析のために、地震動波形を、ゾーン毎に提示する。

東側(H)ゾーン: 建築物の固有周期に応じて地震荷重を割り増しするゾーン
 中間(M)ゾーン: HとLの中間ゾーン
 直線補完により地震荷重を割り増しする
 西側(L)ゾーン: 建築基準法の地震荷重によるゾーン

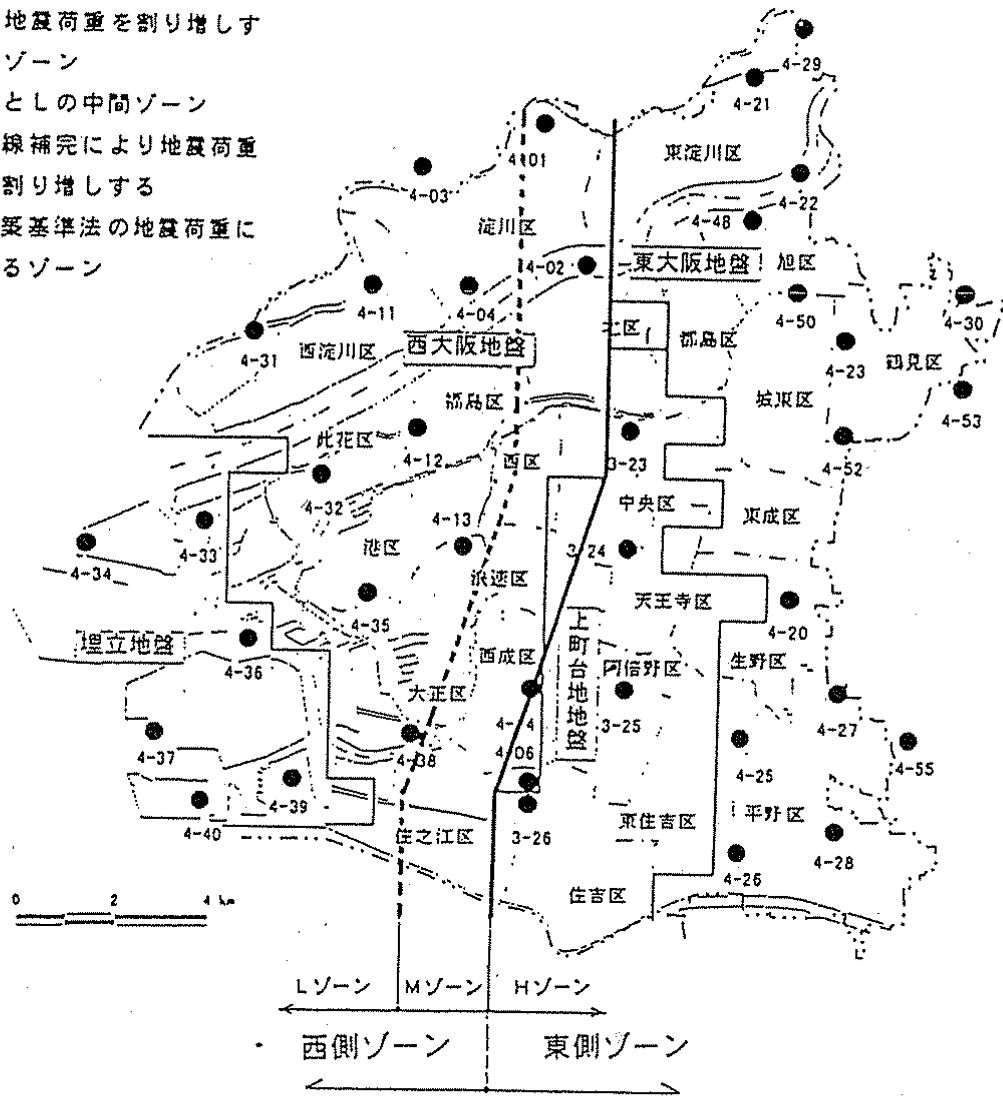


図1 ゾーン区分図

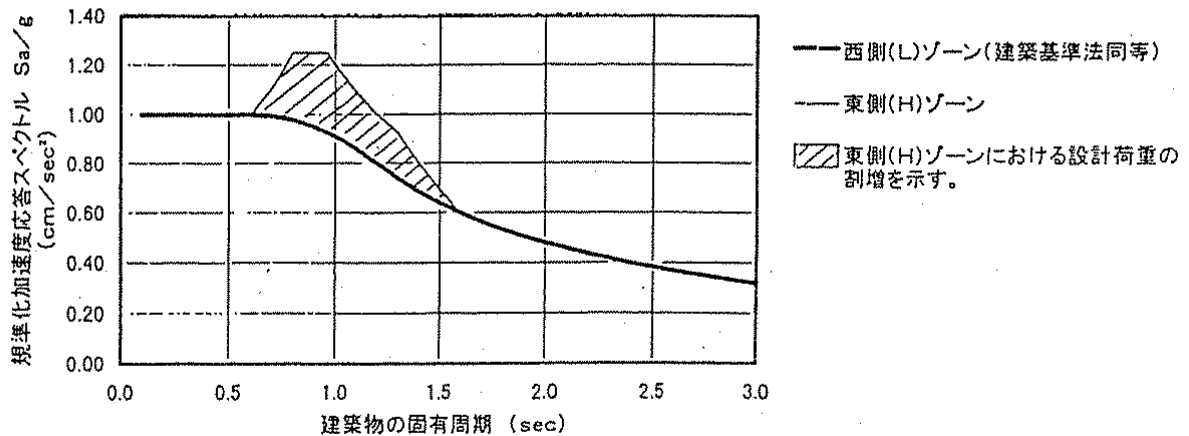


図2 設計用加速度応答スペクトル (第2種地盤)

注) Hゾーンでは固有周期が0.6秒～1.6秒の建築物に対して、設計荷重の割増を行う。

(3) 構造別設計指針概要

1) 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造

強度で地震に抵抗する設計手法は、現行耐震基準による。靱性を高めて地震に抵抗する設計手法では、変形を制限して必要な耐力を確保するとともに、十分な変形能力を持たせることにより、目標とする耐震性能を確保する。

2) 鉄骨造

粘りのある構造特性を持つ鉄骨造は、原則として、動的解析により変形性能を適切に評価して、性能目標に応じた損傷制限を行う。静的解析により、性能目標に応じて耐力を割増し、間接的に損傷制限を行うこともできる。

3) 基礎構造

地盤の性状や液状化の検討を行い、適切な対策を講ずる。目標とする耐震性能に応じて、大地震により基礎構造に大きな損傷が生じないように必要な耐力の検討を行う。

4) 耐震診断・耐震改修指針

耐震改修の目標を適切に設定し、その目標に応じた耐震診断手法及び改修後の性能確認の手法を採用する。

5) 木造住宅の耐震設計指針

木造住宅について、十分な耐力と変形性能を確保する設計とともに、適切な施工を目指した指針とする。

2 公共建築物の地震防災機能向上の指針

公共建築物は様々な行政サービスを担うとともに、良好な都市環境・景観形成に寄与することが求められる。一方、地震災害時には、種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施する防災活動拠点としての役割が期待されている。公共建築物の日常機能を踏まえつつ、防災活動からみた位置づけと地震防災機能の目標を指針として示す。

(1) 防災活動拠点の位置づけ

公共建築物を応急対策活動の基本的役割や活動範囲によって、市域・地域・コミュニティ各々の防災活動拠点として位置づけ、施設整備の目標を定める。

1) 市域防災活動拠点

ア) 本庁者、分庁者、医療センターなど、全市を対象とした情報収集、指揮・命令など、応急対策諸活動の中核機能を果たす施設、及び、イ) 水や物資の供給処理、輸送流通など、市民生活や都市機能の保持にかかる基幹施設を、市域防災活動拠点として位置づける。

2) 地域防災活動拠点

区役所、消防署など区域の総合的な防災活動拠点を、地域防災活動拠点として位置づける。

3) コミュニティ防災活動拠点

小・中学校などは避難所となり、市民に直接、情報、物資、医療等を提供する役割を担うことから、コミュニティ防災活動拠点として位置づける。

(2) 地震防災機能の確保

公共建築物に求められる地震防災活動の目標を、災害対策活動とその被害による影響の大きさから3段階に分類し、施設別の耐震安全性の目標を設定する（表2）。

構造体や非構造部材、建築設備等の耐震性の確保とともに、内・外部空間の防災性の確保、ライフライン途絶時における自立性の確保など、要素別に耐震安全性の目標を表3に設定する。

総合的な耐震安全性の目標を次に示す。

A：構造体等にある程度損傷が生じて、災害時において継続使用ができ、施設機能が維持できる。

B：構造体等に損傷は生じるが、災害時において最低限の施設機能が維持できる。

C：構造体等に損傷は生じて、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

表2 市設建築物における標準的な耐震安全性の目標と分類例（案）

分類	対象施設	要素別耐震安全性の目標					総合的な耐震安全性の目標	
		構造体	非構造部材	建築設備等	建築計画	機能保持のための設備		
災害応急対策活動に必要な施設	担う施設 中枢機能を 災害対策の ための施設	指揮、情報伝達等の中枢拠点施設 消火、医療、救護の拠点施設	A	a	a	A	A	A
	動を行うた 災害対策活 ための施設	指揮及び情報伝達等関係施設 消火、医療、救護関係施設 ライフライン機能、輸送機能、 市民サービス等関連施設	B	a	a	A ∩ B	A ∩ B	A
避難所及び災害 対策活動を支援 する施設	避難所 介護を必要とする弱者の収容施設 災害対策活動を支援する施設	B	a	a ∩ b	A ∩ B	B	B	
人命及び物品の 確保が特に必要 な施設	は使用する施設 又 危険物を貯蔵又 使用する施設	放射性物質、石油類等、貯蔵・取 扱い施設	A ∩ B	a	a	/	/	A
	多数の物が利 用する施設	美術館、博物館、文化財等の施設 高齢者や障害者が利用する施設 不特定多数の者が利用する施設	B	a ∩ b	b	B ∩ C	B	B
その他	一般官公庁施設	C	b	b	C	C	C	

備考(1)耐震安全性の目標については、標準的なものを示すものであり、個々の施設の用途の特殊性により、それぞれ判断する。

(2)貯蔵又は使用する危険物が少量又は低レベルであり、明らかに危険性が低いとみなされる施設については、実情に応じて耐震安全性の目標を定める。

表3 要素別の耐震安全性の目標（案）

性能目標		確保すべき耐震安全性
構造体の耐震安全性	A	軽微な損傷に止まり、補修をほとんどすることなく使用できる。
	B	損傷は生じるが、直ちに大きな補修をすることなく使用できる。
	C	崩壊することなく人命の安全が保たれている。
非構造部材の耐震安全性	a	無被害あるいは軽微な損傷に止まり、施設の機能に支障をきたさない。
	b	損傷、移動等が生じて脱落することなく、人命の安全確保と二次災害の防止を図る。
建築設備等の耐震安全性	a	無被害あるいは軽微な被害に止まり、大きな補修をすることなく必要な機能を継続できる。
	b	損傷、移動等が生じて脱落、転倒することなく、人命の安全確保と二次災害の防止を図る。
建築計画における耐震安全性	A	災害時において施設機能を維持し、応急対策活動の拠点として機能する。立地の安全性、災害時のアクセスの容易性、オープンスペースと備蓄の確保、機能転用への対応等を図る。また、バリアフリーを満足する。
	B	災害時において、最低限の施設機能を維持し、応急対策活動を行う。立地の安全性、災害時のアクセスの容易性、オープンスペースと備蓄の確保、機能転用への対応等を図ることが望ましい。また、バリアフリーに配慮する。
	C	人命の安全が確保されている。
機能保持のための設備の耐震安全性	A	ライフライン途絶時においても、施設機能の保持ができるよう雑用水、消火用水等の貯水槽、自家発電設備、中圧管対応、通信手段の多重化、備蓄などの機能整備を行う。
	B	ライフライン途絶時に、施設機能が保持できることが望まれる。雑用水、消火用水等の貯水槽、自家発電設備、中圧管対応、通信手段の多重化、備蓄などの機能整備を行うことが望ましい。
	C	通常の設定計画による。

(3) 計画的施設整備

1) 新築建設物の整備

公共建築物の新築にあたっては、本指針に基づいて総合的な地震防災機能の向上に努める必要がある。

2) 既存公共建築物の改修整備

既存の公共建築物の耐震診断や耐震改修に取り組む必要がある。特に防災活動拠点施設等は、多少の被害があっても継続使用ができる耐震性と、最低限必要な機能が維持できるよう、計画的に耐震改修を進める必要がある。

3) 防災活動拠点の整備

防災活動拠点となる公共建築物は、各々が自立して機能すると同時に、情報、物流面での緊密な連携のもとに、全体として迅速、的確な応急・復旧活動を展開する必要がある。このため、拠点施設の耐震安全性の向上に努めるだけでなく、周辺建築物の耐震性や防災性を高めるとともに、周辺道路や公園など都市施設の整備を進めて、防災上安全な街区の形成を進める必要がある。

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

大阪市（以下「甲」という）と日本赤十字社大阪府支部（以下「乙」という）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲の災害時におけるボランティア活動支援要綱（以下「要綱」という）に基づき、甲乙の連携及びボランティア窓口の開設等に関して、必要な事項を定める。

（ボランティア窓口の開設等）

- 第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、災害ボランティア活動支援センターを設置し、乙に対しボランティア窓口を開設するよう要請する。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の要請があった場合は、直ちにボランティアコーディネータを派遣して、必要な業務を開始する。

（情報提供）

第3条 甲は、乙が前条第3項の業務を行うために、必要な情報を乙に提供する。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく乙の業務に係る費用の負担については、甲乙協議して決定する。

（業務期間）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施する業務期間については甲乙協議して決定する。

（完了報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（研修等の実施）

第7条 甲は平常時から、乙と協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努める。

（関係団体との協力体制）

第8条 甲は平常時から、乙と協力して、ボランティア関係団体との協力体制の確立を図る。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

第10条 この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は平成14年2月15日から効力を生ずる。

平成14年2月15日

甲 大 阪 市 長 磯 村 隆 文

乙 日本赤十字社大阪府支部
支 部 長 齊 藤 房 江

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

大阪市(以下「甲」という)と大阪市社会福祉協議会(以下「乙」という)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、大阪市地域防災計画及び甲の災害時におけるボランティア活動支援要綱に基づき、甲乙の連携及びボランティア窓口の開設等に関して、必要な事項を定める。

(ボランティア窓口の開設等)

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、災害ボランティア活動支援センターを阿倍野防災拠点に設置し、乙に対しボランティア窓口を開設するために協力を要請する。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

(災害ボランティア活動支援センターの業務)

第3条 乙は、甲から第2条の要請があった場合は、直ちにボランティアコーディネーターを派遣して、甲とともに以下の業務を開始する。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 区災害ボランティア活動支援センターとの連絡調整
- (3) ボランティア需給状況の把握及び調整
- (4) ボランティア募集等の情報発信
- (5) ボランティア活動に必要な資器材の調達
- (6) 府「災害時におけるボランティア支援制度」との連携
- (7) 全国社会福祉協議会やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

(業務中の相互協力)

第4条 甲は、乙が前条の業務を行うために、必要な情報を乙に提供する。

- 2 甲乙は、必要に応じて随時協議し緊密な連携・協力を図る。
- 3 甲は、災害ボランティア活動支援センターの組織を通じて調査等を実施するときは、乙に協力を要請することができる。

(業務期間)

第5条 甲の要請に基づき乙が実施する業務期間については甲乙協議して決定する。

(完了報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(研修等の実施)

第7条 甲は平常時から、乙と協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努める。

(関係団体との協力体制)

第8条 甲は平常時から、乙と協力して、ボランティア関係団体との協力体制の確立を図る。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

第10条 この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は平成18年7月24日から効力を生ずる。

平成18年7月24日

甲 大阪市長 關 淳 一

乙 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
会 長 小 林 俊 一

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市域において地震・台風等の大災害が発生した場合に、市内外から被災者の救援に駆けつけるボランティアが、円滑に救援活動ができるよう、その活動環境の整備を図る事を目的とする。

(ボランティアの活動内容)

第2条 災害時におけるボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救援物資の仕分け・配付
- (3) 高齢者・障害者など要援護者への救援
- (4) 外国人被災者に対する通訳支援
- (5) 被災家屋の応急修理・清掃支援
- (6) その他被災者に対する支援活動

(災害ボランティア活動支援センターの整備)

第3条 大阪市（以下「市」という）は、ボランティアの需給調整などの活動支援を行うための大阪市災害ボランティア活動支援センター（以下「市センター」という）を阿倍野防災拠点に設置する。

- 2 各区は、ボランティアの需給調整などの活動支援を行うための区災害ボランティア活動支援センター（以下「区センター」という）を区民センター等（別表1）に設置する。
- 3 市は、市・区センターの運営にあたって、あらかじめ災害ボランティア関係団体と協定を結び、協力を得ることとする。
- 4 市・区センターには、運営責任者としてセンター長、補佐する者として副センター長を置く。センター長は市の職員、副センター長は協定締結団体（別表2）の職員を充てる。

(災害ボランティア活動支援センターの業務)

第4条 市センターは以下の業務を行う。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 区センターとの連絡調整
- (3) ボランティア需給状況の把握及び調整
- (4) ボランティア募集等の情報発信
- (5) ボランティア活動に必要な資器材の調達
- (6) 府「災害時におけるボランティア活動支援制度」との連携
- (7) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請
- (8) その他、市センターの運営にあたり必要と認められる事項

2 区センターは以下の業務を行う。

- (1) 区災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- (3) 市センターとの連携
- (4) ボランティアの受入れ
- (5) ボランティアへのオリエンテーション

- (6) ボランティア活動の集約・管理
- (7) ボランティアの事故等に対する補償ための保険加入手続き
- (8) その他、区センターの運営にあたり必要と認められる事項

(災害ボランティア活動支援センター設置・運営マニュアルの整備)

第5条 市・区災害対策本部は前条の業務を迅速かつ適正に遂行するため、予め協定締結団体と協議し災害ボランティア活動支援センター設置・運営マニュアルを整備する。

(災害ボランティア活動支援センターの費用負担)

第6条 市・区センターの設置・運営費用については市が負担する。

- 2 前項の規定により難しい場合は市と協定締結団体が協議し定める。

(活動手続)

第7条 市内でボランティア活動に参加しようとするボランティアは所定の様式に氏名・住所等を記入し、市・区センターに申し込みを行うこととする。

(ボランティアへの情報提供)

第8条 市・区センターは前条の手続きを完了したボランティアに以下の情報を提供する。

- (1) ボランティアを必要としている地域、個人、及び連絡先
- (2) 活動場所
- (3) 活動内容
- (4) その他の情報

(保険の加入及び事故報告)

第9条 市は、ボランティアの活動中の事故に備え、保険に加入させることとし、その保険料を負担する。

- 2 ボランティアは、活動中に事故で損害を被った場合には、遅延なく市・区センターに報告しなければならない。
- 3 市・区センターはボランティアから事故損害の報告を受けた場合は、ボランティア保険の申請事務を行う。

(ボランティア活動に係る報酬等)

第10条 ボランティアの活動に対する報酬及び費用弁償等は支給しない。

(損害賠償)

第11条 ボランティアの活動中の事故等による損害賠償は、ボランティア保険により補償される範囲内とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害時におけるボランティア活動の支援に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

別表1 大阪市各区災害ボランティア活動支援センター設置場所

区	施設名称	施設設置者（所管所属）
北	北区民センター	大阪市（市民局）
都島	都島区民センター	大阪市（市民局）
福島	福島区民センター	大阪市（市民局）
此花	此花区民ホール	大阪市（市民局）
中央	産業創造館	大阪市（経済局）
西	西区民センター	大阪市（市民局）
港	港区民センター	大阪市（市民局）
大正	市立大正会館	大阪市（市民局）
天王寺	クレオ大阪中央	大阪市（市民局）
浪速	浪速区民センター	大阪市（市民局）
西淀川	西淀川区民ホール	大阪市（市民局）
淀川	淀川区民センター	大阪市（市民局）
東淀川	東淀川スポーツセンター	大阪市（ゆとりみどり振興局）
東成	東成スポーツセンター	大阪市（ゆとりみどり振興局）
生野	生野区民センター	大阪市（市民局）
旭	旭区民センター	大阪市（市民局）
城東	城東区民ホール	大阪市（市民局）
鶴見	鶴見区民センター	大阪市（市民局）
阿倍野	阿倍野区民ホール	大阪市（市民局）
住之江	住之江総合会館	大阪市（環境局） 大阪市（ゆとりとみどり振興局）
住吉	住吉スポーツセンター	大阪市（ゆとりとみどり振興局）
東住吉	東住吉会館	大阪市（市民局）
平野	平野区民ホール	大阪市（市民局）
西成	西成区民センター	大阪市（市民局）

別表2 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定締結団体

団体名	協定締結年月日
日本赤十字社大阪府支部	平成14年2月15日
大阪市社会福祉協議会	平成18年7月24日

○ 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定締結団体

	団 体 名	締 結 年 月 日
市との協定	日本赤十字社大阪府支部	平成 14 年 2 月 15 日
	大阪市社会福祉協議会	平成 18 年 7 月 24 日
区との協定	大阪市西淀川区社会福祉協議会	平成 18 年 12 月 1 日
	大阪市住吉区社会福祉協議会	平成 19 年 2 月 9 日
	大阪市港区社会福祉協議会	平成 19 年 8 月 28 日
	大阪市阿倍野区社会福祉協議会	平成 19 年 12 月 25 日
	大阪市都島区社会福祉協議会	平成 20 年 1 月 1 日
	大阪市平野区社会福祉協議会	平成 20 年 2 月 20 日
	大阪市東淀川区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 1 日
	大阪市天王寺区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 14 日
	大阪市西成区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 24 日
	大阪市北区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 26 日
	大阪市住之江区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 26 日
	大阪市西区社会福祉協議会	平成 20 年 3 月 28 日
	大阪市東住吉区社会福祉協議会	平成 20 年 6 月 2 日
	大阪市鶴見区社会福祉協議会	平成 20 年 7 月 1 日
	大阪市淀川区社会福祉協議会	平成 20 年 8 月 22 日
	大阪市城東区社会福祉協議会	平成 20 年 9 月 1 日
	大阪市東成区社会福祉協議会	平成 20 年 10 月 1 日
	大阪市生野区社会福祉協議会	平成 20 年 11 月 1 日
	大阪市此花区社会福祉協議会	平成 20 年 11 月 1 日
	大阪市福島区社会福祉協議会	平成 21 年 2 月 27 日
大阪市中央区社会福祉協議会	平成 21 年 3 月 25 日	
大阪市大正区社会福祉協議会	平成 21 年 3 月 25 日	
大阪市浪速区社会福祉協議会	平成 21 年 3 月 31 日	
大阪市旭区社会福祉協議会	平成 22 年 3 月 2 日	

大阪市退職者による災害時ボランティア制度設置要綱

第1. 目 的

大規模災害発生時、本市の災害対応実施にあたっては多数の要員を必要とすることから、本市の組織機構に明るく、職務の進め方も心得ている本市退職者に、避難所の運営やライフラインの復旧など本市災害対策業務にボランティアとして協力してもらいにより、より迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施できる体制を整備するため、本市退職者による災害時ボランティア制度を設ける。

第2. 対 象 者

本市の正規職員で、退職した者の内、希望する者。ただし、登録日現在概ね 70 歳未満であることとする。

第3. 活動実施基準

市域内で震度 6 弱以上の地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合

第4. 活動内容

ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、収容避難所の運営補助など別紙 1 記載の活動を行う。

第5. 処 遇

無報酬とする。

また、位置づけを明示するため危機管理室から各所属を通じてボランティア証を交付する。

第6. 申し込み手続き

災害時ボランティア登録を希望する者は、「災害時のボランティア協力申込書」(別紙 2) により危機管理室あて申し込むものとする。

第7. 登録(更新)手続き

新規登録については、危機管理室で受け付け、希望所属へ申込書及びボランティア証を送付する。送付された所属は希望者への意思確認を行った上でボランティア証を交付するとともに登録を行う。

登録の有効期間は登録日より 3 年とし、期間満了前には各所属が登録更新の意思確認を行う。

各所属が登録の更新を行ったときは危機管理室に報告するものとする。

第8. 登録抹消手続き

本人の死亡又は辞退などにより、各所属が登録抹消手続きを行ったときは、回収したボランティア証を添えて危機管理室に報告するものとする。

第9. ボランティア保険への加入

災害ボランティア活動時には、危機管理室が一括してボランティア保険への加入手続きを行うものとする。

第10. 防災訓練への参加

登録者は各所属からの要請により、各所属で行う防災訓練に参加するものとする。各所属は必要に応じて、各所属で行う防災訓練への参加を要請するものとする。

第11. その他

上記以外の事項については、ボランティア登録者、各所属、危機管理室で協議し、それぞれ誠実に対応するものとする。

(施行期日)

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

大阪市退職者による災害時ボランティア活動一覧

局等

所属における災害対策業務の補助
災害救助物資の整理・保管・集配
下水道施設の被害状況調査
下水道施設の復旧作業
市域内建物の被害状況調査（危険度判定を含む）
市営住宅等施設の被害状況調査
仮設住宅への入居手続き事務補助
道路・橋梁等の施設の被害状況調査
水道施設等の被害状況調査
応急給水拠点における仮設水槽の管理
学校等施設の被害状況調査

区役所

区災害対策本部の補助
避難所の運営補助・連絡
区域内の被害状況調査
救護所の設置運営補助
災害救助物資の整理・保管・配布
区ボランティア活動支援センターの運営補助
住民の避難誘導
高齢者・障害者の安否確認

大阪市退職者による災害時ボランティア登録申込書

(記入日)平成 年 月 日

(ふりがな) 氏 名			生年月日	年 月 日生
住 所	〒			
	電話番号	()	FAX 番号	()
連絡先 (同上の場合 は記入不要)	〒			
	電話番号	()	FAX 番号	()
在職中の 主な経歴	(在職中の主な所属・部課、事業所名等をご記入ください)			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
(退職年月) 年 月 (退職時の所属)				
参集(協力)希望所属 <input type="checkbox"/> 希望する所属名にチェックを入れてください(いくつでも結構です) <input type="checkbox"/> 優先順位がある場合は、左()に①、②、③…と数字を記入してください				
<input type="checkbox"/> いずれでもよい				
() <input type="checkbox"/> 市民局	() <input type="checkbox"/> 北区役所	() <input type="checkbox"/> 天王寺区役所	() <input type="checkbox"/> 城東区役所	
() <input type="checkbox"/> 健康福祉局	() <input type="checkbox"/> 都島区役所	() <input type="checkbox"/> 浪速区役所	() <input type="checkbox"/> 鶴見区役所	
() <input type="checkbox"/> こども青少年局	() <input type="checkbox"/> 福島区役所	() <input type="checkbox"/> 西淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 阿倍野区役所	
() <input type="checkbox"/> 建設局	() <input type="checkbox"/> 此花区役所	() <input type="checkbox"/> 淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 住之江区役所	
() <input type="checkbox"/> 都市整備局	() <input type="checkbox"/> 中央区役所	() <input type="checkbox"/> 東淀川区役所	() <input type="checkbox"/> 住吉区役所	
() <input type="checkbox"/> 港湾局	() <input type="checkbox"/> 西区役所	() <input type="checkbox"/> 東成区役所	() <input type="checkbox"/> 東住吉区役所	
() <input type="checkbox"/> 交通局	() <input type="checkbox"/> 港区役所	() <input type="checkbox"/> 生野区役所	() <input type="checkbox"/> 平野区役所	
() <input type="checkbox"/> 水道局	() <input type="checkbox"/> 大正区役所	() <input type="checkbox"/> 旭区役所	() <input type="checkbox"/> 西成区役所	
() <input type="checkbox"/> 教育委員会事務局				

協力(従事)希望業務 (従事可能なものを○印で囲んでください。いくつでも結構です。)

(区役所における活動)

- ・ 区災害対策本部の補助
(データ整理、連絡調整、問合せ対応)
- ・ 避難所の運営補助、連絡調整
- ・ 区内の被害状況調査
- ・ 救護所の設置運営補助
- ・ 災害救助物資の整理・保管・集配
- ・ 災害ボランティアにかかる連絡調整、補助
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 高齢者、障害者の安否確認
- ・ いずれでもよい

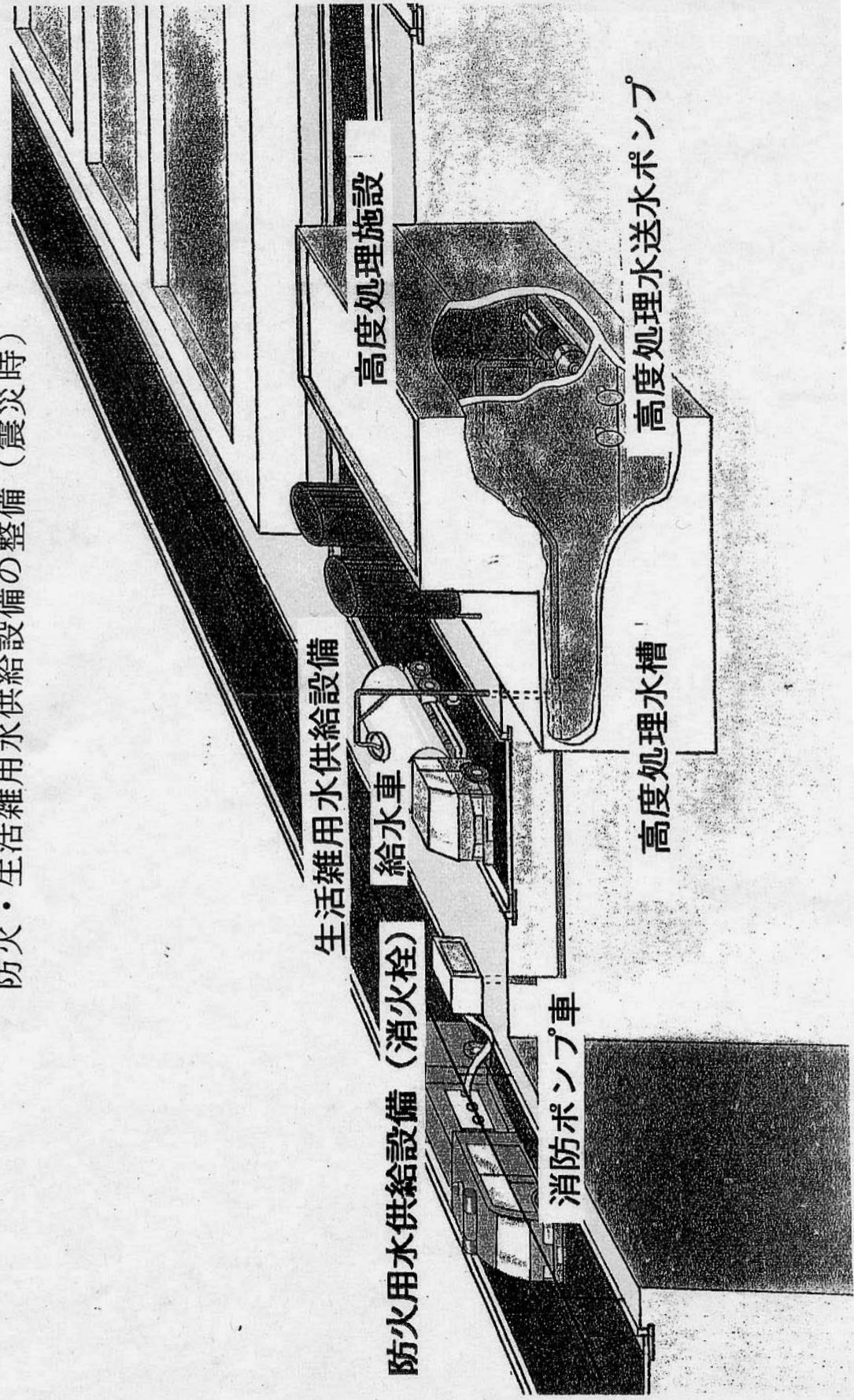
(各局における活動)

- ・ 所属(局)における災害対策業務の補助
(データ整理、連絡調整、問合せ対応)
- ・ 災害救助物資の整理・保管・集配
- ・ 下水道施設の被害状況調査
- ・ 下水道施設の復旧作業
- ・ 市域内建物の被害状況調査
(危険度判定を含む)
- ・ 市営住宅等施設の被害状況調査
- ・ 仮設住宅への入居事務補助
- ・ 道路・橋梁等の施設の被害状況の調査
- ・ 水道施設等の被害状況調査
- ・ 応急給水拠点における仮設水槽の管理
- ・ 学校等施設の被害状況調査
- ・ いずれでもよい

- ・ その他 下欄に、これまでの経験、知識・技能を活かして活動できることなどを具体的にご記入ください。

(注)個人情報の取り扱いには十分注意し、目的以外には使用しません。

下水の高度処理水の利用による
防火・生活雑用水供給設備の整備（震災時）



地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び大阪府石油商業組合（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅することを支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 丙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、一時休憩所として、飲料水、トイレ等を提供すること。
- （2） 丙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、前条第1項の事項の支援を実施しようとする場合であって、甲及び乙が、丙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、丙は、甲及び乙の要請を待たないで、支援を実施することができる。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適 用）

第6条 この協定は、平成15年1月17日から適用する。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年1月17日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 齊藤 房江

乙 大阪市
代表者 大阪市長 磯村 隆文

丙 吹田市津雲台7丁目4番D123-101号
大阪府石油商業組合
理事長 菊田 宏

地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定の解釈運用基準

(趣旨)

第1条 この協定は、大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅することを支援するため、必要な事項を定めるものとする。

- 1 この協定は、大阪府域で地震による災害が発生した場合を対象とする。したがって、当該地震の震源地が他府県の場合でもこの協定の対象とする。
- 2 「交通が途絶した場合」とは、JR、私鉄、バス等の公共交通の運行が停止し、早期に復旧が見込めない状況を意味する。
- 3 地震以外の原因（例えば、洪水又は事件・事故による落橋等）で交通が途絶した場合であって、甲及び乙が帰宅困難者に対し支援の必要があると認めるときは、甲及び乙は、第7条の規定に基づき、第3条に規定する支援の実施について、丙と協議するものとする。
- 4 駅、事業所、学校等の「等」とは、百貨店、劇場、映画館などの集客施設を意味する。
- 5 この協定に基づく支援は、大阪府域に限るものとする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 丙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、一時休憩所として、飲料水、トイレ等を提供すること。
 - (2) 丙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報を提供すること。
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

- 1 本条に規定する「要請」は、原則として電話又はFAXの方法により行うものとする。ただし、第1項に規定する「要請」は、電話又はFAXが不通のため利用できない場合、丙が次条に規定する支援を開始した後速やかに甲及び乙が丙に対し文書を提出することで、「要請」がなされたものとみなす。
- 2 「飲料水」とは、水道水を意味する。
- 3 (1)の「一時休憩所」とは、帰宅困難者が、飲料水、トイレ等の提供を受けるために一時的に給油所に立ち寄ることを意味するものであり、給油所を避難場所とする意味ではない。
- 4 (1)について、トイレ等の「等」とは、現時点では具体的には想定されないが帰宅困難者からの予想されない要求に対しても、可能な範囲内で、対応する余地を残すことを意味する。

- 5 (2)について、地図等の「等」とは、口頭による説明、道路等の「等」とは、災害情報一般や自宅に到着するまでに要する時間、ラジオ等の「等」とは、災害発生後においても利用可能な電波媒体を想定している。
- 6 (2)について、「通行可能な歩道」とは、災害発生後においても、道路、橋梁等が被害を受けず安全に通行できる歩道を意味する。
- 7 第2項について、「協力」とは、甲、乙及び丙の相互において、帰宅困難者に対する支援に関し情報交換を行うことなどを想定している。

具体的には、例えば、甲及び乙が丙に対し鉄道の復旧状況に関する情報を提供すること、丙が甲及び乙に対し給油所付近の道路の被災状況に関する情報を提供すること、などである。

(支援の実施)

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、前条第1項の事項の支援を実施しようとする場合であって、甲及び乙が、丙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、丙は、甲及び乙の要請を待たないで、支援を実施することができる。

- 1 「要請を受けたとき」とは、甲、乙及び丙が、電話又はFAXによる要請を受けた時点の意味する。
- 2 「可能な範囲内」としたのは、給油所の施設・設備及び経営者・従業員の被災の状況により、帰宅困難者に対し、十分な支援が行えないことも予想されるためである。
- 3 「ただし、」以降の規定は、通信の途絶状況下において、丙が、ラジオ等で知り得た災害に関する情報に基づき帰宅困難者が発生し支援を実施する必要があると認めた場合、甲及び乙の要請を待たないで、自らの判断で支援を実施することを可能とするため、定めたものである。
- 4 「前条第1項の事項」とし、前条第2項を除いたのは、前条第2項は、甲、乙及び丙の相互の通信なしに、支援の具体的な内容が定まらないからである。
- 5 「通信の途絶」とは、電話又はFAXが不通のため利用できない状況を意味する。

(経費の負担)

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

この協定による支援は、任意で実施するものであるため、経費は、支援の実施者が負担することとした。

(情報の交換)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

本条は、この協定が災害発生時に円滑に運用されるよう、甲及び乙が保有する帰宅困難者に対し実施する支援に関する情報、丙の組合員の給油所の数及び所在場所等について、年1回程度、情報交換の場を設けるため、定めたものである。

(適用)

第6条 この協定は、平成15年1月17日から適用する。

- 1 この協定は、締結の日から適用するものとする。
- 2 この協定の有効期間は、適用日から第7条に規定する甲乙丙協議により廃止の決定を行う日までとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

- 1 「この協定に定めのない事項」とは、協定締結時点において予測ができず、協定に規定されていない事項を意味する。
- 2 「疑義」とは、この協定の第1条から第7条までの解釈及び運用上の疑義を意味する。
また、「疑義」には、将来的な社会情勢の変化及び今後甲及び乙が講じようとする防災施策と、この協定の内容、解釈又は運用に齟齬が生じ、この協定の改正又は廃止を行う場合も含むものとする。

災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と別紙1に記載する乙の構成自治体を代表して、関西広域機構（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の効力）

第2条 この協定は、乙の構成自治体の各自治体域に店舗が所在する甲と当該自治体が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の構成自治体は、甲に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

（1）甲の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

（2）甲の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、乙の構成自治体域にあり、かつ、本協定に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙の構成自治体は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第4条 甲は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、乙の構成自治体は甲に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、甲は店舗が所在する地域の乙の構成自治体の要請を待たないで、支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 第3条に規定する支援事項に関し、支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓蒙のため、乙の構成自治体が提供する「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

- 2 店舗へ掲出中の「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が劣化した場合の取り扱いや定期更新の方法など「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」の継続的な供給方法及び運用については、別途甲乙協議を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲は乙若しくは乙の構成自治体は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

- 2 本協定の適用日は、乙の構成自治体から甲へ通知があった日とする。ただし、前項の適用日から効力を生じる場合は、この限りではない。
- 3 本協定締結後、乙に、新たに協定締結を希望し、又は、協定からの除外を希望する乙の構成自治体が生じた際は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪府立国際会議場11階
関西広域機構
代表理事

「乙」 関西広域機構

構成自治体

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

京都市

大阪市

堺市

神戸市

平成 20 年度「災害時帰宅支援ステーション」

(株)アイデアプラス、(株)エーエム・ピーエム・関西、国分グローサーズチェーン(株)、(株)ココストア、(株)サークルKサンクス、(株)ジャパン、(株)ストロベリーコーンズ、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、ミニストップ(株)、(株)吉野家、(株)ローソン、(株)壺番屋、(株)スギ薬局、(株)ユタカファーマシー、(株)モスフードサービス、(株)セブン&アイ・フードシステムズ、ロイヤル関西(株)

(平成 20 年 9 月現在)

第3部 災害応急対策計画

大阪市災害対策本部条例

制 定 昭 38. 3. 28 条例 13

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、大阪市災害対策本部（以下本部という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長（以下本部長という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下本部員という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(施行の細目)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（昭和 39. 6. 27 施行、告示 208 の 2）

この条例の施行期日は、市長が定める。

臨時電話架設場所一覧表

市本部

設置場所	用途	臨時電話番号内線番号
特別会議室	市本部用	
大応接室	市本部連絡員用	6208-7680～99・8060～69・8090～99
市民ロビー	財政部 船艇・車両班用	
第3応接室	府警察本部 警察官用	
阿倍野防災拠点	市本部代替・補完用	

その他状況に応じ、本庁舎の会議室等を使用する。

区本部

設置場所	用途	臨時電話番号内線番号
区役所内	区本部用	

市緊急本部

設置場所	用途	臨時電話番号内線番号
特別会議室	市緊急本部用	
大応接室	市緊急本部連絡員用	6208-7680～99・8060～69・8090～99
市民ロビー	財政部 船艇・車両班用	
第3応接室	府警本部 警察官用	
阿倍野防災拠点	市緊急本部補完用	

その他状況に応じ、本庁舎の会議室等を使用する。

区緊急本部

設置場所	用途	臨時電話番号内線番号
区役所内	区緊急本部用	

市域が震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

■ 体制等

局・室等（注1）

気象台	発表の種類	津波注意報	津波警報	大津波警報
	発表される津波の 高さ（注2）	0.5m	1m, 2m	3m, 4m, 6m, 8m, 10m 以上
適用する所属		危機管理室、建設局、港湾局、 消防局、交通局、水道局	全所属	全所属
本部組織		（情報連絡体制（注3））	警戒本部（注4）	緊急本部（注4）
動員（注5）（注6）		5号動員		4号動員以上

区役所

気象台	発表の種類	津波注意報	津波警報	大津波警報
	発表される津波の 高さ（注2）	0.5m	1m, 2m	3m, 4m, 6m, 8m, 10m 以上
適用する区 （注7）		（湾岸6区）此花、港、 大正、西淀川、住之江、 西成	（防潮筋）北、福島、此花、 西、港、大正、浪速、 西淀川、住之江、西成	全ての区
区本部組織		（情報連絡体制）	区警戒本部	区緊急本部
動員（注6）		5号動員		4号動員以上

（注1） 大阪市事務分掌条例に規定する局及び室、市政改革室、中央卸売市場、会計室、消防局、交通局、水道局、病院局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局

（注2） 津波注意報・津波警報発表の際に予想される津波は、防潮堤等で防御できるが、大津波警報発表の際に予想される津波は防潮堤等から越水するおそれがある。

（注3） 危機管理室に警戒本部を設置するが、各局・室は情報連絡体制とする。

（注4） 全ての部に本部員を置く（参考：台風警戒時と同様）。

（注5） 動員体制は上表を基本とするが、各所属において津波注意報・津波警報に応じた情報連絡及び水防業務等に必要な職員の動員体制を計画するものとする。

（注6） 職員は、勤務時間外において津波注意報・警報が発表されたときは、動員の指令があったものとして自己の勤務する場所等に自動参集する。緊急通報システムにより、登録している職員の携帯電話メールに対し、津波注意報・警報発表の情報が自動配信されるので、所属内の自動参集に係る連絡体制の整備に活用するものとする。また、気象台の津波警報・大津波警報発表と同時に市警戒本部・市緊急本部を設置し、危機管理室より所定の連絡系統に基づき上表に示す関係局・室・区の担当者に対して電話連絡を行うとともに、大阪府防災情報システムにより全所属（局・室・区）に通知する。

（注7） 水防団の活動状況等により区警戒本部の体制は上記以外の区を追加する。

動員報告書

平成 年 月 日

大阪市災害対策本部長 様

危機管理室危機管理担当課長 様

局(室・区) 庶務担当課長

月 日 動員報告書

職 種	氏 名	配置場所	動員の区分 (発令時刻)	備 考

20 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都

市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書20通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

（1）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

（2）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成22年 9月30日

20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、20大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにす

るものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
- 附 則
- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
 - 2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表 1（第 5 条関係）

順	都市名	順	都市名
1	千葉市	11	名古屋市
2	札幌市	12	新潟市
3	静岡市	13	北九州市
4	福岡市	14	浜松市
5	堺市	15	岡山市
6	東京都	16	相模原市
7	大阪市	17	仙台市
8	川崎市	18	神戸市
9	京都市	19	さいたま市
10	横浜市	20	広島市

順は、平成 2 2 年度を 1 とする。

大阪市、八尾市消防相互応援協定

第1条 大阪市（以下「甲」という。）八尾市（以下「乙」という。）との消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災防ぎよのため、次の区分により相互に応援隊を派遣するものとする。

（1）甲又は乙の消防機関が、何らかの情報により、別表の地域内における火災の発生を認知したときは、甲又は乙の消防長は、当該地域に対して1分隊（消防自動車1台及び所要の消防吏員をいう。以下同じ。）を派遣すること。

（2）甲の消防機関が別表に定める八尾市域内の火災について火焰を認知したときは、甲の消防長は、当該地域に対して前号に定めるほか、2分隊を派遣すること。

（3）甲又は乙の消防機関が甲と乙との境界線付近に火災の発生を認知したときは、甲又は乙の消防長は、当該地域に対して必要分隊を派遣すること。

2 甲又は乙の消防長は、その市域内における火災（山林火災を除く。）、水災その他の災害の防ぎよ又は救急業務について応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、前項の規定にかかわらず、その要請地域に対し相互に応援隊を派遣するものとする。

第3条 前条の場合において、受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

（1）受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。

（2）指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第4条 第2条による応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（1）消防機械器具の小破損の修理、化学消火剤、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。

（2）前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度をこえる消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 建築物、工作物又は土地に対する補償費

ウ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金

2 前項第2号ウの応援隊員に対する災害補償等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 前各項以外の経費については、そのつど、双方協議のうえ、決定するものとする。

第5条 乙の消防長は、火災、水災その他の災害の防ぎよ又は救急業務以外の消防業務について、応援を求める必要があるときは、甲の消防長に対して、消防職員の派遣又は消防施設の利用について要請することができる。

2 甲の消防長は、前項の応援要請があったときは、甲の消防業務の執行に支障がないかぎり、要請に応じるものとする。この場合における所要経費の負担区分については、

そのつど、双方協議のうえ、決定するものとする。

第6条 この協定に規定していない事項または疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和37年1月1日から実施する。

附 則（昭和47年5月29日）

この改正協定は、昭和47年6月1日から実施する。

附 則（昭和49年12月24日）

この改正協定は、昭和49年12月24日から実施する。

（別 表）

八尾市

恩智川以西の地域

大阪市

平野区

加美北9丁目、加美東2丁目、3丁目、5丁目から7丁目まで、加美南2丁目から5丁目まで、長吉出戸2丁目から8丁目まで、長吉六反1丁目から5丁目まで、長吉長原東1丁目から3丁目まで、長吉長原1丁目から4丁目まで、長吉川辺1丁目から4丁目まで、長吉長原町、長吉出戸町及び長吉川辺町の地域、加美東1丁目及び同4丁目のうちそれぞれ国鉄城東貨物線以東の地域並びに加美南1丁目、加美鞍作1丁目から3丁目まで及び喜連東5丁目のうちそれぞれ国鉄南大阪臨港線以東の地域

大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、松原市、大東市、豊中市、尼崎市、摂津市消防相互応援協定

第1条 大阪市（以下甲という。）と〇〇市（以下乙という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災、（山林火災を除く。以下同じ。）水災、その他の災害（以下災害という。）防ぎよのため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援市の消防長が、火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第4条 災害防ぎよのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）受援地の消防長又は消防署長が指揮すること

（2）指揮は、応援隊の長に対して行うこと

第6条 災害防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（1）消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

（2）前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度を越える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含む。）

ウ 建築物、工作物又は、土地に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第7条 甲又は乙の消防長は、災害防ぎよ以外の救急業務についても、応援を求めるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第6条第1項第1号の規定を準用するほか、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条 甲及び乙の消防長は、第2条及び第7条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急業務の発生を認知若しくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数等について、あらかじめ協議のうえ、協定することができるものとする。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第5条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第6条の規定を準用する。

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和〇〇年〇〇月〇日から実施する。

(備 考)

1 第2条中「(山林火災を除く。以下同じ。)」については、東大阪市以外は協定文から除く。

2 第8条中「及び第7条」「又は救急業務」については、吹田市及び大東市の協定文から除く。

3 第8条中「又は救急業務」については、堺市、守口市門真市消防組合、松原市、東大阪市及び摂津市の協定文においては「又は救急事故」と読み替える。

大阪府下広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町)

第2条 この協定は、府下の市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条 第1項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に

対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。

(2) 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(協定市等以外への応援)

第9条 協定市等は、協定市等以外において第3条に定める災害が発生し消防隊の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又はの消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成21年3月31日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書37通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成21年3月31日

大阪市長	平	松	邦	夫
堺市長	木	原	敬	介
岸和田市長	野	口		聖
豊中市長	浅	利	敬	一
池田市長	倉	田		薫
吹田市長	阪	口	善	雄
泉大津市長	神	谷		昇
高槻市長	奥	本		務
貝塚市長	吉	道		勇
守口市門真市消防組合管理者				
守口市長	西	口		勇
茨木市長	野	村	宣	一
八尾市長	田	中	誠	太
泉佐野市長	新	田	谷	修
富田林市長	多	田	利	喜

枚方寝屋川消防組合管理者

枚方市長	竹	内		修
河内長野市長	柴	田	啓	治
松原市長	中	野	孝	則
大東市長	岡	本	日出	士
和泉市長	井	坂	善	行
箕面市長	倉	田	哲	郎

柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者

柏原市長	岡	本	泰	明
摂津市長	森	山	一	正
高石市長	阪	口	伸	六
東大阪市長	野	田	善	和
泉南市長	向	井	通	彦
四条畷市長	田	中	夏	木
交野市長	中	田	仁	公
大阪狭山市長	吉	田	友	好

阪南岬消防組合管理者

阪南市長	福	山	敏	博
島本町長	川	口		裕
豊能町長	池	田	勇	夫
忠岡町長	和	田	吉	衛
熊取町長	中	西		誠
田尻町長	金	田		通
太子町長	浅	野	克	己
河南町長	武	田	勝	玄
千早赤阪村長	松	本	昌	親

四都市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市（以下「協定市」という。）が相互の消防応援体制を確立して、災害に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震による災害、風水害その他の大規模な自然災害
- (2) 高層建築物、危険物施設、林野等に係る大規模又は特殊な災害
- (3) 船舶、航空機、列車、自動車その他の交通機関に係る大規模又は特殊な災害
- (4) その他特異な消防活動を要する災害

(応援要請)

第3条 応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市（以下「受援市」という。）の消防長が受援市の消防力によっては、災害の防御、救助、救急活動等が著しく困難であると認める場合に、他の協定市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

- 2 応援市は、災害の規模、状況等により、応援の必要があり、かつ、受援市が応援要請を行うことが特に困難であると認めた場合は、当該要請を待つことなく、応援することができるものとする。
- 3 応援市の消防長は、前項の規定による応援を行う場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請を受けた場合は、業務に重大な支障がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。
- 3 応援隊は、消火隊、救急隊、救助隊、指揮隊、航空隊その他の隊により必要に応じて編成するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 受援市における応援隊は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 応援職員の人件費
 - イ 燃料、資器材、食料、宿泊等の経費。ただし、受援市が調達したものは受援市の負担とする。
 - ウ 車両、航空機、資器材等の修理費
 - エ 応援職員の公務災害に係る災害補償費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 受援市が応援市に対して特別に調達を要請した燃料、資器材、食料等の経費
イ 受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市の重大な過失により発生した損害は応援市の負担とする。

2 前項各号に掲げるもの以外の経費の負担については、そのつど応援市及び受援市が協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議のうえ、決定するものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど協定市が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月1日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成8年4月1日名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市において締結した四都市消防相互応援協定は廃止する。
- 3 この協定の成立を証明するため、正本4通を作成し、協定市の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成18年9月1日

名古屋市長	松原武久
京都市長	梶本頼兼
大阪市長	關潤一
神戸市長	矢田立郎

船舶火災の消火に関する業務協定

(目 的)

第1条 この協定は、海、河川、又は運河において、船舶（消防法第2条に規程する「舟」を含む。以下同じ。）に係る火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において大阪海上保安監部（以下「甲」という。）と大阪市消防局（以下「乙」という。）とが協力して消火活動及び火災警戒活動（以下「消火活動等」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定区域)

第2条 この協定の対象とする区域は、港則法（昭和23年法律第174号）で定める大阪港大阪区内とする。

(担任区分)

第3条 次の各号に掲げる船舶に係る消火活動等は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川又は運河の区域で水深等の理由により甲の巡視船艇が航行することができない区域の船舶

2 前項各号に掲げる船舶以外の船舶に係る消火活動等は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災発生等の通報)

第4条 甲又は乙は、船舶に係る火災が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に、直ちにその旨を通報するものとする。

(消火活動等の通知)

第5条 甲又は乙が単独で消火活動等を行ったときは、相互にそのてん末を通知するものとする。

(合同指揮所)

第6条 大規模な消火活動等を行う必要があるときは、甲及び乙は、協議して現場に合同指所を設けるものとする。

(火災原因及び損害の調査)

第7条 火災の原因並びに火災又は消火により受けた損害の調査は、甲及び乙が協議して行うものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、入港船舶の危険物積載の状況及び化学消火剤の備蓄状況その他消火活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第9条 消火活動等に要した経費は、出場した甲又は乙がそれぞれ自己の活動に要した範囲内において負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別の経費の負担については、

甲及び乙がその都度協議して決定するものとする。

(大型タンカー対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動等を効果的に行うため、大阪市防災会議等による対策の推進のほか甲及び乙は、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動等の要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(実施の細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に規定していない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲及び乙が協議して決定する。

(協定の改廃)

第13条 この協定を改廃しようとするときは、甲及び乙が協議のうえ、これを行うものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月25日締結の「船舶消防等に関する業務協定」は、これを廃止する。

大阪湾消防艇相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大阪市、堺市（同市に消防事務を委託している高石市を含む）及び神戸市（以下「協定市等」という。）の各々に属する消防艇及びその乗組員（以下「応援隊」という。）に係る相互応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(応援区域)

第2条 この協定に基づく消防艇の応援は、協定市等の港内及びこれに関連する沿岸施設で別表に掲げる区域とする。

(災害種別)

第3条 この協定において、大規模又は特殊な災害とは次のとおりとし、応援活動、救援活動又は後方支援活動を必要とするものをいう。

- (1) 地震、風水害等による大規模災害又は特殊災害
- (2) 石油コンビナート火災又は危険物等の流出事故
- (3) 船舶火災又は海難事故
- (4) 要請側（以下「受援市等」という。）の消防長が、消防活動上特に必要と認める場合

(応援要請)

第4条 応援要請は、発災地の消防長が協定市等の消防長に電話、ファクシミリ又は無線等適切な方法で行うものとする。

2 前条の応援要請があったときは、他の協定市等（以下「応援市等」という。）は、業務又は気象状況等により重大な支障がある場合を除き、応援を行うものとする。

(指揮)

第5条 応援隊は、応援活動を行う場合は、受援市等の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市等において負担する経費
 - ア 応援隊の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）
 - イ 船舶及び機械器具の燃料費等経常経費（受援市等が調達したものを除く。）
 - ウ 船舶及び機械器具の小破損の修理費
- (2) 受援市等において負担する経費
 - ア 消火薬剤、流出油処理剤、オイルフェンス及び吸着剤等
 - イ 前号に定める小破損の程度を越える船舶及び機械器具の修理費
 - ウ 受援市等の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市等の重大な過失により発生した損害は、

応援市等の負担とする。

エ 受援市等の指揮下における応援隊員の公務上の災害補償費及び賞じゅつ金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費及び賞じゅつ金等は、応援市等の定める例により、応援市等に対して支払うものとする。

3 経費の負担について、第1項の定めにより難しいとき又は第1項各号に定めるもの以外の経費の負担については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議して覚書で定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成21年3月31日から効力を生ずる。

2 この協定の成立を証明するため、正本3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

大 阪 市 長 平 松 邦 夫

堺 市 長 木 原 敬 介

神 戸 市 長 矢 田 立 郎

大阪湾消防艇相互応援協定に基づく覚書

(目的)

第1条 この覚書は、大阪湾消防艇相互応援協定（以下「協定」という。）第7条に基づき協定市等間の消防艇相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請の手続き)

第2条 協定第4条の応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 着岸場所
- (4) 必要な応援活動の概要

(応援の決定通知)

第3条 協定第4条第2項に基づく応援隊の派遣の決定通知は、電話、ファクシミリ又は無線等により行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援派遣決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(経費)

第4条 協定第6条第1項第1号中「応援が長時間にわたる場合」とは、協定第3条に係る活動作業が5時間以上にわたる場合とし、「小破損の修理費」とは、5万円以内（人件費及び材料費を含む。）の修理費とする。

2 協定第6条第2項中「賞じゅつ金等」とは、賞じゅつ金又は特別救慰金及び弔慰金をいい、「応援市等の定める例」とは、応援市の定める条例、規則等の規定をいう。

(情報交換、連絡等)

第5条 応援隊の活動を円滑に行うため、あらかじめ次の事項について情報交換等を行うものとする。

- (1) 着岸可能場所
- (2) 消防艇との連絡方法
- (3) 消防艇の整備、修理等により運行不能が予測される場合の期間
- (4) その他必要な事項

(報告)

第6条 応援市等の消防長は、応援隊が帰庁したとき、速やかに応援活動の概要を様式第3号によりファクシミリで受援市等の消防長に通知するものとする。

2 受援市等の消防長は、災害活動終了後、速やかに当該災害の概要を様式第4号によりファクシミリで応援市等の消防長に通知するものとする。

(訓練)

第7条 消防艇相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、そのつど相互が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成21年3月31日から効力を生ずる。
- 2 この覚書の成立を証明するため、正本3通を作成し、協定市等の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

大阪市消防長 森 口 清太郎

堺市消防長 玉 崎 和 実

神戸市消防長 小野田 敏 行

大阪市・〔 〇〇市・町・村 〇〇消防組合 〕 航空消防応援協定

(目 的)

第1条 大阪市（以下「甲」という。）と〔 〇〇市・町・村
〇〇消防組合 〕（以下「乙」という。）との
回転翼航空機（以下「航空機」という。）による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

(運航の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指 揮)

第3条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の消防長又は消防署長が、機長に行う。

2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を超える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運航することができる。

(賠償責任)

第4条 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 航空機の修理費

(2) 建築物（家具什器等を含む）、工作物又は土地等に関する補償費

(3) 航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

3 前2項の規程に定めのない経費負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、昭和45年10月1日から実施する。

〔 応援協定・締結市町村消防組合
 大阪府下 21 市 12 町 1 村 4 消防組合 〕

東 大 阪 市	忠 岡 町	千早赤阪村	堺市高石市消防組合
岸 和 田 〃	島 本 〃		守口市門真市 〃
豊 中 〃	能 勢 〃		枚方・寝屋川 〃
吹 田 〃	熊 取 〃		柏原・羽曳野・藤井寺 〃
泉 大 津 〃	田 尻 〃		
貝 塚 〃	阪 南 〃		
池 田 〃	岬 〃		
高 槻 〃	太 子 〃		
茨 木 〃	河 南 〃		
八 尾 〃	狭 山 〃		
泉 佐 野 〃	美 原 〃		
富 田 林 〃	豊 能 〃		
河内長野 〃			
松 原 〃			
大 東 〃			
和 泉 〃			
箕 面 〃			
摂 津 〃			
泉 南 〃			
四 條 畷 〃			
交 野 〃			

東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、東京消防庁及び大阪市消防局（以下「協定都市」という。）に属するテレビ電送システムとう載の回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害等)

第2条 この協定の対象とする災害等は、次の各号に掲げる事象であって、テレビ電送システムによる情報収集及び指揮支援のため航空隊の応援を必要とする場合とする。

- (1) 地震等により大災害が発生したとき
- (2) 前号に定める災害に対処するため、特に訓練を実施する必要があると認めるとき

(応援の区域及び要請)

第3条 この協定に基づく応援の区域は、法第26条の規定に係る区域及び大阪市の区域とする。

2 応援等の要請は、それぞれの区域に前条に定める応援の必要が生じた場合、応援要請都市（以下「甲」という。）の消防長が、応援都市（以下「乙」という。）の消防長に行うものとする。

(応 援)

第4条 乙は、航空隊の応援要請があった場合、気象状況、所掌事務等により応援に支障がある場合を除き応援に努めるものとする。

(応援の始期及び終期)

第5条 応援は、甲の消防長の要請により航空隊が回転翼航空機（以下「航空機」という。）の定置場（以下「基地」という。）を離陸したときから始まり、要請による消防業務を完了して基地に帰着したときに終るものとする。

(指 揮)

第6条 応援活動中における航空隊は、甲の消防長の指揮に従うものとし、下命は乙の指揮者に行うものとする。

ただし、機長が航空機の運行に重大な支障があると認めたときは、この限りでない。

(経費の負担)

第7条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費、消耗品費等の通常経費は、乙の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは甲の負担とする。ただし、乙に属する航空隊の重大な過失により発生した損害は、乙の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 航空機の損傷に対する諸経費
- (3) 乙の乗組員の死傷に伴う賞じゅつ金、弔慰金等の経費

(4) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める甲の負担額は、乙の加入する航空保険により支払われる金額（航空保険に加入していない場合は、これに相当する額）を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、そのつど協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

(実施細部等)

第8条 この協定の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

2 この協定の実施について疑義が生じた場合は、協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定都市において各1通保管しておくものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月30日から効力を生ずる。

平成18年11月30日

東京消防庁消防総監 関口 和重
大阪市消防長 森口 清太郎

大阪市と伊丹市、池田市との消防相互応援協定

第1条 大阪市（以下甲という。）と、市（以下乙という。）との消防相互応援協定については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、航空機による火災その他の災害又は災害の発生するおそれのある場合並びに大阪国際空港の諸施設の火災（以下「航空機等の災害」という。）の防ぎよ及び救急業務のため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援市の消防長が火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第4条 航空機等の災害防ぎよのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の消防長又は消防署長が指揮すること

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第6条 航空機等の災害防ぎよ及び救急業務のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は応援側の負担とする。

(2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度をこえる消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含む。）

ウ 建築物、工作物、又は、土地に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第7条 この協定に規定していない事項又は、疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

付 則

この協定は、昭和43年3月10日から実施する。

大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大阪市、堺市高石市消防組合、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「14都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって災害防ぎよまたは救助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援市の負担

- ア 消防機械器具の小破損の修理費
- イ 車両、資器材等の燃料費
- ウ 職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
- エ 応援隊員の公務災害補償費

(2) 受援市の負担

- ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）
- イ 車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限り。）及び化学消火に要した薬剤費
- ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち次に掲げる諸経費
 - (ア) 建築物、工作物又は土地に対する補償費等

(イ) 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金、特別救慰金及び弔慰金等

(ウ) 一般人の死傷に対する補償費等

2 前項第2号ウ(イ)の応援隊員に対する賞じゅつ金等は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。

3 経費負担について疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。
(実施細目)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、14都市の消防長が協議して定めるものとする。
(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど14都市が協議のうえ決定するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和62年8月12日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書14通を作成し、14都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和62年8月12日

大阪市長	大 島 靖
堺市高石市消防組合管理者	
堺市長	田 中 和 夫
豊中市長	下 村 輝 男
東大阪市長	北 川 謙 次
池田市長	若 生 正
吹田市長	榎 原 一 夫
八尾市長	山 脇 悦 司
松原市長	土 橋 忠 昭
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者	
柏原市長	山 西 敏 一
尼崎市長	野 草 平 十 郎
西宮市長	八 木 米 次
伊丹市長	矢 埜 與 一
宝塚市長	友 金 信 雄
川西市長	伊 藤 龍 太 郎

関西国際空港消防相互応援協定

大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、泉南市、阪南岬消防組合、忠岡町、熊取町、田尻町及び泉佐野市（以下「協定市町等」という。）の長並びに関西国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、関西国際空港（以下「空港」という。）及び周辺における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及び周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市町等（以下「受援市町等」という。）の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市町等（以下「応援市町等」という。）の消防長及び空港会社のサービス・セキュリティセンター所長に対し応援を求めることができるものとする。

2 前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに次の事項を文書で提出するものとする。

- （1）緊急事態の発生日時及び場所
- （2）緊急事態の種類及び被害の状況
- （3）航空機の機種及び搭乗人員
- （4）応援を要する人員、車両等の種別、資機材の数量
- （5）応援隊の到着すべき場所
- （6）その他必要な事項

（応援及び種類）

第3条 応援市町等の消防長及び空港会社のサービス・セキュリティセンター所長は、前条の規定により応援要請があったときは業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）火災防ぎよのための消防隊の派遣
- （2）救助隊及び救急隊の派遣
- （3）その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は受援市町等の現場指揮本部長が指揮するものとする。

2 現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第5条 応援出場に要する費用については、空港会社と協定市町等の間においては各自に要した費用を負担するものとし、協定市町等の間については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の各号によるものとする。

(1) 応援のために要した経常的な経費については、応援市町等の負担とする。

(2) 受援市町等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じたときは、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(緊急事態の通報)

第6条 空港会社のサービス・セキュリティセンター所長は、緊急事態が生じた協定市町等の消防長に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

(1) 緊急事態の種類

(2) 航空機の機種及び搭乗人員

(3) 緊急事態の発生場所、日時及び被害の程度

(計画の立案及び訓練)

第7条 協定市町等及び空港会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、合同訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町等及び空港会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町等の消防長及び空港会社のサービス・セキュリティセンター所長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等及び空港会社が協議して定めるものとする。

付 則

1 この協定は、平成21年7月1日から施行する。

2 平成15年6月1日締結の関西国際空港消防相互応援協定は、廃止する。

3 この協定の成立を証するため本協定13通作成し、協定市町等の長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年7月1日

大	阪	市	長	平	松	邦	夫
堺		市	長	木	原	敬	介
岸	和	田	市	長	野	口	聖
泉	大	津	市	長	神	谷	昇
貝	塚	市	長	吉	道		勇
和	泉	市	長	辻		宏	康
高	石	市	長	阪	口	伸	六
泉	南	市	長	向	井	通	彦

阪南岬消防組合管理者
忠 岡 町 長
熊 取 町 長
田 尻 町 長
泉 佐 野 市 長
関西国際空港株式会社
代表取締役社長

福 山 敏 博
和 田 吉 衛
中 西 誠
金 田 通
新 田 谷 修 司
福 島 伸 一

1 8 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した19大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

(応援本部の設置)

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

- 2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。
- 3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成22年 3月31日から適用する。
(17大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 2 17大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成20年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書18通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年 3月31日

札幌市水道事業管理者	横山直満
仙台市水道事業管理者	五十嵐悦朗
さいたま市水道事業管理者	渡辺 收
東京都公営企業管理者	尾崎 勝
川崎市水道事業管理者	栗冠和美
横浜市水道事業管理者	齋藤義孝
新潟市水道事業管理者	宮原源治
静岡市公営企業管理者	河野正也
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴木俊廣
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	三宅 勝
京都市公営企業管理者	西村京三
大阪市水道事業管理者	白井大造
堺市上下水道事業管理者	澤野哲也
神戸市水道事業管理者	安原 勉
岡山市水道事業管理者	酒井五津男
広島市水道事業管理者	飛原秀登
北九州市水道事業管理者	吉田一彦
福岡市水道事業管理者	松永徳壽

18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成22年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

3 大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。

4 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年6月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

- 2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。
- 3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

- 2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。
- 3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。
- 4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
 - (4) 応援都市との作業分担の調整
 - (5) その他応援に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。
 - 3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当

額の範囲内とする。

- 2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。
- 4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

- 第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。
- 2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

- 第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。
- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
 - (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- 2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。
 - 3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

- 第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。
- (1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2
 - (2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3
- 2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。
 - 3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

- 第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)
- (2) 応急給水予定場所を表示した図面
- (3) 使用資機材の規格
- (4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (2) 応急給水場所及び給水方法
- (3) 応急復旧方法
- (4) 応援時に必要となる携行品
- (5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この実施細目は、平成22年 3月31日から適用する。

(17大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)

2 17大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目(平成20年3月31日締結)は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書18通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年 3月31日

札幌市水道事業管理者	横山直満
仙台市水道事業管理者	五十嵐悦朗
さいたま市水道事業管理者	渡辺 收
東京都公営企業管理者	尾崎 勝
川崎市水道事業管理者	栗冠和美
横浜市水道事業管理者	齋藤義孝
新潟市水道事業管理者	宮原源治
静岡市公営企業管理者	河野正也
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴木俊廣
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	三宅 勝
京都市公営企業管理者	西村京三
大阪市水道事業管理者	白井大造
堺市上下水道事業管理者	澤野哲也
神戸市水道事業管理者	安原 勉
岡山市水道事業管理者	酒井五津男
広島市水道事業管理者	飛原秀登
北九州市水道事業管理者	吉田一彦
福岡市水道事業管理者	松永徳壽

大阪府水道と大阪市水道の災害相互応援に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）とは、災害対策の重要性に鑑み、水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、この協定を締結する。

（応援給水）

第1条 甲又は乙は、緊急事態が発生したときあるいは発生のおそれのあるときは、相互の施設を利用して応援給水を行うものとする。

（施設復旧の応援）

第2条 甲又は乙は、緊急事態が発生したときは、相互に施設復旧に必要な役務及び資機材の提供、その他の応援を行うものとする。

（連絡担当部課）

第3条 甲及び乙は、緊急時応援の円滑かつ迅速な実施を図るため、予め連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の要請）

第4条 応援の要請は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、前条の連絡担当部課を通じて、第1条及び第2条に定める必要な措置を養成するものとし、要請を受けた事業者は、速やかに応じるものとする。

（応援経費の負担及び納付）

第5条 応援に要する経費は、被応援事業者が負担するものとする。

2 前項において、被応援事業者が負担する経費は、応援事業者の請求により納付するものとする。

（相互援助連絡協議会）

第6条 甲及び乙は、相互援助連絡協議会を設置し、調査研究した事項及び参考となる資料、情報を交換するものとする。

（実施細目の協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な細目は別に定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年2月24日

甲 大阪府

代表者 大阪府水道企業管理者 梶 居 孝

乙 大阪市

代表者 大阪市水道局長 長 田 新 平

大阪府水道と大阪市水道の相互援助の実施に関する覚書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪市（以下「乙」という。）とは昭和57年2月24日付け「大阪府水道と大阪市水道の相互援助に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定により、次のとおり覚書を交換する。

（応援給水の施設）

第1条 協定第1条により、応援給水を行う相互の施設は、別表(1)に掲げるもの及び緊急時に設ける施設とする。

2 前項に定める施設の管理区分は、別図(1)～(4)のとおりとする。

（応援給水量）

第2条 応援給水量は、おおむね日量20万立方メートルとし、水量及びその運用についてはその都度甲乙協議するものとする。

2 応援給水量の認定は、甲乙協議して決定する。

（応援職員の範囲等）

第3条 協定第2条により、応援する職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 事務連絡調整のための事務職員
- (2) 土木、機械、電気、建築等の技術職員
- (3) 自動車運転職員
- (4) その他の職員

2 応援事業体は、緊急事態の状況に応じて、応援職員が必要とする食糧、被服などを携行させるものとする。

3 応援職員は、応援事業体名を表示する腕章など標識を着け、その身分を明らかにする。

4 被応援事業体は、緊急事態の状況に応じ、応援職員に対し、宿舍のあつ旋その他の便宜を供与する。

（連絡担当部課）

第4条 協定第3条により定める連絡担当部課は、次のとおりとする。

- 甲 大阪府水道部浄水課
- 乙 大阪市水道局総務部庶務課

（応援の要請）

第5条 協定第4条により、応援を要請する場合に連絡する事項は次のとおりとする。

- (1) 応援給水を受けようとするときは、水量、場所、期間、その他必要事項を連絡するものとする。
- (2) 施設復旧の応援を受けようとするときは、施設復旧に要する資機材の機種及び数量並びに応援職員の職員の職種及び人数並びにこれらの配置場所並びに応援の期間その他必要事項を連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 協定第5条に定める応援経費は、応援給水費その他必要経費とし、その算定については別表(2)のとおりとする。

(相互援助連絡協議会)

第7条 協定第6条に定める相互援助連絡協議会は、原則として毎年5月に開催し、連絡担当部課を通じて行うものとする。

2 前項の協議会における協議内容は、おおむね次のものとする。

- (1) 応援給水量とその方法
- (2) 相互援助に関する技術研究及び開発
- (3) 連絡施設の管理
- (4) 保有資機材の機種、数量等
- (5) 緊急時の援助業者
- (6) その他必要事項

3 協議会の運営については、別に協議するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項等については、別途甲乙協議するものとする。

昭和57年2月24日

甲 大阪府

代 表 者 大阪府水道企業管理者 榊 居 孝

乙 大阪市

代 表 者 大阪市水道局長 長 田 新 平

大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）と八尾市（以下「乙」という。）とは、緊急時に相互応援給水を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援給水の施設）

第1条 甲は、乙に分水するために大阪市平野区長吉六反1丁目3番地先に設置した施設を、乙への分水廃止後においても、相互応援給水を実施するための連絡施設として存置する。

2 前項に定める施設（以下「施設」という。）の所有・管理区分は、次のとおりとする。

（1） 甲の配水管から分岐バルブまでの部分 甲

（2） 前号に掲げる部分以外の部分 乙

3 施設について、改造及び補修工事等を施行する必要があるときは、甲乙協議の上実施する。

（応援給水量等）

第2条 応援給水量は、甲から乙に対しては1日当たり4,800m³まで、乙から甲に対しては1日当たり4,500m³までとし、その都度甲乙協議して決定する。

2 応援給水量は、その都度メーターを設置して計量する。ただし、これにより難しいときは、その水量を認定することができる。この場合における水量の認定方法は、甲乙協議して決定する。

（連絡責任者）

第3条 応援給水時の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 大阪市水道局業務部庶務課長

乙 八尾市水道局総務課長

（応援の要請）

第4条 甲及び乙は、応援給水を受けようとするときは、水量、水圧、期間その他必要な事項を相手方に連絡するものとする。

（応援給水費）

第5条 応援給水に要する費用は、甲又は乙の給水料に応援水量を乗じて得た額とする。

（補足）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立したことを証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 9年 5月 1日

甲 大阪市水道局長 横内 利光

乙 八尾市水道事業管理者 片岡 一治

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の 相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等によりずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

（応援幹事支部長の指定）

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）

の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

（物資等の調査）

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互保管体制）

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

（施設等の状況に関する情報の把握）

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

（応急対策マニュアルの把握）

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニユア

ルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の支援
- (4) その他応援活動に必要な業務

3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあ

った場合において、災害対策本部から引き続き 協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補則

(指針)

第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に 定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協議)

第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

第26条 この協定は、平成9年7月10日から適用する。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月10日

日本水道協会関西地方支部長

大阪市長 磯 村 隆 文

日本水道協会大阪府支部長

豊中市長 林 實

日本水道協会京都府支部長

舞鶴市長 江 守 光 起

日本水道協会兵庫県支部長

川西市長 柴 生 進

日本水道協会奈良県支部長

奈良市長 大 川 靖 則

日本水道協会滋賀県支部長

大津市長 山 田 豊三郎

日本水道協会和歌山県支部長

和歌山市長 尾 崎 吉 弘

近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の 相互応援に関する覚書

近畿2府4県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。）内において、地方公共団体が営む工業用水道事業者（以下「事業者」という。）は、地震等による災害が発生し、被災した事業者独自ではその対応が困難な場合に、事業者間の相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、この覚書を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 資機材の提供
- (3) その他、被災した事業者から要請のあった事項

（代表事業者）

第2条 応援を円滑に実施するため、各府県の区域を一つの圏域とし、各圏域を代表する事業者（以下「代表事業者」という。）を次表のとおり定める。

圏 域	代 表 事 業 者
福 井 県	福井県営工業用水道事業者
滋 賀 県	滋賀県営工業用水道事業者
京 都 府	京都府営工業用水道事業者
大 阪 府	大阪府営工業用水道事業者
兵 庫 県	兵庫県営工業用水道事業者
和歌山県	和歌山県営工業用水道事業者

2 代表事業者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 圏域内の事業者の被災状況及び応援要請への対応能力の把握
- (2) 応援に関する圏域内の事業者間の連絡調整
- (3) 応援に関する圏域間の連絡調整

（応援主管圏域等）

第3条 応援活動を円滑に実施するため、応援を担当する応援主管圏域及び応援主管圏域を補佐する応援副主管圏域を次表のとおり定める。

被 災 圏 域	応 援 主 管 圏 域	応 援 副 主 管 圏 域
福井県	滋賀県	京都府
滋賀県	京都府	福井県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	和歌山県
兵庫県	大阪府	京都府
和歌山県	大阪府	兵庫県

（圏域内への応援要請）

第4条 応援を受けようとする事業者（以下「被災事業者」という。）は、圏域内の他の事業者に応援を要請することができる。

2 応援要請は、必要とする応援内容を明示して文書によりこれを行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、後日、文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の規定により応援を要請した被災事業者は、代表事業者に応援の要請について通知しなければならない。

(圏域外への応援要請)

第5条 被災事業者は、圏域外の事業者に応援を要請しようとする場合は、代表事業者と調整しなければならない。

2 圏域内の代表事業者は、前項の規定による調整により、圏域外からの応援が必要と判断した場合は、応援主管圏域の代表事業者に対し、応援の要請をしなければならない。

3 前条第2項の規定は、圏域外の事業者に応援を要請する場合について準用する。

(圏域外からの応援要請への対応)

第6条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災事業者、被災圏域の代表事業者及び応援副主管圏域の代表事業者と調整の上、他の事業者に対して応援の要請をすることができる。

2 前条第2項の応援の要請を受けた応援主管圏域の代表事業者は、被災圏域の代表事業者、応援副主管圏域の代表事業者、応援を行う事業者（以下「応援事業者」という。）、通商産業省近畿通商産業局（以下「近畿通産局」という。）、社団法人日本工業用水協会その他関係者と調整の上、被災事業者に対し、応援の内容を連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援事業者の負担とする。

3 応援職員が業務上、第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものは被災事業者が、被災事業者への往復の途中で生じたものは応援事業者が、賠償の責めに任ずる。

4 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請のあった場合には、応援事業者は当該経費を一時立替え支弁するものとする。

(緊急調査等)

第8条 代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震、又は激甚な災害が発生した場合には、速やかに自己を含む圏域内の応援要請への対応能力について調査しなければならない。

2 代表事業者は、第3条の規定により自己が応援主管又は応援副主管となる圏域において、震度6（弱）以上の地震又は激甚な災害で通信が途絶し、被災事業者及び被災圏域の代表事業者と連絡がとれない場合には、速やかに被災事業者等に職員を派遣し、応援の実施に必要な情報を収集する。

(物資等の携行)

第9条 応援事業者は、第4条及び第5条に規定する要請又は前条の規定により、被災事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の整理)

第10条 事業者は、応援を円滑に実施するために必要な資料を整理しておくものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この覚書に基づく応援を実効あるものとするため、事業者は平素から近畿通産局その他防災関係機関及び部局と十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

(応援連絡会議の開催)

第12条 相互応援に関する情報交換等を実施するために、応援連絡会議を開催する。

(幹事等の選任)

第13条 前条に規定する応援連絡会議を円滑に実施するため、事務局を担当する幹事及び副幹事(以下「幹事等」という。)を、代表事業者からそれぞれ1名ずつ選任する。

2 幹事等の任期は4年とし、再選を妨げない。

3 幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。

(その他)

第14条 この覚書の実施に関し必要な細則事項は、別に協議して定めるものとする。

2 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附 則

この覚書は、平成10年11月20日から適用する。

この覚書の交換を証するため、本書20通を作成し、各事業者が記名押印の上、各自1通ずつを保有する。

平成10年11月20日

福井県企業管理者	石井 圭治
武生市長	三木 頼男
金津町長	川瀬 宏
上中町長	霜中 衛
滋賀県公営企業管理者企業庁長	深尾 宗孝
京都府企業局長	竹内 賢樹
大阪府企業管理者	松井 満広
大阪市工業用水道事業管理者	横内 利光
大阪臨海工業用水道企業団企業長	關 淳一
兵庫県公営企業管理者	津田 貞之
神戸市水道事業管理者	小倉 晋
尼崎市水道事業管理者	石本 操
西宮市水道事業管理者	平瀬 和彦
伊丹市水道事業管理者	近井 一雄
高砂市水道事業管理者職務代理者	
水道事業所長	中野 健藏
福崎町長	嶋田 正義
生野町長	羽瀨 康夫
和歌山県公営企業管理者職務代理者	
和歌山県企業局長	西浦 昭人
和歌山市公営企業管理者	宮本 忍
桃山町長	山下 忠男

大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）と守口市（以下「乙」という。）は、緊急時に相互応援給水を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援給水の施設）

第1条 甲と乙は、相互応援給水を実施するための連絡施設（以下「施設」という。）として、それぞれ、大阪市旭区清水5丁目6番地先、守口市南寺方中通1丁目1番地先に設置する。

2 前項に規定する施設の施行・所有・管理区分は、次のとおりとする。

（1）甲の配水管から分岐バルブまでの部分 甲

（2）前号に掲げる部分以外の部分 乙

3 施設について、改造及び補修工事等を施行する必要があるときは、甲乙協議の上実施する。

（応援給水量等）

第2条 応援給水量は、双方とも1日当たり1,000m³までとし、その都度甲乙協議して決定する。

2 応援給水量は、その都度、メーターを設置して計量する。ただし、これにより難しいときは、甲乙協議の上その水量を認定する。

（連絡責任者）

第3条 応援給水時の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 大阪市水道局業務部庶務課長

乙 守口市水道局総務課長

（応援の要請）

第4条 甲及び乙は、応援給水を受けようとするときは、水量、水圧、期間その他必要な事項を相手方に連絡するものとする。

（応援給水費）

第5条 応援給水に要する費用は、甲の市外給水料金単価に応援給水量を乗じた額とし、受水側が負担する。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年8月31日

甲 大阪市水道局長

水谷 利春

乙 守口市水道事業管理者

南 信雄

松原市上下水道部・大阪市水道局 災害相互応援に関する実施協定

松原市上下水道部（以下「甲」という。）と大阪市水道局（以下「乙」という。）は、平成19年1月31日付で締結した「松原市上下水道部・大阪市水道局技術協力に関する連携協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり実施協定を締結する。

（目的）

第1条 本実施協定は、甲及び乙が災害その他非常事態（以下「緊急事態」という。）において相互に応援協力するため、その活動を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（相互応援）

第2条 甲又は乙は、緊急事態の発生又は発生の恐れがあるときは、相互に応援給水及び応急復旧に必要な役務並びに資材の提供その他の応援を行う。

（事務局）

第3条 本実施協定に基づく事務局は、甲は上下水道総務課とし、乙は工務部計画担当とする。

（応援要請）

第4条 応援要請は、法令その他別段の定めがあるものを除き、本実施協定第2条に定める必要な措置について、前条の事務局を通じて相手方に要請する。

2 前項の規定により応援要請をするときは、次の事項について相手方に連絡する。

(1) 応援給水を受けようとするときは、水量、場所、期間、その他必要事項を連絡する。

(2) 施設復旧の応援を受けようとするときは、これに要する資材の品目及び数量、応援職員の職種及び人数とこれらの配置場所、応援の期間その他必要事項を連絡する。

（応援経費の負担及び納付）

第5条 応援経費は、応援給水費その他必要経費とし、応援要請側が負担する。なお、応援要請側が負担する経費は、応援側の請求により納付する。

（資材等の調査情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、資材の備蓄状況及び応援に必要な情報を相互に交換する。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 甲及び乙は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換する。

(合同訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応急訓練及び運用訓練を相互間において実施する。

(協定期間)

第9条 本実施協定の有効期間は、この協定の締結日から平成20年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本実施協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(実施細目)

第10条 本実施協定に関して必要な実施細目事項については、別に協議して定める。

(その他)

第11条 本実施協定に関して協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本実施協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成19年1月31日

甲 松原市 水道事業管理者職務執行者 上下水道部長 早川 洋

乙 大阪市 水道事業管理者 水道局長 近藤 明男

松原市上下水道部・大阪市水道局 災害相互応援に関する実施細目

(趣旨)

第1条 本実施細目は、平成19年1月31日付で締結した「松原市上下水道部・大阪市水道局との災害相互応援に関する実施協定」(以下「実施協定」という。)第10条の規定に基づき、実施協定の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 本実施細目で使用する用語は、実施協定で使用する用語の例による。

(応援区域)

第3条 実施協定第2条の規定により甲及び乙が行う応援区域は、それぞれ大阪市南部地域、松原市全域とする。

(相互応援)

第4条 甲及び乙が、実施協定第2条の規定により応援給水及び応急復旧を行う場合、それぞれ次の方法及び手順で行うものとする。

2 応援給水方法は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援区域内における広域避難場所等に仮設水槽又は近接する消火栓を水源とする可搬式応急給水設備を設置し、常設の応急給水拠点を開設する。

(2) 仮設水槽への給水は、最寄りの浄水場、配水場、受水場を水源とし、応急給水車により行う。

(3) 可搬式応急給水設備の水源は、応急給水拠点に近接する通水可能な消火栓とする。

3 応援復旧手順は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 浄水場、配水場、受水場

(2) 前項の応急給水拠点に近接する消火栓の通水ルートにある管路

(資材の備蓄)

第5条 甲及び乙は、より迅速かつ効果的な応援を実施するため、これに必要な資材を備蓄し、必要に応じて規格の統一化に努める。

2 前項で規定する資材の備蓄場所は、甲の丹南浄水場・阿保浄水場及び天美我堂配水場、乙の巽配水場及び長居配水場とする。

(施設管理情報の交換)

第6条 実施協定第7条に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報

の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 水道施設位置図、応急給水拠点開設場所
 - (2) 使用資材の規格
 - (3) その他必要な図書
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げるもののほか、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を相手方に提供するものとする。
- 3 情報の取扱いにあたっては、連携協定第3条に基づくことを基本とし、甲及び乙協議の上、対応を図る。

(受入マニュアル等の作成等)

第7条 甲及び乙は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、応援受入に関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成及び充実に努め、これを相互に交換する。

2 前項に規定するマニュアルに定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (2) 応援時に必要となる携行品
- (3) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

3 甲及び乙は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(合同訓練の実施)

第8条 実施協定第8条に規定する相互応援の円滑な実施のための合同訓練は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) その他

(その他)

第9条 本実施細目に関して協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本実施細目の締結を証するため、実施細目書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 19 年 1 月 31 日

甲 松原市 水道事業管理者職務執行者 上下水道部長 早川 洋

乙 大阪市 水道事業管理者 水道局長 近藤 明男

羽曳野市水道局・大阪市水道局 災害相互応援に関する実施協定

羽曳野市水道局（以下「甲」という。）と大阪市水道局（以下「乙」という。）は、平成19年11月16日付で締結した「羽曳野市水道局・大阪市水道局技術協力に関する連携協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり実施協定を締結する。

（目的）

第1条 本実施協定は、甲及び乙が災害その他非常事態（以下「緊急事態」という。）において相互に応援協力するため、その活動を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（相互応援）

第2条 甲又は乙は、緊急事態の発生又は発生の恐れがあるときは、相互に応援給水及び応急復旧に必要な役務並びに資材の提供その他の応援を行う。

（事務局）

第3条 本実施協定に基づく事務局は、甲は工務課とし、乙は工務部計画担当とする。

（応援要請）

第4条 応援要請は、法令その他別段の定めがあるものを除き、本実施協定第2条に定める必要な措置について、前条の事務局を通じて相手方に要請する。

2 前項の規定により応援要請をするときは、次の事項について相手方に連絡する。

- (1) 応援給水を受けようとするときは、水量、場所、期間、その他必要事項を連絡する。
- (2) 施設復旧の応援を受けようとするときは、これに要する資材の品目及び数量、応援職員の職種及び人数とこれらの配置場所、応援の期間その他必要事項を連絡する。

（応援経費の負担及び納付）

第5条 応援経費は、応援給水費その他必要経費とし、応援要請側が負担する。なお、応援要請側が負担する経費は、応援側の請求により納付する。

（資材等の調査情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、資材の備蓄状況及び応援に必要な情報を相互に交換する。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 甲及び乙は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換する。

(合同訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応急訓練及び運用訓練を相互間において実施する。

(協定期間)

第9条 本実施協定の有効期間は、この協定の締結日から平成20年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本実施協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(実施細目)

第10条 本実施協定に関して必要な実施細目事項については、別に協議して定める。

(その他)

第11条 本実施協定に関して協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本実施協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成19年11月16日

甲 羽曳野市 水道事業管理者

浅田 幹男

乙 大阪市 水道事業管理者

水道局長

近藤 明男

災害時における医療救護についての協定書

大阪市（以下「甲」という。）と社団法人大阪府医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び甲が別に定める大阪市災害対策本部衛生部災害応急対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、災害時における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において乙が実施すべき医療救護計画を定め、これを甲に報告するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画及び実施要領に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の事項を示した文書又は必要に応じ電話等により、行うものとする。

- （1） 災害発生の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 派遣を要する班数及び医薬品等
- （4） 派遣の機関
- （5） その他必要な事項

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所又は避難所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する応急処置
- （2） 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- （3） 死亡の確認

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係わる次の経費は、甲が負担する。

- （1） 医療救護班の派遣に対する実費弁償として、別表1で定める額
- （2） 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として、別表2で定める額

2 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が、様式1により、甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求の内容を審査し、適当と認めるときは、これを乙に支払うものとする。

（報告）

第8条 乙は、医療救護に関する業務の実績を、様式2により、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、様式3により、甲に報告するものとする。

（地区医師会との調整）

第9条 乙は、地域防災計画及び実施要領による甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、大阪市地区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、昭和58年9月1日から昭和59年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前30日までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和58年9月1日

甲 大 阪 市 長

大 島 靖

乙 社団法人 大阪府医師会長

稲 葉 博

災害時用医薬品等の供給に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、社団法人大阪府薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定書を締結する。

（甲の要請）

- 第1条 甲は、災害時用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

- 第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（業務委託料内訳書及び工程表の提出）

- 第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。
- （1） 医薬品
 - （2） 衛生材料
 - （3） その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

- 第4条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（医薬品等の引き取り）

- 第5条 医薬品等の引き取りについては、甲が指定するものとし、備蓄場所において甲または甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用負担）

- 第6条 甲は供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生時直前の適正な価格で乙に支払うものとする。

（有効期限）

- 第7条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

- 第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月1日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市健康福祉局長 平 田 修 一

乙 大阪市中央区和泉町1丁目3番8号
社団法人 大阪府薬剤師会
会 長 中 西 光 景

災害時用医薬品等の供給に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、大阪府医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）は災害時用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定書を締結する。

（甲の要請）

- 第1条 甲は、災害時用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

- 第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（業務委託料内訳書及び工程表の提出）

- 第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。
- （4） 医薬品
 - （5） 衛生材料
 - （6） その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

- 第4条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

- 第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の会員に対し直接、供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。
- 2 乙の会員とは、大阪府医薬品卸協同組合の組合員たる卸売一般販売業者をいう。

（医薬品等の引き取り）

- 第6条 医薬品等の引き取りについては、甲が指定するものとし、備蓄場所において甲または甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用負担）

- 第7条 甲は供給を要請した医薬品等の代価については、災害等発生時直前の適正な価格で供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

- 第8条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

- 第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じ

て甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月1日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市健康福祉局長 平 田 修 一

乙 大阪市中央区伏見町2丁目4番6号
大阪府医薬品卸協同組合
理事長 沢 田 正 寛

震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書

大阪市消防局（以下「甲」という。）と大阪市患者等搬送事業者協会（以下「乙」という。）とは震災等大規模災害時で、多数傷病者が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に、民間協力の一環として、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、震災等大規模災害時に発生した多数の傷病者のうち、甲が依頼する傷病者の搬送業務（以下「業務」という。）とする。

（震災等大規模災害の種別）

第2条 震災等大規模災害とは、以下の災害をいう。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）航空機事故、列車事故等による多数傷病者発生事故
- （3）その他前2号に掲げる災害に準ずる災害

（出場の要請）

第3条 甲は、日時及び場所を指定して、業務に従事する患者等搬送車及び乗務員（以下「患者等搬送車等」という。）の出場を乙に要請するものとする。

2 乙に属する会員（以下「会員」という。）は、甲と連絡手段が確保できない場合で、災害状況から患者等搬送車等の協力が必要と判断した場合、会員の事業所を管轄している消防署等へ出場するものとする。

（業務等の実施）

第4条 会員は、前条の規定に基づき、震災等大規模災害の現場へ出場要請を受けたときは、指定された場所に出場し、甲の現場最高指揮者の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、会員が出場した場合には、直ちに患者等搬送車等の活動状況等を甲に報告するものとする。

（費用）

第5条 前条第1項に基づく業務に要した費用は、乙の負担とする。

（乗務員等の災害補償）

第6条 業務の実施により発生した人的、物的事故については、会員の責任において処理するものとする。

（訓練演習の参加）

第7条 乙は、甲が実施する震災等大規模災害を想定した訓練演習に、会員が積極的に参加協力できるように配慮するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（施行日）

第9条 この協定は、平成8年9月1日から施行する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年8月29日

甲 大阪市消防局
局 長 岡 本 吉 晃

乙 大阪市患者等搬送事業者協会
会 長 関 淳 一

自衛隊の災害派遣要請の様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	市長 名
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

自衛隊派遣部隊の撤収要請の様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	市長 名
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

警防機械配置一覽表

(平成22年4月1日)

略号	名称	消 防 車														救 急										そ の 他 の 消 防 車 両										消 防 車 両 以 外 の 車 両				計
		消防ポンプ車			救 助 車				高所作業車		化 学 車		救 援 車		特 殊 車		指 揮	方 面 隊	所 轄 指 揮 車	△遠距離大量送水システム	広 報 車	調 査 車	救 助 指 導 車	災 害 活 動 支 援 車 等	通 信 工 作 車	査 察 車	消 防 車 両 以 外 の 車 両	小 計	消 防 助 空			計								
		P	T	ST	R	AR	BR	CR	L	S	C	AT	SR	RE	RW	LW													SC	A	CC		DC	CC	DB	PI	FB	RB	H	
		車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車													車	車	車		車	車	車	車	車	車	車	
合計		42	13	101	25	4	4	4	27	2	7	4	4	8	5	1	3	72	1	7	25	4	28	3	1	5	1	2	49	452	2	1	2	457						
常備車		19	7	88	16	4	4	4	27	2	7	4	4	5	5	1	2	60	1	5	25	4							294	2	1	2	299							
予備車		23	6	13	9									3		1	12		2			28	3	1	5	1	2	49	158				158							
北	常予	1		5	1		1		2					1			4			1								16				16								
都島	常予	2		2		1			1								2			1	1							10				10								
福島	常予	1			1												1											4				4								
此花	常予	2		2	1			1						1			2			1								10				10								
中央	常予	1		3			1	1			3	1		1			1				1							13				13								
西	常予	1		4	1		1		1	1							3			1								3				3								
港	常予	1	1	2			1		1						1		1				1							11				11								
大正	常予	1		2	1												1				1							3				3								
天王寺	常予	1		4			1		1		1	1					1			1								11				11								
浪速	常予	1		1	1				1								1				1							3				3								
西淀川	常予	1		2	1				2					1			3			1								13				13								
淀川	常予	1		4	1				1								1				1							2				2								
東淀川	常予	1		1	1				1								1				1							9				9								
東成	常予	1		1	1				1								1				1							3				3								
生野	常予	1		5	1				1								1				1							11				11								
旭	常予	2		4	1				1								1				1							12				12								
城東	常予	2		1					1								3			1								4				4								
鶴見	常予	1		3	1				1								1				1							8				8								
阿倍野	常予	1	1						1	1	1	1					3			1	1							12				12								
住之江	常予	1		4	1				1								1				1							2				2								
住吉	常予	1		1	1				2		1						1				2							9				9								
東住吉	常予	1		3	1				1	1							3			1								6				6								
平野	常予	1	1	3	1				1					1			3			1								10				10								
西成	常予	1		1					1								1				1							3				3								
水上	常予	1		3	1				1								3				2							11				11								
消防局	常予	2		6			1	1						1			4			1								16				16								
	予	1		5	1				1								4				1							2				2								
	予	2		1					1								4				1							12				12								
	予	2		1	1				1								4				1							4				4								
	予	1		1	1				1								1				1							16				16								
	予	1		1					1								4				1							2				2								
	予	2		1					1								4				1							12				12								
	予	2		1	1				1								4				1							4				4								
	予	1		1	1				1								1				1							6	2			8								
	予	1		1					1								1				1							3				3								
	予	2	2	2										1		2	1	5			3	1	5	1	2	49	71			2	11	71								

可搬式ポンプ設置場所一覧表

	所在地	場所
北 区	池田町1	ローレルハイツ北天満
北 区	扇町1-1	扇町公園
北 区	大淀北1-4	大淀北公園
北 区	大淀中1-9	大淀中公園
北 区	大淀南1-8	大淀南公園
北 区	大淀南3-3	浦江公園
北 区	神山町12-9	天満中学校
北 区	菅栄町9-5	菅北小学校
北 区	黒崎町5	黒崎町公園
北 区	国分寺1-5	国分寺公園
北 区	曾根崎2-15-14	元大阪北小学校
北 区	茶屋町19-41	北消防署
北 区	天神橋1-3	南天満公園
北 区	天満1-24-15	滝川小学校
北 区	天満4-7	滝川公園
北 区	堂島浜1-2	堂島公園
北 区	豊崎4-7	豊崎東公園
北 区	豊崎5-5	豊崎西公園
北 区	豊崎6-13	豊崎北公園
北 区	中崎西1-6-18	元済美小学校
北 区	中津2-1	中津東公園
北 区	中津3-34-18	中津小学校
北 区	中津3-4	中津中央公園
北 区	中津5-3	中津南公園
北 区	中之島5-3-68	リーガロイヤルホテル
北 区	長柄中2-3-30	豊崎東小学校
北 区	長柄西2-7	長柄公園
北 区	浪花町14-6	元北天満小学校
北 区	西天満5-7	西天満公園
北 区	野崎町2	野崎公園
北 区	本庄西3-11	本庄公園
北 区	本庄東2-6	本庄川崎公園
北 区	本庄東3-4	本庄小公園
北 区	与力町5	与力町公園
都 島 区	内代町1-1	内代児童遊園
都 島 区	内代町3-3	内代公園
都 島 区	毛馬町2-5	城北運河遊歩道
都 島 区	毛馬町5-22-28	桜之宮高等学校
都 島 区	毛馬町2-11-111	大東小学校
都 島 区	毛馬町4-1	毛馬中央公園(北毛馬公園)
都 島 区	善源寺町1-11	善源寺楠公園
都 島 区	善源寺町1-5	善源寺公園
都 島 区	善源寺町1-5-64	都島工業高等学校
都 島 区	高倉町3-3-10	高倉小学校
都 島 区	友渚町1-3-123	友渚中央公園(友渚小学校)
都 島 区	友渚町3-9	友渚公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
都島区	中野町3-10-5	中野小学校
都島区	中野町5-7	中野公園
都島区	東野田町1-4	東野田公園
都島区	東野田町2-6	京橋公園
都島区	東野田町5-16-10	桜宮中学校
都島区	都島北通2-4	都島北通公園
都島区	都島中通2-21	都島公園
都島区	都島本通1-19	かすがえ公園
都島区	都島本通2-1-8	都島消防署
都島区	都島本通3-10-3	都島小学校
都島区	都島本通4-19	東都島小学校(第2グラウンド)
都島区	都島南通2-1	京橋グリーンハイツ
都島区	御幸町1-1-10	高倉中学校
都島区	御幸町2-4	高倉中央公園
福島区	海老江3-12	海老江上公園
福島区	海老江7-15	海老江公園
福島区	海老江8-1-10	海老江西小学校
福島区	大開1-18	大開公園
福島区	大開2-10-28	大開小学校
福島区	鷺州3-1	鷺州第二団地
福島区	鷺州5-6	鷺州上公園
福島区	玉川2-13-16	玉川小学校
福島区	玉川2-2	玉川南公園
福島区	玉川4-13	玉川西公園
福島区	野田2-8	大野東公園
福島区	野田4-2	中央卸売市場
福島区	野田5-13-22	野田小学校
福島区	福島4-1	下福島公園
福島区	福島4-5-32	福島消防署 上福島出張所
福島区	福島5-16	福島公園
福島区	福島6-7	上福島東公園
福島区	福島7-10	上福島公園
福島区	福島7-23	上福島北公園
福島区	吉野3-17-26	福島消防署
福島区	吉野4-12	吉野町公園
福島区	吉野5-9	新家公園
此花区	春日出北1-5	此花公園
此花区	春日出北1-8-28	此花消防署
此花区	春日出北1-8-28	此花消防署
此花区	春日出北3-11-33	梅香中学校
此花区	春日出中1-13-23	春日出小学校
此花区	春日出南1-2-8	春日出中学校
此花区	桜島3-5	桜島公園
此花区	四貫島1-1	千鳥橋公園
此花区	四貫島2-16-29	四貫島小学校
此花区	島屋2-9-36	島屋小学校

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
此花区	高見1-3-35	高見小学校
此花区	高見2-14-31	此花中学校
此花区	伝法2-11	伝法東公園
此花区	伝法3-13-10	伝法小学校
此花区	西島1-13	西島東公園
此花区	西島2-1-17	市営西島東住宅
此花区	西島2-5-12	西島小学校
此花区	西島5-10-62	此花下水処理場
此花区	西九条1-30	西九条上公園
此花区	西九条4-4	西九条西公園
此花区	西九条5-4-20	此花消防署 西九条出張所
此花区	梅香1-3	梅香東公園
此花区	梅香3-3	梅香公園
中央区	糸屋町2-2	中大江公園
中央区	今橋1-5-7	開平小学校
中央区	上本町西2-5	空堀桃谷公園
中央区	上本町西3-2-30	上町中学校
中央区	上本町西4-1	東平北公園
中央区	大手前2-1-11	大手前高等学校
中央区	瓦屋町2-8-4	中央小学校
中央区	神崎町1	南大江公園
中央区	北久宝寺町3-1	久宝公園
中央区	久太郎町1-7-12	東商業高等学校
中央区	高津1-1	高津公園
中央区	高津3-4-21	高津小学校
中央区	石町1-3	北大江公園
中央区	島之内1-10-23	南中学校
中央区	谷町6-17-32	南高等学校
中央区	谷町6-5	桃園公園
中央区	玉造2-3-3	玉造小学校
中央区	難波3-2-26	元 精華小学校
中央区	難波千日前5	難波千日前公園
中央区	西心齋橋2-9-37	御津会館
中央区	農人橋1-3-3	南大江小学校
中央区	東心齋橋1-14-29	南小学校
中央区	平野町4-7	平野町4遊歩道
中央区	南船場1-9-5	南高等学校グランド
中央区	南船場3-7	元 芦池小学校
中央区	森之宮中央1-20	城南公園
西区	阿波座1-8	新阿波座公園
西区	立売堀2-2	阿波座南公園
西区	立売堀5-4	島津公園
西区	靱本町1-9	靱公園(東)
西区	靱本町1-9	靱公園(東)
西区	靱本町2-1	靱公園(西)
西区	川口1-5-19	本田小学校

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
西区	北堀江3-3	阿弥陀池公園
西区	北堀江4-1	西長堀公園
西区	北堀江4-9	土佐公園
西区	京町堀1-11	江戸堀東公園
西区	京町堀2-11	江戸堀中公園
西区	京町堀3-7	江戸堀西公園
西区	九条2-6	九条東公園
西区	九条2-6-2	九条東小学校
西区	九条南1-1	九条公園
西区	九条南2-19	九条南公園
西区	九条南4-7-38	九条北小学校
西区	九条南4-19	九条北公園
西区	新町1-15	新町北公園
西区	新町2-6	新町南公園
西区	千代崎1-3	松島公園
西区	本田3-8	本田公園
西区	南堀江1-13	堀江公園
西区	南堀江3-1	高台橋公園
西区	南堀江4-9	日吉公園
港区	池島2-4	池島公園
港区	磯路2-17	磯路中央公園(市岡公園)
港区	市岡1-3	市岡中央公園
港区	市岡4-2	市岡浜公園
港区	市岡元町2-9	市岡小公園
港区	海岸通3-2-30	サントリー(株)大阪工場
港区	港晴2-8	港晴南公園
港区	港晴3-11	港晴東公園
港区	田中1-1	東田中公園
港区	田中1-7	石田公園
港区	田中3-1	八幡屋公園
港区	田中3-1	八幡屋公園
港区	築港1-4	築港南公園
港区	築港3-2	天保山公園
港区	波除2-3-1	府立港高等学校
港区	波除2-5	波除公園
港区	福崎3-1	かんでんエンジニアリング
港区	弁天2-1-5	港区民センター
港区	弁天3-5	弁天公園
港区	三先1-5	港南公園
港区	三先1-5-28	港南中学校
港区	三先2-3	三先公園
港区	南市岡2-6-35	南市岡小学校
港区	八幡屋1-4	入舟公園
港区	八幡屋3-3-5	八幡屋小学校
港区	夕凧2-6	夕凧公園
大正区	泉尾1-29	泉尾上公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

	所在地	場所
大正区	泉尾2-21-24	泉尾北小学校
大正区	泉尾4-21	泉尾公園
大正区	泉尾7-17	泉尾浜公園
大正区	北村2-16	北村公園
大正区	小林西2-16	小林南公園
大正区	小林東2-4-45	小林小学校
大正区	小林東2-6	小林公園(恩加島公園)
大正区	小林東3-23-5	大正中央中学校
大正区	小林東3-5-17	大正消防署
大正区	三軒家西1-20-11	三軒家西小学校
大正区	三軒家東2-12	三軒家公園
大正区	三軒家東4-4-30	大正東中学校
大正区	千島1-16	南泉尾公園
大正区	千島2-4	千島市街地住宅
大正区	鶴町1-19	鶴町南公園
大正区	鶴町2-7	鶴町中央公園(鶴町公園)
大正区	鶴町4-4	鶴町北公園
大正区	平尾1-11	平尾亥開公園(南恩加島東公園)
大正区	平尾2-22	平尾公園
大正区	南恩加島1-13	南恩加島公園
大正区	南恩加島2-8	南恩加島児童遊園
大正区	南恩加島6-14	南恩加島西公園
天王寺区	生玉寺町7-72	大阪女子学園
天王寺区	生玉町6	生玉公園
天王寺区	石ヶ辻町11	石ヶ辻公園
天王寺区	上汐3-5	上汐北公園
天王寺区	上汐4-2	上汐公園
天王寺区	上本町3-4	空清町公園
天王寺区	上本町8-8	上八公園
天王寺区	小橋町3	小橋公園
天王寺区	烏ヶ辻2-5	五条公園
天王寺区	国分町20-23	日本たばこ産業大阪南営業所
天王寺区	小宮町9-28	五条小学校
天王寺区	真田山町5	真田山公園
天王寺区	四天王寺1	四天王寺
天王寺区	清水谷町16	清水谷公園
天王寺区	大道3-7	稻生公園
天王寺区	大道4-6	大道北公園
天王寺区	大道5-9	大道南公園
天王寺区	玉造本町14	宰相山西公園
天王寺区	寺田町1-5	寺田町公園
天王寺区	堂ヶ芝1-2-23	桃陽小学校
天王寺区	堂ヶ芝2-17	五条小公園
天王寺区	東高津町2	東高津公園
浪速区	恵美須西2-13	恵美公園
浪速区	恵美須東3-4	交通局動物園前技術事務所

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
浪速区	久保吉2-1	芦原公園
浪速区	幸町3-9-43	建設局河川管理事務所
浪速区	桜川2-5	稻荷町公園
浪速区	桜川4-13	桜川公園
浪速区	塩草1-1-59	難波中学校
浪速区	敷津西1-7	鷗町公園
浪速区	敷津東3-9-32	敷津小学校
浪速区	下寺3-5	愛染公園
浪速区	大国1-9-3	大國小学校
浪速区	大国2-3	大国町北公園
浪速区	立葉2-4	立葉町公園
浪速区	浪速西3-10	浪速西公園
浪速区	浪速東2-8	浪速中公園
浪速区	浪速東3-11-19	浪速消防署 浪速出張所
浪速区	難波中3-11	難波中公園
浪速区	日本橋3-2	日本橋公園
浪速区	日本橋西1-9	関谷町公園
浪速区	元町1-6	元町中公園
西淀川区	歌島2-5-18	歌島小学校
西淀川区	歌島3-7	北之町公園
西淀川区	大和田1-1	西淀公園
西淀川区	大和田2-4-43	西淀川消防署 大和田出張所
西淀川区	大和田4-4	大和田中央公園(大和田南公園)
西淀川区	大和田5-20	大和田北公園
西淀川区	柏里1-9	花川公園
西淀川区	柏里3-1	柏里公園
西淀川区	竹島2-2	竹島南公園
西淀川区	竹島3-7	竹島公園
西淀川区	竹島5-5	竹島西公園
西淀川区	千舟2-8	千舟公園
西淀川区	佃1-21-12	佃小学校
西淀川区	佃2-15-30	佃西小学校
西淀川区	佃2-6	新佃公園
西淀川区	佃5-12-12	佃南小学校
西淀川区	佃5-7	佃公園
西淀川区	佃7-2-51	レンゴー(株)大阪工場
西淀川区	出来島2-1	大和田川公園(大和田公園)
西淀川区	出来島3-2	出来島西公園
西淀川区	中島1-3	中島東公園
西淀川区	野里1-9	野里公園
西淀川区	野里2-21-13	野里小学校
西淀川区	姫里2-7	姫之里公園
西淀川区	姫里2-8-24	姫里小学校
西淀川区	姫島3-14	姫島浜公園
西淀川区	姫島3-1-8	ロックペイント(株)
西淀川区	姫島4-14	姫島公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
西淀川区	姫島6-4	西姫島公園
西淀川区	百島1-3	新淀川公園
西淀川区	福町1-11	福町東公園
西淀川区	福町2-5-23	福小学校
西淀川区	福町3-4-5	久留米運送(株)大阪支店
西淀川区	御幣島3-7	御幣島東公園
西淀川区	御幣島4-9	御幣島公園
西淀川区	御幣島5-7	歌島公園
西淀川区	御幣島6-10	市営御幣島住宅
淀川区	加島1-52-81	東淀工業高等学校
淀川区	加島2-2	福山製紙
淀川区	加島3-9	加島中公園
淀川区	加島4-7	加島北公園
淀川区	木川西3-7	木川公園
淀川区	木川東1-2-36	木川南小学校
淀川区	木川東1-4	木川南公園
淀川区	木川東3-7-32	木川小学校
淀川区	十三東1-21-23	阪急電鉄十三資材置場
淀川区	十三東2-6	十三東公園
淀川区	十三東4-3-6	十三小学校
淀川区	十三東5-1-27	十三中学校
淀川区	十三元今里1-1	十三公園
淀川区	十三元今里2-3-12	神津小学校
淀川区	十三元今里3-4	田川東公園
淀川区	十八条1-2	十八条東公園
淀川区	十八条2-10	十八条中央公園
淀川区	新北野3-14	新北野公園
淀川区	新高4-6	新高公園
淀川区	田川2-2	田川中公園
淀川区	田川北2-5	田川北公園
淀川区	塚本1-18	塚本南公園
淀川区	塚本3-5-6	塚本小学校
淀川区	塚本4-15	塚本公園
淀川区	西中島3-8	西中島東公園
淀川区	西中島7-15	西町公園
淀川区	西三国1-21-28	西三国小学校
淀川区	西宮原2-2-17	共同組合新大阪センシティ
淀川区	野中北1-6	野中北1公園
淀川区	野中北2-4	野中北公園
淀川区	野中南2-1-1	淀川消防署 十三橋出張所
淀川区	東三国2-18	東三国東公園
淀川区	東三国5-13	東三国西公園
淀川区	三国本町1-12	三国本町公園
淀川区	三国本町3-9-18	三国小学校
淀川区	三津屋南2-20	三津屋公園
淀川区	三津屋南3-21	三津屋中央公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地	場所	
淀川区	三津屋北1-2	三津屋東公園
淀川区	宮原5-7	北中島公園
東淀川区	淡路2-1	淡路2公園
東淀川区	淡路3-13	淡路3公園
東淀川区	淡路5-14	淡路公園
東淀川区	井高野2-8-28	東井高野小学校
東淀川区	井高野3-3	井高野公園
東淀川区	大隅1-5	大門公園
東淀川区	大隅2-3-18	大隅西小学校
東淀川区	上新庄2-20-5	新庄小学校
東淀川区	北江口1-1	太陽鉄工(株)江口寮
東淀川区	北江口2-10	北江口公園
東淀川区	柴島3-7	柴島西公園
東淀川区	小松4-14	松山公園
東淀川区	下新庄1-9	鳩ヶ瀬公園
東淀川区	下新庄4-14	下新庄北公園
東淀川区	下新庄5-17	下新庄公園
東淀川区	瑞光5-8-19	大隅東小学校
東淀川区	菅原2-2	菅原天満宮
東淀川区	菅原3-6	菅原公園(菅原東公園)
東淀川区	菅原4-4-27	東淀川消防署
東淀川区	菅原7-9	菅原北公園
東淀川区	大桐2-2	今在家公園(豊里4号公園)
東淀川区	大桐5-14	大隅公園
東淀川区	大道南1-17-17	大道南小学校
東淀川区	大道南1-4	竹間公園
東淀川区	大道南2-1	大道南公園
東淀川区	大道南2-16	大道公園
東淀川区	豊里1-8	北淀公園(豊里西2号公園)
東淀川区	豊里2-23	豊里三角公園(豊里6号公園)
東淀川区	豊里2-4	三番公園(豊里8号公園)
東淀川区	豊里5-14	豊里中央公園
東淀川区	豊里7-25	豊里さつき公園(豊里5号公園)
東淀川区	西淡路2-5-5	東淀川消防署 西淡路出張所
東淀川区	西淡路3-1	西淡路公園
東淀川区	西淡路3-14-11	西淡路小学校
東淀川区	西淡路4-17	須賀森公園
東淀川区	東淡路3-3-32	東淡路小学校
東淀川区	東淡路4-24	東淡路公園
東淀川区	東中島3-5-22	中島中学校
東淀川区	東中島4-8-38	啓発小学校
東淀川区	豊新2-8	多幸公園(豊里西1号公園)
東淀川区	豊新3-2	六原公園(豊里1号公園)
東淀川区	南江口3-15	王子板紙(株)大阪工場
東成区	大今里1-35-29	今里小学校
東成区	大今里2-35	大今里ふれあい公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
東成区	大今里3-17	今里西之口公園
東成区	大今里4-6-19	神路小学校
東成区	大今里西1-10	南中本公園
東成区	大今里西1-27-13	東成消防署
東成区	大今里西2-6	平戸公園
東成区	大今里西3-2-62	大成小学校
東成区	大今里南1-26	今里南公園
東成区	大今里南4-15	大今里南公園
東成区	神路2-8-16	相生中学校
東成区	玉津1-11	玉津公園
東成区	中道2-8-9	鈴木 亮方
東成区	中道2-9-20	北中道小学校
東成区	中道4-5	中道中央公園
東成区	中本1-1	千間川公園
東成区	中本4-2-32	中本小学校
東成区	東小橋1-9	東小橋北公園
東成区	東小橋2-1	東小橋公園
東成区	東小橋3-20-31	丸小市場連合(株)
東成区	東中本2-12	神路公園
東成区	東中本3-15	東中本公園
東成区	深江北1-10	阪陽公園
東成区	深江北3-16	東深江公園
東成区	深江南1-7	西深江公園
東成区	深江南2-9	南深江公園
生野区	生野西3-5-7	西生野小学校
生野区	生野東2-3-66	生野工業高等学校
生野区	生野東3-9	生野東公園
生野区	勝山南1-3-5	勝山小学校
生野区	勝山北3-13-44	勝山中学校
生野区	勝山北4-9-22	鶴橋中学校
生野区	勝山南4-7	舍利寺中央公園
生野区	勝山南4-7-11	消防局生野分室駐車場
生野区	勝山南4-7-11	消防局生野分室駐車場
生野区	舍利寺1-13-8	生野消防署
生野区	舍利寺3-1-39	生野小学校
生野区	小路2-24-40	小路小学校
生野区	小路3-19	小路南公園
生野区	小路東3-8-15	東小路小学校
生野区	新今里2-12	新今里公園
生野区	新今里7-14	東中川公園
生野区	新今里7-9-25	東生野中学校
生野区	巽北1-21	巽北西公園
生野区	巽北1-30-29	北巽小学校
生野区	巽中2-7	巽大地北公園
生野区	巽中3-12-5	巽小学校
生野区	巽西1-7	巽公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
生野区	巽西4-6	巽西公園
生野区	巽東1-16	巽伊ヶ賀公園(巽東中公園)
生野区	巽東3-3-12	新生野中学校
生野区	巽東4-3	巽東公園
生野区	巽南1-4	巽南公園
生野区	巽南2-10-7	巽南小学校
生野区	巽南3-10	南巽公園
生野区	田島3-7-38	田島小学校
生野区	田島5-21	田島南公園
生野区	鶴橋2-5-17	鶴橋卸売市場
生野区	鶴橋3-4-50	北鶴橋小学校
生野区	中川3-4-3	中川小学校
生野区	中川5-13	中川南公園
生野区	中川西2-5	中川西公園
生野区	林寺2-14-3	林寺小学校
生野区	林寺4-6	生野南公園
生野区	林寺6-6-7	生野南小学校
生野区	桃谷1-2	桃谷公園
生野区	桃谷2-20-32	鶴橋小学校
生野区	桃谷5-5-37	御幸森小学校
旭区	赤川3-13-47	城北小学校
旭区	生江1-4	生江南公園
旭区	生江2-11	生江東公園
旭区	生江3-29	城北公園
旭区	今市2-7	今市公園
旭区	大宮1-1	大宮南公園
旭区	大宮3-1	大宮中公園
旭区	大宮4-9-16	大宮小学校
旭区	清水2-13	清水南公園
旭区	清水3-31	清水中公園
旭区	清水4-12	両国町公園
旭区	新森1-3	新森南公園
旭区	新森3-12	新森北公園
旭区	新森4-22	新森中央公園
旭区	新森6-8	新森東公園
旭区	太子橋1-12-15	太子橋小学校
旭区	太子橋1-17	太子橋西公園
旭区	太子橋1-8	太子橋南公園
旭区	太子橋2-7	太子橋中公園
旭区	太子橋3-2	淀川パークハウス
旭区	高殿1-9	西浪橋公園
旭区	高殿3-10-30	高殿南小学校
旭区	高殿4-22-40	大阪マツダビル
旭区	高殿5-8	旭公園
旭区	高殿5-9-31	旭陽中学校
旭区	中宮1-8-14	大宮西小学校

可搬式ポンプ設置場所一覧表

	所在地	場所
旭区	中宮4-7-11	大宮中学校
旭区	森小路2-5	森小路公園
城東区	今福西3-9-27	鯉江小学校
城東区	今福西4-7-20	鯉江中学校
城東区	今福西6-5	鯉江公園
城東区	今福東2-11	東今福公園
城東区	今福南2-1-53	今福小学校
城東区	今福南4-13	南今福北公園
城東区	今福南4-4	南今福公園
城東区	蒲生3-2	蒲生南公園
城東区	嶋野西1-18-11	嶋野会館
城東区	嶋野西1-2	ダイナガ(株)
城東区	嶋野東1-2	タカラスタンド(株)
城東区	嶋野東3-23	嶋野東公園
城東区	新喜多東2-6	新喜多東公園
城東区	諏訪3-11-41	成城工業高等学校
城東区	成育1-1	成育西公園
城東区	成育3-18	成育公園
城東区	成育5-19	梓交苑マンション
城東区	関目1-7	西関目公園(南古市公園)
城東区	関目2-4	南関目公園
城東区	関目4-3	関目中央公園
城東区	関目6-3	北関目公園(北古市公園)
城東区	中央3-8	蒲生公園
城東区	永田2-12	左専道公園
城東区	永田4-14	永田公園
城東区	中浜1-17-10	中浜下水処理場
城東区	中浜2-9	中浜中央公園
城東区	野江4-3	榎並小学校
城東区	放出西2-15	西放出公園
城東区	東中浜5-3	東中浜公園
城東区	東中浜7-1	天王田公園
城東区	古市2-6	古市中公園
城東区	古市3-14	古市北公園
城東区	古市3-19	古市西北公園
城東区	森之宮1-6-64	森之宮小学校
鶴見区	今津北4-4	今津東公園
鶴見区	今津中1-9	榎本南公園
鶴見区	今津中2-1-52	汎愛高等学校
鶴見区	今津中2-3	今津公園
鶴見区	今津南1-8-12	鶴見消防署 今津出張所
鶴見区	今津南3-3	今津南公園
鶴見区	鶴見2-20	市営鶴見第二住宅(3号棟)
鶴見区	鶴見4-14	鶴見北公園
鶴見区	鶴見4-14-10	鶴見小学校
鶴見区	鶴見4-7	鶴見北中央公園

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
鶴見区	徳庵2-5	市営茨田徳庵住宅
鶴見区	放出東2-2	放出公園
鶴見区	浜3-8-66	茨田北小学校
鶴見区	浜4-16	浜北公園
鶴見区	茨田大宮1-1-31	茨田北中学校
鶴見区	茨田大宮3-7-61	茨田東小学校
鶴見区	茨田大宮4-33	市営茨田大宮住宅
鶴見区	緑1-17	緑第一公園(みどり公園)
鶴見区	緑2-4-45	みどり小学校
鶴見区	緑3-4-22	念法真教金剛寺
鶴見区	諸口1-3-71	茨田南小学校
鶴見区	焼野2南-5	焼野南公園
鶴見区	焼野3-2-24	日通(株)淀川支店東大阪営業所
鶴見区	安田2-1-8	茨田小学校
鶴見区	安田4-2	安田公園
鶴見区	横堤1-11-83	横堤小学校
鶴見区	横堤3-1	横堤中公園
鶴見区	横堤5-11-9	梅田運輸倉庫(株)
鶴見区	横堤5-13-61	茨田西小学校
阿倍野区	旭町3-4-46	金塚小学校
阿倍野区	王子町4-1	阪南公園
阿倍野区	北畠1-17	晴明丘中央公園
阿倍野区	北畠2-11	北畠2公園
阿倍野区	共立通2-8-4	大谷高等学校
阿倍野区	三明町2-9	三明町公園
阿倍野区	晴明通10-34	晴明丘小学校
阿倍野区	帝塚山1-23-8	晴明丘南小学校
阿倍野区	天王寺町北3-17-19	高松小学校
阿倍野区	長池町18	長池公園
阿倍野区	西田辺町1-8-16	(株)奥村組西田辺社宅
阿倍野区	播磨町1-23-17	阿倍野消防署 阪南出張所
阿倍野区	播磨町3-4	播磨大領公園
阿倍野区	阪南町1-13	苗代田児童遊園
阿倍野区	阪南町1-26-30	苗代小学校
阿倍野区	阪南町1-49	阪南中公園
阿倍野区	阪南町2-17-21	阿倍野小学校(西運動場)
阿倍野区	阪南町3-34	新阪南公園
阿倍野区	阪南町5-7-40	阪南小学校
阿倍野区	美章園2-13	美章園公園
阿倍野区	文の里1-7-2	工芸高等学校(北運動場)
阿倍野区	文の里3-6	文の里公園
阿倍野区	松崎町1-2-45	大阪教育大学付属天王寺小学校
阿倍野区	松崎町3-2	常盤公園
阿倍野区	松崎町4-4-30	阿倍野消防署
阿倍野区	松虫通3-4-45	松虫中学校
阿倍野区	丸山通1-4-43	丸山小学校

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地	場所	
阿倍野区	桃ヶ池町1-8-7	市立青年センター
住之江区	安立1-10	安立北公園
住之江区	安立3-8	安立南公園
住之江区	北加賀屋1-2	加賀屋北公園
住之江区	北加賀屋2-5-26	加賀屋小学校
住之江区	北加賀屋5-3	北加賀屋公園
住之江区	粉浜1-5	粉浜東公園
住之江区	粉浜西1-5-11	住吉第1中学校
住之江区	粉浜西2-6	粉浜公園
住之江区	柴谷2-7	柴谷公園
住之江区	新北島2-3	新北島南公園
住之江区	新北島3-5	新北島東公園
住之江区	新北島3-7	新北島中公園
住之江区	新北島6-2-56	新北島小学校
住之江区	新北島7-3	新北島西公園
住之江区	中加賀屋1-5	中加賀屋公園
住之江区	中加賀屋3-17	加賀屋公園
住之江区	南港中2-8	市営南港中住宅(32号棟)
住之江区	南港中3-3	住宅公団しらなみ団地(31号棟)
住之江区	南港中4-2	住宅公団ひかりの団地(11号棟)
住之江区	南港中5-3	市営南港中住宅(43号棟)
住之江区	西加賀屋2-9-20	加賀屋中学校
住之江区	西加賀屋3-8	西加賀屋公園
住之江区	西住之江3-13	西住之江南公園
住之江区	浜口西2-6	浜口西公園
住之江区	浜口西3-4	浜口公園
住之江区	浜口東1-1	住吉公園
住之江区	東加賀屋1-3	東加賀屋1公園
住之江区	東加賀屋1-6-25	加賀屋東小学校
住之江区	平林南2-6-48	平林小学校
住之江区	御崎1-8	御崎北公園
住之江区	御崎3-3	御崎東公園
住之江区	御崎4-11-6	住之江消防署
住之江区	御崎4-6-43	住之江小学校
住之江区	御崎5-1	御崎中公園
住之江区	御崎7-12-55	住吉商業高等学校
住之江区	御崎7-3	御崎南公園
住之江区	緑木2-1	緑木公園
住之江区	南加賀屋3-1	南加賀屋公園(南加賀屋北公園)
住吉区	我孫子5-2	我孫子公園
住吉区	我孫子東2-9	我孫子東公園
住吉区	遠里小野7-5	おりおの南公園
住吉区	苅田1-11-39	苅田北小学校
住吉区	苅田2-11	苅田北公園
住吉区	苅田6-16	苅田中公園
住吉区	苅田9-1-19	住吉消防署 苅田出張所

可搬式ポンプ設置場所一覧表

	所在地	場所
住吉区	苅田9-5	苅田南公園
住吉区	清水丘2-2	遠沢公園
住吉区	清水丘3-8	清水丘ふれあい公園
住吉区	杉本2-6	杉本町公園
住吉区	墨江2-3-46	墨江小学校
住吉区	住吉1-7	住吉一二三公園
住吉区	住吉2-9	住吉大社
住吉区	帝塚山西2-2	帝塚山小公園
住吉区	帝塚山西4-1-35	住吉小学校
住吉区	長居1-10	鶴ヶ丘児童遊園
住吉区	長居西1-14	西長居公園
住吉区	庭井2-18	庭井公園
住吉区	万代3-7	万代池公園
住吉区	万代東4-1-23	住吉消防署 万代出張所
住吉区	東粉浜2-3-26	東粉浜小学校
住吉区	東粉浜3-13	東粉浜公園
住吉区	南住吉2-7	細江川中央帯
住吉区	南住吉3-15	住吉区役所
住吉区	山之内1-1	山之内北公園
住吉区	山之内2-17-39	山之内小学校
住吉区	山之内3-17	山之内中央公園
住吉区	山之内5-2	山之内公園
東住吉区	今川1-1	うるし堤公園
東住吉区	今川6-8	平野白鷺公園
東住吉区	今川7-1	今川公園
東住吉区	今林2-4-40	日本通運(株)天王寺支店
東住吉区	今林4-4	今林公園
東住吉区	北田辺3-11-14	北田辺小学校
東住吉区	北田辺4-2	北田辺4公園
東住吉区	杭全4-10-12	育和小学校
東住吉区	杭全8-5	育和公園
東住吉区	桑津1-12	桑津北公園
東住吉区	桑津3-6	桑津公園
東住吉区	桑津4-10	桑津東公園
東住吉区	公園南矢田3-17	矢田西公園
東住吉区	駒川1-20	駒川北公園
東住吉区	駒川2-3	駒川公園
東住吉区	住道矢田3-9	西浦池グラウンド
東住吉区	住道矢田6-8	矢田河原田公園
東住吉区	住道矢田9-7-55	矢田中学校
東住吉区	鷹合2-5	酒君塚公園
東住吉区	鷹合4-5	鷹合公園
東住吉区	田辺2-3-34	田辺小学校
東住吉区	照ヶ丘矢田1-16	照ヶ丘矢田公園
東住吉区	照ヶ丘矢田3-11	矢田住道公園
東住吉区	長居公園1	長居公園(北西)

可搬式ポンプ設置場所一覧表

	所在地	場所
東住吉区	長居公園1	長居公園(南)
東住吉区	中野3-10	南百済公園
東住吉区	中野4-4-25	中野中学校
東住吉区	針中野1-16	針中野わくわく公園
東住吉区	東田辺2-14-6	東田辺小学校
東住吉区	南田辺3-4-5	東住吉消防署
東住吉区	南田辺4-7-24	田辺中学校
東住吉区	矢田1-22	矢田部公園
東住吉区	矢田3-4-27	矢田南中学校
東住吉区	矢田6-9	矢田6公園
東住吉区	山坂2-19	山坂神社
東住吉区	湯里5-7	湯里の森公園
東住吉区	湯里6-8-3	湯里小学校
平野区	瓜破2-4	府営瓜破国塚住宅
平野区	瓜破5-3	瓜破小学校
平野区	瓜破西1-5	府営瓜破西住宅
平野区	瓜破西1-8	瓜破西北公園
平野区	瓜破西2-12-22	瓜破西中学校
平野区	瓜破東2-5-78	瓜破東小学校
平野区	瓜破南2-4	瓜破南地域集会所
平野区	加美北4-2	加美北公園
平野区	加美北5-9	加美長沢西公園
平野区	加美北6-13	加美柿花公園
平野区	加美北8-3	加美長沢公園
平野区	加美正覚寺3-1	加美正覚寺公園
平野区	加美西1-3	たちばな公園
平野区	加美西2-5	加美西公園
平野区	加美東1-6	加美神明公園
平野区	加美東5-9-25	加美東小学校
平野区	加美南1-11	鞍作公園
平野区	喜連1-8	喜連北第一公園(喜連公園)
平野区	喜連6-1-38	楯原神社
平野区	喜連西3-18	市営西喜連住宅
平野区	喜連東2-2-17	喜連東小学校
平野区	喜連東3-6	喜連東公園
平野区	長吉川辺1-4-9	川辺小学校
平野区	長吉川辺2-1	川辺中公園
平野区	長吉出戸3-1-43	長吉出戸小学校
平野区	長吉出戸5-4	長吉公園
平野区	長吉出戸8-14	出戸南公園
平野区	長吉長原1-3	長吉瓜破3号公園
平野区	長吉長原2-14	なみはや公園
平野区	長吉長原2-6-55	長吉小学校
平野区	長吉長原4-9	長原公園
平野区	長吉長原西2-4	長原西公園
平野区	長吉長原東3-10-9	長原小学校

可搬式ポンプ設置場所一覧表

所在地		場所
平野区	長吉六反1-14	六反赤坂公園
平野区	長吉六反3-2-17	長吉南小学校
平野区	長吉六反5-3-41	長吉六反小学校
平野区	西脇2-2	西脇公園
平野区	平野市町1-8	坂上公園
平野区	平野上町1-7	大念佛寺
平野区	平野西3-5	平野西公園
平野区	平野東2-11	平野公園
平野区	平野南1-2	平野野堂公園
平野区	平野南1-2-9	平野消防署
平野区	平野南3-11	平野南公園
平野区	平野宮町2-1	杭全公園
西成区	旭3-5-39	松之宮小学校
西成区	岸里3-6	南海公園
西成区	岸里東1-16	天下茶屋公園
西成区	北津守3-3-40	北津守小学校
西成区	山王1-13	山王北広場
西成区	山王2-10	山王集会所敷地内
西成区	山王3-6	飛田ひまわり子供広場
西成区	潮路1-4	西皿池公園
西成区	聖天下1-11-35	天下茶屋小学校
西成区	千本北2-10	橘千本北公園
西成区	千本中1-8-22	岸里小学校
西成区	千本中2-9	市営千本中住宅(児童公園)
西成区	千本南1-21	田端公園
西成区	千本南2-12	千本南公園
西成区	橘1-8-21	天下茶屋中学校
西成区	橘2-1-18	橘小学校
西成区	橘3-3	橘3公園
西成区	玉出中2-13	玉出南公園
西成区	玉出西1-9	玉出西公園
西成区	津守2-7	津守公園
西成区	出城3-6	出城西公園
西成区	天下茶屋1-17-14	今宮小学校
西成区	天神/森1-16	天神/森公園
西成区	長橋1-13-1	長橋集会所
西成区	中開3-1	開公園
西成区	梅南2-1	梅南2公園
西成区	萩之茶屋1-11-15	萩之茶屋小学校
西成区	花園北1-9	花園公園
西成区	花園北2-16-26	弘治小学校
西成区	松1-5	松通東公園
西成区	松3-2	松通公園
西成区	南津守6-1	南津守中公園
西成区	南津守7-3	南津守公園
西成区	南開1-7	南開公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
北 区	池田町 1- 1	ローレルハイツ北天満1号棟
北 区	池田町 1- 2	ローレルハイツ北天満2号棟
北 区	梅田1- 2	大阪駅前第2ビル
北 区	梅田1-10	梅田DTタワー
北 区	梅田2-4	ブリーゼタワー南側
北 区	梅田2-4	ブリーゼタワー北側
北 区	梅田3- 1- 1	大阪ターミナルビル
北 区	梅田3- 1- 1	大阪ターミナルビル
北 区	梅田3- 1- 1	大阪ターミナルビル
北 区	梅田3- 1- 1	大阪ターミナルビル
北 区	梅田3- 2- 4	大阪中央郵便局
北 区	梅田3- 3-45	ホテルモントレ北側
北 区	梅田3- 4	毎日新聞社ビル西側
北 区	梅田3- 4	毎日新聞社ビル南側
北 区	梅田3- 4	毎日新聞社ビル東側
北 区	扇町1- 1	扇町公園
北 区	大深町 1	ヨドバシカメラ[南]
北 区	大深町 1	ヨドバシカメラ[西]
北 区	大深町 1	ヨドバシカメラ[駐車場]
北 区	大淀北1- 4	大淀北公園
北 区	大淀北1- 6- 5	延原倉庫(株)中津営業所
北 区	大淀北1- 6-41	日光化成(株)
北 区	大淀北2- 1- 2	日本ペイント(株)
北 区	大淀中1- 9	大淀中公園
北 区	大淀中4- 9-11	市立大淀保育所
北 区	大淀中4-15-18	イトーピア北梅田
北 区	大淀中5-14	シティハイツ大淀
北 区	大淀南1- 8	大淀南公園
北 区	大淀南2- 2-49	(株)大塚家具梅田ショールーム
北 区	大淀南3- 3	浦江公園
○ 北 区	神山町 12	天満中学校
北 区	黒崎町 5	黒崎町公園
北 区	国分寺1- 4- 1	淀川天神社
北 区	芝田2-10-39	済生会中津病院
北 区	芝田2-10-40	済生会中津病院
北 区	末広町2-17	綿屋橋東詰・南80m(阪神高速高架下)
北 区	末広町3-13	阪神高速道路公団扇町営業所
北 区	茶屋町19-41	北消防署内
北 区	鶴野町 2	新御堂筋高架下(中央分離帯)
北 区	鶴野町 4	コープ野村梅田
北 区	天神西町 6	喫茶「亜呂麻」・西(阪神高速高架下)
北 区	天神橋1-11	(株)藤田商会・西(歩道)
北 区	天神橋2- 1- 8	大阪天満宮・本殿
北 区	天神橋2- 1- 8	大阪天満宮・参集所
北 区	天神橋4- 1	大阪ガレージ前
北 区	天神橋4- 6	「元 夫婦橋」・東

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
北 区	天神橋7-12-7	グレースー天神橋ビル・西側歩道
北 区	天満1-1-79	造幣局[正門西]
北 区	天満1-1-79	造幣局[新貨幣工場]
北 区	天満1-1-79	造幣局[敷地内]
北 区	天満4-7	滝川公園
北 区	天満橋1-8-30	帝国ホテル大阪(OAP)
北 区	天満橋3-3-5	中西金属工業(株)
北 区	天満橋3-3-5	中西金属工業(株)
北 区	堂島2-4-27	新藤田ビル
北 区	同心1-5-15	北消防署与力出張所
北 区	兔我野町 16	曾根崎東交差点・南150m(新御堂筋南行側道歩道)
北 区	豊崎3-12	北野カトリック教会・南東
北 区	豊崎4-7	豊崎東公園
北 区	豊崎5-5	豊崎西公園
北 区	豊崎5-5-1	市営豊崎住宅
北 区	豊崎6-6-4	豊崎神社
北 区	豊崎6-13	豊崎北公園
北 区	豊崎7-4-32	中津グランドハイツ
北 区	中崎西1-6	済美小学校
北 区	中津2-1	中津東公園
北 区	中津2-8-14	中津リバーサイドコーポ
北 区	中津2-9-51	中津グリーンハイツ
北 区	中津3-4	中津中央公園
北 区	中津3-29	ライオンズ敷地内
北 区	中津3-34	中津小学校
北 区	中津5-3	中津南公園
北 区	中之島5-3	大阪国際会議場
北 区	中之島5-3	大阪国際会議場
北 区	中之島5-4	大阪国際会議場
北 区	中之島5-5	大阪国際会議場
北 区	中之島5-6	大阪国際会議場
北 区	長柄西1-3-22	関西大学天六学舎
北 区	長柄西1-7-13	市立北斎場
北 区	長柄西2-7	長柄公園
北 区	長柄東1-2	公団淀川リバーサイドタウンさざなみプラザ第2
北 区	長柄東2-1	公団淀川リバーサイドタウンさざなみプラザ第1
北 区	長柄東2-4	市営長柄東住宅1号館
北 区	長柄東2-5-2	市営長柄東住宅2号館
北 区	長柄東2-9-63	三共(株)
北 区	長柄東3-2	公団リバーサイドながら
北 区	長柄東3-2	公団リバーサイドながら
北 区	錦町 4-82	延原倉庫(株)・東(阪神高速高架下)
北 区	錦町 4-82	延原倉庫(株)
北 区	西天満1-8	ヴィークタワー
北 区	西天満3-4	(有)砂源商店・東(阪神高速高架下)
北 区	西天満5-4	堀川戎神社・南東(阪神高速高架下)

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
北区	西天満5-7	西天満公園
北区	野崎町2	野崎公園
北区	万歳町3-20	北大阪ビル・北(緑地帯)
北区	万歳町4-2	浪速ビル・北(緑地帯)
北区	万歳町5	ローレルタワー梅田
北区	本庄西3-11	本庄公園
北区	本庄東2-6	本庄川崎公園
北区	本庄東3-4	本庄小公園
北区	与力町1-26	ユニハイム与力町
北区	与力町2	ローレルコート与力町
北区	与力町2	ローレルコート与力町
北区	与力町5	与力町公園
都島区	網島町9-10	藤田観光(株)太閤園迎賓館
都島区	網島町9-55	東野田出張所
都島区	内代町2-6	(株)加美出クリーニング都島店・東(歩道)
都島区	内代町3-3	内代公園
都島区	内代町3-5-25	シードゴム工業(株)
都島区	片町2-3-38	JR西日本(株)京橋車掌区
都島区	毛馬町1-17-4	元(株)田中機械工作所・東
都島区	毛馬町2-11-10	市住宅供給公社毛馬コーポ
都島区	毛馬町2-11-13	市営毛馬住宅 3号棟
都島区	毛馬町2-11-32	公団リバーサイドしろきた団地[32号棟]
都島区	毛馬町2-11-34	公団リバーサイドしろきた団地[34号棟]
都島区	毛馬町2-11-37	公団リバーサイドしろきた団地[37号棟]
都島区	毛馬町3-2	ローレルコート城北
都島区	毛馬町4-1	毛馬中央公園
都島区	毛馬町4-11-28	むらおか理髪店・東
都島区	毛馬町5-15	専用用地
都島区	善源寺町1-4	善源寺公園
○ 都島区	善源寺町1-5	市立都島工業高校
都島区	善源寺町1-11	善源寺楠公園
都島区	善源寺町2-2	(仮)善源寺町計画
都島区	善源寺町2-2	アクアコート北西
都島区	善源寺町2-2	(仮)善源寺町計画
都島区	大東町3-3	桜之宮リバーシティー
都島区	高倉町3-4-14	マンション敷地内
都島区	友渚町1-2	ローレルスクエア都島
都島区	友渚町1-3-2	市営友渚住宅 2号棟
都島区	友渚町1-3-2	市営友渚住宅 1号棟
都島区	友渚町1-3-8	ベルパークシティJ棟
都島区	友渚町1-3-11	公団リバーサイドともぶち住宅 11棟
都島区	友渚町1-3-15	公団リバーサイドともぶち住宅 15棟
都島区	友渚町1-3-16	公団リバーサイドともぶち住宅 16棟
都島区	友渚町1-3-20	公団リバーサイドともぶち住宅 20棟
都島区	友渚町1-4-1	ベルパークシティアネックス イースト3棟
都島区	友渚町1-5-2	ベルパークシティD棟

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
都島区	友渚町1-5-3	ベルパークシティE棟
都島区	友渚町1-5-6	ベルパークシティH棟
都島区	友渚町1-5-13	ベルパークシティO棟
都島区	友渚町1-5-97	ベルスポーツプラザ「ハミング」
都島区	友渚町1-6	センターウイング棟南
都島区	友渚町1-6	ローレルスクエア都島
都島区	友渚町1-8-12	ベルパークシティ 北駐車場
都島区	友渚町3-9	友渚公園
都島区	中野町2-16	都島区役所
都島区	中野町4-20	公団アーベイン桜ノ宮駅前
都島区	中野町5-7	中野公園
都島区	中野町5-13	桜宮リバーシティ中央 14-5棟
都島区	東野田町1-4	東野田公園
都島区	東野田町2-6	京橋公園
都島区	御幸町2-4	高倉中央公園
都島区	都島中通2-22	都島公園
都島区	都島中通3-5	ロイヤルアーク都島
都島区	都島南通1-21	リビオ都島
都島区	都島南通1-21	イズ大阪駐車場棟北
都島区	都島南通2-1-1	京橋グリーンハイツ1号棟
都島区	都島南通2-1-1	京橋グリーンハイツ 2号棟
都島区	都島南通2-1-2	京橋グリーンハイツ2号棟
都島区	都島南通2-1-3	京橋グリーンハイツ3号棟
都島区	都島南通2-1-4	京橋グリーンハイツ4号棟
都島区	都島南通2-5	市営都島住宅 1号棟
都島区	都島北通2-2	(株)旭自動車販売・南(歩道)
都島区	都島北通2-4	都島北通公園
都島区	都島本通1-19	かすがえ公園
都島区	都島本通2-13-22	総合医療センター
都島区	都島本通2-13-22	総合医療センター
都島区	都島本通3-25	敷島公園
福島区	海老江1-1-23	野田阪神ビル
福島区	海老江1-1-23	野田阪神ビル
福島区	海老江1-5-51	大日本製薬(株)
福島区	海老江1-5-51	大日本製薬(株)
福島区	海老江3-12	海老江上公園
福島区	海老江3-22-61	凸版印刷(株)
福島区	海老江3-22-61	凸版印刷(株)
福島区	海老江7-15	海老江公園
福島区	海老江7-19	ROYAL MAX3・北
福島区	海老江8-9-6	太陽染工(株)
福島区	大開1-8	福島区役所
福島区	大開1-18	大開公園
福島区	大開3-10	海老江下水処理場
福島区	大開4-1	レンゴー(株)大阪工場
福島区	大開4-1	レンゴー(株)大阪工場

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
福島区	大開4-1	公団大開市街地住宅 10棟
福島区	大開4-1	公団大開市街地住宅 12棟
福島区	大開4-1-18	福山通運(株)
福島区	大開4-3-20	此花厚生年金第二共同住宅 2棟
福島区	鷺洲1-7-48	ユニハイム福島鷺洲公園
福島区	鷺洲2-4	鷺洲中公園
福島区	鷺洲3-1	公団鷺洲第2団地 1号棟
福島区	鷺洲3-1	公団鷺洲第2団地 9号棟
福島区	鷺洲5-6	鷺洲上公園
福島区	鷺洲6-1	公団リバーサイドさぎす住宅 4号棟
福島区	鷺洲6-1	公団リバーサイドさぎす住宅 3号棟
福島区	玉川1-1-36	キングマンション堂島
福島区	玉川2-2	玉川南公園
福島区	玉川2-3	ユニライフ福島
福島区	玉川4-13	玉川西公園
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田1-1-86	中央卸売市場
福島区	野田2-8	大野東公園
福島区	野田4-2	中央卸売市場新館内
福島区	野田4-2	中央卸売市場新館内
福島区	野田4-2	中央卸売市場新館内
福島区	野田4-2	中央卸売市場新館内
福島区	野田4-2	中央卸売市場新館内
福島区	野田5-9-8	野田コミュニティーセンター
福島区	野田6-5-41	リバーガーデン福島
福島区	野田6-5-41	リバーガーデン福島
福島区	福島4-1	下福島公園
福島区	福島5-16	福島公園
福島区	福島6-7	上福島東公園
福島区	福島7-3	あみだ池筋・歩道部
福島区	福島7-10	あみだ池筋・車道中央部
福島区	福島7-10	上福島公園
福島区	福島7-14-14	フェリシティ西梅田
福島区	福島7-23	上福島北公園
福島区	吉野3-17	江成公園
福島区	吉野4-12	吉野町公園
○ 福島区	吉野4-12	吉野町公園
福島区	吉野5-9	新家公園
此花区	梅町1-1-11	(株)ニチレイ梅町工場
此花区	梅町1-1-29	桜島埠頭(株)低温物流センター
此花区	梅町1-1-69	桜島埠頭(株)ウェブ大阪

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地	名称・目標
此花区 梅町1-1	柱上変圧器資源リサイクル
此花区 梅町1-11	桜島埠頭(株)冷蔵倉庫
此花区 春日出北1-5	此花公園
○ 此花区 春日出北1-8	此花消防署
此花区 春日出北1-8-4	此花区役所
此花区 春日出中3-1-98	住友化学工業(株)大阪工場北部 1地
此花区 春日出南3-1-98	住友化学工業(株)大阪工場南部 2地
此花区 春日出南3-1-98	住友化学工業(株)大阪工場南部 2地
此花区 春日出南3-2-10	(株)ハーマン大阪事業所
此花区 春日出南3-2-10	(株)ハーマン
此花区 春日出南3-2-10	(株)ハーマン大阪事業所
此花区 春日出南3-2-10	(株)ハーマン
此花区 桜島1-1	アルカンシェルベリテ
此花区 桜島2-1	ユニバーサルポート
此花区 桜島2-1-171	日新製鋼(株)大阪製造所
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・バスターミナル
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・フォトスタジオ
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・チケットセンター
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(西)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(北西)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(北)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(北東)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(北東)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(南西)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(南)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・駐車場(南東)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・南駐車場(北西)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・南駐車場(南)
此花区 桜島2-1-33	ユニバーサルスタジオジャパン・ターミネーター2
此花区 桜島3-4-9	三菱倉庫(株)配送センター
此花区 桜島3-4-9	三菱倉庫配送センター
此花区 桜島3-4-20	三菱倉庫配送センター
此花区 桜島3-4-20	三菱倉庫2号棟北側
此花区 桜島3-5-28	桜島公園
此花区 四貫島1-8	杉本書店・南(歩道)
此花区 四貫島2-4	牧野産婦人科・南(歩道)
此花区 島屋1-1	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-3	住友電気工業(株)東工場
此花区 島屋1-1-109	住友電気工業(株)
此花区 島屋2-11	(株)住友金属工業
此花区 島屋2-11	(株)住友金属工業

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
此花区	島屋2-11	(株)住友金属工業西工場内
此花区	島屋2-11	(株)住友金属工業西工場内
此花区	島屋2-11	(株)住友金属工業西工場内
此花区	島屋2-11	(株)住友金属工業西工場内
此花区	島屋2-11-109	住友金属工業(株)製鋼北工場
此花区	島屋2-11-109	住友金属工業(株)製鋼北工場
此花区	島屋2-11-109	住友金属工業(株)製鋼北工場
此花区	島屋2-11-109	住友金属工業(株)製鋼北工場
此花区	島屋2-11-151	住友電気工業(株)西工場
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-1-18	大阪小包・新大阪郵便局
此花区	島屋4-4-51	大阪佐川急便(株)辰野此花配送センター
此花区	島屋4-4-51	大阪佐川急便(株)辰野此花配送センター
此花区	島屋4-4-51	大阪佐川急便(株)辰野此花配送センター
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋5-1-109	住友金属工業(株)製鋼本工場
此花区	島屋6	リバーガーデン
此花区	島屋6-2-14	ルナタワー・ハリウッドプレイス
此花区	島屋6-2-45	日航ホテルベイサイド大阪
此花区	島屋6-2	ホテル近鉄北西角
此花区	島屋6-2	ホテル京阪南東
此花区	島屋6-2	リバーガーデンこのはな
此花区	高見1-3-32	ブロッサムコート
此花区	高見1-3-34	テオコート34
此花区	高見1-3-36	コーシャハイツ高見
此花区	高見1-4	高見住宅57号館
此花区	高見1-6-22	公団高見住宅 22号棟
此花区	高見1-6-25	市営高見フローラルタウン 25号棟
此花区	高見1-7-14	公団高見フローラルタウン 14号棟
此花区	高見1-7-15	公団高見住宅 15号棟
此花区	高見1-7-16	公団高見住宅 16号棟
此花区	常吉1-1	菱食常吉物流
此花区	常吉1-1	双葉運送内
此花区	常吉1-1	TSI(株)

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
此花区	常吉1-1	サニーメタル(株)
此花区	常吉1-1	住電資材加工(株) 資材置き場
此花区	常吉1-1	テクノパーク常吉
此花区	常吉1-1-78	住友商事鋼板加工(株)
此花区	伝法2-11	伝法東公園
此花区	伝法4-1-3	ライオンズマンション此花千鳥橋
此花区	伝法6-1-65	シーブリッサ此花
此花区	酉島1-1-3	住友電気工業(株)酉島住宅
此花区	酉島1-13	酉島東公園
此花区	酉島4-1	公団酉島リバーサイドヒルなぎさ街20棟
此花区	酉島4-1-18	公団酉島リバーサイドヒルなぎさ街18棟
此花区	酉島5-10	此花下水処理場内
此花区	酉島5-11	大阪ガス(株)文書保存倉庫
此花区	酉島5-11-151	大阪ガス(株)炭素材センター
此花区	酉島5-11-151	大阪ガス(株)酉島製造所 7地区
此花区	酉島5-11-61	大阪ガス(株)供給技術センター
此花区	酉島5-11-61	大阪ガス(株)供給技術センター
此花区	酉島5-11-61	大阪ガス(株)供給技術センター
此花区	西九条1-30	西九条上公園
此花区	西九条3-4-36	ファミリー西九条
此花区	西九条4-4	西九条西公園
此花区	西九条5-2	グランドメゾン西九条
此花区	梅香1-3	梅香東公園
此花区	梅香3-3	梅香公園
此花区	梅香3-14-3	住吉神社
此花区	北港2-1-67	北辰倉庫運輸(株)
此花区	北港2-4	住友商事(株)
此花区	北港白津1	大阪港舞洲青果センター
此花区	北港白津1	大阪港舞洲青果センター
此花区	北港白津1	大阪港舞洲冷凍食品流通センター
此花区	北港白津1	大阪港舞洲青果センター2号館
此花区	北港白津1-1-13	東洋水産(株)舞洲冷蔵庫
此花区	北港白津1-1-23	廣川・通山運送敷地内
此花区	北港白津1-2-48	環境事業局舞洲工場
此花区	北港白津1-2-48	環境事業局舞洲工場
此花区	北港白津1-2-48	環境事業局舞洲工場
此花区	北港白津1-6-10	北港食品物流センター
此花区	北港白津1-9-10	プロロジスパーク大阪
此花区	北港白津1-9-10	プロロジスパーク大阪
此花区	北港白津1-9-10	プロロジスパーク大阪
此花区	北港白津2-1-46	障害者スポーツセンター
此花区	北港白津2-1-46	障害者スポーツセンター
此花区	北港白津2-1-46	障害者スポーツセンター
此花区	北港白津2-2	舞洲スラッジセンター
此花区	北港白津2-2	舞洲スラッジセンター
此花区	北港白津2-2	舞洲スラッジセンター

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
此花区	北港白津2-3	PCB廃棄物処理施設
此花区	北港緑地1	舞洲アリーナ
此花区	北港緑地2	舞洲野外活動センター
此花区	北港緑地2	舞洲ベースボールスタジアム
此花区	北港緑地2-1	プロロジスパーク舞洲
此花区	北港緑地2-1	プロロジスパーク舞洲
此花区	北港緑地2-1	プロロジスパーク舞洲
此花区	北港緑地2-1	プロロジスパーク舞洲
此花区	北港緑地2-1	プロロジスパーク舞洲
此花区	北港白津2-1	大阪市障害者スポーツセンター
此花区	北港白津2-1	大阪市障害者スポーツセンター
此花区	北港白津2-1	大阪市障害者スポーツセンター
中央区	安堂寺町2-4	ファミリー安堂寺町
中央区	糸屋町2-2	中大江公園
中央区	今橋2-5-8	日商岩井本社ビル
中央区	上本町西2-5	空堀桃谷公園
中央区	上本町西4-1	東平北公園
中央区	内久宝寺町1-1	天理教明城大教会
中央区	内久宝寺町2-5	銅座公園
中央区	内久宝寺町2-5	銅座公園
中央区	大阪城 3-1	大阪城ホール
中央区	大手前1-2-15	日刊工業新聞ビル
中央区	大手前1-3	グランドメゾン大手通
中央区	大手前1-5	大手前病院
中央区	大手前3-1-11	大阪府警本部南面
中央区	大手前3-6	大阪府庁別館
中央区	大手前4-1-35	NHK大阪放送局
中央区	大手前4-1-35	市立歴史博物館
中央区	瓦屋町3-3	メロディーハイム高津
中央区	神崎町 1	南大江公園
中央区	北久宝寺町3-1	久宝公園
中央区	久太郎町4-1	大阪センタービル(伊藤忠ビル)
中央区	高津1-1-55	高津公園
中央区	粉川町 1-10	キングマンションプリフォール谷町
○ 中央区	島之内 1-10	南中学校
中央区	島町1-5	北大江公園
中央区	城見1-2-27	クリスタルタワー
中央区	城見1-2-27	クリスタルタワー
中央区	城見1-3-7	松下IMPビル
中央区	城見1-3-7	松下IMPビル
中央区	城見2-1	あさひ銀行
中央区	城見2-1	ツイン21立体駐車場
中央区	城見2-1-3	松下電工ビル
中央区	城見2-1-61	ツイン21
中央区	城見2-2-6	富士通関西システムラボラトリ

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
中央区	城見2-2-53	大阪東京海上ビル
中央区	城見2-2-72	KDD大阪ビル
中央区	城見2-2-72	KDD大阪ビル
中央区	谷町6-5	桃園公園
中央区	玉造1-1	PSタワー大阪
中央区	玉造1-16	上町台レジデンス
中央区	玉造2-3-17	玉造稻荷神社
中央区	玉造2-20	玉造公園
中央区	常盤町1-3-8	中央大通FNビル
中央区	難波5-1-60	なんばCITY東口
中央区	難波5-1-60	高島屋
中央区	難波5-1-60	スイスホテル大阪南海
中央区	馬場町 2-12	KKRホテルオーサカ・北(歩道)
中央区	法円坂1-5-1	大阪市住宅供給公社法円坂住宅 1号棟
中央区	法円坂1-5-36	コーシャハイツ法円坂
中央区	法円坂1-6	史跡難波宮跡
中央区	法円坂1-6-31	メロディーハイム法円坂
中央区	法円坂2-1-14	国立大阪病院
中央区	法円坂2-1-74	法円坂駐車場第2ブロック
中央区	森ノ宮中央1-20	城南公園
西 区	阿波座1-8	新阿波座公園
西 区	立売堀2-2	阿波座南公園
西 区	立売堀5-4	島津公園
西 区	立売堀6-8	エピシオン阿波座
西 区	靱本町1-9	靱公園
西 区	靱本町1-9	靱公園(公園南面)
西 区	靱本町2-1	靱公園
西 区	靱本町2-1	靱テニスコート
西 区	靱本町3-1-14	グランドメゾン靱公園
西 区	川口1-5	本田小学校・西(歩道)
西 区	川口2-3	川口住宅
西 区	北堀江3-3	あみだ池公園
西 区	北堀江4-1	西長堀公園
西 区	北堀江4-9	土佐公園
西 区	京町堀1-11	江戸堀東公園
西 区	京町堀2-11	江戸堀中公園
西 区	京町堀3-7	江戸堀西公園
西 区	九条1-1-1	茨住吉神社
西 区	九条2-6	九条東小学校
西 区	九条2-19	九条東公園
西 区	九条南1-1	九条公園
西 区	九条南1-4-15	西消防署九条出張所
西 区	九条南1-12-54	西消防署受付前
西 区	九条南1-12-62	大阪市交通局前
西 区	九条南2-19	九条南公園
西 区	九条南4-7-38	九条北小学校

○

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
西 区	九条南4-19	九条北公園
西 区	九条南4-30	玉船橋交差点・北東
西 区	新町1-6-12	西消防署新町出張所
西 区	新町1-15	新町北公園
西 区	新町1-20- 8	イトーピア四ツ橋
西 区	新町1-26	消防局・南(緑地帯)
西 区	新町1-28	(株)三陽商会・南(緑地帯)
西 区	新町2- 5	(株)大阪屋・北
西 区	新町2- 6	新町南公園
西 区	新町3- 5	三和信用金庫ガレージ・南(緑地帯)
西 区	新町3-16	白髪橋交差点・西(緑地帯)
西 区	新町4- 4	日本交通(株)・南(緑地帯)
西 区	新町4- 9	グランドメゾン西長堀
西 区	千代崎1- 3	松島公園
西 区	千代崎3- 5- 1	大阪ガス(株)
西 区	土佐堀1- 3- 7	肥後橋清水ビル
西 区	本田1- 6	(株)中村塗装店・西(歩道)
西 区	本田3- 8	本田公園
西 区	南堀江1-13	堀江公園
西 区	南堀江3- 1	高台橋公園
西 区	南堀江4- 7- 1	西道頓コーポ 1棟
西 区	南堀江4- 9	日吉公園
港 区	池島2- 4	池島公園
港 区	池島3- 5- 1	ベイシティー大阪
港 区	池島3- 5- 1	ベイシティー大阪
港 区	磯路2-17	磯路中央公園
港 区	市岡1- 3	市岡中央公園
港 区	市岡1- 5	特別養護老人ホーム ザイオン
港 区	市岡2- 5	市岡スカイハイツ・北(歩道)
港 区	市岡2-15	建設局西工営所
港 区	市岡4- 2	市岡浜公園
港 区	市岡元町2- 9	市岡小公園
港 区	海岸通1- 1	天保山ハーバービレッジ
港 区	海岸通1- 1-10	海遊館
港 区	海岸通1- 1-10	天保山マーケットプレイス
港 区	海岸通1- 5- 1	サントリーミュージアム天保山
港 区	海岸通3- 2	サントリー(株)第2プラント配送センター
港 区	海岸通3- 2-30	サントリー(株)第2プラント
港 区	海岸通3- 3- 5	三井倉庫(株)
港 区	海岸通3- 3- 5	三井倉庫(株)
港 区	港晴2- 8	港晴南公園
港 区	港晴3-11	港晴東公園
港 区	田中1- 1	東田中公園
港 区	田中1- 7	石田公園
港 区	田中2-14-11	港消防署田中出張所
港 区	田中3- 1	八幡屋公園

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
港区	田中3-1-10	大阪市立中央体育館
港区	田中3-1-20	大阪プール
港区	田中3-1-20	大阪プール
港区	築港1-4	築港南公園
港区	波除2-3	府立港高校
港区	波除5-5	波除公園
港区	福崎1-3	ツバメ急便(株)
港区	福崎1-3-26	大和物流(株)
港区	福崎2-1	おおさかパルコープ
港区	福崎2-1	リコーロジスティクス
港区	福崎2-1	西濃運輸 西大阪支店
港区	福崎2-2	近畿コココーラボトラーズ(株)
港区	福崎2-3-48	林兼産業(株)
港区	福崎3-1	(株)杉村倉庫港営業所
港区	福崎3-1	(株)杉村倉庫港営業所
港区	福崎3-1	(株)杉村倉庫港営業所
港区	福崎3-1	コクヨロジテム配送
港区	福崎3-1	コクヨロジテム配送
港区	福崎3-1-2	杉村倉庫
港区	福崎3-1-176	かんでん(株)
港区	福崎3-1-176	かんでん(株)
港区	福崎3-1-201	ダイゾー(株)
港区	福崎3-1-201	ダイゾー(株)
港区	弁天1-2	オーク3番街 パラディッツ
港区	弁天1-2	コーナン弁天町店
港区	弁天1-3	クロスタワー大阪
港区	弁天1-3	クロスタワー大阪
港区	弁天2-1	港区民センター
港区	弁天3-5	弁天公園
○ 港区	三先1-5	港南中学校
港区	三先1-5	港南公園
港区	三先2-3	三先公園
港区	南市岡2-1	浅野大成堂・北(歩道)
港区	南市岡3-6-59	キングスクエアランドレックス
港区	八幡屋1-4	入舟公園
港区	八幡屋3-10	市営八幡屋第2住宅 児童公園
港区	夕凧2-6	夕凧公園
港区	夕凧2-18	シティコーポ朝潮橋
大正区	泉尾1-29	泉尾上公園
大正区	泉尾3-8-5	共同運輸(株)
大正区	泉尾4-21	泉尾公園
大正区	泉尾7-17	泉尾浜公園
大正区	北村2-16	北村公園
大正区	小林西2-16	小林南公園
大正区	小林東2-5	千島下水処理場
大正区	小林東2-6	小林公園

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

	所在地		名称・目標
○	大正区	小林東3-5	大正消防署
	大正区	三軒家西3-8-21	金光教教会
	大正区	三軒家東2-12	三軒家公園
	大正区	三軒家東2-12	キングマンション南西
	大正区	三軒家東3-10-35	太陽製罐(株)
	大正区	三軒家東3-11	木津川企業団地
	大正区	三軒家東3-11	木津川企業団地
	大正区	三軒家東3-11-35	大阪鋼材工業(株)
	大正区	三軒家東4-3	ユニクロ北側
	大正区	三軒家東4-4	大正東中学校・南(歩道)
	大正区	三軒家東5-1	ハイネスヴェルデ大正館・南西
	大正区	千島1-16	南泉尾公園
	大正区	千島1-16	泉尾東小学校
	大正区	千島1-23-115	千島ガーデンモール
	大正区	千島2-4	公団千島団地 4号棟
	大正区	千島3-1-20	シティコート千島3丁目
	大正区	鶴町1-19	鶴町南公園
	大正区	鶴町2	IKEA北東
	大正区	鶴町2	IKEA南東
	大正区	鶴町2-7	鶴町中央公園
	大正区	鶴町3-22	市営鶴町第3住宅 1号館・南
	大正区	鶴町4-1	鶴町企業団地
	大正区	鶴町4-4	鶴町北公園
	大正区	鶴町4-12	なみはや企業団地北東
	大正区	鶴町4-12	なみはや企業団地北西
	大正区	鶴町5-6-33	(株)コスモペロトティック大阪工場
	大正区	鶴町5-6-33	(株)コスモペロトティック
	大正区	鶴町5-6-33	(株)コスモペロトティック
	大正区	平尾1-11	南恩加島東公園
	大正区	平尾2-22	平尾公園
	大正区	船町1-1	市バス「東船町」停留所・東
	大正区	船町1-3-27	三菱瓦斯化学(株)浪速工場
	大正区	船町1-3-27	三菱瓦斯化学(株)浪速工場
	大正区	船町1-3-27	三菱瓦斯化学(株)浪速工場
	大正区	船町1-3-27	三菱瓦斯化学(株)浪速工場
	大正区	船町1-3-47	テイカ(株)
	大正区	船町1-3-47	テイカ(株)
	大正区	船町1-3-47	テイカ(株)
	大正区	船町1-3-80	ラサ工業(株)大阪工場
	大正区	船町2-1-77	(株)中山製鋼所第4工場
	大正区	船町2-2	中山共同発電(株)
	大正区	船町2-2-11	日立造船(株)築港事務所
	大正区	船町2-2-11	日立造船(株)築港事務所
	大正区	船町2-2-11	日立造船(株)築港工場
	大正区	船町2-2-11	日立造船(株)築港工場
	大正区	南恩加島4-2-6	大阪セメント跡地

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
大正区	南恩加島6-2-21	片山ストラテイク
大正区	南恩加島7-1-3	クボタ鉄工事務所前
大正区	南恩加島7-1	住友大阪セメント南側
大正区	南恩加島7-1-3	(株)クボタ南恩加島工場
大正区	南恩加島7-1-3	(株)クボタ南恩加島工場
大正区	南恩加島7-1-3	(株)クボタ南恩加島工場
大正区	南恩加島1-9-3	大阪製鉄(株)恩加島工場
大正区	南恩加島1-11-33	大林道路(株)
大正区	南恩加島1-13	南恩加島公園
大正区	南恩加島2-8	南恩加島児童遊園
大正区	南恩加島7-1-3	(株)クボタ恩加島工場事務所棟
天王寺区	生玉町 6	生玉公園
天王寺区	生玉寺町 7-17	大宝寺
天王寺区	生玉寺町 7-72	大阪女子学園
天王寺区	石ヶ辻町 11	石ヶ辻公園
天王寺区	上汐3-5	上汐北公園
天王寺区	上汐4-2	上汐町公園
天王寺区	上本町3-4	空清町公園
天王寺区	上本町8-5-10	天王寺消防署
天王寺区	上本町8-8-26	上八公園
天王寺区	上本町9-3-12	セントポリア四天王寺夕陽丘
天王寺区	餌差町	塚谷株式会社前
天王寺区	餌差町	シャリエ真田山公園
天王寺区	逢坂2-8-41	四思学園
天王寺区	逢坂2-8-69	一心寺
天王寺区	小橋町 3	産湯稻荷神社・北東
天王寺区	小橋町 3	小橋公園
天王寺区	勝山4-11-1	ファミリー四天王寺東
天王寺区	烏ヶ辻2-5	五条公園
天王寺区	烏ヶ辻2-6-40	NTT西日本大阪病院
天王寺区	国分町 20-23	日本たばこ産業(株)
○天王寺区	小宮町 9	五条小学校
天王寺区	小宮町 9-18	天理教大阪教務支庁
天王寺区	真田山町 5	真田山プール
天王寺区	四天王寺1-11-18	四天王寺 本坊
天王寺区	四天王寺1-11-18	四天王寺 中之門東
天王寺区	四天王寺1-11-18	四天王寺 東門西
天王寺区	四天王寺1-11-18	四天王寺 阿弥陀堂前
天王寺区	四天王寺1-11-18	四天王寺 仁王門前
天王寺区	清水谷町 2-3	クリアシティ大阪清水谷
天王寺区	清水谷町 16	清水谷公園
天王寺区	大道1-2-30	喫茶マリ
天王寺区	大道3-1	グランピア天王寺・南
天王寺区	大道3-7	稲生公園
天王寺区	大道4-6	大道北公園
天王寺区	大道5-9	大道南公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
天王寺区	玉造本町 14	宰相山西公園
天王寺区	寺田町1- 5	寺田町公園
天王寺区	堂ヶ芝1- 5-19	豊川稲荷別院観音寺
天王寺区	堂ヶ芝2-17	五条小公園
天王寺区	東高津町 2	東高津公園
天王寺区	悲田院町 10-39	天王寺Mio 駐車場棟
天王寺区	筆ヶ崎町 2-50	フォレストスクエア
天王寺区	筆ヶ崎町 5	桃坂コンフォガーデン
天王寺区	筆ヶ崎町 5-53	大阪赤十字病院
天王寺区	筆ヶ崎町 5-53	大阪赤十字病院
天王寺区	筆ヶ崎町 5-53	大阪日赤看護婦寮
天王寺区	堀越町 2-16	庚申堂
天王寺区	堀越町 9	米田ビル・北西
天王寺区	夕陽丘町 5-40	大江神社
天王寺区	六万休町 2	鳳林寺・南東
浪速区	恵美須西1- 6-10	今宮戎神社
浪速区	恵美須西2-13	恵美公園
浪速区	恵美須東3- 4-24	スパワールド
浪速区	恵美須東3- 4-24	スパワールド
浪速区	恵美須東3- 4-36	フェスティバルゲート
浪速区	恵美須東3- 4-36	フェスティバルゲート
浪速区	恵美須東3- 4-49	交通局天王寺変電所
浪速区	久保吉2- 1	芦原公園
浪速区	桜川2- 5	稲荷町公園
浪速区	桜川4- 3	市道(難波境川線)
浪速区	桜川4-13	桜川公園
○ 浪速区	塩草1- 1	難波中学校
浪速区	塩草2- 9- 5	日本酪農共同(株)
浪速区	敷津西1- 7	鷗町公園
浪速区	敷津東1- 4	浪速区役所
浪速区	敷津東3- 9	敷津小学校(旧 高岸公園)
浪速区	下寺2- 5	市道(赤川天王寺線)
浪速区	下寺3- 3	市道(赤川天王寺線)
浪速区	下寺3- 5	愛染公園
浪速区	大国2- 3	大国町北公園
浪速区	大国2-14	大国町南公園
浪速区	立葉2- 4	立葉町公園
浪速区	浪速西1-10	浪速北公園
浪速区	浪速西2- 1- 1	NTT西日本桜川ビル
浪速区	浪速西3-10	浪速西公園
浪速区	浪速東2- 8	浪速中公園
浪速区	浪速東3- 8	浪速南公園
浪速区	難波中2- 8-10	ヤマダ電機北西角
浪速区	難波中2- 8-10	ヤマダ電機南西角
浪速区	難波中2-10-70	なんばパークス
浪速区	難波中2-10-70	なんばパークス

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
浪速区	難波中3-11	難波中公園
浪速区	難波中3-4-36	大阪府立体育館
浪速区	日本橋3-2	日本橋公園
浪速区	日本橋西1-9	関谷町公園
浪速区	湊町1-2	ローレルタワー難波
浪速区	湊町1-3	湊町リバープレイス
浪速区	湊町1-4-1	大阪シティエアターミナル(JR難波駅)
浪速区	元町1-6	元町中公園
浪速区	元町1-14-1	浪速消防署
浪速区	元町2-9-19	八阪神社
西淀川区	歌島1-23	市営歌島住宅1号棟・南
西淀川区	歌島2-12	大野川遊歩道:(株)古西電機
西淀川区	歌島3-4	大野川遊歩道:ロイヤルコート歌島
西淀川区	歌島3-7	北之町公園
西淀川区	歌島3-8	マンション歌島プラザ
西淀川区	歌島4-5	江崎グリコ(株)・南西
西淀川区	歌島4-6-15	江崎グリコ(株)
西淀川区	歌島4-8	田中亜鉛鍍金(株)工場・東
西淀川区	大野3-7	古河機械金属(株)
西淀川区	大野3-7	古河機械金属(株)
西淀川区	大野3-7	古河機械金属(株)
西淀川区	大野3-7-123	横浜冷凍(株)西淀工場
西淀川区	大和田1-2	西淀公園
西淀川区	大和田1-3-6	キングマンション姫島Ⅱ南側
西淀川区	大和田2-2	関西スーパー配送センター
西淀川区	大和田2-2	関西スーパー配送センター
西淀川区	大和田2-3-17	ジェネラスグリーンロード・マンション
西淀川区	大和田2-4	大野川遊歩道:市営大和田第三住宅
○ 西淀川区	大和田2-4	西淀川消防署大和田出張所
西淀川区	大和田2-5	大野川遊歩道:環境事業局西淀工場
西淀川区	大和田2-5-66	環境事業局 西淀工場
西淀川区	大和田4-4	大和田南公園
西淀川区	大和田5-20	大和田北公園
西淀川区	柏里1-9	花川公園
西淀川区	柏里3-1	柏里公園
西淀川区	竹島1-1	新家工業(株)関西工場・西
西淀川区	竹島1-1	新家工業(株)関西工場・南西
西淀川区	竹島1-1	新家工業(株)
西淀川区	竹島1-1	久我産業KK東側
西淀川区	竹島2-2	竹島南公園(東)
西淀川区	竹島3-7	竹島公園
西淀川区	竹島4-1	竹島南公園(中央)
西淀川区	竹島4-4-28	大同化成工業(株)
西淀川区	竹島4-6-45	(株)さくら
西淀川区	竹島5-4-41	呉羽製鋼(株)
西淀川区	竹島5-5	竹島西公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
西淀川区	竹島5-9-63	中日本フード内
西淀川区	千舟1-1	大野川遊歩道:(株)中尾鍍金工業所
西淀川区	千舟2-8	千舟公園
西淀川区	千舟3-7	千舟プリント社・南東
西淀川区	千舟3-9	合同製鉄(株)千舟寮
西淀川区	佃1-26	千舟リバーサイドヴィラD棟 北側駐車場
西淀川区	佃2-2-45	千船病院
西淀川区	佃2-2-45	千船病院
西淀川区	佃2-2-76	都市開発地域
西淀川区	佃2-6	新佃公園
西淀川区	佃2-15-5	佃第2コーポ5号棟
西淀川区	佃2-15-6	佃第3コーポ6号棟
西淀川区	佃3-19	千舟ビューハイツ
西淀川区	佃3-19	東洋社
西淀川区	佃3-19-41	ユニハイム千舟
西淀川区	佃4-5	西淀川消防署佃出張所
西淀川区	佃5-3-23	日本農薬(株)第2工場
西淀川区	佃5-7	佃公園
西淀川区	佃5-12	マイシティーおおさか2番館
西淀川区	佃5-12	マイシティーおおさか4番館
西淀川区	佃6-2-56	共英製鉄(株)大阪事務所
西淀川区	佃7-1-60	大阪製紙(株)
西淀川区	出来島2-1	大和田川公園
西淀川区	出来島3-2	出来島西公園
西淀川区	出来島3-2	公団サンラフレ出来島4号棟
西淀川区	出来島3-2	公団サンラフレ出来島
西淀川区	出来島3-2	公団サンラフレ出来島
西淀川区	中島1-3-30	中島東公園
西淀川区	中島2	中島パーキング
西淀川区	中島2-2	大阪特殊合金(株)
西淀川区	中島2-2	大阪特殊合金(株)
西淀川区	中島2-3	ヒロセ大阪工場
西淀川区	中島2-3	ヒロセ大阪工場
西淀川区	中島2-3	ヒロセ大阪工場
西淀川区	中島2-3	ヒロセ大阪工場
西淀川区	中島2-3	ヒロセ大阪工場
西淀川区	中島2-4-5	フジフード(株)
西淀川区	中島2-5	アズワン大阪物流センター
西淀川区	中島2-5	株式会社日立物流
西淀川区	中島2-5	株式会社日立物流
西淀川区	中島2-5	大和物流
西淀川区	中島2-5	大和物流
西淀川区	中島2-5-1	(株)駒井鉄工所
西淀川区	中島2-6-11	大阪化成(株)
西淀川区	中島2-8	オーアンドケイスチール(株)
西淀川区	中島2-10	大阪府広域臨海環境整備センター

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
西淀川区	中島2-10	大阪府広域臨海環境整備センター
西淀川区	中島2-10	大阪府広域臨海環境整備センター
西淀川区	中島2-10-2	日通大阪西支店西側
西淀川区	中島2-10-28	末澤産業(株)中島工場
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島1-2	中山鋼業(株)
西淀川区	西島1-2	中山鋼業(株)
西淀川区	西島1-2	中山鋼業(株)
西淀川区	西島1-2	中山鋼業(株)
西淀川区	西島1-2	中山鋼業(株)
西淀川区	西島2-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島2-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島2-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島2-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島2-1	合同製鉄(株)大阪製造所
西淀川区	西島2-1-6	(株)クボタ武庫川製造所
西淀川区	西島2-1-6	(株)クボタ武庫川製造所
西淀川区	野里1-9	野里公園
西淀川区	野里1-15	住吉神社
西淀川区	野里3-5	西淀病院
西淀川区	姫里2-7	姫之里公園
西淀川区	姫里3-2	キングマンション姫里
西淀川区	姫里3-8	上町公園
西淀川区	姫里3-9	大野川遊歩道:(株)ダイフク歌島寮
西淀川区	姫島2-1	ロックペイント(株)
西淀川区	姫島3-6	南姫島公園
西淀川区	姫島3-14	姫島浜公園
西淀川区	姫島4-14	姫島公園
西淀川区	姫島4-17	大野川遊歩道:マルカ産業(株)
西淀川区	姫島6-4	西姫島公園
西淀川区	姫島6-9	大野川遊歩道:府営姫島住宅
西淀川区	百島1-3	新淀川公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
西淀川区	百島2-1	大野川遊歩道:大阪玉造鋼業(株)
西淀川区	百島2-1	(株)淀川製鋼所大阪工場
西淀川区	百島2-1	(株)淀川製鋼所大阪工場
西淀川区	百島2-1-21	(株)淀川製鋼所
西淀川区	百島2-1-21	(株)淀川製鋼所
西淀川区	百島2-1-21	(株)淀川製鋼所
西淀川区	百島2-1-21	(株)淀川製鋼所
西淀川区	福町1-7-35	(株)東洋金属熱錬工業所
西淀川区	福町1-11	福町東公園
西淀川区	福町2-4	大野川遊歩道:福老人憩いの家
西淀川区	福町2-20	大野川遊歩道
西淀川区	福町3-2-43	日本化学工業(株)
西淀川区	福町3-4	大野川遊歩道:久留米運輸(株)
西淀川区	御幣島1-2-10	西淀川区役所
西淀川区	御幣島1-10-20	西淀川消防署
西淀川区	御幣島1-14	「御野橋」西詰め・北(歩道)
西淀川区	御幣島3-2-11	(株)ダイフク大阪工場
西淀川区	御幣島3-7	御幣島東公園
西淀川区	御幣島4-9	御幣島公園
西淀川区	御幣島4-18	市営御幣島西住宅
西淀川区	御幣島5-7	歌島公園
西淀川区	御幣島6-13-96	(株)御幣島倉庫
淀川区	加島1-2-3	市営加島南第2住宅 3号館
淀川区	加島1-51	市営加島中住宅
淀川区	加島2-1	藤沢薬品工業(株)第2工場
淀川区	加島2-1-6	藤沢薬品工業(株)
淀川区	加島2-1-6	藤沢薬品工業(株)[包装工場・東]
淀川区	加島2-1-6	藤沢薬品工業(株)[中央研究所]
淀川区	加島2-2-1	福山製紙(株)
淀川区	加島2-2-1	福山製紙(株)
淀川区	加島2-2-6	藤沢薬品工業(株)[第5工場]
淀川区	加島3-9	加島中公園
淀川区	加島3-10-41	グランジュール淀川
淀川区	加島3-16-89	田辺製薬(株)大阪工場
淀川区	加島3-16-89	田辺製薬(株)大阪工場
淀川区	加島3-16-89	田辺製薬(株)大阪工場
淀川区	加島3-16-89	田辺製薬(株)大阪工場
淀川区	加島3-16-89	田辺製薬(株)大阪工場
淀川区	加島3-中2-10	リバーガーデン加島
淀川区	加島4-5	レックスシティウイングOSAKA
淀川区	加島4-7	加島北公園
淀川区	加島4-18-45	神崎金属印刷(株)
淀川区	加島4-19-15	加島グリーンマンション
淀川区	木川西3-7	木川公園
淀川区	木川東1-4	木川南公園
淀川区	木川東4-10-12	淀川消防署玄関前

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
○	淀川区 十三東2-6	十三東公園
	淀川区 十三東5-1	十三中学校
	淀川区 十三本町2-8	リンデンビル・南
	淀川区 十三本町2-17	武田薬品工業(株)[中央研究所]
	淀川区 十三本町2-17	武田薬品工業(株)[中央研究所]
	淀川区 十三本町2-17	武田薬品工業(株)[中央研究所]
	淀川区 十三本町3-7	レック淀川・東
	淀川区 十三元今里1-1	十三公園
	淀川区 十三元今里3-1	社会福祉法人博愛社・南
	淀川区 十三元今里3-1	武田薬品工業(株)[C69棟・北]
	淀川区 十三元今里3-1	武田薬品工業(株)[C69棟・南]
	淀川区 十三元今里3-1	武田薬品工業(株)[C67棟]
	淀川区 十三元今里3-1	武田薬品工業(株)[工水センター]
	淀川区 十三元今里3-1-72	社会福祉法人博愛社[記念会館]
	淀川区 十三元今里3-4	田川東公園
	淀川区 十八条1-2	十八条東公園
	淀川区 十八条1-8	十八条下水処理場
	淀川区 十八条2-10	十八条中央公園
	淀川区 十八条2-17-14	昭和化工(株)
	淀川区 十八条2-18	豊田産業(株)
	淀川区 新北野1-1	共和ビル・西
	淀川区 新北野3-14	新北野公園
	淀川区 田川2-2	田川中公園
	淀川区 田川3-5-11	竹本電機計器(株)
	淀川区 田川北1-1	武田薬品工業(株)[第1P工場西]
	淀川区 田川北1-1	武田薬品工業(株)[原料倉庫・北]
	淀川区 田川北1-1	武田薬品工業(株)[第1技術棟]
	淀川区 田川北1-1	武田薬品工業(株)[D工場・北]
	淀川区 田川北1-5	市営田川住宅
	淀川区 田川北2-5	田川北公園
	淀川区 塚本1-18	塚本南公園
	淀川区 塚本2-14	塚本コープ・北
	淀川区 塚本4-15	塚本公園
	淀川区 新高3-9-14	MMビル
	淀川区 新高3-11	リーザス大阪前
	淀川区 新高4-15-1	パークスクエア北大阪
	淀川区 新高4-15	新高公園
	淀川区 新高5-17-75	塩野香料(株)
	淀川区 新高5-17-75	塩野香料(株)[守衛室・南]
	淀川区 新高6-14-8	武田淀川ハイムB棟
	淀川区 新高6-16	ファミリー北大阪リバーサイド
	淀川区 西中島3-8	西中島東公園
	淀川区 西中島5-5-15	住友生命新大阪ビル
	淀川区 西中島5-16	JR新大阪駅中央階段東
	淀川区 西中島5-16	JR新大阪駅中央階段西
	淀川区 西中島5-16	JR新大阪駅西階段東

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
淀川区	西中島5-16	JR新大阪駅西階段南
淀川区	西中島5-16	JR新大阪駅中央階段南
淀川区	西中島6-1	新大阪プライムタワー
淀川区	西中島7-15	西町公園
淀川区	西三国4-3-75	(株)大和工場
淀川区	西三国4-3-90	水谷ペイント(株)
淀川区	西宮原1-3-35	ホテル大阪ガーデンパレス
淀川区	西宮原2-1	ソーラー新大阪21(東側)
淀川区	西宮原2-1	ソーラー新大阪21
淀川区	西宮原3-3	ファミリー北大阪
淀川区	西宮原3-3-1	ファミリーハイツ北大阪 1号棟
淀川区	西宮原3-3-1	ファミリーハイツ北大阪 1号棟
淀川区	西宮原3-3-2	ファミリーハイツ北大阪 2号棟
淀川区	西宮原3-3-3	ファミリーハイツ北大阪 3号棟
淀川区	西宮原3-3-4	ファミリーハイツ北大阪 4号棟
淀川区	野中北1-6	野中公園
淀川区	野中北1-14-3	市営野中北住宅 3号棟
淀川区	野中北2-4	野中北公園
淀川区	野中北2-5-27	(株)日阪製作所
淀川区	野中北2-12-27	十三市民病院
淀川区	東三国2-10	公団アーベイン東三国
淀川区	東三国2-18	東三国東公園
淀川区	東三国3-9	市営東三国住宅 3号棟(北東)
淀川区	東三国3-9-11	ユニライフ北大阪
淀川区	東三国3-10	プライムハイツ新大阪
淀川区	東三国3-12-10	森田化学工業(株)
淀川区	東三国5-13	東三国西公園
淀川区	三国本町1-4-11	ブランド新大阪敷地内
淀川区	三国本町1-12	三国本町公園
淀川区	三国本町1-16-27	ファミリー北大阪パークサイド
淀川区	三国本町3-9-18	三国小学校
淀川区	三津屋北1-2	三津屋東公園
淀川区	三津屋北2-22-5	神崎川供給所敷地内
淀川区	三津屋北3-3-29	日澱化学(株)
淀川区	三津屋北3-3-29	日澱化学(株)
淀川区	三津屋南2-20	三津屋公園
淀川区	三津屋南3-21	三津屋中央公園
淀川区	宮原3-3	上村ニッセイビル
淀川区	宮原3-5	新大阪第一生命ビル
淀川区	宮原3-5	新大阪第2森ビル(北側)
淀川区	宮原4-1	住友生命新大阪北ビル
淀川区	宮原5-7	北中島公園
東淀川区	相川1-2	オリーブハイツ相川
東淀川区	淡路2-1	淡路2公園
東淀川区	淡路3-13	淡路3公園
東淀川区	淡路5-14	淡路公園

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
東淀川区	井高野3-3	井高野公園
東淀川区	大隅1-5	大門公園
東淀川区	上新庄2-4	三進石油(株)・西
東淀川区	上新庄3-3	三信衣料上新庄店・南
東淀川区	上新庄3-3-17	三島製紙内
東淀川区	上新庄3-3-17	三島製紙内
東淀川区	上新庄3-3-17	三島製紙内
東淀川区	北江口2-10	北江口公園
東淀川区	北江口4-1-40	尼崎水道局江口取水場
東淀川区	柴島3-7	柴島西公園(柴島神社)
東淀川区	小松2-12	小松公園
東淀川区	小松4-14	松山公園
東淀川区	小松5-6-51	フローラ瑞光A棟
東淀川区	下新庄1-9	鳩ヶ瀬公園
東淀川区	下新庄3-5	シティコート下新庄
東淀川区	下新庄3-10-13	ファミリー東淀川
東淀川区	下新庄4-14	下新庄北公園
東淀川区	下新庄5-17	下新庄公園
東淀川区	瑞光2-2	瑞光寺公園
東淀川区	瑞光5-8	ローズコーポ2
東淀川区	瑞光5-8	ローズコーポニュー江口I棟
東淀川区	菅原1-1	老人保健施設エスぺラル東淀川
東淀川区	菅原1-1-50	紀州製紙大阪工場
東淀川区	菅原2-2	コーナン東淀川菅原店
東淀川区	菅原2-2	菅原天満宮公園
東淀川区	菅原3-6	菅原公園
○ 東淀川区	菅原4-4	東淀川消防署
東淀川区	菅原5-7	パークプラザ淡路菅原
東淀川区	菅原7-9	菅原北公園
東淀川区	大桐2-2	今在家公園
東淀川区	大同4-4	ヴェリスタ東淀川
東淀川区	大桐5-14	大隅公園
東淀川区	大道南1-4	竹間公園
東淀川区	大道南1-30	大道南公園
東淀川区	大道南2-1	大道公園
東淀川区	大道南2-4	阪神水道企業団
東淀川区	豊里1-8	北淀公園
東淀川区	豊里2-4	三番(さんば)公園
東淀川区	豊里2-23	豊里三角公園
東淀川区	豊里5-14	豊里中央公園
東淀川区	豊里7-25	豊里さつき公園
東淀川区	西淡路1-5	日之出公園
東淀川区	西淡路2-1	日之出南公園
東淀川区	西淡路2-5	西淡路消防出張所
東淀川区	西淡路3-1	西淡路公園
東淀川区	西淡路4-17	須賀森公園

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
東淀川区	西淡路6-4-111	延原倉庫(株)淡路営業所
東淀川区	西淡路6-4-111	延原倉庫(株)淡路営業所
東淀川区	西淡路6-4-111	延原倉庫(株)淡路営業所
東淀川区	西淡路6-5	府営西淡路住宅
東淀川区	東淡路1-4	淡路コーポ
東淀川区	東淡路4-24	東淡路公園
東淀川区	東淡路5-8-38	国際興業(株)
東淀川区	東中島2-24	南方公園
東淀川区	東中島3-9	市営飛鳥西(改良)住宅
東淀川区	東中島6-5	府営崇禪寺住宅 12棟
東淀川区	豊新2-8	多幸公園
東淀川区	豊新2-16	(株)神戸屋東淀工場
東淀川区	豊新2-16	(株)神戸屋東淀工場
東淀川区	豊新3-2	六原公園
東淀川区	南江口1-1-36	(株)山口晒染工場
東淀川区	南江口2-10-35	東淀川南江口郵政宿舎
東淀川区	南江口3-15	高崎製紙(株)
東成区	大今里2-35	大今里ふれあい公園
東成区	大今里3-17	西之口公園
東成区	大今里西1-10	南中本公園
東成区	大今里西1-27-13	東成消防署
東成区	大今里西2-6	平戸公園
東成区	大今里西2-8-4	東成区役所内
東成区	大今里西2-15-17	ライフ今里店
東成区	大今里西3-2-11	交通局東成営業所
東成区	大今里南1-26	今里南公園
東成区	大今里南4-15	大今里南公園
東成区	神路3-3-21	大平工業(株)
東成区	玉津1-11	玉津公園
東成区	中道1-3-3	成人病センター駐車場
東成区	中道1-3-59	成人病センター内
東成区	中道1-3-59	成人病センター内
東成区	中道2-3	バーバー岡崎・北東
東成区	中道2-22-4	加藤ノート(株)
東成区	東小橋1-9	東小橋北公園
○ 東成区	東小橋1-9	東小橋北公園
東成区	東小橋2-1	東小橋公園
東成区	東中本2-1-9	東成消防署中本出張所
東成区	東中本2-12	神路公園
東成区	東中本3-15	東中本公園
東成区	深江北1-10	阪陽公園
東成区	深江北2-16	深江公園
東成区	深江北3-16	東深江公園
東成区	深江南1-7	西深江公園
東成区	深江南2-9	南深江公園
生野区	生野西2-6-9	植村歯科・南側私道

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標	
生野区	生野東1-1-17	環境事業局 生野詰所	
生野区	生野東2-6-13	大和モータープール	
生野区	生野東3-9	生野東公園	
生野区	生野東4-1-75	市立生野児童館	
生野区	勝山北3-14-10	生野消防署勝山出張所	
生野区	勝山南1-3-5	勝山小学校	
生野区	勝山南3-1	生野区役所	
生野区	勝山南4-5	舍利寺中央公園(消防局生野分室駐車場)	
生野区	勝山南4-5	舍利寺中央公園	
○	生野区	勝山南4-5	舍利寺中央公園
生野区	小路2-4	炉端焼松チャン・南	
生野区	小路2-24-34	清見原神社境内	
生野区	小路3-19	小路南公園	
生野区	小路東5-5-20	森田ポンプ(株)本社工場	
生野区	新今里2-12	新今里公園	
○	生野区	新今里2-12	新今里公園
生野区	新今里7-14	東中川公園	
生野区	田島1-17-13	下水道局東部管理(事)田島下水道センター	
生野区	田島3-5-34	田島神社境内	
生野区	田島4-5	市道「大阪環状線」(森小路大和川線)	
生野区	田島5-21	田島南公園	
生野区	巽北1-21	巽北西公園	
生野区	巽中1-20	巽西足代公園	
生野区	巽中2-7	巽大地北公園	
生野区	巽西1-7	巽公園	
生野区	巽西4-6	巽西公園	
生野区	巽東1-16	巽伊賀ヶ公園	
生野区	巽東3-16-18	日本ドアーチェック製造(株)	
生野区	巽東4-3	巽東公園	
生野区	巽南1-4	巽南公園	
生野区	巽南3-10	南巽公園	
生野区	鶴橋1-1-1	近鉄鶴橋駅	
生野区	鶴橋3-2	朝銀大阪信用組合鶴橋支店 前	
生野区	中川1-2	市道「大阪環状線」(森小路大和川線)	
生野区	中川2-9-2	交通局 中川職員公舎	
生野区	中川5-3	生野中央病院西側	
生野区	中川5-13	中川南公園	
生野区	中川6-1	市道「大阪環状線」(森小路大和川線)	
生野区	中川西2-5	中川西公園	
生野区	林寺4-6	生野南公園	
生野区	桃谷1-2	桃谷公園	
生野区	桃谷3-10-49	御幸森天神宮	
生野区	桃谷5-5-37	御幸森小学校	
旭区	生江1-4	生江南公園	
旭区	生江2-11	生江東公園	
旭区	生江3-17	市営生江住宅 13号館	

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
旭 区	大宮1-1	大宮南公園
旭 区	大宮1-1-11	旭消防署
旭 区	大宮3-1	大宮中公園
旭 区	大宮5-17	大阪工業大学 体育館
旭 区	清水2-13	清水南公園
旭 区	清水3-9	清水北公園
旭 区	清水3-31	清水中公園
旭 区	清水4-12	両国町公園
旭 区	新森1-1-39	ビューネ新森
旭 区	新森1-7-11	シテイハイツ森小路
旭 区	新森3-12	新森北公園
旭 区	新森4-13-25	清風荘
旭 区	新森4-22	新森中央公園
旭 区	新森6-8	新森東公園
旭 区	千林2-9	千林公園
旭 区	太子橋1-8	太子橋南公園
旭 区	太子橋1-17	太子橋西公園
旭 区	太子橋2-7	太子橋中公園
旭 区	太子橋3-2-2	淀川パークハウス 2号ベゴニア棟
旭 区	太子橋3-2-3	淀川パークハウス 3号シダー棟
旭 区	高殿2-8-40	ルネ旭公園
旭 区	高殿2-8-45	紀平製作所
旭 区	高殿4-2	天理教幾寅分教会・北東(歩道)
旭 区	高殿4-9	民芸なかつ・東
旭 区	高殿5-8	旭公園
○ 旭 区	高殿5-9	旭陽中学校
旭 区	高殿5-12	市営高殿北住宅
旭 区	中宮2-18	江野公園
旭 区	中宮5-13	大阪工業大学 3号館
旭 区	森小路2-5	森小路公園
城 東 区	今福西2-4-5	ライオンズガーデン
城 東 区	今福西4-3-22	(株)浪速刃物製作所
○ 城 東 区	今福西4-4-21	ライオンズマンション城東今福
城 東 区	今福西4-7	鯉江中学校
城 東 区	今福西5-13	鯉江北公園
城 東 区	今福西6-5	鯉江公園
城 東 区	今福東2-2-23	済生会野江病院
城 東 区	今福東2-6	パチンコパーラーパピヨン・北
城 東 区	今福東2-11	東今福公園
城 東 区	今福東3-1-12	ネオハイツ城東
城 東 区	今福東3-2-18	東曹産業(株)
城 東 区	今福南4-4	南今福公園
城 東 区	今福南4-13	南今福北公園
城 東 区	蒲生3-2	蒲生南公園
城 東 区	新喜多東1-5	プラウド城東
城 東 区	新喜多東1-9-22	四季彩都 くすのき館

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
城東区	新喜多東2-2	四季彩都いちょう館
城東区	新喜多東2-6	新喜多東公園
城東区	新喜多東2-6-14	セントラルレジデンス城東シティタワー
城東区	嶋野西1-2	ダイナガ(株)
城東区	嶋野西1-2	ダイナガ(株)
城東区	嶋野西2-1	ネオコーポ大阪城公園 2号館
城東区	嶋野西2-5-5	大阪城公園スカイハイツ
城東区	嶋野西2-20-1	ネオコーポ大阪城公園 1号館
城東区	嶋野西3-4-1	市公社京橋南コーポ 1号棟
城東区	嶋野西3-4-4	市公社京橋南コーポ 4号棟
城東区	嶋野西3-6	市営嶋野第二住宅
城東区	嶋野西5-3-3	市営嶋野住宅 3号棟
城東区	嶋野西5-3-4	市営嶋野住宅 4号棟
城東区	嶋野西5-18	ラ・ピアッツァ嶋野西
城東区	嶋野西5-19	キングマンション嶋野
城東区	嶋野東1-2-1	タカラスタANDARD(株)
城東区	嶋野東3-23	嶋野東公園
城東区	成育1-8	「蒲生中学校東」交差点・北西
城東区	成育2-15	NTT長距離通信事業本部・東
城東区	成育3-18	成育公園
城東区	成育5-19	粹交苑マンション・東
城東区	関目1-7	西関目公園
城東区	関目1-24-10	関目ホームズ
城東区	関目2-4	南関目公園
城東区	関目2-17-45	交通局古市営業所
城東区	関目2-18	関目中すみれハイツ 104号棟
城東区	関目3-14-26	プライムコート関目パークホームズ
城東区	関目4-3	関目中央公園
城東区	関目4-5-11	大阪府警察学校
城東区	関目6-3	北関目公園
城東区	中央1-7-22	東大阪病院
城東区	中央2-14-8	コムズシティ野江
城東区	中央2-14	コムズシティ野江
城東区	中央3-4	城東消防署・東
城東区	中央3-8	蒲生公園
城東区	永田2-3	放出下水処理場
城東区	永田2-12	左専道公園
城東区	永田4-14	永田公園
城東区	中浜1-17	中浜下水処理場
城東区	中浜2-9	中浜中央公園
城東区	野江1-9	市営野江住宅2号棟
城東区	野江1-16-4	水三島紙工(株)
城東区	野江4-1	榎並小学校
城東区	放出西2-12-13	広栄化学工業(株)
城東区	放出西2-15	西放出公園
城東区	放出西3-15	市営放出住宅 3号館

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
城東区	東中浜1-2	サトウ病院・西
城東区	東中浜2-14-27	イトウモータープール
城東区	東中浜5-3	東中浜公園
城東区	東中浜7-1	天王田公園
城東区	東中浜8-8-23	リバーガーデン森の城
城東区	古市2-1	市営古市中住宅
城東区	古市2-5	市営古市中住宅
城東区	古市2-6	古市中公園
城東区	古市2-6-2	ウイズパークス大阪
城東区	古市2-7-30	大阪信愛女学院
城東区	古市3-9	プロムナーデ関目 6号棟
城東区	古市3-14	古市北公園
城東区	古市3-19	古市西北公園
城東区	森之宮1-6-2	JR森ノ宮車両工場
城東区	森之宮1-6-2	JR森ノ宮車両工場 西
城東区	森之宮1-6-2	JR森ノ宮車両倉庫
城東区	森之宮1-6-2	環境事業局森之宮工場
城東区	森之宮1-6-4	交通局森宮検査区
城東区	森之宮1-6-5	JR森ノ宮電区
城東区	森之宮2-4-32	コーシャハイツ森之宮
鶴見区	今津北4-4	今津東公園
鶴見区	今津中1-9	榎本南公園
○ 鶴見区	今津中2-1	市立汎愛高校
鶴見区	今津中2-3	今津公園
鶴見区	今津南3-3	今津南公園
鶴見区	鶴見1-1-9	荒川化学工業(株)
鶴見区	鶴見1-2	市営鶴見住宅 7号館
鶴見区	鶴見1-4	荒川化学工業(株) 東工場
鶴見区	鶴見1-4	荒川化学工業(株) 東工場
鶴見区	鶴見1-4	荒川化学工業(株) 東工場
鶴見区	鶴見1-6	鶴見斎場駐車場内
鶴見区	鶴見2-7	市営鶴見住宅 4号館
鶴見区	鶴見3-6-22	コープおおさか病院
鶴見区	鶴見4-7	鶴見北中央公園
鶴見区	鶴見4-11	ライオンズスクエア
鶴見区	鶴見4-11-59	(株)椿本チェーン 第3工場・南
鶴見区	鶴見4-14	鶴見北公園
鶴見区	鶴見4-17	ダイヤモンド敷地内
鶴見区	鶴見4-17	ダイヤモンド敷地内
鶴見区	鶴見4-17	ダイヤモンド敷地内
鶴見区	鶴見4-17	ダイヤモンド敷地内
鶴見区	放出東2-2	放出公園
鶴見区	放出東3-10	放出東ロジュマン
鶴見区	放出東3-21	駅前広場
鶴見区	放出東3-35	ブライトパークス内
鶴見区	放出東3-35	ブライトパークス駐車場

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
鶴見区	浜2-2	ラ・メゾンド・パルク・アン
鶴見区	浜2-3	サンクタス鶴見緑地パークアドレス
鶴見区	浜4-16	浜北公園
鶴見区	茨田大宮2-7	鶴見はなぽーとブロッサム
鶴見区	茨田大宮2-7	鶴見はなぽーとブロッサム
鶴見区	茨田大宮2-7	鶴見はなぽーとブロッサム
鶴見区	茨田大宮4-6	市営茨田大宮第二住宅
鶴見区	茨田大宮4-26	ネクストタウン鶴見東
鶴見区	茨田大宮4-33	市営茨田大宮住宅 住宅児童遊園地
鶴見区	緑1-17	みどり第1公園
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	緑3-4-22	念法真教総本山
鶴見区	諸口2-10-45	ベルメゾンウォラートス
鶴見区	諸口3-2	市営茨田諸口西住宅 3号館
鶴見区	諸口6-2	鶴見緑地ガーデンハウス
鶴見区	焼野1-1	府営焼野住宅
鶴見区	焼野2-11-5	環境事業局 鶴見工場
鶴見区	焼野2-南5	焼野南公園
鶴見区	焼野3-2-24	日通東大阪倉庫内
鶴見区	焼野3-3-38	佐川急便(株)
鶴見区	安田2-1	特別養護老人ホーム ファミリー
鶴見区	安田2-6-9	(株)住友倉庫 東大阪営業所
鶴見区	安田2-6-19	(株)住友倉庫 東大阪営業所
鶴見区	安田2-6-19	(株)住友倉庫 東大阪営業所
鶴見区	安田4-2	安田公園
鶴見区	横堤1-11	市営横堤第二住宅 2号館
鶴見区	横堤1-11	市営横堤第二住宅 3号館
鶴見区	横堤1-12-13	ネオコーポ鶴見緑地 2番街
鶴見区	横堤3-1	横堤中公園
鶴見区	横堤5-5-45	鶴見消防署
鶴見区	横堤5-11	梅田運輸倉庫(株)
阿倍野区	相生通1-4	市公社相生住宅
阿倍野区	相生通1-5-33	信開ガーデンコート
阿倍野区	相生通1-11	先 私道上
阿倍野区	旭町1-1-20	豊光園ビル・南(歩道)
阿倍野区	旭町1-4-3	市立大学医学部
阿倍野区	旭町1-4-3	市立大学医学部
阿倍野区	旭町1-4-46	学校法人金塚学園金塚幼稚園
阿倍野区	旭町1-5-7	市立大学付属病院
阿倍野区	旭町1-5-7	市立大学付属病院
阿倍野区	旭町3-1	あべのセントレーベ

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
阿倍野区	阿倍野筋1-7-20	あべのグラントウール
阿倍野区	阿倍野筋3-13-23	あべのフォルサ西側
阿倍野区	阿倍野筋4-18	阿倍野区民センター
阿倍野区	阿倍野元町 9-4	阿倍野王子神社・東
阿倍野区	王子町3-2-16	天理教阿倍野分教会
阿倍野区	王子町4-1	阪南公園
阿倍野区	北畠1-17	晴明丘中央公園
阿倍野区	北畠2-11	北畠2公園
阿倍野区	北畠3-2	(株)竹中工務店北畠家族寮・北
阿倍野区	共立通2-8-4	大谷学園 総合運動場
阿倍野区	共立通2-8-4	大谷学園
阿倍野区	三明町1-4	三明町北公園
阿倍野区	三明町2-9	三明町公園
阿倍野区	昭和町3-11-29	シティコーポ昭和町
阿倍野区	帝塚山1-22	「大原橋」西詰め・南
阿倍野区	天王寺町北3-17	高松公園
阿倍野区	天王寺町南1-3	ホームセンターコーナン天王寺店
阿倍野区	天王寺町南2-8-19	大阪女子高校
阿倍野区	天王寺町南3-12	高松南公園
阿倍野区	橋本町1-30	ジョイアコルテ阿倍野
阿倍野区	播磨町1-19	スーパー玉出・北西
阿倍野区	播磨町1-23-17	阿倍野消防署阪南出張所
阿倍野区	播磨町3-1	サンヴァリエ西田辺
阿倍野区	播磨町3-4	播磨大領公園
阿倍野区	阪南町1-13	苗代田児童遊園
阿倍野区	阪南町1-49	阪南中公園
阿倍野区	阪南町2-13-54	阿倍野連合会会館
阿倍野区	阪南町3-34	新阪南公園
阿倍野区	美章園1-5	文の里中学校
阿倍野区	美章園2-13	美章園公園
○ 阿倍野区	文の里1-7	市立工芸高校
阿倍野区	文の里3-6	文の里公園
阿倍野区	松崎町1-2-45	大阪教育大学付属小学校
阿倍野区	松崎町2-1-36	シティーグラン天王寺
阿倍野区	松崎町2-2-2	(株)奥村組本社
阿倍野区	松崎町2-5-34	市営松崎住宅
阿倍野区	松崎町3-2	常盤公園
阿倍野区	松崎町4-4-30	阿倍野消防署
阿倍野区	松虫通3-6	先路上
住之江区	安立1-10	安立北公園
住之江区	安立3-8	安立南公園
住之江区	安立4-13-18	五洋紙工(株)
住之江区	泉1-1	(株)ゴルフスミノエ
住之江区	泉1-1	MAG'Sスミノエ
住之江区	泉1-1-110	大阪市職業指導センター
住之江区	泉1-1	スポーツデポ南側

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	泉2-1	(株)近鉄物流大阪支店
住之江区	泉2-1	(株)栗本鉄工所 加賀屋工場
住之江区	泉2-1	(株)栗本鉄工所 加賀屋工場
住之江区	泉2-1	(株)栗本鉄工所 加賀屋工場
住之江区	泉2-1	(株)栗本鉄工所 加賀屋工場
住之江区	泉2-1	(株)栗本鉄工所 加賀屋工場
住之江区	北加賀屋1-2	加賀屋北公園
住之江区	北加賀屋4-1	環境事業局 住之江工場
住之江区	北加賀屋4-1	環境事業局 住之江工場
住之江区	北加賀屋5-3	北加賀屋公園
住之江区	北加賀屋5-5	相互機設加賀屋工場
住之江区	粉浜1-5	粉浜東公園
住之江区	粉浜1-15-16	水道局粉浜営業所
住之江区	粉浜西2-6	粉浜公園
住之江区	粉浜西2-11	阪神高速道路 堺線高架下
住之江区	柴谷1-1	三井造船(株) 別館
住之江区	柴谷1-1	(株)日立家電 資材置場
住之江区	柴谷1-1	岩谷瓦斯(株)住之江工場
住之江区	柴谷1-1-1	産廃中間処理場内北端
住之江区	柴谷1-1-71	(株)日立家電 大阪南ビル
住之江区	柴谷1-2	三井造船(株) 大阪事業所
住之江区	柴谷1-2	日本酒販配送センター
住之江区	柴谷1-2	東芝物流新住之江倉庫
住之江区	柴谷1-2	三井造船新住之江倉庫
住之江区	柴谷1-2-34	積水物流センター西日本(株)
住之江区	柴谷1-2	大和運輸内
住之江区	柴谷1-2-70	ヤマト運輸(株)大阪主管支店
住之江区	柴谷2-1-1	府営柴谷高層住宅
住之江区	柴谷2-2	柴谷住宅3棟南側
住之江区	柴谷2-7	柴谷町公園
住之江区	柴谷2-8	(株)栗本鉄工所 住吉工場
住之江区	柴谷2-8	菱光ロジティクス(株)
住之江区	柴谷2-8-76	ロジポート大阪北東
住之江区	柴谷2-8-76	ロジポート大阪南東
住之江区	柴谷2-8-76	ロジポート大阪南西
住之江区	柴谷2-8-76	ロジポート大阪北西
住之江区	柴谷2-8-76	ロジポート大阪北中央
住之江区	新北島1-2-1	オスカードリーム
住之江区	新北島1-2-50	交通局 住之江営業所
住之江区	新北島2-3	新北島南公園
住之江区	新北島3-5	新北島東公園
住之江区	新北島3-7	新北島中公園
住之江区	新北島7-1-14	霊友会第二十八支部
住之江区	新北島7-3	新北島西公園
住之江区	中加賀屋1-5	中加賀屋公園
住之江区	中加賀屋1-7	市営中加賀屋住宅 3号棟

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	中加賀屋3-11	加賀屋本通り商店街・西
住之江区	中加賀屋3-17	加賀屋公園
住之江区	南港北1-1-23	野村総合研究所大阪センター
住之江区	南港北1-2-29	日本経済新聞社
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 6号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 6号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 6号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 6号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 1号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 センタービル
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 2号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 5号館
住之江区	南港北1-5	インテックス大阪 2号館
住之江区	南港北1-6-27	(株)IBM大阪南港事務所
住之江区	南港北1-6-39	ライカ(株)
住之江区	南港北1-6-39	ライカ(株)
住之江区	南港北1-7	住友生命情報センター
住之江区	南港北1-7	日立造船エンジニアリングセンター
住之江区	南港北1-7-18	住友生命保険(相)情報通信センター
住之江区	南港北1-7-50	住友生命 国際交流センター
住之江区	南港北1-7-62	トステム(株)大阪ビル
住之江区	南港北1-9-1	ドコモ大阪第2ビル
住之江区	南港北1-9-1	ドコモ大阪第2ビル
住之江区	南港北1-12-35	ミズノ(株)大阪本社ビル
住之江区	南港北1-13-11	ホテル ハイアットリージェンシーオーサカ
住之江区	南港北1-14	ワールドトレードセンタービル
住之江区	南港北1-14	ワールドトレードセンタービル
住之江区	南港北1-14	ワールドトレードセンタービル
住之江区	南港北1-23	西部自動機器(株)
住之江区	南港北1-24	全労済ビル
住之江区	南港北1-24	藤沢コスモ研修センター
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-1	アジア太平洋トレードセンタービル
住之江区	南港北2-3	(株)住友倉庫
住之江区	南港北2-4-54	(株)上組 南港物流センター
住之江区	南港北2-5-20	なにわの海の時空館
住之江区	南港北2-6	金剛学園体育館前
住之江区	南港北2-7	大阪フードアウトレット
住之江区	南港北2-8	ベストブライダル大阪
住之江区	南港北2-8	アートグレイス
住之江区	南港中1-2-90	阪和流通2号倉庫 北西

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	南港中1-2-90	阪和流通2号倉庫 北東
住之江区	南港中1-2-90	阪和流通2号倉庫 西
住之江区	南港中1-2-90	阪和流通2号倉庫 西
住之江区	南港中1-3	三井南港倉庫
住之江区	南港中1-3	(株)住友倉庫大阪支店
住之江区	南港中1-3	間口運輸(株)
住之江区	南港中1-3-105	住金物流(株)南港事務所
住之江区	南港中1-4	大阪南港ロジスティクス
住之江区	南港中1-4	大阪南港ロジスティクス
住之江区	南港中1-4	大阪南港ロジスティクス
住之江区	南港中1-4-122	川崎物流(株)大阪サービスセンター
住之江区	南港中2-2	住宅公団南港わかぎの団地 41棟
住之江区	南港中2-3	エバーグリーン南港ポートタウン
住之江区	南港中2-5	市営南港中住宅 22号館
住之江区	南港中2-8	市営南港中住宅 31号館
住之江区	南港中2-8	市営南港中住宅 32号館
住之江区	南港中3-3	都市整備公団南港しらなみ団地31号棟・西
住之江区	南港中3-3	住宅公団南港しらなみ団地 32号棟
住之江区	南港中3-4	市公社かもめ第2コーポ 14号棟
住之江区	南港中3-4	市公社かもめコーポ 12号棟
住之江区	南港中3-8	南港コープうしお 22号棟
住之江区	南港中3-8	南港コープうしお 23号棟
住之江区	南港中3-8	南港コープうしお 23号棟
住之江区	南港中3-8	雇用促進住宅サンコーポラス 27号棟
住之江区	南港中4-1	相愛学園
住之江区	南港中4-1	相愛学園
住之江区	南港中4-1	相愛学園
住之江区	南港中4-1	相愛学園
住之江区	南港中4-2	住宅公団南港ひかりの団地 16棟
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ 24棟
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ 23棟
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ 23棟
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ23棟・東
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ 22棟
住之江区	南港中4-7	近鉄南港ガーデンハイツ21棟・北
住之江区	南港中5-1	大阪府警南港待機宿舎 14棟
住之江区	南港中5-1	大阪マリンハイツ 2号館
住之江区	南港中5-1	大阪府警南港待機宿舎 13棟
住之江区	南港中5-3	市営南港中住宅 42号館
住之江区	南港中5-5	住宅公団はなのまち住宅 31棟
住之江区	南港中5-5	住宅公団はなのまち住宅 32棟
住之江区	南港中5-6	南港フローラルハイツ 21号北棟
住之江区	南港中5-6	南港フローラルハイツ 21号棟
住之江区	南港中6-4-58	(株)日新物流南港倉庫
住之江区	南港中6-6-23	(株)日新南港西倉庫
住之江区	南港中7-1-43	リビト産業(株)大阪工場

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	南港中7-2-29	田淵海運(株)中倉庫
住之江区	南港中7-3-109	大阪港総合流通センター1号
住之江区	南港中7-3-109	大阪港総合流通センター1号
住之江区	南港中7-3-109	大阪港総合流通センター1号
住之江区	南港中7-3-110	大阪港総合流通センター2号
住之江区	南港中7-3-110	大阪港総合流通センター2号
住之江区	南港中7-3-110	大阪港総合流通センター2号
住之江区	南港中8-7-21	日本通運(株)大阪港支店
住之江区	南港中8-9	藤原運輸(株)大阪港支店
住之江区	南港東1-4-152	大阪南港口ロジスティクス
住之江区	南港東1-6	住宅公団南港前団地 1号棟
住之江区	南港東2-2-39	清和ウエックス(株)
住之江区	南港東2-4-1	(株)友隣南港センター
住之江区	南港東2-4-1	(株)友隣南港センター
住之江区	南港東3-1-27	タクシー振興事業共同組合
住之江区	南港東3-4	トキワ工業(株)
住之江区	南港東4-10-10	日本通運(株)大阪南港路線ターミナル
住之江区	南港東4-11-50	住友倉庫
住之江区	南港東4-11-99	ヤマト運輸(株)大阪南港ビル
住之江区	南港東5-2	関西物流センター
住之江区	南港東5-2-10	高島屋 関西物流センター
住之江区	南港東5-2-10	高島屋 関西物流センター
住之江区	南港東5-2-10	高島屋 関西物流センター
住之江区	南港東7-1-24	(株)辰巳商会 北西側
住之江区	南港東7-1-24	(株)辰巳商会 南側
住之江区	南港東7-2-92	大阪商船三井船舶(株)大阪南港物流センター
住之江区	南港東8-1-88	大和シャーリング(株)
住之江区	南港東8-4	南港ポートタウン駐車場東-1
住之江区	南港東8-4-47	大阪厚生年金健康福祉センター サンピア大阪
住之江区	南港東8-5	南港ポートタウン駐車場東-2
住之江区	南港東8-5	南港中央野球場
住之江区	南港東9-2-48	川鉄鋼材工業(株)南港工場
住之江区	南港東9-2-87	日東運輸(株)
住之江区	南港東9-2-87	日東運輸(株)
住之江区	南港東9-4-36	日東物流センター北西
住之江区	南港南1-1	(仮)南港物流 南中央
住之江区	南港南1-2	三栄金属(株)
住之江区	南港南1-2	三栄金属(株)
住之江区	南港南1-1-195	田淵倉庫(株)
住之江区	南港南1-1-198	田淵海運(株)
住之江区	南港南2-4-43	プロロジス大阪
住之江区	南港南2-4-43	プロロジス大阪
住之江区	南港南2-4-43	プロロジス大阪
住之江区	南港南2-12-73	サブ水産(株)
住之江区	南港南3-6	三菱製紙(株)南港倉庫
住之江区	南港南5-2-48	大阪市中央卸売市場 南港市場

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	南港南5-2-48	大阪市中央卸売市場 南港市場
住之江区	南港南5-2-48	大阪市中央卸売市場 南港市場
住之江区	南港南5-2-48	大阪市中央卸売市場 南港市場
住之江区	南港南5-2-48	大阪市中央卸売市場 南港市場
住之江区	南港南5-2-100	(財)日本食肉センター
住之江区	南港南6-1-31	(株)チルコ 南港工場
住之江区	南港南6-5-12	宝船冷蔵(株)南港工場
住之江区	南港南6-5-27	(株)ニチレイ大阪新南港工場
住之江区	南港南6-6-3	ライフ南港物流センター
住之江区	西加賀屋1-2	パークシティ大阪
住之江区	西加賀屋3-8	西加賀屋公園
住之江区	西住之江2-10	ライオンズマンション西住之江
住之江区	西住之江3-13	西住之江南公園
住之江区	浜口西2-6	浜口西公園
住之江区	浜口西3-4	浜口公園
住之江区	浜口東1-1	住吉公園
住之江区	東加賀屋1-3	東加賀屋1公園
住之江区	平林北1-2-43	旭硝子関西工場大阪事務所
住之江区	平林北1-2-43	旭硝子関西工場大阪事務所
住之江区	平林北1-2-43	旭硝子関西工場大阪事務所
住之江区	平林北1-2-158	越井木材工業(株)
住之江区	平林南1-3-43	十條倉庫(株)平林出張所
住之江区	平林南1-3-65	日本シール(株)
住之江区	平林南2-11	永大産業(株)
住之江区	平林南2-11	永大産業(株)
住之江区	御崎1-8	御崎北公園
住之江区	御崎3-3	御崎東公園
○ 住之江区	御崎4-6	住之江小学校
住之江区	御崎4-11-6	住之江消防署
住之江区	御崎5-1	御崎中公園
住之江区	御崎7-3	御崎南公園
住之江区	御崎7-15	市営大和川住宅 23棟
住之江区	緑木1-4	交通局 緑木車輛工場
住之江区	緑木1-4	交通局 緑木車輛工場
住之江区	緑木1-4	交通局 緑木車輛工場
住之江区	緑木1-4	交通局 緑木車輛工場
住之江区	緑木1-4	交通局 緑木車輛工場
住之江区	緑木1-4-25	(株)イワサキ 住吉工場
住之江区	緑木2-1	緑木公園
住之江区	南加賀屋3-1	南加賀屋公園
住吉区	浅香2-1	浅香町公園
住吉区	我孫子5-2	あびこ公園
住吉区	我孫子東2-9	我孫子東公園
住吉区	遠里小野1-1	住吉消防署
住吉区	遠里小野2-14	市営遠里小野住宅 3号館
住吉区	遠里小野7-5	おりおの南公園

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

○

所在地		名称・目標
住吉区	苅田2-11	苅田北公園
住吉区	苅田4-7	府営苅田北住宅 5号館
住吉区	苅田6-16	苅田中公園
住吉区	苅田8-2-13	メゾンセレナ
住吉区	苅田9-1	住吉消防署苅田出張所
住吉区	苅田9-5	苅田南公園
住吉区	沢之町1-10	若松神社
住吉区	清水丘2-2	遠沢(おざわ)公園
住吉区	清水丘2-22	清水丘公園
住吉区	清水丘3-8	清水丘ふれあい公園
住吉区	杉本2-6	杉本町公園
住吉区	杉本3-3-138	市立大学 法学部棟
住吉区	杉本3-3-138	市立大学 文学部棟
住吉区	杉本3-3-138	大阪市立大学学術情報センター
住吉区	住吉1-7	住吉一三三公園
住吉区	住吉1-8	住吉東駅西側
住吉区	住吉2-6	一運寺
住吉区	千駄1-4	細江川:住吉スカイハイツ東側
住吉区	大領2-5-3	東急ドレスアレス万代東
住吉区	帝塚山西2-2	帝塚山小公園
住吉区	帝塚山東5-8	住吉総合福祉センター
住吉区	長居1	交通局技術部長居事務所
住吉区	長居1-10	鶴ヶ丘児童遊園
住吉区	長居西1-14	西長居公園
住吉区	長居西2-1	神須牟地神社
住吉区	長居東2-17-28	公団サンヴァリエ東長居
住吉区	庭井2-18	庭井町公園
住吉区	東粉浜3-13	東粉浜公園
住吉区	万代東1-1	万代東公園
住吉区	万代東1-4	パチンコラッキー万代・西
住吉区	万代東3-1-56	大阪府立病院
住吉区	万代東4-1	市設住吉霊園・西
住吉区	万代東4-4	環境事業局万代詰め所・西
住吉区	南住吉1-7-32	ライオンズマンション長居
住吉区	南住吉2-6-2	細江川:丸萬ベビー(株)北側
住吉区	南住吉3-15	沢之町公園
住吉区	南住吉3-15	住吉区役所内
住吉区	山之内1-1	山之内北公園
住吉区	山之内3-17	山之内中央公園
住吉区	山之内4-8	市営山之内住宅 5号館南側児童遊園
住吉区	山之内5-2	山之内公園
東住吉区	今川1-1	うるし堤公園
東住吉区	今川6-8	平野白鷺公園
東住吉区	今川7-1	今川公園
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林1-2-68	東部市場内
東住吉区	今林2- 4-40	日本通運(株)天王寺支店
東住吉区	今林3- 1-55	鳥居運送(株)駐車場
東住吉区	今林4- 4	今林公園
東住吉区	北田辺1-10	ライオンズマンション北田辺第2
東住吉区	北田辺4- 2	北田辺4公園
東住吉区	北田辺4-27	天理教逢坂分教会・南
東住吉区	杭全1- 6-28	環境事業局 中央事務所
東住吉区	杭全1- 7- 3	浅井硝子(株)
東住吉区	杭全7-13	中町会公園
東住吉区	杭全8- 1-16	東住吉消防署杭全出張所
東住吉区	杭全8- 5	育和公園(東)
東住吉区	杭全8- 8	育和公園(東)
東住吉区	桑津1-12	桑津北公園
東住吉区	桑津3- 6	桑津公園
東住吉区	桑津4-10	桑津東公園
東住吉区	公園南矢田1-22	府営矢田部住宅
東住吉区	公園南矢田3-17	矢田西公園
東住吉区	公園南矢田4- 6	市営公園南矢田住宅
東住吉区	駒川1-20	駒川北公園
東住吉区	駒川2- 3	駒川公園
東住吉区	住道矢田3- 9	西浦池グラウンド
東住吉区	住道矢田6- 8	矢田河原田公園
東住吉区	鷹合2- 4	酒君塚(さかきみづか)公園
東住吉区	鷹合4- 5	鷹合公園
東住吉区	照ヶ丘矢田1-16	照ヶ丘公園
東住吉区	照ヶ丘矢田3-11	矢田住道公園
東住吉区	長居公園1	長居公園北西
東住吉区	長居公園1	長居公園北東
東住吉区	長居公園1	大阪市長居陸上競技場第1ゲート
東住吉区	長居公園1	市営長居第2陸上競技場
東住吉区	長居公園1	大阪市長居陸上競技場第2ゲート
東住吉区	長居公園1	大阪市長居陸上競技場第3ゲート
東住吉区	長居公園1	大阪市長居陸上競技場第4ゲート
東住吉区	長居公園1	花と緑と自然の情報センター
東住吉区	長居公園1	大阪市長居陸上競技場マラソンゲート
東住吉区	長居公園1	市営長居第2陸上競技場南側
東住吉区	中野2- 1	都市環境局中野下水道センター
東住吉区	中野3-10	南百済公園
○ 東住吉区	中野4- 4	中野中学校
東住吉区	針中野1-16	針中野公園
東住吉区	東田辺1-11	東田辺さくら公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
東住吉区	東田辺1-17	駒川モータース・南
東住吉区	南田辺1-10	メゾン・ヒガシビル・南(歩道)
東住吉区	南田辺3-4-5	東住吉消防署
東住吉区	矢田1-22	矢田部公園
東住吉区	矢田5-2	矢田教育の森公園
東住吉区	矢田6-7-28	東住吉消防署矢田出張所
東住吉区	矢田6-9	矢田6公園
東住吉区	矢田7-6-10	特別養護老人ホーム ゆめあまみ
東住吉区	山坂2-19	山坂公園
東住吉区	湯里3-2	針中野団地3号棟
東住吉区	湯里5-7	湯里の森公園
平野区	瓜破1-1-2	セレッソコート西側
平野区	瓜破2-1	イオン喜連瓜破
平野区	瓜破2-4	府営瓜破国塚住宅
平野区	瓜破西1-8	瓜破西北公園
平野区	瓜破西1-14	府営瓜破西住宅
平野区	瓜破東1-6	瓜破東第1住宅2号棟
平野区	瓜破東4-5	市営瓜破東第2住宅
平野区	瓜破東8-9	府営瓜破東八丁目住宅 集会所
平野区	瓜破南1-2-11	永寿養護老人ホーム
平野区	瓜破南1-3-14	環境事業局平野工場
平野区	瓜破南1-3-14	環境事業局平野工場
平野区	瓜破南2-4	瓜破南地域集会所前広場
平野区	加美北4-2	加美北公園
平野区	加美北5-9	加美長沢西公園
平野区	加美北6-13	柿花公園
平野区	加美北8-3	加美長沢公園
平野区	加美北8-7	市営加美北住宅 3号館
平野区	加美鞍作1-11	ガーデンハイツ加美
平野区	加美正覚寺3-1	加美正覚寺公園
平野区	加美北1-11-17	ペルル平野
平野区	加美西1-3	たちばな公園
平野区	加美西2-5	加美西公園
平野区	加美東1-6	加美神明公園
平野区	加美東6-3-2	市営加美東第2住宅
平野区	加美東6-13-47	寺崎電気産業(株)
平野区	加美東7-3-2	丸一鋼管(株)大阪工場
平野区	加美南1-11	鞍作公園
平野区	喜連1-8	喜連北第1公園(西側)
平野区	喜連2-5-20	サンロイヤル 駐車場
平野区	喜連6-1-38	楯原神社
平野区	喜連西3-18	市営西喜連住宅
平野区	喜連西6-2-55	市立リハビリテーションセンター
平野区	喜連東1-4	常盤会学園大学
平野区	喜連東3-6	喜連東公園
平野区	喜連東4-6	市営東喜連第三住宅17号棟

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
平野区	長吉川辺2-1	川辺中公園
平野区	長吉川辺3-15-18	ライオンズマンション八尾南
平野区	長吉川辺4-2-11	府立平野高校
平野区	長吉出戸1-1	府営長吉住宅 3号棟
平野区	長吉出戸1-5	府営長吉住宅 5号棟
平野区	長吉出戸1-10	府営長吉住宅 11号棟
平野区	長吉出戸1-11-63	専用用地
平野区	長吉出戸3-2	コートヴィラージュ
平野区	長吉出戸5-4	長吉公園
平野区	長吉出戸8-14	出戸南公園
平野区	長吉長原1-3	長吉瓜破3号公園
平野区	長吉長原2-14	なみはや公園内
平野区	長吉長原4-9	長原公園
平野区	長吉長原西2-4	長原西公園
平野区	長吉長原東1-3	市営長吉長原北住宅5号棟
平野区	長吉長原東3-14	木の本合同宿舎
平野区	長吉六反1	クラフトパーク
平野区	長吉六反1-14	六反赤坂公園
平野区	長吉六反4-7	専用用地[長吉六反東公園北東]
平野区	西脇2-2	西脇公園
平野区	平野市町1-8	坂上公園
平野区	平野市町3-7	平野市町公園
平野区	平野上町1-7-26	大念佛寺
平野区	平野北1-1	平野北公園
平野区	平野西3-5	平野西公園
平野区	平野馬場2-2-34	(株)西日本デイリーフーズ
平野区	平野東1-1-4	市バス「平野宮町二丁目」停留所・西(歩道)
平野区	平野東2-11	平野公園
○ 平野区	平野南1-2	平野消防署
平野区	平野南1-9	平野野堂公園
平野区	平野南3-11	平野南公園
平野区	平野元町9-12	JR平野駅前
西成区	岸里1-4	西成消防署前(国道26号線歩道)
西成区	岸里1-4	西成消防署
西成区	岸里3-1	市バス「千本南一丁目」停留所・北
西成区	岸里3-6	南海公園
西成区	岸里東1-16	天下茶屋公園
西成区	北津守1-4	北津守東公園
西成区	北津守2-1	北津守中公園
西成区	山王1-9	トキオカ本店・南(歩道)
西成区	山王1-13	山王北広場
西成区	山王3-6	飛田ひまわり子供広場(阪神高速高架下)
西成区	潮路1-4	西皿池公園
西成区	千本北2-10	橘千本北公園
西成区	千本中1-19-13	駐車場
西成区	千本中2-9	市営千本中住宅 北側児童公園

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

	所在地	名称・目標
	西成区 千本南1-21	田端公園
	西成区 千本南2-12	千本南公園
	西成区 太子1-1	キリスト教救霊会館・南(歩道)
○	西成区 橋1-8	天下茶屋中学校
	西成区 橋3-3	橋第3公園
	西成区 橋3-19-20	(株)共和大阪 第一工場
	西成区 玉出中1-12	「玉出中一」交差点・北西
	西成区 玉出中1-16	南海電鉄本線「岸里玉出」駅 駅前広場
	西成区 玉出中2-13	玉出南公園
	西成区 玉出西1-8-9	ファミリーマート玉出西店
	西成区 玉出西1-9	玉出西公園
	西成区 津守2-1-26	(株)新井製作所
	西成区 津守2-7	津守公園
	西成区 津守3-1-1	市営中津守住宅 1号棟
	西成区 鶴見橋2-9	旭北公園
	西成区 鶴見橋3-8	松之宮公園
	西成区 出城1-5	出城公園
	西成区 出城3-6	出城西公園
	西成区 天下茶屋北2-5	浦上病院・南(歩道)
	西成区 天神ノ森1-16	天神ノ森公園
	西成区 天神ノ森2-8	セブンマンション・西
	西成区 長橋3-6-2	市営長橋第2住宅 2棟
	西成区 中開3-1	開公園
	西成区 梅南2-1	梅南2公園
	西成区 萩之茶屋1-2	南海電鉄「新今宮」駅 高架下・東(歩道)
	西成区 萩之茶屋3-1-12	西成消防署海道出張所
	西成区 萩之茶屋3-4	南海電鉄「萩之茶屋」駅・南東
	西成区 萩之茶屋3-7	萩之茶屋南公園・東
	西成区 花園北1-9	花園公園
	西成区 松1-5	松通東公園
	西成区 松2-3-13	敷津松之宮神社
	西成区 松3-2	松通公園
	西成区 松3-3	(株)共和大阪 第三工場
	西成区 南津守1-6-41	ホームズ南津守店
	西成区 南津守1-6-41	ホームズ南津守店
	西成区 南津守2-1-30	大阪松下ライフエレクトロニクス(株)
	西成区 南津守2-1-90	アサノコンクリート内
	西成区 南津守2-3-18	太平洋セメント内
	西成区 南津守4-1-5	グラントピア玉出
	西成区 南津守5-13-37	(株)サノヤスヒシノ明昌大阪造船所
	西成区 南津守5-13-37	(株)サノヤスヒシノ明昌大阪造船所
	西成区 南津守6-1	南津守中公園
	西成区 南津守6-1-75	コーナン南津守店
	西成区 南津守7-3	南津守公園
	西成区 南開1-7	南開公園

指定消防水利<プール>設置場所

所在地		名称・目標
北区	西天満3-12-21	西天満小学校
北区	松ヶ枝町 1	市立扇町商業高校
北区	神山町 12- 9	天満中学校
北区	菅栄町 9	菅北小学校
北区	大淀中2- 1	大淀中学校
北区	大淀中4-10	大淀小学校
北区	茶屋町 19-19	阪急茶屋町ビル(ちゃやまちアプローチ)
北区	茶屋町 19-19	阪急茶屋町ビル(ちゃやまちアプローチ)
北区	茶屋町 19-19	阪急茶屋町ビル(ちゃやまちアプローチ)
北区	中津3-34	中津小学校
北区	中津6- 7	中津南小学校
北区	中之島5-3	リーガロイヤルホテル
北区	中之島5-3	リーガロイヤルホテル
北区	長柄西2- 6	豊仁小学校
北区	長柄中2- 3	豊崎東小学校
北区	長柄東2- 2	新豊崎中学校
北区	天満1-24	滝川小学校
北区	天満1-25-17	造幣局
北区	天満橋1- 1	北稜中学校
北区	天満橋1- 8-30	大阪アメニティーパーク アネックス棟
北区	東天満2-10	堀川小学校
北区	豊崎4- 5	豊崎小学校
北区	本庄西2- 1	豊崎本庄小学校
北区	本庄東3- 4	豊崎中学校
北区	扇町 2	扇町小学校
都島区	御幸町1- 1	高倉中学校
都島区	高倉町3- 3	高倉小学校
都島区	善源寺町1- 5	市立都島工業高校
都島区	中野町3- 9	都島中学校
都島区	中野町3-10	中野小学校
都島区	都島本通3-10	都島小学校
都島区	都島本通4-12	大阪市都島屋内プール
都島区	都島本通4-19	東都島小学校
都島区	東野田町1-10	桜宮小学校
都島区	東野田町2- 1	京阪電鉄京橋駅ビル
都島区	東野田町2- 1-18	ホテル京阪京橋
都島区	東野田町4-15	市立東高校
都島区	東野田町5-16	桜宮中学校
都島区	内代町3- 4	内代小学校
都島区	毛馬町2-11	大東小学校
都島区	毛馬町3- 5	淀川小学校
都島区	毛馬町3- 5	淀川中学校
都島区	毛馬町5-22	市立桜宮高校
都島区	友渕町1- 3	友渕小学校
都島区	友渕町1- 5	友渕中学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所 在 地	名 称 ・ 目 標	
都 島 区	友瀨町1-5	ベルスポーツプラザ
福 島 区	海老江1-6	海老江東小学校
福 島 区	海老江8-1	海老江西小学校
福 島 区	吉野3-10	吉野小学校
福 島 区	吉野5-9	野田中学校
福 島 区	玉川1-4	下福島中学校
福 島 区	玉川2-13	玉川小学校
福 島 区	鷺洲5-6	鷺洲小学校
福 島 区	鷺洲6-1	八阪中学校
福 島 区	大開1-8	大開小学校
福 島 区	大開2-17	西野田工業高校
福 島 区	福島4-1	市立下福島プール
福 島 区	福島4-5	福島小学校
福 島 区	福島7-4	上福島小学校
福 島 区	野田5-13	野田小学校
此 花 区	西九条5-4	此花総合センタービル
此 花 区	西九条6-1	市立咲くやこの花中学校・高校
此 花 区	高見1-3	高見小学校
此 花 区	高見2-14	此花中学校
此 花 区	四貫島2-16	四貫島小学校
此 花 区	春日出中1-13	春日出小学校
此 花 区	春日出中3-1-98	住友化学工業(株)大阪北部3地
此 花 区	春日出南1-2	春日出中学校
此 花 区	春日出北3-11	梅香中学校
此 花 区	西九条4-3	西九条小学校
此 花 区	伝法3-13	伝法小学校
此 花 区	島屋2-9	島屋小学校
此 花 区	西島2-3	市立此花総合高校
此 花 区	西島2-5	西島小学校
此 花 区	梅香3-17	梅香小学校
中 央 区	瓦屋町2-8	中央小学校
中 央 区	久太郎町1-7	市立東商業高校
中 央 区	玉造2-3	玉造小学校
中 央 区	玉造2-26-54	大阪女学院
中 央 区	高津3-4	高津小学校
中 央 区	今橋1-5	開平小学校
中 央 区	糸屋町2-3	中大江小学校
中 央 区	上町1-19	市立聾学校
中 央 区	上町西3-2	上町中学校
中 央 区	大手前1-3-20	追手門学院
中 央 区	大手前2-1	府立大手前高校
中 央 区	大手前4-1	東中学校
中 央 区	谷町6-17	市立南高校
中 央 区	島之内1-10	南中学校
中 央 区	島之内2-7-8	中央屋内プール

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
中央区	西心斎橋1-6-14	ビッグステップ南東側
中央区	西心斎橋1-6-14	ビッグステップ北側
中央区	東心斎橋1-14	南小学校
中央区	難波5-1-60	スイスホテル大阪
中央区	難波5-1-60	スイスホテル大阪
中央区	農人橋1-3	南大江小学校
西区	阿波座2-3	明治小学校
西区	九条2-6	九条東小学校
西区	九条南2-13	九条南小学校
西区	九条南4-7	九条北小学校
西区	江戸堀1-21	西船場小学校
西区	江戸堀2-8	花乃井中学校
西区	千代崎3-1	西中学校
西区	川口1-5	本田小学校
西区	南堀江3-5	堀江中学校
西区	南堀江4-9	日吉小学校
西区	北堀江3-2	堀江小学校
西区	北堀江4-7	市立西高校
港区	磯路1-5	市岡中学校
港区	磯路3-7	磯路小学校
港区	港晴1-3	港晴小学校
港区	三先1-5	港南中学校
港区	三先2-6	三先小学校
港区	市岡3-2	市岡小学校
港区	市岡元町2-12	府立市岡高校
港区	市岡元町3-2	市岡東中学校
港区	池島1-5	港中学校
港区	池島2-5	池島小学校
港区	築港1-2	築港中学校
港区	築港1-10	築港小学校
港区	田中2-10	田中小学校
港区	南市岡2-6	南市岡小学校
港区	波除2-3	府立港高校
港区	波除4-3	波除小学校
港区	八幡屋3-3	八幡屋小学校
港区	弁天1-2	オーク3番街
港区	弁天1-2	オーク3番街
港区	弁天1-2	オーク2番街
港区	弁天1-2	オーク2番街
港区	弁天1-5	市立市岡商業高校
港区	弁天2-9	弁天小学校
大正区	三軒家西1-13	三軒家西小学校
大正区	三軒家東2-12	三軒家東小学校
大正区	三軒家東4-4	大正東中学校
大正区	小林東2-4	小林小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
大正区	小林東3-3	アゼリア大正
大正区	小林東3-23	大正中央中学校
大正区	千島1-16	泉尾東小学校
大正区	泉尾2-21	泉尾北小学校
大正区	泉尾3-19	府立泉尾高校
大正区	泉尾3-23	中泉尾小学校
大正区	泉尾5-16	市立泉尾工業高校
大正区	泉尾5-17	北恩加島小学校
大正区	泉尾7-11	府立大正高校
大正区	鶴町2-6	鶴町小学校
大正区	鶴町2-20	鶴浜小学校
大正区	南恩加島3-6	南恩加島小学校
大正区	南恩加島6-14	大正西中学校
大正区	平尾2-21	平尾小学校
大正区	北村3-1	大正北中学校
天王寺区	烏ヶ辻2-9	市立天王寺商業高校
天王寺区	餌差町 5	大阪明星学園高校
天王寺区	餌差町 10	府立高津高校
天王寺区	玉造本町 14	真田山小学校
天王寺区	四天王寺1-9	大江小学校
天王寺区	寺田町1-6	聖和小学校
天王寺区	小宮町 6	夕陽丘中学校
天王寺区	小宮町 9	五条小学校
天王寺区	上汐4-1	生魂小学校
天王寺区	上之宮町3-16	上宮高校
天王寺区	城南寺町 1	高津中学校
天王寺区	清水谷 2	府立清水谷高校
天王寺区	大道1-4	天王寺小学校
天王寺区	堂ヶ芝1-2	桃陽小学校
天王寺区	南河堀町 9-52	大阪南YMCA
天王寺区	北河堀町 6	天王寺中学校
天王寺区	北山町 10	府立夕陽丘高校
天王寺区	味原町 8	味原小学校
浪速区	塩草1-1	難波中学校
浪速区	塩草1-4	塩草小学校
浪速区	恵美須西2-13	恵美小学校
浪速区	元町1-5	難波元町小学校
浪速区	戎本町1-3	木津中学校
浪速区	戎本町2-7	府立今宮高校
浪速区	大国1-9	大国小学校
浪速区	難波中3-8-8	スポーツセンター
浪速区	日本橋3-2	日本橋小学校
浪速区	日本橋西1-7	日本橋中学校
浪速区	日本橋東3-1	日東小学校
浪速区	敷津東3-9	敷津小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
浪速区	木津川2-3	栄小学校
浪速区	立葉2-1	立葉小学校
西淀川区	歌島2-5	歌島小学校
西淀川区	歌島2-11	歌島中学校
西淀川区	御幣島3-5	御幣島小学校
西淀川区	御幣島5-7-23	市営歌島プール(歌島公園)
西淀川区	御幣島6-5	香蓑小学校
西淀川区	出来島2-2	出来島小学校
西淀川区	出来島3-3	府立西淀川高校
西淀川区	大和田2-5-7	エルモ西淀川
西淀川区	大和田4-3	大和田小学校
西淀川区	大和田6-13	淀中学校
西淀川区	中島1-11	川北小学校
西淀川区	佃1-21	佃小学校
西淀川区	佃2-15	佃中学校
西淀川区	佃2-15	佃西小学校
西淀川区	佃5-12	佃南小学校
西淀川区	柏里2-13	柏里小学校
西淀川区	姫島1-10	姫島小学校
西淀川区	姫島6-10	西淀中学校
西淀川区	姫里2-8	姫里小学校
西淀川区	福町2-5	福小学校
西淀川区	野里2-21	野里小学校
淀川区	加島1-52	市立東淀工業高校
淀川区	加島1-54	美津島中学校
淀川区	加島1-60	加島小学校
淀川区	宮原4-4	府立東淀川高校
淀川区	宮原5-3	北中島小学校
淀川区	三国本町1-16	宮原小学校
淀川区	三国本町3-9	三国小学校
淀川区	三津屋中1-4	三津屋小学校
淀川区	十三元今里2-3	神津小学校
淀川区	十三元今里3-1-72	博愛社
淀川区	十三東4-3	十三小学校
淀川区	新高1-15	新高小学校
淀川区	新北野1-9	ホテル プラザオーサカ
淀川区	新北野1-9	ホテル プラザオーサカ
淀川区	新北野2-5	府立北野高校
淀川区	新北野2-13	新北野中学校
淀川区	西宮原3-3	宮原中学校
淀川区	西三国1-21	西三国小学校
淀川区	西三国2-5	三国中学校
淀川区	西中島7-14	西中島小学校
淀川区	塚本3-5	塚本小学校
淀川区	田川2-9	田川小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
淀川区	東三国3-9	新東三国小学校
淀川区	東三国6-3	東三国小学校
淀川区	東三国6-3	東三国中学校
淀川区	木川東1-2	木川南小学校
淀川区	木川東3-7	木川小学校
淀川区	野中北1-11	野中小学校
東淀川区	東淡路1-4-53	東淀川屋内プール
東淀川区	井高野1-28	井高野小学校
東淀川区	井高野2-8	井高野中学校
東淀川区	井高野2-8	東井高野小学校
東淀川区	下新庄5-2	下新庄小学校
東淀川区	柴島1-7	府立柴島高校
東淀川区	柴島2-8	柴島中学校
東淀川区	小松3-18	小松小学校
東淀川区	上新庄2-20	新庄小学校
東淀川区	瑞光2-2	瑞光寺公園
東淀川区	瑞光4-9	瑞光中学校
東淀川区	瑞光5-8	大隅東小学校
東淀川区	菅原6-3	菅原小学校
東淀川区	西淡路3-14	西淡路小学校
東淀川区	西淡路4-25	淡路中学校
東淀川区	西淡路5-5	淡路小学校
東淀川区	相川2-18	大阪高校
東淀川区	相川3-10-62	大阪成蹊学園
東淀川区	大桐4-1	大桐小学校
東淀川区	大桐4-5	大桐中学校
東淀川区	大隅2-3	大隅西小学校
東淀川区	大道南1-23	大道南小学校
東淀川区	東淡路3-3	東淡路小学校
東淀川区	東中島3-5	中島中学校
東淀川区	東中島4-8	啓発小学校
東淀川区	豊新4-17	豊新小学校
東淀川区	豊里1-10	新東淀中学校
東淀川区	豊里2-11	府立北淀高校
東淀川区	豊里5-12	豊里南小学校
東淀川区	豊里5-14	豊里小学校
東淀川区	豊里6-25	東淀中学校
東淀川区	豊里7-5	視覚特別支援学校
東成区	玉津1-7	中道小学校
東成区	玉津1-12	玉津中学校
東成区	深江南1-4	深江小学校
東成区	深江北2-5	東陽中学校
東成区	神路1-15	宝栄小学校
東成区	神路2-8	相生中学校
東成区	大今里1-35	今里小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
東成区	大今里4-6	神路小学校
東成区	大今里西3-2	大成小学校
東成区	大今里南2-13	片江小学校
東成区	中道1-3	府立成人病センター
東成区	中道2-9	北中道小学校
東成区	中本4-2	中本小学校
東成区	東小橋3-10	東小橋小学校
東成区	東小橋3-10	東小橋小学校
東成区	東中本2-9	東中本小学校
東成区	東中本2-12	東成スポーツセンター
東成区	東中本3-14	本庄中学校
生野区	舍利寺3-1	生野小学校
生野区	勝山南1-3	勝山小学校
生野区	勝山南3-1	府立桃谷高校
生野区	勝山南4-15	舍利寺小学校
生野区	勝山北3-7	東桃谷小学校
生野区	勝山北3-13	勝山中学校
生野区	勝山北4-9	鶴橋中学校
生野区	小路2-24	小路小学校
生野区	小路東3-8	東小路小学校
生野区	新今里7-9	東生野中学校
生野区	新今里7-14	東中川小学校
生野区	生野西3-5	生野中学校
生野区	生野西3-5	西生野小学校
生野区	生野東2-3	生野工業高校
生野区	巽西1-8-6	ロート製薬(株)
生野区	巽中3-12	巽小学校
生野区	巽中3-17	巽中学校
生野区	巽東3-3	新生野中学校
生野区	巽東3-8	巽東小学校
生野区	巽東3-10	府立勝山高校
生野区	巽東4-2	市立生野養護学校
生野区	巽南2-10	巽南小学校
生野区	巽南4-2	新巽中学校
生野区	巽北1-30	北巽小学校
生野区	中川3-3	中川小学校
生野区	巽北1-1	大池中学校
生野区	鶴橋3-4	北鶴橋小学校
生野区	田島3-7	田島小学校
生野区	田島5-23	田島中学校
生野区	桃谷1-2	府立生野麓学校
生野区	桃谷2-20	鶴橋小学校
生野区	桃谷5-5	御幸森小学校
生野区	林寺2-14	林寺小学校
生野区	林寺6-6	生野南小学校

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
旭区	高殿6-14-6	旭屋内プール
旭区	高殿3-10	高殿南小学校
旭区	高殿5-3	旭プール
旭区	高殿5-6	府立旭高校
旭区	高殿5-9	旭陽中学校
旭区	高殿6-9	高殿小学校
旭区	新森6-3	新森小路小学校
旭区	新森6-7	旭東中学校
旭区	森小路2-10	古市小学校
旭区	清水5-1	清水小学校
旭区	生江1-10	生江小学校
旭区	赤川3-13	城北小学校
旭区	太子橋1-12	太子橋小学校
旭区	太子橋3-1	市立淀川工業高校
旭区	大宮4-9	大宮小学校
旭区	大宮5-11	市立思齊養護学校
旭区	大宮5-13-60	大阪工業大学 第2体育館
旭区	中宮1-8	大宮西小学校
旭区	中宮4-7	大宮中学校
城東区	永田2-15	諏訪小学校
城東区	永田3-3	城東中学校
城東区	関目2-17-22	城東温水プール
城東区	関目4-12	関目東小学校
城東区	関目6-5	関目小学校
城東区	古市1-18	董中学校
城東区	古市1-20	大阪産業大学付属高校
城東区	古市2-4-25	大阪信愛女学院
城東区	古市2-6	董小学校
城東区	今福西3-9	鯉江小学校
城東区	今福西4-7	鯉江中学校
城東区	今福南2-1	今福小学校
城東区	嶋野西3-3	城陽中学校
城東区	嶋野東3-16	城東小学校
城東区	新喜多2-4	聖賢小学校
城東区	森之宮1-6	森之宮小学校
城東区	諏訪3-11	府立成城工業高校
城東区	成育1-5	成育小学校
城東区	中央3-9	蒲生中学校
城東区	中浜2-12	中浜小学校
城東区	東中浜5-4	東中浜小学校
城東区	放出西2-2	放出小学校
城東区	放出西3-12	放出中学校
城東区	野江4-1	榎並小学校
鶴見区	安田1-5	府立茨田高校
鶴見区	安田2-1	茨田小学校

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
鶴見区	茨田大宮1-1	茨田北中学校
鶴見区	茨田大宮3-7	茨田東小学校
鶴見区	横堤1-11	横堤小学校
鶴見区	横堤1-11	横堤中学校
鶴見区	横堤5-13	茨田西小学校
鶴見区	今津中1-3	今津中学校
鶴見区	今津中2-1	市立汎愛高校
鶴見区	今津中4-1	今津小学校
鶴見区	今津北1-5	榎本小学校
鶴見区	諸口1-3	茨田南小学校
鶴見区	諸口3-4	茨田中学校
鶴見区	鶴見2-17	鶴見南小学校
鶴見区	鶴見4-14	鶴見小学校
鶴見区	鶴見6-6	緑中学校
鶴見区	浜3-8	茨田北小学校
鶴見区	緑2-4	みどり小学校
鶴見区	緑2-10	市立鶴見商業高校
鶴見区	焼野1-3-44	焼野小学校
阿倍野区	阿倍野筋1-5-1	あべのルシアス
阿倍野区	阿倍野筋3-13-23	あべのフォルサ北側
阿倍野区	旭町3-4	金塚小学校
阿倍野区	丸山通1-4	丸山小学校
阿倍野区	阪南町1-26	苗代小学校
阿倍野区	阪南町1-30	府立阿倍野高校
阿倍野区	阪南町2-13	阿倍野小学校
阿倍野区	阪南町5-7	阪南小学校
阿倍野区	昭和町3-1	桃山学院高校
阿倍野区	桃ヶ池町1-12	阿倍野中学校
阿倍野区	松崎町1-2	大阪教育大学附属小学校
阿倍野区	松崎町3-12	常盤小学校
阿倍野区	松虫通3-4	松虫中学校
阿倍野区	橋本町	晴明丘小学校
阿倍野区	長池町 20	長池小学校
阿倍野区	帝塚山1-23	晴明丘南小学校
阿倍野区	天王寺町北3-18	高松小学校
阿倍野区	桃ヶ池町2-2	市立昭和中学校
阿倍野区	文の里3-15	明浄学院高校
阿倍野区	北畠1-16	阪南中学校
阿倍野区	相生通1-15	府立住吉高校
住之江区	御崎5-7	清江小学校
住之江区	御崎2-2	真住中学校
住之江区	御崎4-6	住之江小学校
住之江区	御崎7-12	市立住吉商業高校
住之江区	御崎8-1	住之江中学校
住之江区	住之江1-4	安立小学校
住之江区	新北島6-2	新北島小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住之江区	新北島8-2	新北島中学校
住之江区	西加賀屋2-9	加賀屋中学校
住之江区	西加賀屋4-1	住吉川小学校
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	泉1-1-71	住之江競艇場
住之江区	東加賀屋1-6	加賀屋東小学校
住之江区	南加賀屋1-1-117	府営住之江公園プール
住之江区	南港中2-7	南港緑小学校
住之江区	南港中3-5	南港南中学校
住之江区	南港中3-7	南港渚小学校
住之江区	南港中4-3	南港北中学校
住之江区	南港中4-4	南港光小学校
住之江区	南港中4-6	府立咲洲高校
住之江区	南港中5-2	南港桜小学校
住之江区	南港東2-5	府立港南高校
住之江区	粉浜1-5	北粉浜小学校
住之江区	粉浜2-6	粉浜小学校
住之江区	粉浜西1-5	住吉第一中学校
住之江区	平林南2-6	平林小学校
住之江区	北加賀屋2-5	加賀屋小学校
住之江区	北加賀屋5-3-47	市立住之江総合会館(住之江温水プール)
住之江区	北島2-9	敷津浦小学校
住吉区	遠里小野2-3-13	白頭学園
住吉区	遠里小野2-11	大和川中学校
住吉区	遠里小野6-6	遠里小野小学校
住吉区	我孫子4-11	依羅小学校
住吉区	我孫子東1-4	我孫子中学校
住吉区	我孫子西1-6-12	南住吉大空小学校
住吉区	苅田10-1	苅田南小学校
住吉区	苅田1-11	苅田北小学校
住吉区	苅田1-16	東我孫子中学校
住吉区	苅田3-5	苅田小学校
住吉区	苅田4-1	府立大和川高校
住吉区	山之内2-13	浪速高校
住吉区	山之内2-17	山之内小学校
住吉区	杉本3-3-138	市立大学
住吉区	清水丘2-9	清水丘小学校
住吉区	千躰1-5	三稜中学校

防火水槽設置場所一覧表

(○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
住吉区	浅香1-8	我孫子南中学校
住吉区	大領3-3	大領小学校
住吉区	大領4-3	大領中学校
住吉区	長居東3-3	長居小学校
住吉区	帝塚山西4-1	住吉小学校
住吉区	東粉浜2-3	東粉浜小学校
住吉区	南住吉3-5	南住吉小学校
住吉区	墨江2-3	墨江小学校
住吉区	墨江4-15	墨江丘中学校
東住吉区	長居公園1	市営長居プール
東住吉区	桑津5-13	桑津小学校
東住吉区	公園南矢田2-12	矢田西中学校
東住吉区	公園南矢田2-15	矢田西小学校
東住吉区	杭全4-10	育和小学校
東住吉区	今川1-2	白鷺中学校
東住吉区	今川4-24	今川小学校
東住吉区	住道矢田2-7	矢田東小学校
東住吉区	住道矢田9-7	矢田中学校
東住吉区	照ヶ丘矢田2-1	矢田北小学校
東住吉区	鷹合3-12	鷹合小学校
東住吉区	中野 4-4	中野中学校
東住吉区	田辺2-3	田辺小学校
東住吉区	東田辺2-14	東田辺小学校
東住吉区	湯里2-4	南百済小学校
東住吉区	湯里6-8	湯里小学校
東住吉区	南田辺4-3	南田辺小学校
東住吉区	南田辺4-7	田辺中学校
東住吉区	北田辺3-11	北田辺小学校
東住吉区	矢田3-4	矢田南中学校
東住吉区	矢田5-1	矢田小学校
東住吉区	矢田5-4	ラスパ大阪
平野区	平野南4-6-1	平野屋内プール
平野区	瓜破2-5	瓜破中学校
平野区	瓜破5-3	瓜破小学校
平野区	瓜破西2-1	瓜破西小学校
平野区	瓜破西2-12	瓜破西中学校
平野区	瓜破東2-5	瓜破東小学校
平野区	加美正覚寺3-13	加美中学校
平野区	加美東5-9	加美東小学校
平野区	加美南1-9	加美南部小学校
平野区	加美南1-10	加美南中学校
平野区	加美北7-4	加美北小学校
平野区	喜連1-7	喜連北小学校
平野区	喜連7-6	喜連小学校
平野区	喜連西2-11	府立東住吉工業高校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地	名称・目標	
平野区	喜連西3-17	喜連西小学校
平野区	喜連西6-2	喜連中学校
平野区	喜連東2-2	喜連東小学校
平野区	長吉出戸3-1	長吉出戸小学校
平野区	長吉出戸8-13	長吉東小学校
平野区	長吉川辺1-4	川辺小学校
平野区	長吉川辺3-4	市立平野養護学校
平野区	長吉川辺4-2	府立平野高校
平野区	長吉長原2-6	長吉小学校
平野区	長吉長原西3-8	長吉西中学校
平野区	長吉長原東1-6	長吉中学校
平野区	長吉長原東3-10	長原小学校
平野区	長吉六反3-2	長吉南小学校
平野区	長吉六反4-6	長吉六反中学校
平野区	長吉六反5-3	長吉六反小学校
平野区	背戸口1-5	新平野西小学校
平野区	背戸口1-16	平野中学校
平野区	背戸口4-1	平野西小学校
平野区	平野西2-3	府立東住吉高校
平野区	平野宮町1-8	平野北中学校
平野区	平野宮町1-9	平野小学校
平野区	平野西3-4	摂陽中学校
平野区	平野南2-3	平野南小学校
平野区	流町2-1-24	大阪教育大学教育学部附属平野中学校
平野区	流町2-1-24	大阪教育大学教育学部附属幼稚園
西成区	旭3-5	松之宮小学校
西成区	花園北1-8	今宮中学校
西成区	花園北2-16	弘治小学校
西成区	橘1-8	天下茶屋中学校
西成区	橘2-1	橘小学校
西成区	玉出西1-15	玉出中学校
西成区	玉出中2-13	玉出小学校
西成区	玉出東1-6-3	西成スポーツセンター
西成区	出城1-1	府立今宮工業高校
西成区	聖天下1-11	天下茶屋小学校
西成区	千本中1-8	岸里小学校
西成区	千本中1-17	成南中学校
西成区	千本中2-8	千本小学校
西成区	長橋2-3	長橋小学校
西成区	長橋3-9	鶴見橋中学校
西成区	津守1-13	府立西成高校
西成区	津守3-1	津守小学校
西成区	天下茶屋1-17	今宮小学校
西成区	南津守6-1	南津守小学校
西成区	梅南3-2	梅南小学校

防火水槽設置場所一覧表 (○は飲料水兼用)

所在地		名称・目標
西成区	梅南3-3	梅南中学校
西成区	萩之茶屋1-11	萩之茶屋小学校
西成区	北津守3-3	北津守小学校

広域避難場所一覧表

No.	広域避難場所	避難圏域	全面積 (ha)	避難可能人数 (万人)
1	新大阪駅北側	西淀川区、淀川区、東淀川区	36.8	24.7
2	鶴見緑地	旭区、城東区、鶴見区	127.4	105.3
3	梅田貨物駅	北区、福島区、中央区、西区	23.2	14.3
4	大阪城公園	都島区、中央区、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区	148.6	112.8
5	靱公園	北区、福島区、中央区、西区	9.8	8.6
6	天王寺公園	中央区、天王寺区、浪速区、生野区、阿倍野区、西成区	12.5	9.3
7	千島	大正区	29.6	15.9
8	津守	浪速区、西成区	21.8	6.4
9	住之江公園一帯	住之江区、住吉区、西成区	33.6	20.5
10	長居公園	阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区	74.9	63.3
11	百済貨物駅	生野区、東住吉区、平野区	15.0	9.5
12	瓜破霊園	東住吉区、平野区	30.8	26.4
13	大阪市立大学	住之江区、住吉区	26.0	16.5
14	西淀川中島地区	西淀川区、淀川区	27.6	27.0
15	八幡屋公園	港区	13.1	8.2
16	十三柴島	西淀川区、淀川区、東淀川区	36.9	36.9
17	毛馬	都島区、旭区、城東区	10.7	10.7
18	豊里	東淀川区	9.6	9.6
19	太子橋	旭区	27.0	27.0
20	中之島	北区、福島区、中央区、西区	47.3	33.7
21	久宝寺緑地	平野区	41.1	33.6
22	淀川リバーサイド地区	北区	11.6	11.6
23	高見地区	福島区、此花区	38.3	28.0
24	城北公園	都島区、旭区、城東区	10.2	6.3
25	阿倍野再開発地区	中央区、天王寺区、浪速区、生野区、阿倍野区、西成区	25.1	11.3
26	旭公園一帯	都島区、旭区、城東区	8.7	5.6
27	出来島地区	西淀川区、淀川区	11.6	9.6
28	南港中央公園一帯	住之江区	21.0	21.0
29	沢之町公園一帯	住之江区、住吉区	7.3	3.0
30	佃地区	西淀川区、淀川区	7.7	2.4
31	浪速公園一帯	中央区、西区、浪速区、西成区	6.6	5.5
32	下福島公園地区	北区、福島区、中央区、西区	8.3	4.9
33	巽東緑地	生野区、東住吉区、平野区	4.8	4.8
合 計			964.5	734.4

避難路一覽表

番号	路線名	起点	終点	延長(km)
1	尼崎堺線～佃線～尼崎平野線	歌島橋	中島地区	3.0
2	大野川歩行者専用道～尼崎平野線	歌島橋	出来島地区	3.7
3	淀川北岸線	中島地区	出来島地区	0.9
4	曾根崎御幣島線	歌島橋	加島	2.1
5	加島天下茶屋線	加島	十三柴島	2.6
6	淀川北岸線	歌島橋	十三	2.6
		中津浜	浄正橋	1.6
7	御堂筋線	東三国3	宮原1	1.8
		宮原1	十三柴島	1.2
		十三柴島	梅新東	2.9
8	新庄大和川線～新庄長柄線～淀川北岸線	十三柴島	豊里	4.7
9	新庄大和川線～桜島守口線～森小路大和川線	太子橋	緑橋	6.3
10	東野田茨田線	蒲生4	鶴見緑地	3.4
11	東野田茨田線	安田	鶴見緑地	0.9
12	西野田中津線～北野都島線	梅田貨物駅	淀川リハ-サイト	2.4
13	桜島守口線～加島天下茶屋線	島屋橋	中央大通	7.5
14	桜島守口線～御堂筋線	福島	本町4	3.1
15	尼崎平野線	四貫島	弁天町	1.8
16	築港深江線	八幡屋公園	深江橋	11.5
17	本田大運線～泉尾今里線	鶴町	難波	7.9
18	尼崎堺線～津守阿倍野線	阿波座	花園町	5.9
19	津守阿倍野線(一部現道)	花園町	阿倍野区役所	2.0
20	尼崎堺線	津守	北加賀屋	2.6
		住之江公園前	大和川	0.7
21	市道211号線	出城1	北津守4	1.1
22	御堂筋線～難波住吉線	本町4	玉出	6.7
23	難波住吉線	玉出	浜口町	1.6
24	芦原杭全線	敷津東3	逢坂2	1.4
25	長柄堺線～尼崎平野線～天王寺吾彦線	谷町4	大阪市立大学	10.5
26	難波足代線	六万体町	勝山4	1.0
27	森之宮勝山線～泉尾今里線～都島阿倍野線～難波足代線	大池橋	大阪城公園	4.9
28	難波足代線	勝山高校付近	大池橋	1.7
29	都島阿倍野～九条深江線～森小路大和川線	湯里町	大阪城公園	8.7
30	森小路大和川線	今里	緑橋	1.3
31	尼崎平野線～平野八尾線	杭全	久宝寺緑地	4.0
32	柴谷平野線	住之江公園	西田辺駅前	4.5
		西田辺駅前	中野町	2.1
33	敷津長吉線	長吉長原	住之江公園	8.8
34	長柄堺線	近鉄前	千躰	4.4
		千躰	沢之町公園	0.6
35	毛馬桜の宮公園緑道	毛馬	大阪城公園	4.1
36	淀川右岸堤防	江口橋	豊里	2.7
37	尼崎平野線～淀川南岸線	四貫島	梅田貨物駅	5.7
38	正連寺川北岸線	西島	伝法6	1.4
		伝法1	吉野5西	0.7
39	豊里矢田線	菅原4	城北公園前	2.1
		城北公園前	野江4	2.2
		鴨野西2	林寺2	5.6
		北田辺6	矢田7	4.1
40	北野都島線～桜島守口線～古市清水線	都島橋	鶴見緑地	5.0

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)
41	新庄大和川線	京阪本通1	緑1	2.0
		緑1	警察署西	9.6
		警察署西	瓜破南1	3.8
42	尼崎平野線	弁天町駅前	近鉄前	5.6
		天王寺南1	杭全	3.3
43	桜島守口線～東野田茨田線	梅田新道	蒲生4	4.3
44	長柄塚線	谷町4	淀川リバーサイド	3.2
45	尼崎塚線	野田阪神	阿波座	1.5
46	立葉元町線	立葉1	元町1	1.0
47	敷津長吉線～浜口南港線～南港専用道	住之江公園	南港中央公園	4.8
48	歌島豊里線	新高1	淡路3	3.0
49	井高野大道線	北江口	大桐2	1.6
50	長柄阿倍野線	長柄橋南詰	南森町	2.3
51	都島茨田線	花博記念公園西口	鶴見緑地	1.2
52	翼清水池宮東線～加美第11号線～正覚寺線	新翼中東	翼東緑地	1.0
53	都島阿倍野線	玉造	下味舌	1.0
54	泉尾今里線	難波	小橋町	2.1
		下味舌	今里	1.3
55	九条深江線	今里	新深江	1.3
56	塚筋線	霞町車庫前	天下茶屋東1	0.7
57	木津川平野線	岸里	警察署西	6.6
58	大和川北岸線	南港東2	南加賀屋4	3.5
59	大阪中央環状線	神武町	大和川	3.8
60	平野瓜破線	平野公園東口	瓜破霊園	1.8
合 計				250.3

収容避難所・一時避難所総括表

平成23年5月現在

	一時避難所		収容避難所	
	箇所数 (箇所)	避難可能人数 (人)	箇所数 (箇所)	収容可能人数 (人)
北 区	60	286,790	24	18,302
都 島 区	46	304,043	17	20,300
福 島 区	37	77,150	13	5,850
此 花 区	58	176,470	15	5,945
中 央 区	40	137,787	19	14,339
西 区	37	156,199	13	10,635
港 区	49	197,780	20	15,300
大 正 区	40	227,944	18	17,833
天 王 寺 区	37	115,300	12	9,420
浪 速 区	43	184,360	13	9,580
西 淀 川 区	67	398,817	19	14,540
淀 川 区	74	354,497	28	35,700
東 淀 川 区	96	409,157	36	41,550
東 成 区	39	123,250	15	14,800
生 野 区	55	215,240	36	27,650
旭 区	51	162,692	21	25,622
城 東 区	75	268,173	26	31,750
鶴 見 区	47	202,541	20	22,765
阿 倍 野 区	56	230,450	26	26,860
住 之 江 区	75	607,080	27	27,030
住 吉 区	58	187,580	36	36,900
東 住 吉 区	72	230,350	28	37,570
平 野 区	104	359,720	39	35,415
西 成 区	32	149,450	25	25,373
合 計	1,348	5,762,820	546	531,029

※金塚小学校は、阿倍野区で計上

区別収容避難所・一時避難所一覧表

(北 区)

避難所名	避難可能人数[人]	収容可能人数[人]	所在地	電話番号
滝川小学校	2,250	600	天満1-24-15	6351-1582
堀川小学校	2,400	1,000	東天満2-10-7	6358-3336~3337
西天満小学校	1,250	800	西天満3-12-21	6364-2222~2223
もと・梅田東小学校	2,150	500	茶屋町1-40	6359-5832
もと・北天満小学校	1,500	650	浪速町14-6	
扇町小学校	4,700	950	扇町2-7	6363-0192
菅北小学校	1,650	700	菅栄町9-5	6358-1851~1852
もと・大阪北小学校	1,800	350	曾根崎2-15-14	
堂島地域集会所、堂島・中之島憩の家	—	62	堂島2-2-26	6345-8899
豊仁小学校	1,600	750	長柄西2-6-20	6351-0500
豊崎東小学校	2,000	650	長柄中2-3-30	6351-4920
豊崎本庄小学校	1,650	950	本庄西2-1-16	6371-0638
豊崎小学校	1,600	550	豊崎4-5-9	6371-6058
中津小学校	4,150	750	中津3-34-18	6371-2047
中津南小学校	2,550	650	中津6-7-34	6451-7318
大淀小学校	2,550	1,050	大淀中4-10-33	6451-3400
北稜中学校	3,700	1,350	天満橋1-1-58	6351-4259,4270
天満中学校	5,500	900	神山町12-9	6313-3717
新豊崎中学校	7,000	750	長柄東2-2-30	6353-6632
豊崎中学校	15,100	1,000	本庄東3-4-8	6371-7452
大淀中学校	6,000	650	大淀中2-1-11	6458-6991
もと・扇町高等学校	3,100	850	中之島5-3-96	
扇町総合高等学校	3,100	1,700	松ヶ枝町1-38	6351-0036~0037
済美福祉センター、 済美中崎町コミュニティホール	—	140	中崎町1-6-8	6375-2100
菅南幼稚園内運動場	240	—	菅原町11-2	6361-6005
扇町公園	7,000	—	扇町1-1	—
南天満公園	19,700	—	天神橋1-3ほか	—
西天満公園	2,450	—	西天満5-7	—
東天満公園	1,350	—	天満橋1-7	—
滝川公園	5,700	—	天満4-7	—
菅北公園	1,800	—	菅栄町4	—
与力町公園	8,600	—	与力町5	—
野崎公園	5,500	—	野崎町2	—
黒崎町公園	1,800	—	黒崎町5	—
浮田公園	800	—	浮田2-5	—
中津中央公園	4,150	—	中津3-4	—
堀川児童遊園	1,000	—	天神橋3-4	—
浮田西児童遊園	250	—	浮田2-2	—
毛馬桜宮(毛馬)公園	35,950	—	長柄東1(2)	—
鶴満寺公園	2,500	—	長柄東1-3	—
本庄公園	14,150	—	本庄西3-11	—
大淀中公園	5,400	—	大淀中1-9	—
豊崎南公園	1,350	—	豊崎3-7	—
長柄公園	4,150	—	長柄西2-7	—
大淀南公園	2,550	—	大淀南1-8	—
中津東公園	2,650	—	中津2-1	—
豊崎北公園	3,100	—	豊崎6-13	—

(北 区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
大 淀 北 公 園	2,450	—	大淀北1-4	—
国 分 寺 公 園	1,300	—	国分寺1-5	—
本 庄 川 崎 公 園	1,300	—	本庄東2-6	—
本 庄 小 公 園	2,500	—	本庄東3-4	—
浦 江 公 園	20,500	—	大淀南3-3	—
豊 崎 西 公 園	5,650	—	豊崎5-5	—
中 津 南 公 園	2,700	—	中津5-3	—
豊 崎 中 公 園	1,250	—	豊崎7-1	—
豊 崎 東 公 園	7,600	—	豊崎4-7	—
中 津 公 園	15,700	—	中津2-8	—
大 淀 西 公 園	1,000	—	大淀北2-1	—
本 庄 南 公 園	750	—	本庄西1-4	—
長 柄 東 公 園	12,400	—	長柄東1	—
長 柄 西 公 園	1,550	—	長柄西1-7	—
大 淀 中 5 公 園	700	—	大淀中5-8	—
計	286,790	18,302	一時避難所 60箇所 収容避難所 24箇所	

(都島区)

避難所名	避難可能人数[人]	収容可能人数[人]	所在地	電話番号
桜宮小学校	3,200	1,000	東野田町1-10-19	6351-1577
中野小学校	3,500	900	中野町3-10-5	6352-3258
都島小学校	1,600	1,200	都島本通3-10-3	6921-1434
東都島小学校	2,100	700	都島本通4-24-20	6921-2955
内代小学校	2,000	800	内代町3-4-6	6954-1500
高倉小学校	4,000	900	高倉町3-3-10	6922-3301
友淵小学校	12,300	2,400	友淵町1-3-123	6921-3700
淀川小学校	4,000	1,200	毛馬町3-5-39	6921-0001
大東小学校	4,000	1,000	毛馬町2-11-111	6925-7861
桜宮中学校	1,400	900	東野田町5-16-10	6921-6934
都島中学校	3,000	900	中野町3-9-33	6352-6241
高倉中学校	3,800	800	御幸町1-1-10	6921-3333
友淵中学校	7,000	1,300	友淵町1-5-151	6928-1970
淀川中学校	5,500	1,000	毛馬町3-5-12	6928-0001
都島工業高等学校	8,800	2,000	善源寺町1-5-64	6921-0231
桜宮高等学校	12,000	1,900	毛馬町5-22-28	6921-5231
東高等学校	16,000	1,400	東野田町4-15-14	6354-1251
桜宮公園	131,000	—	網島町～友淵町1	—
東野田公園	2,800	—	東野田町1-4	—
桜宮東公園	6,700	—	東野田町5-10	—
中野公園	900	—	中野町5-7	—
中野南公園	1,200	—	中野町3-1	—
都島公園	9,800	—	都島中通2-21・22	—
かすがえ公園	2,000	—	都島本通1-19	—
敷島公園	700	—	都島本通3-25	—
東都島公園	900	—	都島本通4-6	—
都島北一公園	600	—	都島北通1-13	—
都島北通公園	600	—	都島北通2-4	—
善源寺公園	1,000	—	善源寺町1-4	—
善源寺楠公園	2,300	—	善源寺町1-11	—
友淵中央公園	8,000	—	友淵町1-3	—
友淵公園	1,700	—	友淵町3-9	—
御幸南児童遊園	600	—	御幸町1-7	—
高倉中央公園	1,500	—	御幸町2-4	—
御幸北児童遊園	700	—	御幸町2-9	—
内代公園	5,000	—	内代町3-3	—
東毛馬公園	600	—	毛馬町2-5	—
毛馬南公園	2,400	—	毛馬町2-11	—
毛馬西公園	1,800	—	毛馬町3-1	—
毛馬中央公園	5,800	—	毛馬町4-1	—
毛馬北公園	1,000	—	毛馬町4-13	—
毛馬東公園	900	—	毛馬町5-5	—
城北緑道公園	6,400	—	毛馬町5,大東町2・3	—
都島中央公園	6,100	—	中野町5-15	—
都島南通公園	1,300	—	都島南通1-24	—
蕪村公園	5,543	—	毛馬町1-12	—
計	304,043	20,300	一時避難所 46箇所 収容避難所 17箇所	

(福島区)

避難所名	避難可能人数[人]	収容可能人数[人]	所在地	電話番号
上福島小学校	1,300	300	福島7-4-33	6451-1544,6548-2500
福島小学校	1,200	300	福島4-5-6	6441-6003,6443-0220
玉川小学校	1,000	300	玉川2-13-16	6441-6060,6443-3100
下福島中学校	1,000	400	玉川1-4-11	6441-6004,5690
野田小学校	1,450	600	野田5-13-22	6461-0520,0537
吉野小学校	1,500	600	吉野3-10-5	6462-0051~0052
野田中学校	400	300	吉野5-9-4	6462-3291~3292
大開小学校	650	250	大開2-10-28	6461-0460,7800
西野田工科高等学校	6,000	1,200	大開2-17-62	6461-0023
鷺洲小学校	1,200	500	鷺洲5-6-8	6452-0501~0502
八阪中学校	1,000	400	鷺洲6-1-13	6458-8531
海老江東小学校	1,500	300	海老江1-6-19	6452-0565~0566
海老江西小学校	1,800	400	海老江8-1-10	6451-3300,3928
上福島東公園	700	—	福島6-7	—
上福島北公園	2,800	—	福島7-23	—
上福島公園	800	—	福島7-20	—
福島西公園	450	—	福島4-6	—
福島公園	1,500	—	福島5-16	—
下福島公園	20,000	—	福島4-1	—
玉川南公園	1,300	—	玉川2-2	—
玉川公園	400	—	玉川2-11	—
玉川西公園	600	—	玉川4-13	—
大野町公園	600	—	野田5-9	—
大野東公園	1,000	—	野田2-12	—
中江町公園	200	—	吉野1-15	—
江成公園	1,800	—	吉野3-17	—
吉野町公園	4,600	—	吉野4-12	—
新家公園	2,000	—	吉野5-9	—
大開公園	300	—	大開1-18	—
大開西公園	9,000	—	大開4-4	—
鷺洲北公園	700	—	鷺洲5-7	—
鷺洲上公園	2,500	—	鷺洲5-6	—
鷺洲中公園	2,600	—	鷺洲2-4	—
海老江上公園	1,100	—	海老江3-12	—
海老江中公園	500	—	海老江6-4	—
海老江西公園	600	—	海老江8-2	—
海老江公園	1,100	—	海老江7-15	—
計	77,150	5,850	一時避難所 37箇所 収容避難所 13箇所	

(此花区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
西九条小学校	2,500	262	西九条4-3-41	6468-3731
四貫島小学校	2,500	432	四貫島2-16-29	6468-5451
梅香小学校	3,100	417	梅香3-17-29	6461-4700
春日出小学校	4,200	220	春日出中1-13-23	6461-2606
伝法小学校	3,400	545	伝法3-13-10	6461-0016
高見小学校	3,900	283	高見1-3-35	6468-5721
西島小学校	4,700	416	西島2-5-12	6468-6171
島屋小学校	4,500	399	島屋2-9-36	6468-5991
春日出中学校	1,000	760	春日出南1-2-8	6468-7371
梅香中学校	3,500	280	春日出北3-12-24	6462-2171
此花中学校	5,400	453	高見2-14-31	6468-7241
もと・此花総合高等学校	5,900	982	西島2-3-16	6462-0015
淀之水学院	2,000	70	朝日1-1-9	6461-0091
此花区区民ホール3階	287	—	四貫島1-1-8	6463-1100
此花ふれあいセンター2階	160	—	伝法3-2-27	6462-1224
西九条福祉会館2階	48	—	西九条2-3-15	6463-9672
西九条公民館	74	—	西九条1-3-16	6461-7464
桜島老人憩いの家3階	100	—	桜島3-4-102	6462-4775
新大阪郵便局4階	1,248	—	島屋4-1-18	6460-6613
住友化学工業(株)大阪工場	10,000	—	春日出中3-1-98	6466-5022
住友金属工業(株)関西製造所	10,978	—	島屋5-1-109	6466-6101
住友電気工業(株)大阪製作所	1,200	—	島屋1-1-3	6466-5596
(株)セントラル・コールド・ストレージ	120	75	桜島3-2-17	6463-3041
(株)ユー・エス・ジェイオフサイトビル	1,155	351	梅町2-1-16	6465-3010
西九条公園	2,400	—	西九条5-4	—
西九条上公園	3,000	—	西九条1-30	—
西九条南公園	1,200	—	西九条2-1	—
西九条西公園	3,500	—	西九条4-4	—
梅香東公園	3,800	—	梅香1-3	—
梅香公園	4,100	—	梅香3-3	—
春日出公園	17,800	—	春日出南1-2	—
千鳥橋公園	1,400	—	四貫島1-1	—
四貫島西公園	1,900	—	四貫島2丁目高架下	—
此花公園	5,200	—	春日出北1-5	—
春日出中公園	300	—	春日出中1-26	—
西島公園	3,500	—	西島6-1	—
桜島公園	3,400	—	桜島3-5	—
西島東公園	2,000	—	西島1-7	—
高見公園	2,000	—	高見1-5	—
伝法東公園	1,900	—	伝法2-11	—
伝法南公園	1,000	—	伝法4丁目高架下	—
伝法中公園	800	—	伝法3丁目高架下	—
嬉ヶ崎公園	400	—	嬉ヶ崎高架下	—
島屋公園	400	—	島屋3-3	—
西九条小公園	300	—	西九条3-1	—
春日出南公園	1,200	—	春日出南2-9	—
千鳥橋みどり公園	1,300	—	伝法1-2	—
春日出北公園	600	—	春日出北2-16	—
西島南公園	1,000	—	西島3-19	—

(此花区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
伝法北公園	600	—	伝法3-7	—
西島中公園	400	—	西島3-13	—
伝法西公園	3,500	—	伝法5-3	—
伝法公園	11,500	—	伝法3-14	—
高見北公園	1,000	—	高見1-7	—
朝日橋公園	12,200	—	西九条6-1	—
高見西公園	600	—	高見3-14	—
伝法コミュニティひろば	6,200	—	高見3-15	—
イカリソース跡地ひろば	4,100	—	高見3-16	—
計	176,470	5,945	一時避難所 58箇所 収容避難所 15箇所	

(中央区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
開平小学校	1,750	718	今橋1-5-7	6203-4212
中大江小学校	2,300	624	糸屋町2-3-14	6942-0221
南大江小学校	800	506	農人橋1-3-3	6942-0501
玉造小学校	3,120	638	玉造2-3-43	6941-1012
東中學校	5,790	790	大手前4-1-5	6941-0195
東商業高等學校	1,522	1,277	久太郎町1-7-12	6261-4100
聴覚特別支援學校	3,600	1,523	上町1-19-31	6761-1419
南高等學校	—	841	谷町6-17-32	6762-0105
上町中學校	2,020	624	上本町西3-2-30	6762-6556
南中學校	5,495	521	島之内1-10-23	6271-1465
中央高等學校	2,377	1,227	釣鐘町1-1-5	6944-4401
中央小学校	2,730	1,093	瓦屋町2-8-4	6761-6121
南幼稚園	72	216	南船場3-2-19	6251-2907
南小学校	1,054	553	東心齋橋1-14-29	6252-6825
高津小学校	2,270	562	高津3-4-21	6643-2700
河原會館	—	150	難波千日前5-25	6641-7715
大手前高等學校	8,015	1,945	大手前2-1-11	6941-0051
中央区民センター	—	314	久太郎町1-2-27	6267-0201
中央會館	—	217	島之内2-12-31	6211-0630
越中公園	6,700	—	玉造2-24	—
広小路公園	4,300	—	上町1-19	—
森之宮公園	2,300	—	森ノ宮中央1-13	—
寺山公園	2,000	—	上町1-2	—
東横堀公園	1,700	—	本町橋5	—
北大江公園	5,400	—	石町1-3ほか	—
南大江公園	6,500	—	粉川町6ほか	—
玉造公園	5,200	—	玉造2-20	—
中大江公園	10,500	—	糸屋町2-2ほか	—
城南公園	5,500	—	森ノ宮中央1-20	—
銅座公園	5,100	—	内久宝町3-1	—
久宝公園	1,200	—	北久宝町3-1	—
谷四錦郷公園	4,200	—	農人橋1-2	—
東平南公園	2,500	—	上本町西5-1	—
東平北公園	2,200	—	上本町西4-1	—
高津公園	10,000	—	高津1-1	—
瓦屋町公園	4,800	—	瓦屋町2-9	—
難波千日前公園	800	—	難波千日前5	—
黒門公園	1,200	—	日本橋2-12	—
御津公園	400	—	西心齋橋2-11	—
桃園公園	3,626	—	谷町6-5	—
空堀・桃谷公園	3,094	—	上本町西2-5	—
道仁公園	1,652	—	島之内2-5	—
もと・東平小学校	2,600	—	上町西5-1-7	—
もと・精華小学校	1,400	—	難波3-2-26	—
計	137,787	14,339	一時避難所 40箇所 収容避難所 19箇所	

(西 区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
西 高 等 学 校	7,350	1,372	北堀江4-7-1,4-9-15	6531-0505
西 中 学 校	1,500	901	千代崎3-1-43	6582-5040
花 乃 井 中 学 校	1,389	741	江戸堀2-8-29	6441-0050
堀 江 中 学 校	1,300	789	南堀江3-5-7	6531-7868
西 船 場 小 学 校	1,750	857	江戸堀1-21-28	6441-1647
日 吉 小 学 校	5,400	995	南堀江4-9-19	6531-0144
九 条 南 小 学 校	1,995	521	九条南2-13-17	6582-0930
九 条 東 小 学 校	610	450	九条2-6-2	6582-1910
九 条 北 小 学 校	2,475	467	九条南4-7-38	6581-0761
本 田 小 学 校	1,200	1,107	川口1-5-19	6581-1531
堀 江 小 学 校	2,200	1,038	北堀江3-2-16	6531-4821
明 治 小 学 校	1,200	1,187	阿波座2-3-35	6531-0695
鞆 幼 稚 園	300	210	鞆本町1-19-13	6441-0644
江 戸 堀 東 公 園	5,240	—	京町堀1-11	—
江 戸 堀 中 公 園	4,890	—	京町堀2-11	—
江 戸 堀 西 公 園	2,640	—	京町堀3-7	—
新 阿 波 座 公 園	2,260	—	阿波座1-8	—
阿 波 座 南 公 園	5,170	—	立売堀2-2	—
薩 摩 堀 公 園	2,020	—	立売堀4-2	—
島 津 公 園	4,730	—	立売堀5-4	—
新 町 北 公 園	5,690	—	新町1-15	—
新 町 南 公 園	3,330	—	新町2-6	—
立 売 堀 公 園	1,850	—	新町3-1	—
新 町 西 公 園	2,310	—	新町4-5	—
阿 弥 陀 池 公 園	3,350	—	北堀江3-3	—
西 長 堀 公 園	2,060	—	北堀江4-1	—
土 佐 公 園	9,230	—	北堀江4-9	—
堀 江 公 園	5,260	—	南堀江1-13	—
南 堀 江 公 園	4,770	—	南堀江2-8	—
高 台 橋 公 園	3,490	—	南堀江3-1	—
日 吉 公 園	5,810	—	南堀江4-9	—
松 島 公 園	35,260	—	千代崎1-3外	—
本 田 公 園	1,880	—	本田3-8	—
九 条 東 公 園	2,720	—	九条2-19	—
九 条 公 園	3,030	—	九条南1-1	—
九 条 南 公 園	3,800	—	九条南2-19	—
九 条 北 公 園	6,740	—	九条南4-19	—
計	156,199	10,635	一時避難所 37箇所 収容避難所 13箇所	

(港区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
市岡高等学校	10,000	530	市岡元町2-12-12	6582-0330
港高等学校	7,290	1,330	波除2-3-1	6583-1401
市岡商業高等学校	8,000	430	弁天1-5-23	6571-5301
市岡中学校	7,760	1,100	磯路1-5-21	6572-7231
市岡東中学校	4,000	780	市岡元町3-2-18	6582-8580
港中学校	1,440	870	池島1-5-35	6572-4461
港南中学校	7,230	820	三先1-5-28	6573-0051
築港中学校	12,580	810	築港1-2-41	6575-3092
波除小学校	3,590	810	波除3-6-8	6583-4000
弁天小学校	7,490	1,240	弁天2-9-35	6573-5812
磯路小学校	3,210	870	磯路3-7-7	6571-0355
南市岡小学校	3,620	570	南市岡2-6-35	6582-0390
市岡小学校	2,130	550	市岡3-2-24	6571-0550
田中小学校	3,300	500	田中2-10-34	6573-0031
三先小学校	4,500	670	三先2-6-32	6571-0019
池島小学校	3,000	400	池島2-5-47	6571-4354
八幡屋小学校	2,680	1,400	八幡屋3-3-5	6571-0013
港晴小学校	2,750	650	港晴1-3-12	6574-6636
築港小学校	4,750	610	築港1-10-38	6573-2445
港区民センター	—	360	弁天2-1-5	6572-0020
抱月小公園	400	—	波除4-6	—
抱月公園	3,790	—	波除2-2	—
波除公園	14,960	—	波除5-5	—
市岡小公園	810	—	市岡元町2-9	—
市岡元町公園	6,040	—	市岡元町3-12	—
南市岡公園	260	—	南市岡2-7	—
弁天東公園	530	—	弁天5-12	—
弁天埠頭公園	1,240	—	弁天6-7	—
弁天西公園	670	—	弁天2-4	—
弁天公園	1,560	—	弁天3-5	—
磯路中央公園	15,920	—	磯路2-17	—
市岡西公園	420	—	市岡1-15	—
市岡浜公園	690	—	市岡4-2	—
市岡公園	4,480	—	市岡4-6	—
石田公園	1,520	—	田中1-7	—
東田中公園	990	—	田中1-1	—
夕凧公園	2,070	—	夕凧2-6	—
港南公園	1,140	—	三先1-5	—
三先公園	3,610	—	三先2-3	—
池島公園	7,000	—	池島2-4	—
入舟公園	6,320	—	八幡屋1-4	—
入舟南公園	910	—	八幡屋3-4	—
八幡屋南公園	530	—	八幡屋4-3	—
港晴北公園	530	—	港晴4-17	—
港晴南公園	1,030	—	港晴2-8	—
港晴東公園	870	—	港晴3-11	—
天保山公園	14,220	—	築港3-2	—
築港南公園	2,830	—	築港1-2	—
市岡中央公園	1,990	—	市岡1-3	—

(港区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
南 市 岡 西 公 園	1,130	—	南市岡2-12	—
計	197,780	15,300	一時避難所 49箇所 収容避難所 20箇所	

(大正区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
泉尾高等学校	7,700	1,586	泉尾3-19-50	6552-0026
泉尾工業高等学校	6,114	1,435	泉尾5-16-7	6552-2221
大正高等学校	9,344	1,215	泉尾7-11-20	6554-3100
大正東中学校	7,155	928	三軒家東4-4-30	6551-0630
大正北中学校	6,905	1,331	北村3-1-1	6554-6050
大正中央中学校	1,830	1,026	小林東3-23-5	6552-6565
大正西中学校	1,070	980	南恩加島6-14-37	6551-0294
三軒家西小学校	2,500	600	三軒家西1-20-26	6551-0022
三軒家東小学校	4,000	792	三軒家東2-12-63	6551-4508
泉尾東小学校	600	891	千島1-16-16	6551-0081
泉尾北小学校	468	573	泉尾2-21-24	6551-0028
中泉尾小学校	1,000	720	泉尾3-23-34	6551-0068
北恩加島小学校	2,450	1,122	泉尾5-17-31	6551-0020
小林小学校	2,500	801	小林東2-4-45	6553-0010
平尾小学校	2,000	1,250	平尾2-21-28	6551-8600
南恩加島小学校	1,500	743	南恩加島3-6-11	6551-0047
鶴町小学校	2,000	950	鶴町2-6-24	6551-0023
鶴浜小学校	1,908	890	鶴町2-20-26	6551-1956
大正橋公園	1,500	—	三軒家東1-1	—
泉尾上公園	2,300	—	泉尾1-29	—
三軒家公園	14,800	—	三軒家東2-12	—
平尾玄開公園	3,400	—	南恩加島1-10平尾1-	—
泉尾公園	36,600	—	泉尾4-21	—
鶴町中央公園	7,700	—	鶴町2-7	—
南泉尾公園	3,400	—	千島1-16	—
鶴町南公園	17,800	—	鶴町1-19	—
南恩加島公園	5,400	—	南恩加島1-13	—
鶴町北公園	8,200	—	鶴町4-4	—
小林南公園	2,100	—	小林西2-16	—
泉尾浜公園	6,000	—	泉尾7-17	—
千林橋公園	2,100	—	千島3-8	—
南恩加島西公園	1,400	—	南恩加島6-14	—
鶴町児童遊園	600	—	鶴町1-7	—
北村西児童遊園	600	—	北村2-6	—
北村公園	2,700	—	北村2-16	—
岩崎橋公園	800	—	三軒家西1-3	—
岩崎橋詰児童遊園	1,200	—	三軒家西1-7	—
平尾公園	10,000	—	平尾2-22	—
小林公園	35,300	—	小林東2-6	—
泉尾中公園	3,000	—	泉尾3	—
計	227,944	17,833	一時避難所 40箇所 収容避難所 18箇所	

(天王寺区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
天王寺小学校	2,100	718	大道1-4-49	6771-0870
大江小学校	1,000	619	四天王寺1-9-18	6771-2425
聖和小学校	1,900	699	寺田町1-6-37	6779-5521
五条小学校	1,900	1,088	小宮町9-28	6772-4831
生魂小学校	1,100	476	上汐4-1-25	6771-8474
桃陽小学校	700	563	堂ヶ芝1-2-23	6772-2925
味原小学校	700	666	味原町8-19	6768-2288
真田山小学校	1,600	1,028	玉造本町14-41	6761-0902
天王寺中学校	700	737	北河堀町6-20	6771-0903
夕陽丘中学校	2,200	940	小宮町6-28	6772-3331
高津中学校	2,700	854	城南寺町1-31	6761-2487
天王寺商業高等学校	7,200	1,032	烏ヶ辻2-9-37	6772-0031
真田山公園	32,000	—	真田山町5	—
生玉公園	10,700	—	生玉町13	—
五条公園	5,600	—	烏ヶ辻2-5	—
上汐公園	3,700	—	上汐4-2	—
五条小公園	600	—	堂ヶ芝2-17	—
大道南公園	1,200	—	大道5-9	—
石ヶ辻公園	1,500	—	石ヶ辻町11	—
庚申堂公園	400	—	堀越町2	—
東高津公園	3,600	—	東高津町2	—
国分公園	2,400	—	国分町14	—
稻生公園	1,800	—	大道3-7	—
小橋公園	2,400	—	小橋町3	—
宰相山公園	2,400	—	玉造本町14	—
寺田町公園	7,700	—	寺田町1-5	—
清水谷公園	4,200	—	清水谷町16	—
大道北公園	1,300	—	大道4-6	—
宰相山西公園	4,000	—	玉造本町14	—
空清町公園	2,700	—	上本町3-4	—
南河堀公園	600	—	南河堀町(高架下)	—
大岸公園	200	—	下寺町2-6	—
上八公園	300	—	上本町8-8	—
逢阪公園	500	—	逢阪1-3	—
上七公園	600	—	上本町7-2	—
上汐北公園	1,100	—	上汐3-5	—
東上町公園	1,100	—	東上町2番	—
計	115,300	9,420	一時避難所 37箇所 収容避難所 12箇所	

(浪速区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
栄小学校	3,000	1,500	木津川2-3-30	6568-5855
立葉小学校	1,000	870	立葉2-1-15	6561-0001
難波中学校	2,200	1,400	塩草1-1-59	6562-4477
塩草小学校	1,350	610	塩草1-4-31	6561-3095
難波元町小学校	1,000	450	元町1-5-30	6632-5668
敷津小学校	3,320	580	敷津東3-9-32	6641-0101
大国小学校	500	590	大国1-9-3	6631-0171
木津中学校	1,000	580	戎本町1-3-46	6632-5765
恵美小学校	3,240	810	恵美須西2-13-9	6643-1212
日本橋中学校	550	150	日本橋西1-7-6	6633-3751
日東小学校	1,500	590	日本橋東3-1-23	6632-7046
日本橋小学校	2,300	510	日本橋3-2-27	6641-0544
今宮高等学校	6,000	940	戎本町2-7-39	6641-2612
愛染公園	5,700	—	下寺3-5	—
日本橋公園	4,900	—	日本橋3-2	—
浪速西公園	1,600	—	浪速西3-10	—
芦原公園	31,300	—	久保吉2-1	—
関谷町公園	3,700	—	日本橋西1-9	—
大国町北公園	3,200	—	大国2-3	—
浪速公園	17,800	—	塩草1-1	—
鷗町公園	4,700	—	敷津西1-7	—
浪速中公園	4,500	—	浪速東2-8	—
浪速北公園	3,700	—	浪速西1-10	—
戎公園	700	—	戎本町1-3	—
大国町南公園	8,800	—	大国2-14	—
日東公園	2,500	—	日本橋東3-2	—
桜川公園	5,800	—	桜川4-13	—
元町中公園	3,300	—	元町1-6	—
立葉町公園	8,700	—	立葉2-4	—
高岸公園	7,100	—	敷津東3-9	—
浪速南公園	4,600	—	浪速東3-8	—
浪速第1公園	3,100	—	浪速西1-1	—
稻荷町公園	1,000	—	桜川2-5	—
木津川公園	5,400	—	木津川2-3	—
恵美公園	6,600	—	恵美須西2-13	—
塩草公園	3,700	—	塩草2-8	—
久保吉公園	1,400	—	久保吉2-2	—
浪速東3公園	3,200	—	浪速東3-3	—
浪速玉姫公園	2,200	—	浪速東3-13	—
戎南公園	1,600	—	戎本町2-5	—
新浪速公園	1,600	—	浪速西4-2	—
浪速東公園	1,000	—	浪速東2-2	—
難波中公園	4,000	—	難波中3-11	—
計	184,360	9,580	一時避難所 43箇所 収容避難所 13箇所	

(西淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
柏里小学校	1,000	719	柏里2-13-33	6474-5225
野里小学校	1,600	703	野里2-21-13	6473-0301
歌島小学校	3,000	371	歌島2-5-18	6473-7021
香蓑小学校	2,400	814	御幣島6-5-25	6474-5210
佃小学校	3,000	371	佃1-21-12	6474-1024
佃西小学校	2,162	940	佃2-15-30	6472-8012
佃南小学校	5,000	945	佃5-12-12	6478-1424
大和田小学校	2,000	810	大和田4-3-24	6472-0121
姫里小学校	2,000	540	姫里2-8-24	6474-5555
姫島小学校	1,800	1,338	姫島1-10-4	6473-0121
福小学校	300	300	福町2-5-23	6473-1471
川北小学校	2,000	818	中島1-11-20	6473-0041
出来島小学校	2,200	515	出来島2-2-24	6474-8080
歌島中学校	5,000	776	歌島2-11-9	6471-0198
淀中学校	2,500	572	大和田6-13-6	6473-0691
西淀中学校	20,000	674	姫島6-10-5	6473-7121
淀商業高等学校	11,155	1,689	野里3-3-15	6474-2221
好文学園女子高等学校	5,000	1,176	千舟3-8-22	6472-2281
御幣島小学校	5,000	469	御幣島3-5-5	6475-7111
花川公園	2,400	—	柏里1-9	—
柏里公園	1,000	—	柏里3-1	—
柏里西公園	2,100	—	柏里3-7	—
花川西公園	800	—	花川2-3	—
愛光児童遊園	400	—	花川2-16	—
野里公園	3,100	—	野里1-9	—
野里西公園	700	—	野里2-10	—
野里北公園	900	—	野里2-22	—
北之町公園	3,800	—	歌島3-7	—
歌島三角公園	500	—	歌島1-20	—
西淀川中央コミュニティ広場	23,100	—	御幣島4-19	—
歌島公園	33,400	—	御幣島5-7	—
御幣島公園	3,000	—	御幣島4-9	—
御幣島東公園	8,400	—	御幣島3-7	—
竹島公園	2,000	—	竹島3-7	—
竹島西公園	7,000	—	竹島5-5	—
竹島南公園	4,100	—	竹島2-4	—
佃公園	6,600	—	佃5-7	—
新佃公園	7,100	—	佃2-6	—
東佃公園	2,700	—	佃1-18	—
佃中公園	1,100	—	佃3-9	—
大和田北公園	4,600	—	大和田5-20	—
西淀公園	32,600	—	大和田1-1	—
大和田中央公園	12,300	—	大和田4-4	—
千舟公園	3,700	—	千舟2-8	—
姫之里公園	3,500	—	姫里2-7	—
上町公園	1,500	—	姫里3-7	—
姫島東第一公園	600	—	姫島1-1	—
姫島公園	5,400	—	姫島4-14	—
南姫島公園	6,000	—	姫島3-6	—

(西淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
東 姫 島 公 園	700	—	姫島4-5	—
北 姫 島 公 園	500	—	姫島4-21	—
姫 島 浜 公 園	1,200	—	姫島3-14	—
西 姫 島 公 園	7,200	—	姫島6-4	—
福 町 東 公 園	4,800	—	福町1-11	—
福 町 公 園	1,300	—	福町2-4	—
福 町 西 公 園	10,800	—	福町2-9	—
福 町 北 公 園	2,500	—	福町3-3	—
百 島 公 園	400	—	百島1-3	—
新 淀 川 公 園	18,500	—	百島1-3	—
大 野 1 丁 目 児 童 遊 園	300	—	大野1-4	—
中 島 公 園	63,400	—	中島1-22	—
中 島 東 公 園	2,200	—	中島1-3	—
出 来 島 西 公 園	6,500	—	出来島3-2	—
出 来 島 公 園	2,600	—	出来島1-10	—
大 和 田 川 公 園	5,200	—	出来島2-1	—
佃 ふ れ あ い 公 園	8,300	—	佃2-1	—
福 コ ミ ュ ニ テ ィ 広 場	900	—	福町1-2	—
計	398,817	14,540	一時避難所 67箇所 収容避難所 19箇所	

(淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
新東三国小学校	6,660	1,420	東三国3-9-10	6399-4252
東三国中学校	3,500	720	東三国6-3-68	6391-3588
東三国小学校	4,130	1,070	東三国6-3-24	6391-0366
北中島小学校	4,700	800	宮原5-3-4	6391-2001
東淀川高等学校	15,570	1,700	宮原4-4-5	6391-2427
宮原小学校	3,800	920	三国本町1-16-44	6399-4233
宮原中学校	10,000	1,140	西宮原3-3-2	6394-2455
西三国小学校	5,210	1,730	西三国1-21-28	6393-4728
三国中学校	7,400	1,500	西三国2-5-24	6392-0031
三国小学校	3,400	1,380	三国本町3-9-18	6391-0146
西中島小学校	3,200	1,210	西中島7-14-25	6301-2940
木川小学校	4,810	1,260	木川東3-7-32	6308-6311
木川南小学校	4,450	440	木川東1-2-36	6303-0007
十三小学校	2,750	1,050	十三東4-3-6	6301-0990
英真学園高等学校	3,020	2,020	十三東5-4-38	6303-2181
十三中学校	7,500	1,920	十三東5-1-27	6301-2855
北野高等学校	14,280	2,290	新北野2-5-13	6303-5661
新北野中学校	8,200	1,490	新北野2-13-37	6303-7641
神津小学校	5,310	1,100	十三元今里2-3-12	6302-7121
新高小学校	2,500	1,520	新高1-15-53	6391-1359
野中小学校	2,000	750	野中北1-11-26	6391-0856
塚本小学校	4,200	1,040	塚本3-5-6	6303-5992
田川小学校	2,600	610	田川2-9-37	6301-1510
三津屋小学校	3,730	1,310	三津屋中1-4-14	6301-0005
加島小学校	3,640	1,450	加島1-60-28	6309-8641
美津島中学校	5,000	1,680	加島1-54-41	6309-0181
東淀工業高等学校	10,340	1,880	加島1-52-81	6302-1035
市民交流センターよどがわ	—	300	加島1-58-8	6309-2255
東三国東公園	1,650	—	東三国2-18	—
東三国西公園	1,250	—	東三国5-13	—
北中島公園	8,890	—	宮原5-7	—
三国本町公園	16,172	—	三国本町1-12	—
十八条東公園	18,340	—	十八条1-8	—
十八条西公園	1,210	—	十八条3-1	—
三国公園	1,790	—	西三国3-18	—
三国西公園	1,420	—	三国本町3-30	—
三国中公園	710	—	三国本町2-3	—
新高公園	2,340	—	新高4-6	—
西中島東公園	1,680	—	西中島3-8	—
西町公園	5,540	—	西中島7-15	—
木川公園	2,860	—	木川西3-7	—
木川西公園	980	—	木川西2-17	—
木川南公園	1,290	—	木川東1-4	—
十三東公園	1,180	—	十三東2-6	—
野中北公園	1,120	—	野中北2-4	—
十三公園	27,970	—	十三元今里1-1	—
田川東公園	2,000	—	十三元今里3-4	—
淀川公園	8,480	—	新北野1~3	—
新北野公園	4,880	—	新北野3-14	—

(淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
塚本南公園	580	—	塚本1-18	—
塚本公園	3,540	—	塚本4-15	—
田川中公園	2,580	—	田川2-2	—
田川西公園	1,200	—	田川3-6	—
田川北公園	2,100	—	田川北2-5	—
三津屋公園	5,510	—	三津屋南2-20	—
三津屋東公園	2,420	—	三津屋北1-2	—
加島南公園	2,380	—	加島1-51	—
新加島公園	2,430	—	加島1-41	—
加島中央公園	7,570	—	加島1-58	—
加島今之町公園	1,110	—	加島2-7	—
加島中公園	1,010	—	加島3-9	—
加島北公園	3,250	—	加島4-7	—
加島西公園	1,240	—	加島4-16	—
十八条中央公園	4,925	—	十八条2-10	—
三津屋中央公園	12,880	—	三津屋南3-21	—
野中南公園	9,500	—	野中南2-1	—
木川北公園	530	—	木川東4-16	—
田川公園	10,480	—	田川3-11	—
加島中住宅前公園	1,120	—	加島1-50	—
新高中央公園	4,500	—	新高4-15	—
新高東公園	1,000	—	新高3-8	—
宮原公園	1,470	—	西宮原1-6	—
三国駅前公園	1,060	—	西三国4-10	—
加島駅前公園	3,000	—	加島3-4	—
野中北1公園	3,460	—	野中北1-6	—
計	354,497	35,700	一時避難所 74箇所 収容避難所 28箇所	

(東淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
東井高野小学校	5,600	756	井高野2-8-28	6340-7647
井高野小学校	5,400	1,235	井高野1-28-17	6340-0223
大隅東小学校	4,800	1,344	瑞光5-8-19	6328-0214
大隅西小学校	1,000	595	大隅2-3-18	6328-6557
大桐小学校	3,000	1,468	大桐4-1-15	6328-0904
大道南小学校	3,800	811	大道南1-23-6	6321-7588
豊里小学校	5,500	1,775	豊里5-14-60	6328-0241
豊里南小学校	3,200	876	豊里5-12-41	6329-0880
豊新小学校	7,350	1,132	豊新4-17-26	6327-5591
小松小学校	2,300	1,240	小松3-18-15	6328-1936
新庄小学校	1,100	842	上新庄2-20-5	6328-0164
下新庄小学校	5,400	1,489	下新庄5-2-9	6328-1235
菅原小学校	6,400	1,214	菅原6-3-25	6328-3005
東淡路小学校	10,610	1,523	東淡路3-3-32	6322-2706
淡路小学校	2,600	885	西淡路5-5-32	6322-5000
西淡路小学校	4,000	1,038	西淡路3-14-11	6322-4100
西淡路学習ルーム	—	355	淡路3-13-34	6321-2447
啓発小学校	2,350	940	東中島4-8-38	6322-0120
井高野中学校	10,000	1,449	井高野2-8-13	6340-2500
瑞光中学校	5,700	1,255	瑞光4-9-37	6328-5721
大桐中学校	5,100	1,006	大桐4-5-8	6326-5838
東淀中学校	8,726	1,297	豊里6-25-19	6328-5650
新東淀中学校	6,474	1,408	豊里1-10-32	6327-6760
淡路中学校	12,768	790	西淡路4-25-53	6322-4401
柴島中学校	5,632	1,379	柴島2-8-36	6322-2566
中島中学校	7,270	1,798	東中島3-5-22	6322-0333
視覚特別支援学校	8,412	735	豊里7-5-26	6328-7000
大阪経済大学	—	1,003	大隅2-2-8	6328-2431
北淀高等学校	18,266	1,419	豊里2-11-35	6328-2331
大阪成蹊学園	11,746	1,398	相川3-5-9	6829-2500
大阪高等学校	11,958	2,365	相川2-18-51	6340-3031
関西大学北陽高等高校	17,065	2,308	上新庄1-3-26	6328-5964
柴島高等高校	15,000	1,234	柴島1-7-106	6323-8351
市民交流センターひがしよどがわ	—	863	西淡路1-4-18	6321-3816
もと・南方人権文化センター	—	85	東中島2-20-18	6322-9200
もと・飛鳥人権文化センター	—	240	東中島3-14-32	6323-6721
井高野南公園	5,350	—	井高野1-3	—
井高野公園	11,900	—	井高野3-3	—
北江口中央公園	12,300	—	北江口2-1	—
北江口公園	2,350	—	北江口2-10	—
南江口北公園	900	—	南江口3-2	—
南江口公園	1,900	—	南江口3-13	—
大隅東公園	450	—	瑞光4-5	—
瑞光4公園	970	—	瑞光4-4	—
大門公園	1,300	—	大隅1-5	—
大隅公園	3,050	—	大桐5-14	—
東大道公園	2,150	—	大桐4-3	—
大桐公園	1,650	—	大桐3-8	—
今在家公園	2,550	—	大桐2-2	—

(東淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
三宝寺西公園	450	—	大桐2-10	—
竹間公園	2,500	—	大道南1-5	—
能条東公園	1,500	—	大道南1-19	—
能條公園	1,200	—	大道南3-2	—
大道南公園	1,550	—	大道南1-30	—
大道公園	1,200	—	大道南2-16	—
大道北公園	1,500	—	大道南2-19	—
豊里さつき公園	2,450	—	豊里7-25	—
豊里中央公園	18,100	—	豊里5-14	—
野村公園	1,300	—	豊里3-4	—
三番公園	3,000	—	豊里2-4	—
豊里三角公園	1,950	—	豊里2-23	—
北淀公園	5,300	—	豊里1-8	—
かぶと公園	4,600	—	豊新4-10	—
六原公園	1,950	—	豊新3-2	—
多幸公園	4,100	—	豊新2-8	—
豊北公園	950	—	豊新1-12	—
松山公園	2,850	—	小松4-14	—
小松公園	1,900	—	小松2-12	—
瑞光寺公園	10,050	—	瑞光2-2	—
新庄公園	850	—	上新庄2-12	—
下新庄公園	2,950	—	下新庄5-17	—
下新庄小公園	300	—	下新庄5-3	—
下新庄北公園	4,650	—	下新庄4-14	—
下新庄南公園	450	—	下新庄2	—
鳩ヶ瀬公園	3,300	—	下新庄1-9	—
菅原天満宮公園	2,800	—	菅原2-2	—
菅原東公園	1,850	—	菅原4-8	—
菅原公園	3,650	—	菅原3-6	—
和合公園	700	—	菅原3-2	—
菅原北公園	1,950	—	菅原7-9	—
菅原西公園	750	—	菅原5-1	—
東淡路町公園	4,750	—	東淡路4-24	—
東淡路南公園	2,200	—	東淡路2-5	—
柴島西公園	650	—	柴島3-7	—
柴島東公園	650	—	柴島2-18	—
飛鳥町公園	3,550	—	柴島1-7	—
淡路2公園	1,700	—	淡路2-1	—
淡路3公園	5,400	—	淡路3-13	—
淡路4公園	860	—	淡路4-14	—
淡路公園	2,250	—	淡路5-14	—
須賀森公園	3,650	—	西淡路4-17	—
西淡路公園	3,700	—	西淡路3-1	—
日之出公園	8,000	—	西淡路1-5	—
日之出北公園	1,200	—	西淡路1-12	—
日之出南公園	2,150	—	西淡路2-1	—
日之出東公園	400	—	東中島5-6	—
新駅2号公園	3,950	—	東中島4-3	—
南方公園	2,700	—	東中島2-24	—

(東淀川区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
南方南公園	1,600	—	東中島2-5	—
南方北公園	450	—	東中島2-18	—
山口本町公園	1,400	—	東中島1-14	—
計	409,157	41,550	一時避難所 96箇所 収容避難所 36箇所	

(東成区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
東小橋小学校	2,000	650	東小橋3-10-37	6971-3000
大成小学校	2,000	950	大今里西3-2-62	6972-3878
今里小学校	2,000	750	大今里1-35-29	6981-8800
中道小学校	2,000	800	玉津1-7-39	6972-4371
北中道小学校	2,200	1,000	中道2-9-20	6971-0440
中本小学校	2,500	900	中本4-2-32	6981-1300
東中本小学校	4,900	1,000	東中本2-9-3	6971-0048
神路小学校	2,500	1,100	大今里4-6-19	6981-2112
深江小学校	2,000	900	深江南1-4-6	6971-0009
片江小学校	1,650	1,000	大今里南2-13-2	6971-8989
宝栄小学校	3,000	1,050	神路1-15-48	6971-6300
東陽中学校	3,100	1,000	深江北2-5-7	6976-1001
本庄中学校	4,000	1,250	東中本3-14-2	6976-0316
玉津中学校	3,000	1,200	玉津1-12-43	6971-4438
相生中学校	3,500	1,250	神路2-8-16	6976-1941
東小橋公園	9,600	—	東小橋2-1	—
東小橋北公園	2,100	—	東小橋1-9	—
玉津公園	5,900	—	玉津1-11	—
平戸公園	3,000	—	大今里西2-6	—
今里西之口公園	1,800	—	大今里3-17	—
南中本公園	6,900	—	大今里西1-10	—
今里南公園	600	—	大今里南1-26	—
東中本公園	8,200	—	東中本3-15	—
神路公園	13,300	—	東中本2-12	—
西深江公園	4,000	—	深江南1-7	—
南深江公園	4,000	—	深江南2-9	—
阪陽公園	2,900	—	深江北1-10	—
深江公園	3,800	—	深江北2-16	—
東深江公園	3,300	—	深江北3-16	—
大今里公園	1,600	—	大今里4-16	—
北中道公園	1,100	—	中道2-28	—
北中本公園	1,100	—	中本2-28	—
大今里南公園	900	—	大今里南4-15	—
千間川みどり公園	900	—	東今里1	—
千間川公園	1,800	—	中本1-1	—
中道中央公園	700	—	中道4-5	—
玉津南公園	1,800	—	玉津3-8	—
大今里ふれあい公園	1,000	—	大今里2-35	—
中本くすのき公園	2,600	—	中本5丁目2	—
計	123,250	14,800	一時避難所 39箇所 収容避難所 15箇所	

(生野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
北鶴橋小学校	1,620	790	鶴橋3-4-50	6741-6706
鶴橋小学校	2,160	850	桃谷2-20-32	6717-0040
御幸森小学校	2,120	490	桃谷5-5-37	6712-0444
勝山小学校	2,330	690	勝山南1-3-5	6716-1166
東桃谷小学校	1,540	660	勝山北3-7-21	6712-0447
舍利寺小学校	4,320	690	勝山南4-15-25	6712-1721
西生野小学校	4,590	590	生野西3-5-7	6717-0345
生野小学校	1,600	750	舍利寺3-1-39	6718-0901
田島小学校	3,080	590	田島3-7-38	6758-1541
生野南小学校	4,880	520	林寺6-6-7	6713-8585
林寺小学校	6,640	420	林寺2-14-3	6716-3377
中川小学校	2,160	950	中川3-4-3	6753-1822
東中川小学校	1,940	860	新今里7-14-37	6752-2865
小路小学校	2,400	720	小路2-24-40	6752-0061
東小路小学校	1,140	720	小路東3-8-15	6751-4465
巽小学校	2,120	1,270	巽中3-12-5	6758-0025
北巽小学校	2,780	720	巽北1-30-29	6753-0301
巽南小学校	7,200	720	巽南2-10-7	6757-9174
巽東小学校	5,120	560	巽東3-8-13	6758-3261
鶴橋中学校	5,100	640	勝山北4-9-22	6731-6340
勝山中学校	2,460	830	勝山北3-13-44	6712-0017
生野中学校	9,140	1,080	生野西3-5-40	6716-0121
田島中学校	4,930	620	田島5-23-7	6758-1021
大池中学校	2,180	790	中川6-3-6	6752-3451
東生野中学校	2,560	750	新今里7-9-25	6752-2885
新生野中学校	7,740	520	巽東3-3-12	6757-1421
巽中学校	3,320	1,080	巽中3-17-20	6757-0001
新巽中学校	12,250	490	巽南4-2-53	6793-7415
生野工業高等学校	3,200	790	生野東2-3-66	6731-5551
生野特別支援学校	3,310	1,050	巽東4-2-47	6758-3784
桃谷高等学校	5,320	930	勝山南3-1-4	6712-0371
勝山高等学校	14,460	990	巽東3-10-75	6757-9171
金光藤蔭高等学校	1,030	690	小路東4-1-26	6751-2461
プー儿学院	2,320	1,220	勝山北1-19-31	6741-7005
此花学院高等学校	4,210	1,220	勝山南2-6-38	6716-0003
天理教葛上分教会	—	400	新今里5-3-1	6751-0308
新今里公園	6,840	—	新今里2-12	—
田島公園	2,960	—	田島3-5	—
東中川公園	4,050	—	新今里7-14	—
御勝山公園	1,890	—	勝山北3-16	—
桃谷公園	14,970	—	桃谷1-2	—
生野東公園	1,320	—	生野東3-10	—
巽公園	14,030	—	巽西1-7	—
中川西公園	1,320	—	中川西2-5	—
巽南公園	1,230	—	巽南1-4	—
巽東公園	1,300	—	巽東4-3	—
御勝山南公園	6,160	—	勝山南3-3	—
生野南公園	1,960	—	林寺4-6	—
巽西公園	1,030	—	巽西4-6	—

(生野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
舍利寺中央公園	6,680	—	勝山南4-5,6	—
御幸森2公園	870	—	桃谷5-4	—
南巽公園	1,480	—	巽南3-10	—
生野東4公園	1,700	—	生野東4-5	—
巽北西公園	800	—	巽北1-21	—
巽西1公園	960	—	巽西1-3	—
林寺西公園	420	—	林寺2-16	—
計	215,240	27,650	一時避難所 55箇所 収容避難所 36箇所	

(旭区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
清水小学校	5,554	1,583	清水5-1-12	6952-6661
新森小路小学校	5,400	1,019	新森6-3-13	6953-3800
古市小学校	2,200	716	森小路2-10-35	6955-1212
太子橋小学校	720	480	太子橋1-12-15	6951-0465
大宮小学校	3,850	490	大宮4-9-16	6953-4001
大宮西小学校	1,925	935	中宮1-8-14	6953-0800
生江小学校	3,300	1,374	生江1-10-21	6928-3561
城北小学校	4,500	1,532	赤川3-13-47	6922-2134
高殿小学校	3,300	880	高殿6-9-10	6951-3344
高殿南小学校	3,000	1,044	高殿3-10-30	6953-3851
旭東中学校	7,275	1,519	新森6-7-25	6955-0044
今市中学校	2,000	1,003	大宮5-13-40	6952-0371
大宮中学校	8,800	2,873	中宮4-7-11	6952-0435
旭陽中学校	6,072	2,206	高殿5-9-31	6951-5531
旭高等学校	12,482	1,568	高殿5-6-41	6951-3133
淀川工科高等学校	12,947	1,264	太子橋3-1-32	6952-0001
常翔学園高等学校・ 大阪工業大学	3,300	4,500	大宮5-16-1	6952-3131
思斉特別支援学校	1,167	308	大宮5-11-7	6951-4063
市民交流センターあさひ西	—	75	生江3-17-2	6925-5621
市民交流センターあさひ東	—	40	清水5-6-32	6955-3871
光陽特別支援学校	—	213	新森6-8-21	6953-4022
城北公園	30,000	—	生江3-29	—
旭公園	19,000	—	高殿5-7	—
清水南公園	1,000	—	清水2-13	—
清水中公園	800	—	清水3-31	—
清水北公園	300	—	清水3-9	—
清水小公園	300	—	清水2-6	—
両国町公園	700	—	清水4-12	—
新森中央公園	4,000	—	新森4-22	—
新森北公園	1,000	—	新森3-12	—
新森南公園	1,000	—	新森1-4	—
新森東公園	1,200	—	新森6-8	—
新森南小公園	200	—	新森1-7	—
千林公園	1,000	—	千林2-9	—
森小路公園	700	—	森小路2-5	—
森小路南公園	300	—	森小路1-12	—
森小路東公園	200	—	森小路1-7	—
今市公園	250	—	今市2-7	—
太子橋西公園	500	—	太子橋1-17	—
太子橋中公園	2,000	—	太子橋2-7	—
太子橋南公園	1,000	—	太子橋1-8	—
太子橋東公園	400	—	太子橋3-3	—
大宮南公園	400	—	大宮1-1	—
大宮中公園	1,500	—	大宮3-1	—
大宮北公園	800	—	大宮5(高架下)	—
江野公園	3,000	—	中宮2-18	—
生江南公園	400	—	生江1-4	—
生江東公園	400	—	生江2-11	—

(旭 区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
赤川南公園	350	—	赤川1-4	—
赤川公園	300	—	赤川4-21	—
高殿西公園	500	—	高殿1-3	—
高殿南公園	500	—	高殿2-4	—
高殿南三公園	400	—	高殿3-5	—
高殿南四公園	500	—	高殿4-7	—
計	162,692	25,622	一時避難所 51箇所 収容避難所 21箇所	

(城東区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
諏訪小学校	1,500	1,382	永田2-15-5	6961-5001
中浜小学校	2,184	617	中浜2-12-35	6961-0703
森之宮小学校	2,500	523	森之宮1-6-64	6967-7811
東中浜小学校	1,500	1,256	東中浜5-4-5	6962-0087
城東小学校	700	1,120	嶋野東3-16-41	6962-3081
嶋野小学校	3,200	1,147	嶋野西4-11-48	6961-4313
聖賢小学校	2,000	887	新喜多2-4-35	6932-5025
今福小学校	2,970	632	今福南2-1-53	6933-3412
放出小学校	3,200	1,200	放出西2-2-18	6967-2251
鯉江小学校	1,620	858	今福西3-9-27	6939-0023
鯉江東小学校	2,400	1,132	今福東1-3-26	6933-6403
関目小学校	2,923	661	関目6-5-5	6931-0187
関目東小学校	2,886	641	関目4-12-15	6934-4499
すみれ小学校	2,770	834	古市2-6-46	6933-1210
榎並小学校	3,000	733	野江4-1-28	6931-7373
成育小学校	2,836	1,074	成育1-5-19	6932-0061~0063
放出中学校	4,500	1,506	放出西3-12-10	6961-5014~5015
城陽中学校	8,000	1,198	嶋野西3-3-64	6961-3366
蒲生中学校	5,000	1,272	中央3-9-24	6932-5527~5528
鯉江中学校	6,000	927	今福西4-7-20	6933-6943
董中学校	7,200	1,136	古市1-18-4	6931-0237~0238
城東中学校	6,400	1,224	永田3-3-58	6963-0811
大阪信愛女学院高等学校	9,594	3,625	古市2-7-30	6939-4391~4394
大阪産業大学附属高等学校	5,000	2,989	古市1-20-26	6939-1491~1496
開明高等学校	4,630	1,890	野江1-9-9	6932-4461~4464
成城高等学校	9,800	1,286	諏訪3-11-41	6962-2801
関目中央公園	2,800	—	関目4-3	—
蒲生公園	16,500	—	中央3-8	—
鯉江公園	11,750	—	今福西6-5	—
白山公園	950	—	中浜3-1	—
北関目公園	5,650	—	関目6-3	—
西関目公園	5,200	—	関目1-7	—
成育公園	4,100	—	成育3-18	—
左専道公園	9,250	—	永田2-12	—
南今福公園	4,400	—	今福南4-4	—
東中浜公園	9,750	—	東中浜5-3	—
布屋公園	1,000	—	新喜多東1-5	—
南関目公園	5,650	—	関目2-4	—
古市中央公園	7,200	—	古市2-6	—
永田公園	3,500	—	永田4-14	—
古市西北公園	4,800	—	古市3-19	—
東今福公園	6,650	—	今福東2-11	—
天王田公園	4,250	—	東中浜7-1	—
野江公園	1,450	—	野江1-15	—
嶋野東公園	3,050	—	嶋野東3-23	—
西放出公園	8,850	—	放出西2-15	—
鯉江北公園	1,750	—	今福西5-13	—
中今福公園	1,100	—	今福西2-8	—
天王田・楠根公園	2,800	—	天王田4番	—

(城東区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
西今福公園	850	—	今福西1-15	—
蒲生南公園	800	—	蒲生3-2	—
関目駅前小公園	600	—	関目5-9	—
鳴野西公園	1,800	—	鳴野西4-18	—
榎並公園	850	—	野江2-15	—
新喜多東公園	1,100	—	新喜多東2-6	—
新喜多公園	1,050	—	新喜多1-9	—
鳴野公園	9,850	—	鳴野西4-11	—
蒲生中公園	950	—	中央1-3	—
中浜公園	3,450	—	中浜1-6	—
鳴野北公園	1,400	—	鳴野東1-5	—
古市北公園	1,250	—	古市3-14	—
放出西三公園	1,000	—	放出西3-20	—
専永公園	550	—	永田1-4	—
中浜中央公園	2,250	—	中浜2-9	—
新喜多東中央公園	1,050	—	新喜多東1-8	—
成育西公園	1,300	—	成育1-1	—
成育南公園	1,050	—	中央2-2	—
南今福北公園	1,600	—	今福南4-13	—
鯨江南公園	1,750	—	今福西6-7	—
鳴野の森公園	1,200	—	鳴野西2-1	—
今福南中央公園	400	—	城東区今福南2-17	—
千間川みどり公園	1,000	—	東中浜6、東中浜9	—
鯨江東公園	2,760	—	今福東1-4	—
鳴野東2公園	1,000	—	鳴野2-27	—
今福南古堤公園	600	—	今福南2-4	—
計	268,173	31,750	一時避難所 75箇所 収容避難所 26箇所	

(鶴見区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
みどり小学校	3,000	859	緑2-4-45	6912-7908
鶴見商業高等学校	12,000	1,482	緑2-10-9	6911-0415
鶴見小学校	3,000	785	鶴見4-14-10	6911-5281
鶴見南小学校	5,045	798	鶴見2-17-22	6912-7946
緑中学校	2,300	1,062	鶴見6-6-11	6911-3688
榎本小学校	4,000	1,200	今津北1-5-35	6961-0461
今津中学校	8,160	1,864	今津中1-3-55	6968-9194
汎愛高等学校	14,315	2,110	今津中2-1-52	6961-0431
今津小学校	5,000	1,166	今津中4-1-48	6968-8300
茨田南小学校	5,500	1,184	諸口1-3-71	6911-2001
茨田中学校	10,000	938	諸口3-4-44	6911-0191
茨田東小学校	2,275	1,230	茨田大宮3-7-61	6912-0011
茨田北小学校	4,000	933	浜3-8-66	6912-4500
茨田北中学校	5,000	1,161	茨田大宮1-1-31	6911-8121
茨田高等学校	9,119	1,689	安田1-5-49	6911-0001
茨田小学校	7,892	1,104	安田2-1-8	6915-9731
茨田西小学校	8,000	846	横堤5-13-61	6911-3874
横堤小学校	4,000	796	横堤1-11-83	6912-4513
横堤中学校	6,500	600	横堤1-11-27	6911-1361
烧野小学校	2,800	958	烧野1-3-44	6912-6155~6156
緑第一公園	1,418	—	緑1-17	—
鶴見北公園	1,480	—	鶴見4-14	—
鶴見北中央公園	2,278	—	鶴見4-7	—
鶴見南公園	515	—	鶴見2-5	—
緑第二公園	876	—	緑1-3	—
榎本南公園	1,211	—	今津中1-9	—
放出公園	5,579	—	放出東2-2	—
放出小公園	1,363	—	放出東3(高架下)	—
今津公園	22,327	—	今津中2-3	—
今津南公園	7,514	—	今津南3-3	—
今津東公園	2,208	—	今津北4-4	—
諸口東公園	1,283	—	諸口2-14	—
中徳公園	3,069	—	中茶屋1-1	—
茨田大宮西公園	2,767	—	茨田大宮2-7	—
茨田大宮南公園	1,948	—	茨田大宮3-7	—
茨田大宮中央公園	9,587	—	茨田大宮4-23	—
烧野公園	711	—	烧野2-7	—
横堤北公園	266	—	横堤5-1	—
横堤東公園	1,915	—	横堤3-5	—
榎本公園	1,487	—	今津北1-6	—
鶴見1公園	881	—	鶴見1-6	—
横堤南公園	689	—	横堤2-3	—
烧野南公園	2,000	—	烧野2-南5	—
浜北公園	2,744	—	浜4-16	—
安田公園	1,602	—	安田4-2	—
横堤中公園	1,317	—	横堤3-1	—
烧野さくら公園	1,600	—	烧野1-南10	—
計	202,541	22,765	一時避難所 47箇所 収容避難所 20箇所	

(阿倍野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
高松小学校	1,500	840	天王寺町北3-17-19	6713-2381
常盤小学校	2,000	1,060	松崎町3-11-12	6623-0424
常盤小学校分校	600	270	松崎町3-2-9	6621-7902
金塚小学校	730	730	旭町3-15-50	6649-0400
苗代小学校	780	780	阪南町1-26-30	6622-5403
丸山小学校	700	700	丸山通1-4-43	6661-6731
長池小学校	1,600	710	長池町20-26	6622-6445
阿倍野小学校	4,200	890	阪南町2-17-21	6622-0526
晴明丘小学校	1,130	1,130	晴明通10-34	6661-8526
晴明丘南小学校	2,800	940	帝塚山1-23-8	6661-6543
阪南小学校	1,200	990	阪南町5-7-40	6621-2353
大阪教育大学附属天王寺小学校	5,200	970	松崎町1-2-45	6621-0123
文の里中学校	4,250	1,280	美章園1-5-52	6621-0796
松虫中学校	4,750	810	松虫通3-4-45	6661-6681
昭和中学校	4,500	610	桃ヶ池町2-3-17	6621-0051
阿倍野中学校	400	630	昭和町3-2-4	6628-0505
阪南中学校	4,140	1,050	北畠1-16-24	6622-0005
工芸高等学校	4,000	1,050	文の里1-7-2	6623-0485
天王寺高等学校	11,000	1,050	三明町2-4-23	6629-6801
阿倍野高等学校	12,000	1,240	阪南町1-30-34	6628-1461
住吉高等学校	15,610	1,610	北畠2-4-1	6651-0525
大阪女子高等学校	1,300	1,300	天王寺町南2-8-19	6719-2801
明浄学院高等学校	4,000	2,320	文の里3-15-7	6623-0016
大谷高等学校	4,750	870	共立通2-8-4	6661-0385
東大谷高等学校	4,990	1,290	共立通2-8-4	6661-0384
桃山学院高等学校	10,620	1,740	昭和町3-1-64	6621-1181
睦児童遊園	500	—	天王寺町北2-2	—
曙児童遊園	300	—	天王寺町北2-24	—
高松公園	2,200	—	天王寺町北3-17	—
八反田児童遊園	600	—	天王寺町南1-6	—
高松南公園	700	—	天王寺町南3-12	—
美章園公園	1,500	—	美章園2-13	—
三明北公園	1,200	—	三明町1-4	—
三明町公園	1,400	—	三明町2-9	—
常盤公園	2,000	—	松崎町3-2	—
松崎公園	500	—	松崎町3-7	—
常盤児童遊園	1,500	—	阿倍野筋2-1	—
文の里公園	2,500	—	文の里3-6	—
苗代田児童遊園	900	—	阪南町1-13	—
阪南西公園	600	—	阪南町1-19	—
阪南北公園	800	—	阪南町1-23	—
阪南中公園	2,200	—	阪南町1-49	—
新阪南公園	1,300	—	阪南町3-34	—
共立児童遊園	600	—	共立通1-1	—
聖天山公園	16,400	—	松虫通3-2	—
桃ヶ池公園	30,000	—	桃ヶ池町1	—
長池北児童遊園	400	—	桃ヶ池町1-9	—
長池公園	30,000	—	長池町14,19,23, 西田辺町1-10	—

(阿倍野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
北 畠 公 園	1,800	—	王子町3-8	—
阪 南 公 園	2,200	—	王子町4-1	—
晴 明 通 児 童 遊 園	400	—	晴明通3	—
晴 明 丘 公 園	1,100	—	阿倍野元町15	—
晴 明 丘 相 生 公 園	1,700	—	相生通2-7	—
晴 明 丘 中 央 公 園	12,200	—	北畠1-18	—
晴 明 丘 西 公 園	1,100	—	北畠3-3	—
播 磨 大 領 公 園	3,100	—	播磨町3-4, 住吉区大領2-2	—
計	230,450	26,860	一時避難所 56箇所 収容避難所 26箇所	

(住之江区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
安立小学校	4,000	1,400	住之江1-4-29	6672-0551
住之江保健福祉センター分館	—	70	浜口東3-5-16	6682-9882
敷津浦小学校	4,200	1,890	北島2-9-22	6681-0010
住之江中学校	5,100	1,140	御崎8-1-6	6683-0001
住吉商業高等学校	6,400	1,280	御崎7-12-55	6681-0577
市立住之江会館	—	180	南加賀屋3-1-20	6683-2882
真住中学校	6,600	980	御崎2-2-32	6686-8495
住之江小学校	3,500	1,010	御崎4-6-43	6681-3000
清江小学校	5,300	1,600	御崎5-7-18	6686-3050
住吉川小学校	2,700	920	西加賀屋4-1-4	6681-1571
加賀屋小学校	3,800	940	北加賀屋2-5-26	6681-0031
加賀屋東小学校	6,500	1,140	東加賀屋1-6-25	6681-5000
加賀屋中学校	6,000	890	西加賀屋2-9-20	6681-0131
粉浜小学校	1,200	900	粉浜2-6-6	6672-0001
北粉浜小学校	3,700	570	粉浜1-5-48	6678-6851
住吉第一中学校	6,600	700	粉浜西1-5-11	6678-0101
平林小学校	2,400	790	平林南2-6-48	6685-8085
大阪木材土地(株)	80	100	平林北2-2-16	6685-5031
新北島小学校	3,600	1,020	新北島6-2-56	6683-3011
新北島中学校	4,500	880	新北島8-2-46	6683-0071
南港光小学校	3,800	1,170	南港中4-4-22	6613-0600
南港緑小学校	5,700	970	南港中2-7-18	6613-0700
南港桜小学校	4,400	1,170	南港中5-2-48	6613-0160
南港渚小学校	4,000	1,190	南港中3-7-13	6614-0020
南港北中学校	7,700	1,280	南港中4-3-39	6613-0500
南港南中学校	8,800	1,500	南港中3-5-14	6614-0600
港南造形高等高校	7,400	1,350	南港東2-5-72	6613-1000
安住公園	2,500	—	住之江3-17	—
西住之江公園	500	—	西住之江1-3	—
浜口東公園	2,400	—	西住之江1-3	—
浜口西公園	1,600	—	浜口西2-6	—
安立北公園	500	—	安立1-10	—
浜口公園	1,800	—	浜口西3-4	—
霞松原公園	700	—	安立2-11	—
北島公園	1,000	—	北島3-17	—
御崎南公園	8,300	—	御崎7-3	—
住之江公園	150,000	—	南加賀屋1-1	—
南加賀屋公園	1,600	—	南加賀屋3-1	—
西加賀屋公園	3,000	—	西加賀屋3-8	—
柴谷公園	26,000	—	柴谷2-7	—
緑木公園	1,300	—	緑木2-1	—
加賀屋公園	3,700	—	中加賀屋3-17	—
北加賀屋公園	20,400	—	北加賀屋5-3	—
加賀屋北公園	900	—	北加賀屋1-2	—
中加賀屋公園	10,600	—	中加賀屋1-5	—
住吉公園	80,000	—	浜口東1-1	—
粉浜東公園	1,000	—	粉浜1-5	—
粉浜北公園	700	—	粉浜西1-4	—
粉浜公園	1,500	—	粉浜西2-6	—

(住之江区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
平林南公園	1,000	—	平林南2-6	—
平林北公園	2,000	—	平林北1-2	—
新北島東公園	7,400	—	新北島3-5	—
新北島西公園	12,000	—	新北島7-3	—
新北島南公園	6,900	—	新北島2-3	—
敷津浦東公園	2,900	—	御崎7-15	—
南加賀屋西公園	500	—	南加賀屋4-6	—
御崎東公園	2,100	—	御崎3-3	—
御崎中公園	1,400	—	御崎5-1	—
南港公園	26,000	—	南港中3-1	—
南港太陽のまち公園	10,000	—	南港中4-5	—
南港緑公園	10,000	—	南港中2-6	—
南港海のまち公園	10,000	—	南港中3-6	—
南港花のまち公園	10,000	—	南港中5-4	—
南港中央公園	56,200	—	南港東8-5	—
東加賀屋公園	600	—	東加賀屋2-14	—
平林西公園	1,100	—	平林南2-12	—
西住之江南公園	600	—	西住之江3-13	—
安立南公園	500	—	安立3-8	—
西住之江中公園	400	—	西住之江2-15	—
御崎北公園	1,100	—	御崎1-8	—
北加賀屋東公園	500	—	北加賀屋1-5	—
粉浜中公園	400	—	粉浜1-27	—
粉浜南公園	300	—	粉浜3-2	—
新北島中公園	1,800	—	新北島3-7	—
新北島会館前公園	800	—	新北島5-3	—
大和川北公園	1,100	—	新北島8-1	—
東加賀屋1公園	1,500	—	東加賀屋1-3	—
計	607,080	27,030	一時避難所 75箇所 収容避難所 27箇所	

(住吉区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
墨江小学校	1,000	500	墨江2-3-46	6678-7601
三稜中学校	4,000	910	千躰1-5-22	6691-2131
墨江丘中学校	5,400	880	墨江4-15-34	6674-3612
清明学院高等学校	1,500	700	墨江2-4-4	6673-8181
清水丘小学校	1,500	500	清水丘2-9-41	6673-1101
南住吉小学校	1,900	1,000	南住吉3-5-1	6693-3941
山之内小学校	2,500	810	山之内2-17-39	6693-0001
遠里小野小学校	500	800	遠里小野6-6-27	6692-5671
大和川中学校	8,000	700	遠里小野2-11-4	6694-0005
浪速中学校・高等学校	1,000	500	山之内2-13-57	6693-4031
東粉浜小学校	3,290	1,360	東粉浜2-3-26	6672-0313
住吉小学校	1,500	1,000	帝塚山西4-1-35	6672-6001
大領小学校	1,200	850	大領3-3-5	6694-1100
住吉中学校	2,000	650	帝塚山西3-5-6	6672-3115
大領中学校	5,000	1,000	大領4-3-25	6695-3611
帝塚山学院	4,800	3,250	帝塚山中3-10-51	6672-1954
長居小学校	1,500	1,000	長居東3-3-40	6698-8787
大阪学芸高等学校	500	1,200	長居1-4-15	6693-6301
大和川高等学校	12,800	1,370	苅田4-1-72	6692-0006
苅田小学校	2,540	1,620	苅田3-5-34	6699-2901
苅田北小学校	1,500	1,000	苅田1-11-39	6697-2224
苅田南小学校	3,500	900	苅田10-1-35	6607-0511
東我孫子中学校	2,000	2,000	苅田1-16-2	6698-0001
依羅小学校	4,000	2,000	我孫子4-11-48	6691-0771
我孫子中学校	1,600	800	我孫子東1-4-32	6697-8161
阪南高等学校	2,940	1,660	庭井2-18-81	6692-0356
清水幼稚園	1,000	670	清水丘1-24-10	6673-4567
遠里小野幼稚園	600	350	遠里小野1-2-25	6691-3695
長居幼稚園	300	100	長居東3-8-32	6691-0190
南住吉大空小学校	2,000	600	我孫子1-6-12	6606-7181
我孫子南中学校	10,000	2,500	浅香1-8-55	6698-6310
府立視覚支援学校	1,600	2,245	山之内1-10-12	6693-3471
住吉区老人福祉センター	—	120	遠里小野1-1-31	6694-1416
住吉区民センター	—	522	南住吉3-15-56	6694-6100
市民交流センターすみよし北	—	200	帝塚山東5-3-21	6674-3731
市民交流センターすみよし南	—	633	浅香2-1-9	6697-0971
苅田中公園	800	—	苅田6-16	—
遠里小野公園	450	—	遠里小野5-19	—
万代東公園	6,700	—	万代東1-1	—
山之内公園	2,000	—	山之内5-2	—
清水丘公園	2,000	—	清水丘2-22	—
遠沢公園	2,500	—	清水丘2-2	—
おりおの南公園	3,000	—	遠里小野7-5	—
清水丘ふれあい公園	1,000	—	清水丘3-8	—
我孫子公園	4,000	—	我孫子5-2	—
杉本町公園	2,000	—	杉本2-6	—
浅香町公園	1,500	—	浅香2-1	—
苅田北公園	800	—	苅田2-11	—
苅田南公園	1,500	—	苅田9-5	—

(住吉区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
西長居公園	3,000	—	長居西1-14	—
沢之町公園	10,000	—	南住吉3-15	—
万代池公園	2,000	—	万代3-7	—
鶴ヶ丘児童遊園	990	—	長居1-10	—
山之内中央公園	1,520	—	山之内3-17	—
山之内北公園	3,350	—	山之内1-1	—
神ノ木公園	2,000	—	帝塚山東5-3	—
南万領公園	600	—	万代東4-2	—
万領中央公園	5,000	—	万代東3-1	—
住吉一二三公園	500	—	住吉1-7	—
浅香中央公園	34,400	—	浅香1-35	—
庭井公園	1,500	—	庭井2-23	—
苅田どんぐり公園	1,000	—	苅田3-4	—
計	187,580	36,900	一時避難所 58箇所 収容避難所 36箇所	

(東住吉区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
育和小学校	2,000	1,520	杭全4-10-12	6713-1253
桑津小学校	2,600	1,610	桑津5-13-13	6713-0922
北田辺小学校	2,000	1,190	北田辺3-11-14	6713-2325
田辺小学校	1,000	1,290	田辺2-3-34	6622-0401
南田辺小学校	1,500	1,480	南田辺4-3-4	6699-0221
東田辺小学校	2,500	1,240	東田辺2-14-6	6691-5671
南百済小学校	3,000	1,100	湯里1-15-40	6701-0207
湯里小学校	1,000	970	湯里6-8-3	6797-0900
鷹合小学校	1,500	1,200	鷹合3-12-38	6692-0455
今川小学校	2,000	1,390	今川4-24-4	6702-5653
矢田北小学校	4,000	1,670	照ヶ丘矢田2-1-55	6705-1601
矢田東小学校	2,600	1,690	住道矢田2-7-43	6702-9877
矢田小学校	2,000	2,760	矢田5-1-22	6699-0001
矢田西小学校	4,000	1,890	公園南矢田2-15-43	6699-1600
田辺中学校	1,500	1,260	南田辺4-7-24	6692-0117
東住吉中学校	1,500	1,260	桑津5-17-25	6719-4488
白鷺中学校	3,000	1,520	今川1-2-21	6713-0501
中野中学校	2,000	1,650	中野4-4-25	6702-4455
矢田中学校	6,500	1,820	住道矢田9-7-55	6702-5775
矢田南中学校	6,400	3,230	矢田3-4-27	6698-1521
矢田西中学校	3,300	1,420	公園南矢田2-12-47	6697-1891
大阪芸術大学短期大学部	1,100	460	矢田2-14-19	6691-7341
城南学園	1,500	700	湯里6-4-26	6704-5622
長居第2陸上競技場	24,000	350	長居公園1-1	6691-2500
早川福祉会館	—	200	南田辺1-9-28	6622-0123
市民交流センターひがしすみよし	—	300	矢田5-8-14	6697-3311
東住吉スポーツセンター	1,700	—	公園南矢田4-30-3	6694-4580
長居陸上競技場	20,200	1,250	長居公園1-1	6691-2500
長居球技場	13,650	1,150	長居公園1-1	6691-2500
山坂公園	3,900	—	山坂2-19	—
育和公園	2,900	—	杭全8-5	—
平野白鷺公園	25,900	—	今川6-7	—
酒君塚公園	2,150	—	鷹合2-5	—
駒川公園	3,550	—	駒川2-3	—
鷹合公園	2,100	—	鷹合4-5	—
桑津東公園	1,200	—	桑津4-10	—
駒川北公園	1,250	—	駒川1-20	—
桑津北公園	1,150	—	桑津1-12	—
桑津公園	1,300	—	桑津3-6	—
今川公園	4,450	—	今川4-23	—
中野町公園	2,600	—	中野1-8	—
南百済公園	1,050	—	中野3-10	—
今林公園	5,500	—	今林4-4	—
矢田公園	6,400	—	住道矢田1-7	—
枯木町公園	2,300	—	公園南矢田4-22	—
矢田東公園	650	—	住道矢田2-11	—
矢田部公園	700	—	矢田1-22	—
矢田西公園	700	—	公園南矢田3-17	—
矢田河原田公園	650	—	住道矢田6-8	—

(東住吉区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
枯木南公園	750	—	矢田7-6	—
矢田住道公園	500	—	照ヶ丘矢田3-11	—
うるし堤公園	5,300	—	今川1-1	—
杭全西公園	1,050	—	杭全4-3	—
田辺公園	750	—	駒川3-10	—
北田辺公園	300	—	北田辺1-8	—
わかば公園	550	—	今川4-12	—
照ヶ丘矢田公園	1,650	—	照ヶ丘矢田1-16	—
つくし公園	2,450	—	今川4-1	—
矢田中公園	900	—	矢田3-5	—
北田辺中公園	550	—	北田辺3-6	—
矢田中中央公園	550	—	矢田4-10	—
矢田教育の森公園	8,700	—	矢田5-2	—
矢田6公園	1,650	—	矢田6-9	—
大和川東公園	8,000	—	矢田5-7	—
東田辺公園	700	—	東田辺1-16	—
公園南小公園	1,050	—	公園南矢田2-2	—
北田辺4公園	450	—	北田辺4-2	—
湯里の森公園	1,250	—	湯里5-7	—
田辺中公園	800	—	田辺6-9	—
西浦池グラウンド	1,500	—	住道矢田3-9	—
東田辺さくら公園	1,250	—	東田辺1-11	—
東田辺中央公園	1,250	—	東田辺3-4	—
針中野わくわく公園	850	—	針中野1-16	—
今五児童遊園地	810	—	西今川3-16	—
計	230,350	37,570	一時避難所 72箇所 収容避難所 28箇所	

(平野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
平野小学校	6,600	1,340	平野宮町1-9-29	6791-6626
平野西小学校	3,920	1,040	背戸口4-1-31	6702-0872
新平野西小学校	2,700	690	背戸口1-5-22	6702-3661
平野南小学校	2,410	880	平野南2-3-8	6709-5500
喜連小学校	2,860	770	喜連7-6-4	6709-7700
喜連東小学校	2,730	1,010	喜連東2-2-17	6708-1300
喜連西小学校	1,940	910	喜連西3-17-61	6702-1056
喜連北小学校	7,740	880	喜連1-7-4	6790-2100
長吉東小学校	3,150	870	長吉出戸8-13-41	6709-0990
長吉南小学校	3,240	470	長吉六反3-2-17	6709-1501
長原小学校	4,830	790	長吉長原東3-10-9	6708-0105
長吉六反小学校	2,300	1,160	長吉六反5-3-41	6707-5681
長吉小学校	3,240	910	長吉長原2-6-55	6709-2000
長吉出戸小学校	3,640	870	長吉出戸3-1-43	6707-8500
川辺小学校	4,540	650	長吉川辺1-4-9	6790-8351
瓜破小学校	3,080	1,090	瓜破5-3-11	6709-4920
瓜破西小学校	2,700	870	瓜破西2-1-43	6704-0200
瓜破北小学校	3,590	1,220	瓜破1-8-33	6709-0360
瓜破東小学校	4,000	790	瓜破東2-5-78	6708-0108
加美小学校	2,590	770	加美正覚寺3-13-35	6791-7501
加美南部小学校	4,630	1,030	加美南1-9-17	6791-2237
加美北小学校	6,770	1,060	加美北7-4-10	6793-0576
加美東小学校	4,050	620	加美東5-9-25	6793-0725
平野中学校	13,210	1,750	背戸口1-16-26	6702-6721
摂陽中学校	5,800	790	平野西3-4-7	6702-0324
平野北中学校	15,030	1,910	平野宮町1-8-55	6793-5121
喜連中学校	6,300	960	喜連西6-2-11	6704-0003
長吉中学校	6,350	730	長吉長原東1-6-15	6709-3000
長吉六反中学校	6,070	790	長吉六反4-9-61	6707-8700
長吉西中学校	3,240	1,000	長吉長原西3-8-21	6708-0335
瓜破中学校	9,110	1,120	瓜破2-5-31	6709-2221
瓜破西中学校	6,240	1,030	瓜破西2-12-22	6705-0700
加美中学校	4,920	1,020	加美正覚寺3-13-46	6791-5755
加美南中学校	7,470	980	加美南1-10-15	6793-0745
市民交流センターひらの	280	135	平野市町3-8-22	6792-2007
平野高等学校	16,280	540	長吉川辺4-2-11	0723-34-7400
大阪教育大学附属平野中学校・ 高等学校平野校舎	18,000	1,000	流町2-1-24	6709-9600
東住吉高等学校	16,530	760	平野西2-3-77	6702-3838
大阪教育大学附属特別支援学校	1,500	210	喜連4-8-71	6708-2580
平野公園	8,860	—	平野東2-11	—
坂上公園	750	—	平野市町1-8	—
長吉公園	2,960	—	長吉出戸5-4	—
杭全公園	6,400	—	平野宮町1-7,2-1	—
加美神明公園	1,090	—	加美東1-6	—
鞍作公園	6,190	—	加美南1-11	—
喜連北第1公園	2,290	—	喜連1-8	—
六反赤坂公園	560	—	長吉六反1-14	—
瓜破駒ヶ池公園	1,920	—	瓜破6-3	—

(平野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
加美長沢公園	2,070	—	加美北8-3	—
平野北公園	2,080	—	平野北1-1	—
加美柿花公園	1,280	—	加美北6-13	—
喜連八坂公園	340	—	喜連東2-1	—
加美北公園	6,920	—	加美北4-2,5-4	—
瓜破第1公園	640	—	瓜破東3-1	—
瓜破西北公園	1,370	—	瓜破西1-8	—
平野西公園	5,280	—	平野西3-5	—
喜連西公園	800	—	喜連西3-17	—
瓜破南公園	620	—	瓜破南2-2	—
六反東公園	870	—	長吉六反4-7	—
加美正覚寺公園	1,010	—	加美正覚寺3-1	—
平野野堂公園	600	—	平野南1-2	—
喜連中公園	660	—	喜連6-7	—
瓜破西ヶ池公園	710	—	瓜破西2-9	—
加美西公園	1,310	—	加美西2-5	—
平野南公園	2,910	—	平野南3-11	—
加美長沢西公園	960	—	加美北5-9	—
喜連東公園	700	—	喜連東3-6	—
たちばな公園	710	—	加美西1-4	—
六反南公園	600	—	長吉六反3-17	—
加美東公園	280	—	加美東5-7	—
京町公園	510	—	平野市町3-10	—
背戸口公園	1,200	—	背戸口5-2	—
西脇公園	750	—	西脇2-2	—
加美東北公園	380	—	加美東2-9	—
瓜破東北公園	860	—	瓜破東2-5	—
長吉瓜破3号公園	1,140	—	長吉長原1-3	—
元六公園	320	—	平野宮町1-3	—
瓜破下池公園	360	—	瓜破東6-1	—
川辺北公園	780	—	長吉川辺2-北1	—
六反西公園	700	—	長吉六反3-4	—
川辺南公園	10,870	—	長吉川辺4-1	—
なみはや公園	780	—	長吉長原2-14	—
喜連北第2公園	510	—	喜連西5-1	—
川辺東公園	770	—	長吉川辺3-2	—
出戸池公園	4,420	—	長吉出戸5-3	—
長原公園	1,360	—	長吉長原4-9	—
正覚寺中公園	670	—	加美正覚寺4-4	—
瓜破東中公園	670	—	瓜破東2-2	—
長原西公園	1,010	—	長吉長原西2-4	—
長吉東部中央公園	6,020	—	長吉長原東2-9	—
長吉西中学前公園	590	—	長吉長原西3-9	—
川辺中公園	600	—	長吉川辺2-1	—
長吉東部南公園	3,570	—	長吉川辺3-11	—
加美正北ふれあい公園	1,260	—	加美北6-14	—
長吉出戸公園	5,290	—	長吉出戸1-11	—
瓜破北西公園	910	—	瓜破5-1	—
瓜破新池緑地北公園	990	—	瓜破東8-6	—

(平野区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
瓜破新池緑地南公園	890	—	瓜破東8-12	—
瓜破新池緑地公園	1,650	—	瓜破東8	—
喜連西中央公園	5,160	—	喜連西2-1	—
出戸南公園	770	—	長吉出戸8-14	—
瓜破南大和川公園	10,680	—	瓜破南1	—
なかよし広場	5,340	—	喜連東5-2,3	—
瓜破南地域集会所前広場	620	—	瓜破南2-4	—
計	359,720	35,415	一時避難所 104箇所 収容避難所 39箇所	

(西成区)

避難所名	避難可能 人数[人]	収容可能 人数[人]	所在地	電話番号
天下茶屋中学校	3,000	1,200	橘1-8-2	6651-6512
今宮中学校	10,000	1,000	花園北1-8-32	6631-2711
成南中学校	4,500	700	千本中1-17-10	6651-4635
鶴見橋中学校	9,200	1,800	長橋3-9-23	6562-0001
玉出中学校	5,500	1,200	玉出西1-15-37	6659-2761
梅南中学校	5,800	1,700	梅南3-3-17	6658-4321
弘治小学校	1,500	600	花園北2-16-26	6631-2811
長橋小学校	3,400	1,900	長橋2-3-21	6561-4692
萩之茶屋小学校	2,100	600	萩之茶屋1-11-15	6641-0044
今宮小学校	1,500	600	天下茶屋1-17-14	6661-1431
橘小学校	2,500	1,300	橘2-1-18	6651-0456
松之宮小学校	3,000	1,000	旭3-5-39	6568-6381
梅南小学校	1,500	800	梅南3-2-25	6651-3428
玉出小学校	2,000	800	玉出中2-13-56	6659-2000
岸里小学校	2,500	900	千本中1-8-22	6659-2574
千本小学校	2,500	1,100	千本中2-8-8	6651-6464
津守小学校	2,500	700	津守3-1-66	6659-0841
南津守小学校	2,000	700	南津守6-1-14	6659-3000
北津守小学校	6,000	1,200	北津守3-3-40	6568-0415
天下茶屋小学校	1,500	1,100	聖天下1-11-35	6661-8741
金塚小学校	800	700	阿倍野区旭町3-15-50	6649-0400
西成高等学校	16,800	2,200	津守1-13-10	6562-5751
今宮工科高等高校	7,500	1,200	出城1-1-6	6631-0055
山王集会所	250	130	山王2-10-24	6644-3390
飛田ふれあい会館	200	100	山王3-12-13	6641-9191
市民交流センターにしなり	—	843	長橋2-5-33	6561-0007
津守浄水場	11,000	—	津守1-13	—
津守少年野球場	5,000	—	津守1-13	—
コミュニティ広場	9,000	—	南津守2-1	—
西皿池公園	1,500	—	潮路1-4	—
天下茶屋公園	4,000	—	岸里東1-16	—
田端公園	2,500	—	千本南1-21	—
玉出西公園	1,200	—	玉出西1-9	—
南津守さくら公園	18,000	—	南津守1-2	—
計	150,250	26,073	一時避難所 33箇所 収容避難所 26箇所	

収容避難所の福祉的整備

収容避難所（学校等）については、災害時に障害者や高齢者が利用しやすいよう、次により施設の福祉的整備を図るものとする。

- 1 施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合はこの限りでない。
- 2 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルートを確認するなど、避難生活に支障のないよう配慮する。
- 3 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。

警戒区域の設定権者一覧表

設定権者	法的根拠	対象となる災害	目的
消防吏員	消防法 第23条の2	ガス漏えい流失災害(火災警戒区域)	消防活動のため
警察官(現場に消防吏員がいないとき)	第28条	火災 (消防警戒区域)	
	第36条	火災を除く災害 (消防警戒区域)	
水防団長、水防団員、消防関係者 (又は警察官)	水防法 第14条	水災	水防活動のため

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と豊中市（以下「乙」という。）は、災害時において、神崎川以北における甲の住民及び神崎川以南における乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、平成9年1月6日に締結した「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」の全部を次のとおり改正する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 対象地域は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市淀川区十八条3丁目16番から19番
- (2) 大阪市淀川区西三国4丁目11番から13番
- (3) 豊中市大島町3丁目11番

（避難者の受入れ）

第3条 甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第4条及び第7条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

- 2 甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

- 2 甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第5条 甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能な限り行うものとする。

(避難者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

(住民への広報等)

第7条 甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。

(相互受入に伴う経費負担)

第8条 相手方の市域に属する対象地域住民の受入に伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に1年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成21年3月26日

甲 大阪市
大阪市長 平松邦夫

乙 豊中市
豊中市長 浅利敬一郎

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第4条に基づく受け入れの用に供する避難施設

1 豊中市民の避難所

名 称	所 在 地	電 話
三津屋小学校	淀川区三津屋中1-4-14	06-6301-0005

2 大阪市民の避難所

(1) 大阪市淀川区十八条3丁目16番から19番

名 称	所 在 地	電 話
豊南小学校	豊南町西2-19-1	06-6333-2361

(2) 大阪市淀川区西三国4丁目11番から13番

名 称	所 在 地	電 話
千成小学校	千成町2-2-65	06-6334-8081

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と吹田市（以下「乙」という。）は、災害時において、神崎川以北における甲の住民及び神崎川以南における乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 対象地域は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市淀川区十八条1丁目14番
- (2) 大阪市淀川区東三国3丁目12番
- (3) 吹田市西御旅町
- (4) 吹田市東御旅町

（避難者の受入れ）

第3条 甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第4条及び第7条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

- 2 甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

- 2 甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第5条 甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能

な限り行うものとする。

(避難者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

(住民への広報等)

第7条 甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。

(相互受入に伴う経費負担)

第8条 相手方の市域に属する対象地域住民の受入に伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に1年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成21年3月26日

甲 大阪市
大阪市長 平松邦夫

乙 吹田市
吹田市長 阪口善雄

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第4条に基づく受け入れの用に供する避難施設

1 吹田市民の避難所

- (1) 吹田市西御旅町
吹田市東御旅町

名 称	所 在 地	電 話
① 下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄5-2-9	06-6328-1235
② 新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄2-20-5	06-6328-0164
③ 関西大学 北陽高等学校	大阪市東淀川区上新庄1-3-26	06-6328-5964
④ 小松小学校	大阪市東淀川区小松3-18-15	06-6328-1936

2 大阪市民の避難所

- (1) 大阪市淀川区十八条1丁目14番
大阪市淀川区東三国3丁目12番

名 称	所 在 地	電 話
① 吹田南小学校	吹田市南吹田5-12-1	06-6386-0821

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。）は、災害時において、大和川以南における甲の住民及び乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 対象地域は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市東住吉区矢田7丁目
- (2) 大阪市平野区瓜破南1丁目及び2丁目
- (3) 大阪市平野区长吉川辺4丁目
- (4) 松原市別所4丁目、5丁目及び8丁目
- (5) 松原市大堀2丁目、3丁目及び4丁目

（避難者の受入れ）

第3条 甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第4条及び第7条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

2 甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

2 甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第5条 甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能

な限り行うものとする。

(避難者の報告)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

(住民への広報等)

第7条 甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。

(相互受入に伴う経費負担)

第8条 相手方の市域に属する対象地域住民の受入に伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に1年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成21年3月26日

甲 大阪市
大阪市長 平松邦夫

乙 松原市
松原市長 中野孝則

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第4条に基づく受け入れの用に供する避難施設

1 松原市民の避難所

- (1) 松原市別所4丁目、5丁目及び8丁目
松原市大堀2丁目、3丁目及び4丁目

名 称	所 在 地	電 話
平野高校	大阪市平野区长吉川辺4-2-11	072-334-7400

2 大阪市民の避難所

- (1) 大阪市東住吉区矢田7丁目

名 称	所 在 地	電 話
天美小学校	松原市天美東8-12-22	072-332-0333
天美西小学校	松原市天美西6-238-1	072-333-1200

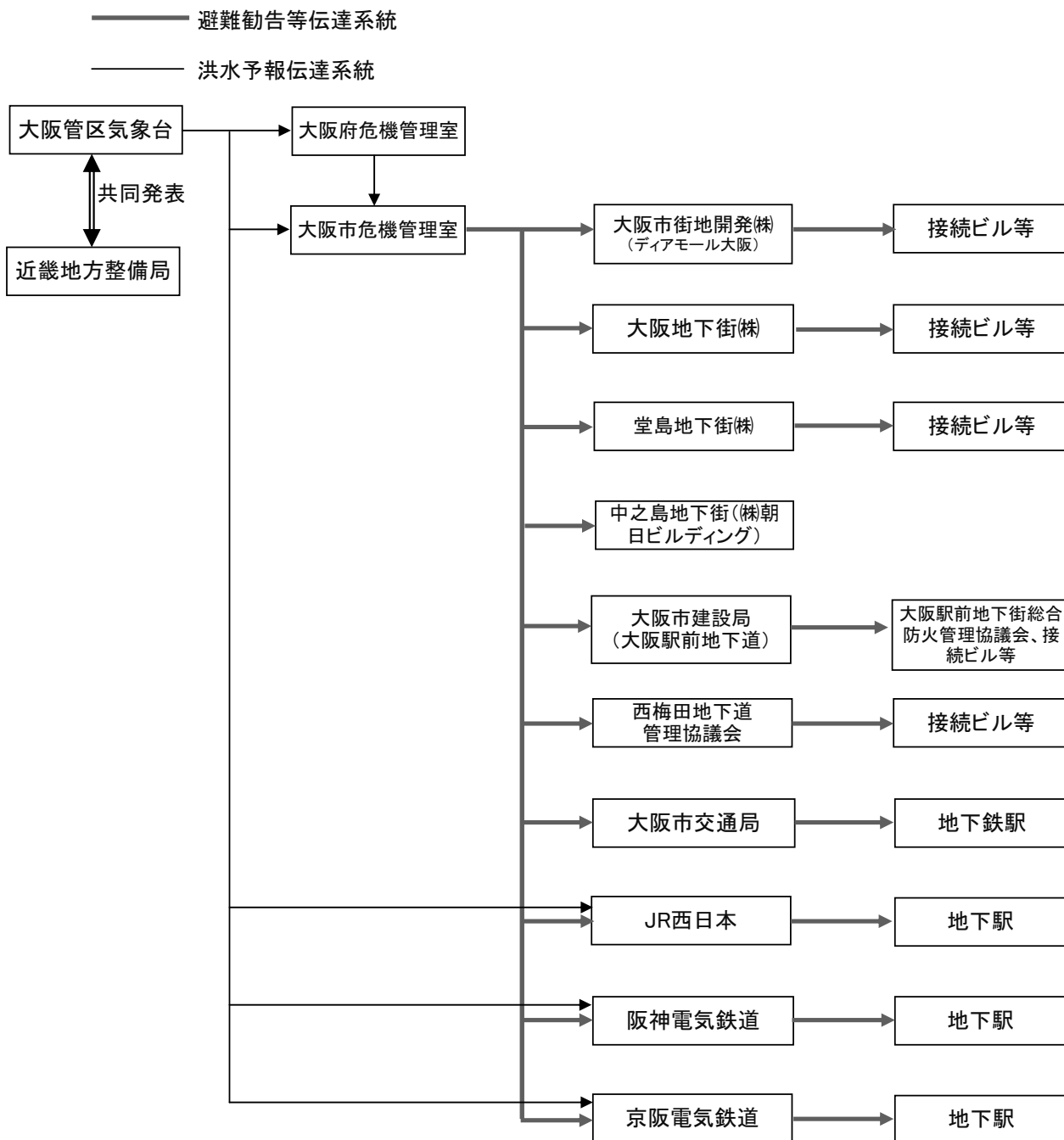
- (2) 大阪市平野区瓜破南1丁目、2丁目

名 称	所 在 地	電 話
三宅小学校	松原市三宅中2-14-21	072-332-0813

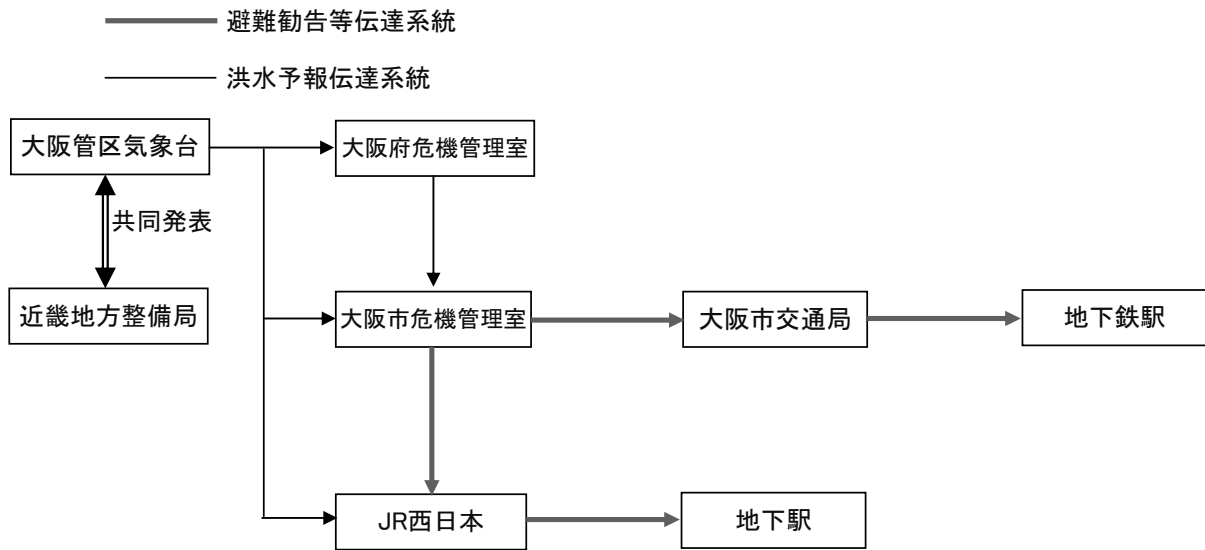
- (3) 大阪市平野区长吉川辺4丁目

名 称	所 在 地	電 話
恵我小学校	松原市大堀3-4-17	072-332-1212

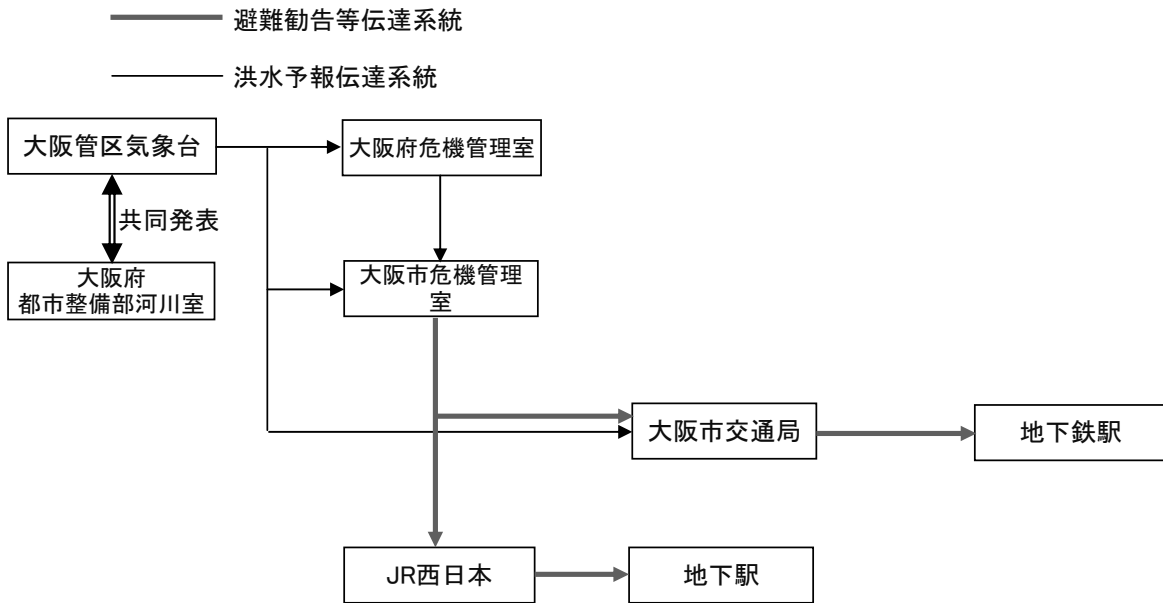
淀川に関する避難勧告等伝達系統図



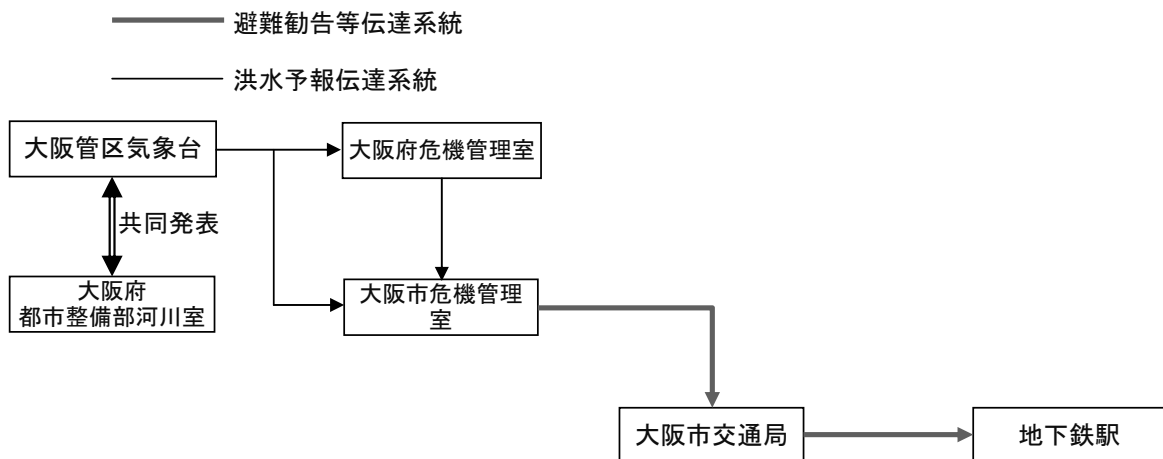
大和川に関する避難勧告等伝達系統図



神崎川に関する避難勧告等伝達系統図



寝屋川流域に関する避難勧告等伝達系統図



災害情報連絡主任設置規程

制 定 昭 和 49. 8. 1 達第18号
最近改正 平成 15. 3. 31達第9号

災害情報連絡主任設置規程を制定する。

災害情報連絡主任設置規程

(設置)

第1条 災害情報及び災害による被害状況を迅速かつ的確に把握するため、別表に掲げる局等に災害情報連絡主任を置く。

(災害情報連絡主任)

第2条 災害情報連絡主任は、市民局にあつては市民生活部安全対策課長、消防局にあつては警防部指令課長、区役所にあつては区民企画室長、その他の局にあつては庶務担当課長をもって充てる。

第3条 別表に掲げる局等を除く大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条の局及び室の長、収入役室長、交通局長、水道局長、大学長、教育長、監査・人事制度事務総括局長並びに選挙管理委員会事務局長は、必要と認めるときは、当該局等に1名の災害情報連絡主任を置くことができる。

2 局長等は、前項の規定により災害情報連絡主任を置いたときは、その旨を直ちに市民局長に通知しなければならない。

(報告等)

第4条 災害情報連絡主任は、本市の地域の全部又は一部において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本市に災害対策本部が設けられるまでの間において、災害に関する情報を収集し、災害による被害状況を調査しなければならない。

2 災害情報連絡主任は、市民局長の定めるところにより、災害に関する情報及び災害による被害状況を市民局長に報告しなければならない。

(施行の細則)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和57. 4. 1 達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和63. 4. 1 達第7号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平元. 4. 1 達第5号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平 3. 4. 1 達第 4 号）
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平 9. 4. 1 達第 8 号）
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平10. 4. 1 達第 4 号）
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平13. 4. 1 達第12号）
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平14. 3. 31 達第 9 号）
この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平15. 3. 31 達第 9 号）
この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

総務局、市民局、計画調整局、健康福祉局、都市環境局、建設局、港湾局、消防局、
区役所

気象予報・警報等の種類及び基準一覧表

注 意 報

種 類		基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	<p>風雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。</p>
	強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。</p>
	大雨注意報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>① 1時間雨量が25mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 ③ 土壌雨量指数が126以上になると予想される場合。</p>
	大雪注意報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。</p>
	濃霧注意報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。</p>
	雷注意報	<p>落雷等により被害が予想される場合。</p>
	乾燥注意報	<p>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。</p>
	なだれ注意報	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃^{※1}以上、またはかなりの降雨が予想される場合。</p>
	着雪注意報	<p>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想され、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。</p>

注 意 報

種 類		基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
	地面現象注意報	地面現象注意報 ^{※2}	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高1.5m以上になると予想される場合。
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	浸水注意報	浸水注意報 ^{※2}	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が25mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合。
※ ₃ 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

警 報

種 類		基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
		暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
		大雨警報 (浸水害) 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合。
		大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。
	地面現象警報	地面現象警報 ^{※2} 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	高潮警報	高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高2.2m以上になると予想される場合。
	波浪警報	波浪警報 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
	浸水警報	浸水警報 ^{※2} 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合。	

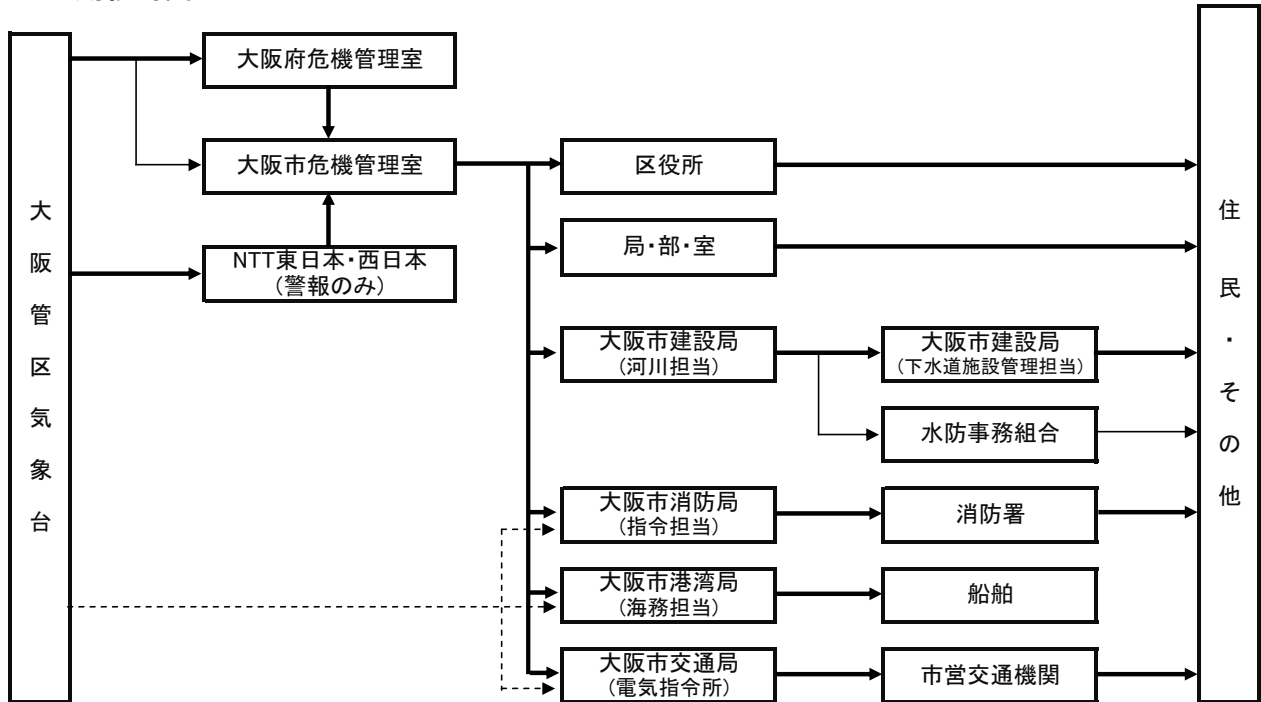
警 報

種 類		基 準	
※3 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 高潮注意報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

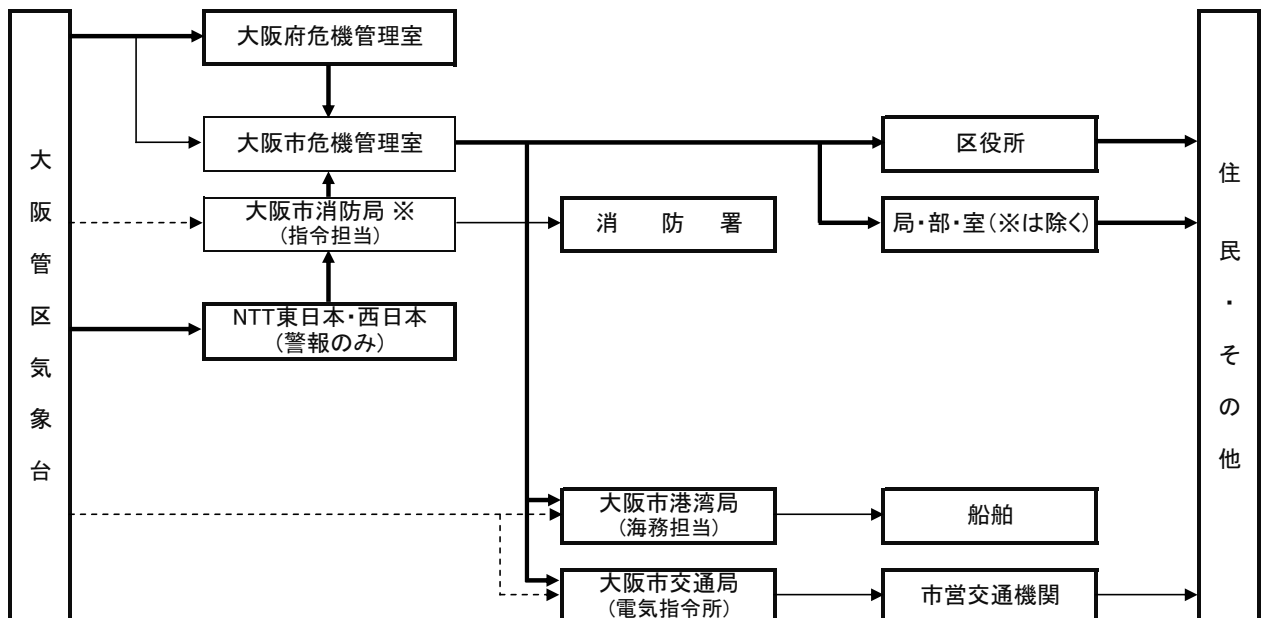
- 注 1 : 基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生状況と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 : ※1 大阪管区気象台の値。
 ※2 この注意報・警報は、標題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。
 ※3 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 : 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

気象予報・警報等の伝達系統具体図

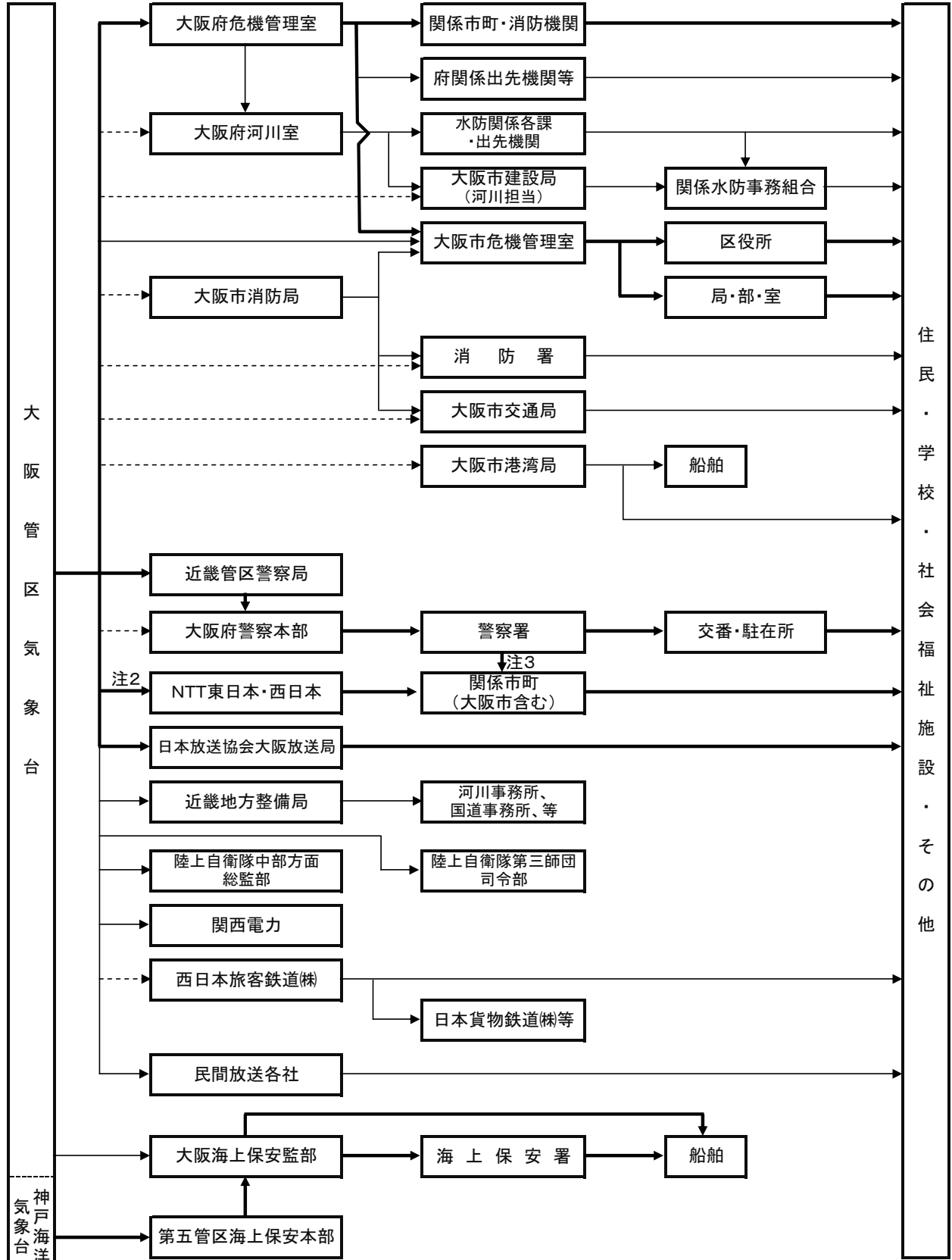
勤務時間内



勤務時間外



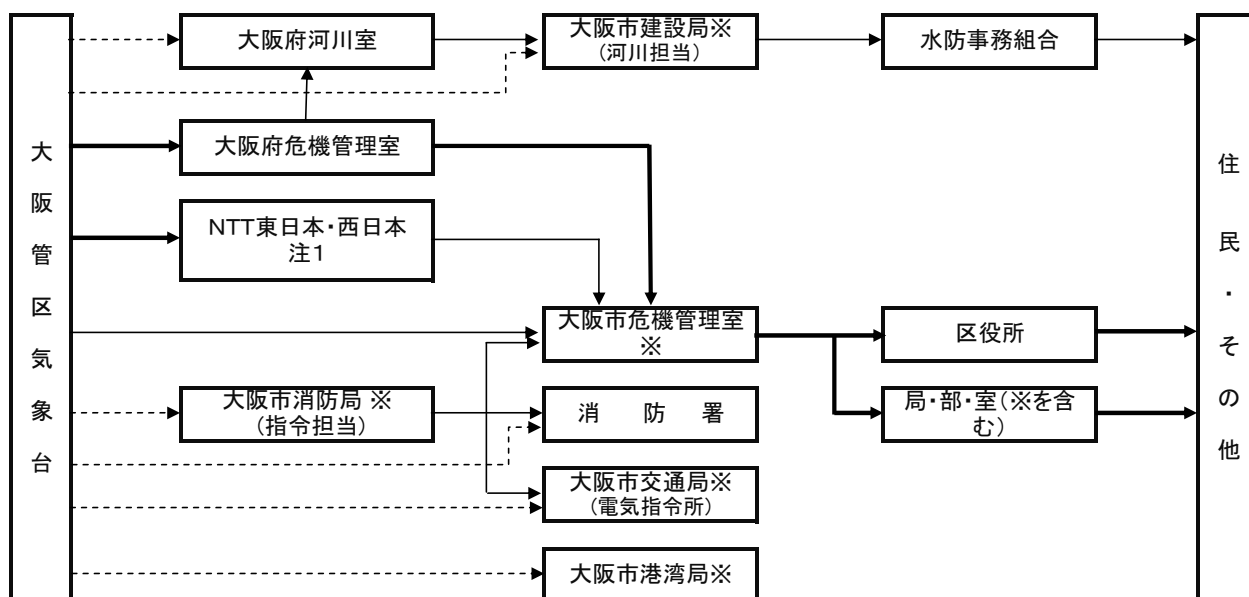
津波予報・警報等の伝達系統総括図



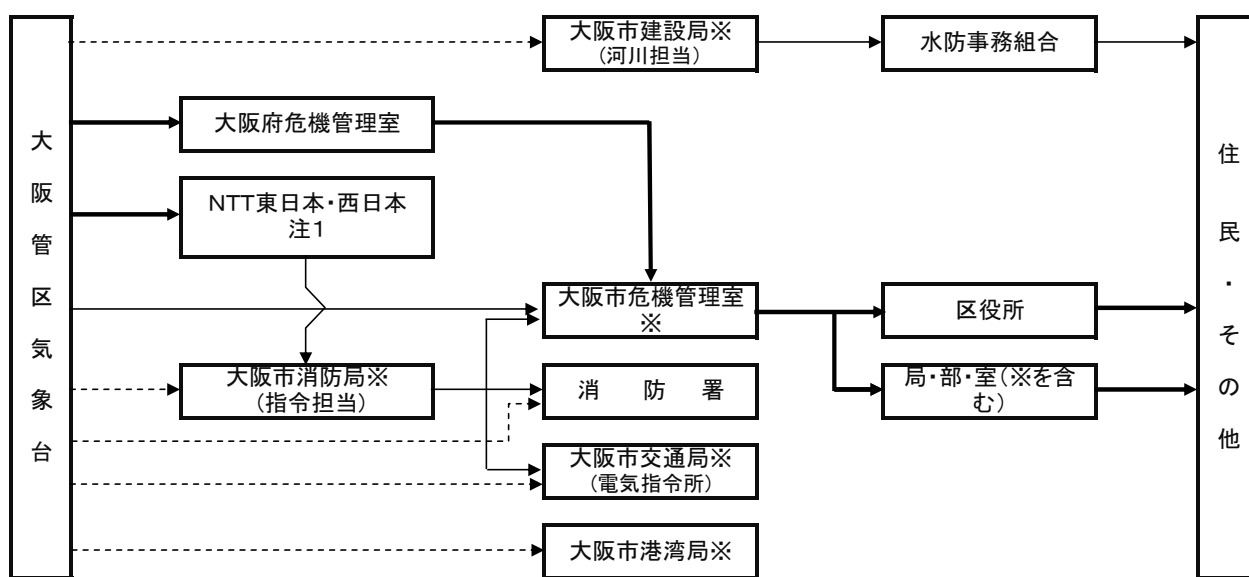
注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。破線はインターネット接続を示す。
 注2 津波警報、同解除の場合のみ。
 注3 津波注意報・津波警報に限る。

津波予報・警報等の伝達系統具体図

勤務時間内



勤務時間外

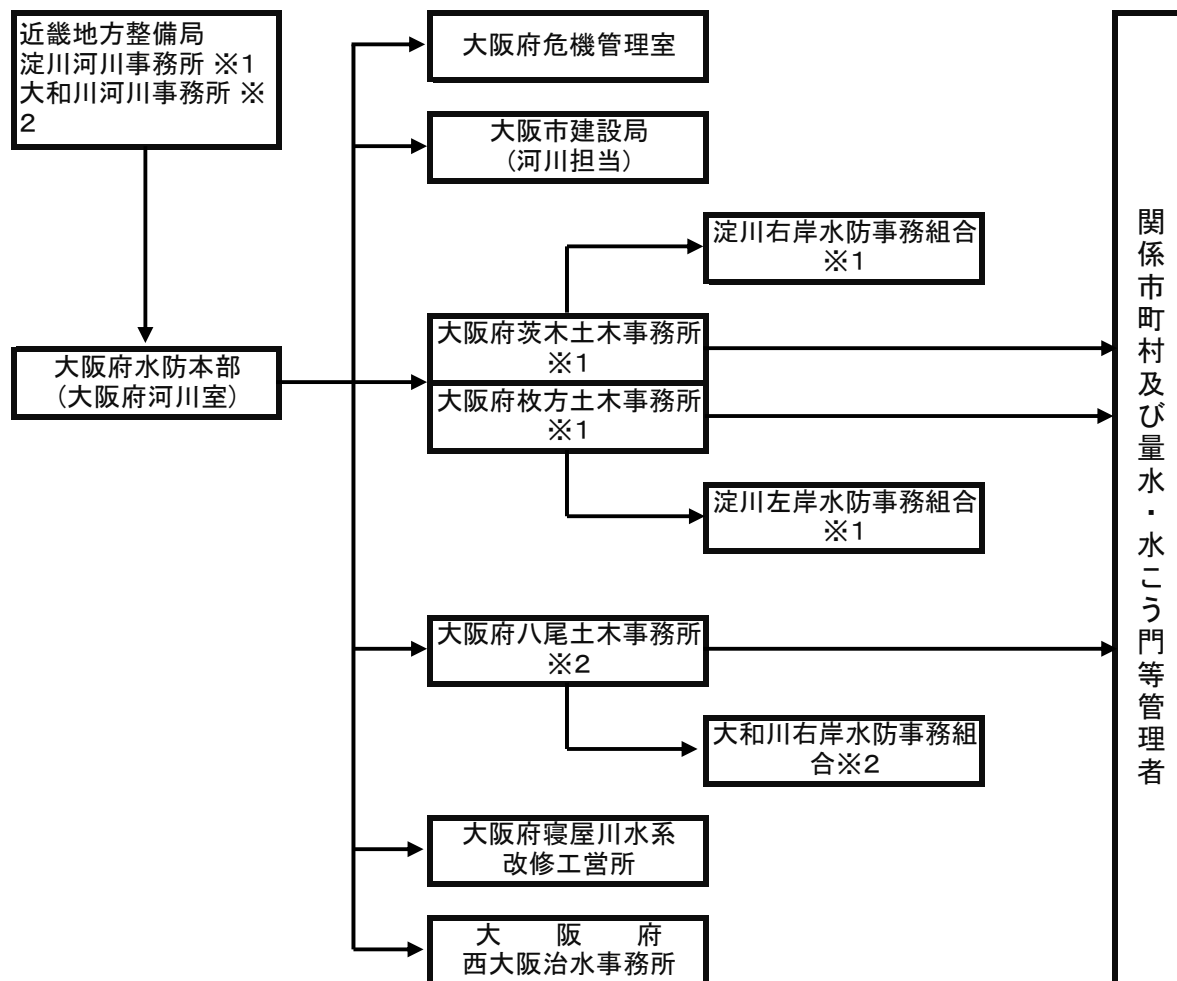


注1 津波警報、同解除の場合のみ。

注2 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。破線はインターネット接続を示す。

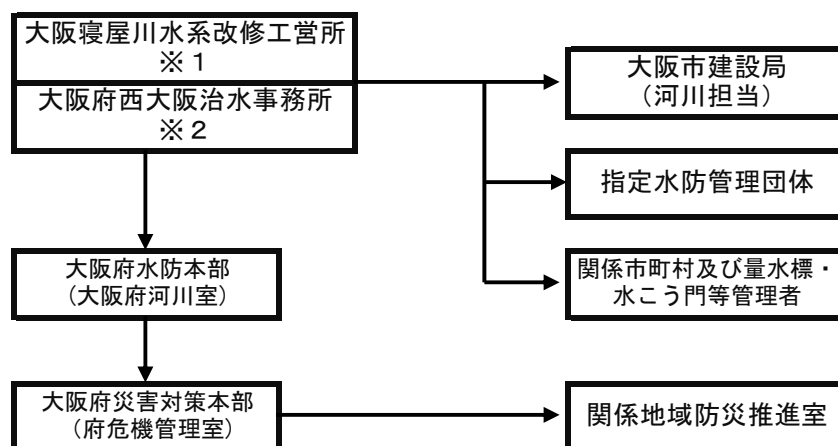
水防警報の伝達系統図

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報



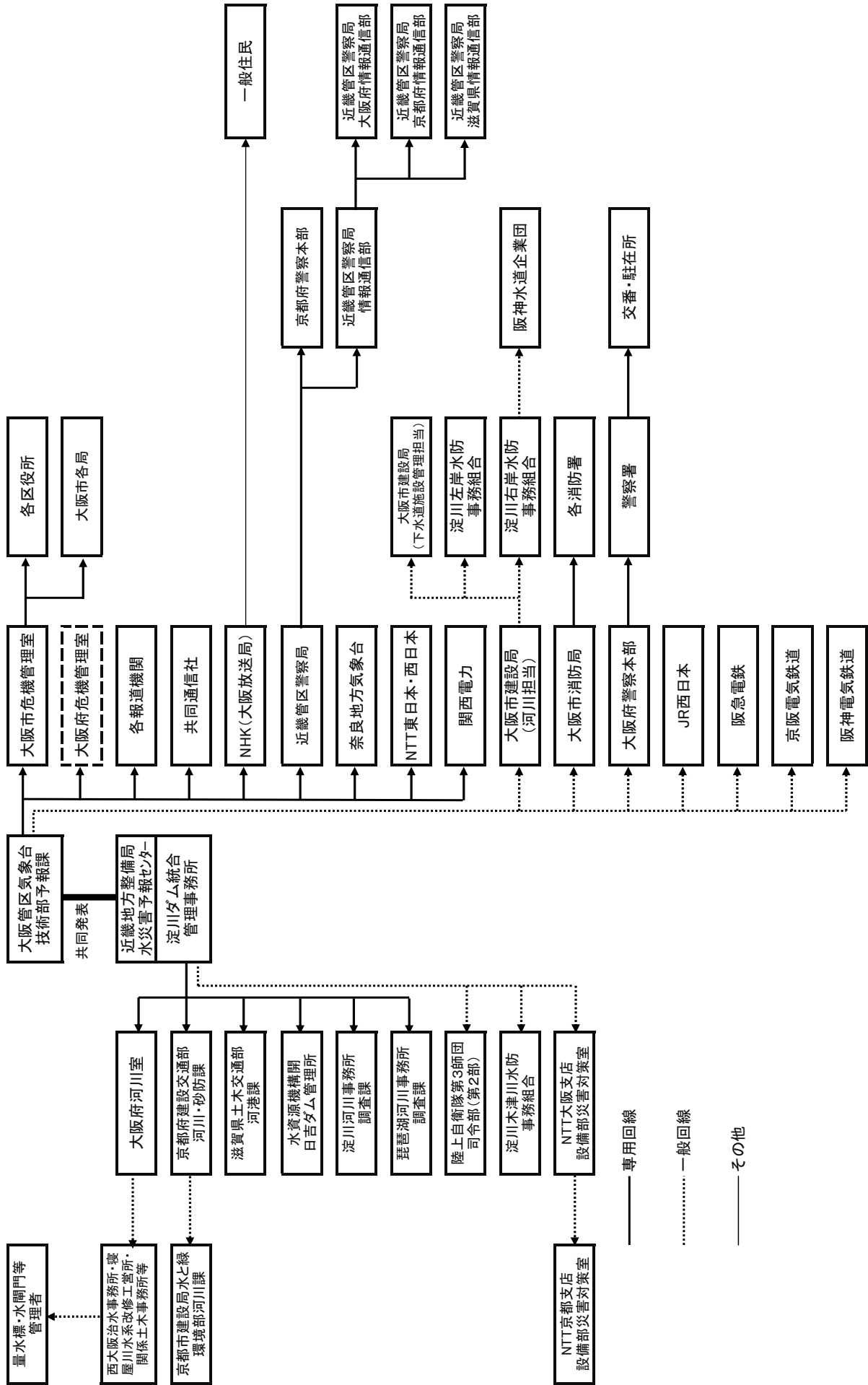
※1 淀川水防警報の伝達系統
 ※2 大和川水防警報の伝達系統

(2) 大阪府知事が発表する水防警報

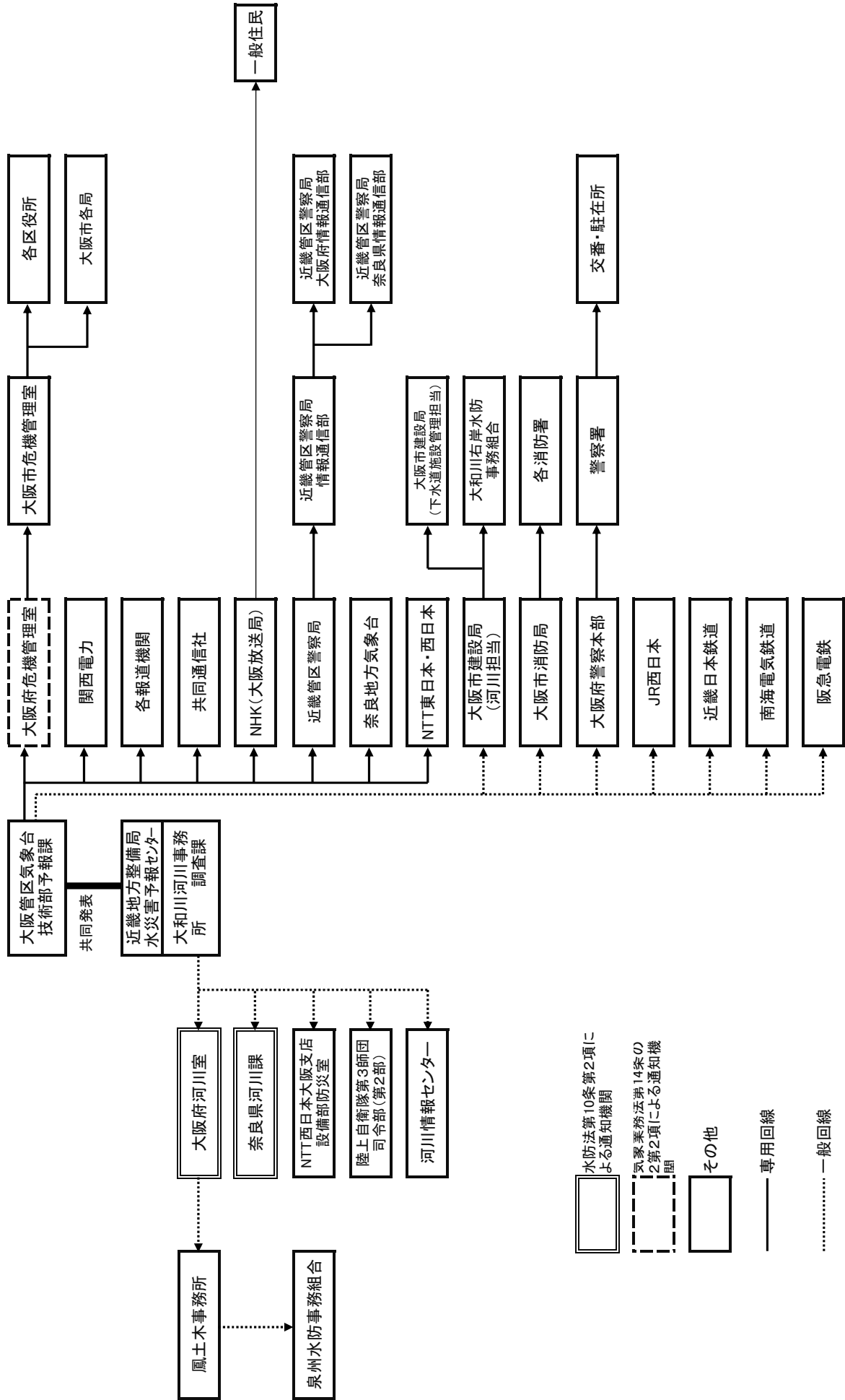


※1 寝屋川水系水防警報の伝達系統
 ※2 防潮河川の水防警報の伝達系統

淀川洪水予報・警報等の伝達系統図



大和川洪水予報・警報等の伝達系統図



水防法第10条第2項による通知機関

気象業務法第14条の2第2項による通知機関

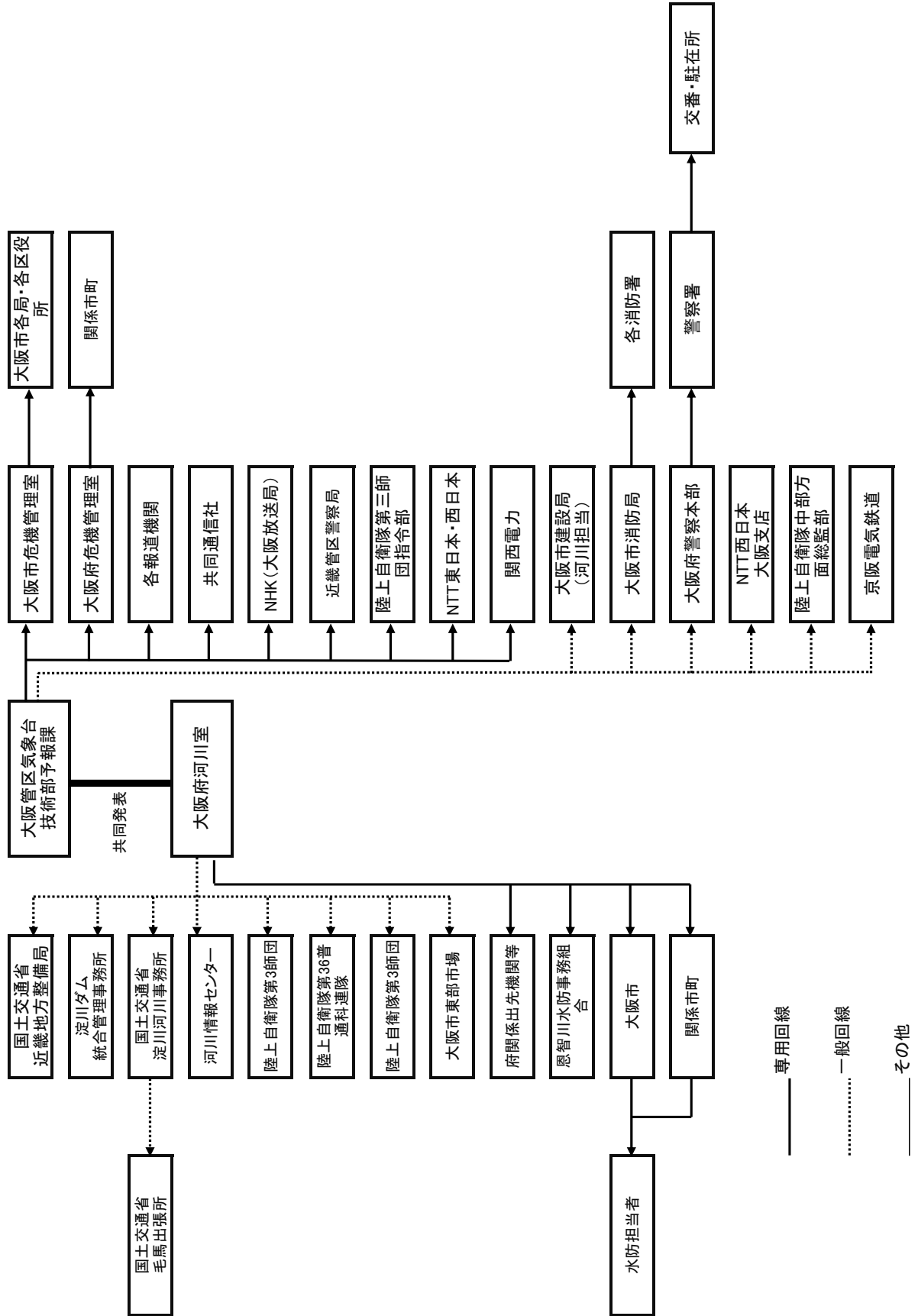
その他

専用回線

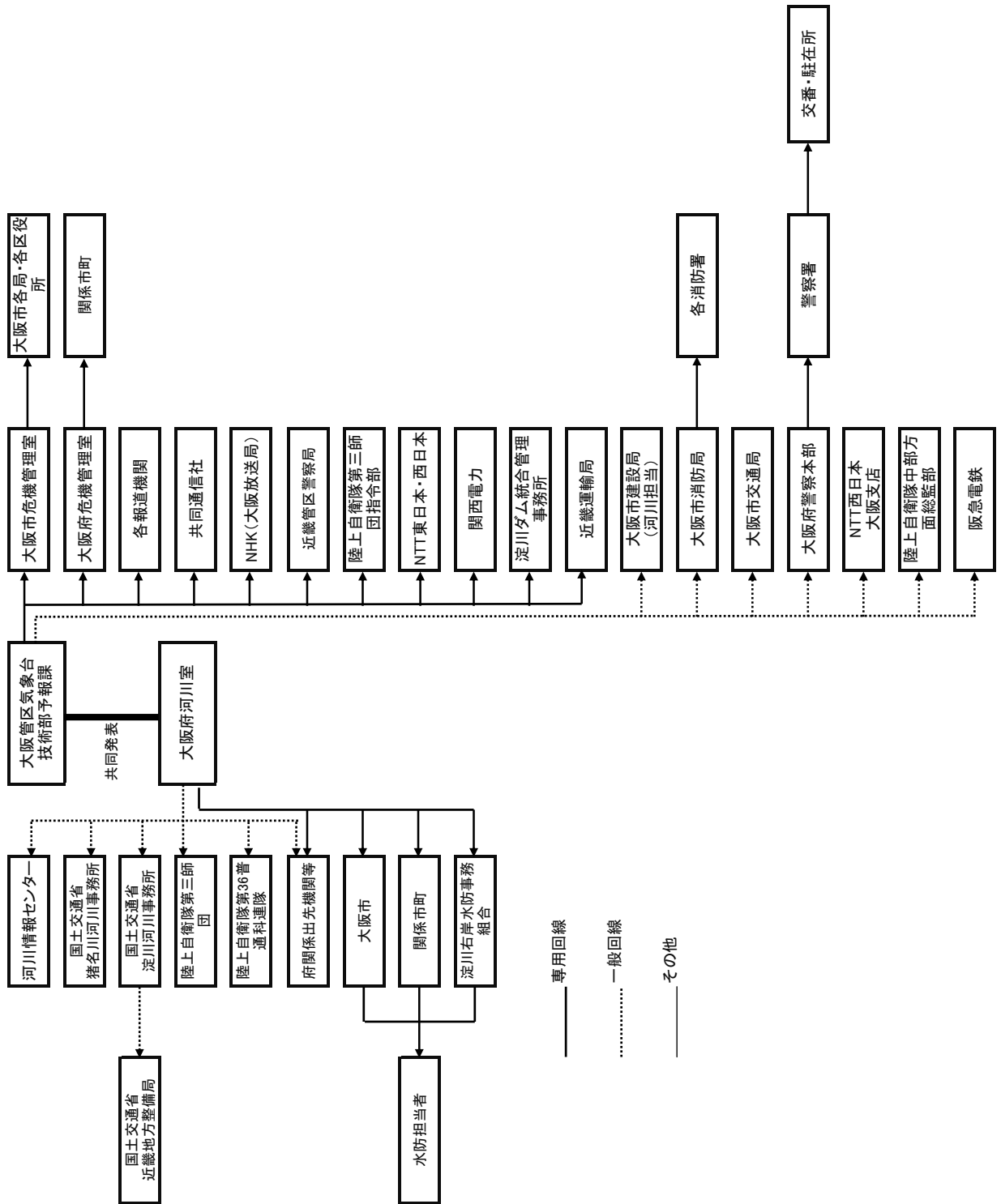
一般回線

その他

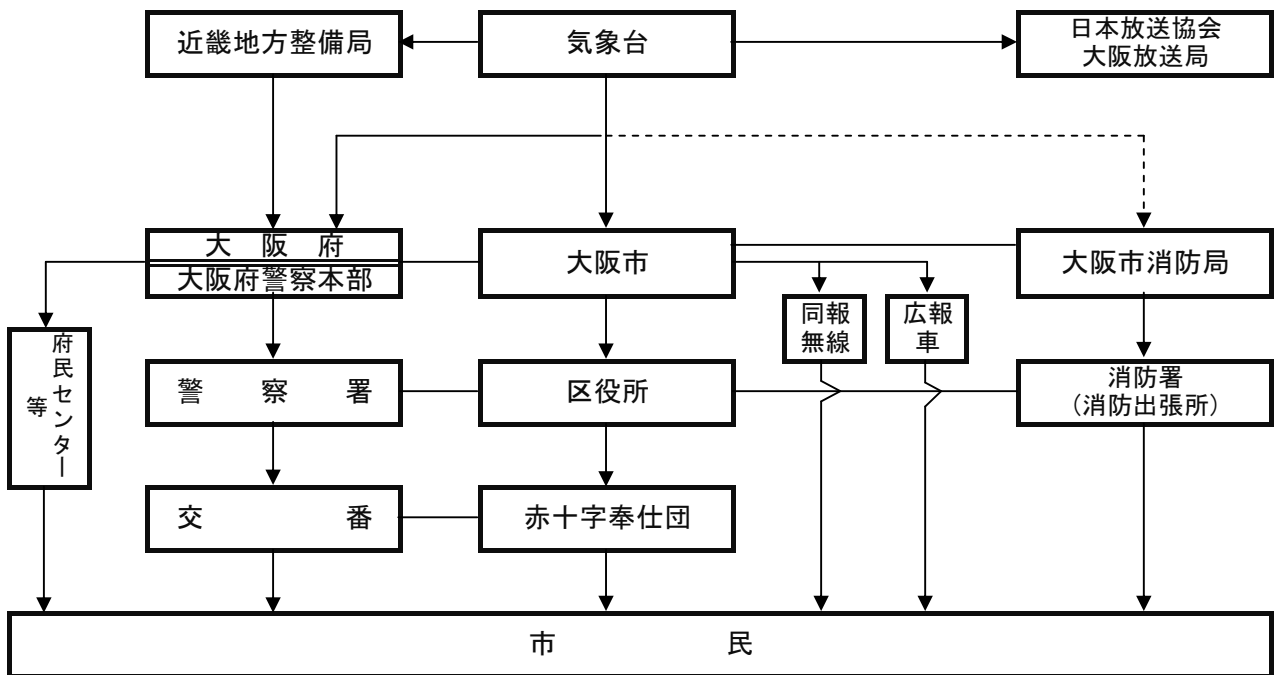
寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図



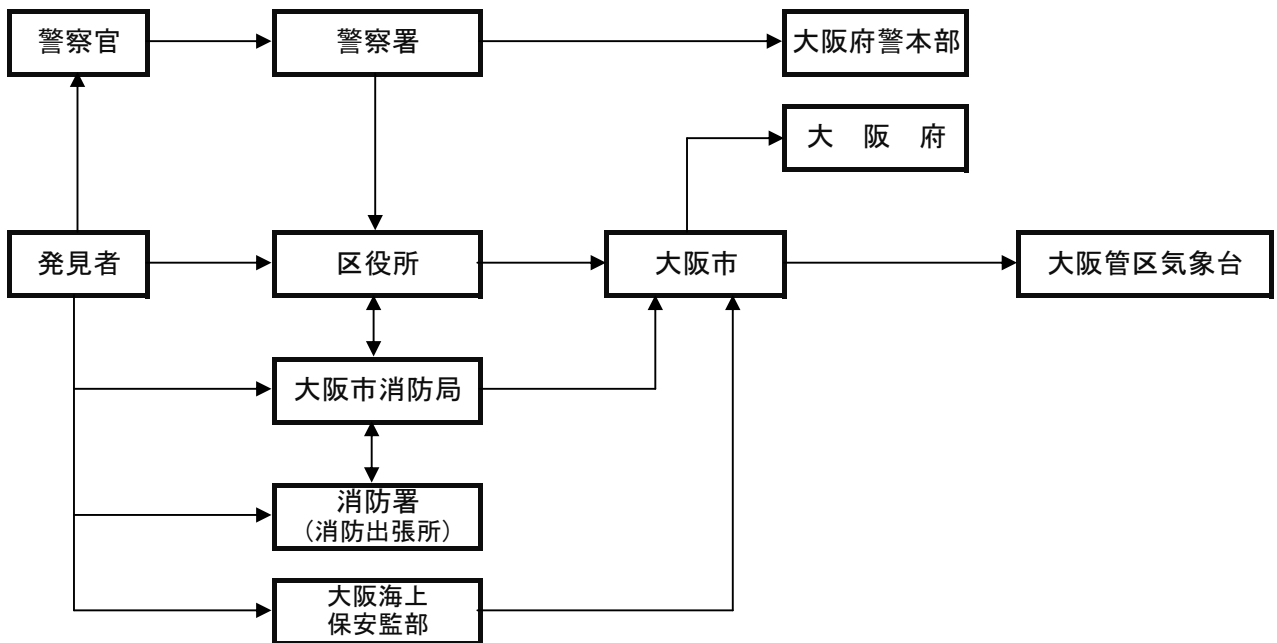
神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図



各種警報等の伝達系統図



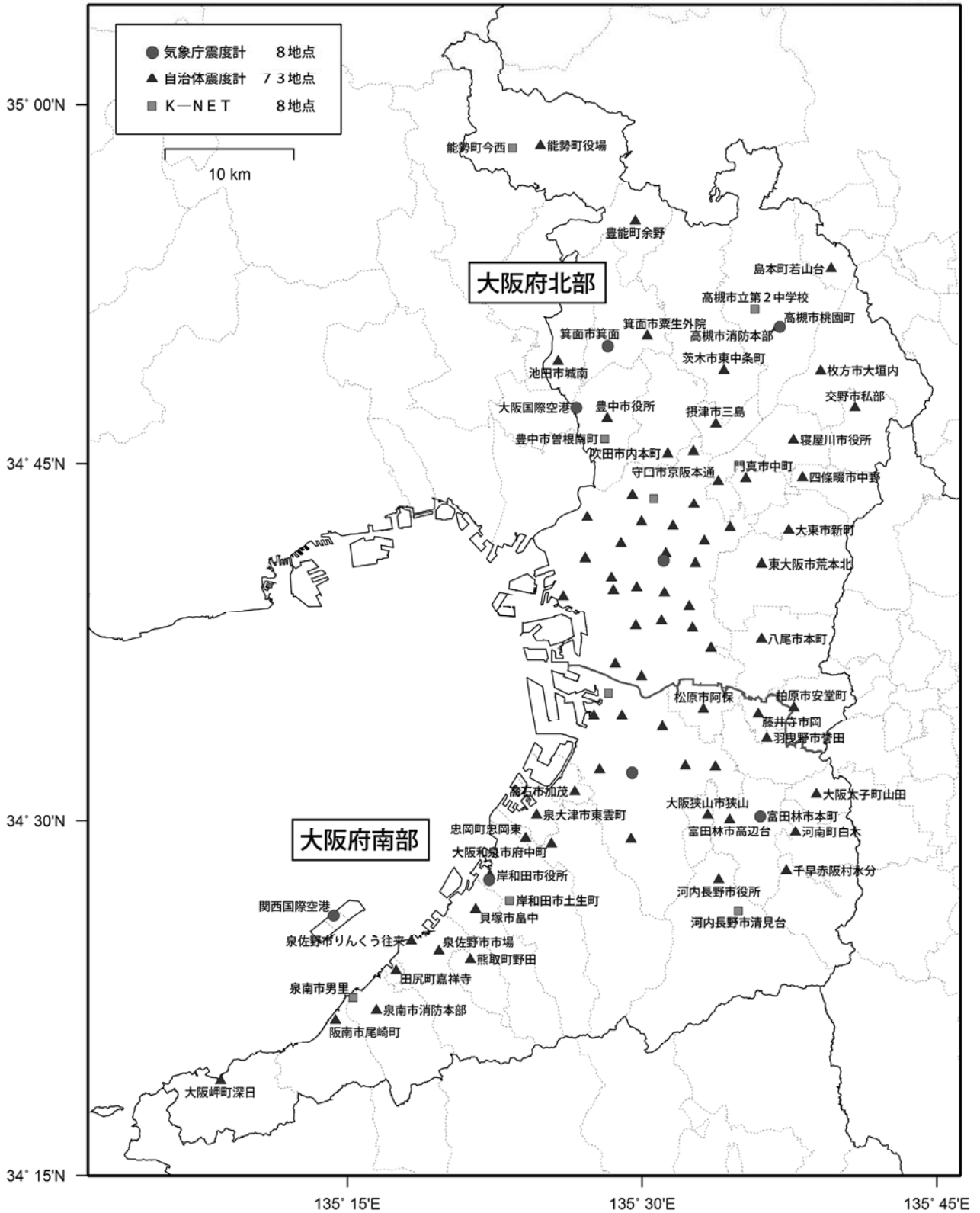
異常現象発見時の伝達系統図



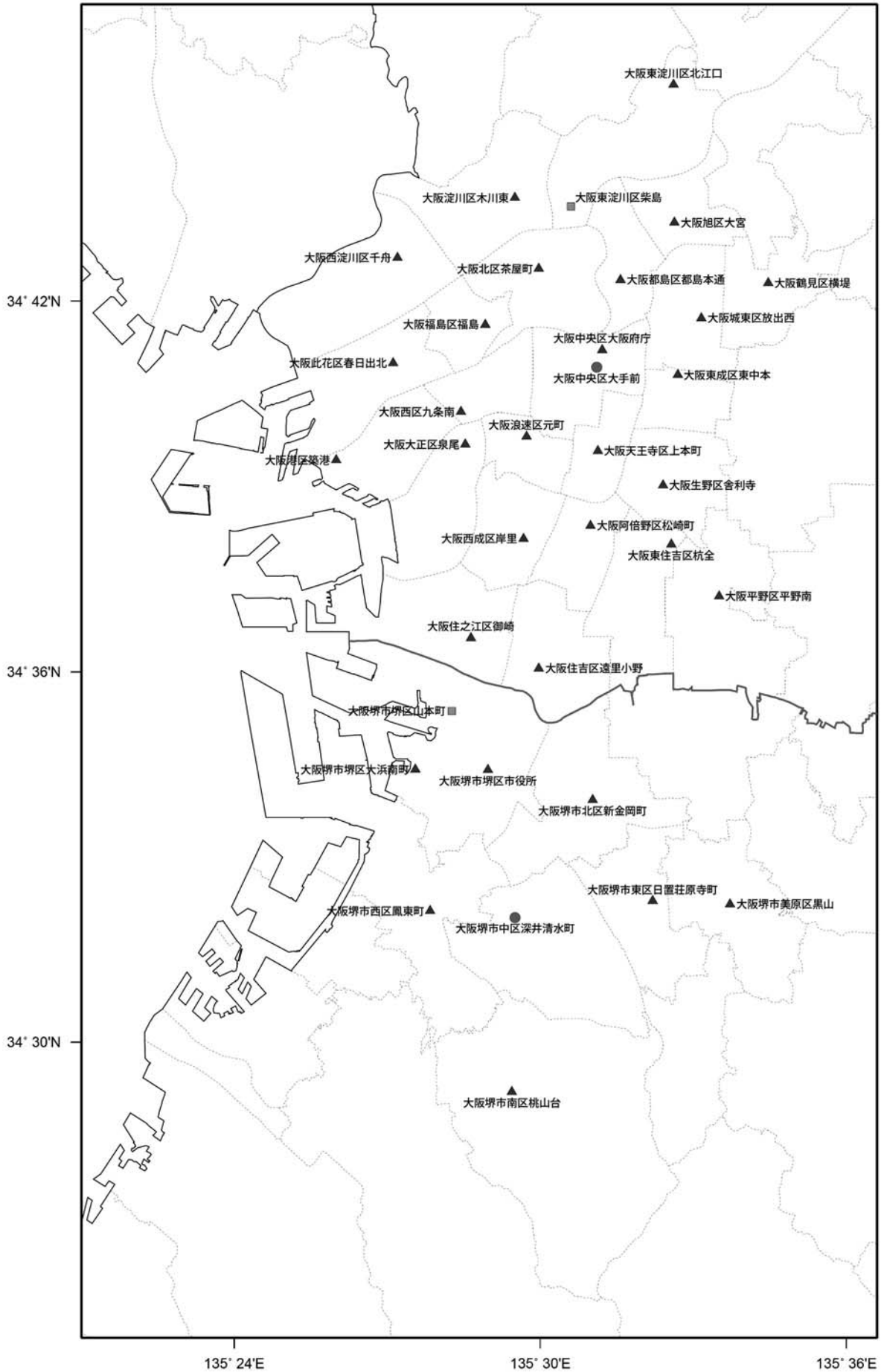
災害が発生するおそれがある異常な現象（例えば激しい降雨、異常水位、潮位、火災等）を発見したものは、速やかに区役所、消防署、交番等の関係機関に通報しなければならない。通報を受けた機関の伝達系統は上表のとおり。

大阪府震度計配置図

2011年1月6日現在



大阪市内と堺市内の詳細は別紙参照。
地図は国土地理院の数値地図25000（行政界・海岸線）を使用。



地図は国土地理院の数値地図25000（行政界・海岸線）を使用。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

被害状況報告書（概況・変動・最終）

平成 年 月 日 現在

人的被害	死 者		人	1	その他被害	港湾施設損壊	箇所	36
	行方不明者		人	2		砂防施設損壊	箇所	37
	負傷者	重傷者	人	3		水道施設損壊	箇所	38
		軽傷者	人	4		清掃施設損壊	箇所	39
		計	人	5		崖くずれ	箇所	40
住家被害	全 壊 (流 失)		棟	6	鉄 道 不 通	箇所	41	
			世帯	7	船舶被害	沈 没	隻	42
			人	8		流 失	隻	43
	半 壊		棟	9		破 損	隻	44
			世帯	10	電 話	回線	45	
			人	11	電 気	戸	46	
	一 部 破 損		棟	12	水 道	戸	47	
			世帯	13	ガ ス	戸	48	
			人	14	ブ ロ ッ ク 塀	箇所	49	
	床 上 浸 水		棟	15	そ の 他		50	
			世帯	16	り 災 世 帯	世帯	51	
			人	17	り 災 者 数	人	52	
	床 下 浸 水		棟	18	被害金額	公 立 文 教 施 設	千円	53
			世帯	19		農 林 水 産 業 施 設	千円	54
			人	20		公 共 土 木 施 設	千円	55
非住家	公共建物(官公署 庁舎、公民館等)	棟	21	そ の 他 公 共 施 設		千円	56	
	その他(倉庫、土蔵、 車庫、納屋)	棟	22	小 計		千円	57	
その他被害	田	流失・埋没	ha	23	その他被害金額	農 産 被 害	千円	58
		冠 水	ha	24		林 産 被 害	千円	59
	畑	流失・埋没	ha	25		畜 産 被 害	千円	60
		冠 水	ha	26		水 産 被 害	千円	61
	文 教 施 設	箇所	27	商 工 被 害		千円	62	
	病 院	箇所	28	そ の 他	千円	63		
	道路	決 壊	箇所	29	被 害 総 額	千円	64	
		冠 水	箇所	30	(その他参考事項) 65			
	橋梁	流 失	橋	31				
		破 損	箇所	32				
	河川	溢 水	箇所	33				
		漏 水	箇所	34				
		堤防決壊	箇所	35				

被害状況報告書（詳報）

被害状況総括表

平成 年 月 日 現在
(単位：千円)

	区 分	被 害 金 額
1	住 居 関 係	
2	土 木 関 係	
3	農 林 水 産 関 係	
4	文 教 施 設 関 係	
5	商 工 業 関 係	
6	公用公共用施設関係	
7	電気運輸及び通信関係	
8	人 関 係	
計		

(1) 住居関係

	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	その他	被害金額
棟 数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円
世 帯 数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
人 員	人	人	人	人	人	人	人	

(2) 土木関係

区 分	箇所数	金 額
道 路		千円
橋 梁		
河 川		
港 湾		
都市災害		
計		

(3) 農林水産関係

種 類	被害状況	被害金額
農地及び農業用施設		千円
農 作 物		
畜 産		
水 産		
農業協同組合倉庫等共同利用施設		
そ の 他		
合 計		

(4) 文教施設関係

区 分	被害状況	学校数		
小学校		校	千円	
中学校				
高等学校				
養護学校				
幼稚園		園		
(小計)				
市立大学				
(小) 私立学校 (中) (高)		校		
私立学校 (幼)				
社会教育及び体育施設		園		
計				

(5) 商工業関係

区分	被害状況				被害金額							備考
	全壊	半壊	浸水	一部損壊	全壊	半壊	浸水	一部損壊	機械設備	在庫	計	
商業	戸	戸	戸	戸	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
工業												
計												

(6) 公用公共施設関係

庁舎及びこれに類する施設	社会及び労働施設	保健衛生施設	その他施設	公営企業	公営住宅	計	備考
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(7) 電気、運輸及び通信関係

区分	被害状況	被害金額	備考
電気			
運輸	私鉄		
	J R		
	船舶		
	小計		
通信			
合計			

(8) 人関係

り災戸数	り災世帯数	り災人員数	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	備考

被害の認定基準表

被害項目		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 〔重傷者〕 〔軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 〔全焼〕 〔全流〕 〔全失〕	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害程度が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	被害の程度が半壊にいたらないもの、ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度以上の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害項目		認定基準	
その 他 被 害	田畑の 被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾		「港湾」とは港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	海岸保全施設		「海岸保全施設」とは、海岸法(昭和31年法律第101号)第三条の規定により指定される海岸保全区域内になる堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り。)その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。
	砂防		「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶		「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	通信		「通信被害」とは、電信、電話が故障し、通話不能となった回線数をいう。

被害項目		認定基準
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

被害状況等報告基準表

被害項目		報 告 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 〔重傷者〕 〔軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 〔全焼〕 〔流失〕	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	被害の程度が半壊にいたらないもの、ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度以上の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害項目		報告基準	
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	港湾	「港湾」とは港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

被害項目		報告基準
その他被害	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
大 阪 市	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

災害状況即報

文書番号
年月日
市長名 市 印

大阪府知事殿 年 月 日 時 分 現在の被害状況を次のとおり報告します。

都道府県		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
大阪府		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
人的被害	死者	人													
	行方不明者	人													
被害者負傷	重傷	人													
	軽傷	人													
全壊	棟	棟													
	世帯	世帯													
半壊	棟	棟													
	世帯	世帯													
一部損壊	棟	棟													
	世帯	世帯													
床上浸水	棟	棟													
	世帯	世帯													
床下浸水	棟	棟													
	世帯	世帯													
公共建物	棟	棟													
	その他	その他													

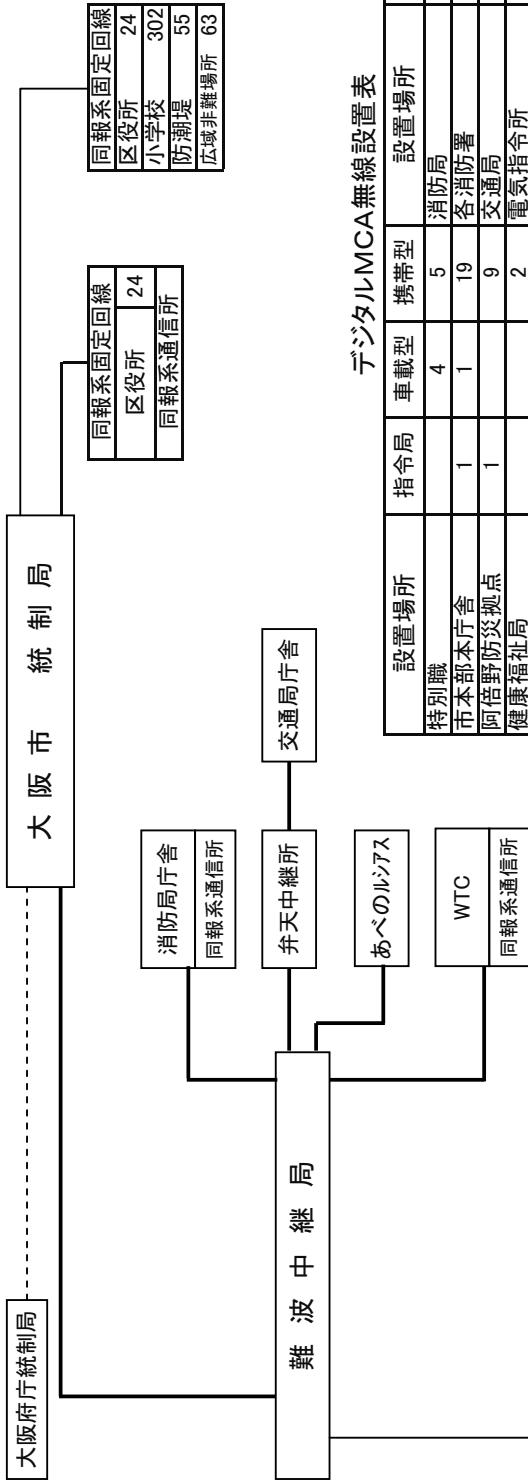
都道府県		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
大阪府		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
		災害名		報告番号		報告者名		年月日時分		区		区分		被害	
消防職員出動延人数	人														
	消防団員出動延人数	人													
計		計		計		計		計		計		計		計	
災害発生場所		災害発生年月日		災害の種類概況		応急対策の状況		備考		備考		備考		備考	
備		備考		備考		備考		備考		備考		備考		備考	

※被害金額は省略することができます。

大阪市防災無線地域防災無線協議会会員名簿

会員機関名	住所	電話番号	代表者	無線局管理者	呼出し番号
大阪市	530-8201 北区中之島1-3-20	6208-7388	危機管理監	危機管理担当課長	27100100
大阪府警察本部	540-8540 中央区大手前3-1-11	6943-1234	通信指令室長	通信指令室調査官	27100110
大阪海上保安監部	552-0021 港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	6571-0222	監部長	警備救難課長	27100111
近畿地方整備局	540-0008 中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎1号館)	6942-1141	近畿地方整備局長	電気通信課長	27100112
近畿運輸局	540-0008 中央区大手前4-1-76(大阪合同庁舎4号館)	6949-6404	近畿運輸局長	総務課長	27100113
大阪管区気象台	540-0008 中央区大手前4-1-76(大阪合同庁舎4号館)	6949-6313	技術部長	予報課長	27100177
近畿財務局	540-0008 中央区大手前4-1-76(大阪合同庁舎4号館)	6949-6350	近畿財務局長	総務課長	27100114
大阪府医師会	543-0001 天王寺区上本町2-1-22	6768-1451	会長	地域医療課長	27100199
日本放送協会	540-0008 中央区大手前4-1-20	6947-4783	放送センター報道部長	放送センター放送技術部 報道技術	27100181
朝日放送株式会社	553-8503 福島区福島1-1-30	6458-5321	取締役社長	技術局管理部長	27100182
株式会社毎日放送	530-0013 北区茶屋町17-1	6359-1123	代表取締役社長	技術部管理副部長	27100183
関西テレビ放送株式会社	530-0047 北区西扇町2-1-7	6314-8815	代表取締役社長	製作技術局ニュース運行部運行チーフ	27100184
読売テレビ放送株式会社	540-0001 中央区城見2-2-33	6947-2406	代表取締役社長	放送技術管理部長	27100185
テレビ大阪株式会社	540-0008 中央区大手前1-2-18	6947-0019	代表取締役社長	技術局技術管理部	27100186
大阪放送株式会社	552-0007 港区弁天1-2-4(オーク2番街西館4階)	6577-1321	代表取締役社長	編成局放送センター 技術部次長	27100187
株式会社エフエム大阪	556-8510 浪速区湊町1-3-1(湊町リバープレイス)	6201-0856	代表取締役社長	技術部長	27100188
株式会社FM802	530-0041 北区天神橋2-2-6	6354-8024	代表取締役社長	技術部長	27100189
関西インターネットイア株式会社	559-0034 住之江区南港北1-14-16	6615-7650	代表取締役社長	技術部長	27100190
株式会社ペイコムコミュニケーションズ尼崎営業所	553-0005 兵庫県尼崎市神田北通1丁目5番地 E&Eビル	6417-7294	代表取締役社長	技術部長	27100191
株式会社ジェイコム大阪セントラル	540-6109 中央区城見2-1-16(ソインMIDタワー)8F	6942-5637	代表取締役社長	技術部長	27100192
株式会社ジェイコムウエスト	543-0053 天王寺区北河堀町1-21 北河堀ビル3F	7890-5011	代表取締役社長	技術部長	27100193

大阪市防災無線回線構成図



同報系固定回線	24
区役所	302
小学校	55
防潮堤	63
広域非難場所	

同報系固定回線	24
区役所	
同報系通信所	

デジタルMCA無線設置表

設置場所	指令局	車載型	携帯型	設置場所	指令局	車載型	携帯型
特別職		4	5	消防局	1		3
市本部本庁舎	1	1	19	各消防署			25
阿倍野防災拠点	1		9	交通局			2
健康福祉局			2	電気指令所			1
保健所			1	水道局			2
生活衛生監視事務所			5	水道局営業所			9
消毒所			2	病院局			1
休日急病診療所			8	総合医療センター			9
環境科学研究所			1	市民病院			9
市場			3	大阪市立大学医学部付属病院			9
環境局			2	本庁舎内局分室	1		15
環境局河川事務所等			3	阿倍野防災・人材開発センター			2
環境事業センター			22	備蓄倉庫			5
斎場			6	大阪市立大学			2
健却工場 サイクルプラザ			10	区役所・出張所	24		108
建設局			7	健康福祉センター			48
建設局 第2本部			5	収容避難場所			553
下水道管理事務所			8	市議員			89
工営所			52	指定地方行政機関			7
下水道センター			36	陸上自衛隊			1
下水処理場			24	大阪府危機管理室			1
抽水所			14	大阪府警本部	1		1
渡船事務所			8	各警察署			28
河川事務所			8	指定公共機関		1	8
スラッジセンター			2	水防事務組合			3
ゆとりとみどり振興局			2	放送機関		3	8
公園事務所			22	鉄道会社			5
港湾局			2	各医師会			26
港湾局保全事務所			3	合計	29	9	1273
港湾局防災センター			2				

400MHzMCA系固定局	
北區区役所	電氣指令所
都島區区役所	東工営所
福島區区役所	西工営所
此花區区役所	中央工営所
中央區区役所	南工営所
西区区役所	北工営所
港区区役所	東南工営所
大正區区役所	西北工営所
天王寺區区役所	東部方面公園事務所
浪速區区役所	西部方面公園事務所
西淀川區区役所	南部方面公園事務所
淀川區区役所	北部方面公園事務所
東淀川區区役所	東部管理事務所
生野區区役所	西部管理事務所
旭區区役所	南部管理事務所
城東區区役所	北部管理事務所
鶴見區区役所	
阿倍野區区役所	
住吉區区役所	
東住吉區区役所	
平野區区役所	
西成區区役所	

無線局の種別・呼出名称・設置場所一覧表

固定系

種別	呼出し名称	設置場所	系統
統制局	ぼうさいおおさかし	大阪市役所 北区中之島1-3-20	多重系
	大阪市役所内各局	無線管理者:危機管理室危機管理担当課長	
	無線統制室	契約管財局	
	統制室 5200~1	総務担当 5229	
	遠方監視制御台 5298	計画調整局	
	統制台 5299	総務担当 5227	
	(FAX) 5295~6	健康福祉局	
	政策企画室	総務担当 5230、5240	
	秘書担当 5215	調査課 5231	
	情報公開室	こども青少年局	
	報道担当 5216	総務担当 5250	
	市政記者室 5217~8	経済局	
	市政改革室	総務担当 5241	
	改革推進担当 5260	都市整備局	
	総務局	総務担当 5243	
	総務担当 5219	会計室	
	防災センター 5220	会計企画担当 5232	
	市民局	教育委員会事務局	
	総務担当 5221	総務担当 5233	
	安全対策課 5222~4	選挙管理委員会事務局	
	管理課管理係 5225	選挙担当 5234	
	財政局	監査・人事制度事務総括局	
	総務担当 5226	総務担当 5236	
		市会事務局	
		総務担当 5237	
端末局	ぼうさいなんこう	WTC 住之江区南港北1-14-16	多重系
	港湾局		
	総務担当 35-1001~2 (FAX) 35-1015	計画担当 35-1008 41-1会議室 35-1010	
	建設局		
	総務担当 31-8201 (FAX) 31-8225~6	工務担当 31-8205	
	経理担当 31-8211	下水道下線部事業調整担当 31-8212	
	街路担当 31-8203	下水道設備担当 31-8213	
	道路部事業調整担当 31-8204	下水道施設管理担当 31-8209~10	
		道路・河川班災害対策室 31-8206	
		下水道班災害対策室 31-8214~7	
		災害対策室FAX 31-8235~6	
	ゆとりとみどり振興局		
	総務担当 31-8207		
	水道局		
	総務担当 35-1052~3 (FAX) 35-1065	資材調達担当 35-1060	
	給水担当 35-1054	配水担当 35-1055	
	営業担当 35-1058	計画担当 35-1056	
	人事・人材開発担当 35-1059	施設担当 35-1057	
		会議室(災害対策室) 35-1051	
端末局	ぼうさいかんきょうじぎょう	あべのルシアス 阿倍野区阿倍野筋1-5-1	多重系
	環境局		
	総務担当 32-1012 (FAX) 32-1035		
端末局	ぼうさいしょうぼう	消防局庁舎 西区九条南1-12-54	多重系
	消防局		
	総務部総務担当 33-1001	警防部救急担当 33-1005	
	総務部人事厚生担当 33-1002	指令情報センター 33-1006	
	予防部予防担当 33-1003	(FAX) 33-1015	
	警防部警防担当 33-1004	作戦室 33-1007~10	

端末局	ぼうさいこうつう	交通局庁舎 西区九条南1-12-52	多重系
	交通局		
	総務担当 (FAX)	34-1001 34-1015	業務調整担当(鉄道技術本部) 34-1005 安全マネジメント担当 34-1006
	防災センター	34-1002	電気指令所 6312
	業務調整担当(自動車部)	34-1004	(FAX) 6315
	業務調整担当(高速運輸部)	34-1007	
端末局	ぼうさいきた	北区役所 北区扇町2-1-27	MCA系
	北区役所		
	総務担当	6013	(FAX) 6015
	区民企画担当	6012	
端末局	ぼうさいみやこじま	都島区役所 都島区中野町2-16-20	MCA系
	都島区役所		
	総務担当	6022	(FAX) 6025
	区民企画担当	6023	
端末局	ぼうさいふくしま	福島区役所 福島区大開1-8-1	MCA系
	福島区役所		
	区民企画担当	6032	(FAX) 6035
端末局	ぼうさいこのほな	此花区役所 此花区春日出北1-8-4	MCA系
	此花区役所		
	総務担当	6042	(FAX) 6045
	地域振興担当	6043	
端末局	ぼうさいちゅうおう	中央区役所 中央区久太郎町1-2-27	MCA系
	中央区役所		
	総務担当	6053	(FAX) 6055
	区民企画担当	6052	
端末局	ぼうさいにし	西区役所 西区新町4-5-14	MCA系
	西区役所		
	総務担当	6062	(FAX) 6065
	区民企画担当	6063	
端末局	ぼうさいみなと	港区役所 港区市岡1-15-25	MCA系
	港区役所		
	総務担当	6072	(FAX) 6075
	地域振興担当	6073	
端末局	ぼうさいたいしょう	大正区役所 大正区千島2-7-95	MCA系
	大正区役所		
	総務担当	6082	(FAX) 6085
	地域振興担当	6083	
端末局	ぼうさいてんのうじ	天王寺区役所 天王寺区真法院町20-33	MCA系
	天王寺区役所		
	総務担当	6093	(FAX) 6095
	区民企画担当	6092	
端末局	ぼうさいなにわ	浪速区役所 浪速区敷津東1-4-20	MCA系
	浪速区役所		
	総務担当	6002	(FAX) 6005
	区民企画担当	6003	
端末局	ぼうさいにしよど	西淀川区役所 西淀川区御幣島1-2-10	MCA系
	西淀川区役所		
	総務担当	6113	(FAX) 6115
	区民企画担当	6112	
端末局	ぼうさいよどがわ	淀川区役所 淀川区十三東1-18-21	MCA系
	淀川区役所		
	総務担当	6123	(FAX) 6125
	区民企画担当	6122	
端末局	ぼうさいひがしよどがわ	東淀川区役所 東淀川区豊新2-1-4	MCA系
	東淀川区役所		
	総務担当	6132	(FAX) 6135
	地域振興担当	6133	
端末局	ぼうさいひがしなり	東成区役所 東成区大今里西2-8-4	MCA系
	東成区役所		
	総務担当	6143	(FAX) 6145
	地域振興担当	6142	

端末局	ぼうさいいくの	生野区役所 生野区勝山南3-1-19	MCA系
	生野区役所		
	総務担当	6152	(FAX) 6155
	総合企画担当	6153	
端末局	ぼうさいあさひ	旭区役所 旭区大宮1-1-17	MCA系
	旭区役所		
	総務担当	6163	(FAX) 6165
	区民企画担当	6162	
端末局	ぼうさいじょうとう	城東区役所 城東区中央3-4-29	MCA系
	城東区役所		
	総務担当	6173	(FAX) 6175
	区民企画担当	6172	
端末局	ぼうさいつるみ	鶴見区役所 鶴見区横堤5-4-19	MCA系
	鶴見区役所		
	総務担当	6183	(FAX) 6185
	区民企画担当	6182	
端末局	ぼうさいあべの	阿倍野区役所 阿倍野区文の里1-1-40	MCA系
	阿倍野区役所		
	総務担当	6193	(FAX) 6195
	区民企画担当	6192	
端末局	ぼうさいすみのえ	住之江区役所 住之江区御崎3-1-17	MCA系
	住之江区役所		
	総務担当	6102	(FAX) 6105
	区民企画担当	6103	
端末局	ぼうさいすみよし	住吉区役所 住吉区南住吉3-15-55	MCA系
	住之江区役所		
	総務担当	6212	(FAX) 6215
	区民企画担当	6213	
端末局	ぼうさいひがしすみよし	東住吉区役所 東住吉区東田辺1-13-4	MCA系
	東住吉区役所		
	総務担当	6223	(FAX) 6225
	区民企画担当	6222	
端末局	ぼうさいひらの	平野区役所 平野区背戸口3-8-19	MCA系
	平野区役所		
	総務担当	6233	(FAX) 6235
	区民企画担当	6232	
端末局	ぼうさいにしなり	西成区役所 西成区岸里1-5-20	MCA系
	西成区役所		
	総務担当	6243	(FAX) 6245
	区民企画担当	6242	
端末局	ぼうさいでんきしれい	交通局電気指令所 城東区森之宮1-6-115	MCA系
	交通局電気指令所		
	電気指令所	6312	(FAX) 6315
端末局	ぼうさいひがしこうえい	建設局東工営所 城東区今福東2-1-18	MCA系
	建設局東工営所		
	東工営所	6512	(FAX) 6515
端末局	ぼうさいにしこうえい	建設局西工営所 港区市岡2-15-74	MCA系
	建設局西工営所		
	西工営所	6522	(FAX) 6525
端末局	ぼうさいちゅうおうこうえい	建設局中央工営所 天王寺区上之宮町3-20	MCA系
	建設局中央工営所		
	中央工営所	6532	(FAX) 6535
端末局	ぼうさいみなみこうえい	建設局南工営所 西成区玉出東1-6-3	MCA系
	建設局南工営所		
	南工営所	6542	(FAX) 6545
端末局	ぼうさいきたこうえい	建設局北工営所 淀川区野中南2-8-41	MCA系
	建設局北工営所		
	北工営所	6552	(FAX) 6555

端末局	ぼうさいとうなんこうえい	建設局東南工営所 平野区平野西1-4-29	MCA系
	建設局東南工営所		
	：東南工営所	6562	：(FAX) 6565
端末局	ぼうさいせいほくこうえい	建設局西北工営所 福島区野田6-2-16	MCA系
	建設局西北工営所		
	：西北工営所	6572	：(FAX) 6575
端末局	ぼうさいとうぶこうえん	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所 中央区大阪城3-9	MCA系
	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所		
	：東部方面公園事務所	6612	：(FAX) 6615
端末局	ぼうさいせいぶこうえん	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所 西区靱本町2-1-4	MCA系
	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所		
	：西部方面公園事務所	6622	：(FAX) 6625
端末局	ぼうさいなんぶこうえん	ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所 東住吉区长居公園1-1	MCA系
	ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所		
	：南部方面公園事務所	6632	：(FAX) 6635
端末局	ぼうさいほくぶこうえん	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所 北区扇町1-1-21	MCA系
	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所		
	：北部方面公園事務所	6642	：(FAX) 6645
端末局	ぼうさいとうぶかんり	建設局東部下水道管理事務所 城東区中浜1-17-10	MCA系
	建設局東部下水道管理事務所		
	：東部下水道管理事務所	6712	：(FAX) 6715
端末局	ぼうさいせいぶかんり	建設局西部下水道管理事務所 西成区津守2-7-13	MCA系
	建設局西部下水道管理事務所		
	：西部下水道管理事務所	6722	：(FAX) 6725
端末局	ぼうさいなんぶかんり	建設局南部下水道管理事務所 住之江区泉1-1-189	MCA系
	建設局南部下水道管理事務所		
	：南部下水道管理事務所	6732	：(FAX) 6735
端末局	ぼうさいほくぶかんり	建設局北部下水道管理事務所 此花区高見1-2-47	MCA系
	建設局北部下水道管理事務所		
	：北部下水道管理事務所	6742	：(FAX) 6745
中継局	ぼうさいなんば	南海サウスタワーホテル 中央区難波5-1-60	MCA系
	南海サウスタワーホテル		
	：機械室	5258	： 6565
中継局	ぼうさいべんてん	オーク200 港区弁天1-2-1	MCA系
	南海サウスタワーホテル		
	：機械室	5259	： 6565

移動系(全市移動系)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさいおおさかし	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	基地局
ぼうさいなんば	南海サウスタワーホテル	危機管理室危機管理担当課長	基地局
おおさかし018	水道局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし223	水道局災害対策室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし224	水道局災害対策室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし295	水道局	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし005	消防局	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし012	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし013	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし014	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし015	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし016	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし017	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし221	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし222	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし228	建設局総務担当	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし019	建設局設備保全事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし020	建設局設備保全事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし226	建設局設備保全事務所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし227	建設局設備保全事務所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
ぼうさいかせんしゅんせつ841	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	固定局
おおさかし021	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし022	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし023	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし024	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし025	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし027	建設局河川維持事務所	危機管理室危機管理担当課長	車載型
ぼうさいとせん851	建設局渡船事務所	危機管理室危機管理担当課長	固定局
おおさかし660	建設局天保山渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし661	建設局天保山渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし662	建設局甚兵衛渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし663	建設局甚兵衛渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし664	建設局落合上渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし665	建設局落合上渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし666	建設局落合下渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし667	建設局落合下渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし668	建設局千本松渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし669	建設局千本松渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし670	建設局船町渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし671	建設局船町渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし672	建設局千歳渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし673	建設局千歳渡船場	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし001	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし002	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし003	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし004	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし006	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし007	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし008	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし009	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし010	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし011	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	車載型
おおさかし201	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし202	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし203	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし204	大阪市役所無線統制室	危機管理室危機管理担当課長	携帯型

おおさかし259	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし260	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし261	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし262	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし263	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし264	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし265	阿倍野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし266	住之江区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし267	住之江区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし268	住之江区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし269	住之江区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし270	住吉区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし271	住吉区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし272	住吉区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし273	東住吉区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし274	東住吉区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし275	平野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし276	平野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし277	平野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型
おおさかし278	平野区役所	危機管理室危機管理担当課長	携帯型

移動系(地区移動系 A地区-1)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさい ちゅうおう (きかくそうむか 921) (くみんしつ 922)	中央区役所	総務担当課長	基地局
ちゅうおう 5 1 3	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 5 1 4	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 5 1 5	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 1	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 2	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 3	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 4	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 5	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 6	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 7	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 8	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 5 9	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 0	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 1	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 2	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 3	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 4	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 5	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 6	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 7	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 8	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 6 9	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 0	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 1	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 2	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 3	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 4	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 5	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 6	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 7	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ちゅうおう 0 7 8	中央区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい みなと (きかくそうむか 901) (くみんしつ 902)	港区役所	総務担当課長	基地局
みなと 5 5 1	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 5 5 2	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 5 5 3	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 1	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 2	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 3	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 4	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 5	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 6	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 7	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 8	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 8 9	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 0	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 1	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 2	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 3	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 4	港区役所	総務担当課長	携帯型
みなと 0 9 5	港区役所	総務担当課長	携帯型

ぼうさい つるみ (きかくそうむか 956) (くみんしつ 957)	鶴見区役所	総務担当課長	基地局
つるみ 534	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 535	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 536	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 170	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 171	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 172	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 173	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 174	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 175	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 176	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 177	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 178	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 179	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 180	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 181	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 182	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 183	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
つるみ 184	鶴見区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい あべの (きかくそうむか 931) (くみんしつ 932)	阿倍野区役所	総務担当課長	基地局
あべの 569	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 570	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 571	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 185	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 186	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 187	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 188	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 189	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 190	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 191	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 192	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 193	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 194	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 195	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 196	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 197	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 198	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型
あべの 199	阿倍野区役所	総務担当課長	携帯型

移動系(地区移動系 A地区-2)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさい みやこじま (きかくそうむか 906) (くみんしつ 907)	都島区役所	総務担当課長	基地局
みやこじま 504	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 505	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 506	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 051	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 052	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 053	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 054	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 055	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 056	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 057	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 058	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 059	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 060	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 061	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 062	都島区役所	総務担当課長	携帯型
みやこじま 063	都島区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい ふくしま (きかくそうむか 911) (くみんしつ 912)	福島区役所	総務担当課長	基地局
ふくしま 507	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 508	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 509	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 071	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 072	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 073	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 074	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 075	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 076	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 077	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 078	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 079	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 080	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 081	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 082	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ふくしま 083	福島区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい なにわ (きかくそうむか 916) (くみんしつ 917)	浪速区役所	総務担当課長	基地局
なにわ 560	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 561	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 562	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 086	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 087	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 088	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 089	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 090	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 091	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 092	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 093	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 094	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 095	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 096	浪速区役所	総務担当課長	携帯型

なにわ 097	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
なにわ 098	浪速区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい ひがしなり (きかくそうむか 921) (くみんしつ 922)	東成区役所	総務担当課長	基地局
ひがしなり 563	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 564	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 565	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 121	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 122	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 123	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 124	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 125	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 126	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 127	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 128	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 129	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 130	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 131	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 132	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 133	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 134	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしなり 135	東成区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい すみのえ (きかくそうむか 936) (くみんしつ 937)	住之江区役所	総務担当課長	基地局
すみのえ 572	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 573	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 574	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 141	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 142	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 143	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 144	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 145	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 146	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 147	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 148	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 149	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 150	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 151	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 152	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 153	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 154	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 155	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 156	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 157	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 158	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
すみのえ 159	住之江区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい ひらの (きかくそうむか 951) (くみんしつ 952)	平野区役所	総務担当課長	基地局
ひらの 581	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの 582	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの 583	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの 161	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの 162	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの 163	平野区役所	総務担当課長	携帯型

ひらの	1 6 4	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 6 5	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 6 6	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 6 7	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 6 8	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 6 9	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 0	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 1	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 2	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 3	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 4	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 5	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 6	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 7	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 8	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 7 9	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 0	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 1	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 2	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 3	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 4	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 5	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 6	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 7	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 8	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 8 9	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 9 0	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	1 9 1	平野区役所	総務担当課長	携帯型
ひらの	4 1 2	平野区役所 長吉出張所	総務担当課長	可搬型
ひらの	4 1 3	平野区役所 瓜破出張所	総務担当課長	可搬型
ひらの	4 1 4	平野区役所 加美出張所	総務担当課長	可搬型

移動系(地区移動系 B地区-1)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさい にし (きかくそうむか 926) (くみんしつ 927)	西区役所	総務担当課長	基地局
にし 516	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 517	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 518	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 051	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 052	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 053	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 054	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 055	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 056	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 057	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 058	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 059	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 060	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 061	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 062	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 063	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 064	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 065	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 066	西区役所	総務担当課長	携帯型
にし 067	西区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい たいしょう (きかくそうむか 906) (くみんしつ 907)	大正区役所	総務担当課長	基地局
たいしょう 554	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 555	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 556	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 071	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 072	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 073	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 074	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 075	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 076	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 077	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 078	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 079	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 080	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 081	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 082	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 083	大正区役所	総務担当課長	携帯型
たいしょう 084	大正区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい てんのうじ (きかくそうむか 911) (くみんしつ 912)	天王寺区役所	総務担当課長	基地局
てんのうじ 557	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 558	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 559	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 086	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 087	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 088	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 089	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 090	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 091	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型

てんのうじ 092	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 093	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 094	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 095	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 096	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
てんのうじ 097	天王寺区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい よどがわ (きかくそうむか 936) (くみんしつ 937)	淀川区役所	総務担当課長	基地局
よどがわ 522	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 523	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 524	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 121	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 122	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 123	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 124	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 125	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 126	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 127	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 128	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 129	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 130	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 131	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 132	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 133	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 134	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 135	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 136	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 137	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 138	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 139	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 140	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 141	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 142	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 143	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
よどがわ 144	淀川区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい じょうとう (きかくそうむか 951) (くみんしつ 952)	城東区役所	総務担当課長	基地局
じょうとう 531	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 532	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 533	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 151	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 152	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 153	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 154	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 155	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 156	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 157	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 158	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 159	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 160	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 161	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 162	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 163	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 164	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 165	城東区役所	総務担当課長	携帯型

じょうとう 166	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 167	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 168	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 169	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 170	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 171	城東区役所	総務担当課長	携帯型
じょうとう 172	城東区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい ひがしすみよし (きかくそうむか 946) (くみんしつ 947)	東住吉区役所	総務担当課長	基地局
ひがしすみよし 578	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 579	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 580	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 176	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 177	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 178	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 179	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 180	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 181	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 182	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 183	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 184	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 185	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 186	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 187	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 188	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 189	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 190	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 191	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 192	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 193	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 194	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 195	東住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ひがしすみよし 411	東住吉区役所矢田出張所	総務担当課長	可搬型

移動系(地区移動系 B地区-2)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさい きた (きかくそうむか 901) (くみんしつ 902)	北区役所	総務担当課長	基地局
きた 501	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 502	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 503	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 046	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 047	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 048	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 049	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 050	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 051	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 052	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 053	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 054	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 055	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 056	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 057	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 058	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 059	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 060	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 061	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 062	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 063	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 064	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 065	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 066	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 067	北区役所	総務担当課長	携帯型
きた 068	北区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい このはな (きかくそうむか 916) (くみんしつ 917)	此花区役所	総務担当課長	基地局
このはな 510	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 511	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 512	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 071	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 072	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 073	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 074	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 075	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 076	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 077	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 078	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 079	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 080	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 081	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 082	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 083	此花区役所	総務担当課長	携帯型
このはな 084	此花区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい いくの (きかくそうむか 926) (くみんしつ 927)	生野区役所	総務担当課長	基地局
いくの 566	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの 567	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの 568	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの 121	生野区役所	総務担当課長	携帯型

いくの	1 2 2	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 3	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 4	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 5	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 6	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 7	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 8	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 2 9	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 0	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 1	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 2	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 3	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 4	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 5	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 6	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 7	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 8	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 3 9	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 0	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 1	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 2	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 3	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 4	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 5	生野区役所	総務担当課長	携帯型
いくの	1 4 6	生野区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい あさひ (きかくそうむか 946) (くみんしつ 947)		旭区役所	総務担当課長	基地局
あさひ	5 2 8	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	5 2 9	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	5 3 0	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 8 5	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 8 6	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 8 7	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 8 8	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 8 9	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 0	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 1	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 2	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 3	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 4	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 5	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 6	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 7	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 8	旭区役所	総務担当課長	携帯型
あさひ	0 9 9	旭区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい すみよし (きかくそうむか 941) (くみんしつ 942)		住吉区役所	総務担当課長	基地局
すみよし	5 7 5	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	5 7 6	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	5 7 7	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 1	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 2	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 3	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 4	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 5	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 6	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	1 5 7	住吉区役所	総務担当課長	携帯型

すみよし	158	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	159	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	160	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	161	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	162	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	163	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	164	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	165	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	166	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	167	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	168	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
すみよし	169	住吉区役所	総務担当課長	携帯型
ぼうさい にしなり (きかくそうむか 956) (くみんしつ 957)		西成区役所	総務担当課長	基地局
にしなり	584	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	585	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	586	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	171	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	172	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	173	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	174	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	175	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	176	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	177	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	178	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	179	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	180	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	181	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	182	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	183	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	184	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	185	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	186	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	187	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	188	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	189	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	190	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	191	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	192	西成区役所	総務担当課長	携帯型
にしなり	193	西成区役所	総務担当課長	携帯型

移動系(地区移動系 C)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさいひがしこうえい(901)	建設局東工営所	東工営所長	基地局
おおさかし301	建設局東工営所	東工営所長	車載型
おおさかし428	建設局東工営所	東工営所長	可搬型
おおさかし429	建設局東工営所	東工営所長	可搬型
おおさかし430	建設局東工営所	東工営所長	可搬型
おおさかし431	建設局東工営所	東工営所長	可搬型
おおさかし601	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし602	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし627	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし628	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし629	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし630	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし631	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし632	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし633	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
おおさかし634	建設局東工営所	東工営所長	携帯型
ぼうさいにしこうえい(902)	建設局西工営所	西工営所長	基地局
おおさかし302	建設局西工営所	西工営所長	車載型
おおさかし433	建設局西工営所	西工営所長	車載型
おおさかし603	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
おおさかし604	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
おおさかし635	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
おおさかし636	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
おおさかし637	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
おおさかし638	建設局西工営所	西工営所長	携帯型
ぼうさいちゅうおうこうえい(903)	建設局中央工営所	中央工営所長	基地局
おおさかし303	建設局中央工営所	中央工営所長	車載型
おおさかし434	建設局中央工営所日本橋出張所	中央工営所長	可搬型
おおさかし605	建設局中央工営所	中央工営所長	携帯型
おおさかし606	建設局中央工営所	中央工営所長	携帯型
おおさかし639	建設局中央工営所日本橋出張所	中央工営所長	携帯型
おおさかし640	建設局中央工営所日本橋出張所	中央工営所長	携帯型
ぼうさいみなみこうえい(904)	建設局南工営所	南工営所長	基地局
おおさかし304	建設局南工営所	南工営所長	車載型
おおさかし435	建設局南工営所	南工営所長	車載型
おおさかし436	建設局南工営所	南工営所長	車載型
おおさかし437	建設局南工営所	南工営所長	車載型
おおさかし607	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし608	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし641	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし642	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし643	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし644	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし645	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
おおさかし646	建設局南工営所	南工営所長	携帯型
ぼうさいきたこうえい(905)	建設局北工営所	北工営所長	基地局
おおさかし305	建設局北工営所	北工営所長	車載型
おおさかし438	建設局北工営所	北工営所長	車載型
おおさかし439	建設局北工営所	北工営所長	車載型
おおさかし609	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
おおさかし610	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
おおさかし647	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
おおさかし648	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
おおさかし649	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
おおさかし650	建設局北工営所	北工営所長	携帯型
ぼうさいとうなんこうえい(906)	建設局東南工営所	東南工営所長	基地局

おおさかし306	建設局東南工営所	東南工営所長	車載型
おおさかし307	建設局東南工営所	東南工営所長	車載型
おおさかし440	建設局東南工営所	東南工営所長	可搬型
おおさかし441	建設局東南工営所	東南工営所長	可搬型
おおさかし611	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
おおさかし612	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
おおさかし651	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
おおさかし652	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
おおさかし653	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
おおさかし654	建設局東南工営所	東南工営所長	携帯型
ぼうさいせいほくこうえい(907)	建設局西北工営所	西北工営所長	基地局
おおさかし308	建設局西北工営所	西北工営所長	車載型
おおさかし442	建設局西北工営所	西北工営所長	可搬型
おおさかし443	建設局西北工営所	西北工営所長	可搬型
おおさかし613	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
おおさかし614	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
おおさかし655	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
おおさかし656	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
おおさかし657	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
おおさかし658	建設局西北工営所	西北工営所長	携帯型
ぼうさいとうぶこうえん908	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所	東部方面公園事務所長	基地局
おおさかし309	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所	東部方面公園事務所長	車載型
おおさかし421	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所	東部方面公園事務所長	可搬型
おおさかし615	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所	東部方面公園事務所長	携帯型
おおさかし619	ゆとりとみどり振興局東部方面公園事務所	東部方面公園事務所長	携帯型
ぼうさいせいぶこうえん909	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所	西部方面公園事務所長	基地局
おおさかし310	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所	西部方面公園事務所長	車載型
おおさかし422	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所	西部方面公園事務所長	可搬型
おおさかし616	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所	西部方面公園事務所長	携帯型
おおさかし620	ゆとりとみどり振興局西部方面公園事務所	西部方面公園事務所長	携帯型
ぼうさいなんぶこうえん910	ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所	南部方面公園事務所長	基地局
おおさかし311	ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所	南部方面公園事務所長	車載型
おおさかし617	ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所	南部方面公園事務所長	携帯型
ぼうさいほくぶこうえん911	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	基地局
おおさかし312	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	車載型
おおさかし424	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	可搬型
おおさかし425	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	可搬型
おおさかし618	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	携帯型
おおさかし622	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	携帯型
おおさかし623	ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務所	北部方面公園事務所長	携帯型
おおさかし426	ゆとりとみどり振興局花博記念公園整備事務所	花博記念公園整備事務所企画整備課長	可搬型
おおさかし624	ゆとりとみどり振興局花博記念公園整備事務所	花博記念公園整備事務所企画整備課長	携帯型
おおさかし423	ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園事務所	天王寺動植物公園事務所管理課長	可搬型
おおさかし621	ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園事務所	天王寺動植物公園事務所管理課長	携帯型
おおさかし625	ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園事務所	天王寺動植物公園事務所管理課長	携帯型
おおさかし626	ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園事務所	天王寺動植物公園事務所管理課長	携帯型

移動系(地区移動系 D)

呼出名称	設置(常置)場所	無線管理者	種別
ぼうさいとうぶかんり	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	基地局
おおさかし279	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし280	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし351	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	車載型
おおさかし701	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし702	建設局東部管理事務所	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし475	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	可搬型
おおさかし726	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし727	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし730	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし731	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし732	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし733	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし734	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし735	建設局中浜下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし473	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	可搬型
おおさかし705	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし706	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし728	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし729	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし752	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし753	建設局田島下水道センター	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし281	建設局今福下水処理場	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし466	建設局今福下水処理場	東部管理事務所長	可搬型
おおさかし720	建設局今福下水処理場	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし282	建設局放出下水処理場	東部管理事務所長	携帯型
おおさかし467	建設局放出下水処理場	東部管理事務所長	可搬型
おおさかし721	建設局放出下水処理場	東部管理事務所長	携帯型
ぼうさいせいぶかんり	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	基地局
おおさかし283	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし284	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし352	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	車載型
おおさかし707	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし708	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし715	建設局西部管理事務所	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし478	建設局津守下水道センター	西部管理事務所長	可搬型
おおさかし738	建設局津守下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし739	建設局津守下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし740	建設局津守下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし741	建設局津守下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし461	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	可搬型
おおさかし463	建設局市岡下水処理場	西部管理事務所長	可搬型
おおさかし703	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし704	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし736	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし737	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし795	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし796	建設局市岡下水道センター	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし285	建設局市岡下水処理場	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし717	建設局市岡下水処理場	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし286	建設局千島下水処理場	西部管理事務所長	携帯型
おおさかし464	建設局千島下水処理場	西部管理事務所長	可搬型
おおさかし718	建設局千島下水処理場	西部管理事務所長	携帯型
ぼうさいなんぶかんり	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	基地局
おおさかし287	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	携帯型

おおさかし288	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし354	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	車載型
おおさかし719	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし744	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし745	建設局南部管理事務所	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし482	建設局住之江下水道センター	南部管理事務所長	可搬型
おおさかし746	建設局住之江下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし747	建設局住之江下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし465	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	可搬型
おおさかし711	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし712	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし742	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし743	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし754	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし755	建設局中野下水道センター	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし289	建設局平野下水処理場	南部管理事務所長	携帯型
おおさかし471	建設局平野下水処理場	南部管理事務所長	可搬型
おおさかし725	建設局平野下水処理場	南部管理事務所長	携帯型
ぼうさいほくぶかんり	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	基地局
おおさかし290	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし291	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし355	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	車載型
おおさかし713	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし714	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし716	建設局北部管理事務所	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし483	建設局海老江下水道センター	北部管理事務所長	可搬型
おおさかし748	建設局海老江下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし749	建設局海老江下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし758	建設局海老江下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし759	建設局海老江下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし462	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	可搬型
おおさかし709	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし710	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし750	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし751	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし756	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし757	建設局十八条下水道センター	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし292	建設局大野下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし468	建設局大野下水処理場	北部管理事務所長	可搬型
おおさかし722	建設局大野下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし293	建設局此花下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし469	建設局此花下水処理場	北部管理事務所長	可搬型
おおさかし723	建設局此花下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし294	建設局十八条下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
おおさかし470	建設局十八条下水処理場	北部管理事務所長	可搬型
おおさかし724	建設局十八条下水処理場	北部管理事務所長	携帯型
ぼうさいかんじほくぶ(908)	環境局北部環境事業センター	北部環境事業センター所長	基地局
おおさかし761	環境局北部環境事業センター	北部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし762	環境局北部環境事業センター	北部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし763	環境局北部環境事業センター	北部環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじとうほく(909)	環境局東北環境事業センター	東北環境事業センター所長	基地局
おおさかし764	環境局東北環境事業センター	東北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし765	環境局東北環境事業センター	東北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし766	環境局東北環境事業センター	東北環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじしろきた(910)	環境局城北環境事業センター	城北環境事業センター所長	基地局
おおさかし767	環境局城北環境事業センター	城北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし768	環境局城北環境事業センター	城北環境事業センター所長	携帯型

おおさかし769	環境局城北環境事業センター	城北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし770	環境局城北環境事業センター	城北環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじせいほく(911)	環境局西北環境事業センター	西北環境事業センター所長	基地局
おおさかし771	環境局西北環境事業センター	西北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし772	環境局西北環境事業センター	西北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし773	環境局西北環境事業センター	西北環境事業センター所長	携帯型
おおさかし774	環境局西北環境事業センター	西北環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじちゅうぶ(912)	環境局中部環境事業センター	中部環境事業センター所長	基地局
おおさかし775	環境局中部環境事業センター	中部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし776	環境局中部環境事業センター	中部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし777	環境局中部環境事業センター	中部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし491	環境局中部環境事業センター出張所	中部環境事業センター出張所所長	携帯型
おおさかし792	環境局中部環境事業センター出張所	中部環境事業センター出張所所長	携帯型
おおさかし794	環境局中部環境事業センター出張所	中部環境事業センター出張所所長	携帯型
ぼうさいかんじせいぶ(913)	環境局西部環境事業センター	西部環境事業センター所長	基地局
おおさかし778	環境局西部環境事業センター	西部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし779	環境局西部環境事業センター	西部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし780	環境局西部環境事業センター	西部環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじとうぶ(914)	環境局東部環境事業センター	東部環境事業センター所長	基地局
おおさかし781	環境局東部環境事業センター	東部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし782	環境局東部環境事業センター	東部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし783	環境局東部環境事業センター	東部環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじせいなん(915)	環境局西南環境事業センター	西南環境事業センター所長	基地局
おおさかし784	環境局西南環境事業センター	西南環境事業センター所長	携帯型
おおさかし785	環境局西南環境事業センター	西南環境事業センター所長	携帯型
おおさかし793	環境局西南環境事業センター	西南環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじなんぶ(918)	環境局南部環境事業センター	南部環境事業センター所長	基地局
おおさかし786	環境局南部環境事業センター	南部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし787	環境局南部環境事業センター	南部環境事業センター所長	携帯型
おおさかし791	環境局南部環境事業センター	南部環境事業センター所長	携帯型
ぼうさいかんじとうなん(917)	環境局東南環境事業センター	東南環境事業センター所長	基地局
おおさかし788	環境局東南環境事業センター	東南環境事業センター所長	携帯型
おおさかし789	環境局東南環境事業センター	東南環境事業センター所長	携帯型
おおさかし790	環境局東南環境事業センター	東南環境事業センター所長	携帯型

27100	418	此花区役所	可搬型	総務担当課長
27100	419	此花区役所	可搬型	総務担当課長
27100	420	此花区役所	可搬型	総務担当課長
27100	205	中央区役所	固定系	総務担当課長
27100	421	中央区役所	可搬型	総務担当課長
27100	422	中央区役所	可搬型	総務担当課長
27100	423	中央区役所	可搬型	総務担当課長
27100	424	中央区役所	可搬型	総務担当課長
27100	425	中央区役所	可搬型	総務担当課長
27100	206	西区役所	固定系	総務担当課長
27100	426	西区役所	可搬型	総務担当課長
27100	427	西区役所	可搬型	総務担当課長
27100	428	西区役所	可搬型	総務担当課長
27100	429	西区役所	可搬型	総務担当課長
27100	430	西区役所	可搬型	総務担当課長
27100	207	港区役所	固定系	総務担当課長
27100	431	港区役所	可搬型	総務担当課長
27100	432	港区役所	可搬型	総務担当課長
27100	433	港区役所	可搬型	総務担当課長
27100	434	港区役所	可搬型	総務担当課長
27100	435	港区役所	可搬型	総務担当課長
27100	208	大正区役所	固定系	総務担当課長
27100	436	大正区役所	可搬型	総務担当課長
27100	437	大正区役所	可搬型	総務担当課長
27100	438	大正区役所	可搬型	総務担当課長
27100	439	大正区役所	可搬型	総務担当課長
27100	440	大正区役所	可搬型	総務担当課長
27100	209	天王寺区役所	固定系	総務担当課長
27100	441	天王寺区役所	可搬型	総務担当課長
27100	442	天王寺区役所	可搬型	総務担当課長
27100	443	天王寺区役所	可搬型	総務担当課長
27100	444	天王寺区役所	可搬型	総務担当課長
27100	445	天王寺区役所	可搬型	総務担当課長
27100	210	浪速区役所	固定系	総務担当課長
27100	446	浪速区役所	可搬型	総務担当課長
27100	447	浪速区役所	可搬型	総務担当課長
27100	448	浪速区役所	可搬型	総務担当課長
27100	449	浪速区役所	可搬型	総務担当課長
27100	450	浪速区役所	可搬型	総務担当課長
27100	211	西淀川区役所	固定系	総務担当課長
27100	451	西淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	452	西淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	453	西淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	454	西淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	455	西淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	212	淀川区役所	固定系	総務担当課長
27100	456	淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	457	淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	458	淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	459	淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	460	淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	213	東淀川区役所	固定系	総務担当課長
27100	461	東淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	462	東淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	463	東淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	464	東淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	465	東淀川区役所	可搬型	総務担当課長
27100	521	東淀川区役所淡路出張所	可搬型	総務担当課長
27100	522	東淀川区役所淡路出張所	可搬型	総務担当課長

27100	214	東成区役所	固定系	総務担当課長
27100	466	東成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	467	東成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	468	東成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	469	東成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	470	東成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	215	生野区役所	固定系	総務担当課長
27100	471	生野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	472	生野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	473	生野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	474	生野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	475	生野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	216	旭区役所	固定系	総務担当課長
27100	476	旭区役所	可搬型	総務担当課長
27100	477	旭区役所	可搬型	総務担当課長
27100	478	旭区役所	可搬型	総務担当課長
27100	479	旭区役所	可搬型	総務担当課長
27100	480	旭区役所	可搬型	総務担当課長
27100	217	城東区役所	固定系	総務担当課長
27100	481	城東区役所	可搬型	総務担当課長
27100	482	城東区役所	可搬型	総務担当課長
27100	483	城東区役所	可搬型	総務担当課長
27100	484	城東区役所	可搬型	総務担当課長
27100	485	城東区役所	可搬型	総務担当課長
27100	218	鶴見区役所	固定系	総務担当課長
27100	486	鶴見区役所	可搬型	総務担当課長
27100	487	鶴見区役所	可搬型	総務担当課長
27100	488	鶴見区役所	可搬型	総務担当課長
27100	489	鶴見区役所	可搬型	総務担当課長
27100	490	鶴見区役所	可搬型	総務担当課長
27100	219	阿倍野区役所	固定系	総務担当課長
27100	491	阿倍野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	492	阿倍野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	493	阿倍野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	494	阿倍野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	495	阿倍野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	220	住之江区役所	固定系	総務担当課長
27100	496	住之江区役所	可搬型	総務担当課長
27100	497	住之江区役所	可搬型	総務担当課長
27100	498	住之江区役所	可搬型	総務担当課長
27100	499	住之江区役所	可搬型	総務担当課長
27100	500	住之江区役所	可搬型	総務担当課長
27100	290	住之江区役所南港サービスコーナー	可搬型	総務担当課長
27100	291	住之江区役所南港サービスコーナー	可搬型	総務担当課長
27100	221	住吉区役所	固定系	総務担当課長
27100	501	住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	502	住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	503	住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	504	住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	505	住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	222	東住吉区役所	固定系	総務担当課長
27100	506	東住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	507	東住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	508	東住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	509	東住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	510	東住吉区役所	可搬型	総務担当課長
27100	523	東住吉区役所矢田出張所	可搬型	総務担当課長
27100	523	東住吉区役所矢田出張所	可搬型	総務担当課長
27100	223	平野区役所	固定系	総務担当課長

27100	511	平野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	512	平野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	513	平野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	514	平野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	515	平野区役所	可搬型	総務担当課長
27100	525	平野区役所長吉出張所	可搬型	総務担当課長
27100	526	平野区役所長吉出張所	可搬型	総務担当課長
27100	527	平野区役所瓜破出張所	可搬型	総務担当課長
27100	528	平野区役所瓜破出張所	可搬型	総務担当課長
27100	529	平野区役所加美出張所	可搬型	総務担当課長
27100	530	平野区役所加美出張所	可搬型	総務担当課長
27100	224	西成区役所	固定系	総務担当課長
27100	516	西成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	517	西成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	518	西成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	519	西成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	520	西成区役所	可搬型	総務担当課長
27100	117	水道局総務担当	半固定型	業務部総務担当課長
27100	351	水道局豊里営業所	半可搬型	豊里営業所長
27100	352	水道局野田営業所	半可搬型	野田営業所長
27100	353	水道局大宮営業所	半可搬型	大宮営業所長
27100	354	水道局今里営業所	半可搬型	今里営業所長
27100	355	水道局上本町営業所	半可搬型	上本町営業所長
27100	356	水道局境川営業所	半可搬型	境川営業所長
27100	357	水道局粉浜営業所	半可搬型	粉浜営業所長
27100	358	水道局田辺営業所	半可搬型	田辺営業所長
27100	293	環境局	半固定型	総務部総務担当課長
27100	292	環境局	半固定型	総務部総務担当課長
27100	325	環境局	車載型	総務部総務担当課長
27100	326	環境局	車載型	総務部総務担当課長
27100	327	環境局	車載型	総務部総務担当課長
27100	328	環境局	車載型	総務部総務担当課長
27100	332	環境局	車載型	総務部総務担当課長
27100	116	環境局	半固定型	総務部総務担当課長
27100	336	消防局	車載型	総務部総務担当課長
27100	119	消防局	半固定型	総務部総務担当課長
27100	297	消防局防災センター	半固定型	予防部予防担当課長
27100	639	北消防署	半可搬型	北消防署長
27100	640	都島消防署	半可搬型	都島消防署長
27100	641	福島消防署	半可搬型	福島消防署長
27100	642	此花消防署	半可搬型	此花消防署長
27100	643	中央消防署	半可搬型	中央消防署長
27100	644	西消防署	半可搬型	西消防署長
27100	645	港消防署	半可搬型	港消防署長
27100	646	大正消防署	半可搬型	大正消防署長
27100	647	天王寺消防署	半可搬型	天王寺消防署長
27100	648	浪速消防署	半可搬型	浪速消防署長
27100	649	西淀川消防署	半可搬型	西淀川消防署長
27100	650	淀川消防署	半可搬型	淀川消防署長
27100	651	東淀川消防署	半可搬型	東淀川消防署長
27100	652	東成消防署	半可搬型	東成消防署長
27100	653	生野消防署	半可搬型	生野消防署長
27100	654	旭消防署	半可搬型	旭消防署長
27100	655	城東消防署	半可搬型	城東消防署長
27100	656	鶴見消防署	半可搬型	鶴見消防署長
27100	657	阿倍野消防署	半可搬型	阿倍野消防署長
27100	658	住之江消防署	半可搬型	住之江消防署長
27100	659	住吉消防署	半可搬型	住吉消防署長
27100	660	東住吉消防署	半可搬型	東住吉消防署長

27100	661	平野消防署	半可搬型	平野消防署長
27100	662	西成消防署	半可搬型	西成消防署長
27100	663	水上消防署	半可搬型	水上消防署長
27100	115	建設局総務担当	半固定型	管理部総務担当課長
27100	691	健康福祉局病院経営部	半固定型	病院経営部病院管理課長
27100	337	大阪市保健所	半固定型	大阪市保健所長
27100	301	北保健福祉センター	車載型	北保健センター所長
27100	531	北保健福祉センター	可搬型	北保健センター所長
27100	532	北保健福祉センター	可搬型	北保健センター所長
27100	533	北保健福祉センター	可搬型	北保健センター所長
27100	263	都島保健福祉センター分館	半固定型	都島保健センター所長
27100	302	都島保健福祉センター	車載型	都島保健センター所長
27100	534	都島保健福祉センター	可搬型	都島保健センター所長
27100	535	都島保健福祉センター	可搬型	都島保健センター所長
27100	536	都島保健福祉センター	可搬型	都島保健センター所長
27100	303	福島保健福祉センター	車載型	福島保健センター所長
27100	537	福島保健福祉センター	可搬型	福島保健センター所長
27100	538	福島保健福祉センター	可搬型	福島保健センター所長
27100	539	福島保健福祉センター	可搬型	福島保健センター所長
27100	304	此花保健福祉センター	車載型	此花保健センター所長
27100	540	此花保健福祉センター	可搬型	此花保健センター所長
27100	541	此花保健福祉センター	可搬型	此花保健センター所長
27100	542	此花保健福祉センター	可搬型	此花保健センター所長
27100	305	中央保健福祉センター	車載型	中央保健センター所長
27100	543	中央保健福祉センター	可搬型	中央保健センター所長
27100	544	中央保健福祉センター	可搬型	中央保健センター所長
27100	545	中央保健福祉センター	可搬型	中央保健センター所長
27100	306	西保健福祉センター	車載型	西保健センター所長
27100	546	西保健福祉センター	可搬型	西保健センター所長
27100	547	西保健福祉センター	可搬型	西保健センター所長
27100	548	西保健福祉センター	可搬型	西保健センター所長
27100	307	港保健福祉センター	車載型	港保健センター所長
27100	549	港保健福祉センター	可搬型	港保健センター所長
27100	550	港保健福祉センター	可搬型	港保健センター所長
27100	551	港保健福祉センター	可搬型	港保健センター所長
27100	308	大正保健福祉センター	車載型	大正保健センター所長
27100	552	大正保健福祉センター	可搬型	大正保健センター所長
27100	553	大正保健福祉センター	可搬型	大正保健センター所長
27100	554	大正保健福祉センター	可搬型	大正保健センター所長
27100	270	天王寺保健福祉センター分館	半固定型	天王寺保健センター所長
27100	309	天王寺保健福祉センター	車載型	天王寺保健センター所長
27100	555	天王寺保健福祉センター	可搬型	天王寺保健センター所長
27100	556	天王寺保健福祉センター	可搬型	天王寺保健センター所長
27100	557	天王寺保健福祉センター	可搬型	天王寺保健センター所長
27100	310	浪速保健福祉センター	車載型	浪速保健センター所長
27100	558	浪速保健福祉センター	可搬型	浪速保健センター所長
27100	559	浪速保健福祉センター	可搬型	浪速保健センター所長
27100	560	浪速保健福祉センター	可搬型	浪速保健センター所長
27100	311	西淀川保健福祉センター	車載型	西淀川保健センター所長
27100	561	西淀川保健福祉センター	可搬型	西淀川保健センター所長
27100	562	西淀川保健福祉センター	可搬型	西淀川保健センター所長
27100	563	西淀川保健福祉センター	可搬型	西淀川保健センター所長
27100	273	淀川保健福祉センター分館	半固定型	淀川保健センター所長
27100	312	淀川保健福祉センター	車載型	淀川保健センター所長
27100	564	淀川保健福祉センター	可搬型	淀川保健センター所長
27100	565	淀川保健福祉センター	可搬型	淀川保健センター所長
27100	566	淀川保健福祉センター	可搬型	淀川保健センター所長
27100	313	東淀川保健福祉センター	車載型	東淀川保健センター所長
27100	567	東淀川保健福祉センター	可搬型	東淀川保健センター所長

27100	568	東淀川保健福祉センター	可搬型	東淀川保健センター-所長
27100	569	東淀川保健福祉センター	可搬型	東淀川保健センター-所長
27100	603	東淀川保健福祉センター淡路出張所	半可搬型	東淀川保健センター淡路出張所長
27100	275	東成保健福祉センター分館	半固定型	東成保健センター-所長
27100	314	東成保健福祉センター	車載型	東成保健センター-所長
27100	570	東成保健福祉センター	可搬型	東成保健センター-所長
27100	571	東成保健福祉センター	可搬型	東成保健センター-所長
27100	572	東成保健福祉センター	可搬型	東成保健センター-所長
27100	315	生野保健福祉センター	車載型	生野保健センター-所長
27100	573	生野保健福祉センター	可搬型	生野保健センター-所長
27100	574	生野保健福祉センター	可搬型	生野保健センター-所長
27100	575	生野保健福祉センター	可搬型	生野保健センター-所長
27100	277	旭保健福祉センター分館	半固定型	旭保健センター-所長
27100	316	旭保健福祉センター	車載型	旭保健センター-所長
27100	576	旭保健福祉センター	可搬型	旭保健センター-所長
27100	577	旭保健福祉センター	可搬型	旭保健センター-所長
27100	578	旭保健福祉センター	可搬型	旭保健センター-所長
27100	278	城東保健福祉センター分館	半固定型	城東保健センター-所長
27100	317	城東保健福祉センター	車載型	城東保健センター-所長
27100	579	城東保健福祉センター	可搬型	城東保健センター-所長
27100	580	城東保健福祉センター	可搬型	城東保健センター-所長
27100	581	城東保健福祉センター	可搬型	城東保健センター-所長
27100	318	鶴見保健福祉センター	車載型	鶴見保健センター-所長
27100	582	鶴見保健福祉センター	可搬型	鶴見保健センター-所長
27100	583	鶴見保健福祉センター	可搬型	鶴見保健センター-所長
27100	584	鶴見保健福祉センター	可搬型	鶴見保健センター-所長
27100	319	阿倍野保健福祉センター	車載型	阿倍野保健センター-所長
27100	585	阿倍野保健福祉センター	可搬型	阿倍野保健センター-所長
27100	586	阿倍野保健福祉センター	可搬型	阿倍野保健センター-所長
27100	587	阿倍野保健福祉センター	可搬型	阿倍野保健センター-所長
27100	281	住之江保健福祉センター分館	半固定型	住之江保健センター-所長
27100	320	住之江保健福祉センター	車載型	住之江保健センター-所長
27100	588	住之江保健福祉センター	可搬型	住之江保健センター-所長
27100	589	住之江保健福祉センター	可搬型	住之江保健センター-所長
27100	590	住之江保健福祉センター	可搬型	住之江保健センター-所長
27100	321	住吉保健福祉センター	車載型	住吉保健センター-所長
27100	591	住吉保健福祉センター	可搬型	住吉保健センター-所長
27100	592	住吉保健福祉センター	可搬型	住吉保健センター-所長
27100	593	住吉保健福祉センター	可搬型	住吉保健センター-所長
27100	322	東住吉保健福祉センター	車載型	東住吉保健センター-所長
27100	594	東住吉保健福祉センター	可搬型	東住吉保健センター-所長
27100	595	東住吉保健福祉センター	可搬型	東住吉保健センター-所長
27100	596	東住吉保健福祉センター	可搬型	東住吉保健センター-所長
27100	604	東住吉保健福祉センター矢田出張所	半可搬型	東住吉保健センター矢田出張所長
27100	323	平野保健福祉センター	車載型	平野保健センター-所長
27100	597	平野保健福祉センター	可搬型	平野保健センター-所長
27100	598	平野保健福祉センター	可搬型	平野保健センター-所長
27100	599	平野保健福祉センター	可搬型	平野保健センター-所長
27100	285	舞洲スラッジセンター	半固定型	
27100	324	西成保健福祉センター	車載型	西成保健センター-所長
27100	600	西成保健福祉センター	可搬型	西成保健センター-所長
27100	601	西成保健福祉センター	可搬型	西成保健センター-所長
27100	602	西成保健福祉センター	可搬型	西成保健センター-所長
27100	605	大阪市保健所分室	半可搬型	
27100	286	北市民病院	半固定型	北市民病院管理課長
27100	606	北市民病院	可搬型	北市民病院管理課長
27100	607	北市民病院	可搬型	北市民病院管理課長
27100	287	総合医療センター	半固定型	総合医療センター管理課長
27100	608	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長

27100	609	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	610	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	615	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	616	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	617	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	618	総合医療センター	可搬型	総合医療センター管理課長
27100	288	健康福祉局十三市民病院	半固定型	十三市民病院管理課長
27100	611	健康福祉局十三市民病院	可搬型	十三市民病院管理課長
27100	612	健康福祉局十三市民病院	可搬型	十三市民病院管理課長
27100	289	健康福祉局住吉市民病院	半固定型	住吉市民病院管理課長
27100	613	健康福祉局住吉市民病院	可搬型	住吉市民病院管理課長
27100	614	健康福祉局住吉市民病院	可搬型	住吉市民病院管理課長
27100	632	健康福祉局中央急病診療所	半可搬型	中央急病診療所総務担当課長
27100	633	健康福祉局都島休日急病診療所	半可搬型	都島休日急病診療所事務長
27100	634	健康福祉局西九条休日急病診療所	半可搬型	西九条休日急病診療所事務長
27100	635	健康福祉局十三休日急病診療所	半可搬型	十三休日急病診療所事務長
27100	636	健康福祉局今里休日急病診療所	半可搬型	今里休日急病診療所事務長
27100	637	健康福祉局中野休日急病診療所	半可搬型	中野休日急病診療所事務長
27100	638	健康福祉局沢之町休日急病診療所	半可搬型	沢之町休日急病診療所事務長
27100	294	健康福祉局消毒所	半固定型	消毒所長
27100	628	健康福祉局消毒所	車載型	消毒所長
27100	629	健康福祉局消毒所	車載型	消毒所長
27100	630	健康福祉局消毒所	可搬型	消毒所長
27100	631	健康福祉局消毒所	可搬型	消毒所長
27100	329	環境情報センター	車載型	
27100	330	環境情報センター	車載型	
27100	331	環境情報センター	車載型	
27100	118	環境局総務担当	半固定型	総務担当課長
27100	235	環境局北部環境事業センター	半固定型	北部環境事業センター所長
27100	236	環境局東北環境事業センター	半固定型	東北環境事業センター所長
27100	237	環境局城北環境事業センター	半固定型	城北環境事業センター所長
27100	238	環境局西北環境事業センター	半固定型	西北環境事業センター所長
27100	239	環境局中部環境事業センター	半固定型	中部環境事業センター所長
27100	246	環境局中部環境事業センター出張所	半固定型	中部環境事業センター出張所長
27100	240	環境局西部環境事業センター	半固定型	西部環境事業センター所長
27100	241	環境局東部環境事業センター	半固定型	東部環境事業センター所長
27100	242	環境局西南環境事業センター	半固定型	西南環境事業センター所長
27100	245	環境局南部環境事業センター	半固定型	南部環境事業センター所長
27100	244	環境局東南環境事業センター	半固定型	東南環境事業センター所長
27100	233	環境局河川事務所	半可搬型	環境事業局河川事務所長
27100	234	環境局木津川事務所	半可搬型	環境事業局木津川事務所長
27100	249	環境局西淀工場	半可搬型	環境事業局西淀工場長
27100	250	環境局森之宮工場	半可搬型	環境事業局森之宮工場長
27100	251	環境局平野工場	半可搬型	環境事業局平野工場長
27100	253	環境局港工場	半可搬型	環境事業局港工場長
27100	254	環境局南港工場	半可搬型	環境事業局南港工場長
27100	255	環境局大正工場	半可搬型	環境事業局大正工場長
27100	256	環境局住之江工場	半可搬型	環境事業局住之江工場長
27100	257	環境局鶴見工場	半可搬型	環境事業局鶴見工場長
27100	258	環境局八尾工場	半可搬型	環境事業局八尾工場長
27100	260	環境局北港事務所	半可搬型	環境事業局南処分地
27100	261	環境局リサイクルプラザ赤川	半可搬型	環境事業局リサイクルプラザ赤川所長
27100	361	環境局舞洲工場	半可搬型	環境事業局舞洲工場長
27100	225	環境局瓜破斎場	半可搬型	瓜破斎場長
27100	226	環境局北斎場	半可搬型	北斎場長
27100	227	環境局小林斎場	半可搬型	小林斎場長
27100	228	環境局佃斎場	半可搬型	佃斎場長
27100	229	環境局鶴見斎場	半可搬型	鶴見斎場長
27100	230	環境局瓜破霊園	半可搬型	瓜破霊園長

27100	231	環境局服部霊園	半可搬型	服部霊園長
27100	232	環境局南霊園	半可搬型	南霊園長
27100	338	市立大学事務局総務担当	半固定型	事務局総務担当課長
27100	619	市立大学事務局総務担当	可搬型	事務局総務担当課長
27100	620	市立大学事務局総務担当	可搬型	事務局総務担当課長
27100	621	市立大学事務局総務担当	可搬型	事務局総務担当課長
27100	622	市立大学事務局総務担当	可搬型	事務局総務担当課長
27100	296	市立大学付属病院	半固定型	医学部総務担当課長
27100	333	市立大学付属病院	車載型	医学部総務担当課長
27100	334	市立大学付属病院	車載型	医学部総務担当課長
27100	335	市立大学付属病院	車載型	医学部総務担当課長
27100	623	市立大学付属病院	可搬型	医学部総務担当課長
27100	624	市立大学付属病院	可搬型	医学部総務担当課長
27100	625	市立大学付属病院	可搬型	医学部総務担当課長
27100	626	市立大学付属病院	可搬型	医学部総務担当課長
27100	627	市立大学付属病院	可搬型	医学部総務担当課長
27100	298	中央卸売市場	半固定型	中央卸売市場総務担当課長
27100	299	東部市場	半固定型	東部市場長
27100	300	南港市場	半固定型	南港市場長
27100	121	港湾局総務担当	半固定型	管理部総務担当課長
27100	194	港湾局防災センター	半可搬型	管理部総務担当課長
27100	120	交通局総務担当	半固定型	総務部総務担当課長
27100	110	大阪府警本部	半固定	通信司令室調査官
27100	111	大阪海上保安監部	半固定	警備救難課長
27100	112	近畿地方整備局	半可搬	電気通信課長
27100	113	近畿運輸局	半可搬	総務担当課長
27100	114	近畿財務局	半固定	総務担当課長
27100	177	大阪管区気象台	半可搬	予報課長
27100	181	日本放送協会	半可搬	放送センター放送技術部報道技術
27100	182	朝日放送株式会社	半固定	技術局管理部長
27100	183	株式会社毎日放送	半固定	技術局管理部副部長
27100	184	関西テレビ放送株式会社	半固定	製作技術部ニュース運行部運用チーフ
27100	185	読売テレビ放送株式会社	半固定	放送技術管理部長
27100	186	テレビ大阪株式会社	半固定	技術局技術管理部
27100	187	大阪放送株式会社	半可搬	編成局放送センター技術部次長
27100	188	株式会社エフエム大阪	半可搬	技術部長
27100	189	株式会社FM-802	半可搬	技術部長
27100	199	大阪府医師会	半可搬	地域医療課長
27100	190	関西インターメディア株式会社	半可搬	技術部長
27100	191	ジェイコムウェスト株式会社大阪局	半可搬	技術部長
27100	192	株式会社ジェイコム大阪セントラル	半可搬	技術部長
27100	193	株式会社ジェイコムウェスト	半可搬	技術部長

同報系屋外子局

呼出名称	設置場所	所在地	備考
27100001	滝川小学校	北区天満 1-24-15	
27100002	堀川小学校	北区東天満 2-10-7	
27100003	西天満小学校	北区西天満 3-12-21	
27100004	大阪北小学校	北区曾根崎 2-15-14	
27100006	済美小学校	北区中崎西 1-6-18	
27100007	北天満小学校	北区浪花町 14-6	
27100008	菅北小学校	北区菅栄町 9-5	
27100009	豊崎東小学校	北区長柄中 2-3-30	
27100010	豊崎本庄小学校	北区本庄西 2-1-16	
27100011	中津小学校	北区中津 3-34-18	
27100012	大淀小学校	北区大淀中 4-10-33	
27100013	中津南小学校	北区中津 6-7-34	
27100014	豊仁小学校	北区長柄西 2-6-20	
27100015	豊崎小学校	北区豊崎 4-5-9	
27100016	桜宮小学校	都島区 東野田町 1-10	
27100017	中野小学校	都島区中野町 3-10-5	
27100018	高倉小学校	都島区高倉町 3-3-10	
27100019	淀川小学校	都島区毛馬町 3-5-39	
27100020	都島小学校	都島区都島本通 3-10-3	
27100021	内代小学校	都島区内代町 3-4-6	
27100022	東都島小学校	都島区都島本通 4-24-4	
27100023	大東小学校	都島区毛馬町 2-11-111	
27100024	友渕小学校	都島区友渕町 1-3-123	
27100025	福島小学校	福島区福島 4-5-6	
27100026	玉川小学校	福島区玉川 2-13-16	
27100027	野田小学校	福島区野田 5-13-22	
27100028	吉野小学校	福島区吉野 3-10-5	
27100029	大開小学校	福島区大開 2-10-28	
27100030	鷺洲小学校	福島区鷺洲 5-6-8	
27100031	海老江東小学校	福島区海老江 1-6-19	
27100032	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10	
27100033	上福島小学校	福島区福島 7-4-33	
27100034	西九条小学校	此花区西九条4-3-4	
27100035	四貫島小学校	此花区四貫島 2-16-34	
27100036	島屋小学校	此花区島屋 2-9-36	
27100037	伝法小学校	此花区伝法 3-13-10	
27100038	梅香小学校	此花区梅香 3-17-29	
27100039	高見小学校	此花区高見 1-3-35	
27100040	酉島小学校	此花区酉島 2-5-12	
27100041	春日出小学校	此花区春日出中1-13-23	
27100042	玉造小学校	中央区玉造 2-3-43	
27100043	南大江小学校	中央区農人橋 1-3-3	
27100044	中大江小学校	中央区糸屋町 2-12	
27100045	開平小学校	中央区今橋 1-4	
27100049	精華生涯学習ルーム	中央区難波 3-2-26	
27100051	高津小学校	中央区高津 3-4-21	
27100052	中央小学校	中央区瓦屋町 2-8-23	
27100053	南小学校	中央区東心斎橋1-14-29	
27100054	西船場小学校	西区江戸堀1-21-28	
27100055	日吉小学校	西区南堀江 4-9-19	
27100056	九条南小学校	西区九条南 2-13-17	
27100057	九条東小学校	西区九条 2-6-2	
27100058	九条北小学校	西区九条南 4-7-38	
27100059	本田小学校	西区川口 1-5-19	
27100060	堀江小学校	西区北堀江 3-2-16	
27100061	明治小学校	西区阿波座 2-3-35	
27100062	市岡小学校	港区市岡 3-2-24	
27100063	磯路小学校	港区磯路 3-7-7	
27100064	三先小学校	港区三先 2-6-32	

27100065	田中小学校	港区田中 2-10-34	
27100066	八幡屋小学校	港区八幡屋 3-3-5	
27100067	波除小学校	港区波除 3-6-8	
27100068	築港小学校	港区築港 1-10-38	
27100069	南市岡小学校	港区南市岡 2-6-35	
27100070	港晴小学校	港区港晴 1-3-12	
27100071	弃天小学校	港区弃天 2-9-35	
27100072	池島小学校	港区池島 2-5-28	
27100073	三軒家西小学校	大正区三軒家西1-20-11	
27100074	泉尾東小学校	大正区千島 1-16-16	
27100075	中泉尾小学校	大正区泉尾 3-23-4	
27100076	北恩加島小学校	大正区泉尾 5-17-31	
27100077	南恩加島小学校	大正区南恩加島 3-6-11	
27100078	鶴町小学校	大正区鶴町 2-6-24	
27100079	鶴浜小学校	大正区鶴町 2-20-26	
27100080	泉尾北小学校	大正区泉尾 2-21-24	
27100081	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28	
27100082	三軒家東小学校	大正区三軒家東2-12-63	
27100083	小林小学校	大正区小林東 2-4-45	
27100084	真田山小学校	天王寺区玉造本町14-41	
27100085	味原小学校	天王寺区味原町 8-19	
27100086	桃陽小学校	天王寺区堂ヶ芝 1-2-23	
27100087	五条小学校	天王寺区小宮町 9-28	
27100088	聖和小学校	天王寺区寺田町 1-6-37	
27100089	大江小学校	天王寺区四天王寺 1-9-18	
27100090	生魂小学校	天王寺区上汐 4-1-25	
27100091	天王寺小学校	天王寺区大道 1-4-49	
27100092	立葉小学校	浪速区立葉 2-1-15	
27100093	栄小学校	浪速区木津川 2-3-30	
27100094	難波元町小学校	浪速区元町 1-5-30	
27100095	大国小学校	浪速区大国 1-9-3	
27100096	恵美小学校	浪速区恵美須西 2-13-9	
27100097	日東小学校	浪速区日本橋東 3-1-23	
27100098	日本橋小学校	浪速区日本橋 3-2-27	
27100099	敷津小学校	浪速区敷津東 3-9-32	
27100100	塩草小学校	浪速区塩草 1-4-31	
27100101	柏里小学校	西淀川区柏里2-13-33	
27100102	野里小学校	西淀川区野里 2-21-13	
27100103	姫里小学校	西淀川区姫里 2-8-24	
27100104	姫島小学校	西淀川区姫島 1-10-27	
27100105	福 小学校	西淀川区福町 2-5-23	
27100106	大和田小学校	西淀川区大和田 4-3-43	
27100107	川北小学校	西淀川区中島 1-11-20	
27100108	佃 小学校	西淀川区佃 1-21-12	
27100109	香藁小学校	西淀川区御幣島 6-5-25	
27100110	歌島小学校	西淀川区歌島 2-5-18	
27100111	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24	
27100112	佃西小学校	西淀川区佃 2-15-30	
27100113	佃南小学校	西淀川区佃 5-12-12	
27100114	神津小学校	淀川区十三元今里2-3-12	
27100115	田川小学校	淀川区田川 2-9-37	
27100116	加島小学校	淀川区加島 1-60-28	
27100117	三津屋小学校	淀川区三津屋中 1-4-14	
27100118	新高小学校	淀川区新高 1-15-53	
27100119	野中小学校	淀川区野中北 1-11-26	
27100120	十三小学校	淀川区十三東 4-3-6	
27100121	木川小学校	淀川区木川東 3-7-32	
27100122	三国小学校	淀川区三国本町3-9-18	
27100123	北中島小学校	淀川区宮原 5-3-4	
27100124	西中島小学校	淀川区西中島 7-14-25	

27100125	塚本小学校	淀川区塚本 3-5-6	
27100126	木川南小学校	淀川区木川東 1-2-36	
27100127	東三国小学校	淀川区東三国 6-3-24	

27100128	西三国小学校	淀川区西三国 1-21-28	
27100129	新東三国小学校	淀川区東三国 3-9-10	
27100130	宮原小学校	淀川区三国本町1-16-44	
27100131	東淡路小学校	東淀川区東淡路3-3-32	
27100132	西淡路小学校	東淀川区西淡路 3-14-11	
27100133	西淡路生涯学習ルーム	東淀川区淡路 3-13-34	
27100134	菅原小学校	東淀川区菅原 6-3-25	
27100135	新庄小学校	東淀川区 上新庄 2-20-5	
27100136	大隅東小学校	東淀川区 瑞光 5-8-19	
27100137	大隅西小学校	東淀川区 大隅 2-3-18	
27100138	豊里小学校	東淀川区 豊里 5-14-60	
27100139	啓発小学校	東淀川区 東中島 4-8-38	
27100140	小松小学校	東淀川区 小松 3-18-15	
27100141	淡路小学校	東淀川区 西淡路 5-5-32	
27100142	下新庄小学校	東淀川区 下新庄 5-2-9	
27100143	井高野小学校	東淀川区 井高野 1-28-17	
27100144	大桐小学校	東淀川区 大桐 4-1-15	
27100145	豊新小学校	東淀川区 豊新 4-17-26	
27100146	東井高野小学校	東淀川区 井高野 2-8-28	
27100147	豊里南小学校	東淀川区 豊里 5-12-41	
27100148	大道南小学校	東淀川区 大道南 1-17-17	
27100149	東小橋小学校	東成区東小橋 3-10-37	
27100150	大成小学校	東成区大今里西3-2-62	
27100151	中道小学校	東成区玉津 1-7-39	
27100152	北中道小学校	東成区中道 2-9-20	
27100153	中本小学校	東成区中本 4-2-32	
27100154	東中本小学校	東成区東中本 2-9-3	
27100155	今里小学校	東成区大今里 1-35-29	
27100156	片江小学校	東成区大今里南 2-13-2	
27100157	神路小学校	東成区大今里 4-6-19	
27100158	深江小学校	東成区深江南 1-4-6	
27100159	宝栄小学校	東成区神路 1-15-48	
27100160	北鶴橋小学校	生野区鶴橋 3-4-50	
27100161	御幸森小学校	生野区鶴橋 3-4-50	
27100162	鶴橋小学校	生野区桃谷 2-20-32	
27100163	東桃谷小学校	生野区勝山北 3-7-21	
27100164	勝山小学校	生野区勝山南 1-3-5	
27100165	林寺小学校	生野区林寺 2-14-3	
27100166	生野小学校	生野区舍利寺 3-1-39	
27100167	中川小学校	生野区中川 3-4-3	
27100168	東中川小学校	生野区新今里 7-14-37	
27100169	小路小学校	生野区小路 2-24-40	
27100170	東小路小学校	生野区小路東 3-8-15	
27100171	田島小学校	生野区田島 3-7-38	
27100172	舍利寺小学校	生野区勝山南 4-15-25	
27100173	生野南小学校	生野区林寺 6-6-7	
27100174	巽小学校	生野区巽中 3-12-5	
27100175	北巽小学校	生野区巽北 1-30-29	
27100176	西生野小学校	生野区生野西 3-5-7	
27100177	巽南小学校	生野区巽南 2-10-7	
27100178	巽東小学校	生野区巽東 3-8-13	
27100179	清水小学校	旭区清水 5-1-12	
27100180	古市小学校	旭区森小路 2-10-35	
27100181	大宮小学校	旭区大宮 4-9-16	
27100182	高殿小学校	旭区高殿 6-9-10	
27100183	高殿南小学校	旭区高殿 3-10-30	
27100184	大宮西小学校	旭区中宮 1-8-14	
27100185	生江小学校	旭区生江 1-10-21	

27100186	城北小学校	旭区赤川 3-13-47	
27100187	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13	
27100188	太子橋小学校	旭区太子橋 1-12-15	
27100189	榎並小学校	城東区野江 4-1-28	
27100190	関目小学校	城東区関目 6-5-5	

27100191	鯉江小学校	城東区今福西 3-9-27	
27100192	鯉江東小学校	城東区今福東 1-3-26	
27100193	今福小学校	城東区今福南 2-1-53	
27100194	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35	
27100195	嶋野小学校	城東区嶋野西 4-11-48	
27100196	中浜小学校	城東区中浜 2-12-35	
27100197	城東小学校	城東区嶋野東 3-16-41	
27100198	諏訪小学校	城東区永田 2-15-5	
27100199	成育小学校	城東区成育 1-5-19	
27100200	すみれ小学校	城東区古市 2-6-46	
27100201	東中浜小学校	城東区東中浜 5-4-5	
27100202	放出小学校	城東区放出西 2-2-18	
27100203	関目東小学校	城東区関目 4-12-15	
27100204	森之宮小学校	城東区森之宮 1-6-64	
27100205	榎本小学校	鶴見区 今津北 1-5-35	
27100206	茨田南小学校	鶴見区諸口 1-3-71	
27100207	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66	
27100208	鶴見小学校	鶴見区鶴見 4-14-10	
27100209	今津小学校	鶴見区今津中 4-1-48	
27100210	茨田東小学校	鶴見区茨田大宮 3-7-61	
27100211	茨田西小学校	鶴見区横堤 5-13-61	
27100212	横堤小学校	鶴見区横堤 1-11-83	
27100213	みどり小学校	鶴見区緑2-4-45	
27100214	鶴見南小学校	鶴見区鶴見2-17-22	
27100215	高松小学校	阿倍野区天王寺町北3-17-19	
27100216	常盤小学校	阿倍野区松崎町3-11-12	
27100217	金塚小学校	阿倍野区旭町3-15-50	
27100218	丸山小学校	阿倍野区丸山通 1-4-43	
27100219	晴明丘小学校	阿倍野区晴明通10-34	
27100220	阿倍野小学校	阿倍野区阪南町 2-17-21	
27100221	阪南小学校	阿倍野区阪南町 5-7-40	
27100222	長池小学校	阿倍野区長池町 20-26	
27100223	苗代小学校	阿倍野区阪南町1-26-30	
27100224	晴明丘南小学校	阿倍野区帝塚山 1-23-8	
27100225	粉浜小学校	住之江区粉浜2-6-6	
27100226	安立小学校	住之江区住之江 1-4-29	
27100227	敷津浦小学校	住之江区北島2-9-22	
27100228	加賀屋小学校	住之江区北加賀屋 2-5-26	
27100229	住吉川小学校	住之江区西加賀屋 4-1-4	
27100230	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-48	
27100231	住之江小学校	住之江区御崎 4-6-43	
27100232	平林小学校	住之江区平林南 2-6-48	
27100233	加賀屋東小学校	住之江区東加賀屋1-6-25	
27100234	新北島小学校	住之江区南港中4-4-22	
27100235	南港光小学校	住之江区新北島 6-2-57	
27100236	南港緑小学校	住之江区南港中 2-7-18	
27100237	南港桜小学校	住之江区南港中 5-2-48	
27100238	南港渚小学校	住之江区南港中 3-7-13	
27100239	東粉浜小学校	住吉区東粉浜2-3-26	
27100240	住吉小学校	住吉区帝塚山西 4-1-35	
27100241	長居小学校	住吉区長居東 3-3-40	
27100242	依羅小学校	住吉区我孫子 4-11-48	
27100243	墨江小学校	住吉区墨江 2-3-46	
27100244	遠里小野小学校	住吉区遠里小野 6-6-27	
27100245	清水丘小学校	住吉区清水丘 2-9-41	
27100246	南住吉小学校	住吉区南住吉 3-5-1	

27100247	大領小学校	住吉区大領 3-3-5	
27100248	苧田小学校	住吉区苧田 3-5-34	
27100249	山之内小学校	住吉区山之内 2-17-39	
27100250	苧田南小学校	住吉区苧田 10-1-35	
27100251	苧田北小学校	住吉区苧田 1-11-39	
27100252	桑津小学校	東住吉区桑津5-13-13	
27100253	北田辺小学校	東住吉区北田辺 3-11-14	
27100254	田辺小学校	東住吉区田辺 2-3-34	
27100255	東田辺小学校	東住吉区東田辺 2-14-6	
27100256	南田辺小学校	東住吉区南田辺 4-3-4	
27100257	南百濟小学校	東住吉区湯里 1-15-40	
27100258	育和小学校	東住吉区杭全4-10-121	
27100259	鷹合小学校	東住吉区鷹合 3-12-38	
27100260	今川小学校	東住吉区今川4-24-4	
27100261	矢田小学校	東住吉区矢田5-1-22	
27100262	矢田東小学校	東住吉区住道矢田2-7-43	
27100263	矢田西小学校	東住吉区公園南矢田 2-15-43	
27100264	矢田北小学校	東住吉区照ヶ丘矢田2-1-55	
27100265	湯里小学校	東住吉区湯里 6-8-3	
27100266	喜連小学校	平野区喜連 7-6-4	
27100267	平野西小学校	平野区背戸口 4-1-31	
27100268	平野小学校	平野区平野宮町 1-9-29	
27100269	長吉小学校	平野区長吉長原 2-6-55	
27100270	瓜破小学校	平野区瓜破 5-3-11	
27100271	加美小学校	平野区加美正覺寺 3-13-35	
27100272	加美南部小学校	平野区加美南 1-9-17	
27100273	平野南小学校	平野区平野南 2-3-8	
27100274	長吉東小学校	平野区長吉出戸8-13-41	
27100275	喜連西小学校	平野区喜連西 3-17-61	
27100276	長吉南小学校	平野区長吉六反 3-2-17	
27100277	瓜破北小学校	平野区瓜破 1-8-33	
27100278	長原小学校	平野区長吉長原東 3-10-9	
27100279	喜連東小学校	平野区喜連東 2-2-17	
27100280	瓜破東小学校	平野区瓜破東 2-5-78	
27100281	長吉六反小学校	平野区長吉六反 5-3-41	
27100282	加美北小学校	平野区加美北 7-4-10	
27100283	長吉出戸小学校	平野区長吉出戸 3-1-43	
27100284	瓜破西小学校	平野区瓜破西 2-1-43	
27100286	喜連北小学校	平野区喜連 1-7-4	
27100287	加美東小学校	平野区加美東 5-9-25	
27100288	川辺小学校	平野区長吉川辺 1-4-9	
27100289	新平野西小学校	平野区背戸口 1-5-22	
27100290	萩之茶屋小学校	西成区萩之茶屋 1-11-15	
27100291	今宮小学校	西成区天下茶屋1-17-14	
27100292	天下茶屋小学校	西成区聖天下 1-11-35	
27100293	岸里小学校	西成区千本中 1-8-22	
27100294	玉出小学校	西成区玉出中 2-13-56	
27100295	千本小学校	西成区千本中 2-8-8	
27100296	橘小学校	西成区橘 2-1-18	
27100297	梅南小学校	西成区梅南 3-2-25	
27100298	弘治小学校	西成区花園北 2-16-26	
27100299	松之宮小学校	西成区旭 3-5-39	
27100300	長橋小学校	西成区長橋 2-3-21	
27100301	北津守小学校	西成区北津守 3-3-40	
27100302	津守小学校	西成区津守 3-1-66	
27100303	南津守小学校	西成区南津守 6-1-14	
27100304	茨田小学校	鶴見区安田 2-1-8	
27100305	清江小学校	住之江区御崎 5-7-17	
27100306	南住吉小学校分校	住吉区我孫子1-6	
27100307	御幣島小学校	西淀川区御幣島3-5-5	
27100331	避難場所 1	西淀川区 中島1-22	中島公園 東側入口
27100332	避難場所 2	港区 田中 3-1	八幡屋公園 事務所西側

27100333	避難場所	3	港区八幡屋 1-4	入船公園 内センター屋上
27100334	避難場所	4	大正区 千島 2-7	千島公園1 グランド東南角
27100335	避難場所	5	大正区千島 2-7	千島公園2 東側中央
27100336	避難場所	6	西成区 津守 1-13	津守公園 東側入口
27100337	避難場所	7	住之江区 南加賀屋1	住之江公園 野球場南側
27100338	避難場所	8	北区 中之島 1-1	中之島公園 1 天神橋西側WC前
27100339	避難場所	9	北区中之島 1-1	中之島公園 2 難波橋西北階段下
27100340	避難場所	10	北区中之島 1-2	中之島公園 3 図書館東南角下
27100341	避難場所	11	北区中之島 5-3	中之島公園 4 扇町高校 4F校舎屋上
27100342	避難場所	12	天王寺区 茶臼山町1	天王寺公園 1 事務所西側
27100343	避難場所	13	天王寺区茶臼山町1	天王寺公園 2 駐車場北入口
27100344	避難場所	14	淀川区 宮原 5-7	北中島公園 南西角
27100345	避難場所	15	淀川区宮原 3-4	新大阪1号広場内
27100346	避難場所	16	鶴見区 緑地公園 2-163	鶴見緑地 山のエリヤ西麓
27100347	避難場所	17	鶴見区緑地公園 2-163	鶴見緑地 鶴見緑地駅南
27100348	避難場所	18	鶴見区緑地公園 2-163	鶴見緑地 公園事務所玄関
27100349	避難場所	19	鶴見区緑地公園 2-163	鶴見緑地 乗馬クラブハウス横
27100350	避難場所	20	北区 大深町 2-25	J R貨物 梅田駅 構内
27100351	避難場所	21	北区大深町 2-48	J R貨物 梅田貨物駅
27100352	避難場所	22	中央区 城見 1-26	建設局 弁天抽水所
27100353	避難場所	23	中央区大阪城 3	大阪城公園 野球場内
27100354	避難場所	24	中央区大阪城 3	大阪城公園東側 玉造筋
27100355	避難場所	25	中央区大阪城 3-11	大阪城公園内 音楽団屋上
27100356	避難場所	26	中央区大阪城 1	大阪城公園内 博物館屋上
27100357	避難場所	27	中央区大阪城 3	大阪城公園 事務所詰所
27100358	避難場所	28	西区 靱本町 2	靱公園 東園 南側中央
27100359	避難場所	29	西区靱本町 1	靱公園 西園 西側入口
27100360	避難場所	30	東住吉区长居公園1	長居公園 北側 苗圃前
27100361	避難場所	31	東住吉区长居公園 1	植物園事務所 東側
27100362	避難場所	32	東住吉区长居公園 1	長居公園 テニスコート前
27100363	避難場所	33	東住吉区长居公園 1	長居公園 相撲場 東側
27100364	避難場所	34	東住吉区长居公園 1	長居公園 西南入口売店横
27100365	避難場所	35	東住吉区今林 3	J R貨物 百済駅構内 北西角
27100366	避難場所	36	平野区 馬場 1	J R貨物 百済駅構内 東南角
27100367	避難場所	37	平野区瓜破東 4	瓜破霊園 古墳西側
27100368	避難場所	38	平野区瓜破東 6	瓜破霊園 正面入口
27100369	避難場所	39	住吉区 杉本3-3-138	市大教養学部 学舎屋上
27100370	避難場所	40	住吉区杉本3-3-138	市大 本館屋上
27100371	避難場所	41	東淀川区 柴島3-10-21	東淀川消防署柴島出張所
27100372	避難場所	42	東淀川区柴島1丁目先	長柄橋水防倉庫
27100373	避難場所	43	淀川区 西中島 1-11	川口水防倉庫
27100374	避難場所	44	淀川区木川西 1-1	木川水防倉庫
27100375	避難場所	45	都島区 毛馬町 5	淀川水管橋 橋脚
27100376	避難場所	46	都島区毛馬町4-11-14	毛馬第2水防用具庫
27100377	避難場所	47	東淀川区 大道1丁目地先	豊里水防倉庫
27100378	避難場所	48	東淀川区豊里 3-8	野村公園内
27100379	避難場所	49	旭区 太子橋 3-16	守口第1用具庫
27100380	避難場所	50	旭区太子橋 2-7	太子橋中公園内
27100381	避難場所	51	平野区 加美東 6-1-1	久宝寺公園内
27100382	避難場所	52	此花区 高見 1-2	下水道科学館内
27100383	避難場所	53	此花区伝法 1-2	千鳥橋みどり公園内
27100384	避難場所	54	旭区生江3-29-1	城北公園内
27100385	避難場所	55	住之江区南港東8-5	南港中央公園内
27100386	避難場所	56	北区長柄東 2-9	毛馬桜の宮公園内
27100387	避難場所	57	北区長柄東 1-1	毛馬桜の宮公園内
27100388	避難場所	58	西淀川区出来島3-3	出来島地区
27100389	避難場所	59	旭区高殿 5-6	旭公園内
27100390	避難場所	60	西淀川区西島 2	矢倉緑地内
27100391	避難場所	61	浪速区塩草 1-1	浪速公園 野球場北東
27100392	避難場所	62	阿倍野区旭町3-1-1	阿倍野中樞拠点複合施設
27100401	防潮堤 NO	1	此花区常吉2	北港マリーナ WC屋上

27100402	防潮堤 NO 2	此花区常吉2-4	常吉臨港緑地北
27100403	防潮堤 NO 3	此花区北港2-1	大阪ポートマリーナ 北
27100404	防潮堤 NO 4	此花区北港2-3	環事 北港事務所 東側
27100405	防潮堤 NO 5	此花区梅町2-4	東洋埠頭 2号上屋
27100406	防潮堤 NO 6	此花区桜島3-10	梅町棧橋 北側 臨港緑地
27100407	防潮堤 NO 7	此花区桜島3-10	天保山渡船場
27100408	防潮堤 NO 8	港区弁天 6-7	弁天埠頭 臨港緑地
27100409	防潮堤 NO 9	港区石田 2-1	安治川 3号上屋
27100410	防潮堤 NO 10	港区港晴 5-2	安治川 1号上屋
27100411	防潮堤 NO 11	港区築港 3-1	天保山運河 防潮堤
27100413	防潮堤 NO 13	港区海岸通 1-5	大阪税関宿泊所 西側
27100414	防潮堤 NO 14	港区海岸通 3-3	第一突堤上屋東
27100415	防潮堤 NO 15	港区海岸通 3-4	大阪税関 突堤出張所北側
27100416	防潮堤 NO 16	港区八幡屋 4-5	老人ホーム愛港園 東側
27100417	防潮堤 NO 17	港区海岸通 4-5	埠頭倉庫 東側
27100418	防潮堤 NO 18	港区福崎 1-3	甚兵衛渡船場
27100419	防潮堤 NO 19	大正区千島 3-24	泉尾幼稚園 南西
27100420	防潮堤 NO 20	大正区北恩加島2-5	10号岸壁 南東角
27100421	防潮堤 NO 21	大正区鶴町 3-1	千歳渡船場
27100422	防潮堤 NO 22	大正区鶴町 3-24	鶴浜通船溜
27100424	防潮堤 NO 24	大正区鶴町 1-16	船町渡船場
27100425	防潮堤 NO 25	大正区鶴町 5-1	三洋造船所 西側
27100426	防潮堤 NO 26	大正区平尾 1-1	落合下渡船場
27100427	防潮堤 NO 27	大正区南恩加島1-11	千本松渡船場
27100428	防潮堤 NO 28	大正区船町 1-1	木津川尻渡船
27100429	防潮堤 NO 29	住之江区平林北 2-7	第4貯木場 水門
27100430	防潮堤 NO 30	住之江区平林北2-9	平林大橋 北詰
27100431	防潮堤 NO 31	住之江区南港東1-1	第6貯木場 南東角
27100432	防潮堤 NO 32	住之江区南港東6-4	コンテナターミナル 3照明灯
27100433	防潮堤 NO 33	住之江区南港東6-4	コンテナターミナル 5照明灯
27100434	防潮堤 NO 34	住之江区南港東9-1	港大橋臨港緑地 南西角
27100435	防潮堤 NO 35	住之江区南港南2-2	港湾局 南港事務所
27100436	防潮堤 NO 36	住之江区南港南2-1	第1ターミナル 駐車場緑地
27100437	防潮堤 NO 37	住之江区南港南3-1	岸壁 D5 南側
27100438	防潮堤 NO 38	住之江区南港南3-10	A5 上屋 北東角
27100439	防潮堤 NO 39	住之江区南港中7	リヒト産業 西側
27100440	防潮堤 NO 40	住之江区南港中 8-1	大阪税関 西側
27100441	防潮堤 NO 41	住之江区南港北 2-1	鴻池運輸 北東
27100442	防潮堤 NO 42	住之江区南港北 3-1	野鳥園 展望塔 東
27100443	防潮堤 NO 43	住之江区南港北 3-1	野鳥園 南東角
27100444	防潮堤 NO 44	住之江区南港北 2-6	山九KK 警備員室前
27100445	防潮堤 NO 45	住之江区南港中 8-7	ライナー埠頭
27100446	防潮堤 NO 46	住之江区南港南 5-1	かもめ埠頭前
27100447	防潮堤 NO 47	住之江区南港南 5-1	かもめ大橋 西詰
27100448	防潮堤 NO 48	住之江区南港南 6-3	J-3岸壁 フェンス前
27100449	防潮堤 NO 49	住之江区南港南 6-7	南港遊泳場 南東角
27100450	防潮堤 NO 50	住之江区南港南 6-7	南港遊泳場 北西角
27100452	防潮堤 NO 52	此花区西島 6-1	西島公園内
27100454	防潮堤 NO 54	西淀川区福町2-9	福町西公園内
27100455	防潮堤 NO 55	西淀川区福町2-31	自転車道路 西端
27100456	防潮堤 NO 56	西淀川区中島2-6	川商建材 南東角
27100457	防潮堤 NO 57	西淀川区中島2-11	大阪化成 南東側
27100458	防潮堤 NO 58	此花区北港緑地 2	緑地公園 ロッジ 北側道路沿
27100459	防潮堤 NO 59	此花区北港緑地 1	
27100460	防潮堤 NO 60	此花区北港緑地 2	
27100461	北区役所	北区扇町2-1-27	
27100462	都島区役所	都島区中野町2-16-20	
27100463	福島区役所	福島区大開1-8-1	
27100464	此花区役所	此花区春日出北1-8-4	
27100465	中央区役所	中央区久太郎町1-2-27	
27100466	西区役所	西区新町4-5-14	
27100467	港区役所	港区市岡1-15-25	
27100468	大正区役所	大正区千島2-7-95	

27100469	天王寺区役所	天王寺区真法院町20-33	
27100470	浪速区役所	浪速区敷津東1-4-20	
27100471	西淀川区役所	西淀川区御幣島1-2-10	
27100472	淀川区役所	淀川区十三東1-18-21	
27100473	東淀川区役所	東淀川区豊新2-1-4	
27100474	東成区役所	東成区大今里西2-8-4	
27100475	生野区役所	生野区勝山南3-1-19	
27100476	旭区役所	旭区大宮1-1-17	
27100477	城東区役所	城東区中央3-4-29	
27100478	鶴見区役所	鶴見区横堤5-4-19	
27100479	阿倍野区役所	阿倍野区文の里1-1-40	
27100480	住之江区役所	住之江区御崎3-1-17	
27100481	住吉区役所	住吉区南住吉3-15-55	
27100482	東住吉区役所	東住吉区東田辺1-13-4	
27100483	平野区役所	平野区背戸口3-8-19	
27100484	西成区役所	西成区岸里1-5-20	

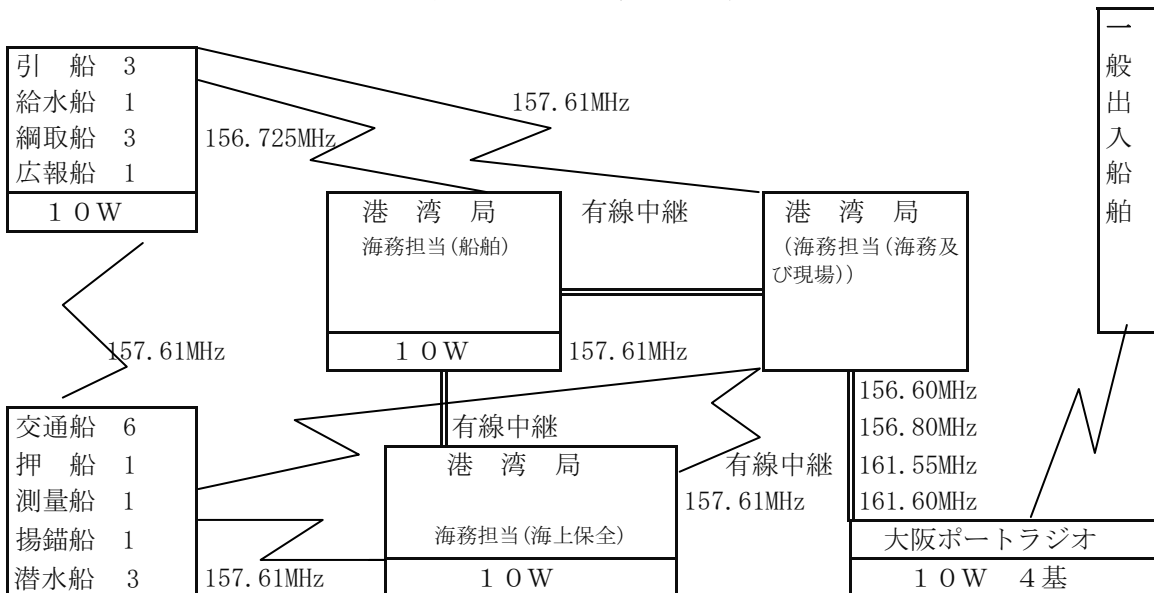
港湾局無線現況表

平成22年11月現在

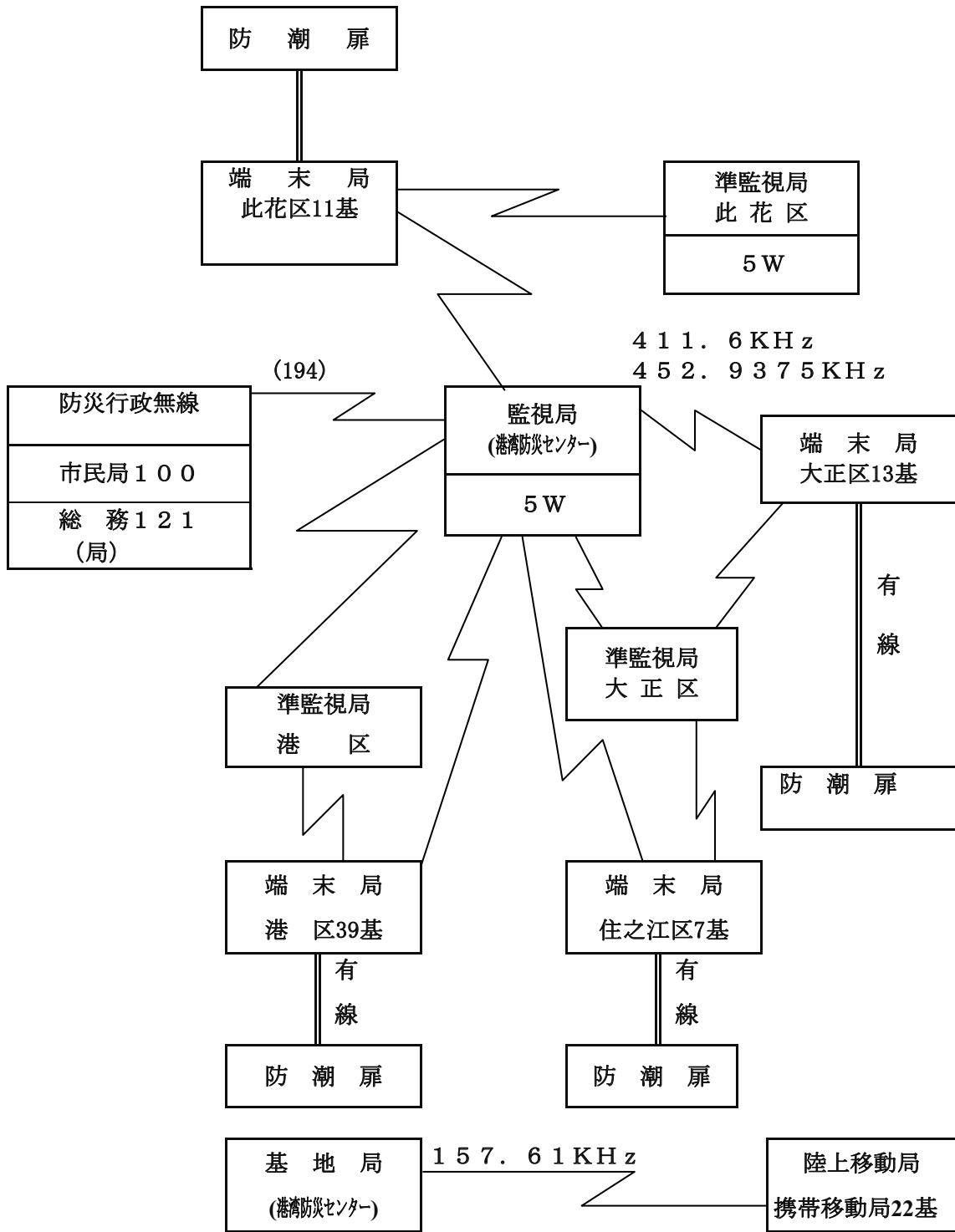
名称	局種別	設置場所	局数	出力W	周波数MHz	
港湾局	国海上無線	海岸局	大阪ポータルラジオ (大阪府咲洲庁舎)	4	10	156.60 156.80 161.55 161.60
		海岸局	海務担当(船舶)	1	10	156.725
	船舶局	引船3 給水船1 広報船1 海務担当(船舶) 網取船3 防災保安担当	8	8		
	湾無線	基地局	海務担当(海上保全)	1	10	157.61
		陸上移動局	海務担当(海務)	2	5	
			押船1 測量船1 交通船6 揚錨船1 海務担当(海上保全)	9	10	
			潜水船3 海務担当(海上保全)	3	5	
	引船 海務担当(船舶) 網取船 防災保安担当		4	5		
	防災相互通信用無線☆		港湾局	1	1	
	港湾局	水防無線	固定局	監視局(港湾防災センター) 1 準監視局3 此花区 11 大正区 13 港区 39 住之江区 7 防災保安担当	80	5 ~ 0.2
基地局			港湾防災センター	1	5	
陸上移動局		携帯移動局25	22	5	157.61	

☆印は他の防災関係機関との通信用

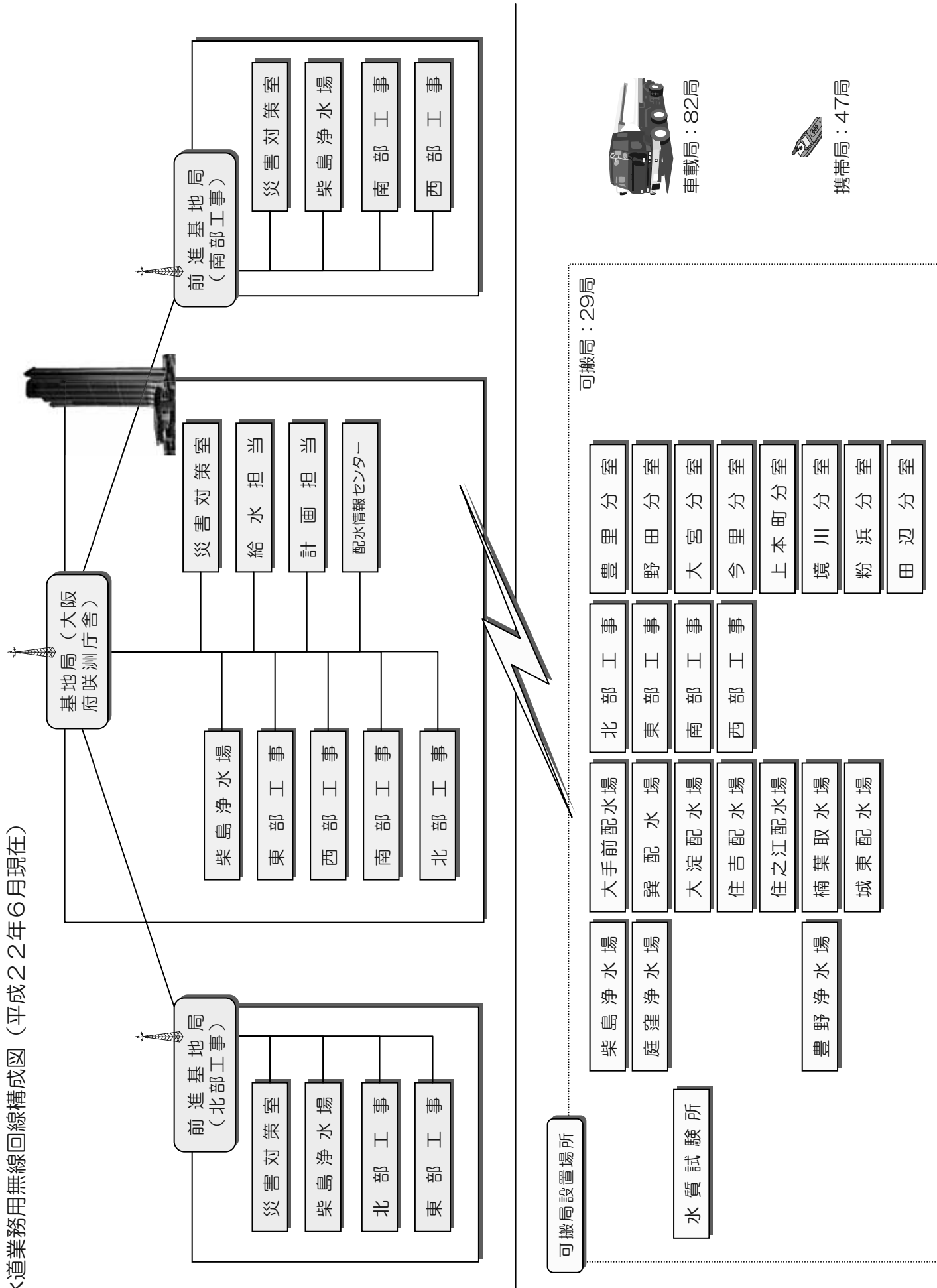
港湾基地局無線通信系統図



港湾局無線通信系統図



■水道業務用無線回線構成図（平成22年6月現在）



水 道 業 務 用 無 線

設 置 場 所	コールサイン		備 考
大阪府咲洲庁舎	基地局	おおさかすいどうほんぶ	災害対策室(共通会議室)
南部工事センター		おおさかすいどう みなみ	前進基地局
北部工事センター		おおさかすいどう きた	前進基地局

設 置 場 所	コ ー ル サ イ ン		
	可 搬 型	車 載 型	携 帯 型
管財調達担当 用品倉庫	おおさかすいどう ようひん 1		
給水担当 量水器係	おおさかすいどう りょうすいき 1		
北部水道工事センター 豊里分室	おおさかすいどう とよさと 1	おおさかすいどう とよさと 11 おおさかすいどう とよさと 12 おおさかすいどう とよさと 13 おおさかすいどう とよさと 14	おおさかすいどう とよさと 91 おおさかすいどう とよさと 92
北部水道工事センター 野田分室	おおさかすいどう のだ 1	おおさかすいどう のだ 11 おおさかすいどう のだ 12 おおさかすいどう のだ 13 おおさかすいどう のだ 14	おおさかすいどう のだ 91 おおさかすいどう のだ 92
東部水道工事センター 大宮分室	おおさかすいどう おおみや 1	おおさかすいどう おおみや 11 おおさかすいどう おおみや 12 おおさかすいどう おおみや 13 おおさかすいどう おおみや 14	おおさかすいどう おおみや 91 おおさかすいどう おおみや 92

設置場所	コールサイン		
	可搬型	車載型	携帯型
南部水道工事センター 今里分室	おおさかすいどう いまざと 1	おおさかすいどう いまざと 11 おおさかすいどう いまざと 12 おおさかすいどう いまざと 13 おおさかすいどう いまざと 14	おおさかすいどう いまざと 91 おおさかすいどう いまざと 92
東部水道工事センター 上本町分室	おおさかすいどう うえほんまち 1	おおさかすいどう うえほんまち 11 おおさかすいどう うえほんまち 12 おおさかすいどう うえほんまち 13 おおさかすいどう うえほんまち 14	おおさかすいどう うえほんまち 91 おおさかすいどう うえほんまち 92
西部水道工事センター 境川分室	おおさかすいどう さかいがわ 1	おおさかすいどう さかいがわ11 おおさかすいどう さかいがわ12 おおさかすいどう さかいがわ13 おおさかすいどう さかいがわ14 おおさかすいどう きゆうすい12	おおさかすいどう さかいがわ 91 おおさかすいどう さかいがわ 92
西部水道工事センター 粉浜分室	おおさかすいどう こはま 1	おおさかすいどう こはま11 おおさかすいどう こはま12 おおさかすいどう こはま13 おおさかすいどう こはま14	おおさかすいどう こはま 91 おおさかすいどう こはま 92
南部水道工事センター 田辺分室	おおさかすいどう たなべ 1	おおさかすいどう たなべ11 おおさかすいどう たなべ12 おおさかすいどう たなべ13 おおさかすいどう たなべ14 おおさかすいどう きゆうすい11	おおさかすいどう たなべ 91 おおさかすいどう たなべ 92

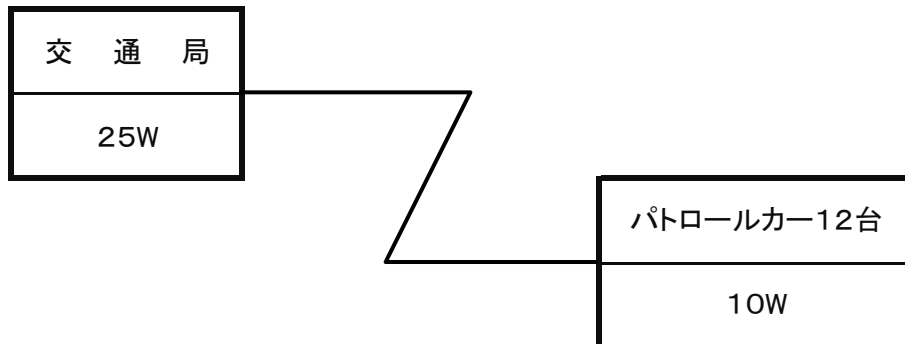
設置場所	コールサイン		
	可搬型	車載型	携帯型
柴島浄水場	おおさかすいどう くにじま 1 おおさかすいどう くにじま 2 おおさかすいどう くにじま 3 おおさかすいどう くにじま 4	おおさかすいどう くにじま 11	
大手前配水場	おおさかすいどう おおてまえ 1		
城東浄水場(工水)	おおさかすいどう こうすい 1		
庭窪浄水場	おおさかすいどう にわくぼ 1		
巽配水場	おおさかすいどう たつみ 1		
住吉配水場	おおさかすいどう すみよし 1		
大淀配水場	おおさかすいどう おおよど 1		
住之江配水場	おおさかすいどう すみのえ 1		
豊野浄水場	おおさかすいどう とよの 1		
城東配水場	おおさかすいどう じょうとう 1		
樟葉取水場	おおさかすいどう ぐずは 1		おおさかすいどう ぐずは 91
東部工事センター	おおさかすいどう とうぶ 1	おおさかすいどう とうぶ 10 おおさかすいどう とうぶ 11 おおさかすいどう とうぶ 12 おおさかすいどう とうぶ 13 おおさかすいどう とうぶ 14 おおさかすいどう とうぶ 15 おおさかすいどう とうぶ 17 おおさかすいどう とうぶ 18 おおさかすいどう とうぶ 19 おおさかすいどう とうぶ 20 おおさかすいどう とうぶ 21	おおさかすいどう とうぶ 91 おおさかすいどう とうぶ 92 おおさかすいどう とうぶ 93 おおさかすいどう とうぶ 94 おおさかすいどう とうぶ 95 おおさかすいどう とうぶ 96

設置場所	コールサイン		
	可搬型	車載型	携帯型
西部工事センター	おおさかすいどう せいぶ 1	おおさかすいどう せいぶ 11 おおさかすいどう せいぶ 12 おおさかすいどう せいぶ 13 おおさかすいどう せいぶ 14 おおさかすいどう せいぶ 15 おおさかすいどう せいぶ 17 おおさかすいどう せいぶ 18 おおさかすいどう せいぶ 19 おおさかすいどう せいぶ 20 おおさかすいどう せいぶ 21	おおさかすいどう せいぶ 91 おおさかすいどう せいぶ 92 おおさかすいどう せいぶ 93 おおさかすいどう せいぶ 94 おおさかすいどう せいぶ 95 おおさかすいどう せいぶ 96
南部工事センター	おおさかすいどう なんぶ 1	おおさかすいどう なんぶ 11 おおさかすいどう なんぶ 12 おおさかすいどう なんぶ 13 おおさかすいどう なんぶ 14 おおさかすいどう なんぶ 15 おおさかすいどう なんぶ 17 おおさかすいどう なんぶ 18 おおさかすいどう なんぶ 19 おおさかすいどう なんぶ 20 おおさかすいどう なんぶ 21	おおさかすいどう なんぶ 91 おおさかすいどう なんぶ 92 おおさかすいどう なんぶ 93 おおさかすいどう なんぶ 94 おおさかすいどう なんぶ 95 おおさかすいどう なんぶ 96
北部工事センター	おおさかすいどう ほくぶ 1	おおさかすいどう ほくぶ 11 おおさかすいどう ほくぶ 12 おおさかすいどう ほくぶ 13 おおさかすいどう ほくぶ 14 おおさかすいどう ほくぶ 15 おおさかすいどう ほくぶ 17 おおさかすいどう ほくぶ 18 おおさかすいどう ほくぶ 19 おおさかすいどう ほくぶ 20 おおさかすいどう ほくぶ 21	おおさかすいどう ほくぶ 91 おおさかすいどう ほくぶ 92 おおさかすいどう ほくぶ 93 おおさかすいどう ほくぶ 94 おおさかすいどう ほくぶ 95 おおさかすいどう ほくぶ 96
水質試験所	おおさかすいどう すいしつ 1		

交通無線現況表

名称		局種別	設置場所	局数	出力W	周波数MHz
交 通 局	交 通 無 線	基地局	交通局	1	25	150.53
		陸上移動局	パトロールカー	12	10	
		〃	携帯用	12	5	

交通局無線通信系統図



コールサイン	大阪交通
周波数	150.53MHz

消防無線現況表

平成23年4月1日現在

種別	基数	種別	基数
固定型無線装置	消防局	携帯型無線機	934
	航空隊	航空機無線機	7
消防車無線機	273	受令機	623
救急車無線機	76	傍受型受令機	95
可搬型無線機	150	防災行政無線機	2

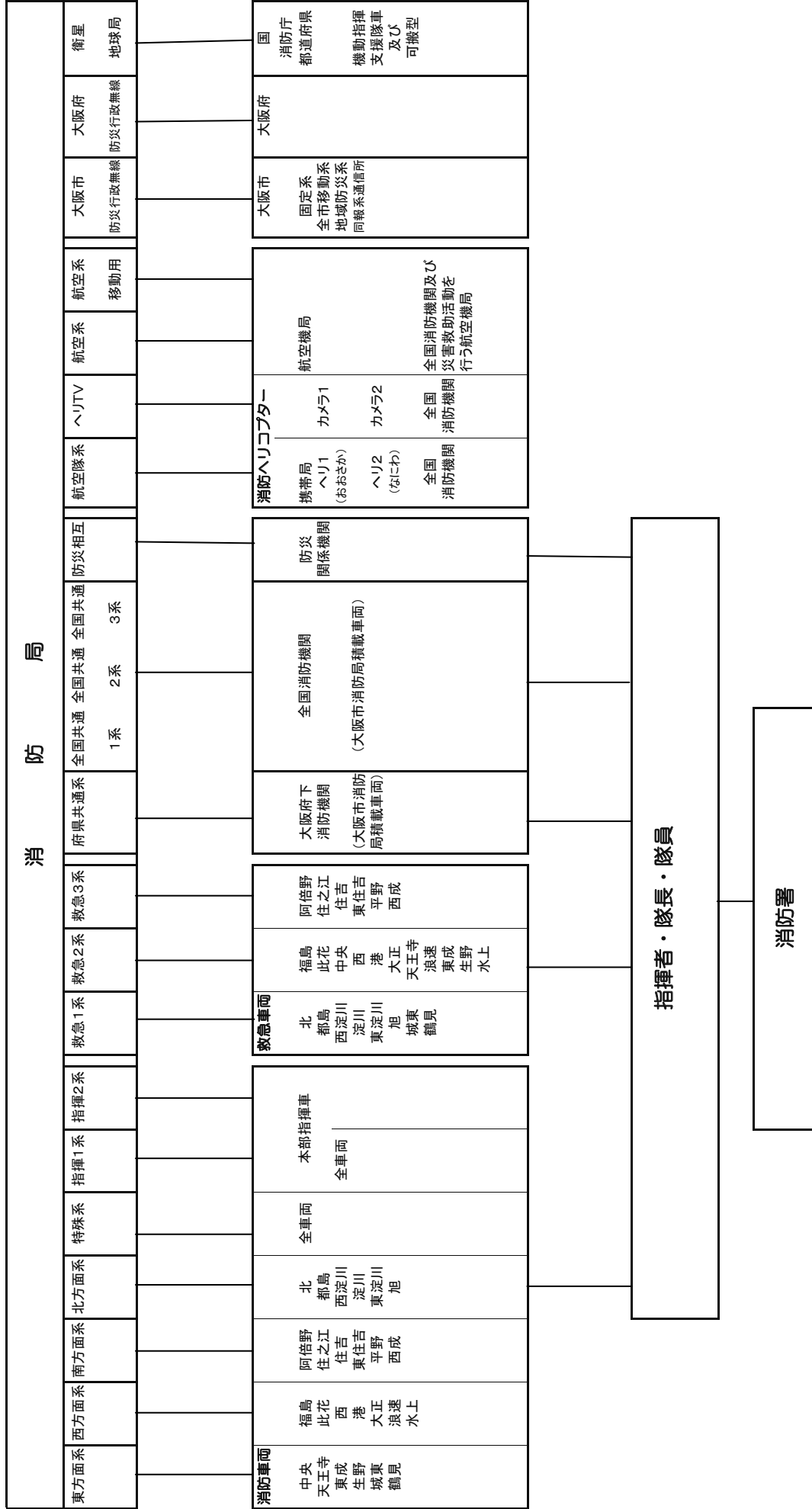
消防無線配置一覽表

平成23年4月1日現在

所属	車載型		可搬型	携帯型			受令機	傍受型
	消防車等	救急車		400Mz	150Mz	小計		
北消防署	13	5	9	49	3	52	34	7
都島 "	9	3	5	25	2	27	22	3
福島 "	8	2	5	29	2	31	21	4
此花 "	12	2	5	32	2	34	21	3
中央 "	11	3	7	37	3	40	27	5
西 "	8	4	5	29	2	31	23	3
港 "	7	1	4	19	2	21	19	2
大正 "	11	1	5	30	2	32	19	3
天王寺 "	7	3	4	23	2	25	16	2
浪速 "	10	3	6	37	2	39	22	4
西淀川 "	9	1	6	27	2	29	27	4
淀川 "	14	3	6	36	2	38	30	4
東淀川 "	12	4	8	39	2	41	30	6
東成 "	9	1	5	29	2	31	21	3
生野 "	11	3	6	35	2	37	33	4
旭 "	8	2	5	23	2	25	20	3
城東 "	9	3	6	29	2	31	27	4
鶴見 "	10	3	5	25	2	27	19	3
阿倍野 "	13	4	5	29	2	31	21	3
住之江 "	15	3	6	35	3	38	28	4
住吉 "	8	3	5	27	2	29	18	3
東住吉 "	9	4	6	31	2	33	26	4
平野 "	12	4	7	41	2	43	31	5
西成 "	10	4	5	33	2	35	29	3
水上 "	7	4	3	17	2	19	8	1
消防学校	6	1	1	12	0	12	0	0
消防局	15	2	10	19	84	103	31	5
計	273	76	150	797	137	934	623	95

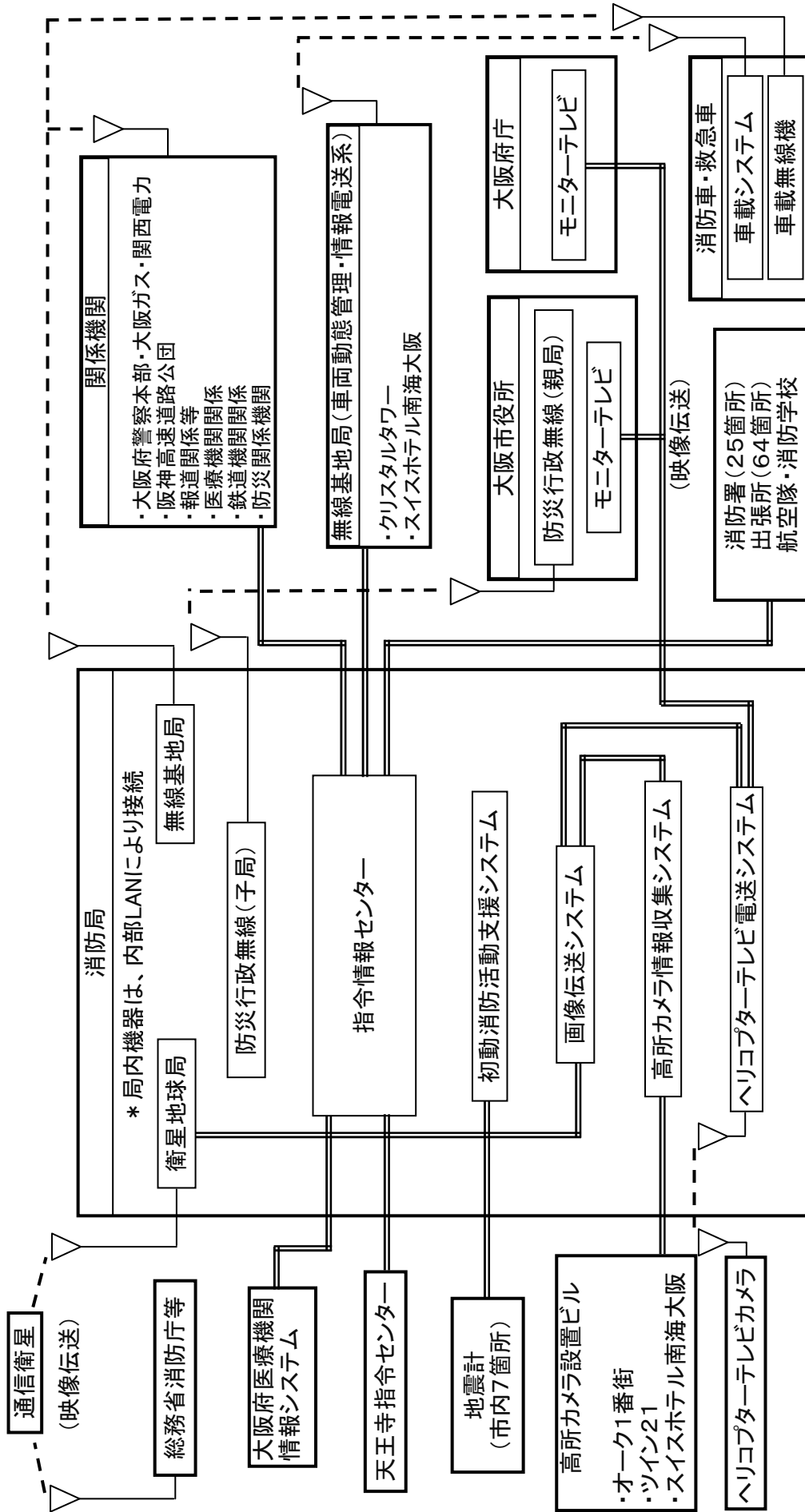
大阪市消防局無線系統図

H23年4月1日現在



消防情報システム構成図

平成22年4月1日現在



* 凡例
 : 有線(データ回線・ホットライン等)
 : 無線

主要庁舎非常用自家発電設備現況表

平成20年4月1日現在

施設名		発電機出力	可能発電力	原動機の種類と出力	燃料の種類と常時貯油量	使用目的
本庁舎		KVA 1,250×2	KW 1,000×2	ガスタービン エンジン 1,600PS	重油(A) 全出力運転 38時間分	・保安照明 ・保安動力 ・防災設備 ・エレベータ ・コンピューター電源 ・防災関係諸室照明及び電源
WTC庁舎	建設局 (ゆとりとみどり振興局含む)	KVA 150	KW 87	ディーゼル エンジン 205PS	重油(A) 24時間分	・コンピューター電源 ・災害対策諸室照明及び電源
	建設局(下水道河川部 34階)	KVA 200	KW 199	ディーゼル エンジン 270PS	重油(A) 24時間分	・保安照明 ・コンピューター電源
	港湾局	KVA 1,750×2	KW 1,500×2	ディーゼル エンジン 2,028PS	重油(A) 48時間分	・保安照明 ・保安動力 ・防災設備 ・エレベータ
	水道局	KVA 300	KW 240	ガスタービン エンジン 365PS	重油(A) 全出力運転 38時間分 (小出し槽のみ)	・保安照明、 コンセント(1/2) ・保安動力 ・庁内放送設備 ・通信設備 ・配水情報センター、 災害対策室
港湾局港湾 防災センター		KVA 150	KW 120	ディーゼル エンジン 205PS	軽油 72時間分	・保安照明 ・保安動力 ・防潮扉集中 監視設備
環境局庁舎		KVA 1,250×2	KW 1,062.5×2	ディーゼル エンジン 1,620PS	重油(A) 4時間分	・保安照明 ・防災設備 ・保安動力 ・エレベータ
消防局庁舎		KVA 1,000	KW 883	ガスタービン エンジン 1,200PS	軽油 全出力運転 72時間分	・保安照明 ・通信設備 ・防災系電灯・動力 ・エレベータ
阿倍野防災拠点		KVA 1,000	KW 100	ガスタービン エンジン 1,200PS	重油(A) 72時間分	・保安照明 ・防災設備 ・エレベーター

災害時における放送要請に関する協定書

日本放送協会 大阪放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定により、大阪市長が日本放送協会近畿本部（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 大阪市長は、法第56条の規定による伝達、通知または警告について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 大阪市長は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、大阪市長から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、大阪市長室報道課長および日本放送協会近畿本部報道部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、大阪市長およびNHKが協議して定め、その具体的内容は別に覚書を交わして両者が確認するものとする。

第7条 この協定は、昭和50年4月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和50年4月10日

大阪市長

大 島 靖

日本放送協会 近畿本部長

高 橋 良

災害時における放送要請に関する協定書

民間放送各社

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定により、大阪市長が〇〇放送株式会社に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 大阪市長は、法第56条の規定による伝達、通知または警告について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、〇〇放送株式会社に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 大阪市長は、〇〇放送株式会社に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 〇〇放送株式会社は、大阪市長から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、大阪市長室報道課長（広報課長）〇〇放送株式会社〇〇部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、大阪市長及び〇〇放送株式会社が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

〇〇放送 株式会社

(代表者名)

◎協定締結報道機関

昭和59年6月1日付 朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

平成元年 8 月 1 日付 株式会社エフエムはちまるに
平成 11 年 12 月 1 日付 関西インターメディア株式会社
平成 12 年 8 月 1 日付 大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、
株式会社シティウェーブおおさか

※ 連絡責任者について 昭和59年6月1日付、平成元年8月1日付は報道課長
平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は広報課長

予想される放送事項

1. 大震火災時等における避難指示
2. 大震火災時等における職員の動員命令
3. その他災害時における市民への予報、警報、通知等

災害時における放送要請に関する覚書

日本放送協会 大阪放送局

災害時における放送要請に関する協定書(昭和50年4月10日締結以下「協定」という。)第6条に基づき、大阪市市民生活局長(以下「甲」という。)と日本放送協会大阪放送局報道部長(以下「乙」という。)は、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

(放送要請)

第1 協定第2条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。

- (1) 大震火災時等における避難勧告、避難指示の周知徹底をはかるとき
- (2) 大震火災時等における職員の動員命令を伝達するとき
- (3) その他災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき
- (4) 災害時の混乱を防止するとき
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき

(要請の手続き)

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書(様式1)により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

(連絡責任者)

第3 協定第5条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故ある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

(広域災害の取扱い)

第4 災害が隣接市に及ぶ場合は、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和60年8月22日

甲 大阪市市民生活局長
田 中 昭
乙 大阪市東区馬場町3-43
NHK大阪放送局報道部
報道部長 岩 瀬 孝

災害時における放送要請に関する覚書

民間放送各社

災害時における放送要請に関する協定書（昭和〇〇年〇月〇日締結以下「協定」という。）第6条に基づき、大阪市市民生活局長（市長室長）（以下「甲」という。）と〇〇放送〇〇部長（以下「乙」という。）は、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第1 協定第2条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。

- (1) 大震火災時等における避難勧告、避難指示の周知徹底をはかるとき
- (2) 大震火災時等における職員の動員命令を伝達するとき
- (3) その他の災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき
- (4) 災害時の混乱を防止するとき
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき

（要請の手続き）

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

（連絡責任者）

第3 協定第5条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

（広域災害の取扱い）

第4 災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に報ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪市市民生活局長 (市長室長)

田 中 昭 (岡本 勉)

乙 ○○放送○○部長
(部長名)

◎覚書締結報道機関

昭和 60 年 8 月 29 日付 朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

平成元年 8 月 1 日付 株式会社エフエムはちまるに

平成 11 年 12 月 1 日付 関西インターメディア株式会社

平成 12 年 8 月 1 日付 大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェーブおおさか

※ 覚書の締結者（甲）について 昭和60年8月29日付、平成元年8月1日付は市民生活局長
平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は市長室長

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

日本放送協会 大阪放送局

災害時における放送要請に関する協定書(昭和50年4月10日締結以下「協定」という。)第6条に基づき、大阪市市民生活局長(以下「甲」という。)と日本放送協会大阪放送局報道部長(以下「乙」という。)は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送(以下「緊急警報放送」という。)を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

(放送要請)

第1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大震火災、洪水時等における避難の準備、勧告及び指示等緊急に市民に周知徹底を図る必要のあるもの。
- (2) 緊急警報放送による放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。
 - ア 職員の動員命令の伝達
 - イ 市民への警報、通知等
 - ウ 災害時の混乱を防止するための指示等
 - エ 前各号のほか市長が特に必要と認めるもの

(要請の手続き)

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書(様式1)により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式1に定める事項を明

らかにして要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

(連絡責任者)

第3 協定第5条で定める連絡責任者及び連絡責任者事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号、その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

(広域災害の取扱い)

第4 災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

(施行期日)

第5 この覚書は、昭和60年9月1日より施行する。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

昭和60年8月22日

甲 大阪市市民生活局長
田 中 昭
乙 大阪市東区馬場町3-43
NHK大阪放送局報道部
報道部長 岩 瀬 孝

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

民間放送各社

災害時における放送要請に関する協定書(昭和〇〇年〇月〇日締結以下「協定」という。)第6条に基づき、大阪市市民生活局長(市長室長)(以下「甲」という。)と〇〇放送〇〇部長(以下「乙」という。)は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送「以下「緊急警報放送」という。)を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

(放送要請)

第1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大震火災、洪水時等における避難の準備、勧告及び指示等緊急に市民に周知徹底を図る必要のあるもの。
- (2) 緊急警報放送による放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。
 - ア 職員の動員命令の伝達
 - イ 市民への警報、通知等
 - ウ 災害時の混乱を防止するための指示等

エ 前各号のほか市長が特に必要と認めるもの

(要請の手続き)

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書(様式1)により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

(連絡責任者)

第3 協定第5条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号、その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

(広域災害の取扱い)

第4 災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

(施行期日)

第5 この覚書は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲	大阪市市民生活局長	(市長室長)
	田中 昭	岡本 勉
乙	〇〇放送〇〇部長	
	(部長名)	

◎覚書締結報道機関

昭和60年8月29日付 朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

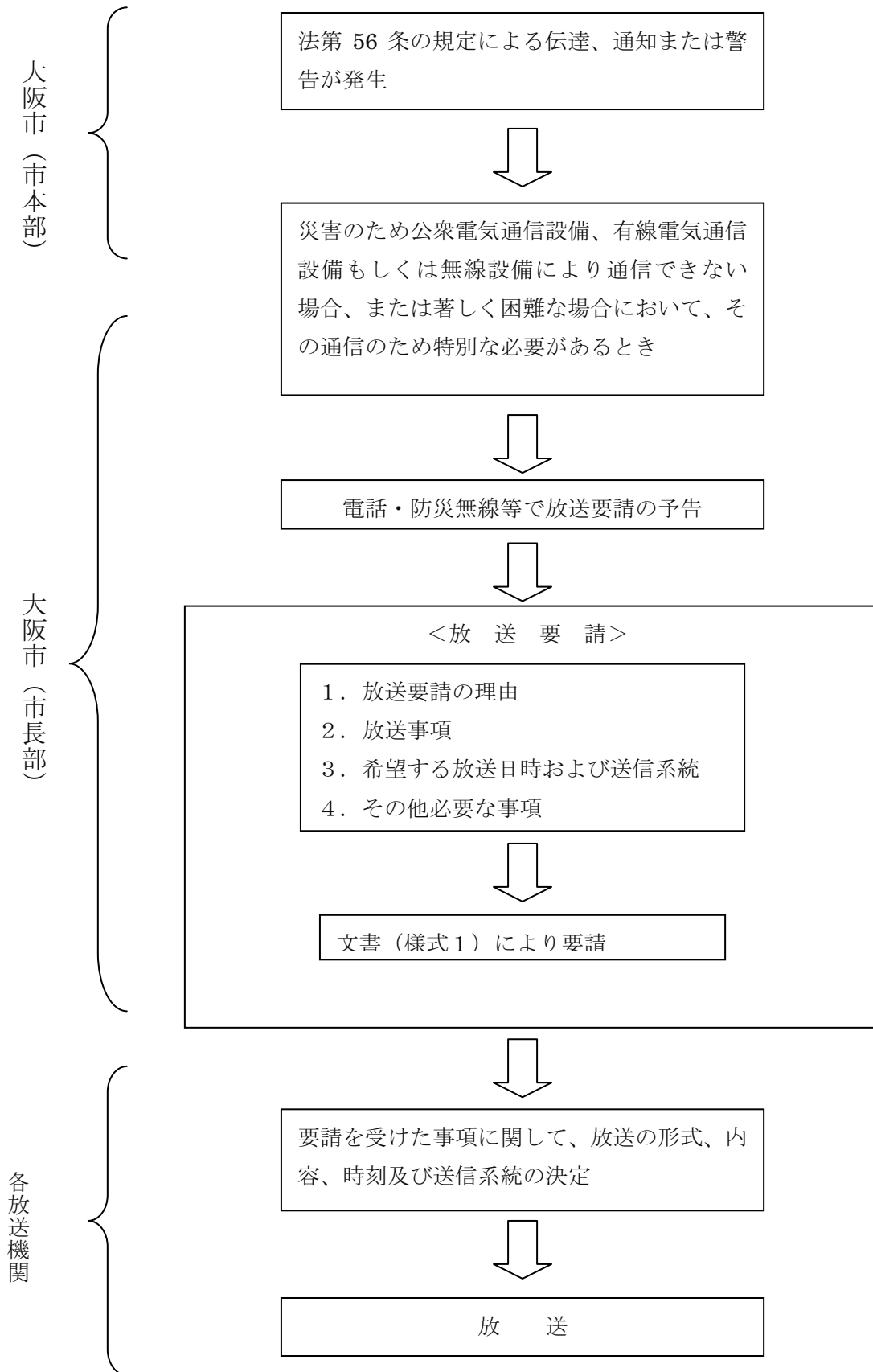
平成元年8月1日付 株式会社エフエムはちまるに

平成11年12月1日付 関西インターメディア株式会社

平成12年8月1日付 大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェブおおさか

※ 覚書の締結者(甲)について 昭和60年8月29日付、平成元年8月1日付は市民生活局長
平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は市長室長

各放送機関に対する放送要請に係る連絡体制のフロー



平成 年 月 日
大 阪 市 長
(連絡責任者)

各放送機関（代表者）様

放 送 要 請 書

標題について「災害時における放送要請に関する協定書」第 3 条により次のとおり
放送を要請します。

記

- 1 放送要請の理由

- 2 放送事項

- 3 放送日時及び送信系統

- 4 その他

(覚書「第 2」による様式)

(連絡責任者・同補助者)

		大 阪 市	各 放 送 機 関
役職・氏名	連絡責任者		
	同補助者		
電話番号	連絡責任者		
	同補助者		
その他	連絡責任者		
	同補助者		

(党書「第3」による別表)

消火薬剤等保有量一覧表

(平成22年4月1日現在)

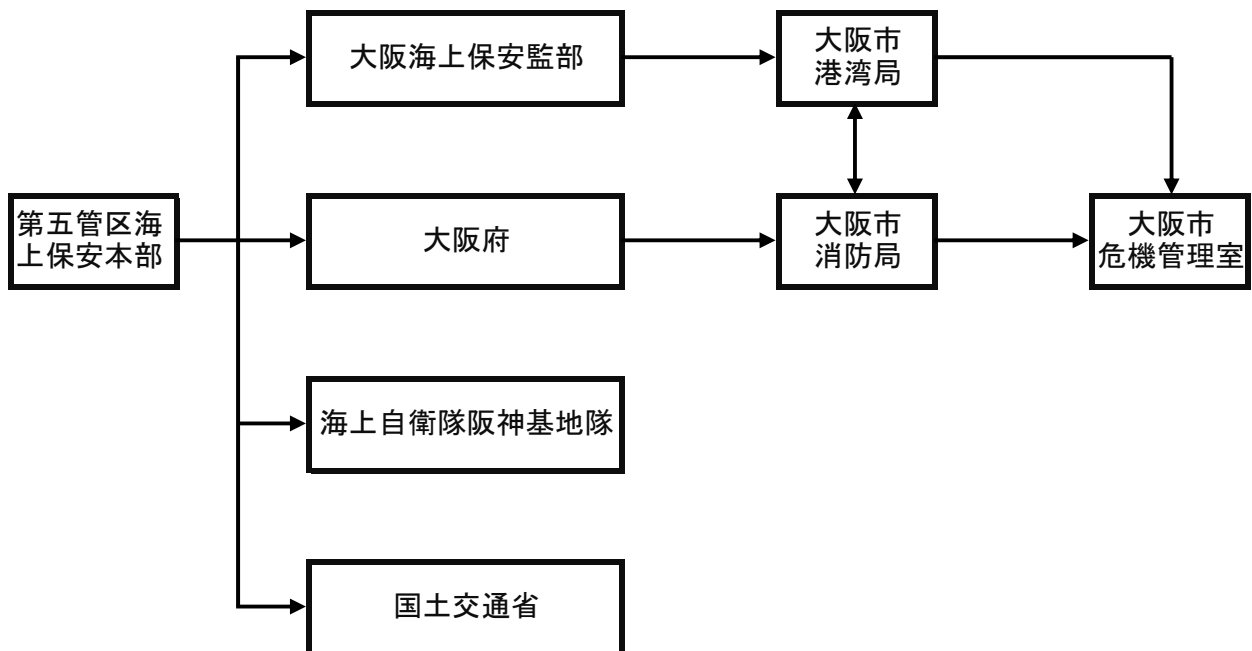
機 関			計	消防局	大阪北港 地区共同 防災組合	
薬 剤						
泡 消 火 薬 剤 単 位 : L	非水溶性	たんぱく泡 消化薬剤	3	25,350	11,400	12,450
		界面泡 消化薬剤	%		1,500	
	水溶性		3	2,000		2,000
			%			
			6			
両用型		6	82,320	82,320		
		%				
粉 末 単位:kg			1,800	1,800		

海上排出油事故対策用資器材保有状況

平成22年4月1日

資器材種類		オイルフェンス	油処理剤	油吸着材	船艇	油回収船	油回収器
機関名		(m)	(L)	(kg)	(隻)	(隻)	(台)
海上保安庁		1,800	3,600	400	11	0	3
大阪府		11,900	3,389	5,860	10		
大阪市	港湾局	4,240	14,920	1,322	4	1	1
	消防局	200	3,500	90	3		
計		18,140	25,409	7,672	28	1	4

海上排出油事故発生時における情報連絡系統図



災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と社団法人大阪府トラック協会（以下「乙」という。）とは、大阪市域において地震、台風その他災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合の物資等の緊急輸送、又は市町村等相互の応援措置に係る物資等の緊急輸送に関し、次の条項により、協定書を締結する。

（貨物用自動車の出動）

第1条 甲は、乙に対し、使用する日時及び場所を指定して貨物用自動車の出動を求めることができるものとする。

2 乙は、甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し貨物用自動車を出動させなければならない。

（貨物用自動車の出動要請手続）

第2条 甲は、乙に貨物用自動車の出動要請を行ったときは、事後、速やかに所定の様式により、要請文書を乙に交付するものとする。

（出動費）

第3条 甲が要請した貨物用自動車に係る出動費は、当該事業者の届出運賃・料金（その適用方を含む。）の範囲内とし、時間制運賃を適用するものとする。

2 前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃とし、その適用について、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料等については、甲の実費負担とする。

4 助手代・待機料等の届出運賃・料金の適用方に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（出動費の支払）

第4条 乙は、甲の要請により出動した貨物用自動車について、車両の運行明細表を甲に提出し、甲の検査を受けた後、輸送に係る出動費（第3条1項から4項の合算額）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、出動費を支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合はこの限りではない。

（事故等）

第5条 乙は、出動させた貨物用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該貨物用自動車を交換してその運行を継続しなければならない。

2 乙は、貨物用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(運転者及び第三者に対する責任)

第6条 乙は、貨物用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由（自動車損害賠償保障法[昭和30年法律第97号]）第3条による場合を含む。）により、貨物用自動車の運転者（同伴者を含む。以下「運転者」という。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、使用中の貨物用自動車の運転者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合の災害補償について、当該運転者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その責を免れるものとする。ただし、同一の事故について、他に補償がない場合は、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年大阪市条例第97号）」に定めるところの例によりその損害を補償する。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定書について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成10年4月1日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大 阪 市
契約担当者 大阪市財政局長 春 田 健 一

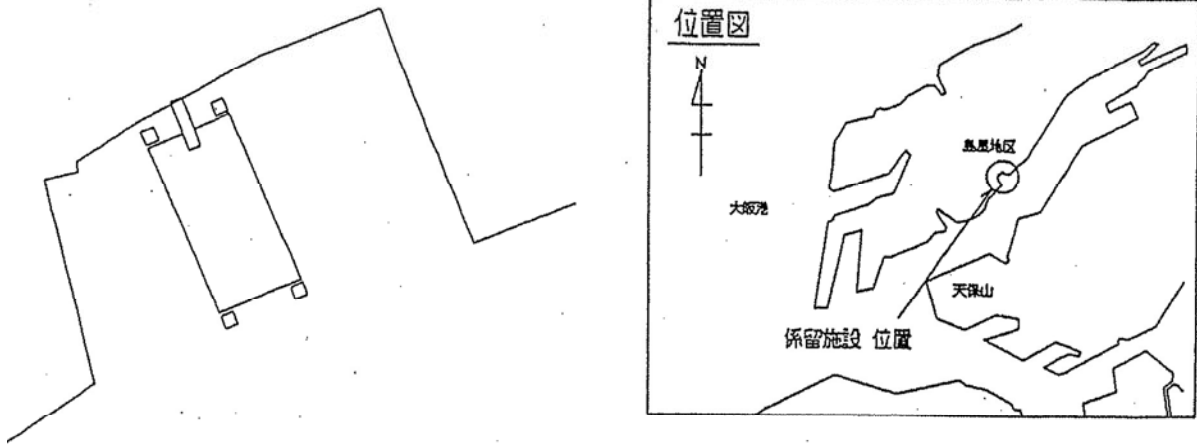
乙 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
社団法人 大阪府トラック協会
会 長 中 野 正 彦

市有船艇現況一覧表

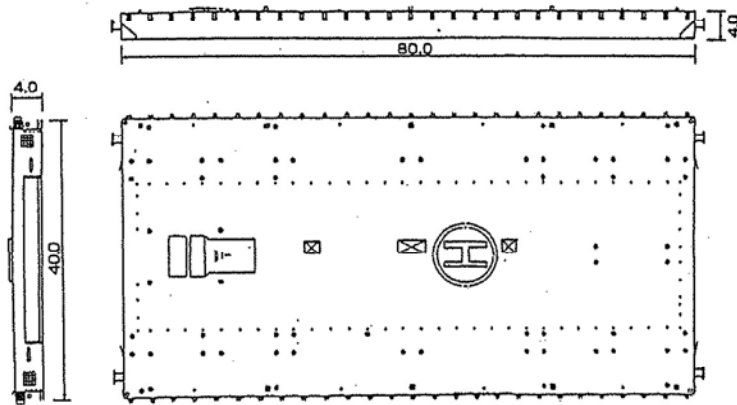
(平成22年4月現在)

船種 所属	巡視船	給水船	しゅんせつ船	曳(押)船	土砂運搬船	渡船	網取船	交通艇	油回収船	揚びよう船	潜水船	広報船	台船	測量船	清掃作業船	その他船舶	合計
建設局	3	0	1	4	11	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	34
港湾局	0	1	0	3	0	2	3	8	0	1	3	1	1	1	2	4	30
合計	3	1	1	7	11	15	3	8	0	2	3	1	1	1	2	5	64

浮体式防災基地の概要



位置図（ただし、移設されている場合がある）



浮体構造	PCハイブリッド
長さ×幅×高さ(m)	80×40×4(m)
乾絛(常時)	1.0m
乾絛(災害時)	1.5m
係留方法(常時)	ドルフィン・ワイヤー供用係留
係留方法(災害時)	アンカー方式
浮体総重量	6,930t

構造諸元等

緊急交通路一覧表

種別	No.	名称	路線名	区間	延長 (km)
広 域	1	東西1号	国道2号、国道1号、府道生駒線	左門橋～安田東	14.7
	2	東西2号	国道172号、市道築港深江線、国道308号	中央突堤～高井田6東	13.7
	3	東西3号	国道43号、市道今宮平野線、府道大阪高石線、国道25号	辰巳橋～亀井西 大黒～桑津4東	22.6
	4	東西4号	市道南港内貨物線、市道南港中央線、市道浜口南港線、国道479号、府道住吉八尾線	南港A岸壁～長吉長原東	13.6
	5	東西5号	市道福島桜島線	桜島2～野田阪神前	4.5
	6	東西6号	国道163号	関目5～花博記念公園	2.0
	7	南北1号	国道423号、国道25号、国道26号	十八条大橋～大和川大橋 桜橋～元町2	21.9
	8	南北2号	府道大阪和泉泉南線	東天満～遠里小野橋	12.3
	9	南北3号	国道479号、国道309号	上新庄～瓜破大橋	17.1
	10	南北4号	府道大阪中央環状線	茨田大宮2～安田2、加美2～ 第1・新明治橋	4.5
	11	南北5号	府道大阪池田線	大豊橋～歌島橋	2.6
	12	南北6号	国道176号、府道大阪伊丹線	新三国橋～浄正橋	5.7
	13	南北7号	府道大阪高槻京都線	上新庄～堺筋本町	8.8
	14	南北8号	国道1号	京阪本通1～蒲生4	3.6
	15	南北9号	府道大阪臨海線	住江公園前～阪堺大橋	0.9
小 計					148.5
地 域	1	東西1号	府道大阪池田線、市道淀川北岸線、市道福町線、府道大阪高槻線	西淀川区中島～長柄橋北詰	9.1
	2	東西2号	市道大阪環状線、市道片町野江森小路線	天神橋6～関目6（天神橋6～ 大阪市総合医療センター）	3.7
	3	東西3号	府道大阪枚岡奈良線	谷町9～今里 （谷町9～大阪赤十字病院）	2.5
	4	東西4号	府道大阪八尾線	築港東～大運橋	4.2
	5	東西5号	市道柴谷線、府道住吉八尾線、市道住吉2650号線、府道大阪港八尾線	南港東3～玉出	5.2
	6	東西6号	市道南港中央幹線、市道住之江区8905号線	南港東2～南加賀屋4	3.4
	7	南北1号	府道大阪臨港線、市道境川難波線、府道大阪八尾線、市道松島南恩加島町線、市道船町通線、市道船町東筋線	野田阪神前～柴谷2	9.9
	8	南北2号	大阪環状線、府道大阪八尾線、市道大阪環状線、市道東住吉区1124号線	蒲生4～湯里6	10.0
小 計					48.0
合 計					196.5

※ 地域緊急交通路のうち（ ）内の区間は広域緊急交通路に含まれる。

■ 第1次交通規制路線

※緊急交通路のうち単独または他の路線を組合せて、市境から梅田新道交差点までとする。

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|--------------|
| (1) 国道 1号 | (5) 国道43号 | (9) 国道423号 | (13) 大阪高槻京都線 |
| (2) 国道 2号 | (6) 国道163号 | (10) 大阪池田線 | (14) 大阪中央環状線 |
| (3) 国道25号 | (7) 国道176号 | (11) 大阪生駒線 | |
| (4) 国道26号 | (8) 国道308号 | (12) 大阪和泉泉南線 | |

■ 必要により規制する路線

広域緊急交通路で、第1次規制対象路線以外

交通規制権限者一覧表

区分	実施責任者	根拠法	範囲
警 察	公安委員会	災害対策基本法第76条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
		道路交通法第4条第1項	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため
	警察署長	道路交通法第5条第1項	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの
	警察官	道路交通法第6条第2項、第4項	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

スーパー中枢港湾阪神港における大規模災害時の港湾施設の相互利用に関する協定

神戸港及び大阪港（以下「阪神港」という。）において、国土交通省近畿地方整備局、神戸市、大阪市（以下「三者」という。）は、大規模地震等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平成7年の阪神・淡路大震災の経験を基に、震災により阪神港の港湾施設が被災し、コンテナ物流機能が十分に確保できない場合において、広域連携の精神に基づき、コンテナ物流機能の確保を目的とし、対象施設の相互利用に関する基本的事項について定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定による対象施設は、コンテナ埠頭及び災害時においてコンテナの取扱いが可能と確認された施設とする。ただし、その施設が緊急物資輸送に供される場合はそれを優先させる。

（相互利用の内容）

第3条 第1条に掲げる相互利用とは、阪神港において、三者のうち被災した施設の管理者（以下「被災施設管理者」という。）から次の事項について応援要請があった場合、三者における一定の利用調整のもと、前条の対象施設を所管する施設管理者（以下「応援施設管理者」という。）が可能な限り利用提供を行うことをいう。

- （1） 港湾施設の被災によりコンテナ取扱能力が著しく不足し、当該港湾で着岸・荷役ができないコンテナ船の受け入れ
- （2） 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった場合

（応援要請の方法）

第4条 被災施設管理者は、応援施設管理者に対して、次の事項について連絡するものとする。なお、口頭で要請を行ったときは、後日、速やかに文書で提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条各号に掲げる応援の要請内容
- （3） 利用施設
- （4） 利用期間
- （5） 要請担当責任者及び連絡先
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(連絡調整会議の設置)

第5条 三者は、災害発生時の迅速かつ効果的な相互利用体制の確立を図るため、連絡調整会議を設置し、相互利用について具体的な内容を定めていくとともに、災害発生時には相互利用の調整を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度三者協議するものとする。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年 5月25日

大阪府中央区大手前1丁目5番44号
国土交通省 近畿地方整備局長
藤本 貴也

神戸府中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 矢田 立郎

大阪府北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 關 淳一

広域連携による大規模災害時の国際コンテナ物流 機能の確保に関する基本合意事項

スーパー中枢港湾（東京港、横浜港、名古屋港、四日市港、神戸港、大阪港）の港湾管理者は、大規模災害時における相互協力に関する基本事項について、次のとおり合意する。

- 1 各港湾管理者は、震災等により被災港が発生した場合、国際コンテナ物流機能の確保のため、広域的な連携により、相互に協力する。
- 2 平常時より、スーパー中枢港湾間において相互の連絡体制を構築するとともに、各港湾管理者において、関連行政機関や関係民間団体等からなる、連絡調整会議等を設置する。
- 3 大規模災害時には、連絡調整会議等を活用し、被災港から緊急的にシフトする船舶および貨物の円滑な受け入れや効果的な利用について、相互に協力する。
- 4 本合意内容の実施に関して必要な事項については、スーパー中枢港湾推進会議において協議し、別に定めるものとする。

本事項の合意の証として、本書6通を作成し、各々1通を保管する。

平成 年 月 日

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都港湾局長 津島 隆一

横浜市中区山下町2番地

横浜市港湾局長 中根 忠

名古屋市港区入船1丁目8番21号

名古屋港管理組合 専任副管理者 山田 孝嗣

四日市市霞2丁目1番1号

四日市港管理組合 常勤副管理者 佐藤 清

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市みなと総局長 山本 朋広

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪市港湾局長 奥田 剛章

応急給水の水源となる浄・配水池一覧表

(平成22年3月31日現在)

浄・配水池名称		池数	有効容量
市 域 内	柴島浄水場構内配水池	19池	273,600m ³
	大手前配水場	3池	33,700m ³
	港配水場	2池	15,000m ³
	巽配水場	8池	100,900m ³
	大淀配水場	4池	55,000m ³
	住吉配水場	2池	12,000m ³
	住之江配水場	2池	27,300m ³
	長居配水場	3池	42,000m ³
	咲洲配水場	2池	30,000m ³
	城東配水場	6池	67,000m ³
	小計	51池	656,500m ³
市 域 外	庭窪浄水場浄水池	6池	33,400m ³
	豊野浄水場浄水池	5池	75,300m ³
	小計	11池	108,700m ³
合計		62池	765,200m ³

給水車への注水設備設置状況一覧表

(平成22年4月1日現在)

設置場所	設置数	設置場所	設置数
柴島浄水場	13	今里営業所	1
巽配水場	4	上本町営業所	1
大淀配水場	1	浪速サービスステーション	1
住吉配水場	2	境川営業所	1
住之江配水場	2	粉浜営業所	1
城東配水場	4	田辺営業所	1
長居配水場	4	阿倍野サービスステーション	1
咲洲配水場	2	平野サービスステーション	1
豊里営業所	1	東部水道工事センター	1
野田営業所	1	西部水道工事センター	1
大宮営業所	1	南部水道工事センター	1
鶴見サービスステーション	1	北部水道工事センター	1

応急給水用資器材保有量一覧表

(平成22年4月1日現在)

器材名	形状寸法		数量
給水車	加圧ポンプ付	2 m ³	8台
		4 m ³	8台
給水タンク	布製	2 m ³	200基
仮設水槽	バルーン型	4 m ³	300基
可搬式応急給水設備	ステンレス製		300基
ポリ容器	10 ^{リットル}		132,444個
ポリ袋	3 ^{リットル}		274,980枚

大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書

大阪市水道局（以下「甲」という。）とサントリー株式会社（以下「乙」という。）は、大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模地震発生時における被災市民への飲料水の応急給水をより円滑に実施するため、必要と認めるときは、乙に対し、乙の使用する車両を利用した飲料水の運搬について、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく協力要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、可能な範囲内でこれに応じるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 協力要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、甲は後日、速やかに乙に対して協力を要請する旨の文書を送付するものとする。

2 甲は、協力要請を行う際に、乙に対して、乙の協力を必要とする期間を明示しなければならない。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して、乙の協力期間の延長を要請することができる。

（運転者の手配）

第3条 協力要請に応じることにより乙が実施する飲料水の運搬（以下「運搬協力」という。）において、乙の使用する車両を運転する者の手配は、乙が行う。

（飲料水の注入）

第4条 協力要請に応じて乙が運搬する飲料水は、甲の管理する配水場その他の施設又は乙の所有する井戸から注入しなければならない。

（水質管理）

第5条 協力要請に応じることにより、乙が運搬する飲料水の水質管理は、甲が行う。

（経費の負担）

第6条 乙が協力要請に応じることにより必要となる経費（以下「協力経費」という。）は、原則として甲が負担する。

2 協力経費の算出は、別に定める基準によるものとする。

3 乙は、甲が協力経費を支弁するいとまがなく、かつ、甲から要請があった場合には、協力経費を一時繰替支弁するものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、甲乙協議して定める。

（便宜供与）

第7条 甲は、運搬協力に従事する者に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この覚書を円滑に実施するために必要な情報を相互に交換する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この覚書を実施するための相互連絡を担当する責任者を、あらかじめ定める。

(実施細目)

第10条 この覚書の実施に関して必要な細目については、別に協議して定める。

(補則)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合については、その都度協議して定める。

附 則

この覚書は、平成9年8月1日から適用する。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月1日

甲 大阪市北区南扇町6番28号
大阪市水道局長 横内 利光

乙 東京都港区元赤坂一丁目2番3
サントリー株式会社
ロジスティクス推進部長 伊藤 久司

大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する 覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書(平成9年8月1日締結。以下「覚書」という。)第10条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(協力要請に係る文書の様式)

第3条 覚書第2条第1項後段に規定する文書は、様式1によるものとする。

(協力経費の算出方法)

第4条 覚書第6条第2項に規定する別に定める基準については、次の各号に掲げる項目について、乙の事務に使用している単価等により経費を算出するものとする。

- (1) 運搬協力に使用した車両の賃貸料
- (2) 覚書第3条の規定により乙が手配した者の人件費
- (3) 運搬協力に係る燃料費

(情報交換の方法)

第5条 覚書第8条に規定する情報は、甲の施設等に関するもの及び乙の使用する車両に関するものとする。

2 前項に規定する甲の施設等に関する情報の交換は、様式2によるものとし、乙の管理する車両に関する情報の交換は、様式3によるものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定により交換した情報の内容に変更が生じた場合は、相手方に変更後の内容を速やかに通知するものとする。

(連絡責任者に関する情報交換方法)

第6条 甲及び乙は、毎年6月末日までに、6月1日現在における覚書第9条に規定する責任者に関する情報を、様式4により交換する。

2 甲及び乙は、前項の規定により交換した情報の内容に変更が生じた場合は、相手方に変更後の内容を速やかに通知するものとする。

(補則)

第7条 この実施細目に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合については、その都度協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成9年8月1日から適用する。

この実施細目の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月1日

甲 大阪市北区南扇町6番28号
大阪市水道局長 横内 利光

乙 東京都港区元赤坂一丁目2番3
サントリー株式会社
ロジスティクス推進部長 伊藤 久司

緊急時における水道使用者への情報提供に関する協力協定

大阪市水道局（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、緊急時におけるインターネットを活用した水道使用者への情報提供に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次条に定める緊急時において、インターネットを活用して、第3条に定める緊急情報を、甲が水道使用者に円滑に提供するために必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急時」とは、震災等の災害、停電、水源事故その他突発的な事由により甲の水道水の供給に著しい影響がある場合で、甲の水道使用者に緊急に情報を提供しなければならないときをいう。

（緊急情報）

第3条 甲がこの協定により提供する情報（以下「緊急情報」という。）は、水道の断水地域、復旧地域、応急給水拠点その他緊急時において市民生活に密接に関連するものに限定する。

（要請）

第4条 緊急時において、甲が水道使用者に十分な緊急情報が提供できないと判断した場合、甲は乙に電話、ファクシミリ等の手段により協力を要請し、乙は、それに基づき、速やかに、緊急情報をホームページに掲載するための登録態勢をとるものとする。

（協力内容）

第5条 乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 乙は、インターネットプロバイダー事業において、甲が借用中のサーバー上に、甲から受けた緊急情報を速やかに掲載すること
- （2） 甲が乙から借用しているサーバーの領域が不足する場合、乙は緊急情報を掲載する領域を優先的に確保すること
- （3） 乙は、甲からの緊急情報の収受に特段の便宜を図ること（乙の自主的判断による協力態勢確立の通知）

第6条 乙が、甲の要請によらず、被災状況から判断し、その社内規定等により独自に、地方公共団体への協力態勢をとった場合は、その旨を速やかに甲に連絡しなければならない。

（経費の負担等）

第7条 この協定の規定により乙が中への協力に要した経費については、当該緊急時において、乙が他の地方公共団体等に無償で提供した便益を超えて甲に提供した便益に要した分に限り、甲乙協議の上、甲が負担する。

（疑義の解消）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合の取り扱いについては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限及び更新）

第9条 この協定は、平成10年3月31日までを有効期限とし、甲又は乙から特に申し出がない場合は、以後、甲乙間のプロバイダー契約の有効期間中に限り、同一条件で1年ごとに更新する

ものとする。

(作成及び保管)

第10条 この協定は、 2部作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保管する。

平成9年4月1日

(甲) 大 阪 市	
水道局長	横内利光
(乙) 日本電気株式会社	
関西支社長	皆元輝征

大阪市水道施設に係る非常災害時等における 応急措置の協力に関する覚書

大阪市水道局（以下「甲」という。）と大阪市管工設備協同組合（以下「乙」という。）との間に、「大阪市給水工事公認業者に関する規定」第12条第5項の規定に基づく地震、風水害、その他の非常災害時における応急措置の協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（協力要請）

1 大阪市内に非常災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、甲は乙に対し応急措置の協力を要請するものとする。

乙は、乙の当該支部長に対し所属支部員の出動を要請する。

（要請手続）

2 前号の協力要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員及び機材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

（応 援）

3 乙は前号の規定により応援の要請を受けたとき、速やかに応急措置を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材を出動させ、甲の応急措置に協力するものとする。

（出 動）

4 前号の規定に基づき出動した乙の当該支部員は、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

（経費負担）

5 乙が応急措置に出動した経費については、甲が負担するものとする。

（協 議）

6 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の施工に関して必要な細則事項については、甲乙双方協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

7 この覚書の有効期間は、締結の日から当該年度末日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙からの変更の申し入れがないときは、この覚書は更新されたものとみなし、さらに1年間有効とする。その後も又、同様とする。

この覚書成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方押印のうえ、各1通を保有する。

平成5年3月1日

甲 大阪市水道事業管理者
水道局長 藤原啓助
乙 大阪市管工設備協同組合
理事長 秋山清

緊急輸送に関する覚書

大阪市水道局（以下「甲」という。）と社団法人大阪府トラック協会（以下「乙」という。）の間において、大規模な災害等の発生に際し、乙の定める緊急輸送実施要領に基づき、次のとおり覚書を締結する。

記

- 1 乙は甲から貨物輸送の要請をうけたときは、すみやかに甲の指定する場所に貨物自動車を配車するものとする。
- 2 運賃料金は、当該貨物出動運送事業者の届出運賃料金による。
- 3 乙は、甲の運送作業終了の承認を受けたのち、運賃料金の支払いを請求する。
甲は、上記支払い請求を受けた日から30日以内に運賃料金を支払わねばならない。
- 4 この覚書の解釈に疑義が生じたとき、または、この覚書に定めのない事項については、甲・乙が協議して決定する。
- 5 この覚書の有効期間は、締結の日から当該年度末日までとする。
ただし、期間満了の日から1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、この覚書は更新されたものとみなし、さらに1年間有効とする。その後も又、同様とする。

この覚書成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成5年3月1日

甲 大阪市北区南扇町6番28号
大阪市水道局長 藤原啓助

乙 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
社団法人 大阪府トラック協会
会長 中野正彦

備蓄食糧の現況表

大阪市

平成22年4月1日現在

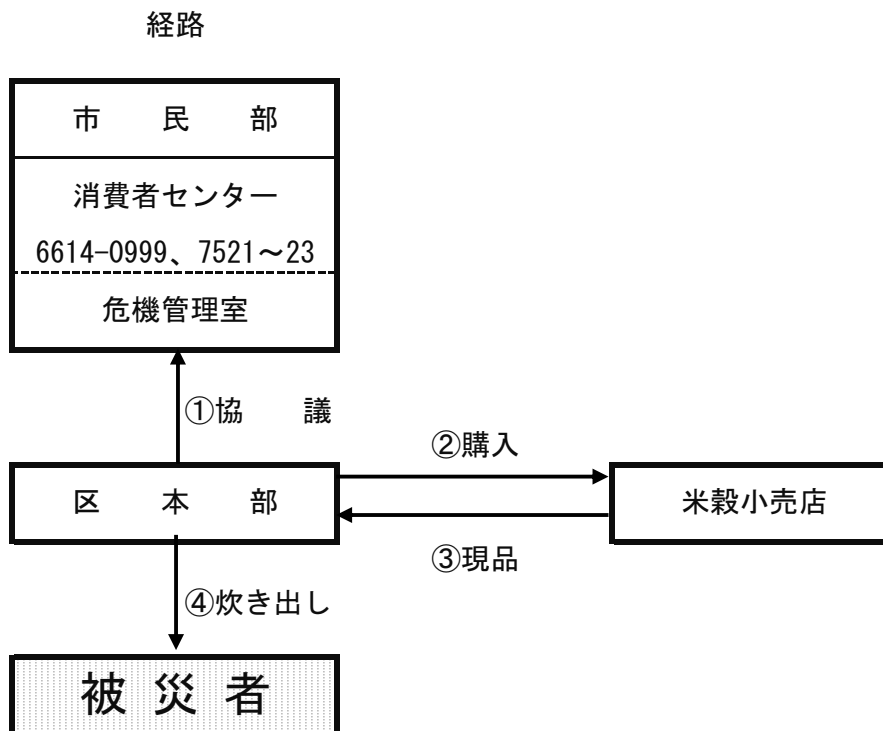
品名	数量	保管場所	備考
アルファ化米	400,000食	災害用備蓄倉庫、区役所	
乾パン	200,000食	災害用備蓄倉庫、区役所	
粉ミルク	1,200缶	災害用備蓄倉庫、区役所	
水缶詰	1,800,000本	災害用備蓄倉庫、区役所、収容避難所	

大阪市災害用備蓄倉庫

名称	所在地
生野備蓄倉庫	生野区勝山南4-7-11
西備蓄倉庫	西区新町4-5-14
中央備蓄倉庫	中央区大阪城3-1
旭備蓄倉庫	旭区中宮1-11-14
西淀川備蓄倉庫	西淀川区御幣島1-2-9
阿倍野備蓄倉庫	阿倍野区阿倍野筋3-13-23

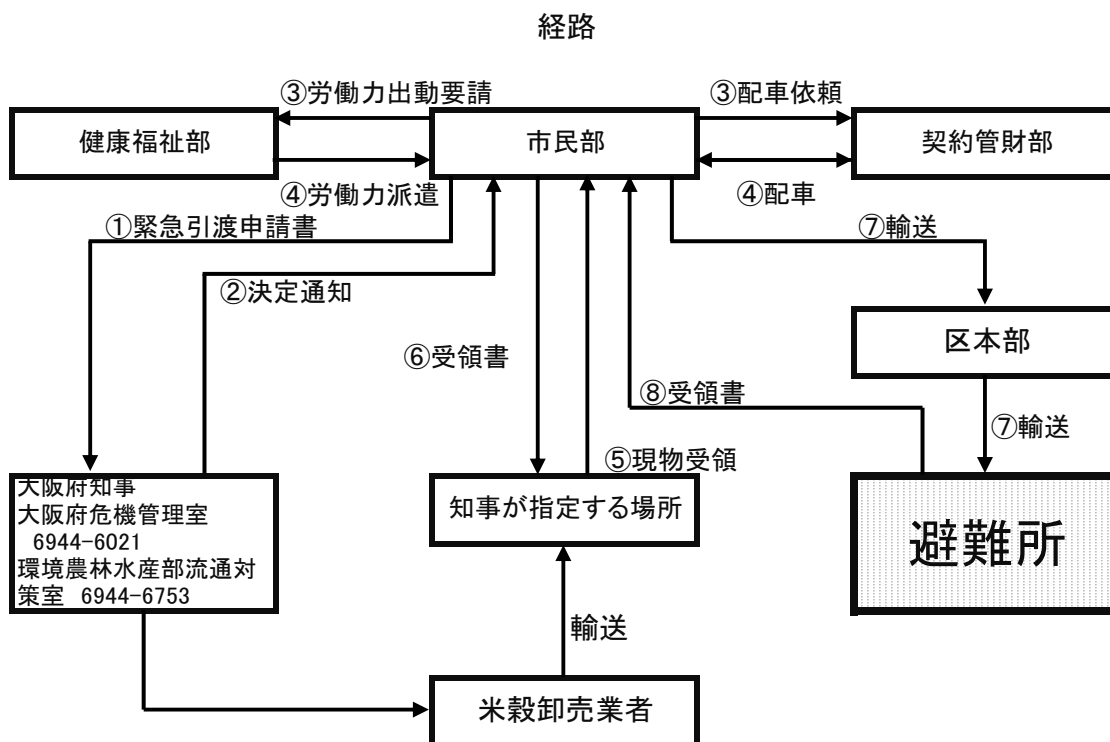
炊き出し用米穀の調達図

米穀小売販売業者の米穀(精米)を利用する場合



区本部長は、市民部長と協議のうえ、市民部長の指定する米穀小売業者から買い受ける。現品の購入は区本部で行い、支払いは事後区本部を通じて行う。購入する米は、原則として標準価格米とするが、現品に不足のある場合は、その限りでない。市民部長は、事後速やかに「災害時における米穀の応急供給状況報告」をもって府知事に報告する。

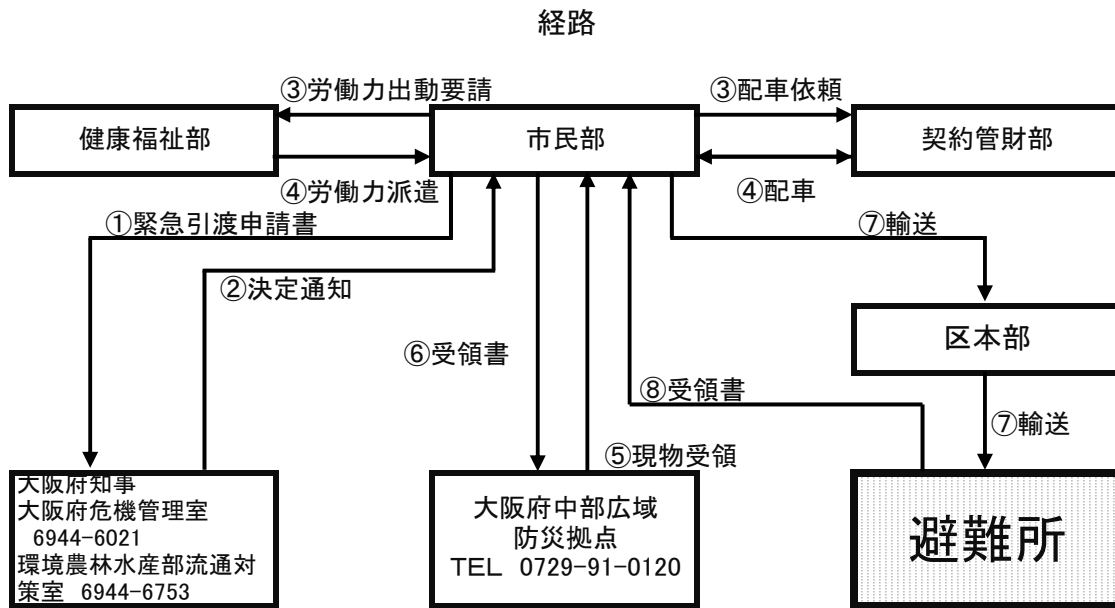
府知事と連絡がとれる場合の米穀(精米)の調達図



市民部長は、給食人員、給食数および申請数量を電話(不通の場合は直接書類持参)で、大阪府知事(大阪府危機管理室)に要請する。知事の同意を得て「災害救助用食料緊急引渡申請書」を作成し、知事へ提出して知事が指定する場所へ行き、精米の供給業者へ「災害救助用(精米)受領書」を提出して現品を受領し、区本部へ輸送する。(やむを得ない事情により申請書の提出ができない場合は、電話電信等により申請することができるが、この場合事後すみやかに申請書を提出する。)

※上記は「災害救助法」の適用を受けた場合に限る。

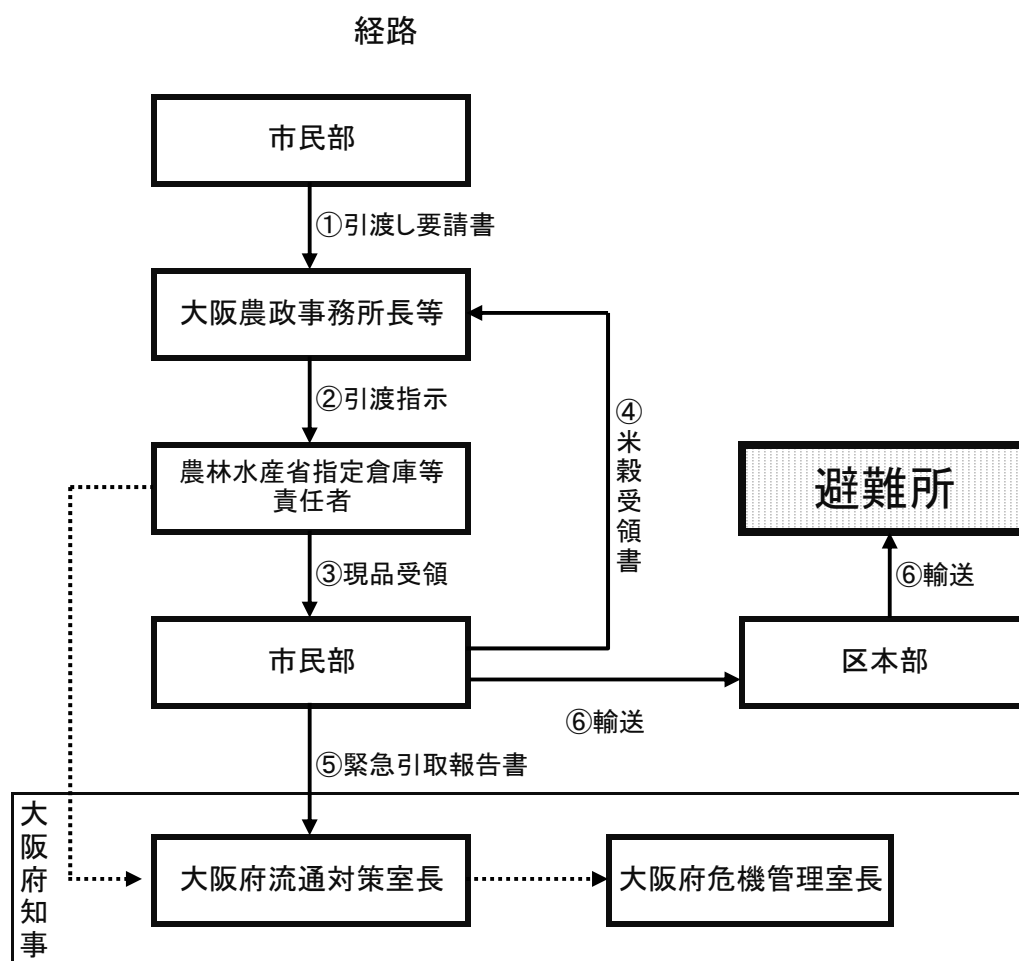
府知事と連絡がとれる場合の乾パンの調達図



市民部長は、給食人員、給食数および申請数量を電話（不通の場合は直接書類持参）で、大阪府知事（大阪府危機管理室）に要請する。知事の同意を得て「災害救助用食料緊急引渡申請書」を作成し、知事へ提出し、大阪府中部広域防災拠点で「災害救助用食料（乾パン）引渡受領書」を提出して現品を受領し、区本部へ輸送する。（やむを得ない事情により申請書の提出ができない場合は、電話電信等により申請することができるが、この場合事後すみやかに申請書を提出する。）

※上記は「災害救助法」の適用を受けた場合に限る。

府知事と連絡がとれない場合の米穀(玄米)の調達図



※破線は事後事務

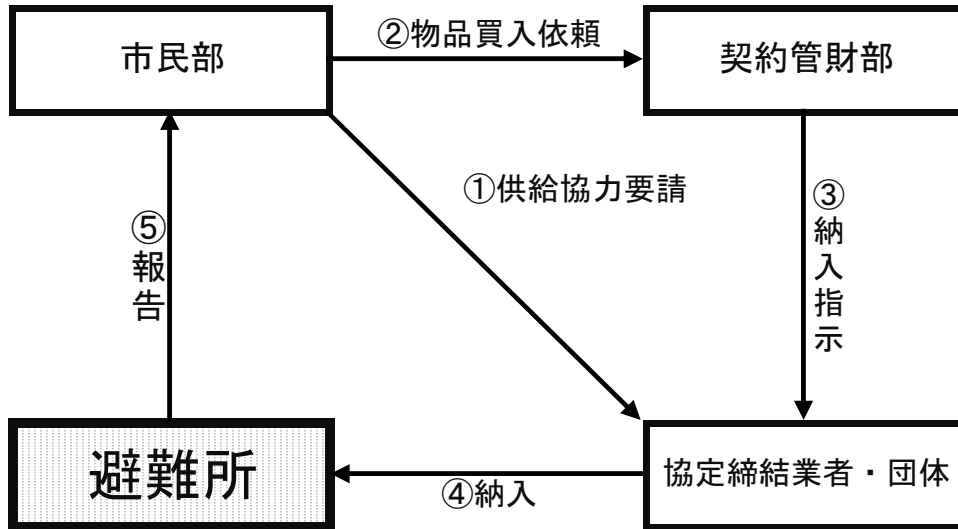
(関係機関の電話番号)

大阪農政事務所	総務課	(代)06-6943-9691
	地域課	(代)072-633-1335

市民部長は、当該地区を管轄する農政事務所長(所長に連絡のとれない場合は当該政府指定倉庫の保管指導担当者である食糧事務所職員(以下「事務所長等」という。))に対して「災害救助用米穀緊急引渡し要請書」を提出し、大阪市長が発行する「災害救助用米穀受領書」と引き換えに指定の倉庫から現品を受領し、区本部へ輸送する。なお、事務所長等に対して連絡がとれない場合は、政府指定倉庫の責任者に対して直接上記手続きにより現品を受領し区本部へ輸送する。市民部長は、政府指定倉庫から現品を受領した時は連絡のつき次第すみやかに「災害救助用米穀緊急引取報告書」を府知事に提出する。

その他の食糧品の調達図(その1)

経路



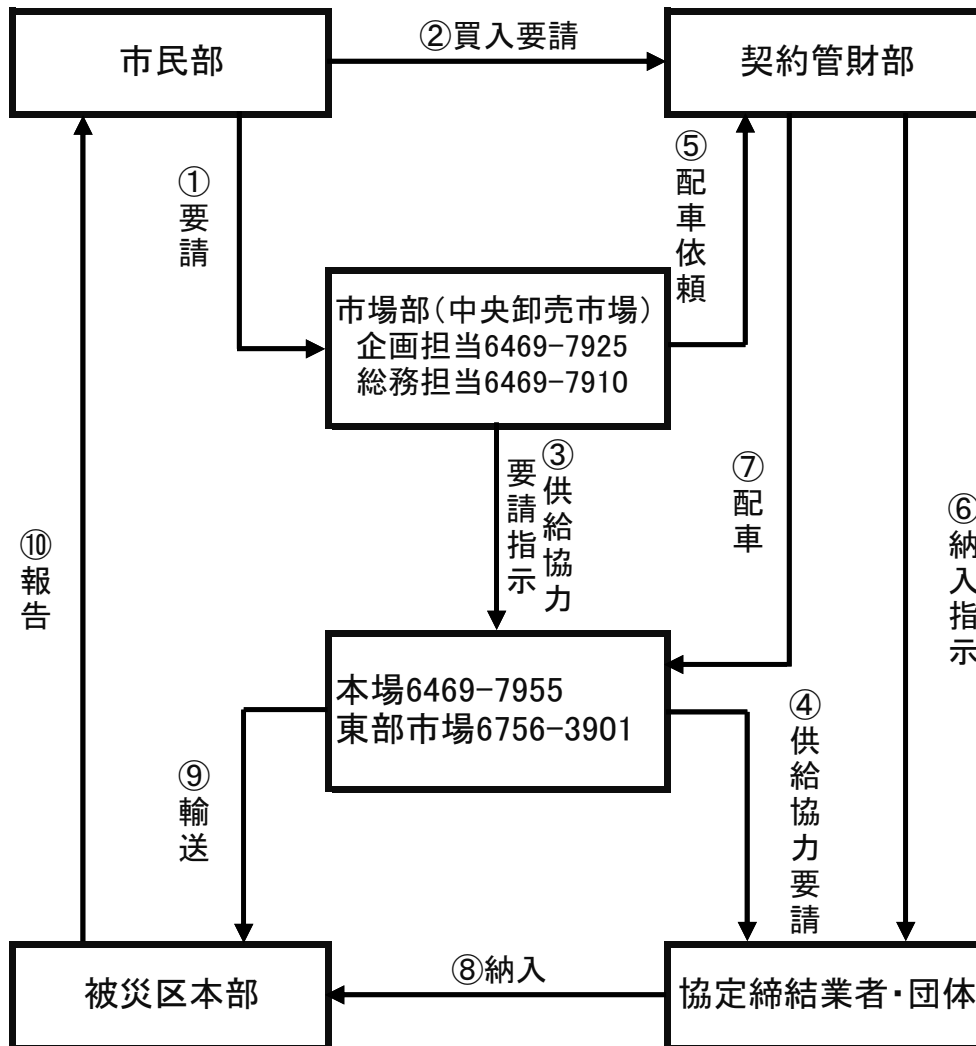
食料品を「災害時における物資の供給等の協力に関する協定」に基づき調達

協定業者

百貨店 (株)大丸・(株)阪急百貨店・(株)阪神百貨店・(株)高島屋・(株)三越・(株)近鉄百貨店・(株)松阪屋)・日本チェーンストア協会関西支部・(社)大阪牛乳処理協会・明治乳業(株)・森永乳業(株)

その他の食料品調達図(その2)

経路



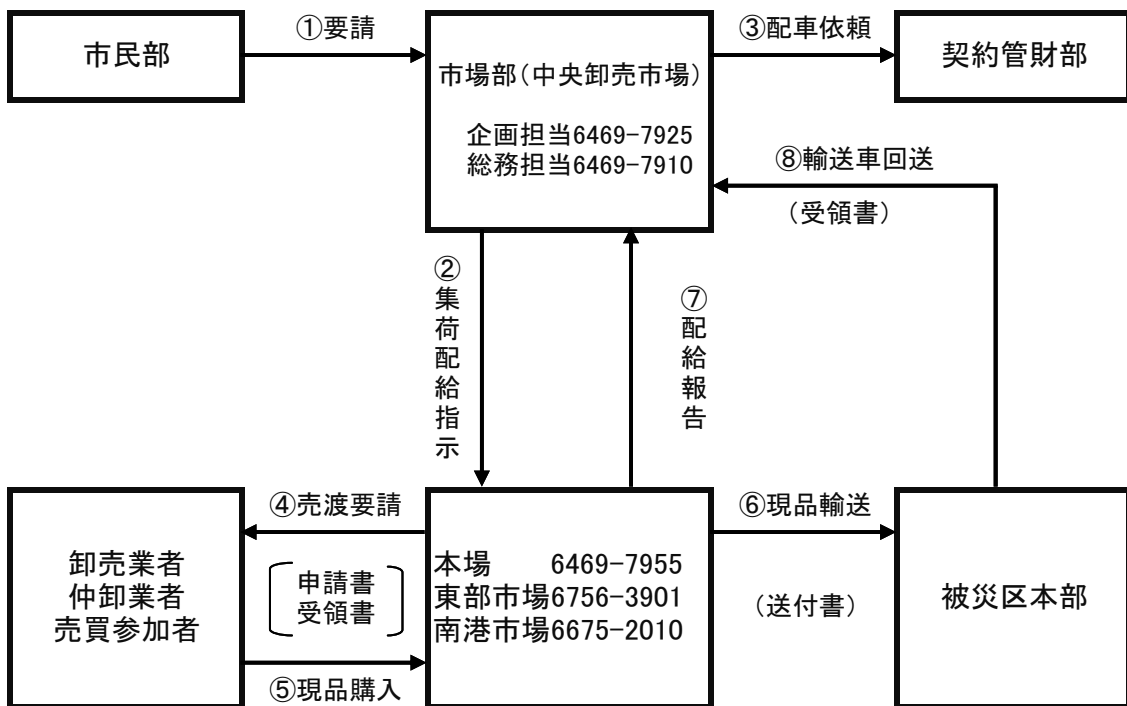
食料品を「災害時における物資の供給等の協力に関する協定」に基づき調達

協定業者

大阪共同食品(株)・大阪中央卸売市場漬物卸売協同組合・大阪中央卸売市場乾物卸組合・(株)三和・大阪市東部市場漬物卸売協同組合・(株)東乾

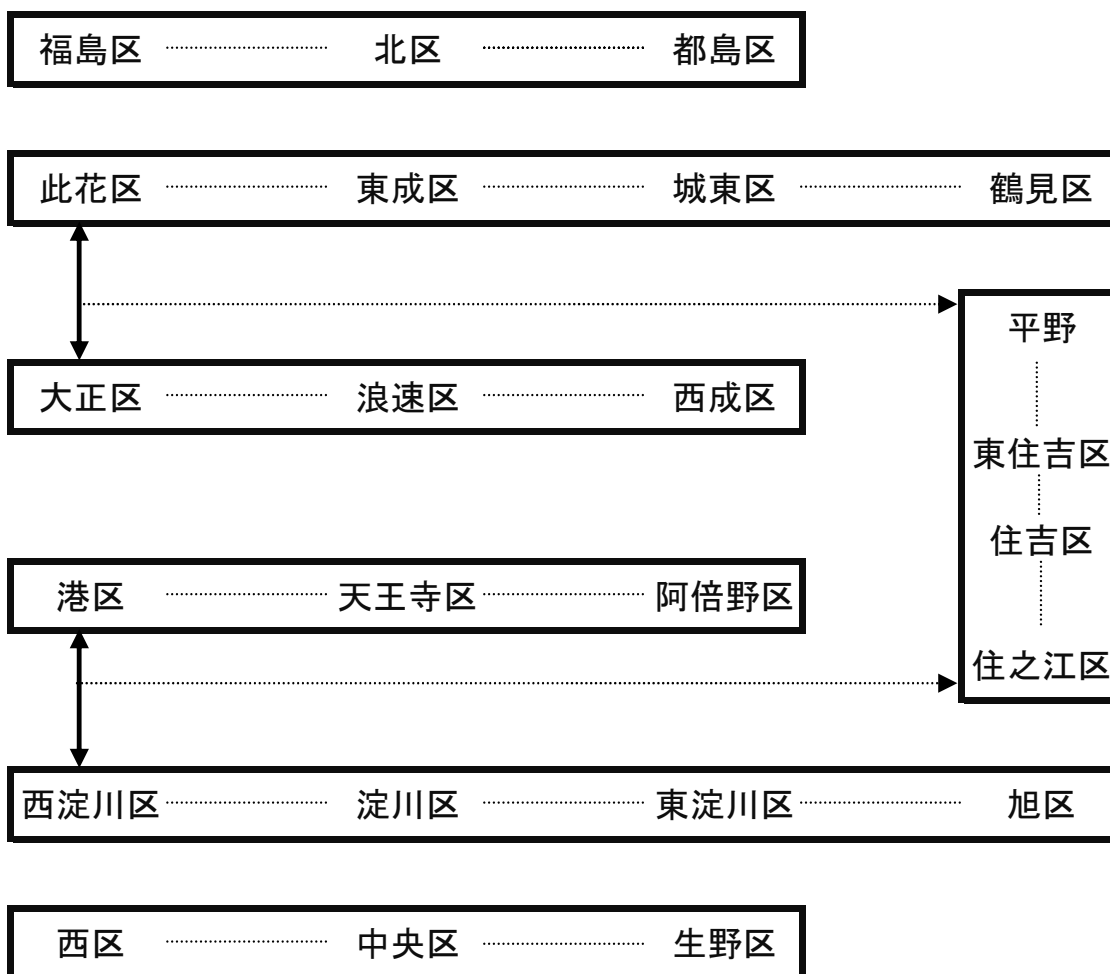
災害対策従事者の副食等の調達図

経路



区本部長は、災害地における救助作業および急迫した災害の防止作業に従事する者に対して給食する必要があると認めた場合は、市民部長と協議のうえ、市民部長の指定する小売販売業者より精米を買い受け給食を行う。

炊出給食の相互応援図



(1) 炊出給食の相互応援: 炊出しによる給食は、原則として表のブロック内で市民部長の指示に基づき、当該区が相互に炊き出し応援(米飯の輸送を含む)を行い、給食の円滑な実施を図るものとする。区本部長は、炊出し給食を行う場合は、赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所内またはその近隣の適当な場所を選定して実施するものとする。

(2) 状況により炊飯が困難である場合は、乾パンまたは生パンを支給する。

(3) 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

(4) 炊き出し現場には、避難所主任等を配置して実施の指導および記録等にあてる。

(5) 炊出し給食対象者、炊出しに必要な費用の限度、炊出し期間は「災害救助法の適用計画」に掲げるとおりとする。

災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、奈良県、和歌山市及び尼崎市の各都市において、次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「甲」という。）の中央卸売市場及び尼崎市公設地方卸売市場（以下、「協定参加卸売市場」）独自では生鮮食料品等を被災者等に対して十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市（以下「乙」という。）に対して行う生鮮食料品等の供給等の協力要請及び支援に関して定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

(供給協力の要請等)

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請することが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

(供給協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(供給協力要請の手続)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする生鮮食料品等の品名・数量等を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(運搬協力の要請)

第5条 甲は、必要に応じ、生鮮食料品等の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。

(協力経費の負担)

第6条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。

なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する都市の協定参加卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の協定参加卸売市場が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、協定参加卸売市場は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月5日から効力を生ずる。
- 2 旧「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」(平成8年5月28日)は廃止する。

平成19年7月5日

京都市中央卸売市場
第一市場長 北 島 誠 一

大阪府中央卸売市場
場 長 矢 野 学

大阪市中央卸売市場
市 場 長 堂 山 達 志

神戸市中央卸売市場
本 場 長 上 運 天 英 一
東部市場長 高 橋 正 幸

姫路市中央卸売市場
場 長 坪 田 明 彦

奈良県中央卸売市場
場 長 上 田 善 康

和歌山市中央卸売市場
市 場 長 森 本 信 幸

尼崎市公設地方卸売市場
場 長 田 口 日 出 男

非常災害発生時における相互協力の覚書

覚 書

非常災害発生時における相互協力体制の確立については、相互協力の具体化を図るため、今後とも協議を継続するものとし、当分の間は、当該覚書にて対応する。

この覚書は、全国食肉市場長連絡協議会の近畿ブロックに加盟している各食肉市場が地震等の災害に見舞われ、食肉市場の業務に支障をきたすような場合、相互扶助の精神に基づき、相互に緊密な連絡をとりあい、協力を図るものとする。

この覚書を確認するため、本覚書8通を作成し、各市場が記名捺印のうえ、各一通を保有する。

なお、あらかじめ相互応援のため、各市場毎に緊急連絡先を定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

平成9年3月31日

京都市中央卸売市場第二市場
場 長 名

大阪市中央卸売市場南港市場
場 長 名

神戸市中央卸売市場西部市場
場 長 名

松原食肉地方卸売市場
〔(株)松原食肉市場公社〕
代表取締役社長名

羽曳野市食肉地方卸売市場
〔羽曳野市同和食肉事業協同組合〕
理 事 長 名

姫路市食肉地方卸売市場
場 長 名

兵庫県加古川食肉地方卸売市場
〔財団法人 加古川食肉公社〕
理 事 長 名

西宮市食肉地方卸売市場
〔西宮食肉センター〕
所 長 名

災害時における物資の供給等の協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）時において物資の確保をはかるために、大阪市（以下「甲」という。）が〇〇株式会社（団体）（以下「乙」という。）に対して行う物資の供給等の協力要請に関して定めるものとする。

(供給協力の要請)

第2条 甲は、大阪市域に係る災害が発生した場合又は被災した他の地方公共団体を援助する場合で、緊急に物資の確保をはかる必要のあるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定により要請する物資の内訳は、別表のとおりとする。

(供給協力・報告)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、その保有する物資を甲に対して優先的に供給するよう努めるものとする。

2 前項の目的を達するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告するものとする。

(供給協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後、文書を提出するものとする。

(引渡方法・運搬協力の要請)

第5条 物資の引渡場所は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において、甲が物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じ、前項の引渡場所以遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。

3 前項の規定により乙が運搬に協力した場合において、運搬に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、甲は災害時における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年6月11日条例97）の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(価 格)

第6条 第2条の規定による要請に基づき乙が供給した物資の価格は、甲乙協議のうえ災害発生直前の適正価格をもって決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては〇〇局連絡責任者とし、乙においては、〇〇株式会社（団体）連絡責任者とする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

(雑 則)

第9条 この協定は締結の日から適用されるものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き継続されるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和60年5月1日

甲 大阪市長 大 島 靖

乙 ○○株式会社(団体)※ (代表者名)

※ 次の各社(団体)と個別締結

(株)大丸、(株)阪急百貨店、(株)阪神百貨店、(株)高島屋、(株)三越、(株)そごう、(株)近鉄百貨店、(株)松坂屋、大阪牛乳処理協会、明治乳業(株)、森永乳業(株)、大阪共同漬物(株)、大阪市中央卸売市場漬物(卸協組)、大阪市中央卸売市場乾物(卸組)、(株)三和、大阪市東部市場漬物(卸協組)、(株)東乾、大阪利器工匠具(卸協組)、大阪履物(卸連協組)、大阪豊(商工協組)、大阪府石けん洗剤日用品(卸組)、大阪家庭用品(卸組)、日本毛布(商組)、大阪ニット(卸商組)、大阪タオル(卸商組)、大阪府被服(工組)、大阪府陶磁器(商協組)、大阪府家庭金物(卸協組)、大阪府エルピーガス協会、日本チェーンストア協会関西支部

備蓄物資の現況表

大阪市

平成22年4月1日現在

品名	数量	備考
毛布	300,000 枚	
肌着	100,000セット	(女性：スリーマー1枚、シャツ1枚) (男性：シャツ1枚、ブリーフ2枚) S-L-L寸
日用品セット	120,000セット	石けん、タオル、歯みがき等詰合わせ
救急箱	1,000 箱	
炊出し袋	231,000 袋	
懐中電灯	12,000 個	

大阪市災害用備蓄倉庫

名称	所在地
阿倍野備蓄倉庫	阿倍野区阿倍野筋3-13-23
生野備蓄倉庫	生野区勝山南4-7-11
西備蓄倉庫	西区新町4-5-14
旭備蓄倉庫	旭区中宮1-11-14
西淀川備蓄倉庫	西淀川区御幣島1-2-10

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、大阪市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の指定した物流拠点（同社大淀営業所、住所：北区大淀中 5-11-15）における飲料を提供すること。
 - (2) 乙が設置した災害対応型自動販売機の機内飲料を提供すること。
- 2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、大阪市危機管理室長が行なう。

- 2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。
- (1) 要請する理由
 - (2) 要請する飲料の品目及び数量
 - (3) 要請する期間
 - (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運 搬）

第4条 飲料の運搬は、乙の協力を得て、甲が行なうものとする。

（損害の負担）

第5条 飲料の提供協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（報 告）

第6条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 第1条第1項に規定する協力の実施により、乙が要した費用は無償とする。
2 第1条第2項に規定する協力の実施により、乙が要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙は、前条第2項に規定する費用について第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力を要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市危機管理室長、乙においては近畿コカ・コーラボトリングCSRリスク管理委員長とする。

(資料交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、資料の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成18年1月12日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年1月12日

甲 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市長

乙 摂津市千里丘7-9-31

近畿コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社近畿支店（以下「乙」という。）とは、大阪市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の指定した物流拠点（株式会社ダイドーブイバレッジ大阪 なにわ営業所、住所：大阪市西区川口2-5-1）における飲料を提供すること。
 - (2) 乙が設置した災害対応型自動販売機の機内飲料を提供すること。
- 2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、大阪市危機管理室長が行なう。

- 2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。
- (1) 要請する理由
 - (2) 要請する飲料の品目及び数量
 - (3) 要請する期間
 - (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運 搬）

第4条 飲料の運搬は、乙の協力を得て、甲が行なうものとする。

（損害の負担）

第5条 飲料の提供協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（報 告）

第6条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 第1条第1項に規定する協力の実施により、乙が要した費用は無償とする。
2 第1条第2項に規定する協力の実施により、乙が要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙は、前条第2項に規定する費用について第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市危機管理室長、乙においてはダイドードリンコ株式会社近畿支店長とする。

(資料交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、資料の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成18年7月3日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年 7月 3日

甲 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市長 關 淳一

乙 大阪市平野区長吉長原3-1-55

ダイドードリンコ株式会社近畿支店

支店長 有田公明

災害時における飲料の提供協力に関する協定の一部を変更する協定

大阪市（以下「甲」という。）とダイードリンク株式会社西日本営業部（以下「乙」という。 ※平成 22 年 3 月 21 日に近畿支店から西日本営業部に改称。）とは、平成 18 年 7 月 3 日付けで締結した「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 第 1 条中「株式会社ダイードビバレッジ大阪」を「ダイードビバレッジサービス株式会社」に改める。
- 2 第 10 条中「近畿支店長」を「西日本営業部長」に改める。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 月 日

甲 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市長 平松 邦夫

乙 大阪市平野区長吉長原 3-1-55
ダイードリンク株式会社西日本営業部
部長 尾崎 恵二

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジ西日本支社（以下「乙」という。）とは、大阪市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の指定した物流拠点(同社大阪中央主管支店、所在地:大阪市港区市岡4-6-28)における飲料を提供すること。
 - (2) 乙が設置した災害対応型自動販売機内の飲料を提供すること。
- 2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、大阪市危機管理室長が行う。

- 2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。
- (1) 要請する理由
 - (2) 要請する飲料の品目及び数量
 - (3) 要請する期間
 - (4) 提供を要請する場所
 - (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（運 搬）

第4条 飲料の運搬は、乙の協力を得て、甲が行うものとする。

（損害の負担）

第5条 飲料の提供協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（報 告）

第6条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 第1条第1項に規定する飲料の提供に伴い乙が要した費用は、乙の負担とする。
2 第1条第2項に規定する協力の実施に伴い乙が要した費用は、甲が負担するものと

する。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙は、前条第2項に規定する費用について、第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力を要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪市危機管理室長、乙においては株式会社ジャパンビバレッジ西日本支社企画部長とする。

(資料交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、資料の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成19年9月1日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年9月1日

甲 大 阪 市
代表者 大阪市長 關 淳 一

乙 所在地 大阪市淀川区宮原4-3-39
会社名 株式会社ジャパンビバレッジ
代表者 西日本支社長 加藤 治 行

大阪府域災害拠点病院

ドクターヘリの搬送先となる
災害拠点病院
 (救命救急センター含む)

基地病院

◎★■大阪大学医学部附属病院

★■済生会 千里病院

■関西医科大学附属枚方病院

★関西医科大学附属滝井病院

◎★■大阪市立総合医療C

★■国立病院機構 大阪医療C

◎★■大阪赤十字病院

◎大阪警察病院

◎★■大阪市立大学医学部附属病院

◎★■大阪府立急性期総合医療C

◎★■市立堺病院

◎ ■市立泉佐野病院

◎★■大阪府立泉州救命救急C

★■近畿大学医学部附属病院

◎ 東大阪市立総合病院

◎★大阪府立中河内救命救急C

◎ : 屋上ヘリポート保有

★ : 日本DMAT

■ : 大阪DMAT

埋立処分地現況一覧表

	埋立場所名	所在地	埋立容積
本市処分場	北港処分地南地区 〔夢洲〕	大阪市此花区夢洲東1丁目地先	1,169万m ³
フェニックス (広域処分場)	神戸沖埋立処分場	神戸市東灘区向洋町地先	1,500万m ³
	大阪沖埋立処分場	大阪市此花区北港緑地地先	1,400万m ³

収集車両等現況一覧表

平成22年4月1日現在

車種	台数	車種	台数
中型パッカー	14	中型バス・マイクロバス	2
小型パッカー	113	巡視車	12
小型プレス	230	レッカー車	1
大型トラック	9	その他車両	19
小型トラック	47		
軽トラック（ダンプ）	317		
ショベルローダー	21		
フォークリフト	2	合計	787

※埋立処分地使用車両及び胞衣汚物処理事業使用車両を除く。

し尿処理施設現況一覧表

	投 入 口	処 分 日 量 (最大)
中浜流注場	4	80kl

し尿収集業者名簿

業 者 名	電話番号
大阪府衛生管理協同組合	06-6633-2460

清掃作業用車両保有業者名簿

業 者 名	電話番号
大阪市清掃連合協同組合	06-6631-4337
大阪市同和衛生事業協同組合	06-6685-7602
新関西清掃事業組合	06-6911-9933
大阪市環境清友会	06-6731-1535
大阪市環境事業組合	06-6636-7152
(社) 大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016

市立火葬場現況一覧表

区分 名称	所在地	炉 数	災害時の火葬 体制／日
瓜破斎場	平野区瓜破東 4-4-146	30基	95体
北 〃	北区長柄西 1-7-13	20	62体
小林 〃	大正区小林東 3-12-8	10	29体
鶴見 〃	鶴見区鶴見 1-6-128	8	19体
佃 〃	西淀川区佃 6-4-18	4	14体
計		72基	219体

災害時の葬祭業務の委託に関する協定書

災害時における葬祭業務等に関し、大阪市（以下「甲」という。）と大阪市規格葬儀取扱指定店組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市内に地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害」という。）、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭業務について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の葬祭業務の協力を必要とするときは、乙に対して次条に掲げる業務の協力を要請することができることとし、乙は特段の事情のない限り、これに協力するものとする。

（協力要請する業務）

第3条 甲が乙に対して協力要請する葬祭業務は、原則として、災害救助法の対象となる救助業務とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 遺体安置所の確保
- (2) 遺体の安置（一時保存）に要する備品の調達
- (3) 棺（付属品を含む）、骨壺、骨箱等の調達
- (4) 遺体の洗浄・縫合・消毒
- (5) 納棺または火葬に至るまでの運搬
- (6) その他甲と乙が協議のうえ甲が指定する業務

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき協力した場合、その業務内容について、甲に文書で報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、第3条の葬祭業務の実施に要する費用として、大阪府災害救助法施行細則別表第一に掲げる金額を上限として、甲乙協議して算定した経費を支払うものとする。

(経費の支払)

第6条 乙は、甲の要請により行った葬祭業務の完了後に、これに要した費用として、第5条の規定に基づき算定した費用を甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対して、速やかに支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の日から1ヵ月前までに甲乙双方がこの協定の変更・解除の意思表示のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等)

第8条 この協定について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年12月10日

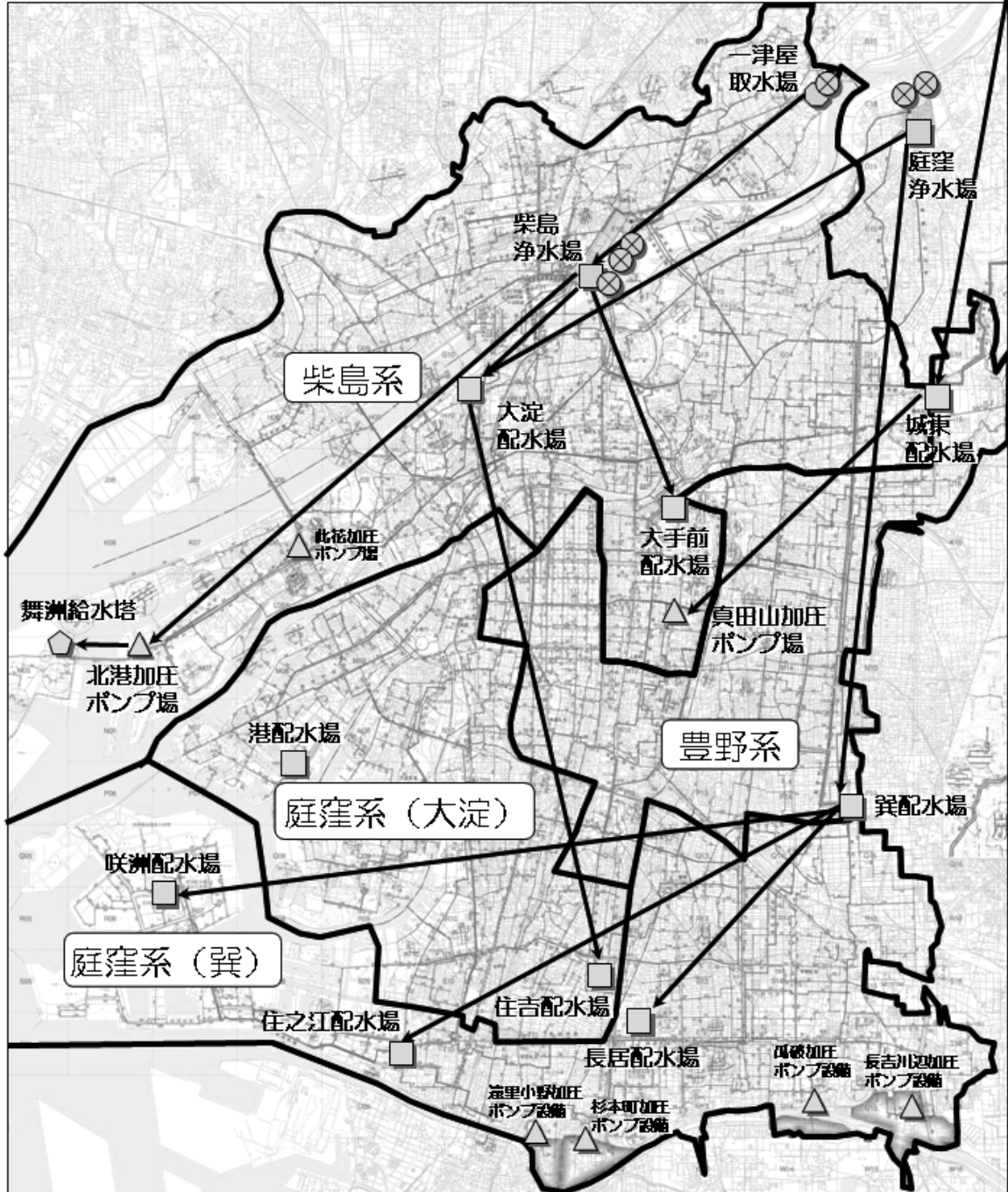
甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 關 淳一

乙 大阪市天王寺区寺田町2丁目6番2号
大阪市規格葬儀取扱指定店組合
組合長 小西 幸治

大阪市水道配水設備図

■主要施設位置図

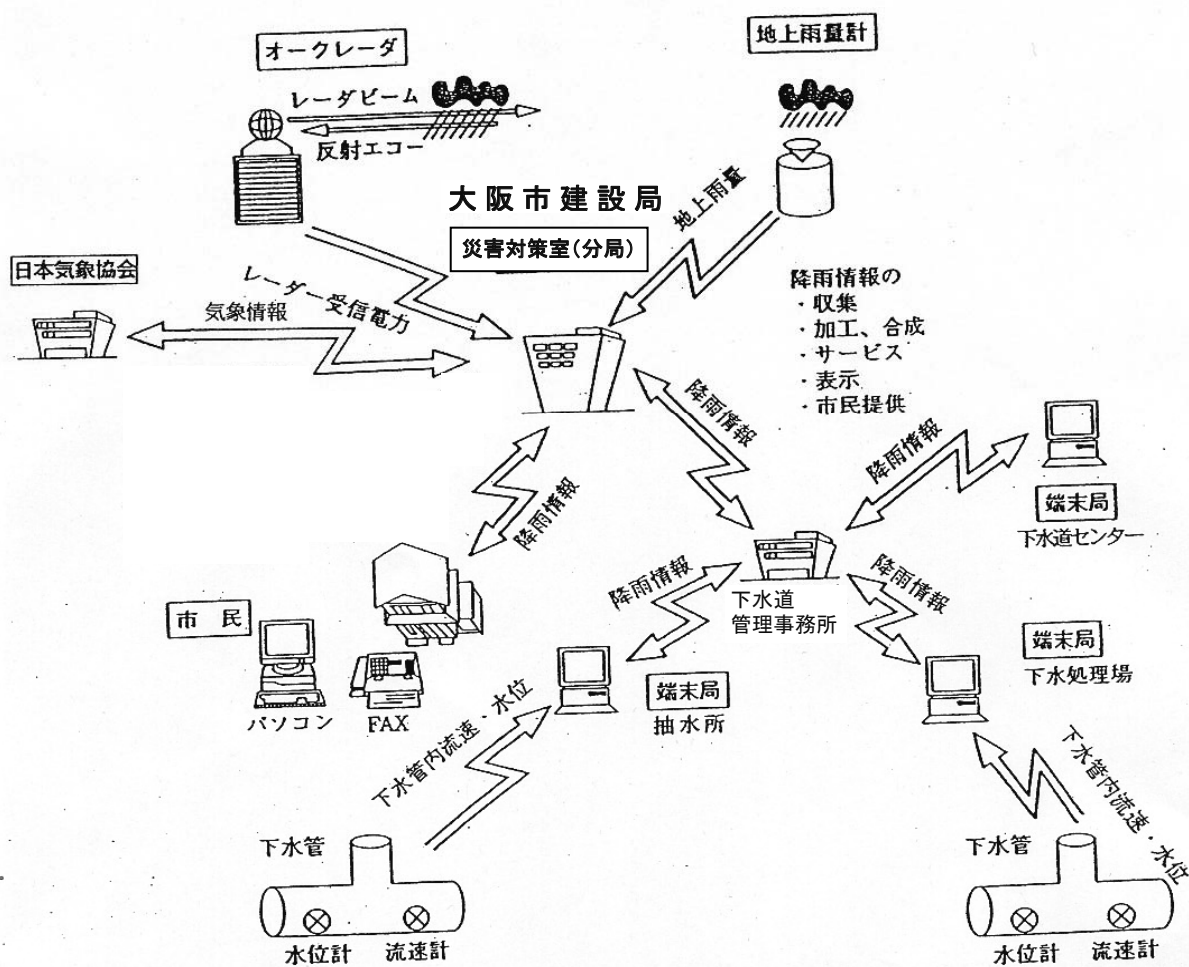
- | | |
|-------|-----------------------|
| ⊗ 取水口 | ◇ 給水塔 |
| ● 取水場 | △ 加圧ポンプ場及び
加圧ポンプ設備 |
| ■ 浄水場 | → 導・送・配水管 |
| ■ 配水場 | |



降雨情報システム概要図

平成22年3月末現在、オー克雷ダーによる降雨監視用端末を建設局災害対策室(分局)、下水道管理事務所(4ヶ所)、下水道センター(4ヶ所)、下水処理場(12ヶ所)、有人抽水所【ポンプ場】(15ヶ所)に設置して、降雨状況を監視している。

市民に対しては、平成11年5月から、インターネットとファックスにより降雨情報を提供している。また、平成14年4月から(財)日本気象協会と連携して携帯電話でも降雨情報を提供している。



オー克雷ダー緒言	
○最大観測半径	80km
○観測メッシュ	250m(観測半径20kmまで) 500m(観測半径20~40km) 1km(観測半径40km以上)
○観測周期	2分30秒
○設置場所	港区弁天町オーク1番街

下水道施設現況一覧表

平成22年3月31日現在

地区名	排水区分	管渠延長 (m)	ポンプ場箇所数及び排水能力								
			箇所数	モーターポンプ		エンジンポンプ		タービンポンプ		ポンプ計	
				台数	排水能力 (m3/sec)	台数	排水能力 (m3/sec)	台数	排水能力 (m3/sec)	台数	排水能力 (m3/sec)
西大阪	大野、住之江、千島、市岡、此花	1,564,049	29	127	117.06	68	334.82	-	-	195	451.88
東大阪	今福、中浜、放出、平野	1,857,814	23	124	228.41	52	271.21	-	-	176	499.62
中央部	海老江、津守	924,569	10	32	68.06	30	110.00	4	89.18	66	267.24
十八条	十八条	369,711	4	15	27.09	12	63.99	-	-	27	91.08
流域下水道関連	寝屋川北部・南部、大和川下流西部関連区域	157,878									
全市計		4,874,021	66	298	440.62	162	780.02	4	89.18	464	1309.82

1 ポンプ場の箇所数及び排水能力には、下水処理場内ポンプ場も含む。

2 能力は、公称能力

3 その他、中浜、津守、海老江、此花下水処理場に再揚水ポンプがある。

内 訳	中浜下水処理場	モーター3台	0.81 m3/sec
	津守下水処理場	モーター3台	10.50 m3/sec
	海老江下水処理場	モーター5台	2.50 m3/sec
	此花下水処理場	モーター2台	2.84 m3/sec

また、災害時に応急排水ポンプとして、各下水道管理事務所に移動ポンプ(40台、37.0m3/分)が配置されている。

下水処理場一覧表

平成22年3月31日現在

施設名称	計画処理面積	水処理能力	敷地面積	電話番号	所在地
中浜下水処理場	1,869 ha	288,000 m ³ /日	84,061 m ²	6969-5847	城東区中浜1-17-10
今福下水処理場	1,616 ha	320,000 m ³ /日	51,631 m ²	6939-7667	城東区今福南3-3-2
放出下水処理場	540 ha	154,000 m ³ /日	59,391 m ²	6961-9300	城東区永田2-3-61
津守下水処理場	1,962 ha	363,000 m ³ /日	123,350 m ²	6561-0160	西成区津守2-7-13
市岡下水処理場	821 ha	120,000 m ³ /日	44,912 m ²	6571-3363	港区市岡2-15-25
千島下水処理場	736 ha	79,000 m ³ /日	36,595 m ²	6551-0766	大正区小林東2-5-59
住之江下水処理場	3,212 ha	220,000 m ³ /日	86,845 m ²	6686-5123	住之江区泉1-1-189
平野下水処理場	2,486 ha	323,000 m ³ /日	100,475 m ²	6757-3309	平野区加美北2-6-69
海老江下水処理場	1,215 ha	326,000 m ³ /日	111,046 m ²	6462-0112	福島区大開4-1-141
大野下水処理場	1,859 ha	280,000 m ³ /日	238,377 m ²	6474-5788	西淀川区大野2-4-117
此花下水処理場	1,081 ha	168,000 m ³ /日	34,513 m ²	6468-0017	此花区西島5-10-62
十八条下水処理場	1,254 ha	182,000 m ³ /日	34,640 m ²	6399-6469	淀川区十八条1-8-1

施設名称	計画処理面積	汚泥処理能力	敷地面積	電話番号	所在地
舞洲スラッジセンター		900 t/日	33,931 m ²	6460-2830	此花区北港白津2-2-7

ポンプ場別排水能力一覧表

平成22年3月31日現在
(排水能力 単位:m³/sec)

処理区名	所 理 管 務 管 所	ポンプ場名	モータ		エンジン		計	
			台 数	排水能力	台 数	排水能力	台 数	排水能力
大 野	北部	大 野 (処)	6	16.18	5	21.00	11	37.18
	北部	塚 本	5	4.94	8	38.94	13	43.88
	北部	西 島	3	0.45	1	0.50	4	0.95
	北部	竹 島	4	1.12	5	10.61	9	11.73
	北部	中 島	3	0.37	3	6.08	6	6.45
	北部	中 島 第 2	4	0.24	3	12.33	7	12.57
	北部	佃 第 2	4	2.41	4	7.50	8	9.91
	北部	佃 第 1	3	0.57	—	—	3	0.57
十 八 条	北部	十 八 条 (処)	9	25.50	6	45.00	15	70.50
	北部	国 次	—	—	3	10.50	3	10.50
	北部	相 川	2	0.30	—	—	2	0.30
	北部	井 高 野	4	1.29	3	8.49	7	9.69
今 福	東部	今 福 (処)	10	32.25	5	22.32	15	54.57
	東部	東 野 田	10	13.45	3	10.50	13	23.95
	東部	江 野 川	5	2.54	2	7.00	7	9.54
	東部	城 北	3	1.05	5	17.16	8	18.21
	東部	関 目	3	0.28	1	0.07	4	0.35
	東部	中 野	3	0.51	—	—	3	0.51
	東部	今 市	2	0.18	—	—	2	0.18
	東部	西 三 荘	1	1.00	5	29.00	6	30.00
中 浜	東部	中 浜 (処)	19	33.86	7	23.17	26	57.03
	東部	弁 天	10	60.19	—	—	10	60.19
	東部	猫 間 川	6	14.50	1	4.33	7	18.83
	東部	今 里	4	5.01	—	—	4	5.01
	東部	舎 利 寺	1	0.33	—	—	1	0.33
	東部	林 寺	1	0.33	—	—	1	0.33
放 出	東部	放 出 (処)	5	8.49	1	2.33	6	10.82
	東部	城 東	5	4.58	3	10.50	8	15.08
	東部	深 江	7	5.50	1	2.33	8	7.83
	東部	片 江	5	6.22	2	7.00	7	13.22
平 野	南部	平 野 (処)	4	5.92	2	10.00	6	15.92
	南部	平 野 市 町	12	27.74	8	50.50	20	78.24
	南部	加 美 南 陽 町	2	0.16	—	—	2	0.16
	南部	今 林	2	3.66	—	—	2	3.66
	南部	住 之 江	4	0.66	6	75.00	10	75.66
住 之 江	南部	住 之 江 (処)	11	21.36	12	109.00	23	130.36
	南部	平 林	5	3.74	—	—	5	3.74
	南部	平 林 第 2	2	0.10	—	—	2	0.10
	南部	南 港 第 1	4	13.00	—	—	4	13.00
	南部	南 港 第 2	4	3.84	3	15.00	7	18.84
	南部	南 港 第 3	3	0.43	—	—	3	0.43
	南部	咲 洲	4	0.20	—	—	4	0.20
	南部	津 守 東	2	0.14	—	—	2	0.14
千 島	西部	千 島 (処)	3	3.34	4	40.00	7	43.34
	西部	難 波 島	3	1.50	—	—	3	1.50
	西部	南 恩 加 島	—	—	—	—	—	—
	西部	鶴 町	4	2.48	2	3.50	6	5.98
	西部	福 町	2	0.23	1	0.50	3	0.73
	西部	船 町	3	0.55	1	0.53	4	1.08

(排水能力 単位:m³/sec)

処理区名	所管事務所	ポンプ場名	モータ		エンジン		ガスタービン		計	
			台数	排水能力	台数	排水能力	台数	排水能力	台数	排水能力
市	西部	市岡(処)	5	9.74	4	37.50	—	—	9	47.24
	西部	九条	6	4.23	3	9.33	—	—	9	13.56
	西部	港	6	5.18	—	—	—	—	6	5.18
岡	西部	港1号	4	1.33	—	—	—	—	4	1.33
	西部	港2号	3	1.04	—	—	—	—	3	1.04
此花	北部	北港	12	10.43	1	2.33	—	—	13	12.76
	北部	恩貴島	4	5.17	4	14.00	—	—	8	19.17
	北部	桜島	4	2.00	1	1.00	—	—	5	3.00
	北部	梅町	1	0.75	3	5.17	—	—	4	5.92
海老江	北部	海老江(処)	10	16.22	9	40.02	—	—	19	56.24
	北部	北野	4	6.16	7	24.99	—	—	11	31.15
	北部	出入橋	—	—	3	6.99	—	—	3	6.99
	北部	天満堀川	4	14.66	—	—	—	—	4	14.66
	北部	西野田	—	—	—	—	—	—	—	—
津守	西部	津守(処)	5	23.16	—	—	4	89.18	9	112.34
	北部	中之島	4	2.46	2	2.84	—	—	6	5.30
	西部	長堀	3	5.08	7	27.50	—	—	10	32.58
	西部	桜川	—	—	2	7.66	—	—	2	7.66
	西部	東四条	2	0.32	—	—	—	—	2	0.32
計			298	440.62	162	780.02	4	89.18	464	1,309.82

平成22年3月31日現在

	モータ		エンジン		ガスタービン		台数	
	台数	m ³ /sec	台数	m ³ /sec	台数	m ³ /sec	台数	m ³ /sec
下水処理場	87	196.02	55	350.34	4	89.18	146	635.54
抽水所	211	244.60	107	429.68	—	—	318	674.28
合計	298	440.62	162	780.02	4	89.18	464	1309.82

注 1. 能力は公称能力

2. その他、中浜、津守、海老江、此花下水処理場に再揚水ポンプがある。

内訳	中浜下水処理場	3台	0.81m ³ /sec
	津守下水処理場	3台	10.50m ³ /sec
	海老江下水処理場	5台	2.50m ³ /sec
	此花下水処理場	2台	2.84m ³ /sec

3. 排水能力はm³/min を m³/sec に換算した値である。

下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています



電力施設の現況

(平成21年度末現在)

(1) 発電設備(火力発電所)

発電所名	所在地	ユニット数	認可最大出力(千kW)
南港発電所	住之江区南港南7-3-8	3	1,800

(2) 送電設備 (関西電力㈱大阪北支店および大阪南支店管内設備数)

架空・地中別	電圧(kV)	こう長(m)	支持物(基)	回線数(回線)
架空線	22	43,797	115	17
	77	693,260	2,002	339
	154	323,038	827	65
	275	239,862	695	33
	500	84,702	213	8
計		1,384,659	3,852	462
地中線	22	28,360	—	30
	77	783,759	—	855
	154	276,092	—	81
	275	70,415	—	16
計		1,158,626		982

(3) 変電設備

区分	変電所数(箇所)	許可出力(kVA)	バンク数(台)
一次変電所	0	0	0
配電用変電所	112	17,895	392
開閉所	1	—	—
計	113	17,895	392

(4) 配電設備 (関西電力㈱大阪北支店および大阪南支店管内設備数)

架空・地中別	電線路亘長(km)	変圧器数(台)	支持物数(本)	回線数
架空線	20,297	664,411	686,803	6,534.0
地中線	3,268	1,962	—	—
計	23,565	666,373	686,803	6,534.0

ガス施設の現況

(大阪ガス㈱ 平成19年3月末現在)

供給設備

・供給所

	ガスホルダー	
	基数	貯蔵容量(m ³ /基)
岩崎供給所	3	100,000
神崎川供給所	2	100,000

・ガス導管

	圧力範囲	本支・共管延長 (km)
高圧導管	1Mpa以上	29
中圧A導管	0.3Mpa以上1Mpa未満	168
中圧B導管	0.01Mpa以上0.3Mpa未満	478
低圧導管	1.0KPa～2.5KPa	6,699

電気通信施設の現況

(西日本電信電話㈱ 大阪市内 平成22年10月現在)

区 分		施設数	備 考
加入電話数(ビル電話含)		993千個	
公衆電話数(ボックス+卓上)		8千個	
線 路	電 柱	189千本	
	ケーブル(架空+地下)	延長65,000km	架空42,000km 地下23,000km
土 木	とう道	延長84km	
	マンホール	40千個	

放送施設の現況(日本放送協会大阪放送局)

※2011.7月アナログ放送終了まで

スタジオ 所在地	送 信 所			
	所在地	出力	周波数	自家発電 設備稼働 可能時間
中央区大手町 4-1-20	生駒放送所 (東大阪市)	総合(2ch) 10kW	総合(2ch) 映像97.25MHz 音声101.75MHz	約80時間
		教育(12ch) 10kW	教育(12ch) 映像217.25MHz 音声221.75MHz	約80時間
	美原放送所 (堺市)	ラジオ第1 100kW	666kHz	約100時間
	羽曳野放送所 (羽曳野市)	ラジオ第2 300kW	828kHz	約100時間
	飯盛山放送所 (大東市)	FM放送 10kW	88.1MHz	約100時間

※2011.7月地上デジタル放送開始以降

スタジオ 所在地	送 信 所			
	所在地	出力	周波数	自家発電 設備稼働 可能時間
中央区大手町 4-1-20	生駒放送所 (東大阪市)	総合 3kW	24ch	約80時間
		教育 3kW	13ch	約80時間
	美原放送所 (堺市)	ラジオ第1 100kW	666kHz	約100時間
	羽曳野放送所 (羽曳野市)	ラジオ第2 300kW	828kHz	約100時間
	飯盛山放送所 (大東市)	FM放送 10kW	88.1MHz	約100時間

大阪市地下街一覧表

大阪市地下街連絡協議会調べ（地下街台帳による）

名	称	ホワイトアイうめだ		ホワイテイうめだ (2期)	プチシャン	ウメだうめだ 計	なんばウオーク		
		(1期)	北区角田町				北区小松原町	北区茶屋町	一番街
	所在地		北区角田町	北区小松原町	北区茶屋町		中央区難波2丁目	中央区難波1丁目 千日前1丁目	
	経営主体		大阪地下街(株)	大阪地下街(株)	大阪地下街(株)		大阪地下街(株)	大阪地下街(株)	
	開設年月日		昭和38年11月29日	昭和45年3月20日	昭和49年8月28日		昭和45年3月6日	昭和46年12月1日	
	総面積 (単位: m ²)		19,167.0	8,863.5	3,304.9	31,335.4	13,011.7	24,869.1	37,880.8
	公共地下歩道		6,727.6	3,323.8	1,906.1	11,957.5	4,784.4	9,947.0	14,731.4
	公共駐車場 (駐車台数)		-	-	-	-	-	-	-
	内 附置義務駐車場 (駐車台数)		-	-	-	-	-	-	-
	店舗 (店舗数)		8,874.3 155	3,456.8 41	1,388.6 19	13,719.7 215	4,706.4 74	10,741.0 172	15,447.4 246
	その他		3,565.1	2,082.9	10.2	5,658.2	3,520.9	4,181.1	7,702.0

	名	称	NAMBAなんなん	あべちか	堂島地下街	中之島地下街	ダイヤモンド大阪	クリスタ長堀	大阪市 合計
	所在地	中央区難波5丁目	天王寺区堀越町	北区堂島1丁目	北区中之島2-3-18	北区中之島2-3-18	北区梅田1丁目	中央区南船場 2丁目～4丁目	
	経営主体	大阪地下街(株)	大阪地下街(株)	堂島地下街(株)	(株)朝日ビルディング	(株)朝日ビルディング	大阪市街地開発(株)	クリスタ長堀(株)	
	開設年月日	昭和32年12月18日	昭和43年11月30日	昭和41年7月1日	昭和40年10月1日	昭和40年10月1日	平成7年10月12日	平成9年5月21日	
	総面積 (単位: m ²)	7,189.0	9,771.0	8,122.6	3,315.5	3,315.5	45,645.6	81,818.4	225,078.3
	公共地下歩道	2,414.0	3,649.3	2,460.0	-	-	11,517.9	15,663.0	62,393.1
	公共駐車場 (駐車台数)	-	-	-	-	-	6,882.1 340	38,986.4 885	45,868.5 1,225
	内 附置義務駐車場 (駐車台数)	-	-	-	-	-	13,685.2 85	6,387.6 145	20,072.8 230
	店舗 (店舗数)	3,452.0 70	3,806.7 47	3,968.1 51	-	-	7,810.2 73	9,161.8 100	57,365.9 802
	その他	1,323.0	2,315.0	1,694.5	-	-	5,750.2	11,619.6	36,062.5

11階以上の建築物数

(平成22年4月1日現在)

階数	棟数
11	1,766
12	615
13	414
14	786
15	681
16	22
17	22
18	23
19	24
20	20
21	22
22	13
23	13
24	12
25	13
26	7
27	8
28	9
29	3
30	7

階数	棟数
31	11
32	9
33	4
34	5
35	8
36	4
37	5
38	5
39	2
40	6
41	5
42	1
43	3
44	1
45	1
46	3
49	1
50	1
51	2
52	1
54	2
合計	4,560

災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、大阪市（以下「甲」という。）と住宅金融公庫大阪支店（以下「乙」という。）が、災害発生時に実施する住宅相談等の施策に関して必要な基本的事項を定めるものとする。

(臨時住宅相談窓口の設置)

第2条 災害時において乙は、甲と協議の上必要と判断される場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談窓口」を臨時に開設し、市民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。

2 「住宅相談窓口」の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、被災した甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した市民の速やかな復興を支援するものとする。

(復興に向けた諸制度の周知)

第4条 甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、市民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

(被災者となった債務者への支援)

第5条 乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した市民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、市民に対して積極的に周知を行うものとする。

2 甲は、当該措置について市民への周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては大阪市住宅局企画部住宅政策課、乙においては住宅金融公庫大阪支店公共業務課とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成16年1月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成16年1月16日

甲 大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号

大 阪 市 長 關 淳 一

乙 大阪府大阪市中央区南本町四丁目5番20号

住宅金融公庫大阪支店長 金 森 章 宣

大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要となる 資機材等の提供協力等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、大規模地震が発生した際、大阪市地域防災計画に基づいて実施する「建築物の応急危険度判定活動」に必要となる資機材等の提供協力等に関して、次のとおり協定を締結する。

（提供協力の要請）

第1条 甲は、大規模地震発生時において、大阪市地域防災計画に基づき、建築物の応急危険度判定活動を円滑に実施するため、必要と認めるときは、乙に対し、資機材等の提供についての協力（以下「提供協力」という。）を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく提供協力の要請（以下「提供協力要請」という。）を受けたときは、乙が被災する等、提供協力ができない場合を除き、これに応じるものとする。

（運搬協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、提供協力要請を行った資機材等について、引渡場所までの運搬の協力（以下「運搬協力」という。）を要請することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく運搬協力の要請（以下「運搬協力要請」という。）を受けたときは、乙が被災する等、提供協力ができない場合を除き、これに応じるものとする。なお、災害発生直後の道路状況等により、資機材等の運搬を行うことが困難な場合は、甲乙協議の上、引渡場所や運搬手段について、最善の手段を講じるものとする。

（提供協力要請等の手続き）

第3条 甲の提供協力要請及び運搬協力要請（以下「提供協力要請等」という。）は、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段（以下「電話等」という。）により行い、次の各号に掲げる事項を明示することとする。

- (1) 要請する資機材等の引渡場所
- (2) 要請する資機材等の品目及び数量
- (3) 要請する資機材等の引渡期限
- (4) 運搬協力要請の有無
- (5) その他必要な事項

2 甲は、提供協力要請等を電話等で行った後、速やかに乙に対して提供協力及び運搬協力（以下「提供協力等」という。）を要請する旨の文書を提出するものとする。

（提供協力等の優先実施）

第4条 乙は、提供協力要請等を受けたときは、可能な限り、他の業務に優先して提供協力等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、提供協力等を実施するのに必要となる経費（以下「協力経費」という。）は、原則として甲が負担する。なお、甲乙協議の上、あらかじめ無償提供の取り決めがある資機材等又は乙が自主的に行う資機材等の提供に伴う費用は、乙の負担とする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準とする。

3 乙は、甲が協力経費を支弁するいとまがなく、かつ、甲から要請があった場合には、協力経費を一時立替えるものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、甲乙協議して定める。

(報告)

第6条 乙は、提供協力等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により、甲に報告し、速やかに乙は甲に実施した旨の文書を提出するものとする。

- (1) 提供した場所
- (2) 提供した資機材等の品目及び数量
- (3) 提供した日時
- (4) 運搬協力の有無
- (5) その他必要な事項

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、前条による文書の提出後、甲に対して協力経費の支払を請求し、甲は、乙の請求に基づき、これを支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、大規模地震発生時における円滑な協力を図るため、関係会社等との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定める。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要な情報を相互に交換する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙より申し出が無く、両者異議の無いときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成○年○月○日

甲 大阪市 代表者 大阪市長 平松 邦夫

乙 ○○※(代表者名)

※次の各社(団体)と個別締結

【複写機等】(株)沖データ、キヤノンマーケティングジャパン(株)、京セラミタ(株)、コニカミノルタ総合サービス(株)、東芝テックビジネスソリューション(株)、パナソニックCCソリューションズ(株)、富士ゼロックス(株)、リコージャパン(株)、ブラザー販売(株)

【粘着テープ】日本粘着テープ工業会

【印刷物】大阪府印刷工業組合

【筆記具・バインダー】大阪文具工業連盟

【相談員】(社)大阪府建築士会

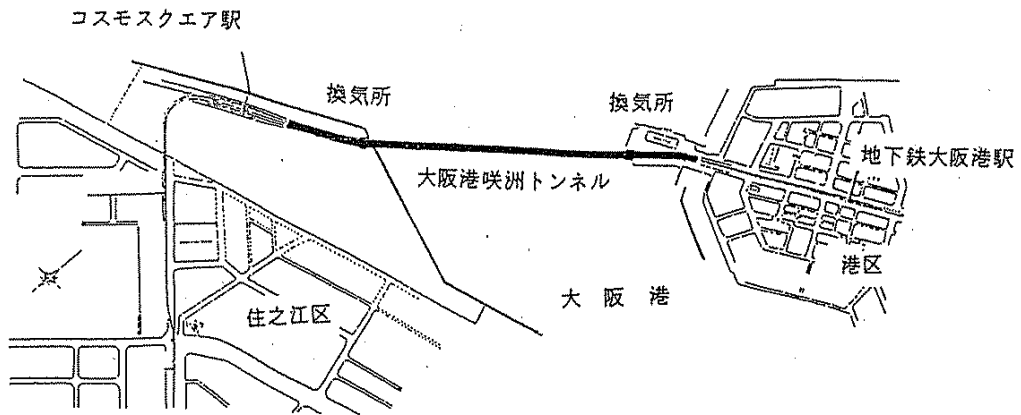
大阪市内道路現況

平成22年4月1日現在

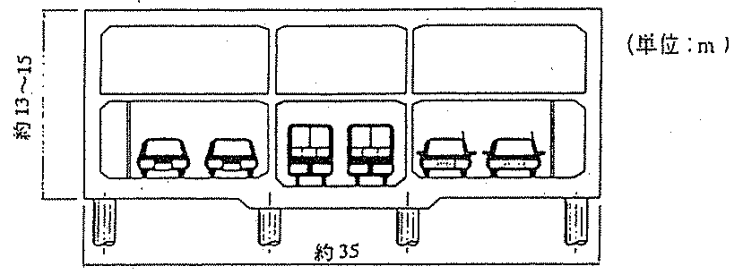
道路種別		路線数	延長 (m)
国道	国土交通大臣管理	7	47,232
	大阪市長管理	6	62,568
		13	109,800
府道	大阪市管理	28	183,173
市道	〃 (建設局)	11,831	3,603,390
	〃 (港湾局)	297	120,229
		12,128	3,723,619
合計	国土交通大臣管理	7	47,232
	大阪市長管理	6	62,568
	大阪市管理	12,156	3,906,792
		12,169	4,016,592

※高速道路を除く

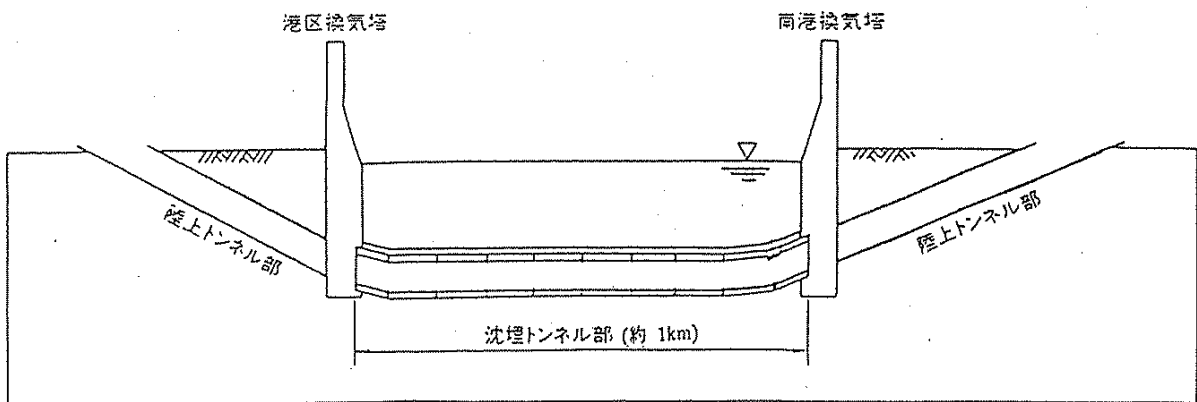
大阪港咲洲トンネルの概要



咲洲トンネル位置図

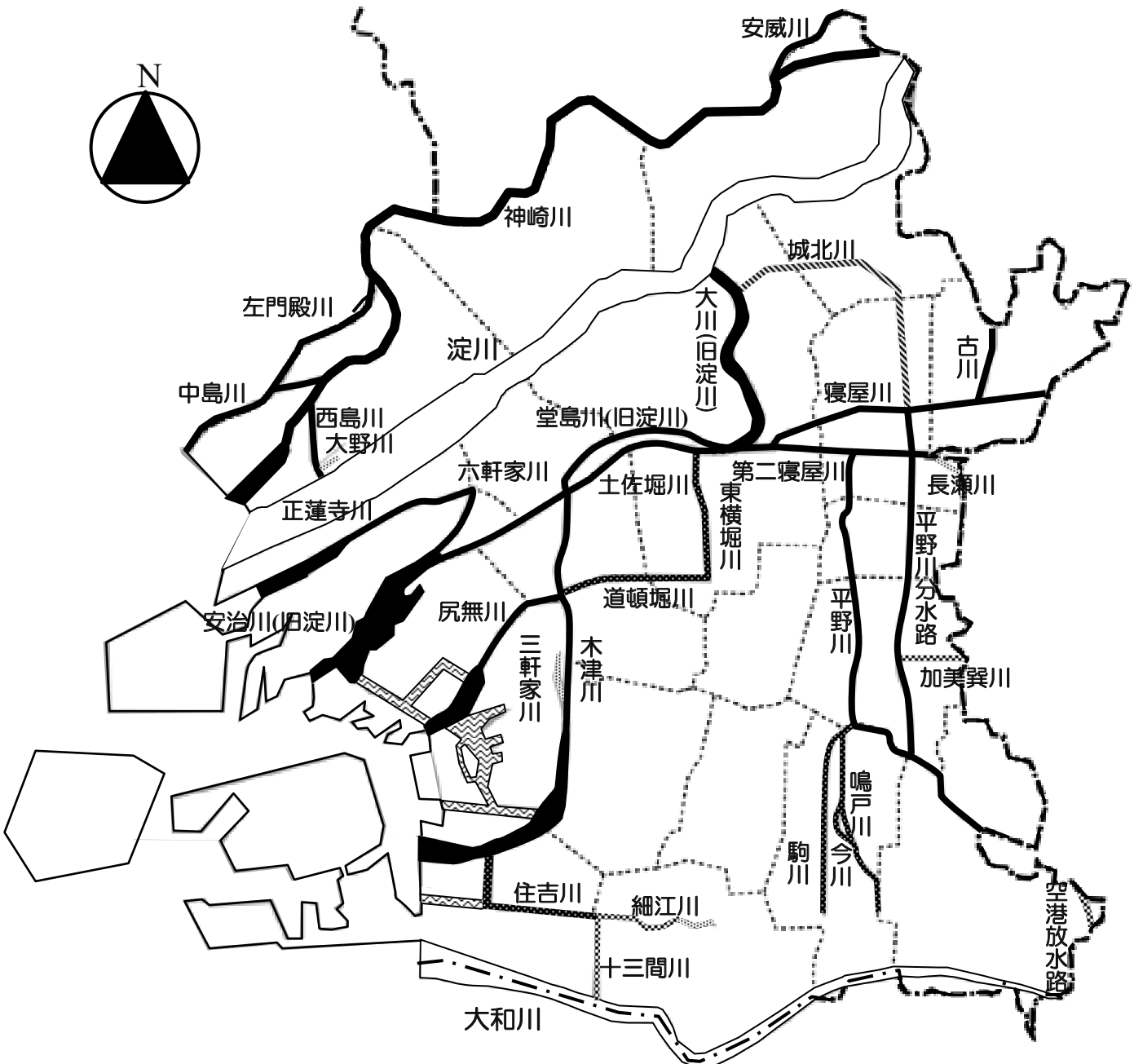


陸上部トンネルの標準断面



トンネル縦断面

大阪市内河川管理区分図



凡例	河川法取り扱い	管理者
	1級河川	国土交通大臣
	1級河川(指定区間)	大阪府知事
	1級河川(指定区間)	大阪市長
	1級河川(指定区間)	大阪市長(知事から委任・委託)
	準用河川	大阪市長
	普通河川	大阪市長
		市界
		区界

港湾施設一覽表

種 別	数 量		種 別	数 量	
大 型 けい船岸	125隻	18,961 m	上 屋	82 棟	245,238 m ²
ドルフィン	6 隻	17 基	荷さばき地		1,029,978 m ²
けい船浮標	3 隻	3 基	貯 炭 場	第1～第3	20,317 m ²
ひき船	市有 3隻	387t 3600馬力 2隻 182t 3200馬力 1隻 (うち1隻は給水船を兼ねる)	渡 船	2 隻	(輸送能力) 乗客 80名
網取船	3 隻		木材整理場	1カ所	総面積 423,483 m ²
			防 波 堤		4,103 m
			波 除 堤		1,048 m
			防 潮 堤		59,780 m
給 水 船	1 隻	自航給水船 (151 t : 300m ³ 積)	護 岸		25,499 m
給 水 栓	29 カ所	287カ所	サ イ 口		容量 52,500 t
荷役機械	5 基				
臨港緑地	15箇所	総面積 約 208,757 m ²			
海浜施設	3 箇所	総面積 約 193,000 m ² (南港野鳥園) 総面積 約 105,000 m ² (コスモスクエア海浜緑地) 総延長 約 612 m (南港魚つり園)			
ヨットハーバー	1 箇所	総面積 約 187,000 m ²			

防潮扉・水門一覽表 (大阪市管理分)

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
此花区 北港・桜島	3	梅町2-1	39・50	引戸・1	5.10 × 3.35	OP+3.51	手動
	4	"	"	"	5.10 × 3.35	OP+3.52	手動
	5	梅町2-6	39・51	"	4.00 × 2.75	OP+3.62	電動
	6	"	"	"	8.00 × 2.75	OP+3.55	電動
	7	梅町2-4	39・50	"	4.00 × 2.75	OP+3.76	電動
	8	"	39・53	"	4.00 × 2.25	OP+4.10	手動
	9	"	"	"	6.00 × 2.25	OP+4.15	電動
	10	"	"	"	6.00 × 2.25	OP+4.17	電動
	11	"	"	"	6.00 × 2.25	OP+4.09	電動
	12	"	"	"	6.00 × 2.25	OP+4.16	電動
	13	"	"	"	6.00 × 2.25	OP+4.16	電動
	14	"	39・50	"	6.00 × 2.85	OP+4.10	電動
	15	"	39・52	"	4.00 × 3.50	OP+3.19	電動
	16	"	"	"	10.00 × 3.20	OP+3.49	電動
	17	"	51	"	6.00 × 3.25	OP+2.88	電動
	18	"	"	"	6.00 × 3.75	OP+2.38	電動
	19	"	"	"	4.00 × 3.75	OP+2.57	手動
	20	梅町1-1	52	"	4.70 × 1.45	OP+5.25	手動
	21-1	桜島3-10	50・52	引戸・1	10.00 × 2.30	OP+4.33	電動
	21-2	"	"	"	10.00 × 2.30	OP+4.31	電動
	21-3	"	"	"	10.00 × 2.30	OP+4.30	電動
	22	"	38・50・62	"	6.50 × 2.60	OP+4.08	電動
	23	" (桜島2号上屋入口)	47・63・16	"	4.80 × 3.36	OP+3.31	電動
	24	" (")	"	"	4.80 × 3.36	OP+3.30	電動
	25	" (")	"	"	5.20 × 3.31	OP+3.34	電動
	26	" (")	"	"	4.80 × 3.35	OP+3.32	電動
	27	" (")	"	"	4.80 × 3.35	OP+3.34	電動
	28	" (桜島1・2号上屋間通路)	"	"	9.00 × 3.71	OP+3.00	電動
	29	" (桜島1号上屋入口)	47・63	"	4.80 × 3.62	OP+3.10	電動
	30	" (")	"	"	4.80 × 3.62	OP+3.09	電動
	31	" (")	"	"	5.20 × 3.67	OP+3.04	電動
	32	" (")	"	"	4.80 × 3.62	OP+3.09	電動
	33	" (")	"	"	4.80 × 3.63	OP+3.08	電動
	34-1	"	49・元	"	6.50 × 3.35	OP+3.36	電動
	34-2	"	"	"	3.00 × 1.30	OP+5.40	手動
35	"	46・2	"	4.00 × 2.11	OP+4.62	手動	

地区名	門扉番号	所在所	地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
此花区常吉	1	常吉2		2	引戸・1	6.00 × 3.00	OP+3.57	電動
	2	"		2	"	9.00 × 3.00	OP+3.62	電動
	3	"		2	"	10.00 × 2.90	OP+3.83	電動
	4	"		2	"	6.00 × 2.95	OP+3.65	電動
	5	"		2	"	8.00 × 2.90	OP+3.78	電動
	6	"		2	"	6.00 × 2.80	OP+3.96	電動
	7	"		2	"	10.00 × 2.40	OP+4.30	電動
	8	"		2	"	8.00 × 2.40	OP+4.19	電動
	9	"		2	"	8.00 × 2.40	OP+4.07	電動
	10	"		2	"	8.00 × 2.40	OP+4.06	電動
	11	"		2	"	10.00 × 2.40	OP+4.12	電動
	12	"		2	"	8.00 × 2.40	OP+4.10	電動
	13	"		3	"	8.00 × 2.40	OP+4.13	電動
	14	"		3	"	8.00 × 2.40	OP+4.20	電動
	15	"		5	"	10.00 × 2.70	OP+4.09	電動
	16	常吉1		4		ボンプ場排水弁		
	17	"		6	引戸・1	9.00 × 1.10	OP+5.71	電動
	18	"		7	角落・1	5.00 × 1.20	OP+5.59	クレーン
	19	"		7	"	5.00 × 1.20	OP+5.61	クレーン
港区安治川左岸	1	弁天6 (物揚場北端)		39・51	片開・1	3.00 × 2.43	OP+4.40	手動
	2	" (物揚場中央)		"	"	4.00 × 2.14	OP+4.65	手動
	3	" (安治川突堤北岸基部)		37・52	引戸・1	6.90 × 2.22	OP+4.60	電動
	4	" (安治川突堤船客待合所前)		38・51	片開・1	3.45 × 2.08	OP+4.72	手動
	5	" (")		"	"	3.45 × 2.08	OP+4.72	手動
	6-1	" (安治川突堤船客待合所西端)		39	"	2.00 × 2.00	OP+2.70	手動
	6-2	" (安治川突堤船客待合所元派出所前)		43・51	"	5.00 × 1.82	OP+4.97	手動
	6-3	" (公園西側通路)		"	"	5.00 × 2.85	OP+4.00	油圧手動
	6-4	" (兼船場中央通路)		"	引戸・1	2.00 × 2.67	OP+4.16	手動
	6-5	" (市設4号上屋東側通路)		"	片開・1	6.00 × 2.84	OP+4.01	油圧手動
	6-6	" (市設4号上屋壁側入口)		42・51	引戸・1	4.00 × 3.32	OP+3.48	手動
	6-7	" (")		"	"	4.00 × 3.35	OP+3.48	手動
	6-8	" (")		"	"	4.00 × 3.36	OP+3.47	手動
	6-9	" (市設4号上屋先端物揚場入口)		"	"	4.00 × 2.95	OP+3.84	手動
	6-10	" (安治川突堤中央道路西場)		43・52	"	9.00 × 3.03	OP+3.78	電動
	6-11	" (")		"	"	6.50 × 3.02	OP+3.80	電動
	6-12	" (市設3号上屋先端入口)		43・51	"	4.00 × 2.85	OP+4.02	手動
6-13	" (市設3号上屋南岸側入口)		43・52	"	4.00 × 3.28	OP+3.63	手動	
6-14	" (")		43・50	"	4.00 × 3.28	OP+3.63	手動	
6-15	" (")		43・51	"	4.00 × 3.28	OP+3.60	手動	
6-16	" (市設3・2号上屋間通路)		43・50	"	9.00 × 3.12	OP+3.75	電動	
6-17	" (市設2号上屋入口)		43・51	"	4.00 × 3.28	OP+3.60	手動	

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
港区安治川左岸	6-18	" (")	43・50	"	4.00 × 3.28	OP+3.59	手動
	6-19	" (")	"	"	4.00 × 3.28	OP+3.61	手動
	6-20	" (")	43・51	"	4.00 × 3.28	OP+3.59	手動
	6-21	" (市設2.1号上屋間通路)	"	"	9.00 × 3.12	OP+3.74	電動
	6-22	" (市設1号上屋入口)	"	"	4.00 × 3.28	OP+3.59	手動
	6-23	" (")	43・50	"	4.00 × 3.28	OP+3.60	手動
	6-24	" (")	43・51	"	4.00 × 3.28	OP+3.60	手動
	6-25	" (")	43・50	"	4.00 × 3.28	OP+3.59	手動
	6-26	" (市設1号上屋東側通路)	43・52	"	6.50 × 3.24	OP+3.59	電動
	7	" (市設7号上屋北側通路)	38・52	"	6.00 × 2.57	OP+4.21	電動
	8	" (市設7号上屋入口)	39・52	"	3.00 × 2.75	OP+4.07	手動
	9	" (")	39・51	"	3.00 × 2.65	OP+4.11	手動
	10	" (")	"	"	3.00 × 2.75	OP+4.03	手動
	11	" (市設7.6号上屋間通路)	30・52	"	6.00 × 2.65	OP+4.15	電動
	12	" (市設6号上屋入口)	"	"	3.00 × 2.65	OP+4.18	手動
	13	" (")	39・51	"	3.00 × 2.70	OP+4.12	手動
	14	" (")	"	"	3.00 × 2.70	OP+4.14	手動
	15	" (市設6.5号上屋間通路)	"	"	6.00 × 2.55	OP+4.29	電動
	16	弁天6 (市設5号上屋入口)	30・51	引戸・1	3.00 × 2.55	OP+4.28	手動
	17	" (")	"	"	3.00 × 2.59	OP+4.24	手動
	18	" (")	39・52	"	3.00 × 2.55	OP+4.30	手動
	19	石田1 (市設6号上屋南側通路)	"	"	6.00 × 2.51	OP+4.32	電動
	20	" (初芝運輸西側通路)	38・52・20	両開・1②	6.00 × 3.28	OP+3.56	油圧電動
	21	石田1-2-1 ((株)大塚倉庫前)	"	引戸・1	5.00 × 3.20	OP+3.63	電動
	22	" (")	"	"	5.00 × 3.30	OP+3.54	電動
	23	" (")	"	両開・1②	6.00 × 3.30	OP+3.52	油圧電動
	24	石田1	"	引戸・1	4.00 × 3.30	OP+3.54	電動
	25	"	38・52	"	5.00 × 3.27	OP+3.56	手動
	26	"	"	"	5.00 × 3.27	OP+3.53	手動
	27-1	"	"	"	6.00 × 3.25	OP+3.52	油圧電動
	27-2	"	44・52	両開・1②	5.00 × 3.34	OP+3.43	電動
	27-3	"	"	引戸・1	5.00 × 3.34	OP+3.42	電動
27-4	" (市設10号上屋入口)	41・52	"	4.00 × 3.05	OP+3.71	手動	
27-5	" (")	"	"	4.00 × 3.03	OP+3.76	手動	
27-6	" (")	"	"	4.00 × 3.01	OP+3.78	手動	
28	" (市設10.4号上屋間通路)	38・50	"	9.00 × 2.90	OP+3.92	電動	
29	" (市設4号上屋入口)	38・50・21	"	4.00 × 2.50	OP+4.44	電動	
30	" (")	"	"	4.00 × 2.50	OP+4.43	電動	
31	" (")	"	"	4.00 × 2.50	OP+4.45	電動	
32	" (")	38・50	角落・1	4.00 × 2.47	OP+4.41	7ホークリフト	

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
港区安治川左岸	33	" (")	"	"	4.00 × 1.96	OP+4.39	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	34	" (")	"	"	4.00 × 2.47	OP+4.36	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	35	" (市設4.3号上屋間通路)	"	引戸・1	9.00 × 2.79	OP+4.00	電動
	36	石田2 (市設3号上屋入口)	39・50	角落・1	4.00 × 2.47	OP+4.45	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	37	" (")	"	"	4.00 × 2.47	OP+4.45	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	38	" (")	"	"	4.00 × 1.96	OP+4.46	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	39	" (")	"	"	4.00 × 1.96	OP+4.46	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	40	" (")	"	"	4.00 × 2.47	OP+4.49	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	41	" (")	"	"	4.00 × 2.47	OP+4.50	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-1	" (")	"	"	9.00 × 2.90	OP+3.86	電動
	42-2	" (市設3号上屋下流)	43・51	引戸・1	3.50 × 2.61	OP+4.15	手動
	42-3	" (市設9号上屋上流)	42・51	"	4.00 × 2.09	OP+4.70	手動
	42-4	" (市設9号上屋入口)	42・52	角落・1	4.00 × 2.01	OP+4.84	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-5	" (")	"	"	4.00 × 2.01	OP+4.85	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-6	" (市設9.8号上屋間通路)	"	引戸・1	9.00 × 2.14	OP+4.69	電動
	42-7	" (市設8号上屋入口)	"	角落・1	4.00 × 2.02	OP+4.84	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-8	" (")	"	"	4.00 × 2.01	OP+4.84	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-9	" (")	"	"	4.00 × 2.01	OP+4.84	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	42-10	石田2 (市設8号上屋入口)	42・52	角落・1	8.55 × 2.05	OP+4.81	ﾌｻｰｸﾘｯﾄ
	43	" (サイ口上流出入口)	38・51	引戸・1	5.00 × 3.13	OP+3.69	手動
	44-1	石田3 (市設12号上屋入口)	38・54	"	6.00 × 1.95	OP+4.89	電動
	44-2	" (")	"	"	6.00 × 1.95	OP+4.88	電動
	45	" (市設2号上屋上流)	44・52	"	11.00 × 2.10	OP+4.76	電動
	46	港晴5 (市設2号上屋入口)	44・52・62	"	4.00 × 2.15	OP+4.78	手動
	47	" (")	"	"	4.00 × 2.15	OP+4.77	手動
	49	" (")	"	"	4.00 × 2.15	OP+4.78	手動
	50	" (市設2.1号上屋間通路)	44・52	"	9.00 × 2.15	OP+4.69	電動
	51	" (市設1号上屋入口)	49	"	4.00 × 4.00	OP+4.78	手動
	52	" (")	"	"	4.00 × 4.00	OP+4.78	手動
	53	" (")	"	"	4.00 × 4.00	OP+4.78	手動
	54	" (")	"	"	4.00 × 4.00	OP+4.78	手動
	55-1	" (市設1.11号上屋間通路)	"	"	9.00 × 2.15	OP+4.66	電動
	55-2	" (市設11号上屋入口)	"	"	4.00 × 2.09	OP+4.75	手動
	55-2	" (")	"	"	4.00 × 2.09	OP+4.74	手動
	55-4	" (")	"	"	4.00 × 2.09	OP+4.74	手動
	55-5	" (")	"	"	4.00 × 2.09	OP+4.74	手動
	55-6	" (市設11号上屋下流)	"	"	6.50 × 2.23	OP+4.54	電動
	55-7	" (")	"	"	5.00 × 2.78	OP+3.99	電動
	56	" (宝船冷蔵棧橋前)	"	"	8.00 × 2.55	OP+4.25	電動
	57	" (秋津冷蔵棧橋前)	44・52	"	8.00 × 2.60	OP+4.22	電動

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法	
港区埠頭	1	築港3	37・53・18	〃	3.00 × 2.60	OP+3.62	電動	
	2	〃	〃	〃	3.00 × 3.00	OP+3.22	電動	
	3	〃	37・52	〃	4.00 × 4.10	OP+2.14	電動	
	4	〃	〃	〃	3.50 × 4.10	OP+2.14	電動	
	5	〃	〃	〃	3.50 × 4.10	OP+2.12	電動	
	6	〃	〃	〃	3.50 × 4.10	OP+2.08	電動	
	7	〃	〃	〃	3.50 × 4.10	OP+2.02	電動	
	8	〃	〃	〃	3.50 × 4.10	OP+2.13	電動	
	9	〃	40・49	〃	4.00 × 0.90	OP+5.40	手動	
	10-1	〃	〃	〃	3.00 × 2.30	OP+3.94	手動	
	10-2	〃	(天保山棧橋渡船場通路)	43・52	〃	10.00 × 2.15	OP+4.17	電動
	10-3	〃	(天保山船客上屋)	43・47	〃	6.00 × 2.40	OP+4.19	電動
	10-4	〃	(天保山船客上屋西側)	43・50	〃	12.00 × 2.13	OP+4.39	電動
	11	〃	(天保山公園内)	8	〃	8.00 × 2.40	OP+4.31	電動
	12	〃	(〃)	〃	〃	8.00 × 2.40	OP+4.31	電動
	13	〃	(マーケットブレイス)	40・47・18	〃	6.00 × 2.05	OP+4.29	電動
	14	〃	(〃)	〃	〃	6.00 × 2.05	OP+4.28	電動
	15	〃	海岸通1 (マーケットブレイス)	40・47	〃	8.60 × 2.15	OP+4.28	手動
	16	〃	海岸通1 (マーケットブレイス)	〃	〃	6.00 × 2.15	OP+4.27	手動
	17	〃	(〃)	40・47・18	〃	6.00 × 2.05	OP+4.27	電動
	18	〃	海岸通1	47・63	〃	9.00 × 2.20	OP+4.34	電動
	20	〃	(海遊館)	〃	〃	4.00 × 2.20	OP+4.31	手動
	22	〃	(〃)	47・63・20	〃	4.00 × 2.05	OP+4.28	電動
	25	〃	(〃)	40・47	〃	3.40 × 3.30	OP+3.27	手動
	26	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 3.30	OP+3.28	手動
	27	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 3.30	OP+3.30	手動
	29	〃	(〃)	40・52	〃	9.00 × 3.30	OP+3.30	電動
	35-1	〃	(水上警察署前面)	41・5・20	片開・1	6.00 × 2.90	OP+3.62	油圧電動
	35-2	〃	(中央突堤道路)	47	〃	9.00 × 1.80	OP+4.71	油圧手動
	35-3	〃	海岸通1地先	47・50	引戸・1	20.00 × 1.40	OP+5.05	電動
	36	〃	海岸通2 (市設中央3号上屋北側通路)	41・52	〃	9.00 × 4.27	OP+3.36	電動
	37	〃	(市設中央3号上屋入口)	40・47	〃	3.40 × 3.00	OP+3.60	手動
	38	〃	(〃)	〃	〃	3.60 × 2.95	OP+3.66	手動
	39	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 2.90	OP+3.71	手動
	40	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 2.95	OP+3.68	手動
	41	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 3.00	OP+3.63	手動
	42	〃	(市設中央3号上屋間通路)	40・52	〃	9.00 × 2.90	OP+3.75	電動
	43	〃	(市設中央2号上屋入口)	40・47	〃	3.40 × 2.90	OP+3.77	手動
	44	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 2.90	OP+3.78	手動
	45	〃	(〃)	〃	〃	3.40 × 2.90	OP+3.77	手動

地區名	門牌番号	所在地點	施工年度	形式・數	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
港区埠頭	46	〃 (市設中央2 1号上屋間通路)	40・52	〃	9.00 × 2.90	OP+3.77	電動
	47	〃 (市設中央1号上屋入口)	40・47	〃	3.40 × 2.90	OP+3.79	手動
	48	〃 (〃)	〃	〃	3.60 × 2.95	OP+3.73	手動
	49	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 2.90	OP+3.79	手動
	50	〃 (〃)	〃	〃	3.60 × 2.95	OP+3.73	手動
	51	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 3.00	OP+3.67	手動
	52	〃 (市設中央1号上屋南側通路)	40・52	〃	9.00 × 3.03	OP+3.63	電動
	53-1	〃 (住友1号倉庫西側)	41・47・58	〃	6.00 × 3.35	OP+4.29	電動
	53-2	〃 (住友1号倉庫入口)	41・47	〃	5.50 × 1.40	OP+5.12	手動
	53-3	〃 (〃)	〃	〃	5.50 × 1.40	OP+5.13	手動
	53-4	〃 (〃)	〃	〃	5.50 × 1.40	OP+5.13	手動
	53-5	〃 (住友1.3号倉庫間通路)	〃	〃	6.00 × 2.40	OP+4.10	電動
	53-6	〃 (住友3号倉庫入口)	〃	〃	5.55 × 1.65	OP+4.88	手動
	53-7	〃 (〃)	〃	〃	5.55 × 1.65	OP+4.88	手動
	53-8	〃 (〃)	〃	〃	5.55 × 1.65	OP+4.87	手動
	53-9	〃 (住友3.5号倉庫間通路)	〃	〃	8.00 × 2.60	OP+4.05	油圧手動
	53-10	〃 (住友5号倉庫入口)	〃	〃	5.90 × 2.07	OP+4.45	電動
	53-11	〃 (〃)	〃	〃	5.90 × 2.07	OP+4.45	電動
	53-12	〃 (〃)	〃	〃	5.90 × 2.07	OP+4.45	電動
	53-13	〃 (住友5.7号倉庫間通路)	〃	〃	6.00 × 2.35	OP+4.10	電動
	53-18	築港1 (三保造船所前)	49・18	〃	7.00 × 2.60	OP+3.25	電動
	54	〃 (第2突堤先端)	元	〃	8.00 × 1.97	OP+5.31	電動
	55	〃 (第2突堤道路先端)	41・50	〃	9.00 × 2.85	OP+4.42	電動
	56	〃 (〃)	〃	〃	4.00 × 1.80	OP+4.70	手動
	57	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 1.80	OP+4.72	手動
	58	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 1.80	OP+4.75	手動
	60	〃 (M上屋西側)	〃	〃	9.00 × 1.80	OP+4.74	電動
	61	〃 (M上屋入口)	〃	〃	3.70 × 1.80	OP+4.72	手動
	62	〃 (〃)	〃	〃	3.70 × 1.80	OP+4.74	手動
	63	〃 (〃)	〃	〃	3.70 × 1.80	OP+4.74	手動
	64	海岸通3 (M・N上屋間通路)	41・40	〃	9.00 × 1.80	OP+4.76	電動
	65	〃 (N上屋入口)	〃	〃	3.30 × 1.72	OP+4.77	手動
	66	〃 (〃)	〃	〃	3.30 × 1.72	OP+4.76	手動
	67	〃 (〃)	〃	〃	3.30 × 1.72	OP+4.74	手動
	68	〃 (N・O上屋間通路)	40・50	〃	9.00 × 1.75	OP+4.74	電動
	69	〃 (O上屋入口)	〃	〃	3.40 × 1.71	OP+4.78	手動
	70	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 1.67	OP+4.81	手動
	71	〃 (〃)	〃	〃	3.40 × 1.66	OP+4.81	手動
	72	〃 (O上屋東側)	〃	〃	6.50 × 2.27	OP+4.19	電動
	73	〃 (第2突堤基部船溜)	40・48	〃	4.50 × 3.49	OP+3.01	手動

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
港区埠頭	74	" (")	40・48・61	"	4.50 × 3.53	OP+2.98	電動
	75	" (旧和橋倉庫入口)	40・47・13	"	3.00 × 2.58	OP+3.35	油圧電動
	76	" (")	40・47	"	3.00 × 2.58	OP+3.37	手動
	77	" (旧和橋倉庫・平成商会倉庫間)	40・58・15	"	6.00 × 2.58	OP+3.38	電動
	78	" (平成商会倉庫)	40・47・13	"	3.00 × 2.40	OP+3.56	油圧電動
	79	" (")	40・47・18	"	3.00 × 2.40	OP+3.55	電動
	80	" (")	40・47・13	"	3.00 × 2.40	OP+3.54	電動
	81	" (平成商会入口)	40・47・18	"	4.00 × 2.35	OP+3.59	電動
	82	" (平成商会東側通路)	40・47	"	4.00 × 2.50	OP+3.46	手動
	83-1	海岸通4 (第3突堤道路)	41・49	"	18.00 × 1.30	OP+5.13	電動
	83-2	" (")	41・50・62	"	16.30 × 2.87	OP+3.78	発動機
	83-3	" (8号岸上屋西側通路)	40・51・62	"	9.00 × 3.07	OP+3.78	電動
	83-4	" (Z上屋入口)	48・52	"	4.50 × 3.39	OP+3.48	電動
	84	" (")	41・51	"	4.70 × 2.17	OP+4.71	手動
	85	海岸通4 (Z上屋入口)	41・51	"	4.70 × 2.17	OP+4.71	手動
	86	" (")	"	"	4.70 × 2.17	OP+4.72	手動
	87	" (Z上屋Y上屋間通路)	"	"	9.00 × 2.44	OP+4.43	電動
	88	" (Y上屋入口)	"	"	4.00 × 2.17	OP+4.72	手動
	89	" (")	"	"	4.00 × 2.17	OP+4.72	手動
	90	" (")	"	"	4.00 × 2.17	OP+4.71	手動
	91	" (")	"	"	4.00 × 2.17	OP+4.72	手動
	92	" (Y上屋東側通路)	"	"	9.00 × 2.95	OP+3.87	電動
福崎尻無川右岸	2	福崎2	39	引戸・1	6.20 × 2.70	OP+2.84	手動
	3-1	"	"	"	6.20 × 2.20	OP+3.18	手動
	3-2	"	62	"	3.50 × 2.08	OP+2.94	手動
	4	松崎3	44・55	浮力式・1	33.24 × 8.66	OP-2.00	曳船
	5	"	"	吊上式・1	2.02 × 4.37	OP-2.23	起重機
	6	"	"	浮力式・1	37.40 × 8.86	OP-2.31	曳船
	7	"	"	"	18.30 × 8.91	OP-2.31	曳船
	9	"	42	引戸・1	3.00 × 2.60	OP+4.17	手動
	13	市岡3	39・51	"	7.25 × 0.95	OP+4.52	手動
	14	南市岡3	"	"	6.50 × 0.95	OP+4.55	手動
	15	"	39	片開・1	1.18 × 0.85	OP+4.60	手動
	16	"	"	"	1.18 × 0.85	OP+4.63	手動
	17	南市岡1	39・51	引戸・1	6.50 × 1.59	OP+3.95	手動
	18	三十間堀川水門	47・14	ローラーゲート・1	14.00 × 9.50	OP-3.00	電動
	19	三十間堀川水門	"	"	11.00 × 9.50	OP-3.00	電動
	20	福崎水門	47・15	"	8.00 × 8.10	OP-1.50	電動
	1-鉄	福崎1 (杉村運河東側)	39・42	両開・1②	4.40 × 2.30	OP+3.01	手動
	2-鉄	福崎3 (杉村運河西側)	40	引戸・1	4.40 × 2.45	OP+3.20	手動

地区名	門扉番号	所在	地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法
大正区本土	5	南恩加島			角落・1	2.40 × 0.80	OP+5.14	クレーン
	9	北恩加島 (甚兵衛渡)		42	引戸・1	3.00 × 2.10	OP+4.37	手動
	10	"		49	両開・1②	7.50 × 2.20	OP+4.44	油圧手動
	11	"		"	引戸・1	10.00 × 1.75	OP+4.68	電動
	18-1	" (鉄鋼埠頭上流)		42・51	"	10.00 × 2.28	OP+4.47	電動
	18-2	" (")		"	"	10.00 × 2.18	OP+4.61	電動
	18-4	" (鉄鋼埠頭下流)		"	"	10.00 × 2.04	OP+4.75	電動
	18-6	" (千歳渡)		47	"	3.00 × 2.15	OP+4.23	手動
	19	南恩加島 (第2突堤基部)		39・47	"	3.50 × 2.03	OP+3.84	手動
	20	" (第2突堤南岸)		40・54	"	1.50 × 1.40	OP+4.57	手動
	34	北村3 (大正内港突堤南岸基部)		44・18	"	3.00 × 2.30	OP+3.58	電動
	35	" (")		"	"	3.00 × 2.30	OP+3.58	電動
	36	" (")		45・18	"	3.00 × 2.27	OP+3.67	電動
	37-1	小林西 (東海運輸倉庫西側)		47	片扉・1	5.00 × 0.70	OP+5.12	手動
	37-2	小林西 (東海運輸倉庫南側)		47	片扉・1	7.50 × 0.90	OP+4.94	手動
	38	" (大正第1突堤1号上屋入口)		46	引戸・1	4.00 × 0.85	OP+5.03	手動
	39	" (")		"	"	4.00 × 0.85	OP+5.01	手動
	40	" (大正第1突堤1. 2号上屋間通路)		"	"	9.00 × 0.85	OP+4.99	手動
	41	" (大正第1突堤2号上屋入口)		"	"	4.00 × 0.85	OP+5.02	手動
	42	" (")		"	"	4.00 × 0.75	OP+5.14	手動
	43	" (")		"	"	4.00 × 0.75	OP+5.14	手動
	44	" (")		"	"	4.00 × 0.75	OP+5.14	手動
	45	" (大正第1突堤2. 3号上屋間通路)		"	"	9.00 × 0.75	OP+5.13	手動
	46	" (大正第1突堤3号上入口)		"	"	4.00 × 0.65	OP+5.23	手動
	47	" (")		"	"	4.00 × 0.75	OP+5.12	手動
	48	" (")		"	"	4.00 × 0.75	OP+5.08	手動
	49	" (")		"	"	4.00 × 0.85	OP+4.95	手動
	50	" (大正第1突堤3. 4号上屋間通路)		"	"	9.00 × 0.95	OP+4.83	手動
	51	" (大正第1突堤4号上屋入口)		"	"	4.00 × 0.95	OP+4.83	手動
	52	" (")		"	"	4.00 × 0.95	OP+4.84	手動
	53	" (")		"	"	4.00 × 0.95	OP+4.86	手動
	54	" (")		"	"	4.00 × 0.95	OP+4.90	手動
	55	" (")		"	"	4.00 × 0.55	OP+5.28	手動
	56	" (大正第1突堤4. 5号上屋間通路)		"	"	9.00 × 0.65	OP+5.16	手動
	57	" (大正第1突堤5号上屋入口)		"	"	4.00 × 0.65	OP+5.18	手動
	58	" (")		"	"	4.00 × 0.65	OP+5.18	手動
	59	" (")		"	"	4.00 × 0.65	OP+5.18	手動
	60	" (大正第1突堤5. 6号上屋間通路)		"	"	9.00 × 0.65	OP+5.21	手動
	61	" (大正第1突堤6号上屋入口)		46・57	"	4.00 × 0.75	OP+5.59	手動
	62	" (")		"	"	6.00 × 0.70	OP+5.65	手動
	63	" (")		"	"	6.00 × 0.70	OP+5.65	手動
	64	" (")		"	"	6.00 × 0.70	OP+5.64	手動
	65	" (大正第1突堤6. 7号上屋間通路)		47・56	"	9.00 × 1.04	OP+5.26	手動
	66	" (第1突堤7号上屋入口)		"	"	6.00 × 0.70	OP+5.64	手動
	67	" (")		"	"	6.00 × 0.70	OP+5.63	手動

地区名	門扉番号	所在地	施工年度	形式・数	有効寸法 (幅×高さm)	敷居高 (m)	開閉方法	
大正区本土	68	" (")	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.63	手動	
	69	" (第1突堤7.8号上屋間通路)	"	"	9.00 × 1.16	OP+5.11	手動	
	70	" (第1突堤8号上屋入口)	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.61	手動	
	71	" (")	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.61	手動	
	72	" (")	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.60	手動	
	73	" (第1突堤8.9号上屋間通路)	"	"	9.00 × 1.16	OP+5.10	手動	
	74	" (第1突堤9号上屋入口)	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.60	手動	
	75	" (")	"	"	6.00 × 0.70	OP+5.62	手動	
	76	" (第1突堤9号上屋東側)	"	"	9.00 × 1.26	OP+4.96	手動	
	77	北島加島 (内港南岸壁)	47・56	"	10.00 × 2.15	OP+4.07	電動	
	78	" (")	"	"	10.00 × 2.15	OP+4.01	電動	
	79	" (")	"	"	10.00 × 1.75	OP+4.46	電動	
	80	" (")	"	"	10.00 × 1.75	OP+4.49	電動	
	大正区鶴町	1	鶴町1	46	片開・1	2.50 × 2.57	OP+3.23	手動
		4	鶴町3	37・47	"	4.00 × 3.56	OP+2.72	手動
		5-1	鶴町2	39・47	引戸・1	3.00 × 2.90	OP+3.04	電動
5-2		"	元	"	6.00 × 1.20	OP+4.97	手動	
6		鶴町1	47	"	3.50 × 2.50	OP+3.24	手動	
8		鶴町5	37・52	"	4.50 × 3.13	OP+2.86	電動	
9		" (浜野造船所前)	37・46	片開・1	1.00 × 1.30	OP+3.60	手動	
10		" (")	"	引戸・1	4.00 × 3.00	OP+2.83	油圧電動	
11		鶴町2	46	角落・1	2.00 × 1.02	OP+4.76	クレーン	
14		鶴町4	48	"	12.00 × 1.00	OP+6.17	クレーン	
15		"	"	"	12.00 × 1.00	OP+6.14	クレーン	
6		船町1 (木津側右岸)	40・51	片開・1	4.50 × 2.10	OP+4.36	手動	
12		船町2	39・50・62	戸船・1	27.66 × 14.03	OP-8.12	曳船	
13		"	"	"	23.60 × 11.64	OP-5.10	曳船	
15		船町1 (木津側右岸)	39・51	片開・1	2.30 × 3.20	OP+3.24	手動	
16	" (")	"	引戸・1	2.60 × 3.20	OP+3.28	手動		
17	" (木津河運河南岸)	43	"	1.80 × 1.70	OP+3.95	手動		
18	" (")	"	"	1.80 × 1.70	OP+3.95	手動		
住之江区南北平林	1	平林南 (第1貯木場入口)	25・50	ローラーゲート・1	7.50 × 7.63	OP-1.50	電動	
	2	" (第2貯木場入口)	26・50	"	7.50 × 7.64	OP-1.50	電動	
	3	" (第3貯木場入口)	31・51	"	8.00 × 7.30	OP-1.70	電動	
	4	平林北 (第4貯木場入口)	44	"	8.30 × 7.70	OP-1.62	電動	
	5	" (第5貯木場入口)	45	"	8.30 × 7.80	OP-1.72	電動	
	7	" (関東大阪火力発電所内)	42	引戸・1	5.00 × 2.00	OP+4.41	手動	
	8	" (")	"	両開・1②	5.00 × 2.00	OP+4.32	手動油圧	
	9	" (")	41	引戸・1	4.00 × 0.60	OP+5.70	手動	
	10	" (")	"	"	4.00 × 0.60	OP+5.68	手動	
	11	" (")	"	"	4.00 × 0.60	OP+5.66	手動	
	12	"	"	"	4.00 × 0.60	OP+5.67	手動	
	13	"	"	"	5.00 × 2.00	OP+4.28	手動	
	14	" (木材倉庫野積上東側)	"	"	5.00 × 2.00	OP+4.24	手動	
	15	" (木材倉庫野積上西側)	"	"	5.00 × 2.00	OP+4.22	手動	
	16	" (新開運輸倉庫構内)	51	"	4.00 × 1.10	OP+5.32	手動	

防潮扉・水門等一覧表（大阪府）計 75 基

（1）防潮扉 計 60 基（私道鉄扉 38 基、公道鉄扉 22 基）

種類	名称等		所在地	敷居高 (OP. m)	止水高 (OP. m)	有効幅 (m)	高さ (m)	開閉方法	型式	施工 年度	備考
鉄扉(私道)	尻無川	右岸 1	西区千代崎3-3-19	4.27	5.27	5.00	1.00	電動式	引戸	H20	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 1	大正区泉尾7	3.37	5.07	8.40	1.70	手動式	引戸	H18	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 2	大正区泉尾7	3.75	5.15	6.00	1.40	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 3	大正区泉尾7-3-30	3.09	5.15	5.00	2.06	電動式	引戸	H19	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 4	大正区泉尾7-3-30	3.11	5.16	5.00	2.05	電動式	引戸	H19	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 5	大正区泉尾6-4-14	3.14	5.19	6.00	2.05	電動式	引戸	H18	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 6	大正区泉尾6-4-14	3.16	5.21	6.00	2.05	電動式	引戸	H18	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 7	大正区泉尾6-4-40	3.19	5.24	4.00	2.05	電動式	引戸	H20	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 8	大正区泉尾6-4-40	3.74	5.14	9.00	1.40	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 9	大正区泉尾6-3-26	3.18	5.25	5.00	2.07	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 10	大正区泉尾6-3-23	3.19	5.26	4.00	2.07	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 11	大正区泉尾6-1-34	3.20	5.26	5.00	2.06	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 12	大正区泉尾6-1-36	3.15	5.25	2.00	2.10	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 12-1	大正区泉尾6-1-31	3.16	5.18	4.00	2.02	電動式	引戸	H20	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 13	大正区三軒家西3-12	4.14	5.18	9.00	1.04	手動式	引戸	H18	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 14	大正区三軒家西3-12	4.15	5.19	9.00	1.04	手動式	引戸	H18	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 15	大正区三軒家西3-3	3.15	5.13	6.00	1.98	手動式	引戸	H16	
鉄扉(私道)	尻無川	左岸 16	大正区三軒家西3-2-12	3.16	5.20	4.00	2.04	電動式	引戸	H20	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 17	大正区三軒家西2-3	3.18	5.23	5.00	2.05	手動式	引戸	H18	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 18	大正区三軒家西2-1	3.16	5.12	5.00	1.96	手動式	引戸	H16	
鉄扉(公道)	尻無川	左岸 19	大正区三軒家西1-7	4.01	5.31	8.00	1.30	手動式	片開	H18	
鉄扉(私道)	木津川	右岸 5	大正区三軒家東3-3-13	3.01	5.17	4.00	2.16	電動式	引戸	H18	
鉄扉(私道)	木津川	右岸 6	大正区三軒家東3-3-13	2.90	4.58	1.00	1.68	電動式	片開	S40	常時閉鎖
鉄扉(私道)	木津川	右岸 7	大正区三軒家東3-3-13	2.91	5.16	3.50	2.25	電動式	引戸	H18	
鉄扉(私道)	木津川	右岸 8	大正区三軒家東2-11-2	3.57	5.18	3.50	1.61	電動式	引戸	H19	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 2	住之江区柴谷1-2-32	2.49	6.54	8.00	4.05	油圧エンジン	引戸	H20	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 3	住之江区柴谷1-2-32	2.61	6.51	7.00	3.90	油圧エンジン	引戸	S44	常時閉鎖
鉄扉(私道)	木津川	左岸 4	住之江区柴谷1-2	3.42	6.72	6.00	3.30	電動式	引戸	H19	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 6	住之江区北加賀屋4-1-55	3.09	6.44	6.00	3.35	油圧エンジン	引戸	H20	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 7	住之江区北加賀屋4-1-55	3.18	6.53	4.00	3.35	油圧エンジン	引戸	S44	常時閉鎖
鉄扉(私道)	木津川	左岸 9	西成区南津守5-5-21	3.16	6.51	7.00	3.35	油圧エンジン	引戸	H20	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 10	西成区南津守5-5-21	3.13	6.48	10.00	3.35	油圧エンジン	引戸	H20	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 19	西成区津守3-8	4.49	6.94	4.00	2.45	手動式	引戸	S45	常時閉鎖
鉄扉(私道)	木津川	左岸 23	西成区津守3-8-31	5.12	6.45	0.90	1.33	手動式	引戸	S42	
鉄扉(公道)	木津川	左岸 25	西成区津守3-8	5.00	6.40	6.50	1.40	手動式	片開	S45	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 28	西成区北津守4-15-24	4.22	6.42	10.00	2.20	油圧エンジン	引戸	H22	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 29	西成区北津守4-15-24	4.37	6.57	4.00	2.20	電動式	引戸	H19	
鉄扉(私道)	木津川	左岸 30	西成区北津守4-15-24	4.24	6.44	6.00	2.20	油圧エンジン	引戸	S45	常時閉鎖
鉄扉(私道)	木津川	左岸 33	西成区北津守3-12-16	5.04	7.24	3.50	2.20	クレーン吊上式	鋼製角落	S45	常時閉鎖
鉄扉(公道)	正連寺川	恩貴島右岸	此花区西島1 伝法6	3.20	4.95	10.50	1.75	手動式	引戸	S39	止水高欄高OP+4.3m
鉄扉(公道)	正連寺川	恩貴島左岸	此花区春日出北1 2	3.30	5.05	9.05	1.75	手動式	引戸	S39	止水高欄高OP+4.3m
鉄扉(私道)	正連寺川	右岸 1	此花区西島1-1-2	3.20	5.25	3.00	2.05	手動式	引戸	S37	
鉄扉(私道)	正連寺川	右岸 2	此花区西島1-1-2	3.08	5.13	3.00	2.05	手動式	引戸	S37	
鉄扉(私道)	正連寺川	右岸 3	此花区西島1-1-4	3.11	5.16	3.00	2.05	手動式	引戸	S37	
鉄扉(私道)	正連寺川	右岸 5	此花区西島1-1-7	3.17	5.22	3.00	2.05	手動式	引戸	S59	
鉄扉(私道)	正連寺川	右岸 6	此花区西島1-1-7	3.20	5.25	3.00	2.05	手動式	引戸	S59	
鉄扉(私道)	神崎川	クボタ 1	西淀川区西島	3.66	8.10	8.00	4.44	手動式	引戸	S42	常時閉鎖
鉄扉(私道)	神崎川	クボタ 3	西淀川区西島	3.55	7.99	8.00	4.44	手動式	引戸	S42	常時閉鎖
鉄扉(私道)	神崎川	合同製鐵	西淀川区西島	3.38	8.06	6.00	4.68	電動式	引戸	H20	
鉄扉(私道)	神崎川	中山鋼業	西淀川区西島	6.77	8.17	4.35	1.40	クレーン吊上式	鋼製角落	S44	
鉄扉(公道)	神崎川	千北橋左岸	西淀川区出来島	6.61	7.61	9.30	1.00	手動式	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	千北橋右岸	西淀川区佃	6.50	7.85	12.20	1.35	手動式	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	大和田船溜	西淀川区出来島1	5.35	7.45	5.70	2.10	手動式	引戸	S49	
鉄扉(公道)	神崎川	千船大橋左岸	西淀川区大和田	6.70	7.70	10.30	1.00	手動式	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	千船大橋右岸	西淀川区佃	6.72	7.72	10.30	1.00	手動式	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	神崎大橋左岸	西淀川区御幣島、千舟	4.20	7.50	20.90	3.30	油圧走行	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	神崎大橋右岸	西淀川区佃	4.95	7.35	21.06	2.40	油圧走行	引戸	S48	
鉄扉(公道)	神崎川	左門橋左岸	西淀川区佃	3.11	7.51	20.30	4.40	手動式	引戸	S48	止水高欄高OP+4.5m
鉄扉(私道)	神崎川	阪急神戸線 神崎川左岸	淀川区新高6	5.41	6.41	4.30	1.00	手動式	引戸	S48	
鉄扉(私道)	神崎川	阪急神戸線 神崎川右岸	豊中市神洲町	5.67	6.32	9.30	0.65	手動式	引戸	S48	

(2) 樋門 計6基

種類	名称等		所在地	構造等
樋門	木津川	右岸 1	大正区三軒家東3-6-4地先	排水樋管φ300フラップ弁付スルースゲート 350×350 2門 水中ポンプφ100
樋門	木津川	右岸 2	大正区三軒家東3-6-2地先	鋼製スルースゲート(手動捲上式) 巾 0.57m フラップ弁付
樋門	木津川	右岸 3	大正区三軒家東3-6-2地先	鋼製スルースゲート(手動捲上式) 巾 0.57m フラップ弁付
樋門	木津川	右岸 4	大正区三軒家東3-3-8地先	鋼製スルースゲート(手動捲上式) 巾 0.71m フラップ弁付
樋門	木津川	左岸	住之江区北加賀屋4-1-55	鋼製スルースゲート(手動捲上式) 巾 0.51m フラップ弁付
樋門	安治川	右岸	此花区西九条7	鋼製スルースゲート(手動式) 640H×680W ヒューム管φ450

(3) 水門 計9基

種類	名称	所在地	敷居高	止水高	有効幅	高さ	型式	遠隔操作化の有無	施工年度
水門	安治川	港区弁天6-3-13 此花区西九条7	-4.50	7.40	57.00	11.90	アーチ型 ゲート	無	S45
水門	尻無川	大正区泉尾7-5-30 港区市岡4	-4.50	5.70	57.00	10.20	アーチ型 ゲート	無	S45
水門	木津川	西成区北津守3 大正区三軒家東3-6-7	-4.50	7.40	57.00	11.90	アーチ型 ゲート	無	S45
水門	正連寺川	此花区島屋2	-3.00	8.90	14.00	11.90	2段ローラー ゲート	有	H11
水門	六軒家川	此花区春日出1-1-1 此花区西九条7	-3.00	7.30	14.00	10.30	2段ローラー ゲート	有	S44
水門	三軒家川	大正区千島1-29-58 大正区三軒家東3	-2.80	7.50	14.00	10.30	走行式2段 スルースゲート	有	S43
水門	出来島	西淀川区西島1地先	-2.67	8.60	10.00	11.27	2段ローラー ゲート	有	S44
水門	旧猪名川	兵庫県尼崎市戸ノ内地先	-0.80	6.70	9.00×2門	7.50	単葉ローラー ゲート	無	S41
水門	番田	東淀川区北江口1	0.43	8.00	18.30×2門	7.57	単葉ローラー ゲート	有	H18

防潮施設等一覧表（国土交通省近畿地方整備局）計9基

通し番号	施設名	敷居高 (O.P.:m)	止水高 (O.P.:m)	径間(幅) (m)	高さ (m)	電動化 の有無	遠隔操作 化の有無	開閉方法		形式	施工年度
								方式	操作		
①	淀川立閘左岸	5.400	7.90	24.00	2.500	有	無	油圧シリンダー	機側・現地	シエル 180° 回転ゲート	平成4年7月
②	淀川立閘右岸	4.870	7.90	24.00	3.030	有	無	油圧シリンダー	機側・現地	シエル 180° 回転ゲート	平成4年7月
③	伝法立閘左岸	6.282 (道路中央部) 6.054 (道路下流部) 6.088 (道路上流部)	7.90	22.80	1.618 (道路中央部) 1.846 (道路下流部) 1.812 (道路上流部)	有	無	ワイヤーロープ	機側・現地	横引ゲート	平成2年7月
④	伝法立閘右岸	6.494 (道路中央部) 6.266 (道路下流部) 6.300 (道路上流部)	7.90	22.80	1.406 (道路中央部) 1.634 (道路下流部) 1.600 (道路上流部)	有	無	ワイヤーロープ	機側・現地	横引ゲート	平成2年7月
⑤	阪神立閘左岸	5.992	7.832	8.50	1.840	無	無	ワイヤーロープ	現場直接	横引ゲート	昭和40年4月
⑥	阪神立閘右岸	5.929	7.824	8.50	1.895	無	無	ワイヤーロープ	現場直接	横引ゲート	昭和40年4月
⑦	西島水門	-2.720	7.900	9.00	10.620	有	有	ワイヤーロープ	機側	2段式ローラ	平成13年6月
⑧	伝法水門	-2.045	7.900	8.50	9.945	有	有	ワイヤーロープ	機側	2段式ローラ	平成14年6月
⑨	毛馬水門	-0.400	10.570	7.0×3	10.970	有	有	ワイヤーロープ	遠方・機側	ローラゲート	昭和49年7月

防潮施設等一覧表（大阪市建設局）計10基

防潮扉

河川名又は 防潮河川名	名称	敷居高 (O.P.:m)	止水高 (O.P.:m)	径間(幅) (m)	高さ (m)	電動化の 有無	形式	施工年度	操作担当
西島町防潮堤	西島3号鉄扉	3.80	5.50	10.00	1.70	手動	引戸		㈱クボタ
西島町防潮堤	西島6号鉄扉	3.55	5.50	11.00	1.95	電動	引戸	平成14年度	合同製鐵㈱
常吉町防潮堤	常吉鉄扉	5.20	6.80	6.00	1.60	手動	引戸		大阪ガス㈱
道頓堀川左岸	道左2号鉄扉	3.30	5.10	5.00	1.80	手動	引戸		常時閉鎖
道頓堀川左岸	道左3号鉄扉	3.30	5.10	5.90	1.80	手動	引戸		常時閉鎖

水門

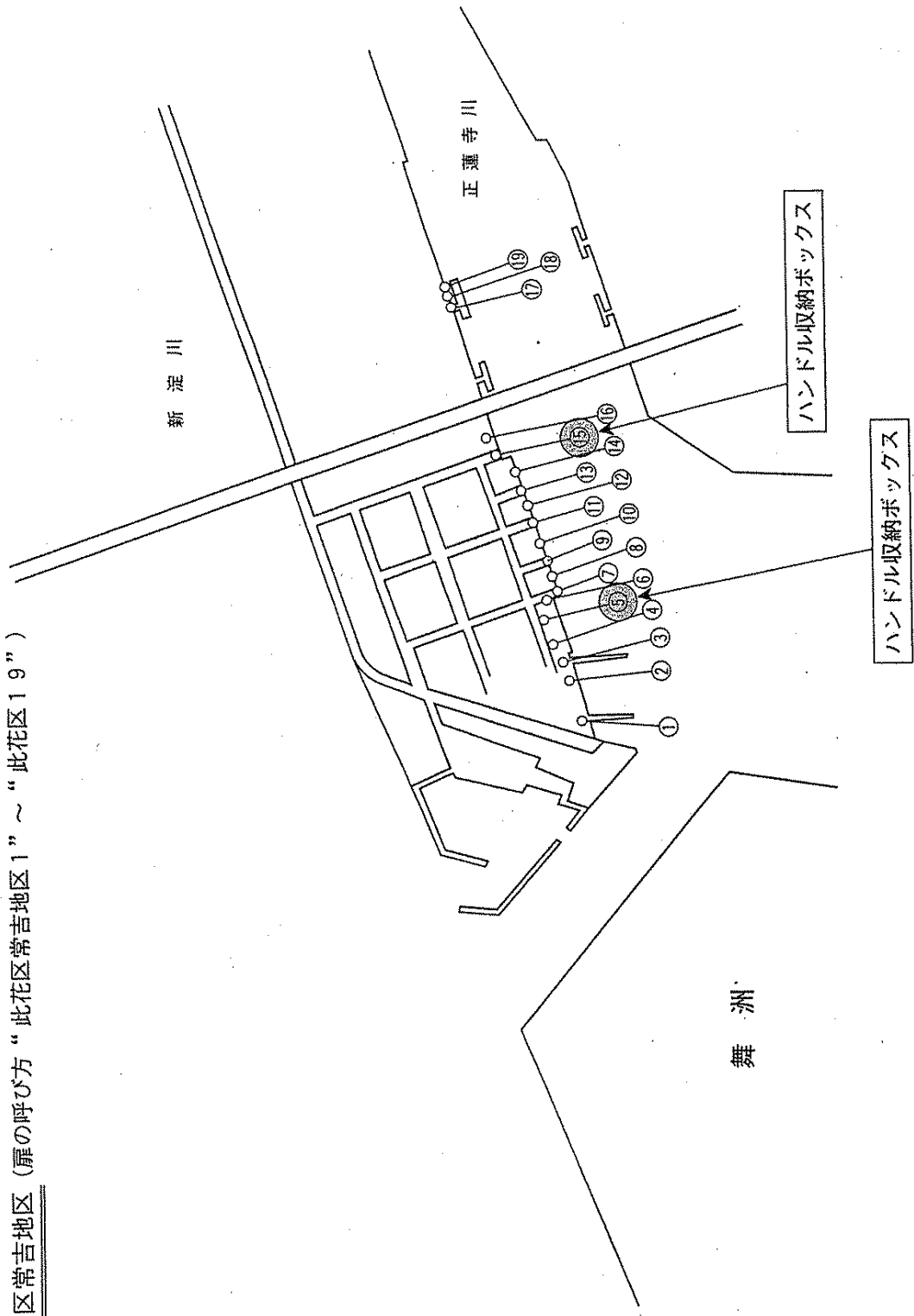
河川名又は 防潮河川名	名称	敷居高 (O.P.:m)	止水高 (O.P.:m)	径間(幅) (m)	高さ (m)	電動化の 有無	形式	施工年度	操作担当
道頓堀川	道頓堀川水門	-2.10	3.50	12.50	7.10	電動	2段ローラーゲート	平成12年度	河川管理事務所
東横堀川	東横堀川水門	-1.50	3.50	22.00	6.10	電動	サブマージアルゲート	平成12年度	河川管理事務所
住吉川	住吉川水門	-2.00	5.60	8.00	7.60	電動	ローラーゲート		南工営所
城北川	大川口水門	-1.20	4.60	15.76	5.80	電動	引揚扉	平成12年度	河川管理事務所

樋門

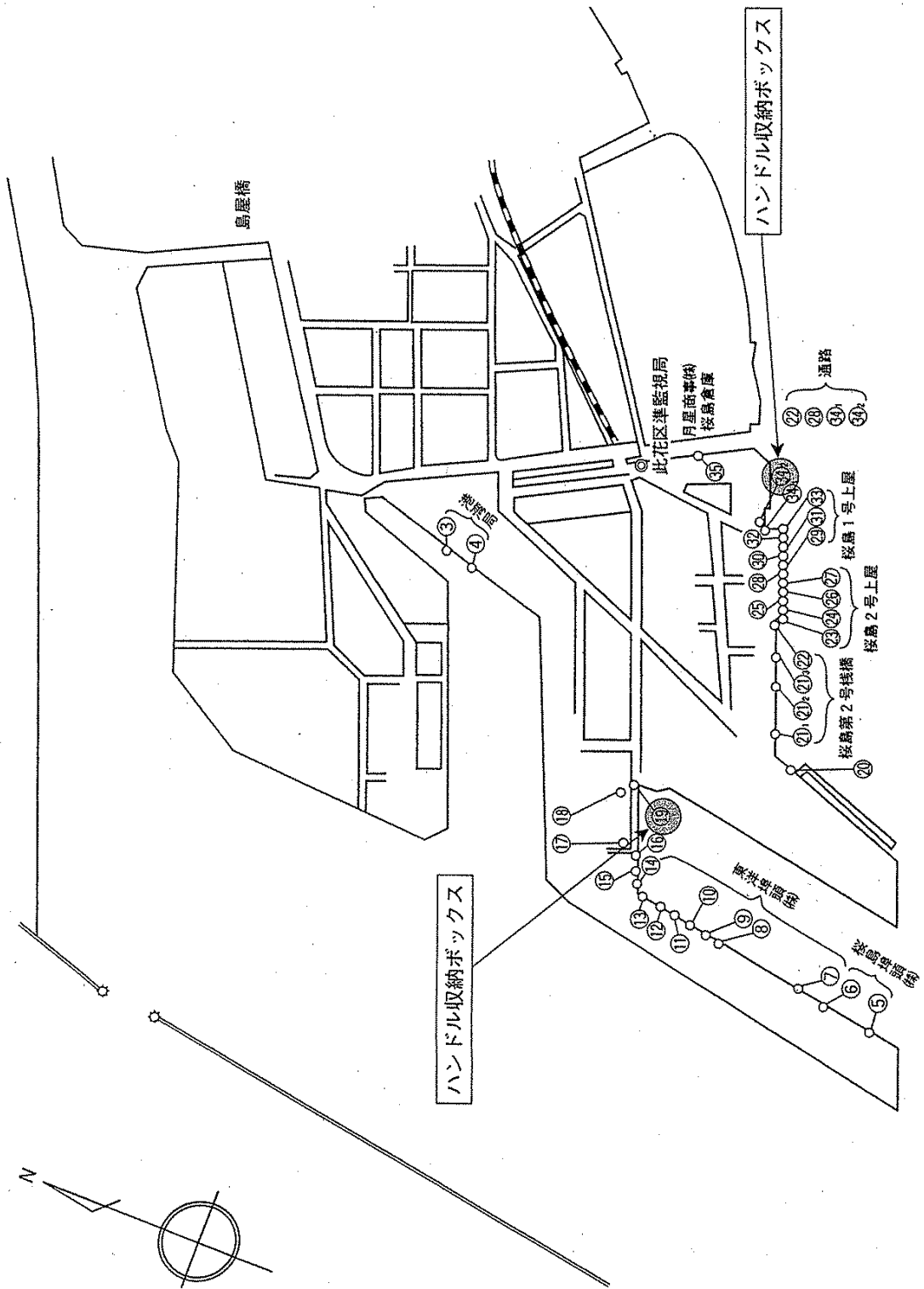
河川名又は 防潮河川名	名称	敷居高 (O.P.:m)	止水高 (O.P.:m)	径間(幅) (m)	高さ (m)	電動化の 有無	形式	施工年度	操作担当
十三間川	十三間川樋門	1.40	2.47	1.15	1.07	手動	スピンドル吊上式		南工営所

防潮扉、水門位置図

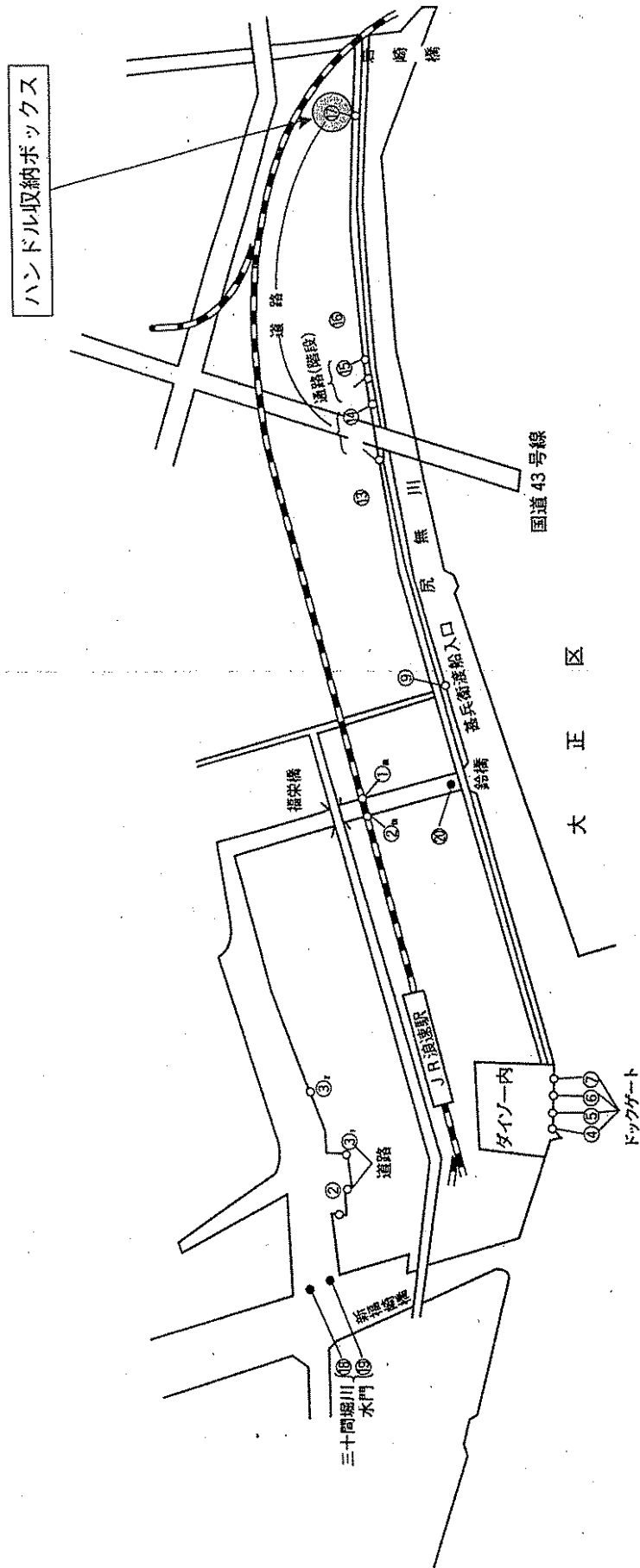
此花区常吉地区（扉の呼び方“此花区常吉地区1”～“此花区19”）



此花区北港・桜島地区 (扉の呼び方“此花区1”～“此花区35”)

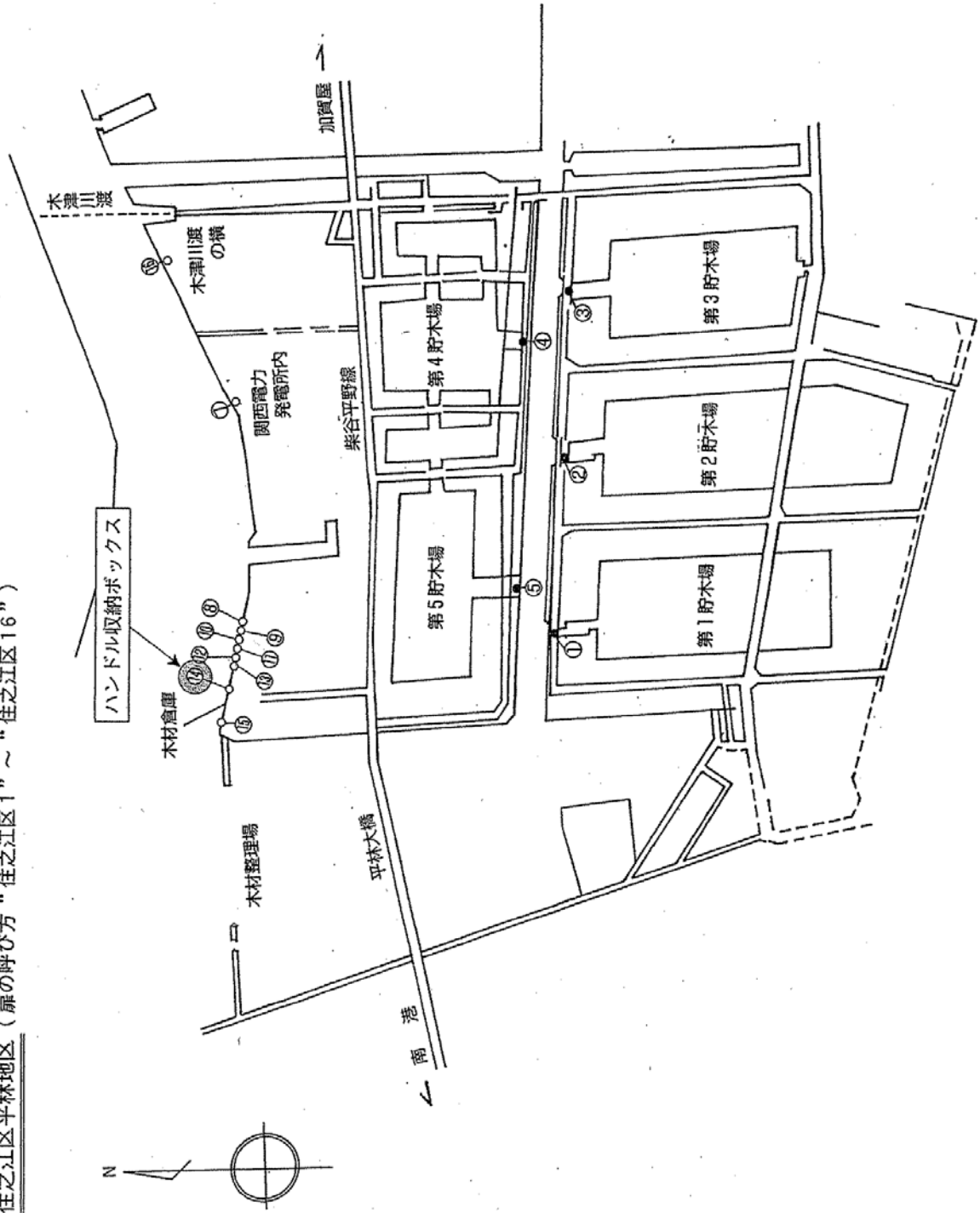


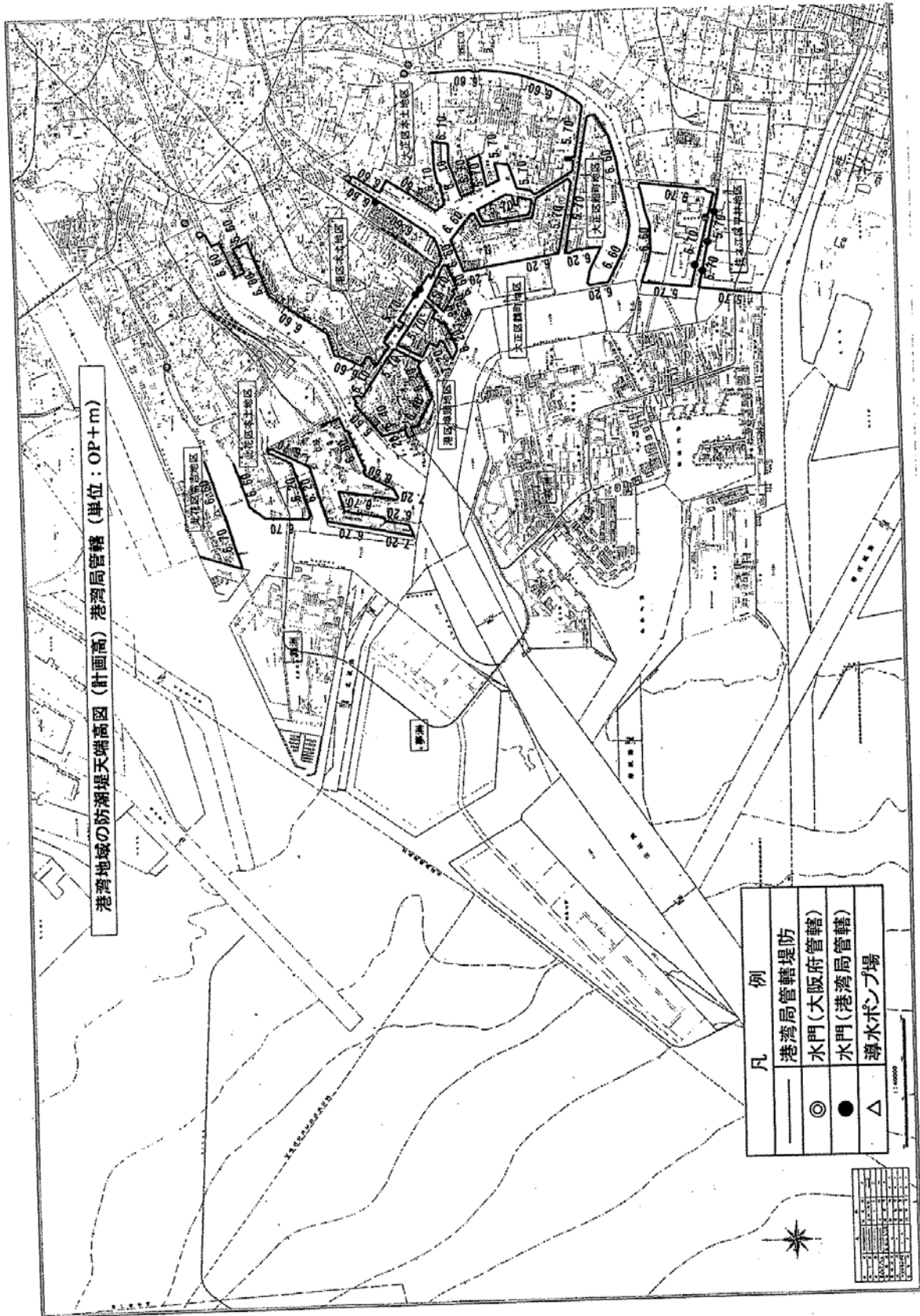
港区福崎・尻無川右岸地区 (扉の呼び方“港区福崎、尻無川右岸1”～“港区福崎、尻無川右岸20”)



港区 鉄道路線地区①② (扉の呼び方“港区鉄道1”～“港区鉄道2”)

住之江区平林地区（扉の呼び方“住之江区1”～“住之江区16”）



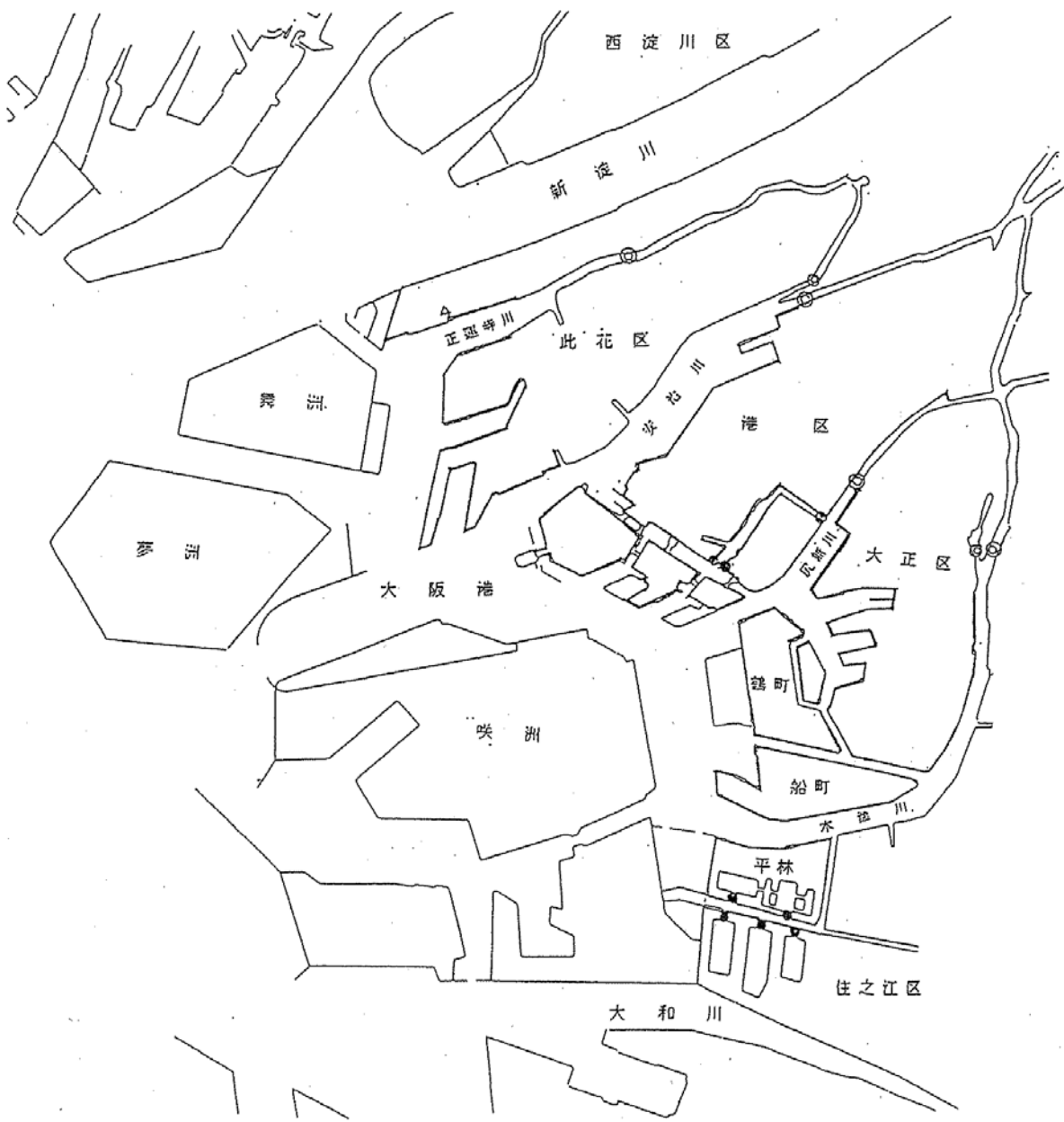


港湾地域の防潮堤天端高図(計画高) 港湾局管轄(単位:OP+m)

凡 例	
—	港湾局管轄堤防
◎	水門(大阪府管轄)
●	水門(港湾局管轄)
△	導水ポンプ場

1:10,000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

港湾地域の水門及び排水ポンプ場 位置図



凡 例	
—	港湾局管轄堤防
◎	水門（大阪府管轄）
●	水門（港湾局管轄）
△	排水ポンプ場

交通規制基準(阪神高速道路株式会社)

発生事案	区間	規制基準値	規制の内容	広報
強風	湾岸線	風速10m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターからのラジオ放送
		風速15m/s以上	流入制限(1ブースとする) 速度制限	
		風速20m/s以上	通行禁止	
	その他	風速15m/s以上	注意表示	同上
		風速20m/s以上	流入制限(1ブースとする)	
		風速25m/s以上	通行禁止	
大雨	—————	注意表示・その他必要な交通規制	同上	
火災	—————	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	同上	
濃霧	港大橋	視界100m以上160m未満	注意徐行表示	同上
		視界100m未満	通行禁止	
	その他	視界300m以下	注意徐行表示	
		視界 50m以下	通行禁止	
地震	震度4	注意表示	同上	
	震度5弱	減速表示・入路閉鎖		
	震度5強以上	通行禁止		

別表1(第2編第1章第1節第1項関係)

防災体制の発令基準

災害体制	営業中の高速道路等		建設中の高速道路等	
	支社	管理事務所	支社	工事事務所
地震発生した場合	警戒体制 計測震度4.0以上を観測した場合	同左	工事中の区域で震度5弱以上を観測した場合	同左
	緊急体制 点検等(第3編第3章第3項に規定する点検等をいう。以下同じ。)の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一. 計測震度4.5以上を観測した場合 二. 点検等の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	工事現場が被害を受け、第三者に影響を及ぼした場合、又は復旧に相当な時間を要する場合	同左
	非常体制 点検等の結果、次の各号の一に該当する場合 一. 広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二. 死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三. 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県において、震度6弱以上を観測した場合	同左	点検等の結果、次の各号の一に該当する場合 一. 第三者又は工事現場に多大な被害があった場合、若しくは社会的影響が甚大な場合 二. 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県において、震度6弱以上を観測した場合	同左
異常降雨による場合	連絡体制 管理事務所が第一警戒体制に入った場合	——	工事事務所が連絡体制に入った場合	大雨警報が発令され、その警報が警報が長時間継続すると予測される場合
	第一警戒体制 管理事務所が第二警戒体制に入った場合	大雨警報が発令された場合	工事事務所が第一警戒体制に入った場合	連続雨量が100mm以上に達し、今後も継続することが予測される場合
	第二警戒体制 別表13-1に示す通行止め基準値に達した場合	別表13-1に示す通行規制基準値に達した場合	工事事務所が第二警戒体制に入った場合	連続雨量が200mm以上に達し、今後も継続することが予測される場合
その他	警戒体制 点検等の結果被害が確認され通行止めを必要とする場合	別表13-1に示す通行止め基準値に達した場合	工事現場が被害を受け、第三者に影響を及ぼした場合、又は復旧に相当な時間を要する場合	同左
	非常体制 次の各号の一に該当する場合 一. 広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二. 死傷者が多数等、社会的影響が甚大である場合	同左	第三者又は工事現場に多大な被害があった場合、若しくは社会的影響が甚大な場合	同左
その他	警戒体制 次の各号の一に該当する場合 一. 2以上の管理事務所が、防災体制に入った場合 二. 重大事故等の発生により必要と認められる場合	次の各号の一に該当する場合 一. 過去の災害、その他を勘案して、災害の発生のおそれがある場合 二. 暴風警報が発令された場合 三. 重大事故等の発生により必要と認められる場合	当該建設部管轄の2以上の工事事務所が防災体制に入った場合	暴風警報が発令された場合
	緊急体制 次の各号の一に該当する場合 一. 点検等の結果被害が確認され通行止めを必要とする場合 二. 重大事故等の発生により必要と認められる場合	次の各号の一に該当する場合 一. 点検等の結果、通行止めを必要とする場合 二. 重大事故等の発生により必要と認められる場合	点検等の結果、工事現場が被害を受け、第三者に影響を及ぼした場合、又は復旧に相当な時間を要する場合。	同左
その他	非常体制 次の各号の一に該当する場合 一. 広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二. 死傷者が多数等、社会的影響が甚大である場合	同左	点検等の結果、第三者又は工事現場に多大な被害があった場合、若しくは社会的影響が甚大な場合	同左

- ※ 計測震度とは、営業中の高速道路等に設置された地震計によって計測された震度で、地震動の強さを表す指標であり、揺れの強さの程度を数値化したものをいう。
- ※ 表中の震度階は、気象庁発表の震度階を表し、地震計の設置されていない建設中の高速道路等の警戒体制並びに大規模地震による非常体制の発令基準に適用する。
- ※ 営業中の高速道路等において計測震度が不測の事態によって計測されなかった場合、次の震度階級(気象庁発表)を代替基準として適用するものとする。
(計測震度4.0以上→震度4以上、計測震度4.5以上→震度5弱以上、計測震度5.0以上→震度5強以上)
- ※ 連続雨量とは、雨の降り始めから降り終わりまで(但し、途中時間降雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は連続雨量としない)
- ※ 重大事故等の発生に対する防災体制の発令は、別表14の防災体制発令参考基準を参考とする。

別表 1 3 (第 2 編第 2 章関係)

道 路 名	通 行 規 制 基 準					通 行 止 基 準			
	地 震	異 常 降 雨	そ の 他	地 震	異 常 降 雨	そ の 他			
北陸自動車道 (米原 J ~ 木之本)	計測震度 4. 0 以上 4. 5 未満	別表 1 3 - 1 のとおり	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。	計測震度 4. 5 以上	別表 1 3 - 1 のとおり ただし、基準値によらず冠水 視界不良等により安全走行を 確保できないと判断される場 合は適宜通行止めを実施	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。	計測震度 4. 5 以上	別表 1 3 - 1 のとおり ただし、基準値によらず冠水 視界不良等により安全走行を 確保できないと判断される場 合は適宜通行止めを実施	同 上
名神高速道路 (関ヶ原 ~ 西宮)									
中国自動車道 (吹田 J ~ 佐用)									
近畿自動車道									
西名阪自動車道									
阪和自動車道									
山陽自動車道 (神戸 J ~ 備前)									
舞鶴若狭自動車道									
関西空港自動車道									
播磨自動車道									
湖西道路	計測震度 4. 0 以上 4. 5 未満	別表 1 3 - 1 のとおり	同 上	計測震度 4. 5 以上	同 上	同 上	同 上	同 上	
第二神明道路									
海南湯浅道路									
湯浅御坊道路									
京滋バイパス									
京奈道路									
京都丹波道路									
第二京阪道路									

異常降雨関係道路通行規制基準等

道路名	管理事務所	種別 (事務所体制) IC名	通行止基準値 (緊急体制発令基準値)			通行規制基準値 (第二警戒体制発令基準値)	備考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm)		連続雨量(mm)	
				連続雨量	時間雨量		
名神	彦根	関ヶ原IC ～ 八日市IC	250	190	45	140	
		栗東 ～ 京都東IC	200	180	50	130	
	吹田	吹田IC ～ 豊中IC	230	170	50	120	
		西宮IC	-	-	-	120	
北陸道	彦根	木之本IC ～ 米原IC	150	130	30	100	
		米原JCT	250	190	45	140	
近畿道	吹田	吹田TB ～ 長原IC	-	-	-	120	
	南大阪	松原JCT					
中国道	神戸	吹田JCT ～ 宝塚IC	-	-	-	110	
		吉川IC	210	160	45	110	
	福崎	滝野社IC ～ 福崎IC	180	150	50	100	
		山崎IC	180	130	35	90	
		佐用IC	220	180	45	130	
			200	150	45	100	
山陽道	神戸	神戸JCT ～ 三木小野IC	170	120	45	70	
	姫路	姫路東IC ～ 備前IC	220	140	35	100	
山西陽道線	神戸	三木JCT ～ 神戸西IC	170	120	45	70	
舞鶴道	神戸	吉川JCT ～ 三田西IC	210	160	45	110	
		綾部IC	180	130	45	80	
	福知山	舞鶴東IC ～ 小浜西IC	160	110	40	70	
			180	110	45	60	
西名阪	南大阪	松原JCT ～ 藤井寺IC	-	-	-	90	
		天理IC	170	130	40	90	
関空道	南大阪	泉佐野JCT ～ 上之郷IC	200	150	35	110	
		りんくうJCT	-	-	-	110	

異常降雨関係道路通行規制基準等

道路名	管理事務所	種別 (事務所体制)	通行止基準値 (緊急体制発令基準値)			通行規制基準値 (第二警戒体制発令基準値)	備考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量 (mm)	連続雨量 時間雨量	連続雨量(mm)	
		IC名					
阪和道	南大阪	松原JCT ～ 堺IC	-	-	-	110	
		泉佐野JCT ～ 阪南IC	200	150	35	110	
	湯浅道	海南IC ～ 吉備IC	170	110	40	70	
湯浅道	御坊道	吉備南IC ～ 御坊IC	190	140	50	90	
阪和道		御坊南IC ～ 印南IC ～ 南部IC	180	120	45	70	
第二神明	第二神明	須磨IC ～ 明石西IC	180	150	35	110	
第二神北線		垂水JCT ～ 永井谷JCT	180	150	35	110	
京都丹波道	京都丹波	沓掛IC ～ 千代川IC	180	120	50	70	
		～ 丹波IC	180	120	40	80	
京滋バイパス	茨木	瀬田東IC ～ 笠取IC	180	160	50	110	
		～ 巨椋IC	-	-	-	110	
		～ 大山崎JCT	-	-	-	110	
京奈道路	茨木	城陽IC ～ 田辺北IC	-	-	-	50	
		～ 田辺西IC	140	100	45	50	
		～ 木津IC	100	-	-	50	
湖西道路	栗東	坂本北IC ～ 志賀IC	180	130	40	90	
播磨道	姫路	播磨JCT ～ 播磨新宮	130	90	30	50	
第二京阪道	茨木	巨椋池IC ～ 八幡東IC	-	-	-	50	
		～ 枚方東IC	140	100	50	50	

(注:1) 通行規制基準とは交通管理者に対し道路管理者として速度規制を協議する目安の基準

(注:2) 連続雨量は雨の降り始めから降り終わりまで(但し、途中2mm以下の降雨が6時間継続した場合、連続雨量としない)

地下鉄及びニュートラム施設の種類及び現況表

平成23年3月現在

線 名		御堂筋線	谷町線	四つ橋線	中央線	千日前線	堺筋線	長堀 鶴見緑地線	今里筋線	ニュートラム 南港 ポートタウン線	合 計	
項 目		(第1号線)	(第2号線)	(第3号線)	(第4号線)	(第5号線)	(第6号線)	(第7号線)	(第8号線)			
線 区 概 要	営業区間	江坂～ 中百舌鳥	大日～ 八尾南	西梅田～ 住之江公園	コスモスクエア～ 長田	野田阪神 ～南巽	天神橋筋六 ～天下茶屋	大正～ 門真南	井高野～ 今里	コスモスクエア～ 住之江公園		
	営業キロ	24.5km	28.1km	11.4km	17.9km	12.6km	8.5km	15.0km	11.9km	7.9km	137.8km	
	駅 数	20 駅	26 駅	11 駅	14 駅	14 駅	10 駅	17 駅	11 駅	10 駅	108 駅	
構 築 区 分 延 長	トンネル	19,630m	28,002m	11,551m	12,118m	12,839m	9,395m	15,307m	12,101m	480m	121,423m	
	地 上	鉄橋	1,410m	—	—	814m	—	—	—	—	1,421m	3,645m
		コンク リート橋	3,460m	—	—	4,943m	—	—	—	—	6,091m	14,494m
		その他	226m	334m	—	425m	—	—	—	—	203m	1,228m
	計	24,766m	28,336m	11,551m	18,300m	12,839m	9,395m	15,307m	12,101m	8,195m	140,790m	
車 両	保有車両数	410両	246両	132両	120両	68両	136両	100両	68両	80両	1,360両	
	検 車 場	中百舌鳥	大日(八尾)	緑木	森之宮	森之宮	東吹田	鶴見	鶴見 (鶴見緑地北)	南港		
電 気	変 電 所	15ヵ所	13ヵ所	4ヵ所	7ヵ所	4ヵ所	2ヵ所	4ヵ所	3ヵ所	6ヵ所	58ヵ所	
	電気方式	750	750	750	750	750	1,500	1,500	1,500	3相 600V		
	集電方式	第3軌条	第3軌条	第3軌条	第3軌条	第3軌条	架空線	架空線	架空線	剛体複線式		
信 号	転てつ機	96台	107台	66台	72台	27台	47台	54台	36台	38台	507台	
	継 電 器	2,742台	3,337台	1,071台	1,463台	111台	1,222台	540台	658台	1,124台	12,268台	
	信 号 機	446基	466基	200基	266基	22基	173基	55基	19基	17基	1,664基	
通 信	交 換 機	3台	3台	2台	4台	3台	3台	2台	1台	2台	23台	
	電 話 機	762台	745	438	294	178	270	677	289	265	3,918台	
	ケーブル	256.4km	205.0km	94.7km	219.6km	101.2km	64.1km	164.0km	137.7km	63.9km	1,306.6km	
排 気 口		17箇所	29箇所	11箇所	11箇所	13箇所	10箇所	28箇所	18箇所	—	137箇所	
吸 気 口		20箇所	30箇所	10箇所	12箇所	16箇所	9箇所	21箇所	19箇所	—	137箇所	
自然換気口		18箇所	10箇所	—	1箇所	2箇所	1箇所	4箇所	1箇所	—	37箇所	
ポンプ室		49箇所	54箇所	26箇所	25箇所	28箇所	25箇所	25箇所	15箇所	1箇所	248箇所	

注1： 交差駅である本町、心斎橋、難波、大国町、動物園前、天王寺、太子橋今市、天神橋筋六丁目、南森町、谷町四丁目、谷町六丁目、谷町九丁目、四つ橋、住之江公園、コスモスクエア、阿波座、堺筋本町、森ノ宮、緑橋、西長堀、日本橋、今里、長堀橋の23駅は、それぞれ各号線の駅数に計上し、合計では1駅とした。

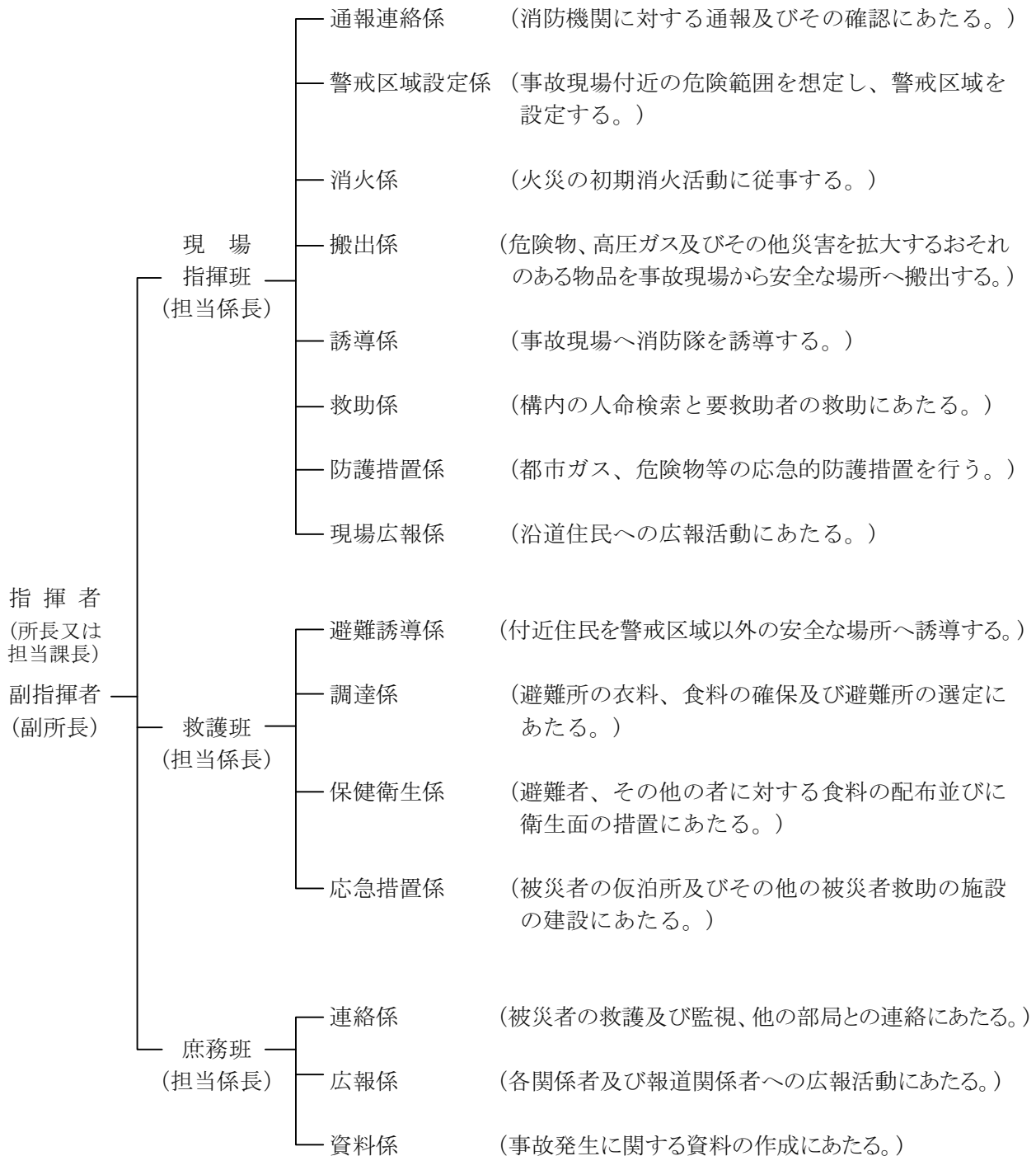
注2： 構築区分延長の地上・コンクリート橋には合成桁を含む

注3： 構築区分延長の地上・その他にはU型隧道、擁壁を含む

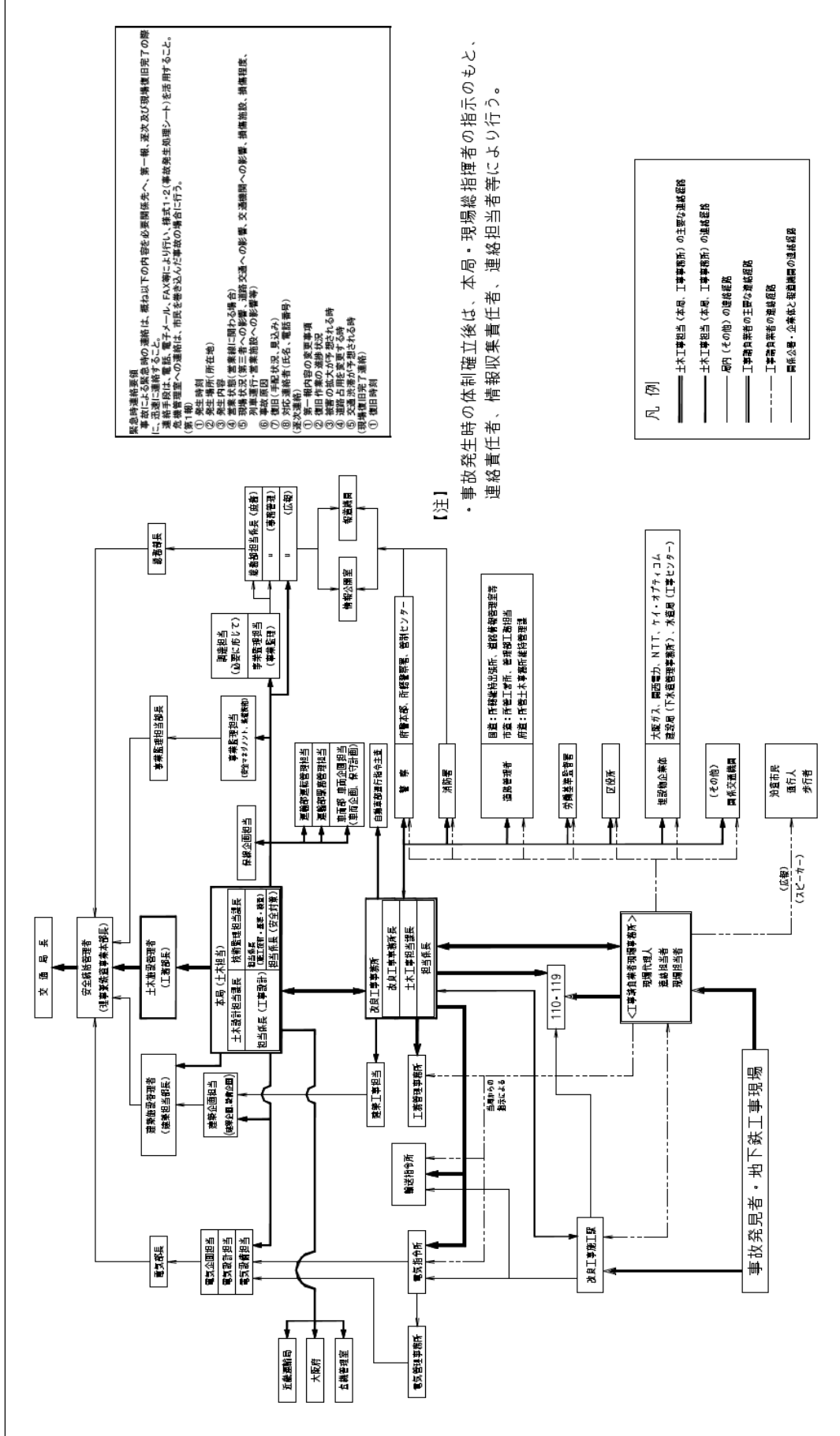
注4： 関西電力からの送電の停止に備え、各駅構内に予備灯を設置するとともに、中津変電所内(3,300V、6,600V、500kW)、天王寺変電所内(3,300V、6,600V、1200kW)、谷町九丁目変電所内(6,600V、500kW)、桜川変電所内(6,600V、800kW)、長堀橋変電所内(6,600V、500kW)、鶴見発電機室内(6,600V、500kW)、森之宮変電所内(6,600V、1,500kW)、守口変電所内(6,600V、800kW)、海岸通発電機室内(6,600V、500kW)にガスタービン発電機を、堀江変電所内(3,300、6,600V、400kW)、中百舌鳥変電所内(6,600V、400kW)、及び長原変電所内(6,600V、500kW)にディーゼル発電機を設置している。

注5： 通信ケーブルの長さは、幹線ケーブルの総延長とした。

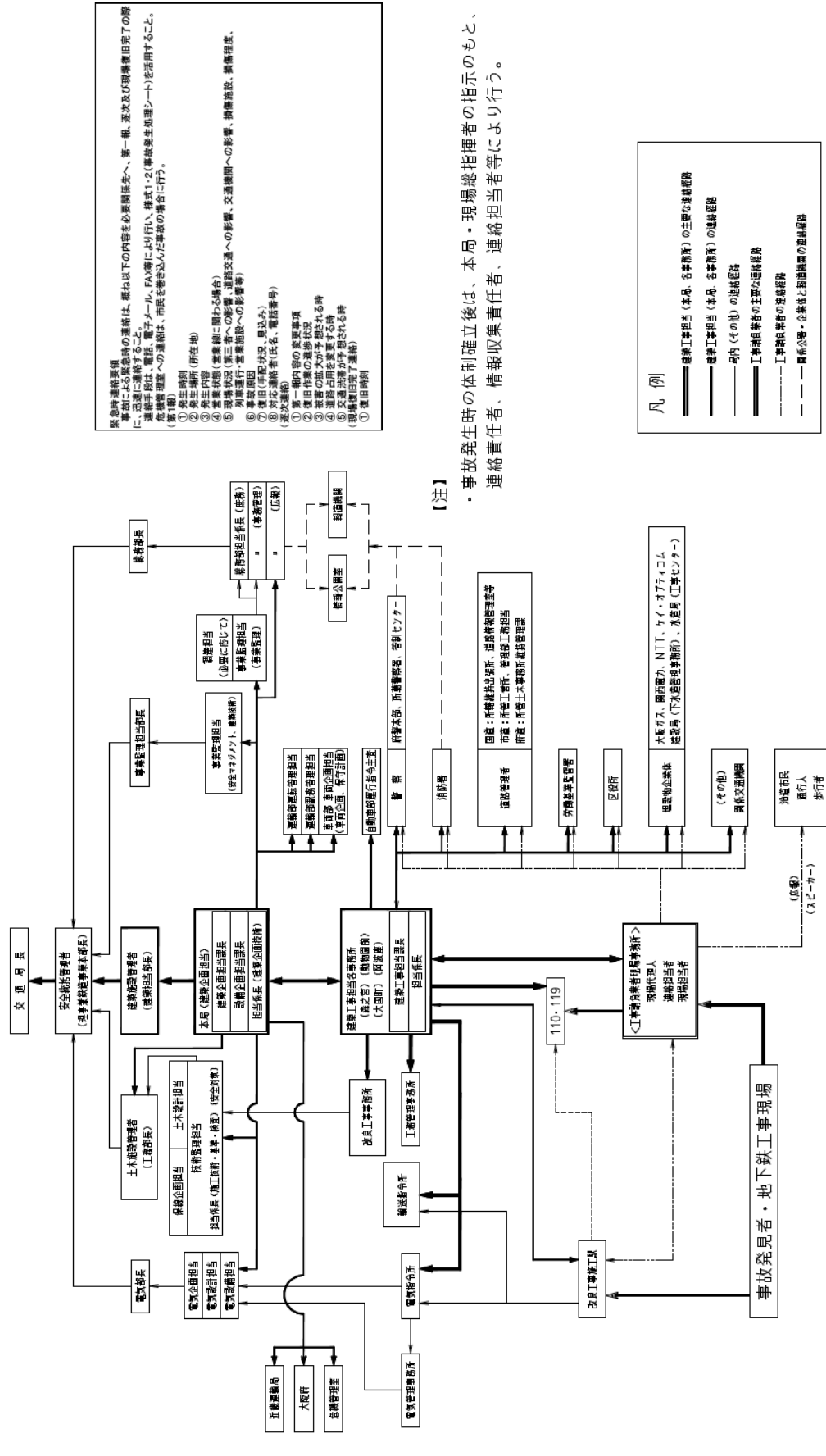
工事中における交通局改良工事事務所緊急時人員編成表



緊急連絡体制系統図 土木工専用



緊急連絡体制系統図 建築工事中



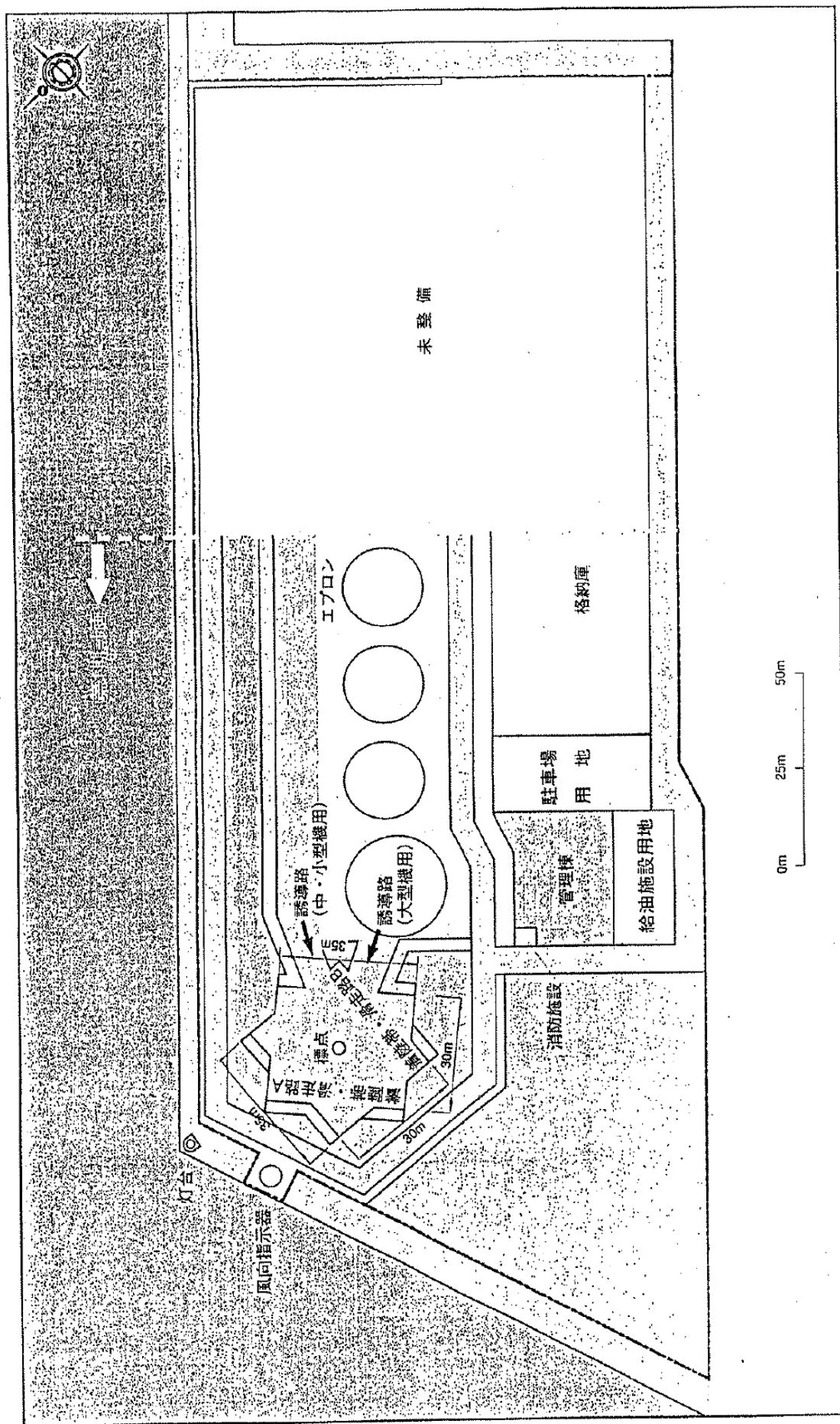
鉄軌道事業の概要

鉄軌道事業者名		市内延長距離(km)				
		橋梁 延長(km)	高架橋 延長(km)	トンネル 延長(km)	その他 延長(km)	
JR西日本、 JR東海	在来線	86.70	9.40	21.00	10.70	45.60
	新幹線	10.90	1.40	9.50	0.00	0.00
阪神電気鉄道		14.70	3.48	5.20	4.12	1.90
阪急電鉄		23.40	4.30	4.90	0.40	13.80
京阪電気鉄道		9.91	0.68	1.57	4.56	3.10
近畿日本鉄道		11.52	0.35	7.66	2.52	0.99
南海電気鉄道		16.24	0.99	7.03	0.00	8.22
阪堺電気軌道		11.30	0.20	0.00	0.00	11.10

大阪市営地下鉄

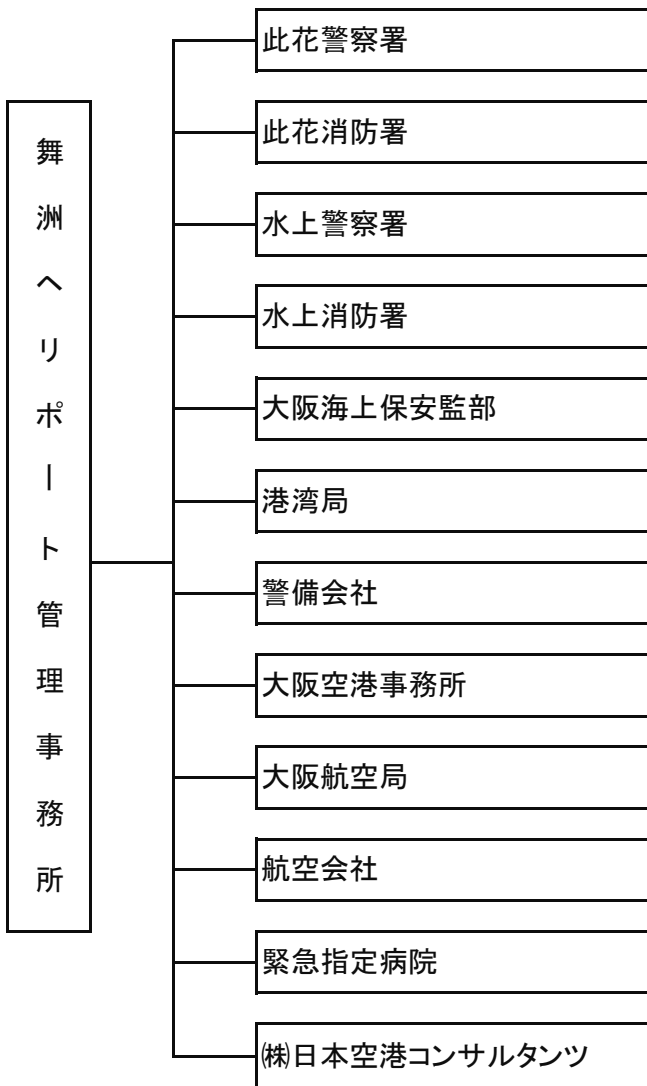
- ①1号線(御堂筋線)
- ②2号線(谷町線)
- ③3号線(四つ橋線)
- ④4号線(中央線)
- ⑤5号線(千日前線)
- ⑥6号線(堺筋線)
- ⑦7号線(長堀鶴見緑地線)
- ⑧8号線(今里筋線)
- ⑨南港ポートタウン線

舞洲へリポート概況図

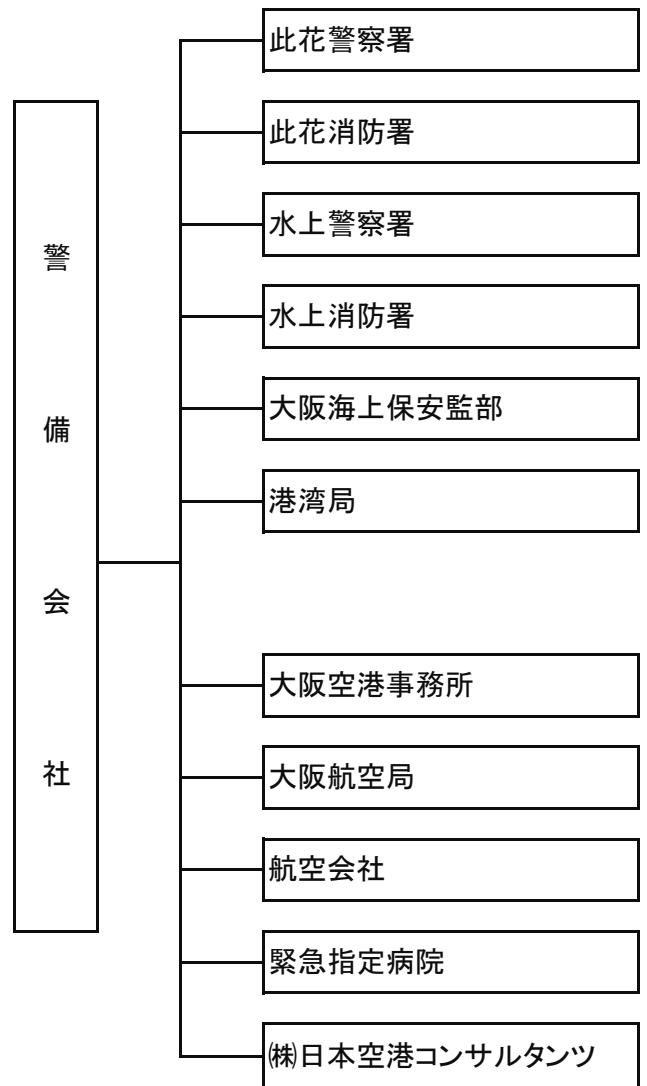


緊急連絡体制表

(運用時間内)



(運用時間外)



赤十字奉仕団現況表

平成23年1月1日現在

区 名	連 合 数	町 会 数	班 数
北 区	19	205	2,013
都 島 区	9	128	1,823
福 島 区	10	103	1,641
此 花 区	10	115	1,724
中 央 区	25	264	1,438
西 区	14	130	1,331
港 区	11	168	1,858
大 正 区	10	124	1,994
天 王 寺 区	9	87	1,135
浪 速 区	10	90	956
西 淀 川 区	14	143	3,037
淀 川 区	18	221	4,392
東 淀 川 区	17	214	4,904
東 成 区	11	151	2,484
生 野 区	19	225	4,173
旭 区	10	140	3,137
城 東 区	16	238	4,954
鶴 見 区	12	162	2,950
阿 倍 野 区	10	149	3,324
住 之 江 区	14	171	3,527
住 吉 区	12	136	3,975
東 住 吉 区	14	216	4,940
平 野 区	22	254	5,058
西 成 区	16	218	3,338
計	332	4,052	70,106